

平成 10 年 11 月 12 日

自審第 1252 号

最終改正 令和 8 年 1 月 9 日改正

国自審第 2150 号

自動車型式認証実施要領について（依命通達）

目次

- 第 1 用語の定義
- 第 2 自動車型式指定実施要領
- 第 3 新型自動車取扱要領
- 第 4 検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の型式認定要領
- 第 5 削除
- 第 6 自動車型式認証申請書提出要領等
- 第 7 経過措置

第 1 用語の定義

この通達における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 「法」とは、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）をいう。
- (2) 「施行規則」とは、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）をいう。
- (3) 「型式指定規則」とは、自動車型式指定規則（昭和 26 年運輸省令第 85 号）をいう。
- (4) 「保安基準」とは、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）をいう。
- (5) 「装置指定規則」とは、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）をいう。
- (6) 「長距離耐久告示」とは、自動車型式指定規則第 3 条第 1 項の規定による独立行政法人自動車技術総合機構に提示する自動車に係る走行の要件並びに同条第 4 項に規定する国土交通大臣が定める自動車及び国土交通大臣が定める書面（昭和 58 年 7 月 30 日運輸省告示第 331 号）をいう。
- (7) 「細目告示」とは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）をいう。
- (8) 「協定規則」とは、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する規則をいう。
- (9) 「適用関係告示」とは、「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示」（平成 15 年国土交通省告示第 1318 号）をいう。
- (10) 「旧技術基準」とは、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について（依命通達）」（昭和 58 年 10 月 1 日付け自車第 899 号）に掲げる別添技術基準をいう。
- (11) 「細目告示技術基準」とは「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）に掲げる別添技術基準をいう。
- (12) 「指定装置等」とは、法第 75 条の 3 第 1 項による指定を受けた装置及び法第 75 条の 3 第 7 項により指定を受けたとみなされる装置をいう。
- (13) 「旧施行規則」とは、道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成 10 年運輸省令第 67 号）による改正前の道路運送車両法施行規則をいう。
- (14) 「装置指定通知書等」とは、装置指定規則第 9 条の装置型式指定通知書又は既指定装置型式指定通知書をいう。
- (15) 「認定証」とは、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に基づく規則に定める認定証をいう。
- (16) ① 「不正行為に係る部品について改善措置が適切に講じられていること及び改善措置の届出に関する不正行為の再発を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面」とは、法第 63 条の 3 第 1 項に規定する改善措置の届出（以下「改善措置の届出」という。）に

関する重大な不正行為を行った者から申請等があった自動車に、当該改善措置に係る自動車の部品と同種のもので使用されている場合に提出する書面をいう。

② 「改善措置の届出に関する重大な不正行為」とは、次の各号に掲げる行為であって、その行為に係る部品の不具合が原因で、死亡事故又は重傷事故が発生している又はその発生が明らかに見込まれる場合等をいう。

(ア) 法第 63 条の 2 第 5 項の規定による命令に違反したこと。

(イ) 法第 63 条の 3 第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたこと。

(ウ) 法第 63 条の 4 第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたこと。

③ 「当該改善措置に係る自動車の部品と同種のもので使用されている自動車」とは、自動車の種別に係らず、法第 63 条の 3 第 1 項の規定により適切に改善措置を行うべきであった部品と同じ機能の部品が使用されている自動車をいう。

(17) 「完成検査」とは、法第 75 条第 4 項の検査をいう。

(18) 「研究所」とは、独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所をいう。

(19) 「検査部」とは、独立行政法人自動車技術総合機構検査部をいう。

(20) 「外国自動車試験機関」とは、研究所が外国で製作された自動車の保安基準への適合性の審査に係る業務を円滑に実施するため、その定めるところにより、当該機関により外国で実施した試験結果（当該機関の職員が出張して、研究所が予め確認した自動車製作者の試験施設において、試験を実施した場合の試験結果を含む。）を活用することが認められた機関をいう。

(21) 電子申請とは「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）」に基づく、電子申請の総合窓口（e-GOV）電子申請システムを利用し、国土交通省オンライン申請システムを経由して行うオンライン申請・届出等をいう。

(22) 「登録情報処理機関」とは、法第 7 条第 4 項の規定により国土交通大臣の登録を受けた者をいう。

(23) 「審査事務規程」とは、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項に基づき、独立行政法人自動車技術総合機構において定めた審査事務の実施に関する規程をいう。

(24) 「ハイブリッド自動車」とは、内燃機関及び駆動用の電動機又は油圧モーターを有するものをいう。

(25) 軽中量車の「プラグインハイブリッド自動車」とは、次の全ての要件を満たすものをいう。

① (24) の自動車のうち、当該自動車の運動エネルギーを電気エネルギーに変換して電動機駆動用蓄電装置（以下「蓄電装置」という。）に充電する機能及び蓄電装置を充電するための外部充電装置を備えていること。

② バッテリー容量レシオ（単位車両重量あたりの走行に關与するバッテリー容量）が、0.002kWh/kg 以上であること。

(26) 「既指定自動車型式指定」とは、型式指定規則第 3 条の 2 の規定による指定をいう。

(27) 「共通構造部指定規則」とは、共通構造部型式指定規則（平成 28 年国土交通省令第 15 号）をいう。

(28) 「指定共通構造部」とは、法第 75 条の 2 第 1 項による指定を受けた共通構造部をいう。

(29) 「共通構造部指定通知書等」とは、共通構造部指定規則第 9 条の共通構造部型式指定通知書又は既指定共通構造部型式指定通知書をいう。

(30) 「実施規程」とは、完成検査実施規程（平成 30 年国土交通省告示第 1168 号）をいう。

(31) 「様式告示」とは、自動車型式指定規則第 13 条の規定により申請書その他の書面を国土交通大臣又は独立行政法人自動車技術総合機構に提出しようとする者が当該書面に適切に実施した試験の結果に基づく記載その他の正確な記載をしたことを誓う旨の宣誓書の様式を定める告示（平成 31 年国土交通省告示第 506 号）をいう。

(32) 「完成検査員」とは、型式指定規則第 7 条の 2 の完成検査員をいう。

(33) 「自動化器具」とは、実施規程第 5 条の基準に適合する自動車検査用機械器具をいう。

(34) 「サイバーセキュリティ」とは、サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 2 条に規定するサイバーセキュリティをいう。

(35) 「高圧法」とは、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）をいう。

- (36) 「容器則」とは、容器保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 50 号）をいう。
- (37) 「国際相互承認則」とは、国際相互承認に係る容器保安規則（平成 28 年経済産業省令第 82 号）をいう。

第 2 自動車型式指定実施要領

法第 75 条第 1 項の規定による自動車の型式の申請等は、型式指定規則の規定によるほか、別添 1 「自動車型式指定実施要領」により取り扱うものとする。

第 3 新型自動車取扱要領

自動車検査業務の適正、かつ、能率的な実施、自動車の安全性の確保及び公害の防止を図るために行う新たな型式の自動車の届出については、別添 2 「新型自動車取扱要領」により取り扱うものとする。

第 4 検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の型式認定要領

施行規則第 62 条の 3 第 1 項の規定による検査対象外軽自動車等の型式認定の申請及び施行規則第 67 条第 1 項の規定による原動機付自転車用原動機の型式認定の申請等については、別添 3 「検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の型式認定要領」により取り扱うものとする。

第 5 削除

第 6 自動車型式認証申請書提出要領等

別添 1、別添 2 及び別添 3 の申請及び届出に係る申請書の提出要領、諸元表の記載要領及び審査の実施要領等については、次表 1 欄の種類に応じて、同表 2 欄の附則により取り扱うものとする。

附則の適用段階	1 欄	2 欄	別添と附則の関係（参考）		
			別添 1 自動車型式指定実施要領	別添 2 新型自動車取扱要領	別添 3 検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の型式認定要領
申請等の準備	自動車等の同一型式判定要領	附則 1	○	○	○
	自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻届出等の取扱要領	附則 2	○	○	○
	自動車排出ガス規制の識別記号	附則 3	○	○	○
申請書等の作成	自動車型式指定申請書等提出要領	附則 4	○	○	○
	軽微な変更の取扱要領	附則 4 の 2	○	○	○
	自動車等の諸元表の記載要領	附則 5	○	○	○
	電子申請を行う場合の自動車諸元表等の書面の作成要領	附則 5 の 2	○	○	○
	自動車等の外観図の記載要領	附則 6	○	○	○
	長距離走行実施要領等	附則 7	○		○
	長距離走行車排出ガス値取扱要領	附則 7 の 2	○		○
審査	(削除)				
	輸入自動車の試験成績書を提出する場合に認められる外国の試験方法	附則 9	○	○	
	(削除)				
	(削除)				
	(削除)				

認可後	(削除)				
	圧縮水素、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車の取扱要領	附則 13	○		
	(削除)				
型式認定関係	騒音防止装置及び一酸化炭素等発散防止装置に係る自動車の取扱要領	附則 15	○	○	○
	検査対象外軽自動車等型式認定申請書等提出要領	附則 16			○
	検査対象外軽自動車等審査実施要領	附則 17			○
	第一種一般原動機付自転車の速度性能の抑制等に関する措置	附則 18			○
	第一種一般原動機付自転車の速度性能の抑制等に関する措置に係る事務取扱要領	附則 19			○
	原動機付三・四輪自転車の型式認定申請等に係る現車提示	附則 20			○
	第一種一般原動機付自転車の出力性能の抑制等に関する措置	附則 21			○

注：参考欄中の「○」は、別添 1「自動車型式指定実施要領」、別添 2「新型自動車取扱要領」、別添 3「検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の型式認定要領」に関係するものを示す。

第 7 経過措置

- (1) 本要領の施行の際現に、法第 75 条第 1 項の規定により型式指定を受けている自動車、型式指定規則第 2 条により型式指定を申請中の自動車、第 6 条による届出を行っている自動車及び第 10 条による変更の承認の申請を行っている自動車については、平成 10 年 11 月 24 日以降においても廃止前の「自動車型式指定実施要領について（依命通達）」（昭和 45 年 3 月 10 日自車第 87 号・自整第 37 号）により申請等を行うことができる。
- (2) 本要領の施行の際現に、「新型自動車等取扱要領について（依命通達）」（昭和 45 年 6 月 12 日自車第 375 号・自整第 86 号）別添新型自動車等取扱要領第 2 及び第 4 により届出及び変更届出を行っている自動車又届出等を行った自動車については、平成 10 年 11 月 24 日以降においても廃止前の「新型自動車等取扱要領について（依命通達）」（昭和 45 年 6 月 12 日自車第 375 号・自整第 86 号）により届出を行うことができる。
また、平成 13 年 3 月 31 日以前に、改正前の本制度別添 2 新型自動車等取扱要領第 2 第 2 項及び第 6 第 1 項括弧書により届出等を行った自動車等については、改正前の別添 2 新型自動車等取扱要領により届出を行うことができる。
- (3) 本要領の施行の際現に、施行規則第 62 条の 3 第 1 項、施行規則第 67 条第 1 項の型式認定を申請している検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機並びに型式認定を受けている検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機については、平成 10 年 11 月 24 日以降においても廃止前の「検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の型式認定要領について（依命通達）」（昭和 45 年 4 月 6 日自車第 332 号・自整第 71 号）別紙検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の型式認定要領により申請等を行うことができる。

別添 1 自動車型式指定実施要領

目次

- 第 1 申請者
- 第 2 申請書
- 第 3 申請書の添付書面
- 第 4 点検整備方式の周知方法
- 第 5 削除
- 第 6 完成検査
- 第 7 完成検査終了証
- 第 8 完成検査終了証の発行の記録
- 第 9 変更届
- 第 10 既指定自動車型式指定の申請
- 第 11 申請内容の変更
- 第 12 連名による記載
- 第 13 資料の提出
- 第 14 外国人等による届出等
- 第 15 指定装置等又は指定共通構造部を装着している場合等の取扱い
- 第 16 電子申請による申請等
- 第 17 手数料の納付等
- 第 18 自動車の検査時に必要な情報の提供

第 1 申請者

- 1 型式指定規則第 2 条に規定する指定の申請は、次に掲げる者が行うものとする。
 - (1) 自動車の製作を業とする者（(2)に掲げる者を除く。）
 - (2) 外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者
 - (3) (1)又は(2)に掲げる者から自動車を購入する契約を締結している者であって、当該自動車を販売することを業とする者（(4)に掲げる者を除く。）
 - (4) (2)に掲げる者から自動車を購入する契約を締結している者であって、当該自動車を本邦に輸出することを業とする者
 - (5) 特定改造等を業とする者
- 2 次に掲げる者は、完成検査における分担を明らかにして共同で指定の申請をすることができる。
 - (1) 車台の製作を業とする者と車体の製作を業とする者が異なる場合におけるこれらの者
 - (2) 前項(2)に掲げる者及びこの者から自動車を購入する契約を締結している者であって同項(3)に掲げるものが分担して完成検査を実施する場合におけるこれらの者
- 3 指定を申請する者は、指定の申請に係る自動車について、法第 29 条第 2 項又は第 30 条第 2 項の規定による車台番号等の打刻の届出が行われていることをあらかじめ確認しておくこと。

第 2 申請書

申請書の記載に際しては、次の点に留意すること。

- (1) 主たる製作工場の名称及び所在地欄には、原動機、車台、車体及び完成車について、それぞれの製作工場の名称及び所在地を記載すること。
なお、主たる製作工場が複数ある場合には、それぞれについて記載すること。
ただし、自動車に係る指定の申請が、自動車の特定改造等の許可に関する省令（令和 2 年国土交通省令第 66 号）第 3 条第 1 項ただし書の規定による法第 99 条の 3 第 1 項の許可を申請することのみを目的とし、当該自動車の製作等を行わない場合にあっては、その旨を記載すること。
- (2) 検査主任技術者の氏名及び経歴欄には、検査主任技術者の氏名、生年月日及び職歴を記載すること。
なお、検査主任技術者とは、次の業務に関する実質的な権限を有するものをいう。
 - (ア) 完成検査に関する業務
 - (イ) 完成検査終了証に関する業務

(ウ) 品質保証に関する業務

第3 申請書の添付書面

申請書の添付書面は、別表左欄に掲げるとおりとし、その記載要領等は、同表右欄に掲げるとおりとする。

第4 点検整備方式の周知方法

型式指定規則第5条の2の「点検整備方式を使用者に対して周知させるための措置」とは、次のいずれかのことをいう。

- 1 (1) 第1次使用者に対しては、点検整備方式を記載した書面を販売の際に交付すること。
- (2) 第2次以降の使用者に対しては、(1)の書面を常時準備しておき、これを提供し得る体制を整えておくよう努めること。
- 2 (1) 点検整備方式を電磁的方法により常に提供可能な体制を整えること。
- (2) 第1次使用者に対しては、販売の際に(1)による提供であることを周知すること。
- (3) 第2次以降の使用者に対しては、(1)による提供であることを周知し得る体制を整えておくよう努めること。
- (4) 上記の他、使用者が希望する場合にあっては書面での提供をし得る体制を整えること。

第5 削除

第6 完成検査

- 1 実施規程第2条第1項第3号ロ、ハ及びニに規定する完成検査の実施方法は、別紙1（第6関係）型式指定を受けた車両の完成検査の実施方法によること。
- 2 完成検査に関する業務の一部を委託するときは、次に掲げる要件が満たされていること。
 - (1) 委託している業務の範囲が明確であり、かつ、委託先の業務の実施体制が確立されていること。
 - (2) 完成車の引取りの際の抜取検査の実施等委託している業務に関する指導監督の徹底が図られていること。
 - (3) 委託先は、次のいずれかであること。
 - (ア) 当該型式の自動車の組付けを委託された者
 - (イ) 第1第1項(3)又は(4)に掲げる者が型式指定の申請をする場合にあっては、当該申請に係る型式の自動車を製作することを業とする者。ただし、細目告示第20条、第40条（定常走行騒音及び加速走行騒音に限る。）、第41条第1項第1号、第3号、第5号、第7号、第9号、第11号、第13号及び第15号並びに適用関係告示第28条第164項、第170項、第172項、第174項、第176項及び第180項の規定に係る完成検査の項目については、施行規則第36条第7項第3号に規定する登録試験機関、外国自動車試験機関その他完成検査を適切に行うために必要な組織、技術及び設備を有する公的な試験機関を委託先とすることができる。
- 3 型式指定規則第7条第2項ただし書第2号の規定に基づく実施規程第5条による自動化器具を用いて自動で完成検査を実施する場合は次によるものとする。
 - (1) 管理責任者は、自動化器具の適確な運用を総合的にマネジメントする能力及び知識を有し、かつ判定結果について最終的な責任を持つ者とする。
 - (2) 管理要領には、維持管理項目のほか、点検等の実施状況を事後検証可能な形で記録を行う内容を規定すること。
 - (3) 自動化器具は、異常を検知するための仕組みが明確化されたものであって、少なくとも次に該当するものを検知できる機能を有すること。
 - (ア) 検査精度に影響する設備の条件（油圧、空気圧、温度等）が管理値を外れる場合
 - (イ) システムエラー等の外的な要因により設備が正常に作動できない場合
 - (4) 自動停止後の再稼働の判断は、管理責任者等の判断において行うものとする。
 - (5) 自動化器具の導入又は運用において、型式指定規則、実施規程及び本項に定めのない事項は、完成検査の自動化ガイドライン（令和3年3月）又はこれに準じた方法により適切に実施するものとする。
- 4 完成検査に用いる自動車検査用機械器具は、型式指定の申請に係る自動車を検査する能力を有するものであり、適切な精度を有するように常に管理されたものであること。

5 指定を受けた自動車の製作者等（以下「指定製作者等」という。）は、次に掲げる書類を完成検査を行う事業場に備えておくこと。

- (1) 完成検査及び法第 41 条各号に掲げる装置の検査（以下「装置の検査」という。）の実施に関する規程（検査基準並びに統計的手法を用いて検査を実施する場合における抜取率及びその根拠を含む。）
- (2) 品質保証に関する規程
- (3) 完成検査及び装置の検査に用いる機械器具の管理に関する規程（点検・整備及び精度の基準を含む。）
- (4) 完成検査終了証の発行に関する規程

6 実施規程第 7 条第 2 項第 4 号に定める国土交通大臣が認める措置

実施規程第 7 条第 2 項第 4 号の措置を講じる場合にあっては、あらかじめ審査・リコール課に当該措置を提出し、国土交通大臣の承認を受けたものであること。ただし、型式指定規則第 3 条及び第 3 条の 2 に基づく申請を行う場合にあっては、この限りでない。

7 完成検査終了証が発行された自動車（法第 58 条に規定する自動車検査証又は法第 71 条に規定する自動車予備検査証の交付を受けたことがある自動車を除く。）に関し、改善措置の届出等を行う場合の取扱いについては、次に掲げる事項によるものとし、これによらない場合には完成検査終了証は無効とすること。

- (1) 指定製作者等が「リコールの届出等に関する取扱要領について（依命通達）」（平成 6 年 12 月 1 日自審第 1530 号）第 2、第 9 又は第 10 の規定による改善（完成検査の不備に係るものを除く。）を実施する場合若しくはこれらと同様の改善を未登録車のみを実施する場合又は、完成検査終了後に指定製作者等の責任の範疇において天災若しくは事故等により損傷を受けた自動車の構造、装置又は性能の一部を修復する場合における検査体制は、以下(ア)～(オ)のとおりとする。

なお、指定製作者等の責任の範疇以降において天災若しくは事故等により損傷を受けた自動車の構造、装置又は性能の一部を修復する場合にあっては、「完成検査終了証が発行された自動車及び一時抹消登録等がされた自動車に係る自動車部品を装着した場合の新規登録等における取扱いについて（依命通達）」（令和 7 年 12 月 12 日国自整第 181 号）による取扱いに準用することができる。

この場合において、「指定製作者等の責任の範疇」とは、自動車を販売会社等の譲受人に譲渡する前までをいう。（完成検査終了証を電磁的方法により登録情報処理機関に提供する場合であって、物理的に譲受人に譲渡する前の状態が存在しないものについては、指定製作者等と販売会社等の譲受人との取り決め等により指定製作者等の責任の範疇とする。以下第 8 項について同じ。）また、「自動車の構造、装置又は性能の一部」とは、損傷した装置が交換可能な装置（例えばタイヤ、後写鏡など）、ごく小規模の板金等により修復が完了するものをいい、大規模な修復は含まないものとする。

- (ア) 改善を実施又は修復した自動車の当該部分の保安基準適合性について、指定製作者等が届出を行った完成検査の実施要領に準じた検査（以下「再検査」という。）を実施すること。
- (イ) 再検査に当たっては、当該自動車に発行された完成検査終了証の記載事項に相違ないことを確認すること。
- (ウ) 指定製作者等は、再検査に関する次の書類を備えおくこと。
 - a. 再検査規程
 - b. 再検査の項目
 - c. 再検査の実施要領
 - d. 再検査記録票の記載要領
- (エ) 再検査は、指定製作者等による当該作業の実施に係る指示に基づき実施すること。
- (オ) 再検査成績の記録及び保存については、型式指定規則第 9 条の規定を準用する。

なお、上記の改善を実施又は修復する場合にあっては、実施した後において当該自動車は、指定を受けた型式としての構造、装置及び性能と相違ないものであること。

- (2) 指定製作者等が、自動車の保安基準適合性について再検査を要する場合（(1)に掲げる場合を除く。）にあっては、対象自動車の範囲及び実施方法について、あらかじめ審査・リコール課の承認を受けたものであること。

- 8 完成検査終了後に指定製作者等の責任の範疇において、アクセサリ類等を取り付けた場合の取扱いについては、次に掲げる事項によるものとし、これによらない場合には完成検査終了証は無効とすること。
- (1) 完成検査終了証が発行された自動車に装着可能なアクセサリ類等の取扱い
 - (ア) 装着するアクセサリ類等は、型式指定自動車として審査を受けたものであること。
 - (イ) アクセサリ類等を装着した状態において、当該自動車に発行された完成検査終了証の記載事項に相違ないものであること。
 - (2) アクセサリ類等を装着したときの検査体制
 - (ア) アクセサリ類等を装着した自動車の当該部分の保安基準適合性について、指定製作者等が届出ている完成検査の実施要領に準じた検査（以下「追加検査」という。）を実施すること。
 - (イ) 追加検査に当たっては、当該自動車に発行された完成検査終了証の記載事項に相違ないことを確認すること。
 - (ウ) 指定製作者等は、追加検査に関する次の書類を備えおくこと。
 - a. 追加検査規程
 - b. 追加検査の項目
 - c. 追加検査の実施要領
 - d. 追加検査記録票の記載要領
 - (エ) 追加検査は、完成検査員が実施すること。
 - (オ) 追加検査成績の記録及び保存については、型式指定規則第9条の規定を準用する。
 - 9 圧縮水素、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車に係る燃料装置について、ガス容器及びガス容器附属品（以下、容器等という。）の製造等（当該型式指定自動車の装置として製造し、細目告示第20条に定める基準による試験（容器等再試験を除く。）を行うことをいう。以下同じ。）又は完成検査及び装置の検査を行う場合にあっては、上記の他、附則13を適用する。

第7 完成検査終了証

- 1 完成検査終了証の発行（完成検査終了証に記載すべき事項の電磁的方法による登録情報処理機関への提供を含む。以下同じ。）を行う場合には、次の点に留意すること。
 - (1) 完成検査終了証の様式は型式指定規則第8条第1項の規定により第4号様式とし、記載要領は、別紙2「完成検査終了証の記載方法」によること。なお、完成検査終了証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供する場合には、当該登録情報処理機関が定める要領に基づき作成すること。
 - (2) 第12により連名で完成検査終了証を発行する場合にあっては、型式指定規則第8条第2項にいう「完成検査を終了した日」は、当該自動車について当該連名で記載をすべき者がそれぞれ完成検査を終了した日のうち遅い方の日とする。
- 2 誤記等の瑕疵がある完成検査終了証を発行した場合には、指定製作者等は、速やかにその概要を国土交通省物流・自動車局長に報告するとともに、その指示に従って適切な措置を行うとともに、誤発行の原因を究明して同種の誤発行の再発を防止するための対策を行うこと。

第8 完成検査終了証の発行の記録及び保存

- 1 型式指定規則第9条第1項による「完成検査終了証の発行の事実」の記録は、次に掲げる(1)又は(2)の書類を作成し、保存することにより行うこと。ただし、別紙3「電子情報処理組織による完成検査終了証の発行記録取扱方法」によって記録してもよい。
 - (1) 完成検査終了証の写し
 - (2) 完成検査終了証に記載した自動車型式指定番号、類別区分番号、車台番号、証明書番号、発行年月日、諸元等を記録した書類
- 2 法第75条第4項により発行された完成検査終了証（以下この項において「紙発行された完成検査終了証」という。）に記載されている事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供する場合には、その記録も併せて保存すること。

なお、紙発行された完成検査終了証の記載事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供した場合には、当該紙発行された完成検査終了証を型式指定規則第9条第2項の規定を準用し保存すること。

第9 変更届

- 1 型式指定規則第6条第1項第2号及び第3号の変更届は、当該変更に係る事項を記載した添付書面（型式指定規則第3条第2項の書面をいう。）と同一の様式により提出すること。
なお、型式指定規則第3条第2項第1号、第3号及び第4号から第8号までの書面で、項目等の追加により2葉となる場合等にあってはこの限りでない。
- 2 型式指定規則第6条第1項第2号第2欄中、第3条第2項第3号括弧書による変更届の際、共通構造部の型式指定（共通構造部指定規則第4条第1項の規定による申請に係るものに限る。以下「既指定共通構造部型式指定」という。）が行われたこと、装置指定規則第4条の2第1項の指定の申請が行われたこと又は装置指定規則第5条の国土交通大臣が告示で定める国によって認定が行われた特定装置の拡大の承認が行われたことにより、型式指定規則第3条第2項第1号及び第2号に掲げる書面の記載事項に変更（装置そのものの性能要件に限る。）が生じる場合に限り、型式指定規則第3条第2項第1号及び第2号に掲げる書面について当該変更に係る事項を記載し提出することができる。また、その際型式指定規則第6条第1項第2号の届出の提出時期について同号第4欄に「変更後遅滞なく」とあるのは、変更前又は変更後遅滞なく行うことをいう。
- 3 型式指定規則第6条第1項第3号に規定する軽微な変更とは、附則4の2「軽微な変更の取扱要領」に定めるものをいう。また、型式指定規則第6条第1項第3号の届出の提出時期について同号第4欄に「変更後遅滞なく」とあるのは、変更前又は遅くとも四半期ごとに当該変更があった日の属する四半期の翌四半期の初日から30日以内（基準対応を伴う届出にあっては、当該基準適用日以前であること。）を行うことをいう。

第10 既指定自動車型式指定の申請

第9第2項の変更届を行う場合は、型式指定規則第3条の2第1項の指定の申請は省略することができる。

また、型式指定規則第3条の2第1項の指定の申請と同規則第6条第1項第2号又は同規則第6条第1項第3号の変更届を同時に提出しようとする時は、同規則第3条の2第1項の指定申請書に変更届に係る変更内容を記載することにより指定申請書と変更届出書を一つにすることができる。

第11 申請内容の変更

型式指定規則第3条に規定する指定の申請又は第3条の2第1項に規定する指定の申請後に行う当該申請内容の変更は、法第75条の5第2項に規定する通知が行われる前に限り、行うことができる。

ただし、申請内容の変更によって新たに試験を行う必要が生ずる場合など審査に要する期間を延長しなければならないと判断されたときは、申請者が、審査に要する期間の延長に同意する場合に限り、当該変更を行うことができるものとする。

第12 連名による記載

第1第2項(1)に掲げる者又は同項(2)に掲げる者は、次に該当する場合において、連名で記載しなければならない。

- (1) 型式指定規則第3条第1項の申請をする場合
- (2) 完成検査終了証を発行する場合
- (3) 型式指定規則第6条第1項第2号から第4号までの届出をする場合
- (4) 型式指定規則第3条の2第1項の指定の申請をする場合

第13 資料の提出

指定製作者等は、次表上欄1から6までに掲げる場合には、同表下欄に掲げる資料を電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの（以下、「電磁的記録」という。）により作成されたPDF形式（諸元表（第1号様式、第2号様式の1又は第2号様式の2）にあっては、附則5の2電子申請を行う場合の自動車諸元表等の書面の作成要領 別紙2 CSV形式による諸元表の記載要領 により作成したCSV形式）により国土交通大臣に提出すること。ただし、当該申請等を電子申請により実施した場合には提出を要しない。

また、地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）、運輸監理部、運輸支局、自動車検査登録事務所、沖縄総合事務局陸運事務所及びその支所並びに検査部（軽自動車に係るものにあつては、軽自動車検

査協会)への同表下欄に掲げる資料の提供については「審査・リコール課個別業務システム」により行うものとする。

提出する場合		1 型式指定を受けた場合	2 印鑑等の届出(変更届を含む。)をした場合	3 既指定自動車型式指定を受けた場合	4 第9第2項に係る変更届をした場合	5 型式指定規則第6条第1項第3号の変更届をした場合	6 型式指定規則第6条第1項第2号第2欄中、第3条第2項第3号括弧書の書面の記載事項変更による変更届をした場合
提出資料	諸元表	○		○	○	○	○
	外観図	○		○	○	○	○
	構造・装置の概要説明書	○		○	○	○	○
	指定装置等又は指定共通構造部一覧表	○		○		○	○
	完成検査終了証の印鑑等の届出書(写し)		○				

備考1 ○印は、提出を必要とする資料を示す。

2 完成検査終了証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供する場合には、上欄2の提出を要しない。

第14 外国人等による届出等

外国人又は外国法人が指定の申請その他の申請、届出又は報告をする場合には、申請書、届出書又は報告書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

第15 指定装置等又は指定共通構造部を装着している場合等の取扱い

指定装置等又は指定共通構造部を申請に係る自動車に装着している場合には、装置指定通知書等、共通構造部指定通知書等又は認定証の写しを添付することにより別表に掲げる申請書の添付書面のうち、当該装置又は当該共通構造部に係る書面の提出を省略することができる。

第16 電子申請による申請等

型式指定規則第3条の型式指定申請、第3条の2の既指定自動車型式指定の申請及び第6条の届出を行う際、電子申請により行うことができる。

第17 手数料の納付

申請者は、国土交通省から手数料額が通知された後、手数料を研究所における審査が終了する前までに速やかに納付するものとする。ただし、自動車検査登録印紙により納付する場合は、研究所における審査が終了した後とすることができる。

第18 自動車の検査時に必要な情報の提供

申請者は、検査部(軽自動車に係るもの)にあつては、軽自動車検査協会)に対して、自動車の検査時に必要な情報を提供すること。検査部及び軽自動車検査協会は、当該情報の内容、受領方法及び提出時期を予め申請者に示すこと。

別表（申請書の添付書面及びその記載要領等）（第3関係）

添 付 書 面	記 載 要 領 等
1 自動車の構造、装置及び性能を記載した書面（以下「諸元表」という。）	1 諸元表の様式は、次によること。 (1) 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車（以下「乗用車」という。）であって、二輪自動車及び側車付二輪自動車以外のものにあつては第 1 号様式及び第 3 号様式の 1 (2) 専ら乗用の用に供する二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては第 1 号様式及び第 3 号様式の 2、それ以外の二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては第 2 号様式の 1 及び第 3 号様式の 2 (3) 上記 (1) 及び (2) 以外の自動車で 2 軸車にあつては第 2 号様式の 1 及び第 3 号様式の 1 (4) 上記 (1) ～ (3) 以外の自動車にあつては第 2 号様式の 2 及び第 3 号様式の 1 2 第 3 号様式の 1 又は第 3 号様式の 2 にあつては、当該自動車に装着されていない装置の項目については削除することができる。 3 記載要領は、附則 5「自動車等の諸元表の記載要領」によること。
2 外観図及び外観写真	1 外観図の記載は、附則 6「自動車等の外観図の記載要領」によること。 2 外観写真は、少なくとも、自動車の斜め前、斜め後ろから撮影し、自動車の外観を判別できるものであること。ただし、エンブレム、バッジ、エアスポイラー等の装飾物が含まれていなくともよい。 また、写真に代えて 3D CAD (Computer Aided Design) 等（以下「CAD」という。）により描画したイラストデータでもよい。
3 保安基準の規定に適合することを証する書面 (1) 指定装置等又は指定共通構造部 <u>(2) 技術基準適合証明書（指定製作者等が当該試験項目に対応する細目告示技術基準に適合していることを証した書面をいう。）</u> <u>(3) 検討書</u>	装置指定通知書等、共通構造部指定通知書等又は認定証の写を添付するとともに指定装置等又は指定共通構造部一覧表を添付すること。 保安基準の規定に適合しているかどうかを検討した結果を記載すること。 なお、指定装置等又は指定共通構造部については検討した結果を省略することができる。
4 構造・装置の概要説明書	自動車の構造・装置の特徴を中心として記載すること。
5 その他自動車の構造・装置及び性能に関して必要な書面 その他審査の実施に当たって必要があると認められる書面	
6 品質管理システムに係る業務組織を記載した書面（申請者が ISO 第	品質管理システムに係る業務の担当部門等が明確となるよう記載すること。

9001 号等を取得している場合（申請に係る自動車に関し、主たる製作工場について取得している場合に限る。）にあつては、取得している事実を証する書面に代えることができる。この場合において、EN（European Norm）ISO9001、JIS（日本産業規格）Q9001 又は IATF16949 の各規格は ISO9001 と同等以上の規格の例とする。）	ISO 第 9001 号等を取得している事実を証する書面に代える場合は、取得証明書（写し）を添付すること。
7 品質管理システムに係る実施要領を記載した書面（申請者が ISO 第 9001 号等を取得している場合（申請に係る自動車に関し、主たる製作工場について取得している場合に限る。）にあつては、取得している事実を証する書面に代えることができる。）	次に掲げる事項を定めた規程類の名称を記載すること。 1 品質管理システムの方針及び目標 2 品質管理システムに係る計画 3 品質管理システムに係る評価の方法 4 継続的改善並びに是正措置及び予防措置（不具合情報の収集・分析、当該情報を踏まえた対応を含む。） 5 附則 13 が適用される場合にあつては、同附則 第 2 に定める手順 ISO 第 9001 号等を取得している事実を証する書面に代える場合は、取得証明書（写し）を添付すること。
8 完成検査及び装置の検査の業務組織を記載した書面	完成検査及び装置の検査の業務の担当部門等が明確となるよう記載すること。 なお、次の業務を行う組織もあわせて記載すること。 1 完成検査又は装置の検査を統計的手法を用いて実施する場合における当該業務を行う組織 2 自動車の組立ての工程で完成検査及び装置の検査を実施する場合における当該業務を行う組織 3 自動化器具により自動で完成検査を実施する場合における当該業務を行う組織 4 完成検査に関する業務の一部を委託する場合における委託する完成検査の内容並びに委託先の業務組織及び委託先に対する指導監督の業務を行う組織 5 附則 13 が適用される場合にあつては、容器等再試験に係る業務を行う組織
9 完成検査及び装置の検査の実施要領を記載した書面	次に掲げる事項を記載すること。 1 完成検査の項目等 (1) 完成検査の実施項目（装置毎の詳細項目） (2) 完成検査の実施方法（自動車検査用機械器具を用いて行う場合にあつては、その名称を含む。） (3) 統計的手法を用いる完成検査を実施する場合にあつては、その項目及び方法（抜取率を含む。） (4) 自動車の組立ての工程で完成検査を実施する場合にあつては、その項目及び方法 (5) 自動化器具により自動で完成検査を実施する場合にあつては、その項目及び方法 2 装置の検査の項目等 (1) 装置の検査の実施項目（装置毎の詳細項目） (2) 装置の検査の実施方法 (3) 統計的手法を用いる装置の検査を実施する場合にあつては、その項目及び方法 3 完成検査ライン工程図

	完成検査の実施順序を記した図面 4 完成検査のチェックシート 実施規程第7条第1項第1号から第4号に掲げる完成検査の結果の記録の様式 5 実施規程第7条第2項第4号の措置 実施規程第7条第2項第4号の措置を講じる場合にあっては、当該措置の内容（第6第6項によりあらかじめ国土交通大臣の承認を受けたものを含む） 6 共同申請の場合の業務分担 第1第2項により共同で指定を申請する場合にあっては、各申請者における業務分担 7 完成検査の一部委託の場合の委託先等 完成検査に関する業務の一部を委託する場合には、委託先、当該委託の範囲、委託先の実施体制並びに委託する業務に関する指導監督方法及びその体制 8 完成検査員になろうとする者に対して行う教育訓練等の内容 (1) 教育訓練の内容、方法及び時間 (2) 完成検査員に選任するかどうかを評価するための方法 9 完成検査員に選任した者に対して行う継続的な教育訓練の内容 10 完成検査員の配置方針 11 完成検査に係る誓約書 型式指定規則第3条第2項第5号の書面に記載された内容に従って完成検査を実施することを誓約する旨 12 変更の管理に関する手順（実施規程第2条第2項の規定に基づき提出する場合に限る。）
10 自動車検査用機械器具の管理要領を記載した書面	1 次に掲げる事項を記載すること。ただし、第6第2項(3)(イ)に規定する試験機関に完成検査に関する業務の一部を委託する場合にあっては、当該検査に係る下記の書面を省略することができる。 (1) 自動車検査用機械器具の一覧表 管理の対象となる自動車検査用機械器具の名称、能力及びその数を記載した一覧表 (2) 保守管理体制又は保守管理体系図 自動車検査用機械器具の保守管理に係る体制 2 自動化器具により自動で完成検査を実施する場合にあっては、自動車検査用機械器具の一覧表にその旨を附記すること。
11-1 完成検査終了証の発行要領を記載した書面	完成検査終了証の作成、照合及び発行の業務分担を明確にすること。 なお、完成検査終了証に記載すべき事項を電磁的方法により作成する場合とそれ以外の方法が混在する場合は、それぞれの発行体系を明確にすること。
11-2 附則13が適用される場合にあっては、設備等の体制を記載した書面	次に掲げる事項を記載すること。ただし、高圧法第49条の5に定める容器等製造業者の登録を受けた者にあっては、そのことを証する書面に代えることができる。 1 容器等製造設備の概要 2 容器等検査設備の概要

	3 附則 13 に規定する技術的要件を満足していることを宣誓する書面
12 点検整備方式を記載した書面	1 点検整備方式（自動車点検基準（昭和 26 年運輸省令第 70 号）第 7 条第 3 項に定める技術上の情報に関するものに限る。）の書面については、当該情報の掲載場所等を記載すること。 2 点検整備方式（自動車点検基準第 7 条第 3 項に定める技術上の情報に関するものを除く。）の書面の記載については、次の点に留意すること。 (1) 自動車点検基準に定める技術上の基準を満足するものであること。 (2) 自動車点検基準に定めていない技術上の基準についても必要に応じ記載すること。 (3) 点検整備の際の判定基準について記載すること。特に、品質、形状等が変化し、通常の点検ではその後の保安を確保する期間を予測しにくい部品については、定期交換時期を記載すること。 3 前項(2)及び(3)については、指定製作者等が自動車の使用者に対し、標準として推奨するものである旨記載すること。
13 型式指定規則第 2 条の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し	1 契約書が日本語で記載されているもの以外のものにあつては、これを翻訳した書面を添付すること。 2 申請に係る自動車に関して、完成検査を行うのに必要となる技術情報の提供及び補修用部品の供給が当該自動車の製作を業とする者から申請者に対してなされる旨の契約が締結されていることが、当該契約書等から明らかであること。
14 型式指定規則第 3 条第 2 項第 10 号に該当する者にあつては、不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面	次に掲げる事項を記載すること。 1 不正行為の全容 2 不正行為の再発を防止するための組織体制の見直しを含めた具体的な措置
15 不正行為に係る部品について改善措置が適切に講じられていること及び改善措置の届出に関する不正行為の再発を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面	次に掲げる事項を記載すること。 1 当該不正行為に係る部品について講じられた改善措置の内容、及び申請に係る自動車に使用されている部品のうち当該不正行為に係る部品と同種のものについても、これと同様の措置が講じられており、問題が解消されていること 2 当該不正行為が発生した理由（具体的事実に基づく説明）及び不正行為の再発を防止するための措置
16 型式指定規則第 3 条第 2 項第 4 号に規定する内部統制システム（以下「内部統制システム」という。）の概要を記載した書面 <u>（被けん引自動車に係るものを除く。）</u>	自動車型式指定規則第 3 条第 2 項第 4 号及び共通構造部型式指定規則第 3 条第 2 項第 4 号に規定する内部統制システムの概要を記載した書面の記載事項等を定める通達による。

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。ただし、この大きさによることが困難なものについては、折りたたんだ状態でこの大きさとする。

2 第 13 に掲げる提出書面を除き、既に同一の書面を提出しているときは、その旨を申し出ることによって当該書面の提出を省略することができる。

3 同時に複数の型式を申請する場合で同一の書面を提出するときは、その旨を申し出ることによって当該書面の提出を代表で提出することができる。ただし、代表で提出した場合であっても型式毎に第 13 の書面は提出するものとする。

別紙1（第6関係）

型式指定を受けた車両の完成検査の実施方法

完成検査の実施方法については、下記のとおりとされたい。

1. 完成検査の考え方

完成検査は、そもそも、製作される車両の構造、装置及び性能が保安基準に適合し、かつ、均一性を有していることを確認するために行うものであって、どのような手法を用いて完成検査を実施するかについては、自動車製作者等の技術力、知見等によって異なるため、画一的に検査方法を定めることはしない。

(1) 工程内検査等

工程内における検査は、その検査結果がその後の工程で変わらないとの説明があれば、その実施がいわゆる組立工程内であっても、認める。

また、製造工程において、保安基準に適合し、かつ、均一性を有していることが担保される場合（例えば車両や部品の製造工程でのデータなどで保安基準に適合し、かつ、均一性が担保される場合などの説明がある場合）の関連する装置や機能の完成検査のうち、重複する項目については実施を要しない。

(2) 部品を取り付けていない状態での検査の実施

オイル漏れ、冷却水漏れ及びボルト・ナットの締結状態などの確認を容易に行うため、アンダーカバー等の部品を取り付けていない状態での検査方法も、その検査対象の保安基準の適合性、均一性が確認できるとの説明があれば認める。

また、アンダーカバー等を取り外した状態で他の検査を行う場合であっても、検査結果に影響がないとの説明があれば認める。

ただし、取り外した部品を組み付けた後、最終確認は確実に行わなければならない。

(3) 統計的手法を用いた検査の実施

自動車製作者等の独自の抜取手法による検査は、その検査対象が保安基準の適合性及び均一性を有していることについて、製造方法や製品品質の総合的判断から確認できるとの説明があれば、認める。

なお、間接的に保安基準の適合性を確認する検査方法も、その検査対象の均一性の確認によって製造方法や製品品質の総合的判断から保安基準の適合性が確認できるとの説明があれば、認める。

(4) 器具を用いた検査の実施

自動車製作者等の独自の器具を用いた検査方法は、その検査方法によって保安基準の適合性及び均一性を有していることを確認できるとの説明があれば、認める。

2. その他

完成検査の記録については、帳票用紙による保管に限らず、電子情報処理等による記録方法及び保管方法でも適切であれば、認める。

別紙 2 (第 7 関係)

完成検査終了証の記載方法

1 完成検査終了証の記載

- (1) 「製作者の氏名又は名称」「製作者の住所」「車名」「型式」「自動車型式指定番号」
型式指定規則第 5 条又は第 6 条第 3 項の規定に基づき、告示されたところにより記載すること。
- (2) 「車台番号」
当該自動車に打刻されている車台番号を記載すること。
- (3) 「原動機の型式」「乗車定員」「最大積載量」「燃料の種類」
諸元表のそれぞれの該当欄に記載されている事項を記載すること。
- (4) 「自動車の種別」
次の例により記載すること。
「普通」「小型」「軽」「大型特殊」
- (5) 「用途」
次の例により記載すること。
「貨物」「乗合」「乗用」「特種用途」「幼児専用」「建設機械」
この場合において、建設機械は建設機械抵当法施行令（昭和 29 年政令第 294 号）別表に掲げる建設機械に該当する大型特殊自動車をいう。
- (6) 「車体の形状」
諸元表の車体の形状欄に記載された形状を記載すること。ただし、漢字の部分については片仮名によることができ、「・」についてはこれを省略することができ、（ ）内に示したものについてはこれを用いることができる。
なお、特種用途自動車及び大型特殊自動車であって 2 輪又は 3 輪を有するものについては、その旨を付記すること。
- (7) 「車両重量」
完成検査の際に測定した値と諸元表に記載されている車両重量との差が、別表の範囲内にあるときに限り、諸元表に記載されている値を記載すること。ただし、二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)にあっては 10kg 未満を切り捨てて、次の例により記載すること。
「220 kg」
- (8) 「車両総重量」
上記(7)の車両重量（10 kg 未満を切り捨てたもの）最大積載量及び 55 kg に乗車定員を乗じて得た重量の総和を kg 単位により記載すること。
- (9) 「長さ」「幅」「高さ」
完成検査の際に測定した値と諸元表に記載されている長さ、幅、高さとの差が、別表の範囲内にあるときに限り、諸元表に記載されている値を小数点以下第 3 位を切り捨てて、次の例により記載すること。
「4. 36m」
- (10) 「前前軸重」「前後軸重」「後前軸重」「後後軸重」
諸元表の車両重量のそれぞれの欄に記載されている値を記載すること。ただし、二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)にあっては、諸元表の車両重量のそれぞれの欄に記載されている値を 10 kg 未満を切り捨てて、次の例により記載すること。
なお、軸重（10 kg 未満を切り捨てたもの）の総和と上記(7)（10 kg 未満を切り捨てたもの）の値が相違する場合は、切り捨てる重量が大きい軸重（同一の場合は後軸重）の値を切り上げて車両重量の値に合わせることを。

(例 1)

	諸元表値	切り捨て後の値	完成検査終了証記載値
前前軸重	「104 kg」	「100 kg」	「100kg」
後後軸重	「121 kg」	「120 kg」	「120kg」
(車両重量	「225 kg」	「220 kg」	「220kg」)

(例 2)

	諸元表値	切り捨て後の値	完成検査終了証記載値
前前軸重	「109 kg」	「100 kg」	「110kg」
後後軸重	「124 kg」	「120 kg」	「120kg」
(車両重量	「233 kg」	「230 kg」	「230kg」)

(例 3)

	諸元表値	切り捨て後の値	完成検査終了証記載値
前前軸重	「115 kg」	「110 kg」	「110kg」
後後軸重	「105 kg」	「100 kg」	「110kg」
(車両重量	「220 kg」	「220 kg」	「220kg」)

(11) 「総排気量又は定格出力」

諸元表に記載されている値を総排気量はリットル単位により、小数点第 3 位以下を切り捨てて記載し、定格出力はキロワット単位により、小数点第 2 位以下を切り捨てて記載すること。

(12) 「事業用としての適否」

細目告示第 77 条の規定に適合している自動車は「適」、適合していない自動車は「否」と記載すること。

(13) 「類別区分番号」

諸元表に記載されている類別区分番号を次の例により記載すること。

「0003」 「003」 「0015」 「015」

(14) 「備考」

① 軽油を燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）

諸元表に記載されている窒素酸化物、粒子状物質の値（完成検査目標平均値）及びその単位を記載すること

ただし、当分の間、諸元表に記載されている窒素酸化物、粒子状物質の値の末尾にゼロを付記し記載することができる。

② ガソリン又は液化石油ガス（プロパン・ガス又はブタン・ガスを主成分とする液化ガスをいう。）を燃料とする自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車（乗車定員 10 人、かつ、車両総重量が 3.5 トン超のものを除く。）並びに軽自動車及び大型特殊自動車を除く。）

諸元表に記載されている窒素酸化物の値（完成検査目標平均値）及びその単位を記載すること。

ただし、当分の間、諸元表に記載されている窒素酸化物の値の末尾にゼロを付記することができる。粒子状物質の値は 5 桁までの記載とする。

(15) 「証明書番号」

重複しないよう一連番号を記載すること。

ただし、本要領第 12 により連名で発行する場合には、製作者等の証明書番号をそれぞれ記載すること。

(16) 「発行年月日」

完成検査の終了した期日を記載すること。

ただし、本要領第 12 により連名で発行する場合には、製作者等がそれぞれ検査を終了した期日を記載すること。

2 完成検査終了証の記載（併行仕様）

大型特殊自動車であってその作業用附属装置を随時取り外し若しくは取り換えて使用できるもの、又は貨物自動車等であって除雪装置若しくは道路清掃装置等を随時取り付けて使用できるものにあつては、自動車の種別を異にすることとなる場合を除き、次の例により記載すること。

車体の形状	
シヨベル	シヨベル

				ロータ [※]	ロータ [※] (ハッ クホー付)
乗車定員		最大積載量		車両総重量	
1 人		—kg		6415 kg	8065 kg
人		kg		kg	kg
長さ		幅		燃料の種類	
5.23m	5.98m	2.18m	3.00m	軽油	
m	m	m	m		
前前軸重		前後軸重		後後軸重	
3310 kg	2540 kg	—kg		3050 kg	5470 kg
kg	kg	kg		kg	kg

3 完成検査終了証の記載方法

(1) 記載事項はタイプ、印刷等により鮮明に記載すること。

(2) 漢字は仮名書でも差し支えない。

(例) 「普通」→「フツウ」

「箱型」→「ハコガタ」

(3) 完成検査終了証に記載事項があらかじめ印刷されている場合は、該当事項を「○」又は「()」により示してもよい。

(例) 「普通 小型 「貨物 乗合 (乗用)
大型特殊」 特種用途」

(4) 記載項目に該当事項のない場合は、「一人」「—kg」の例により明示すること。

(5) 記載事項を訂正する場合は、次の例により訂正すること。

(例) 1. 4 5

~~1. 5 4~~ | |

(6) 本要領第 12 の規定により連名で発行する場合は、完成検査終了証の記載について、製作者等のそれぞれの分担を明確にしておくこと。

別表（１（７）、１（９）関係）

項 目 自動車の種別			長さ (mm)	幅 (mm)	高さ (mm)	車両重量 (kg)
乗用車	普通自動車		±30	±20	±40	±60
	小 型 自動車	二輪車以外の自動車	±30	±20	±40	±50
		二 輪 車	±30	±20	±30	±10
	軽自動車		±30	±20	±40	±40
乗合自動車及 び貨物自動車	普通自動車		±50	±30	±60	±100
	小型自動車		±30	±20	±40	±60
	軽自動車		±30	±20	±40	±40
大型特殊自動車			±50	±30	±60	±200

別紙3（第8関係）

電子情報処理組織による完成検査終了証の発行記録取扱方法

1 記録

電子情報処理組織のファイル（以下「ファイル」という。）には、完成検査終了証の発行と同時に、又は発行後速やかに完成検査終了証の記載事項の全部を記録すること。

2 保管

ファイルは、検査主任技術者の責任の下に適切に保管すること。

3 検索

(1) 完成検査終了証の記載事項についての検索の実施体制は、他の業務に優先して速やかに実施できるよう整備されていること。この場合において、「検索」とは、ファイルから必要とする完成検査終了証の記載事項の全部を抽出し、用紙に印字させることをいう。（(2)において同じ。）

(2) 検索は、車台番号又は完成検査終了証の証明書番号により行うことができること。

4 関係規定の整備

完成検査終了証の発行の事実の記録を本要領により行う場合には、型式指定規則第3条第2項第7号に規定する完成検査終了証の発行要領を記載した書面に、本要領の内容を明示しておくこと。

第 1 号様式（諸元表）（用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。）

諸 元 表

（指定番号等）

指 定 番 号	類 別 区 分 番 号		
指 定 年 月 日	仕 様		
既 指 定 自 動 車 型 式 指 定 年 月 日	通 称 名		
車 名 及 び 型 式	用 途		
	車 体 の 形 状		
車 台 の 名 称 及 び 型 式	車 体 の 型 式		
	長 さ (m)		
車 体 の 名 称	幅 (m)		
	高 さ (m)		
製 作 者 等 の 氏 名 又 は 名 称	軸 距 (m)		
	車 両 (kg)	前 軸 重	
		後 軸 重	
	重 量	計	
	乗 車 定 員 (人)		
自 動 車 の 種 別	車 両 (kg)	前 軸 重	
		後 軸 重	
燃 料 の 種 類	総 重 量	計	
	最 大 安 定 傾 斜 角 度	左	
		右	
原 動 機 の 型 式	車 輪 配 列		
	旅 客 運 送 事 業 用 適 否 (詳細説明)		
総 排 気 量 (L) 又 は 定 格 出 力 (kW)	最 高 出 力 (kW/rpm)		
	最 大 ト ル ク (N・m/rpm)		
車 台 番 号 の 打 刻 様 式	騒 音	規 制 区 分	
		近 接 (dB/rpm)	
		定 常 (dB (km/h))	
車 台 番 号 の 打 刻 位 置		加 速 (dB)	
	排 出 ガ ス 値	試験モード	
原 動 機 の 型 式 の 打 刻 様 式		CO ()	
		HC ()	
		NMHC ()	
		NOx ()	
		PM ()	
		PN ()	
原 動 機 の 型 式 の 打 刻 位 置		試験モード	
		CO (g/テスト)	
		HC (g/テスト)	
	NMHC (g/テスト)		
	NOx (g/テスト)		
	燃料消費率 (km/L)	WLTC	
		JC08	

第2号様式の1（諸元表）（用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。）

諸元表

(指定番号等)	
指 定 番 号	類 別 区 分 番 号
指 定 年 月 日	仕 様
既 指 定 自 動 車 型 式 指 定 年 月 日	
車 名 及 び 型 式	
車 台 の 名 称 及 び 型 式	
車 体 の 名 称	通 称 名
製 作 者 等 の 氏 名 又 は 名 称	用 途
	車 体 の 形 状
	車 体 の 型 式
	長 さ (m)
自 動 車 の 種 別	幅 (m)
	高 さ (m)
	軸 距 (m)
	荷 台 の 内 側 寸 法 (m)
燃 料 の 種 類	荷 台 オ フ セ ッ ト (m)
	車 両 (kg)
	前 軸 重
	後 軸 重
原 動 機 の 型 式	重 量 計
	乗 車 定 員 (人)
	最 大 積 載 量 (kg)
	車 両 (kg)
総 排 気 量 (L) 又 は 定 格 出 力 (kW)	前 軸 重
	後 軸 重
	計
	最 大 安 定 傾 斜 角 度
車 台 番 号 の 打 刻 様 式	左 右
	車 輪 配 列
	旅 客 運 送 事 業 用 適 否 (詳細説明)
	最 高 出 力 (kW/rpm)
車 台 番 号 の 打 刻 位 置	最 大 ト ル ク (N・m/rpm)
	規 制 区 分
	騒 音
	近 接 (dB/rpm)
原 動 機 の 型 式 の 打 刻 様 式	定 常 (dB (km/h))
	加 速 (dB)
	試 験 モ ー ト
	CO ()
原 動 機 の 型 式 の 打 刻 位 置	HC ()
	NMHC ()
	NOx ()
	PM ()
排 出 ガ ス 値	PN ()
	試 験 モ ー ト
	CO (g/テスト)
	HC (g/テスト)
燃 料 消 費 (km/L)	NMHC (g/テスト)
	NOx (g/テスト)
	WLTC
	JC08
燃 料 消 費 (km/L)	JH15
	JH25

第2号様式の2（諸元表）（用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。）

諸元表

(指定番号等)

指 定 番 号	類 別 区 分 番 号		
指 定 年 月 日	仕 様		
既 指 定 自 動 車 型 式 指 定 年 月 日			
車 名 及 び 型 式			
車 台 の 名 称 及 び 型 式			
車 体 の 名 称			
製 作 者 等 の 氏 名 又 は 名 称	通 称 名		
自 動 車 の 種 別	用 途		
	車 体 の 形 状		
	車 体 の 型 式		
	長 さ (m)		
	幅 (m)		
燃 料 の 種 類	高 さ (m)		
	軸 距 (m)		
	荷 台 の 内 側 寸 法 (m)	長 さ	
		幅	
		高 さ	
原 動 機 の 型 式	荷 台 オ フ セ ッ ト (m)		
	車 両 (kg) 重 量	前前軸重	
		前後軸重	
		後前軸重	
		後後軸重	
計			
総 排 気 量 (L) 又 は 定 格 出 力 (k w)	乗 車 定 員 (人)		
	最 大 積 載 量 (kg)		
	車 両 (kg) 総 重 量	前前軸重	
		前後軸重	
		後前軸重	
後後軸重			
計			
車 台 番 号 の 打 刻 様 式	最 大 安 定 傾 斜 角 度	左	
		右	
	車 輪 配 列		
	旅 客 運 送 事 業 用 適 否 (詳細説明)		
原 動 機 の 型 式 の 打 刻 様 式	最 高 出 力 (kw/rpm)		
	最 大 ト ル ク (N・m/rpm)		
	騒 音	規 制 区 分	
		近 接 (dB/rpm)	
		定 常 (dB (km/h))	
加 速 (dB)			
試験モード			
原 動 機 の 型 式 の 打 刻 位 置	排 出 ガ ス 値	CO ()	
		HC ()	
		NMHC ()	
		NOx ()	
		PM ()	
	PN ()		
	燃料消費率 (km/L)	WLTC	
		JC08	
		JH15	
		JH25	

第3号様式の1（諸元表）（用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。）

1.	車両構造上の一般的特徴 <u>General construction characteristics of the vehicle</u>	
1.3.2.	操舵軸数及び位置 <u>Number and position of steered axles</u>	軸数： <u>Number of axles</u>
		位置： <u>Position</u>
1.6.	原動機の位置と配置 <u>Position and arrangement of the engine</u>	位置： <u>Position</u>
		配置： <u>Arrangement</u>
1.8.	運転位置：左／右 <u>Hand of drive : left/right</u>	
2.	質量及び寸法 <u>Masses and dimensions</u>	
2.3.1.	各操舵される車軸の輪距（mm） <u>Track of each steered axle (mm)</u>	前： <u>Front</u>
		後： <u>Rear</u>
2.3.2.	他の車軸の輪距（mm） <u>Track of all other axles (mm)</u>	前： <u>Front</u>
		後： <u>Rear</u>
2.8.	車両総重量の許容限度（kg） <u>Permissible limit for Gross vehicle weight (kg)</u>	
2.9.	各車軸の許容限度（kg） <u>Permissible limit for each axle (kg)</u>	前： <u>Front</u>
		後： <u>Rear</u>
3.	動力装置 <u>Propulsion energy converter</u>	
3.2.	内燃機関 <u>Internal combustion engine</u>	
3.2.1.1.	作動原理及びサイクル <u>Working principle and cycle</u>	作動原理： <u>Working principle</u>
		サイクル： <u>Cycle</u>
3.2.1.2.	シリンダの数と配置 <u>Number and arrangement of cylinders</u>	シリンダ数： <u>Number of cylinders</u>
		配置： <u>Arrangement</u>
3.2.3.	燃料タンク <u>Fuel tank(s)</u>	
3.2.3.1.	主燃料タンク <u>Service fuel tank(s)</u>	
3.2.3.1.1.	主燃料タンクの数及び容量（L） <u>Number and capacity of each tank (L)</u>	数： <u>Number</u>
		容量： <u>Capacity</u>
3.2.3.2.	副燃料タンク <u>Reserve fuel tank(s)</u>	

3. 2. 3. 2. 1.	副燃料タンクの数及び容量 (L) <u>Number and capacity of each tank (L)</u>	数 : <u>Number</u>
		容量 : <u>Capacity</u>
3. 2. 8.	吸気装置 <u>Intake system</u>	
3. 2. 8. 1.	過給機の有無 <u>Pressure charger: yes/no</u>	
3. 2. 8. 2.	インタークーラーの有無 <u>Intercooler: yes/no</u>	
3. 2. 9.	排気装置 <u>Exhaust system</u>	
3. 2. 9. 4.	消音器の型式及び製作者 <u>Make(s) and type(s) of exhaust silencer(s)</u>	主消音器の型式 : <u>Type(s) of main silencer</u>
		主消音器の製作者 : <u>Make(s) of main silencer</u>
		副消音器の型式 : <u>Type(s) of sub-silencer</u>
		副消音器の製作者 : <u>Make(s) of sub-silencer</u>
3. 2. 9. 5.	排気管開口部の位置 <u>Location of the exhaust outlet</u>	
3. 2. 12.	排出ガス発散防止対策 <u>Measures taken against air pollution</u>	
3. 2. 12. 2.	排出ガス発散防止装置 <u>Pollution control devices</u>	
3. 2. 12. 2. 1.	触媒の有無 <u>Catalytic converter: yes/no</u>	
3. 2. 12. 2. 2. 1.	酸素センサーの有無 <u>Oxygen sensor: yes/no</u>	
3. 2. 12. 2. 3.	二次空気供給装置の有無 <u>Air injection: yes/no</u>	
3. 2. 12. 2. 4.	排気ガス再循環装置の有無 <u>Exhaust gas recirculation: yes/no</u>	
3. 2. 12. 2. 5.	燃料蒸発ガス抑止装置の有無 <u>Evaporative emissions control system: yes/no</u>	
3. 2. 12. 2. 6.	微粒子除去装置の有無 <u>Particulate trap: yes/no</u>	
3. 2. 12. 2. 7.	車載式故障診断装置の有無 <u>On-board-diagnostic system: yes/no</u>	
3. 2. 12. 2. 8.	その他の装置 <u>Other system</u>	
3. 3.	電動機 <u>Electric machine</u>	
3. 3. 1.	形式 (巻線、励起) <u>Type (winding, excitation)</u>	
3. 3. 1. 1. 1.	最高出力 (kW) <u>Maximum net power (kW)</u>	
3. 3. 1. 1. 2.	定格出力 (kW) <u>Rated power (kW)</u>	
3. 3. 1. 2.	作動電圧 (V)	

	<u>Operating voltage (V)</u>	
3. 3. 2.	充電式エネルギー貯蔵システム (REESS) <u>REESS</u>	
3. 3. 2. 4.	位置 <u>Position</u>	
4.	変速機 <u>Transmission</u>	
4. 2.	形式 <u>Type</u>	
4. 5.	ギヤボックス <u>Gearbox</u>	
4. 5. 1.	形式 <u>Type</u>	
4. 6.	変速比 <u>Gear ratios</u>	
4. 7.	最大設計車速 (km/h) <u>Maximum vehicle design speed (km/h)</u>	
5.	車軸 <u>Axles</u>	
5. 3.	形式 <u>Type</u>	前 : <u>Front</u>
		後 : <u>Rear</u>
6.	緩衝装置 <u>Suspension</u>	
6. 2.	各車軸又はホイールにおける緩衝装置の形式と設計 <u>Type and design of the suspension of each axle or group of axles or wheel</u>	前 : <u>Front</u>
		後 : <u>Rear</u>
6. 2. 1.	レベル調整 : 有 / 無 <u>Level adjustment: yes/no</u>	
6. 2. 3.	駆動車軸用空気ばね : 有 / 無 <u>Air-suspension for driving axle(s): yes/no</u>	前 : <u>Front</u>
		後 : <u>Rear</u>
6. 2. 3. 1.	駆動車軸用の空気ばね以外のばねの有無 <u>Suspension of driving axle(s) equivalent to air-suspension: yes/no</u>	前 : <u>Front</u>
		後 : <u>Rear</u>
6. 2. 4.	非駆動車軸用空気ばね : 有 / 無 <u>Air-suspension for non-driving axle(s): yes/no</u>	前 : <u>Front</u>
		後 : <u>Rear</u>
6. 2. 4. 1.	非駆動車軸用の空気ばね以外のばねの有無 <u>Suspension of non-driving axle(s) equivalent to air-suspension: yes/no</u>	前 : <u>Front</u>
		後 : <u>Rear</u>
6. 6. 1.	タイヤ / ホイールの組み合わせ	

	<u>Tyre/wheel combination(s)</u>	
6.6.1.1.	車軸 <u>Axles</u>	
6.6.1.1.1.	前軸 <u>Front axle</u>	
6.6.1.1.1.1.	タイヤサイズ記号 <u>Tyre size designation</u>	
6.6.1.1.1.2.	負荷能力指数 <u>Loadcapacity index</u>	
6.6.1.1.1.3.	速度区分記号 <u>Speed category symbol</u>	
6.6.1.1.1.4.	ホイールリムサイズ <u>Wheel rim size (s)</u>	
6.6.1.1.1.5.	ホイールオフセット <u>Wheel off-set(s)</u>	
6.6.1.1.2.	後軸 <u>Rear axle</u>	
6.6.1.1.2.1.	タイヤサイズ記号 <u>Tyre size designation</u>	
6.6.1.1.2.2.	負荷能力指数 <u>Loadcapacity index</u>	
6.6.1.1.2.3.	速度区分記号 <u>Speed category symbol</u>	
6.6.1.1.2.4.	ホイールリムサイズ <u>Wheel rim size (s)</u>	
6.6.1.1.2.5.	ホイールオフセット <u>Wheel off-set(s)</u>	
6.6.1.2.	スペアホイール <u>Spare wheel</u>	
6.7.	タイヤ空気圧監視システム <u>Tyre pressure monitoring system</u>	
6.7.1.	装備：有／無 <u>Presence: yes/no</u>	
7.	かじ取装置 <u>Steering</u>	
7.2.	伝達及び制御 <u>Transmission and control</u>	
7.2.1.	かじ取装置の形式 <u>Type of steering transmission</u>	前： <u>Front</u>
		後： <u>Rear</u>
7.2.2.	かじ取装置の詳細 <u>Linkage to wheels</u>	前： <u>Front</u>
		後： <u>Rear</u>
7.2.3.	支援方法（有する場合） <u>Method of assistance (if any)</u>	
7.4.	緊急車線維持装置 <u>Emergency lane-keeping system</u>	
7.4.1.	装備：有／無 <u>Presence: yes/no</u>	

7. 5.	車線逸脱警報装置 <u>Lane Departure Warning System</u>	
7. 5. 1.	装備：有／無 <u>Presence: yes/no</u>	
7. 6.	補正操舵機能 <u>Corrective Directional Control Function</u>	
7. 6. 1.	装備：有／無 <u>Presence: yes/no</u>	
8.	制動装置 <u>Brakes</u>	
8. 5.	ABS の装備の有無 <u>Anti-lock braking system: yes/no</u>	
8. 9.	制動装置の詳細 <u>Brief description of the braking system</u>	主ブレーキ： <u>Main brake</u>
		駐車ブレーキ： <u>Parking brake</u>
8. 12.	衝突被害軽減制動制御装置 <u>Advanced emergency braking system</u>	
8. 12. 1.	装備：有／無 <u>Presence: yes/no</u>	
9.	車体 <u>Bodywork</u>	
9. 3.	乗員ドア、ラッチ及びヒンジ <u>Occupant doors, latches and hinges</u>	
9. 3. 1.	ドア形状と数 <u>Door configuration and number of doors</u>	
9. 9.	視野確保装置 <u>Devices for indirect vision</u>	
9. 9. 1.	後写鏡 <u>Rear-view mirrors</u>	
9. 9. 1. 1.	製作者名 <u>Make</u>	
9. 9. 1. 3.	バリエーション <u>Variant</u>	
9. 9. 2.	後方等確認装置： <u>Devices for indirect vision other than mirrors</u>	
9. 10.	乗車装置 <u>Interior arrangement</u>	
9. 10. 3.	座席 <u>Seats</u>	
9. 10. 3. 1. 1.	位置と配置 <u>Location and arrangement</u>	
9. 12. 2.	補助拘束装置の種類及び位置 <u>Nature and position of supplementary restraint systems</u>	
12.	その他 <u>Miscellaneous</u>	
12. 8.	事故自動緊急通報装置 <u>eCall-system</u>	
12. 8. 1.	装備：有／無 <u>Presence: yes/no</u>	
12. 9.	車両接近通報装置	

	<u>Acoustic Vehicle Alerting System</u>	
12. 9. 1.	装備：有／無 <u>Presence: yes/no</u>	
12. 16.	事故情報計測記録装置 <u>Event data recorder</u>	
12. 16. 1.	装備：有／無 <u>Presence: yes/no</u>	
17.	自動運行装置の有無 <u>Automated driving system: yes/no</u>	
性能		
<u>Performance</u>		
	制動停止距離 (m) (初速 (km/h)) <u>Braking stopping distance (m) (Initial speed (km/h))</u>	
	主ブレーキ：制動力 (N) (踏力 (N)) <u>Service brake: Braking force (N) (Pedal applying force (N))</u>	
	駐車ブレーキ：制動力 (N) (操作力 (N)) <u>Parking brake: Braking force (N) (Operating force (N))</u>	
	定地燃料消費率 (km/L) <u>Steady running fuel consumption rate (km/L)</u>	
	JH25 モード燃料消費率 (km/Nm ³ 又は km/kg) <u>JH25-mode fuel consumption rate (km/Nm³ or km/kg)</u>	
	都市間走行モード燃料消費率 (JH25 モード燃料消費率) (km/L、km/Nm ³ 又は km/kg) <u>Intercity highway-mode fuel consumption rate (JH25-mode fuel consumption rate) (km/L, km/Nm³ or km/kg)</u>	
	一充電走行距離 (km) <u>Running distance per charging(km)</u>	
	交流電力量消費率 (電気自動車) (Wh/km) <u>AC power consumption rate (Electric vehicle) (Wh/km)</u>	
	LMH 交流電力量消費率 (電気自動車) (Wh/km) <u>LMH AC power consumption rate (Electric vehicle) (Wh/km)</u>	
	ハイブリッド (CS) 燃料消費率 (km/L) <u>Hybrid (CS) fuel consumption rate (km/L)</u>	
	LMH ハイブリッド (CS) 燃料消費率 (km/L) <u>LMH Hybrid (CS) fuel consumption rate (km/L)</u>	
	プラグイン (CD) 燃料消費率 (km/L) <u>Plug-in (CD) fuel consumption rate (km/L)</u>	
	プラグイン (CD) レンジ (km) <u>Plug-in (CD) range (km)</u>	
	交流電力量消費率 (プラグインハイブリッド自動車) (Wh/km) <u>AC power consumption rate (Plug-in hybrid motor vehicle) (Wh/km)</u>	
	LMH 交流電力量消費率 (プラグインハイブリッド自動車) (Wh/km) <u>LMH AC power consumption rate (Plug-in hybrid motor vehicle) (Wh/km)</u>	
	等価 EV レンジ (km) <u>Equivalent EV range (km)</u>	
	一充電消費電力量 (kWh/回) <u>Electric energy consumed per charging (kWh/charge)</u>	

	CNG 自動車燃料消費率（軽・中量車）（km/Nm ³ ） <u>CNG motor vehicle fuel consumption rate (Light- and medium-</u> <u>duty motor vehicles) (km/Nm³)</u>	
	LMH 燃料消費率（km/L） <u>LMH fuel consumption rate (km/L)</u>	
	燃料消費率（燃料電池自動車）（km/kg） <u>Fuel consumption rate (Fuel cell vehicle) (km/kg)</u>	

第3号様式の2（諸元表）（用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。）

1.	車両構造上の一般的特徴 <u>General construction characteristics</u>	
1.3.	車軸及び車輪の数 <u>Number of axles and wheels</u>	
1.3.1.	複輪を有する車軸 <u>Axles with twinned wheels</u>	
1.8.	動力性能 <u>Propulsion unit performance</u>	
1.8.1	最大設計車速（km/h） <u>Declared maximum vehicle speed (km/h)</u>	
2.	質量及び寸法 <u>Masses and dimensions</u>	
2.2.	車両寸法の範囲 <u>Range of vehicle dimensions</u>	
2.2.5.	輪距 <u>Wheel tread</u>	
2.2.5.1.	前部輪距（mm）： <u>Front wheel tread (mm)</u>	
2.2.5.2.	後部輪距（mm）： <u>Rear wheel tread (mm)</u>	
3.	原動機の一般特性 <u>General powertrain characteristics</u>	
3.2.	内燃機関 <u>Combustion engine</u>	
3.2.1.2.	作動原理 <u>Working principle</u>	
3.2.1.3.	サイクル <u>Cycle</u>	
3.2.1.4.	シリンダ <u>Cylinders</u>	
3.2.1.4.1.	数 <u>Number</u>	
3.2.1.4.2.	配置 <u>Arrangement</u>	
3.2.12.	排気システム及び制御 <u>Exhaust system and control</u>	
3.2.12.5.	排気騒音低減装置の型式、マーキング <u>Type, marking of exhaust noise-abatement device(s)</u>	
3.2.12.8.	繊維性材料を含有する排気騒音低減装置の有無 <u>Exhaust noise-abatement device containing fibrous materials:</u> <u>yes/no</u>	
3.3.	純電気、ハイブリッド電気推進及び制御装置 <u>Pure electric and hybrid electric propulsion and control</u>	
3.3.3.	電動機 <u>Electric propulsion motor</u>	
3.3.3.1.	電動機の数 <u>Number of electric motors for propulsion</u>	
3.3.3.2.	方式（巻線、励磁） <u>Type (winding, excitation)</u>	
3.3.4.	原動機用蓄電池	

	<u>Propulsion batteries</u>	
3.3.4.1.	主原動機用蓄電池 <u>Primary propulsion battery</u>	
3.3.4.1.1.	電池のセル数 <u>Number of cells</u>	
3.3.4.1.3.	容量 (Ah) <u>Capacity (Ah)</u>	
3.3.4.1.4.	電圧 (V) <u>Voltage (V)</u>	
3.3.4.2.	副原動機用蓄電池 <u>Secondary propulsion battery</u>	
3.3.4.2.1.	電池のセル数 <u>Number of cells</u>	
3.3.4.2.3.	容量 (Ah) <u>Capacity (Ah)</u>	
3.3.4.2.4.	電圧 (V) <u>Voltage (V)</u>	
3.3.5.	ハイブリッド電気自動車 <u>Hybrid electric vehicle</u>	
3.3.5.1.	エンジン又は電動機の組み合わせ <u>Engine or motor combination</u>	
3.3.5.2.	ハイブリッド電気自動車のカテゴリー <u>Category of hybrid electric vehicle</u>	
3.5.	動力伝達装置及び制御 <u>Drive-train and control</u>	
3.5.2.	クラッチ <u>Clutch</u>	
3.5.2.1.	方式 <u>Method</u>	
3.5.3.	変速機 <u>Transmission</u>	
3.5.3.3.	方式 <u>Method</u>	
3.5.4.	変速比 <u>Gear ratios</u>	
3.7.	緩衝装置及び制御 <u>Suspension and control</u>	
3.7.1.	懸架装置及びその制御システムの概要説明 <u>Brief description and schematic drawing of suspension and its control system</u>	
3.7.6.	ショック・アブソーバーの有無 <u>Shock absorbers: yes/no</u>	
4.	環境性能に関する一般情報 <u>General information on environmental and propulsion performance</u>	
4.1.	排出ガス発散防止装置 <u>Tailpipe emission-control system</u>	
4.1.2.	触媒コンバータ <u>Catalytic converter</u>	
4.1.2.1.	数 <u>Number</u>	
4.1.2.9.	位置	

	<u>Location</u>	
4. 1. 3. 2.	酸素センサーの位置 <u>Oxygen sensor location</u>	
4. 1. 4. 1.	二次空気供給装置及びその制御システムの概要説明 <u>Brief description and schematic drawing of the secondary air-injection system and its control system</u>	
4. 1. 5. 1.	排気ガス再循環装置及びその制御システムの概要説明 <u>Brief description and schematic drawing of the EGR system and its control system</u>	
4. 1. 6. 3.	微粒子除去装置及びその制御システムの概要説明 <u>Brief description and schematic drawing of the particulate filter and its control system</u>	
4. 1. 8.	その他の排出ガス発散防止装置 <u>Additional tailpipe emission-control devices</u>	
4. 1. 8. 1.	作動原理 <u>Working principle</u>	
4. 2.	ブローバイ・ガス還元装置 <u>Crankcase emission control system</u>	
4. 2. 1.	ブローバイ・ガス還元装置の構成 <u>Configuration of crank-case gas recycling system</u>	
4. 3.	燃料蒸発ガス抑止装置 <u>Evaporative emission control system</u>	
4. 3. 1.	燃料蒸発ガス抑止装置の有無 <u>Evaporative emissions control system: yes/no</u>	
6.	安全機能に関する情報 <u>Information on functional safety</u>	
6. 2.	制動装置 <u>Braking systems</u>	
6. 2. 2. 1.	前輪、後輪及び側車の制動装置 <u>Front, rear and sidecar brakes</u>	
6. 2. 2. 2.	駐車ブレーキ <u>Parking braking system</u>	
6. 2. 2. 3.	その他の制動装置 <u>Any additional braking system</u>	
6. 2. 4.	ABS／CBS <u>Anti-lock/Combined braking system</u>	
6. 2. 4. 1.	ABS の装備の有無 <u>Anti-lock braking system: yes/no</u>	
6. 2. 4. 2.	CBS の装備の有無 <u>Combined braking system: yes/no</u>	
6. 2. 4. 3.	ABS 及び CBS の装備の有無 <u>Anti-lock and combined braking system: yes/no</u>	
6. 12.	後方視認 <u>Rearward visibility</u>	
6. 12. 1.	後写鏡 <u>Rear-view mirrors</u>	
6. 12. 1. 1.	後写鏡の位置 <u>Rearview mirror position</u>	
6. 12. 2.	後写鏡以外の間接視界装置 <u>Devices for indirect vision other than mirrors</u>	
6. 12. 2. 1.	装置の説明	

	<u>Description of the device</u>	
6. 18.	タイヤ／ホイールの組み合わせ <u>Tyres/wheels combination</u>	
6. 18. 1.	タイヤ <u>Tyres</u>	
6. 18. 1. 1.	タイヤサイズ記号 <u>Size designation</u>	
6. 18. 1. 1. 1.	前軸 <u>Front axle</u>	
6. 18. 1. 1. 2.	後軸 <u>Rear axle</u>	
6. 18. 1. 1. 3.	側車 <u>Sidecar</u>	
6. 18. 1. 2.	負荷能力指数 <u>Loadcapacity index</u>	前軸： <u>Front axle</u>
		後軸： <u>Rear axle</u>
		側車： <u>Sidecar</u>
6. 18. 1. 3.	速度区分記号 <u>Speed category symbol</u>	前軸： <u>Front axle</u>
		後軸： <u>Rear axle</u>
		側車： <u>Sidecar</u>
6. 18. 2.	ホイール <u>Wheels</u>	
6. 18. 2. 1.	ホイールリムサイズ <u>Rim size(s)</u>	前軸： <u>Front axle</u>
		後軸： <u>Rear axle</u>
		側車： <u>Sidecar</u>
7.	車両構造に関する情報 <u>Information on vehicle construction</u>	
7. 5. 1.	燃料タンク <u>Fuel tank(s)</u>	
7. 5. 1. 1.	主燃料タンク <u>Main fuel tank(s)</u>	
7. 5. 1. 1. 1.	主燃料タンクの容量 (L) <u>Maximum capacity (L)</u>	
7. 5. 1. 2.	副燃料タンク <u>Reserve fuel tank(s)</u>	
7. 5. 1. 2. 1.	副燃料タンクの容量 (L) <u>Maximum capacity (L)</u>	
7. 6.	車載式故障診断装置の機能要件 <u>On-board diagnostics functional requirements</u>	
7. 6. 1. 1.	車載式故障診断装置の有無 <u>On-board diagnostics system: yes/no</u>	
性能 <u>Performance</u>		

	制動停止距離 (m) (初速 (km/h)) <u>Braking stopping distance (m) (Initial speed (km/h))</u>	
	主ブレーキ：制動力 (N) (操作力 (N)) <u>Service brake: Braking force (N) (Pedal applying force (N))</u>	
	駐車ブレーキ：制動力 (N) (操作力 (N)) <u>Parking brake: Braking force (N) (Operating force (N))</u>	
	定地燃料消費率 (km/L) <u>Steady running fuel consumption rate (km/L)</u>	
	一充電走行距離 (km) <u>Running distance per charging(km)</u>	
	交流電力量消費率 (電気自動車) (Wh/km) <u>AC power consumption rate (Electric vehicle) (Wh/km)</u>	

第3号様式の3（諸元表）（用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。）

重心高

重心高（m）	
--------	--

シャシ重量（kg）

前前軸重	
前後軸重	
後前軸重	
後後軸重	
計	

原動機（内燃機関）

取付位置	
種類	
気筒配列、気筒数及び配置	
内径×行程（mm）	

原動機（電動機）

取付位置及び個数	
種類	
定格電圧（V）	
定格出力（kW）	
最高出力（kW）	
最大トルク（N・m）	
冷却方式	
ステータ寸法（mm）	
ステータ内容積（cm ³ ）	

原動機（電動機）用制御装置

主制御装置：形式	
主制御装置：制御方式	
作動電圧（V）	

原動機（電動機）用電源装置

主電池：種類及び型式	
主電池：電圧（V）	
主電池：容量（Ah）	
主電池：数及び総電圧	
過電流保護デバイス：形式	
充電装置：形式	
充電装置：制御方式	
充電装置：交流入力電源	
充電装置：直流入力電源	
充電装置：発電用内燃機関	
燃料電池：種類及び型式	
燃料電池：数及び総電圧並びに定格出力	
絶縁抵抗低下モニタ：形式	

燃料装置

燃料タンク：材質	
燃料タンク：容量（L）	
燃料タンク：位置	
気化器：型式	
気化器：空気弁：形式	
燃料噴射装置：形式	

高圧ガス装置：充填口：形式	
高圧ガス装置：過充填防止装置：形式	
高圧ガス装置：安全弁：形式	
高圧ガス装置：主止弁：形式	
高圧ガス装置：減圧装置：形式	

電気装置

点火装置：断続器：形式	
-------------	--

動力伝達装置

クラッチ：倍力装置：形式	
変速機：形式	
変速機：操作方式	
変速機：変速比：一速	
変速機：変速比：二速	
変速機：変速比：三速	
変速機：変速比：四速	
変速機：変速比：五速	
変速機：変速比：六速	
変速機：変速比：七速	
変速機：変速比：後退	
副変速機：形式	
副変速機：操作方式	
副変速機：変速比：高	
副変速機：変速比：低	
推進軸：長さ・外径（mm）：第一	
推進軸：長さ・外径（mm）：第二	
推進軸：長さ・外径（mm）：第三	
減速機：第一：歯車：形式	
減速機：第一：減速比	
減速機：第二：歯車：形式	
減速機：第二：減速比	
差動機：歯車形式及び数	
差動機：差動制限装置：形式	
分配機：形式	
分配機：減速比	
変向機：形式	
変向機：減速比	

走行装置

前車軸：形式	
後車軸：形式	
輪距：前輪(m)	
輪距：後輪(m)	
タイヤの呼び：前輪	
タイヤの呼び：後輪	
タイヤの空気圧（kPa）：前輪	
タイヤの空気圧（kPa）：後輪	
許容限度：前軸（kg）	
許容限度：後軸（kg）	
許容限度：車両総重量（kg）	

かじ取装置

ハンドル：位置	
ハンドル：軸及び継手形式	
かじ取角度：内側	
かじ取角度：外側	
盗難防止装置	
施錠装置	
イモビライザ	
盗難発生警報装置	
制動装置：主ブレーキ	
形式	
作動系統及び制動車輪	
ライニング又はパッド：材質	
ライニング又はパッド：寸法（mm）：前輪	
ライニング又はパッド：寸法（mm）：後輪	
ライニング又はパッド：面積（cm ² ）：前輪	
ライニング又はパッド：面積（cm ² ）：後輪	
ブレーキの胴径又はディスク有効径（mm）：前輪	
ブレーキの胴径又はディスク有効径（mm）：後輪	
マスタ・シリンダ又はブレーキ弁：形式	
マスタ・シリンダ内径（mm）	
サプライ・タンク：形式	
ホイール・シリンダの内径又はブレーキ室膜板径（mm）：前輪	
ホイール・シリンダの内径又はブレーキ室膜板径（mm）：後輪	
制動倍力装置：形式	
制動倍力装置：倍率	
空気圧縮機等：真空又は空気圧（MPa）	
空気圧縮機等：真空ポンプ又は空気圧縮機：形式	
空気圧縮機等：圧力調整器：形式	
空気圧縮機等：タンク：位置	
空気圧縮機等：タンク：容量（L）	
制動力制御装置：形式	
制動警報装置：形式及び性能：検出部	
制動警報装置：形式及び性能：表示部	
安全装置：形式	
制動装置：駐車ブレーキ	
形式	
制動車輪	
ライニング又はパッド：材質	
ライニング又はパッド：寸法（mm）	
ライニング又はパッド：面積（cm ² ）	
ブレーキの胴径又はディスク有効径（mm）	
制動装置：補助ブレーキ	
形式	
制動装置：非常ブレーキ	
形式	
制動装置：分離ブレーキ	
形式	
緩衝装置	
前輪：懸架方式	

前輪：ばね：形式	
前輪：主ばね：寸法（mm）	
前輪：補助ばね：寸法（mm）	
後輪：懸架方式	
後輪：ばね：形式	
後輪：主ばね：寸法（mm）	
後輪：補助ばね：寸法（mm）	
車わく	
形式	
断面形状	
寸法（mm）	
上部構造支持台	
寸法（m）	
車体	
前部潜り込み防止装置：形式	
巻込防止装置：形式	
突入防止装置：形式	
連結装置	
連結器：形式	
電気配線連結器：形式	
ブレーキ・ホース連結器：形式	
キングピン：径（mm）	
乗車装置	
座席：形式	
座席ベルト取付装置等：形式	
座席ベルト取付装置等：数	
座席ベルト：形式	
座席ベルト：数	
頭部後傾抑止装置：形式	
頭部後傾抑止装置：数	
エアバッグ：容量（L）及びインフレーター出力（kPa）	
乗降扉：形式	
ガラス	
前面ガラス：種類	
前面ガラス以外のガラス：種類	
騒音防止装置	
消音器：型式	
消音器：個数	
排出ガス発散防止装置	
ブローバイ・ガス還元装置：形式	
燃料蒸発ガス抑止装置：形式	
触媒：種類及び形式	
触媒：個数、容量（L）及び主要成分	
その他の装置：形式	
排気管開口部：位置	
警報装置：表示部：形式	
警報装置：検出部：形式	
警報装置：検出部：個数	
警報装置：検出部：取付位置	

灯火装置

前照灯：型式	
前照灯：個数、色及び性能	
前部霧灯：型式	
前部霧灯：個数、色及び性能	
側方照射灯：型式	
側方照射灯：性能	
車幅灯：型式	
車幅灯：個数、色及び性能	
昼間走行灯：型式	
昼間走行灯：性能	
側方灯：前部：型式	
側方灯：前部：個数及び性能	
側方灯：後部：型式	
側方灯：後部：個数、色及び性能	
側方灯：中央部：型式	
側方灯：中央部：個数及び性能	
番号灯：型式	
番号灯：個数及び性能	
尾灯：型式	
尾灯：個数及び性能	
後部霧灯：型式	
後部霧灯：個数及び性能	
駐車灯：前面：型式	
駐車灯：前面：個数、色及び性能	
駐車灯：後面：型式	
駐車灯：後面：個数及び性能	
制動灯：型式	
制動灯：個数及び性能	
補助制動灯：型式	
補助制動灯：個数及び性能	
後退灯：型式	
後退灯：個数及び性能	
方向指示器：フラッシュ：形式	
方向指示器：前面：型式	
方向指示器：前面：個数及び性能	
方向指示器：後面：型式	
方向指示器：後面：個数及び性能	
方向指示器：側面：前部：型式	
方向指示器：側面：前部：個数及び性能	
方向指示器：側面：中央部：型式	
方向指示器：側面：中央部：個数及び性能	
方向指示器：補助：型式	
方向指示器：補助：性能	
非常点滅表示灯：前面：型式	
非常点滅表示灯：前面：個数及び性能	
非常点滅表示灯：後面：型式	
非常点滅表示灯：後面：個数及び性能	
非常点滅表示灯：側面：型式	
非常点滅表示灯：側面：個数及び性能	

反射器：前面：型式	
反射器：前面：性能	
反射器：後面：型式	
反射器：後面：個数及び性能	
反射器：側面：前部：型式	
反射器：側面：前部：個数及び性能	
反射器：側面：後部：型式	
反射器：側面：後部：個数、色及び性能	
反射器：側面：中央部：型式	
反射器：側面：中央部：個数及び性能	
警光灯：型式	
警光灯：個数及び性能	
黄色点滅灯：型式	
黄色点滅灯：個数及び性能	
最高速度表示灯：前面：型式	
最高速度表示灯：前面：個数及び性能	
最高速度表示灯：後面：型式	
最高速度表示灯：後面：個数及び性能	
警報装置	
警報音発生装置：型式及び形式	
警音器：個数及び性能	
通報音発生装置：型式	
車両後退通報装置：個数及び性能	
車両後退通報装置：停止機能	
視野確保装置	
後写鏡：左：形式	
後写鏡：左：寸法及び曲率半径（mm）	
後写鏡：右：形式	
後写鏡：右：寸法及び曲率半径（mm）	
後写鏡：室内：形式	
後写鏡：室内：寸法及び曲率半径（mm）	
直前確認鏡：形式	
直前確認鏡：寸法及び曲率半径（mm）	
直左確認鏡：形式	
直左確認鏡：寸法及び曲率半径（mm）	
直前直左右確認装置：直前：形式	
直前直左右確認装置：直前：寸法及び曲率半径（mm）	
直前直左右確認装置：直左：形式	
直前直左右確認装置：直左：寸法及び曲率半径（mm）	
直前直左右確認装置：直右：形式	
直前直左右確認装置：直右：寸法及び曲率半径（mm）	
後退時車両直後確認装置：形式	
後退時車両直後確認装置：寸法及び曲率半径（mm）	
後退時車両直後確認装置：取付位置	
窓ふき器：個数及び性能	
洗浄液噴射装置：個数及び性能	
デフロスタ：形式	
消火器	
形式	

性能	
内圧容器	
材質	
容量 (L)	
最高使用圧力 (MPa)	
性能	
最高速度 (km/h)	
最小回転半径 (m)	
制動停止距離 (m) (初速 (km/h))	
主ブレーキ：制動力 (N) (踏力 (N))	
主ブレーキ：効きおくれ時間 (秒)	
駐車ブレーキ：制動力 (N) (操作力 (N))	
定地燃料消費率 (km/L)	
一充電走行距離 (km)	
交流電力量消費率 (電気自動車) (Wh/km)	
その他	
その他 (構造、装置に係る事項)	
細目告示別添 124 の適用を受けるもの	
備考	

別添 2 新型自動車取扱要領

目次

- 第 1 本要領の適用
- 第 2 新型届出
- 第 3 点検整備方式の周知方法
- 第 4 変更届出等
- 第 5 指定装置等又は指定共通構造部を装着している場合等の取扱い
- 第 6 資料の提出
- 第 7 外国人等による届出等
- 第 8 審査の方法
- 第 9 電子申請による届出

第 1 本要領の適用

自動車（大型特殊自動車に限る。以下同じ。）の製作を業とする者又はその者から自動車を購入する契約を締結している者であって当該自動車を販売することを業とするもの（外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者又はその者から当該自動車を購入する契約を締結している者であって当該自動車を本邦に輸出することを業とするものを含む。以下「製作者等」という。）が製作し、又は販売する新しい型式の自動車（以下「新型自動車」という。）について国土交通大臣に対して行う届出その他の取扱手続は、本要領の定めるところによる。

第 2 新型届出

- 1 製作者等は、新型自動車を販売することを目的として製作し、又は販売する前に、あらかじめ、国土交通大臣に対し、第 1 号様式による新型自動車届出書を提出することができる。この場合別表に掲げる添付書面を国土交通大臣に提出するとともに、研究所に届出書の写し及び添付書面を提出し、かつ、届出に係る新型自動車を提示するものとする。
- 2 法第 75 条第 1 項の規定による型式についての指定を受け、又はその申請がなされている自動車等及び「輸入自動車特別取扱制度について（依命通達）」（平成 10 年 11 月 12 日自審第 1255 号）による輸入自動車特別取扱の届出がなされている自動車については、第 1 項の届出は要しない。

第 3 点検整備方式の周知方法

新型届出をした者（以下「届出者」という。）は、当該届出に係る新型自動車（定格出力が 19kw 未満及び 560kw 以上の大型特殊自動車を除く。）の点検整備方式を使用者に対して周知させるため、次のいずれかの措置を講じること。

なお、定格出力が 19kw 未満及び 560kw 以上の大型特殊自動車の届出者にあつては、できる限り点検整備方式を作成し、これを周知させるための措置を講じよう努めること。

- 1 (1) 第 1 次使用者に対しては、点検整備方式を記載した書面を販売の際に交付すること。
(2) 第 2 次以降の使用に対しては、(1) の書面を常時準備しておき、これを提供し得る体制を整えておくよう努めること。
- 2 (1) 点検整備方式を電磁的方法により常に提供可能な体制を整えること。
(2) 第 1 次使用者に対しては、販売の際に(1)による提供であることを周知すること。
(3) 第 2 次以降の使用に対しては、(1)による提供であることを周知し得る体制を整えておくよう努めること。
(4) 上記の他、使用者が希望する場合にあつては書面での提供をし得る体制を整えること。

第 4 変更届出

- 1 届出者は、新型自動車届出書又はその添付書面の記載事項について変更があつた場合には、第 2 号様式による新型自動車変更届出書及び変更に関する資料（別表第 6 項に係る変更にあつては、当該変更に係る事項を記載した添付書面と同一の様式（項目等の追加により 2 葉となる場合を除く。）により変更事項を記載した書面）を遅滞なく、国土交通大臣に、届出書の写し及び変更に関する資料を研究所に提出すること。

- 2 研究所は、前項の届出（以下「変更届出」という。）に関し必要があると認められるとき（附則 4 の 2「軽微な変更の取扱要領」にいう軽微な変更に該当する場合を除く。）は、同項の届出をした者に対し、当該届出に係る新型自動車の提示を求めることができる。

第 5 指定装置等又は指定共通構造部を装着している場合等の取扱い

指定装置等又は指定共通構造部を届出に係る自動車に装着している場合には、装置指定通知書等、共通構造部指定通知書等又は認定証の写しを添付することにより別表に掲げる届出書の添付書面のうち、当該装置又は当該共通構造部に係る書面の提出を省略することができる。

第 6 資料の提出

届出者は、次表上欄に掲げる場合には、同表中欄に掲げる資料を、電磁的記録により作成された PDF 形式（諸元表（第 2 号様式の 1 又は第 2 号様式の 2）にあつては、附則 5 の 2 電子申請を行う場合の自動車諸元表等の書面の作成要領 別紙 2 CSV 形式による諸元表の記載要領により作成した CSV 形式）により同表下欄に掲げる者に提出すること。

ただし、当該届出を電子申請により実施した場合には提出を要しない。

また、地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）、運輸監理部、運輸支局、自動車検査登録事務所、沖縄総合事務局陸運事務所及びその支所並びに検査部（軽自動車に係るものにあつては、軽自動車検査協会）への同表下欄に掲げる資料の提供については「審査・リコール課個別業務システム」により行うものとする。

提出する場合	新型届出又は変更届出をした場合
提出資料	(1) 諸元表 (2) 外観図 (3) 構造・装置の概要説明書 (4) 指定装置等又は指定共通構造部一覧表
提出先	国土交通大臣

第 7 外国人等による届出等

外国人又は外国法人が新型届出その他の届出又は報告をする場合には、届出書又は報告書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

第 8 審査の方法

- 1 国土交通大臣は、新型届出又は変更届出があつたときは、当該届出に係る自動車が 施行規則第 2 条に規定する範囲及び種別に該当するものであるかどうかを審査するとともに、当該届出に係る自動車が保安基準の規定に適合しているかどうかの審査を研究所に行わせるものとする。

この場合において、改善措置の届出に関する重大な不正行為を行った自動車製作者等により新型届出があつた自動車のうち、当該改善措置に係る自動車の部品と同種のものが使用されている自動車については、国土交通大臣は、当該不正行為に係る部品について改善措置が適切に講じられていること及び当該改善措置の届出に関する不正行為の再発を防止するための措置が適切に講じられていることを審査するものとする。

- 2 研究所が行う前項の審査は、法第 75 条、第 75 条の 5 並びに独立行政法人自動車技術総合機構法の規定に従って行う型式指定に係る審査と同様の方法で適正に行わなければならない。

第 9 電子申請による届出

第 2 の新型届出及び第 4 の変更届出を行う際、電子申請により行うことができる。

別表（届出書の添付書面及びその記載要領等）（第2関係）

添 付 書 面	記 載 要 領 等
1 諸元表	1 諸元表の様式は、次によること。この場合において、「指定番号」とあるのは、「新型自動車番号」と、「類別区分番号」とあるのは「類別」と、「指定年月日」とあるのは「新型届出年月日」と、「既指定自動車型式指定年月日」とあるのは「変更届出年月日」と読み替えて使用する。 (1) 当該届出に係る自動車が2軸車の場合は、別添1「自動車型式指定実施要領」第2号様式の1及び第3号様式の3 (2) (1)以外の自動車にあつては、別添1「自動車型式指定実施要領」第2号様式の2及び第3号様式の3 (3) 第3号様式の3にあつては、当該自動車に装着されていない装置の項目については削除することができる。 2 記載要領は、附則5「自動車等の諸元表の記載要領」によること。
2 外観図及び外観写真	1 外観図の記載は、附則6「自動車等の外観図の記載要領」によること。 2 外観写真は、少なくとも、自動車の斜め前、斜め後ろから撮影し、自動車の外観を判別できるものであること。ただし、エンブレム、バッジ、エアスポイラー等の装飾物が含まれていなくともよい。 また、写真に代えてCADにより描画したイラストデータでもよい。
3 保安基準の規定に適合することを証する書面 (1) 運転者席付近配置図 (2) 指定装置等又は指定共通構造部 (3) 車わく強度計算書（最大積載量を有する自動車に限る。） (4) 制動能力計算書 (5) 検討書	保安基準第10条第1項各号に掲げる装置、かじ取装置等の名称及び位置を記載すること。 装置指定通知書等、共通構造部指定通知書等又は認定証の写を添付するとともに指定装置等又は指定共通構造部一覧表を添付すること。 強度計算は、公益社団法人自動車技術会が定めた自動車負荷計算基準又は自動車製作者が定めた計算基準に基づいて行うこと。 なお、ストレンゲージ等による測定成績書をもって強度計算書に代えることができる。 実車による制動試験成績書をもってこれに代えることができる。 保安基準の規定に適合しているかどうかを検討した結果を記載すること。 なお、指定装置等又は指定共通構造部については検討した結果を省略することができる。
4 構造・装置の概要説明書	自動車等の構造・装置の特徴を中心として記載すること。
5 その他自動車等の構造・装置及び性能に関して必要な書面	

(1) その他審査の実施に当たって必要があると認められる書面	
6 点検整備方式を記載した書面（定格出力が 19kW 未満及び 560kW 以上の大型特殊自動車に係るものを除く。）	1 点検整備方式（自動車点検基準（昭和 26 年運輸省令第 70 号）第 7 条第 3 項に定める技術上の情報に関するものに限る。）の書面については、当該情報の掲載場所等を記載すること。 2 点検整備方式（自動車点検基準第 7 条第 3 項に定める技術上の情報に関するものを除く。）の書面の記載については、次の点に留意すること。 (1) 自動車点検基準に定める技術上の基準を満足するものであること。 (2) 自動車点検基準に定めていない技術上の基準についても必要に応じ記載すること。 (3) 点検整備の際の判定基準について記載すること。特に、品質、形状等が変化し、通常の点検ではその後の保安を確保しうる期間を予測しにくい部品については、定期交換時期を記載すること。 3 前項(2)及び(3)については、製作者等が自動車の使用者に対し、標準として推奨するものである旨記載すること。
7 届出者が自動車の販売を業とする者（本邦に輸出するものを含む。）である場合は、自動車の製作を業とする者との間に取り交わした契約書の写し	1 契約書が日本語で記載されているもの以外のものにあつては、これを翻訳した書面を添付すること。 2 届出に係る自動車に関して、必要な技術情報の提供及び補修用部品の供給が当該自動車の製作を業とする者から届出者に対してなされる旨の契約が締結されることが、当該契約書等から明らかであること。
8 不正行為に係る部品について改善措置が適切に講じられていること及び改善措置の届出に関する不正行為の再発を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面	次に掲げる事項を記載すること。 1 当該不正行為に係る部品について講じられた改善措置の内容、及び届出に係る自動車に使用されている部品のうち当該不正行為に係る部品と同種のものについても、これと同様の措置が講じられており、問題が解消されていること 2 当該不正行為が発生した理由（具体的事実に基づく説明）及び不正行為の再発を防止するための措置

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。ただし、この大きさによることが困難なものについては、折りたたんだ状態でこの大きさとする。

2 第 6 に掲げる提出書面を除き、既に同一の書面を提出しているときは、その旨を申し出ることによつて当該書面の提出を省略することができる。

3 同時に複数の型式を申請する場合で同一の書面を提出するときは、その旨を申し出ることによつて当該書面の提出を代表で提出することができる。ただし、代表で提出した場合であっても型式毎に第 6 の書面は提出するものとする。

第 1 号様式（新型自動車届出書）（第 2 関係）

国土交通大臣殿		新型自動車届出書	年 月 日
届出者の氏名 又は名称			
住所			
車 名 及 び 型 式			
種 別			
車台の名称及び型式			
車体の名称及び型式			
主たる製作工場の名称及び 所在地			
備 考			

（日本産業規格 A 列 4 番）

- 備考 1 車体の名称及び型式が車名及び型式と同一のものにあつては、車体の名称及び型式欄への記載を省略して差し支えない。
- 2 主たる製作工場の名称及び所在地欄には、原動機、車台、車体及び完成車について、それぞれの製作工場の名称及び所在地を記載すること。
なお、主たる製作工場が複数ある場合には、それぞれについて記載すること。

第2号様式（新型自動車変更届出書）（第4関係）

国土交通大臣殿		新型自動車変更届出書	年 月 日
届出者の氏名 又は名称			
住所			
車 名 及 び 型 式			
変 更 事 項 及 び 変 更 事 由			
変 更 年 月 日			
備 考			

（日本産業規格A列4番）

別添 3 検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の型式認定要領

目次

- 第 1 申請者
- 第 2 申請書
- 第 3 検査対象外軽自動車等の提示
- 第 4 告示
- 第 5 点検整備方式の周知方法
- 第 6 出荷検査
- 第 7 変更等の承認及び届出
- 第 8 設計又は製作の過程に起因する基準不適合についての改善措置
- 第 9 検査対象外軽自動車等型式認定申請書等の経由及び検査対象外軽自動車等の提示の特例
- 第 10 資料の提出
- 第 11 型式認定番号等
- 第 12 外国人等による届出等
- 第 13 指定装置等を装着している場合等の取扱い
- 第 14 電子申請による届出

第 1 申請者

- 1 施行規則第 62 条の 3 第 1 項の規定による検査対象外軽自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車（以下「検査対象外軽自動車等」という。）の型式についての認定並びに施行規則第 67 条第 1 項の規定による原動機付自転車用原動機の型式についての認定（以下「型式認定」と総称する。）の申請は、次に掲げる者が行うことができる。
 - (1) 検査対象外軽自動車等の製作を業とする者又はその者と検査対象外軽自動車等の販売契約を結んでいる者（外国において本邦に輸出される検査対象外軽自動車等を製作することを業とする者又はその者から当該検査対象外軽自動車等を購入する契約を締結している者であって当該検査対象外軽自動車等を本邦に輸出することを業とするものを含む。以下「製作者等」という。）
 - (2) 原動機付自転車用原動機の製作を業とする者（外国において本邦に輸出される原動機付自転車用原動機を製作することを業とする者を含む。以下「製作者」という。）
- 2 検査対象外軽自動車又は小型特殊自動車の型式認定を受けようとする者は、型式認定の申請に係る検査対象外軽自動車又は小型特殊自動車について、法第 29 条第 2 項又は第 30 条の規定による車台番号等の打刻の届出が行われていることをあらかじめ確認しておくこと。

第 2 申請書

型式認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、国土交通大臣に対し、第 1 号様式による型式認定申請書及び別表に掲げる添付書面を提出すること。

第 3 検査対象外軽自動車等の提示

- 1 検査対象外軽自動車等に係る申請者は、国土交通大臣に対し、申請に係る検査対象外軽自動車等であって運行（この項の規定による提示のためにするものを除く。）の用に供していないもの及び次項に規定するところにより走行を行ったもの（特殊な構造を有するものを除く。以下「走行車」という。）を提示すること。
- 2 前項の規定により国土交通大臣に提示する検査対象外軽自動車等に係る走行の要件は、次表上欄に掲げる検査対象外軽自動車等の種類に応じ、同表中欄に掲げる走行キロ数（小型特殊自動車にあっては走行時間数）以上を、同表下欄に掲げる走行条件で走行するものとする。

検査対象外軽自動車等の種類	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの		軽油を燃料とするもの
	検査対象外軽自動車及び原動機付自転車	小型特殊自動車	小型特殊自動車

	最高速度 130km/h以上	総排気量 0.050リットルを超えかつ最高速度50km/h以下又は、最高速度50km/hを超え130km/h未満	総排気量 0.050リットル以下かつ最高速度50km/h以下			
	定格出力			19kW 以上 560kW 未満	19kW 以上 37kW 未満	37kW 以上 560kW 未満
走行キロ数（小型特殊自動車にあっては走行時間数）	35, 000 km	20, 000 km	6, 000 km	5, 000 時間	5, 000 時間	8, 000 時間
走行条件	1 (1) 二輪の軽自動車及び原動機付自転車（(2)の原動機付自転車を除く。）にあっては、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る世界技術規則の作成に関する協定に基づいて作成された世界技術規則（以下単に、「世界技術規則」という。）第 23 号の附則 1 又は附則 2 に定める方法によること。 (2) 最高速度が 50km/h 以下の第一種一般原動機付自転車にあっては次の条件 A 又は B を満足すること。 条件 A 主として 15～30km/h までの範囲における走行が 80%以上 条件 B 発進が 1 時間に 20 回以上とし、30km/h 以上の速度（性能上この速度で走行できないものにあつては可能な最高速度）における走行が 8 %以上、平均速度は 22. 5km/h 以上。 2 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする小型特殊自動車にあっては、次に掲げる原動機の運転条件に該当する走行条件を満足すること。 (1) 走行時の原動機の平均負荷率が 30 パーセント以上 (2) 原動機を定格回転速度の 60 パーセント以上で運転している走行時間数の割合が 80 パーセント以上 (3) 原動機を定格回転速度の 90 パーセント以上で運転している走行時間数の割合が 6 パーセント以上 3 軽油を燃料とする小型特殊自動車にあっては、次に掲げる原動機の運転条件に該当する走行条件を満足すること。 (1) 走行時の原動機の平均負荷率が 40 パーセント以上 (2) 原動機を定格回転速度の 60 パーセント以上で運転している走行時間数の割合が 70 パーセント以上 (3) 原動機を定格回転速度の 90 パーセント以上で運転している走行時間数の割合が 20 パーセント以上					

3 前項の走行車の提示については、次に掲げる書面の提出をもって代えることができる。

(1) 型式認定の申請に係る検査対象外軽自動車等（以下「申請検査対象外軽自動車等」という。）について、前項に掲げる走行を行ったことを証する書面又は前項に掲げる走行により申請検査対象外軽自動車等の一酸化炭素等発散防止装置（法第 41 条又は第 44 条の発散防止装置のうち排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素（軽油を燃料とする小型特殊自動車を除く。）、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質（適用関係告示第 28 条第 181 項の規定の適用を受ける自動車、同告示第 63 条第 12 項の規定の適用を受ける一般原動機付自転車、ガソリンを燃料とする小型特殊自動車及び最高速度が 50km/h 以下の第一種一般原動機付自転車

車にあっては、一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物)を減少させる装置)に生じる機能の劣化と同等以上の劣化を申請検査対象外軽自動車等の当該装置に生じさせる走行を行ったことを証する書面

- (2) (1)の走行を行った申請検査対象外軽自動車等が、次のいずれかの基準に適合していることを証する書面(適用関係告示により、次のいずれかの基準に代えて当該検査対象外軽自動車等に適用することができる基準がある場合は、当該基準に適合していることを証する書面)

(ア) ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする小型特殊自動車にあっては、細目告示第41条第1項第13号、二輪の軽自動車にあっては、同項第17号、原動機付自転車にあっては、同告示第243条第1項第1号の基準

(イ) 軽油を燃料とする小型特殊自動車にあっては、細目告示第41条第1項第15号の基準

- 4 前項の書面の様式等については、附則7「長距離走行実施要領等」に準ずること。

第4 告示

国土交通大臣は、型式認定をし、又は型式認定を取り消したときは、当該型式認定に係る検査対象外軽自動車等又は原動機付自転車用原動機について、次に掲げる事項(原動機付自転車用原動機に係る場合にあっては、(2)及び(3)を除く。また、第7第7項に規定する製作廃止届出に係る場合にあっては、(3)、(4)及び(6)を除く。)を告示する。

また、告示した事項に変更があった場合にはその内容を告示する。

- (1) 型式認定番号
- (2) 車名及び型式
- (3) 車体の形状
- (4) 原動機の名称及び型式並びにその総排気量(原動機の総排気量が0.050リットルを超え0.125リットル以下であり、かつ、最高出力が4.0キロワット以下の第一種一般原動機付自転車(以下「出力制限第一種一般原動機付自転車」という。)に係る場合にあっては、総排気量及び最高出力)又はその定格出力
- (5) 製作者等又は製作者の氏名又は名称及び住所
- (6) 型式認定を取り消したときは、その理由

第5 点検整備方式の周知方法

型式認定を受けた検査対象外軽自動車等(定格出力が19kW未満及び560kW以上の小型特殊自動車を除く。)の製作者等は、当該型式認定に係る検査対象外軽自動車等の点検整備方式を使用者に対して周知させるため、次のいずれかの措置を講じること。

なお、定格出力が19kW未満及び560kW以上の小型特殊自動車の製作者等にあっては、できる限り点検整備方式を作成し、これを周知させるための措置を講じよう努めること。

- 1 (1) 第1次使用者に対しては、点検整備方式を記載した書面を販売の際に交付すること。
- (2) 第2次以降の使用者に対しては、(1)の書面を常時準備しておき、これを提供し得る体制を整えておくよう努めること。
- 2 (1) 点検整備方式を電磁的方法により常に提供可能な体制を整えること。
- (2) 第1次使用者に対しては、販売の際に(1)による提供であることを周知すること。
- (3) 第2次以降の使用者に対しては、(1)による提供であることを周知し得る体制を整えておくよう努めること。
- (4) 上記の他、使用者が希望する場合にあっては書面での提供をし得る体制を整えること。

第6 出荷検査

- 1 施行規則第62条の3第5項の検査(以下「出荷検査」という。)は、当該型式認定に係る検査対象外軽自動車等が次の要件を具備しているかどうかについて実施すること。

- (1) 認定を受けた型式としての構造・装置及び性能を有すること。
- (2) 保安基準の規定に適合すること。
- (3) 法第29条第2項又は第30条の届出をした車台番号及び原動機の型式が明確に打刻されていること。

- 2 出荷検査の実施に当たっては、次の点に留意すること。

- (1) 統計的手法を用いる出荷検査を実施する場合にあっては、その方式が明確にされていること。

- (2) 出荷検査に従事する検査員は、当該検査に必要な知識及び技能を有する者のうちからあらかじめ指名された者であること。
- (3) 出荷検査の一部を委託するときは、次に掲げる要件が満たされていること。
 - (ア) 委託している業務の範囲が明確であり、かつ、委託先の業務の実施体制が確立されていること。
 - (イ) 完成車の引取りの際の抜取検査の実施等委託している業務に関する指導監督の徹底が図られていること。
 - (ウ) 委託先は、次のいずれかであること。
 - (a) 当該型式の検査対象外軽自動車等の組付けを委託された者
 - (b) 第1第1項(1)に規定する検査対象外軽自動車等の販売を業とする者が型式認定の申請をする場合にあっては、当該申請に係る型式の検査対象外軽自動車等を製作することを業とする者
- (4) 自動車検査用機械器具により自動で出荷検査を実施するときは、自動車検査用機械器具の性能及びその管理の方法に関し、次に掲げる要件が満たされていること。なお、本項に定めのない事項は、完成検査の自動化ガイドライン（令和3年3月）又はこれに準じた方法によるものとする。
 - (ア) 当該自動車検査用機械器具を用いて実施される出荷検査の項目について、出荷検査に従事する検査員と同等以上の精度で判定すること。
 - (イ) 当該自動車検査用機械器具の異常を自動的に検知し、当該器具を停止させ、かつ、当該異常の結果を記録すること。
 - (ウ) 当該自動車検査用機械器具を用いて実施された出荷検査の結果について自動で記録し、また不正な書き換えをできないようにする措置を講じていること。
 - (エ) 当該自動車検査用機械器具の適確な運用に関する知識及び能力を有する者から管理責任者が明確に定められていること。
 - (オ) 当該自動車検査用機械器具の管理要領が明確に定められていること。
- (5) 出荷検査に用いる検査用機械器具は、型式認定の申請に係る検査対象外軽自動車等を検査する能力を有するものであり、適切な精度を有するように常に管理されているものであること。
- (6) 型式認定を受けた検査対象外軽自動車等の製作者等は、次に掲げる書類を出荷検査を行う事業場に常に備えておくこと。
 - (ア) 出荷検査及び法第41条各号に掲げる装置（原動機付自転車にあっては、法第44条第3号から第11号までに掲げる装置）の検査（以下「装置の検査」という。）を実施するための規定（検査基準並びに統計的手法を用いて検査を実施する場合における抜取率及びその根拠を含む。）
 - (イ) 品質保証に関する規程
 - (ウ) 出荷検査及び装置の検査に用いる機械器具を管理するための規程（点検・整備及び精度の基準を含む。）
- 3 型式認定を受けた検査対象外軽自動車等の製作者等は、当該検査対象外軽自動車等についての出荷検査を行ったときは、当該出荷検査の成績を記録し、これを1年間保存すること。
- 4 施行規則第67条第5項の規定による表示を行う際に実施する検査（以下「原動機付自転車用原動機の出荷検査」という。）については、第1項(1)、第2項及び前項の規定を準用する。この場合において、「出荷検査」とあるのは「原動機付自転車用原動機の出荷検査」と、「検査対象外軽自動車」とあるのは「原動機付自転車用原動機」と、「完成車」とあるのは「完成原動機」と読み替える。
- 5 施行規則第62条の3第3項に規定する製作における均一性を有することを明らかにした書類については、国際標準化機構（以下「ISO」という。）9001の規格又はこれと同等以上の規格を取得している事実を証する書面であっても差し支えない。この場合において、EN（European Norm）ISO9001、JIS（日本産業規格）Q9001又はIATF16949の各規格はISO9001と同等以上の規格の例とする。

第7 変更等の承認及び届出

- 1 型式認定を受けた検査対象外軽自動車等の製作者等及び原動機付自転車用原動機の製作者（以下「認定製作者等」という。）は、型式認定申請書の添付書面のうち次に掲げる書面の記載事項を変更した場合（附則4の2「軽微な変更の取扱要領」別表左欄の書面について、中欄に掲げる項目であり、かつ、右欄に掲げる条件に該当するもの（同附則中のまた書きにより、別表に追加したとみなし

た項目及び条件を含む。)であって、**保安基準**に適合することが明白であり、かつ、試験を行う必要性がないと地方運輸局が認めるもの(以下「軽微な変更」という。)を除く。)には、第2号様式による変更承認申請書及び変更に関する資料を国土交通大臣に提出し、その変更の承認を申請することができる。この場合において、当該変更に係る資料については、型式認定申請書の添付書面の例に準ずるものとする。

(1) 諸元表

(2) 外観図

(3) 保安基準の規定に適合することを証する書面(原動機付自転車用原動機に係る場合を除く。)

なお、軽微な変更の取扱は、検査対象外軽自動車及び原動機付自転車であって二輪車であるものに適用する。また、第5項ただし書きによる変更届出を行う場合は、本項による変更の承認の申請は省略することができる。

2 前項の承認は、当該変更に係る検査対象外軽自動車等又は原動機付自転車用原動機の型式が認定を受けた検査対象外軽自動車等又は原動機付自転車用原動機の型式と同一と認められる場合に行う。

3 第1項の認定製作者等は、同項の承認を受けた場合に限り、当該変更に係る型式の検査対象外軽自動車等又は原動機付自転車用原動機に係る型式認定番号標を表示することができる。

4 国土交通大臣は、変更の承認に関し必要があると認めるときは、第1項の申請をした者(検査対象外軽自動車等の製作者等に限る。)に対し、当該申請に係る検査対象外軽自動車等の提示を求めることができる。

5 認定製作者等は、当該型式認定に係る型式認定申請書又はその添付書面の記載事項のうち第1項に掲げる変更の承認に係る事項以外のものについて変更した場合には、第3号様式による変更届出書及び変更に関する資料を遅滞なく(軽微な変更には、遅くとも四半期ごとに当該変更があった日の属する四半期の翌四半期の初日から30日以内)国土交通大臣に提出すること。

ただし、装置指定規則第8条第1項の変更の届出により、第7第1項1号及び第2号に掲げる書面の記載事項に変更(装置そのものの性能要件に限る。)がある場合には、第3号様式による変更届出書及び変更に関する資料を国土交通大臣に提出すること。

6 認定製作者等が、当該型式認定に係る検査対象外軽自動車等又は原動機付自転車用原動機について変更承認申請書及び変更届出書を同時に提出しようとするときは、変更承認申請書に変更届出書に係る変更内容を記載することにより、変更承認申請書と変更届出書を一つにすることができる。

7 型式認定を受けた者が、当該型式認定に係る検査対象外軽自動車等の製作者等又は原動機付自転車用原動機の製作者でなくなったときは、その日から30日以内に、第4号様式による製作等廃止届を国土交通大臣に提出すること。

第8 設計又は製作の過程に起因する基準不適合についての改善措置

1 小型特殊自動車又は原動機付自転車(以下「小型特殊自動車等」という。)の型式について施行規則第62条の3第1項の認定を受けた者は、当該型式の一定の範囲の小型特殊自動車等の構造、装置又は性能が保安基準の規定に適合しなくなるおそれがある状態又は適合していない状態にあり、かつ、その原因が設計又は製作の過程にあると認めたときは、速やかに、次の事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

(1) 保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合していない状態にあると認める構造、装置又は性能の状況及びその原因

(2) 保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため又は保安基準に適合させるために必要な改善措置の内容

(3) 前2号に掲げる事項を当該小型特殊自動車等の使用者及び自動車特定整備事業者に対して周知させるための措置

2 国土交通大臣は、前項の届出を受けた場合において同項の改善措置が適当でないと認めたときは、当該届出をした者に対し、その変更を指示することができる。

3 第1項の届出をした者は、3月ごとに、当該届出に係る改善措置の実施状況について国土交通大臣に報告しなければならない。ただし、改善措置が完了したとき、又は国土交通大臣が報告を要しないと判断したとき以降にあっては、報告を要しないものとする。

第9 検査対象外軽自動車等型式認定申請書等の経由及び検査対象外軽自動車等の提示の特例

- 1 製作者等は、検査対象外軽自動車等（施行規則第 62 条の 3 第 2 項ただし書に規定する農耕作業用の小型特殊自動車及び国土交通大臣が指定する小型特殊自動車（以下「農耕作業用自動車等」という。）を除く。以下次項において同じ。）について、国土交通大臣に対し型式認定の申請をしようとする場合には、次のいずれかの住所又は所在地を管轄する地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）を経由して型式認定申請書及びその添付書面を提出すること。この場合において、農耕作業用の小型特殊自動車とは、農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車及び田植機をいう。
 - (1) 当該申請をする者の住所
 - (2) 当該申請に係る検査対象外軽自動車等の主たる製作工場の所在地
 - (3) 当該申請に係る検査対象外軽自動車等の開発を行った事業所の所在地
- 2 認定製作者等は、検査対象外軽自動車等について、国土交通大臣に対し第 7 第 1 項の変更の承認を申請し、又は同第 5 項の変更の届出若しくは同第 7 項の届出をしようとする場合には、前項の規定により型式認定申請書を経由した地方運輸局長を経由して申請書又は届出書及び変更に関する資料を提出すること。
- 3 第 3 第 1 項の規定による検査対象外軽自動車等の提示は、第 1 項の規定により型式認定申請書を経由する地方運輸局長に対して行うものとし、第 7 第 4 項の規定による検査対象外軽自動車等の提示は、前項の規定により変更承認申請書を経由する地方運輸局長の求めに応じ、当該地方運輸局長に対して行うものとする。
- 4 地方運輸局長は、第 1 項又は第 2 項の規定により申請があったときは、当該申請に係る検査対象外軽自動車等が施行規則第 1 条又は第 2 条に規定する範囲及び種別に該当するものであり、かつ、保安基準の規定に適合しているかどうかを審査し、その結果を国土交通大臣に進達すること。
- 5 地方運輸局長は、国土交通大臣から、前項の規定により進達した検査対象外軽自動車等について型式認定又は変更の承認を行った旨の通知を受けたときは、当該進達に係る検査対象外軽自動車等の申請者に対し、その旨を通知すること。

第 10 資料の提出

認定製作者等（原動機付自転車用原動機の製作者等を除く。）は、次表上欄に掲げる場合には、同表下欄に掲げる資料を電磁的記録により作成された PDF 形式により国土交通大臣（検査対象外軽自動車等（小型特殊自動車及び農耕作業用自動車等を除く。）にあつては、第 9 第 1 項の規定により型式認定申請書を経由した地方運輸局長）に提出すること。

ただし、当該届出を電子申請により実施した場合には提出を要しない。

また、地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）、運輸監理部、運輸支局、自動車検査登録事務所、沖縄総合事務局陸運事務所及びその支所並びに検査部（軽自動車に係るものにあつては、軽自動車検査協会）への同表下欄に掲げる資料の提供については「審査・リコール課個別業務システム」により行うものとする。

提出する場合		1 型式認定を受けた場合	2 変更の承認を受けた場合	3 変更の届出をした場合	4 第 7 第 5 項ただし書きの変更届出をした場合	5 第 7 第 5 項の軽微な変更の届出をした場合
提出資料	諸元表	○	○		○	○
	外観図	○	○		○	○
	走行性能曲線図	○	○			
	構造・装置の概要説明書	○	○		○	○
	指定装置等一覧表	○	○			○
	型式認定番号標取付図	○		○		
	原動機総排気量等表示図	○		○		

備考 1 ○印は、提出を必要とする資料を示す。

2 走行性能曲線図については、貨物の用に供するけん引自動車に限り提出する。

3 型式認定番号標取付図及び原動機総排気量等表示図の提出については、構造・装置の概要説

明書に型式認定番号標の取付位置及び取付方法、原動機総排気量（出力制限第一種一般原動機付自転車に係る場合にあつては、総排気量及び最高出力、電動機にあつては、電動機定格出力）の表示位置及び表示方法を記載した場合には、省略して差し支え差し支えない。

- 4 上欄3の「変更の届出」には、第7第6項による届出を含むものとする。
- 5 電動機にあつては、「原動機総排気量等表示図」を「電動機定格出力表示図」と読み替える。

第11 型式認定番号等

- 1 型式認定番号の区分は、次表に定めるとおりとする。

検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の種類			型式認定番号
検査対象外軽自動車	二輪		Ⅱ－〇〇〇
	その 他		〇〇〇
小型特殊自動車	農耕作業用自動車等		農〇〇〇
	その 他		特〇〇〇
原動機付自転車	特定小型		S－1〇〇〇
	第一種一般	二輪	I－1〇〇〇
		その他	I－8〇〇〇
	第二種		Ⅱ－1〇〇〇
原動機付自転車用原動機	第一種		I－9〇〇〇
	第二種		Ⅱ－9〇〇〇

- 2 型式認定番号標及び原動機の総排気量（出力制限第一種一般原動機付原動機付自転車に係る場合にあつては、総排気量及び最高出力）又は定格出力の表示は、次に掲げるところによること。

- (1) 型式認定番号標は、車台又は車体（原動機付自転車用原動機にあつては、原動機）の見易い箇所に確実に取り付けること。
- (2) 長さが4.70メートル、幅が1.70メートル、高さが2.80メートル、最高速度が15キロメートル毎時を超える小型特殊自動車の型式認定番号標の塗色は、青色とすること。
なお、当該小型特殊自動車以外の検査対象外軽自動車等の型式認定番号標の塗色は、青色でないこと。
- (3) 「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示」（平成20年国土交通省告示第1532号）に適合する検査対象外軽自動車及び原動機付自転車（内燃機関を原動機とするものに限る。）の型式認定番号標の塗色は、銀色とすること。
- (4) 「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示」（平成28年国土交通省告示第681号）に適合する検査対象外軽自動車及び原動機付自転車（内燃機関を原動機とするものに限る。）の型式認定番号標の塗色は、紫色とすること。
- (5) 「道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令」（令和4年国土交通省令第91号）第三章第二節に適合する特定小型原動機付自転車の型式認定番号標の塗色は、緑色とすること。
- (6) 「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示」（令和7年国土交通省告示第155号）に適合する一般小型原動機付自転車の型式認定番号標の塗色は、黄色とすること。
- (7) 原動機の総排気量（出力制限第一種一般原動機付自転車に係る場合にあつては、総排気量及び最高出力）又は定格出力は、原動機の見易い箇所に直接打刻、鋳出し等により又はラベル等により表示すること。ただし、最高出力をラベル等により表示する場合であつて、原動機に表示することが困難な場合はその付近の見易い箇所に表示すること。

この場合において、ラベル等により表示する場合には、容易に消すことができないものを用いてラベル等に明記するとともに、ラベル等を確実に貼付表示すること。

第 12 外国人等による届出等

外国人又は外国法人が型式認定その他の申請、届出又は報告をする場合には、申請書、届出書又は報告書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

第 13 指定装置等を装着している場合等の取扱い

指定装置等を型式認定申請に係る検査対象外軽自動車等に装着している場合には、装置指定通知書等又は認定証の写を添付することにより別表に掲げる申請書の添付書面のうち、当該装置に係る書面の提出を省略することができる。

第 14 電子申請による届出

施行規則第 62 条の 3（検査対象外軽自動車等の型式認定）の型式認定の申請、施行規則第 67 条（原動機付自転車用原動機の型式認定）の型式認定の申請、施行規則第 70 条第 5 項及び第 6 項の届出並びに第 7 第 1 項の変更等の承認及び届出を行う際、電子申請により行うことができる。

別表（申請書の添付書面及びその記載要領等）（第2関係）

1 検査対象外軽自動車及び原動機付自転車

添 付 書 面	記 載 要 領 等
1 諸元表	1 諸元表の様式は、次によること。この場合において、「指定番号」とあるのは「認定番号」と、「類別区分番号」とあるのは「類別」と、「指定年月日」とあるのは「認定年月日」と、「既指定自動車型式指定年月日」とあるのは「変更承認年月日」と、「自動車の種別」とあるのは「自動車等の種別又は範囲」と読み替えて使用する。 (1) 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車等（以下「乗用車等」という。）及び原動機付自転車にあつては、別添 1「自動車型式指定実施要領」第 1 号様式及び第 3 号様式の 3 (2) (1) 以外の自動車等にあつては、別添 1「自動車型式指定実施要領」第 2 号様式の 1 及び第 3 号様式の 3 また、第 3 号様式の 3 にあつては、当該自動車に装着されていない装置の項目については削除することができる。 2 記載要領は、附則 5「自動車等の諸元表の記載要領」によること。
2 外観図及び外観写真	1 外観図の記載は、附則 6「自動車等の外観図の記載要領」によること。 2 外観写真は、少なくとも、自動車の斜め前、斜め後ろから撮影し、自動車の外観を判別できるものであること。ただし、エンブレム、バッジ、エアスポイラー等の装飾物が含まれていなくともよい。また、写真に代えて CAD により描画したイラストデータでもよい。
3 保安基準の規定に適合することを証する書面 (1) 走行性能曲線図（けん引自動車及び付随車をけん引する原動機付自転車に係るものに限る。） (2) 運転者席付近配置図 (3) 指定装置等 <u>(4) 技術基準適合証明書</u> <u>(5) 車わく強度計算書</u> （最大積載量を有する自動車に限る。） <u>(6) 制動能力計算書</u>（カタピラ及びそりを有する軽自動車その他特殊な構造を有する自動車	1 道路勾配（正接で表示する。）が 0、3、5、10、10 以上は 5 きざみの各パーセントである場合の走行抵抗を表示すること。 2 タイヤの半径は動荷重半径とすること。ただし、動荷重半径が JATMA 規格に定められていないタイヤについては、静荷重半径等とすること。 保安基準第 10 条第 1 項各号に掲げる装置、かじ取装置等の名称及び位置を記載すること。 装置指定通知書等又は認定証の写を添付するとともに指定装置等一覧表を添付すること。 強度計算は、社団法人自動車技術会が定めた自動車負荷計算基準又は自動車等の製作者が定めた計算基準に基づいて行うこと。 なお、ストレンゲージ等による測定成績書をもって強度計算書に代えることができる。 実車による制動試験成績書をもってこれに代えることができる。

等に係るものに限る。) (7) 次に掲げる装置等の図面 (ア) シャンシ全体 (イ) 燃料装置 (ウ) 動力伝達装置 (エ) 走行装置 (オ) かじ取装置 (カ) 制動装置 (キ) 緩衝装置 (ク) 灯火装置（二輪車に係るものを除く。） (8) 検討書	1 平面及び側面透視図又は鳥瞰透視図若しくは装置等の外観写真をもって(ア)から(キ)までに掲げる装置等の図面（LPG、CNG 又は LNG を燃料とする自動車及び圧縮水素ガスを燃料とする自動車に係る燃料装置の図面を除く。）の全部に代えることができる。 2 自動車及び原動機付自転車（以下「自動車等という。」）であつて二輪車であるもの（以下「二輪車」という。にあつては、(ア)から(キ)までに掲げる装置等が明示された図面であれば、項目ごとに別葉とする必要はない。 排気管、ブレーキ管及び燃料管の配置についても記載すること。 燃料系統の組立及び配管を記載すること。LPG、CNG 又は LNG を燃料とする自動車及び圧縮水素ガスを燃料とする自動車にあつては、容器格納室、容器取付関係及び充填口付近についても記載すること。 車軸についても記載すること。 制動系統の組立及び配管を記載すること。 車体に取り付けられた状態における灯火の外形等を記載すること。 保安基準の規定に適合しているかどうかを検討した結果を記載すること。 なお、指定装置等については検討した結果を省略することができる。
4 構造・装置の概要説明書	自動車等の構造・装置の特徴を中心として記載すること。 また、規制適用日前に規制対応を実施した場合にはその旨を記載すること。
5 その他自動車等の構造・装置及び性能に関して必要な書面 (1) けん引自動車以外の自動車及び付随車をけん引する原動機付自転車以外の原動機付自転車にあつては走行性能曲線図（必要があると認められる場合に限る。） (2) 原動機性能曲線図（必要があると認められる場合に限る。） (3) その他審査の実施に当たって必要があると認められる書面	全負荷時の出力及びトルクを記載すること。
6 出荷検査及び装置の検査の業務組織を記載した書面	出荷検査及び装置の検査の業務の担当部門等が明確となるよう記載すること。

	なお、次の業務を行う組織もあわせて記載すること。 (1) 出荷検査又は装置の検査を統計的手法を用いて実施する場合における当該品質管理の業務を行う組織 (2) 出荷検査の一部を第6第2項(3)により他に委託する場合における委託する出荷検査の内容、委託先の業務組織及び委託先に対する指導監督の業務を行う組織 (3) 第6第2項(4)の自動車検査用機械器具により自動で出荷検査を実施する場合にあっては、当該業務を行う組織
7 出荷検査及び装置の検査の実施要領を記載した書面	次に掲げる事項を記載すること。 なお、出荷検査のチェック・シートを添付すること。 (1) 検査の項目、検査の方法（検査用機械器具を用いて行う場合にあってはその名称を含む。）及び検査の方式（全数、抜取検査の別） (2) 出荷検査ラインの工程 (3) 品質保証体系（品質管理に関する主要関係規程を列記すること。） (4) 第6第2項(3)により出荷検査の一部を委託する場合における委託先、委託している業務の範囲、委託先の業務の実施体制及び委託している業務に関する指導監督の方法 (5) 第6第2項(4)の自動車検査用機械器具により自動で出荷検査を実施する場合にあっては、その項目及び方法
8 検査用機械器具の管理要領を記載した書面	次に掲げる事項を記載すること。なお、第6第2項(4)の自動車検査用機械器具により自動で出荷検査を実施する場合にあっては、(1)の書面にその旨を附記すること。 (1) 管理の対象となる検査用機械器具の名称、能力及びその数 (2) 検査用機械器具の保守管理体制
9 点検整備方式を記載した書面	1 検査対象外軽自動車にあっては、点検整備方式（自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）第7条第3項に定める技術上の情報に関するものに限る。）の書面については、当該情報の掲載場所等を記載すること。 2 点検整備方式（自動車点検基準第7条第3項に定める技術上の情報に関するものを除く。）の書面の記載については、次の点に留意すること。 (1) 検査対象外軽自動車にあっては、自動車点検基準に定める技術上の基準を満足するものであること。また、原動機付自転車にあっては、これに準ずるものであること。 (2) 自動車点検基準に定めていない技術上の基準についても必要に応じ記載すること。 (3) 点検整備の際の判定基準について記載すること。特に、品質、形状等が変化し、通常の点検ではその後の保安を確保する期間を予測しにくい部品については、定期交換時期を記載すること。 3 前項(1)（原動機付自転車に係るものに限る。）、(2)及び(3)については、製作者等が自動車等の使用者に対し、標準として推奨するものである旨記載すること。
10 型式認定番号標取付図	型式認定番号標の取付位置及び取付方法を明確に記載すること。
11 原動機総排気量等表示図（電動機にあっては、電動機定格出力表示図と読み替える。）	原動機総排気量（出力制限第一種一般原動機付自転車にあっては、総排気量及び最高出力、電動機にあっては、電動機定格出力）の表示位置及び表示方法を明確に記載すること。

12 申請者が自動車等の販売を業とする者（本邦に輸出する者を含む。）である場合には、自動車等の製作を業とする者との間に取り交わした契約書の写し	1 契約書が日本語で記載されているもの以外のものにあつては、これを翻訳した書面を添付すること。 2 申請に係る自動車等に関して、必要な技術情報の提供及び補修用部品の供給が当該自動車等の製作を業とする者から申請者に対してなされる旨の契約が締結されていることが、当該契約書等から明らかであること。
--	--

備考1 附則 16 別表第2 備考1に定める二輪の自動車及び二輪の自転車であつて、指定製作者等（指定製作者等の系列会社であつて、品質管理等の水準が指定製作者等と同等と認められる製作者を含む。以下備考2及び附則16について同じ。）が申請する場合にあつては、1に掲げる諸元表の「第3号様式の3」を「第3号様式の2」に読み替える。

2 指定製作者等が申請する場合にあつては、3(1)、(2)、(5)及び(7)に掲げる書面については、提出を要しない。また、3(8)の書面にあつては、宣誓書に代えることができる。その場合、様式告示第2項に規定する宣誓書を添付することとし、宣誓書中「自動車」とあるのは、「検査対象外軽自動車」又は「原動機付自転車」と読み替えるものとする。

2 小型特殊自動車

添 付 書 面	記 載 要 領 等
1 諸元表	1 諸元表の様式は、次によること。 (1) 小型特殊自動車（農耕作業用自動車等を除く。） にあっては、別添1「自動車型式指定実施要領」第2号様式の1又は第2号様式の2及び第3号様式の3 この場合において、「指定番号」とあるのは「認定番号」と、「類別区分番号」とあるのは「類別」と、「指定年月日」とあるのは「認定年月日」と読み替えて使用する。 また、第3号様式の3にあっては、当該自動車に装着されていない装置の項目については削除することができる。 (2) 農耕作業用自動車等にあっては、第5号様式及び第6号様式 2 記載要領は、(1)に係るものにあつては、附則5「自動車等の諸元表の記載要領」によることとし、(2)に係るものにあつてはこれに準ずること。
2 外観図及び外観写真	1 外観図の記載は、附則6「自動車等の外観図の記載要領」によること。 2 外観写真は、少なくとも、自動車の斜め前、斜め後ろから撮影し、自動車の外観を判別できるものであること。ただし、エンブレム、バッジ、エアスポイラー等の装飾物が含まれていなくともよい。また、写真に代えてCADにより描画したイラストデータでもよい。
3 保安基準の規定に適合することを証する書面 (1) 運転者席付近配置図（農耕作業用自動車等に係るものを除く。） (2) 指定装置等 (3) 車わく強度計算書（農耕作業用自動車等に係るものを除き、最大積載量を有する自動車に限る。） (4) 制動能力計算書（農耕作業用自動車等に係るものを除く。） (5) 検討書 (6) 農耕作業用自動車等機能証明書（農耕作業用自動車等に係るものに限る。） (7) 農耕作業用自動車等機能確認書（農耕作業用自動車等に係るものに限る。）	保安基準第10条第1項各号に掲げる装置、かじ取装置等の名称及び位置を記載すること。 装置指定通知書等又は認定証の写を添付するとともに指定装置等一覧表を添付すること。 強度計算は、公益社団法人自動車技術会が定めた自動車負荷計算基準又は自動車の製作者が定めた計算基準に基づいて行うこと。 なお、ストレンゲージ等による測定成績書をもって強度計算書に代えることができる。 実車による制動試験成績書をもってこれに代えることができる。 保安基準の規定に適合しているかどうかを検討した結果を記載すること。 なお、指定装置等については検討した結果を省略することができる。 農耕作業用自動車等の機能確認及び機能証明について（平成8年12月27日付農産第9055号）により、農林水産省農産局長が農耕作業用自動車等機能証明要領別記様式第1号をもって農耕作業の用に供する機能を有することを証明したものであること。 農耕作業用自動車等の機能確認及び機能証明について（平成8年12月27日付農産第9055号）により、農林水産省農産局長が農耕作業用自動車等機能確認要領別記様式第1号をもって農耕作業の用に供する機能を有することを確認したものであること。
4 最高速度の計算書	最高速度の計算の結果とその計算の根拠を記載すること。

5 構造・装置の概要説明書	自動車等の構造・装置の特徴を中心として記載すること。 また、規制適用日前に規制対応を実施した場合にはその旨を記載すること。
6 その他自動車等の構造・装置及び性能に関し審査の実施に当たって必要があると認められる書面	
7 出荷検査及び装置の検査の業務組織を記載した書面	出荷検査及び装置の検査の業務の担当部門等が明確となるよう記載すること。 なお、次の業務を行う組織もあわせて記載すること。 (1) 出荷検査又は装置の検査を統計的手法を用いて実施する場合における当該品質管理の業務を行う組織 (2) 出荷検査の一部を第6第2項(3)により他に委託する場合における委託する出荷検査の内容、委託先の業務組織及び委託先に対する指導監督の業務を行う組織 (3) 第6第2項(4)の自動車検査用機械器具により自動で出荷検査を実施する場合にあっては、当該業務を行う組織
8 出荷検査及び装置の検査の実施要領を記載した書面	次に掲げる事項を記載すること。 なお、出荷検査のチェック・シートを添付すること。 (1) 検査の項目、検査の方法（検査用機械器具を用いて行う場合にあってはその名称を含む。）及び検査の方式（全数、抜取検査の別） (2) 出荷検査ラインの工程 (3) 品質保証体系（品質管理に関する主要関係規程を列記すること。） (4) 第6第2項(3)により出荷検査の一部を委託する場合における委託先、委託している業務の範囲、委託先業務の実施体制及び委託している業務に関する指導監督の方法 (5) 第6第2項(4)の自動車検査用機械器具により自動で出荷検査を実施する場合にあっては、その項目及び方法
9 検査用機械器具の管理要領を記載した書面	次に掲げる事項を記載すること。なお、第6第2項(4)の自動車検査用機械器具により自動で出荷検査を実施する場合にあっては、(1)の書面にその旨を附記すること。 (1) 管理の対象となる検査用機械器具の名称、能力及びその数 (2) 検査用機械器具の保守管理体制
10 点検整備方式を記載した書面（定格出力が19kW未満及び560kW以上の小型特殊自動車に係るものを除く。）	1 点検整備方式の書面の記載については、次の点に留意すること。 (1) 自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）に定める技術上の基準を満足するものであること。 (2) 自動車点検基準に定めていない技術上の基準についても必要に応じ記載すること。 (3) 点検整備の際の判定基準について記載すること。特に、品質、形状等が変化し、通常の点検ではその後の保安を確保する期間を予測しにくい部品については、定期交換時期を記載すること。 2 前項(2)及び(3)については、製作者等が自動車の使用者に対し、標準として推奨するものである旨記載すること。
11 型式認定番号標取付図	型式認定番号標の取付位置及び取付方法を明確に記載すること。
12 原動機総排気量表示図（電動機にあっては、電動機定格出力表示図と読み替える。）	原動機総排気量（電動機定格出力）の表示位置及び表示方法を明確に記載すること。

13 申請者が自動車の販売を業とする者（本邦に輸出する者を含む。）である場合には、自動車の製作を業とする者との間に取り交わした契約書の写し	1 契約書が日本語で記載されているもの以外のものにあつては、これを翻訳した書面を添付すること。 2 申請に係る自動車に関して、必要な技術情報の提供及び補修用部品の供給が当該自動車の製作を業とする者から申請者に対してなされる旨の契約が締結されていることが、当該契約書等から明らかであること。
--	--

3 原動機付自転車用原動機

添 付 書 面	記 載 要 領 等
1 諸元表	1 諸元表の様式は、第7号様式によること。 2 記載要領は、附則5「自動車等の諸元表の記載要領」に準ずること。
2 外観図及び外観写真	1 外観図の記載は、附則6「自動車等の外観図の記載要領」を参考とすること。 2 外観図の様式は、第7号様式によること。 3 外観写真は、原動機の外観が明確に判別できるものであること。
3 原動機性能曲線図	全負荷時の出力及びトルクを記載すること。
4 構造・装置の概要説明書	原動機の構造・装置の特徴を中心として記載すること。 また、規制適用日前に規制対応を実施した場合にはその旨を記載すること。
5 その他原動機の構造・装置及び性能に関し、審査の実施に当たって必要があると認められる書面	
6 原動機付自転車用原動機の出荷検査の業務組織を記載した書面	原動機付自転車用原動機の出荷検査の業務の担当部門等が明確となるよう記載すること。 なお、次の業務を行う組織もあわせて記載すること。 (1) 原動機付自転車用原動機の出荷検査を統計的手法を用いて実施する場合における当該品質管理の業務を行う組織 (2) 原動機付自転車用原動機の出荷検査の一部を第6第2項(3)により他に委託する場合における委託する出荷検査の内容、委託先の業務組織及び委託先に対する指導監督の業務を行う組織 (3) 第6第2項(4)の自動車検査用機械器具により自動で出荷検査を実施する場合にあっては、当該業務を行う組織
7 原動機付自転車用原動機の出荷検査の実施要領を記載した書面	次に掲げる事項を記載すること。 なお、原動機付自転車用原動機の出荷検査のチェック・シートを添付すること。 (1) 検査の項目、検査の方法（検査用機械器具を用いて行う場合にあってはその名称を含む。）及び検査の方式（全数、抜取検査の別） (2) 原動機付自転車用原動機の出荷検査ラインの工程 (3) 品質保証体系（品質管理に関する主要関係規程を列記すること。） (4) 第6第2項(3)により原動機付自転車用原動機の出荷検査の一部を委託するときは委託先、委託している業務の範囲、委託先の業務の実施体制及び委託している業務に関する指導監督の方法 (5) 第6第2項(4)の自動車検査用機械器具により自動で出荷検査を実施する場合にあっては、その項目及び方法
8 検査用機械器具の管理要領を記載した書面	次に掲げる事項を記載すること。なお、第6第2項(4)の自動車検査用機械器具により自動で出荷検査を実施する場合にあっては、(1)の書面にその旨を附記すること。 (1) 管理の対象となる検査用機械器具の名称、能力及びその数 (2) 検査用機械器具の保守管理体制
9 型式認定番号標取付図	型式認定番号標の取付位置及び取付方法を明確に記載すること。

10 原動機総排気量等表示図 (電動機にあっては、電動機定格出力表示図と読み替える。)	原動機総排気量(出力制限原動機総排気量(出力制限第一種一般原動機付自転車に係る場合にあっては、総排気量及び最高出力、電動機にあっては、電動機定格出力)出力)の表示位置及び力)の表示位置及び表示方法を明確に記載すること。
--	---

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。ただし、この大きさによることが困難なものについては、折りたたんだ状態でこの大きさとする。

2 第10に掲げる提出書面を除き、既に同一の書面を提出しているときは、その旨を申し出ることによって当該書面の提出を省略することができる。

3 同時に複数の型式を申請する場合で同一の書面を提出するときは、その旨を申し出ることによって当該書面の提出を代表で提出することができる。ただし、代表で提出した場合であっても型式毎に第10の書面は提出するものとする。

第 1 号様式（型式認定申請書）（第 2 関係）

() 型式認定申請書

国土交通大臣殿

年 月 日

申請者の氏名
又は名称

住 所

車 名 及 び 型 式	
車台の名称及び型式	
車体の名称及び型式	
主たる製作工場の名称及び所在地	
備 考	

(日本産業規格 A 列 4 番)

- 備考 1 () 内には、検査対象外軽自動車、小型特殊自動車、原動機付自転車又は原動機付自転車用原動機の別を記載すること。
- 2 主たる製作工場の名称及び所在地欄には、原動機、車台、車体及び完成車について、それぞれの製作工場の名称及び所在地を記載すること。
なお、主たる製作工場が複数ある場合には、それぞれについて記載すること。
- 3 原動機付自転車用原動機に係る場合にあつては、「車名及び型式」とあるのは「原動機の名称及び型式」と読み替え、車台の名称及び型式欄及び車体の名称及び型式欄への記載は要しない。

第2号様式（変更承認申請書）（第7関係）

() 変更承認申請書

国土交通大臣殿

年 月 日

申請者の氏名
又は名称

住 所

型 式 認 定 番 号	
車 名 及 び 型 式	
変 更 事 項 及 び 変 更 事 由	
変 更 年 月 日	
備 考	

(日本産業規格A列4番)

- 備考1 () 内には、検査対象外軽自動車、小型特殊自動車、原動機付自転車又は原動機付自転車用原動機の別を記載すること。
- 2 原動機付自転車用原動機に係る場合にあっては、「車名及び型式」とあるのは「原動機の名称及び型式」と読み替える。

第3号様式（変更届出書）（第7関係）

() 変更届出書

国土交通大臣殿

年 月 日

届出者の氏名
又は名称

住 所

型 式 認 定 番 号	
車 名 及 び 型 式	
変 更 事 項 及 び 変 更 事 由	
変 更 年 月 日	
備 考	

(日本産業規格A列4番)

- 備考1 () 内には、検査対象外軽自動車、小型特殊自動車、原動機付自転車又は原動機付自転車用原動機の別を記載すること。
- 2 原動機付自転車用原動機に係る場合にあっては、「車名及び型式」とあるのは「原動機の名称及び型式」と読み替える。

第4号様式（製作等廃止届）（第7関係）

() 製作等廃止届

国土交通大臣殿

年 月 日

届出者の氏名
又は名称

住 所

型 式 認 定 番 号	
車 名 及 び 型 式	
製作等廃止事由	
備 考	

（日本産業規格A列4番）

- 備考1 () 内には、検査対象外軽自動車、小型特殊自動車、原動機付自転車又は原動機付自転車用原動機の別を記載すること。
- 2 原動機付自転車用原動機にあつては、「車名及び型式」とあるのは「原動機の名称及び型式」に読み替える。
- 3 製作等とは、製作又は販売をいう。

第 5 号様式（諸元表）（別表第 2 項関係）（用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。）

諸 元 表

（指定番号等）

型 式 認 定 番 号	類 別		
型 式 認 定 年 月 日	仕 様		
変 更 承 認 年 月 日			
車 名 及 び 型 式			
車 台 の 名 称 及 び 型 式			
車 体 の 名 称	通 称 名		
製 作 者 等 の 氏 名 又 は 名 称	車 体 の 形 状		
	車 体 の 型 式		
燃 料 の 種 類	長 さ (m)		
	幅 (m)		
原 動 機 の 型 式	高 さ (m)		
	軸 距 又 は 接 地 長 (m)		
総 排 気 量 (L) 又は 定格出力 (kw)	車 両 (kg) 重 量	前前軸重	
		前後軸重	
後前軸重			
後後軸重			
計			
シリンダ数 配列 冷却方式 サイクル	乗車定員 (人)		
車 台 番 号 の 打 刻 様 式	最大積載量 (kg)		
	車 両 (kg) 総 重 量	前前軸重	
前後軸重			
後前軸重			
後後軸重			
計			
車 台 番 号 の 打 刻 位 置	最 大 安 定 左		
	傾 斜 角 度 右		
原 動 機 の 型 式 の 打 刻 様 式	車 輪 配 列		
	最 高 出 力 (kw/rpm)		
原 動 機 の 型 式 の 打 刻 位 置	最 大 ト ル ク (N・m/rpm)		
	排 出 ガ ス 重 量	モ ー ド	CO (g/kwh)
HC (gkwh/)			
NOx (g/kwh)			
PM (g/kwh)			

- 備考 1 車体の形状欄には「農耕トラクタ」（耕うん機にけん引されることを目的として製作された物品積載装置を装着した状態で自動車として認められたものにあつては、「農耕トラクタ（歩行型）」とする。）「刈取脱穀作業車」、「農業用薬剤散布車」、「田植機」又は「林内作業車」の別を記載すること。
- 2 接地長が左右で異なる場合は「左 右 」又は「L R 」としてそれぞれの数値を記載すること。
- 3 軽油を燃料とする農耕作業用自動車等であつて、8 モード及び NRTC モード排出ガス試験の適用を受けるものの排出ガス重量については、第 6 号様式に記載すること。

第 6 号様式（諸元表）（別表第 2 項関係）（用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。）

類 別		
寸法	輪距又は履帯中心距離	
	最低地上高	
性能	最高速度 km/h	
	最高速度時における制動停止距離 m	
	最小回転半径 m	
タイヤ	前輪	
	後輪	
履帯 接地部	接地部の種類	
	履帯幅 cm	左
		右
	接地面積 cm ²	左
		右
	接地圧 kg/cm ² (空車時)	左
		右
原動機	最高回転速度 rpm	
	定格出力 kw/機関回転速度 rpm	
燃料 電池	種類及び型式	
	数及び総電圧並びに定格出力	
排出 ガス	無負荷状態：CO（％）	
	無負荷状態：HC（ppm）	
	排出ガス重量：8モード及びNRTCモード：CO（g/kWh）	
	排出ガス重量：8モード及びNRTCモード：NMHC（g/kWh）	
	排出ガス重量：8モード及びNRTCモード：NOx（g/kWh）	
	排出ガス重量：8モード及びNRTCモード：PM（g/kWh）	
かじ取 装置	形式	
	倍力装置	
操向 装置	形式	
	操向クラッチ	
	操向ブレーキ	
全減 速比	最高速時	
	最低速時	
制動 装置	主ブレーキの種類・形式	
	駐車ブレーキの種類・形式	
	系統数及び制動輪	
乗車 装置	<u>座席ベルト取付装置形式</u>	
	<u>座席ベルト取付装置数</u>	
	<u>座席ベルト形式</u>	
	<u>座席ベルト数</u>	
排出ガス発散防止装置		
ブローバイ・ガス還元装置		
灯火 計器類	走行用前照灯	
	すれ違い用前照灯	
	車幅灯	
	尾灯	
	制動灯	
	後退灯	
	前 面	

	方向指示器	後 面	
		側 面	
	後部反射器		
	警音器		
	速度計及び走行距離計		
	その他の計器		
連結装置			
併用できる原動機の名称及び型式			
吸入負圧及び排気圧力 (kPa)			
備 考			

- 備考 1 複数の型式の原動機を併用できるものについては、主として使用される原動機について諸元表を作成し、併用することができる原動機の名称及び型式を原動機の名称型式欄に併記すること。
 この場合において、これらの原動機の内最高出力又は最高回転速度の高いものから記載すること。
- 2 輪距は「前 後 」としてそれぞれの数値を記載すること。

第7号様式（諸元表及び外観図）（別表第3項関係）

認定番号				
名称及び型式				
製作工場の名称				
燃料の種類				
総排気量 L 又は定格出力 kw				
原	始動方式			
	種類			
	シリンダ数及び配置			
	燃焼室形式			
	弁機構			
動	内径×行程mm			
	圧縮比			
	圧縮圧力 kPa-rpm			
	最高出力 kW {PS} /rpm			
	最大トルク N・m/rpm			
機	燃料消費率 g/kWh {g/PS・h} (全負荷) (rpm)			
	寸法mm			
	潤滑装置の潤滑方式			
	冷却装置の冷却方式			
	燃料タンクの容量 L			
燃 料 装 置	気化器の型式			
電 気 装 置	電圧 V			
	点 火 装 置	形式		
		点火プラグ型式		
	充電発電機の形式			
動 力 伝 達 装 置	動力伝達方式			
	クラッチの形式			
	変 速 機	変 速 比	一 速	
			二 速	
			三 速	
四 速				

附則 1 自動車等の同一型式判定要領

第 1 自動車等の同一型式の範囲

次に掲げる申請又は届出を行なう場合において同一の型式として処理できる範囲は、自動車又は原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の構造・装置が、すでに指定又は認定を受け、若しくは新型届出を行なった自動車等の構造・装置と比較して、その相違が別表第 1 に掲げる「型式を区別する事項」のいずれにも該当しないときとする。ただし、法第 62 条の検査において OBD 検査を新たに対象として申請する場合には、これにかかわらず同一の型式として取り扱わないこととする。

- (1) 型式指定規則第 3 条による指定の申請又は第 3 条の 2 による指定の申請
- (2) この通達の別添 3 「検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の型式認定要領」第 2 による型式認定の申請又は第 7 第 1 項による変更の承認の申請
- (3) この通達の別添 2 「新型自動車取扱要領」第 2 による新型届出又は第 4 による変更届出

第 2 類別

- 1 自動車等の構造・装置が、すでに指定又は認定を受け、もしくは新型届出を行った自動車等の構造・装置と比較して、その相違が第 1 第 1 項の同一型式の範囲内にあり、かつ、別添 1 「自動車型式指定実施要領」で定める第 1 号様式、第 2 号様式の 1 及び第 2 号様式の 2 の諸元表の類別区分番号並びにこの通達の別添 3 「検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の型式認定要領」で定める第 5 号様式及び第 6 号様式の類別を区分する項目の基準諸元（車体の形状、長さ、幅、高さ、軸距、接地長、荷台の内側寸法（内装仕様差等による相違は除く。）、荷台オフセット、車両重量（軸重を含む）、乗車定員、最大積載量、車両総重量（軸重を含む）、最大安定傾斜角度、車輪配列、旅客運送事業用適否、最高出力、最大トルク、騒音、排出ガス重量、燃料消費率、燃料の規格及び自動運行装置の搭載の有無をいう。（本項において以下同じ。））の一つが異なるときは、相違する当該基準諸元ごとに少なくとも「類別」を設けなければならない。

- 2 類別は次に掲げる例により表すものとする。

セダン、ハッチバック、ワゴン、コンバーチブル、ロングボデー、1.25 トン積、6 人乗、4WD、4WD、サイドダンプ、高床三方、ダブルタイヤ、エアバッグ、ABS、ディスクブレーキ、2 扉、中扉前向、フレーム断面形状ロ型、軸距 1.850m、E10 対応車、自動運行装置搭載車

第 3 製作誤差の範囲

法第 75 条の規定により型式について指定を受けた自動車並びに施行規則第 62 条の 3 の規定により型式について認定を受けた軽自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車を製作した場合において、当該製作車に係る製作誤差（製作車の寸法と設計寸法との差をいう。）が別表第 3 に掲げる数値の範囲を越えるとき、又は自動車等の種別を異にすることとなるときは、当該製作車は型式についての指定又は認定を受けた自動車等と型式を異にするものとする。

別表第1（自動車等の同一型式の範囲）

型式を区別する事項	例示
1 種別（施行規則第1条及び第2条の規定による。）	普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、第一種原動機付自転車、第二種原動機付自転車
2 用途（「自動車の用途等の区分について」（昭和35年9月6日付自令第452号））による。	乗用自動車、乗合自動車、貨物自動車、特種用途自動車
3 車体の外形	(1) 乗用自動車の場合 ボンネット、キャブオーバ、セミキャブ、オートバイ、側車付オートバイ (2) 乗合自動車の場合 ボンネット、キャブオーバ、リヤエンジン、アンダフロア (3) 貨物自動車の場合 ボンネット、キャブオーバ、セミキャブ、ダンプ、バン、ピックアップ、三輪トラック、三輪ダンプ、三輪バン、トラクタ、フルトレラ、セミトレラ、ドリー付トレラ (4) 特種用途自動車の場合 消防車、警察車、救急車、道路作業車、医療防疫車、寝台車、冷蔵冷凍車、放送宣伝車、霊柩車、護送車、タンク車、散水車、工作車、架線修理車、クレーン車、郵便車、糞尿車、移動無線車、コンクリートミキサー車、塵芥車 (5) 大型特殊自動車及び小型特殊自動車の場合（作業用附属装置の装着による相違を除く。） ブルドーザ、ロードローラ、タイヤローラ、ロードスタビライザ、タイヤドーザ、グレーダ、スクレーパ、ショベルローダ、ダンプ、モータススイパ、フォークリフト、ホイールクレーン、ストラドルキャリア、アスファルトフィニッシャ、ホイールハンマ、ロータリ除雪車、農耕トラクタ、ポールトレラ
4 原動機の種類及び主要構造（農耕作業用に係る小型特殊自動車を除く。）	(ア) レシプロエンジン、ロータリエンジン、ガスタービン (イ) 火花点火式、圧縮着火式 (ウ) 2サイクル、4サイクル (エ) 気筒数、気筒内径、気筒行程の相違 (オ) 気筒配列の相違 (カ) 総排気量の相違 (キ) 電動機の種類
5 燃料の種類	(ア) メタノール、ガソリン、軽油、LPG、灯油、電気、ガソリン・LPG、ガソリン・灯油、CNG又はLNG、ANG、圧縮水素、ガソリン・電気、LPG・電気、軽油・電気
6 動力伝達装置の種類及び主要構造	(ア) 推進軸式、チェーン式 (イ) 前輪駆動（全輪駆動を基本としたものを除く。）、後輪駆動（全輪駆動を基本としたものを除く。）、全輪駆動（前輪又は後輪駆動を基本としたものを除く。）

	(ウ) 後複軸一軸駆動、後複軸二軸駆動
7 走行装置の種類及び主要構造	(ア) 車軸数の相違 (イ) タイヤ、カタピラ (ウ) ホチキス式、トルク管式
8 操縦装置の種類及び主要構造	(ア) 直接操向ハンドル式、間接操向ハンドル式 (イ) 操向車輪の数（後輪が前輪の操向と連動し、かつ、補助的に操向することによる操向車輪数の相違を除く。） (ウ) 操向車輪の関係位置の相違
9 懸架装置の種類及び主要構造	(ア) 独立懸架、普通懸架 (イ) トランスバース式、パラレル式 (ウ) テレスコピック式、ボトムリンク式
10 車わく	(ア) 梯子形、背骨形 (イ) フレームレス、フレーム付
11 主制動装置の種類	油圧ブレーキ、空気ブレーキ、機械式ブレーキ
12 適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値	(ア) 排出ガス規制年の相違 (イ) 排出ガス低減レベルの相違
13 車両総重量 8.0 トン未満と 8.0 トン以上（貨物の運送の用に供する自動車に限る。）	大型貨物自動車、普通貨物自動車
14 保安基準第三章の適用節又は細目告示第 2 条第 1 項第 2 号の 2 の適用	一般原動機付自転車（一般小型原動機付自転車を除く。）、一般小型原動機付自転車、特定小型原動機付自転車

別表第 2（製作誤差の範囲）

項 目 自動車等の種類			長さ (mm)	幅 (mm)	高さ (mm)	車両重量 (kg)	備 考
乗 用 車	普 通 自 動 車		±30	±20	±40	±60	
	小型自動車	二輪車以外の自動車	±30	±20	±40	±50	
		二 輪 車	±30	±20	±30	±10	
	軽自動車	二輪車以外の自動車	±30	±20	±40	±40	
		二 輪 車	±30	±20	±30	±10	
	原動機付自 転車	四輪の一般原付（一般小型原付を除く。）	±30	±20	±30	±40	
		上記以外の一般原付及び 特定小型	±30	±20	±30	±10	
乗 び 合 貨 自 物 動 自 車 動 及 車	普 通 自 動 車		±50	±30	±60	±100	
	小 型 自 動 車		±30	±20	±40	±60	
	軽 自 動 車		±30	±20	±40	±40	
大 型 特 殊 自 動 車			±50	±30	±60	±200	
小 型 特 殊 自 動 車（農耕作業用のものを 除く。）			±40	±20	±40	±100	
農耕作業用小型特殊自動車			±50	±30	±60	±200	

附則 2 自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻届出等取扱要領

本要領は、法第 29 条及び第 30 条並びに施行規則第 27 条、第 30 条、第 31 条、第 70 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定によるほか、以下のとおり定める。

1. 打刻届出書の提出

(1) 打刻届出書の提出

法第 29 条第 2 項に規定する者（以下「自動車の製作を業とする者等」という。）が、車台番号又は原動機の型式の打刻を行うときは、あらかじめ打刻開始前相当期間の余裕をもって、施行規則第 6 号様式による届出書に別記 1 の記載例 1 に従って所要の事項を記載し、提出すること。ただし、打刻字体の欄は、当該打刻字体が既に届け出た打刻字体と同一の場合には、その旨を記載することにより、打刻字体の記載を省略して差し支えない。

(2) 打刻変更届の提出

前号の届出をした者が施行規則第 70 条第 1 項第 1 号に規定する変更をしたとき又は製作をやめたときの届出は、別添第 1 号様式によること。

(3) 法第 30 条第 1 項の規定による届出書は、輸入の日から 20 日以内に施行規則第 7 号様式により提出すること。また、同条第 2 項による届出書は、施行規則第 6 号様式による届出書に別記 1 の記載例 1 に従って所要の事項を記載し、提出すること。ただし、打刻字体の欄は、当該打刻字体が既に届け出た打刻字体と同一の場合には、その旨を記載することにより、打刻字体の記載を省略して差し支えない。なお、輸入自動車であって、当該自動車の製作者の指示に従って打刻しなければならないものにあつては、別記 2 の記載例 2 に従って所要の事項を記載し、提出してもよい。

(4) 受付等の方法

(1) 及び(2)並びに(3)後段の届出書を受付するときは、その届出内容を「審査・リコール課個別業務システム」のデータベースに入力し、届出書を電磁的記録により PDF 形式化した書面を取り込み、受付番号を払い出し、届出者に通知するものとする。また、届出を電子申請により実施した場合には、届出情報を「審査・リコール課個別業務システム」に取り込み、受付番号を払い出し、届出者に通知するものとする。

地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）、運輸監理部、運輸支局、自動車検査登録事務所、沖縄総合事務局陸運事務所及びその支所並びに検査部（軽自動車に係るものにあつては、軽自動車検査協会）への届出情報の提供については「審査・リコール課個別業務システム」により行うものとする。

2. 打刻の基準

(1) 打刻の様式

(ア) 型式、番号及び記号（記号にあつては、自動車又は自動車の車台の輸入を業とする者が打刻をする場合に限る。）の順に配列し、これらをハイフン等により明確に区分すること。ただし、日本産業規格（JIS）D4901-1982「車両識別番号（VIN）」又は同規格 A8313-2001「土木機械－製品識別番号（PIN）」により打刻した場合には、この限りでない。また、原動機の番号は、省略することができる。

(イ) 同一型式の車台を用いて乗用に供する自動車と貨物の運送の用に供する自動車を製作するときは、これらが明確に区分できる車台番号の打刻様式とすること。

(ウ) 打刻の総桁数は、17 桁以下とすること。

(2) 打刻の方法

(ア) 打刻は、容易に塗抹できないよう正確鮮明に行うこと。

(イ) 車台番号は、黒皮のまま打刻すること。ただし、自動車の車台の主要部分が金属でない場合には、表面の生地 directly 打刻し、又は一体構造として組み込まれた金属部分に打刻することができる。この場合には、表面の生地 directly 打刻するものにあつては当該自動車の車台の主要部分が金属でないこと、及び一体構造として組み込まれた金属部分に打刻するものにあつては当該自動車の車台の主要部分が金属でなく、かつ、打刻する金属部分が一体構造であることを証する当該自動車の製作を業とする者の書面を打刻届出書に添付すること。

(ウ) 原動機の型式は、削正面又は鋳肌面に打刻すること。ただし、鋳造浮出しとして表示して差し支えない。また、原動機の型式を2か所に打刻する場合は、打刻様式及び打刻字体はそれぞれ同一であること。

(エ) 車台番号又は原動機の型式において、誤打刻又は不鮮明な打刻をしたときは、二重に打刻を行なうことなく、あらかじめ届け出た訂正様式により、訂正して打刻すること。

(例)

AB-012~~3~~4~~5~~

 6 7

 AB-012~~3~~4~~5~~

(3) 打刻は、次に掲げる位置に行うこと。

(ア) 車台番号にあつては、フレーム、カウルトップパネル等の車台の主要部分で、その型式、番号等が容易に確認できる位置

(イ) 原動機の型式にあつては、シリンダブロック、シリンダヘッド（他の型式の原動機と互換性がある場合を除く）等の原動機の主要部分で、その型式（2か所に打刻した場合には、いずれかの打刻）が容易に確認できる位置

ただし、容易に確認できる位置に原動機（電動機に限る。）の型式（以下「電動機の型式」という。）（型式の異なる複数の電動機を有する自動車に搭載されるものにあつては、そのうち1以上）の打刻を行えず、あらかじめ審査・リコール課長の承認を受けたものについては、4.に基づくラベルを自動車に標示することによって、容易に確認できる位置に限らず打刻することができるものとする。

(ウ) 蓄電池溶液等により腐食等のおそれのない位置

(4) 打刻の様式、位置等の統一

自動車の製作を業とする者等において、2以上の型式の車台又は原動機に打刻するときは、原則として、その様式、位置及び字体（以下「打刻の様式等」という。）が同様となるように統一すること。ただし、輸入自動車であつて、当該自動車の製作者の指示に従って打刻しなければならないものにあつては、当該指示による打刻の様式等によって打刻して差し支えない。

3. 打刻の字体の均一性の保持

刻印等の管理を適正に行い、打刻の字体の均一性の保持を図ること。

4. ラベルの仕様等

(1) 2. (3) (イ)ただし書きにより自動車に標示されるラベルは十分な耐久性を有し、かつ、容易に識別できるものであり、不正防止機能を有するものであること。この場合において、ラベルの様式、標示位置及び不正防止機能の概要を施行規則第6号様式による届出書に別記3の記載例3に従って記載すること。なお、当該ラベルはコーションラベル等の他の目的のラベルと兼用ではない専用のものであること。

(2) ラベルには次の事項を記載すること。この場合において、型式の異なる複数の電動機を有する自動車にあつては、その全ての電動機の型式を記載することができる。また、ラベルには自動車の製作を業とする者等が指定する項目を付記してもよい。

(ア) 電動機の型式

(イ) 自動車製作者等の名称又は記号のいずれか又はその両方

(3) ラベルは、Bピラーの容易に確認できる位置に直接標示すること。

ただし、Bピラーに標示することが困難な自動車にあつては容易に確認でき、かつ、適切な位置とする。

5. 部品として譲渡する車枠への打刻

車台番号の打刻位置を含む部分を部品として譲渡するときは、これに車台番号の打刻をしてはならない。

6. 試作自動車等の打刻

自動車の製作を業とする者等において製作若しくは試作又は輸入する自動車であつて、その数量が極めて少ない自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻については、法第 32 条の規定による打刻を受けることにより、この取扱によらないことができる。

7. 輸入自動車等の打刻指定の申請書等

- (1) 外国自動車の輸入を業とする者等が、法第 29 条第 1 項の指定を受けようとするときの申請は、別添第 2 号様式によること。この場合において、自動車の製作を業とする者が自ら製作した自動車以外の自動車又は自動車の車台若しくは原動機に打刻する場合にあっては、第 2 号様式の申請者の経歴の概要欄に最近取得した自動車型式指定番号、新型自動車番号又は自動車型式認定番号、指定、届出又は認定年月日、車名及び型式を、打刻業務に関する組織及び取扱い内規欄に自動車製作者である旨をそれぞれ記載すればよい。
- (2) 前号の申請書には、次の書面を添付すること。なお、添付された書面の原本が日本語以外の場合には、原本（ウ）～（オ）にあってはその写し）及び和訳文を添付し、和訳文が原本と相違ないことを証明すること。
 - (ア) 当該車名の自動車の車台に車台番号の打刻がないこと又は原動機に原動機の型式の打刻がないことを証する当該車名の自動車又は原動機を製作することをそれぞれ業とする者の書面（（イ）～（エ）の場合を除く。）
 - (イ) 既に打刻届出を行った型式の原動機の修理の用に供するシリンダブロック（以下「修理用シリンダブロック」という。）に打刻をするための申請を行う場合には、当該修理用シリンダブロックに原動機の型式の打刻がないことを証する当該原動機を製作することを業とする者の書面及び該当修理用シリンダブロックによる修理された後に当該原動機の型式を打刻することを申請者に指示する当該原動機を製作することを業とする者の書面
 - (ウ) 自動車又は自動車の車台を製作する者（以下「自動車製作者」という。）により打刻された車台番号又は原動機の型式を、当該打刻を実施した自動車製作者の指示により修正打刻をするための申請を行う場合には、自動車製作者との修正打刻を行うことについての契約書の写し及び自動車製作者の指示により実施する旨を記載した書面
 - (エ) 原動機を製作することを業とする者により打刻された原動機の型式を、当該打刻を実施した原動機を製作することを業とする者の指示により修正打刻をするための申請を行う場合には、原動機を製作することを業とする者との修正打刻を行うことについての契約書の写し及び原動機を製作することを業とする者の指示により実施する旨を記載した書面
 - (オ) 当該車名の自動車又は自動車の車台若しくは原動機を輸入することについて、外国において本邦に輸出される当該車名の自動車又は自動車の車台若しくは原動機を製作することをそれぞれ業とする者との契約書の写し
- (3) 第 2 号様式の申請書の記載事項に変更があったときの変更届は、第 3 号様式によること。この場合において、打刻しようとする自動車の製作者名若しくは車名、打刻しようとする車台の製作者名又は打刻しようとする原動機若しくは修理用シリンダブロックの製作者名を変更しようとするときは、前号に準じた書類を添付すること。また、自動車の製作を業とする者が自動車の製作を業とする者でなくなったときは、打刻業務に関する組織及び取扱内規を添付すること。

8. 地方運輸局等の経由

前記「7. 輸入自動車等の打刻指定の申請書等」及び「1. 打刻届出書の提出」について車台番号等の打刻届出を行う場合は、以下により地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）を経由して国土交通大臣に提出することができる。

- (1) 法第 30 条第 1 項に規定する者が同項の規定により国土交通大臣に届出する輸入自動車又は当該自動車の車台若しくは原動機（以下「輸入自動車等」という。）の車台番号等の打刻届出書の経由は、次によるものとする。
 - (ア) 打刻届出書を経由することのできる地方運輸局は、次の住所、所在地又は位置を管轄する地方運輸局のいずれかとする。
 - a 自動車又はその部分の輸入を業とする者の住所
 - b 自動車又はその部分の輸入を業とする者が管轄する保税倉庫の所在地
 - c 打刻届出書に記載された車台番号等を有する自動車の使用の本拠の位置

- (イ) 前項の地方運輸局は、打刻届出書を提出した者について「自動車又はその部分の輸入を業とする者」及び「自動車又は自動車の車台若しくは原動機を輸入したとき」にそれぞれ該当する旨を次に掲げる書面を添付させて確認するものとする。ただし、次回以降の届出の際に添付する a の書面については、適切な方法により確認することによって省略させて差し支えない。
- a 「輸入を業とする者」に該当する旨を確認する書面は、次のいずれかとする。
- ア 法人にあっては、次のいずれかとする。
- ・自動車又はその部分の輸入を業とする旨が目的欄に記載されている登記簿謄本若しくは抄本
 - ・自動車又はその部分の輸入を業とする旨を地方自治体が証明した書面（事業開始等届提出済証明書等）
- イ 個人にあっては、自動車又はその部分の輸入を業とする旨を地方自治体が証明した書面（個人事業開始届提出済証明書等）
- b 「輸入したとき」に該当する旨を確認する書面は、税関の確認を受けた輸入（納税）申告書の写又は税関等の発行する自動車通関証明書の写しとする。
- (ウ) 前打刻届出書は、正本及びその写各 1 通を届出の際に提出させるものとする。この場合において、必要と認められるときは、打刻届出書の正本に自動車の車台番号又は原動機の型式の拓本の貼付を求めることができる。
- (エ) 地方運輸局は、打刻届出書を受付するときは、その正本及びその写に受付印を押印するものとする。
- (オ) 地方運輸局は、前項の打刻届出書の写を届出者に返付するものとする。
- (カ) 地方運輸局は、打刻届出書を 10 年間保存するものとする。
- (2) 施行規則第 62 条の 3 第 1 項の規定により検査対象外軽自動車等（同条第 2 項ただし書きに規定する小型特殊自動車を除く。以下同じ。）の型式認定（以下「型式認定」という。）を申請する者に限る。）を同条第 2 項の規定により国土交通大臣に届出する自動車の車台番号等の打刻届出書の経由は、次によるものとする。
- (ア) 打刻届出書を経由することのできる地方運輸局は、申請者が型式認定申請書を提出する地方運輸局とする。
- (イ) 打刻届出書は、正本 1 通及び写 1 通を提出するものとする。
- (ウ) 地方運輸局は、打刻届出書を受付するときは、その届出内容を「審査・リコール課個別業務システム」のデータベースに入力し、受付番号を払い出し、届出者に通知するとともにその正本及び写 1 通に受付印を押印するものとする。
- (エ) 地方運輸局は、前項の打刻届出書の写 1 通を届出者に返付するとともに正本を審査・リコール課に送付するものとする。
- (オ) 打刻届出書の正本は、型式認定申請書とともに進達して差し支えないものとする。
- (カ) 地方運輸局は、打刻届出に係る事項が適当でないと認めるときは、すみやかにその旨を具申すること。
- (3) 第 1 項から第 3 項、5 項及び第 7 項の規定は、施行規則第 70 条の規定により変更届等について届け出る場合に準用する。

9. 電子申請による届出

法第 29 条第 1 項の指定申請、法第 29 条第 2 項の打刻届出、法第 30 条第 1 項及び第 2 項の打刻届出、施行規則第 70 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の変更届出等を行う際、電子申請により行うことができる。

また、電子申請により申請又は届出を行う場合には、8. 「地方運輸局等の経由」（8. (1)を除く。）の取扱いによらず、直接、国土交通大臣に申請又は届出を行うものとする。

第1号様式（自動車の車台番号等の打刻変更届）

長
辺

車 台 番 号 変 更 自動車の 原動機 の 打 刻 届 原動機の型式 廃止			
国土交通大臣殿 年 月 日			
届出者の氏名又は名称 住 所			
車 名 及 び 型 式			
車 台 の 名 称 及 び 型 式 原動機			
変 更 事 項	届出者の氏名又は	新	
	名 称 及 び 住 所	旧	
	打刻を行う事業場 の 名 称 及 び 所 在 地	新	
		旧	
	製 作 を 廃 止 し た 日	年 月 日	
備考			

短 辺 (日本産業規格A列4番)

備考

1. 当該欄に「別添」と記載することにより、当該欄の記載内容を別添とすることができる。
2. 変更届の記載項目及び記載内容については、参考として英語訳を併記しても差し支えない。
この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。
3. 変更届の名称並びに 車 台 原動機 の 名 称 及 び 型 式 欄 については、不要な文字を抹消すること。
また、車名及び型式欄、変更事項の届出者の氏名又は名称及び住所欄、打刻を行う事業場の名称及び所在地欄並びに製作を廃止した日欄については、不要な欄を削除することができる。

第2号様式（輸入自動車打刻指定申請書）

長
辺

自動車 輸入車 台打刻指定申請書 原動機					
国土交通大臣殿 年 月 日	<table><tr><td>受付番号</td><td>受付年月日</td></tr><tr><td>※</td><td>※</td></tr></table>	受付番号	受付年月日	※	※
受付番号	受付年月日				
※	※				
申請者の氏名又は名称 住 所					
事業場の名称及び所在地					
事業 内容	申請者の経歴の概要				
	打刻業務に関する組織及び取扱内規				
	打刻責任者 氏名				
	打刻責任者 職名				
打刻しようとする自動車の製作者名					
打刻しようとする 自動車	車名				
	数量				
打刻しようとする車台の製作者名					
打刻しようとする原動機の製作者名					
備考					

短 辺 (日本産業規格A列4番)

備考

1. 当該欄に「別添」と記載することにより、当該欄の記載内容を別添とすることができる。
2. 申請書の記載項目及び記載内容については、参考として英語訳を併記しても差し支えない。
この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。
3. 申請書の名称については、不要な文字を抹消すること。また、打刻しようとする自動車の製作者名欄、打刻しようとする自動車欄、打刻しようとする車台の製作者名欄及び打刻しようとする原動機の製作者名欄については、不要な欄を削除することができる。
4. ※印の欄は、記載しないこと。

第3号様式（輸入自動車打刻指定申請書記載事項変更届）

長

○

自動車
輸入車 台打刻指定申請書記載事項変更届
原動機

国土交通大臣殿

年 月 日

届出の氏名又は名称
住 所

○

短 辺

指定年月日

指 定 番 号

変更事項及び
変更年月日

備考

(日本産業規格A列4番)

備考

1. 変更届の記載項目及び記載内容については、参考として英語訳を併記しても差し支えない。
この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。
2. 変更届の名称については、不要な文字を抹消すること。

別記 1 車台番号又は原動機の型式の打刻届出書記載例 1

長
辺

○

車台番号
自動車の
原動機の型式

の打刻届出書

国土交通大臣殿

届出者の氏名又は名称 ○○自動車株式会社

代表取締役社長○○○○

住 所 ○○県○○市○○町○○番地

令和 年 月 日

車 名 及 び 型 式	富士 E-AB1 富士 E-AB2	富士 E-CD1 富士 E-CD2	富士 E-EF1 富士 E-EF2
車 台 の 名 称 及 び 型 式 原動機	富士 A B	富士 C D	富士 E F
打 刻 様 式	A B - 1 0 0 0 0 1 └ 一連番号 └ 型式 訂正様式 A B 1 - 1 0 0 0 0 1 ^{⑦ 3}		
打 刻 字 体	A B C D E F 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 - × ⑦		
打 刻 位 置 説 明 図	 車台番号 左側前車軸の フレームの上面		
打刻を行う事業場の名称 及び所在地	車台の型式 A B の場合 ○○自動車株式会社 A 工場 ○○県○○市○○町○○番地 車台の型式 C D 及び E F の場合 ○○自動車株式会社 B 工場 ○○県○○市○○町○○番地 ○○自動車株式会社 C 工場 ○○県○○市○○町○○番地		
備 考			

短 辺 (日本産業規格 A 列 4 番)

参考資料 1. 日本産業規格 D4901-1982「車両識別番号」 (別添)
2. 日本産業規格 A8313-2001「土木機械－製品識別番号」 (別添)

長
刃

	 車台番号 左側前車軸の フレームの上面
	車台の型式 EF の場合  車台番号 左側前車軸の フレームの左側面
打刻を行う事業場の名称 及び所在地	車台の型式 AB の場合 〇〇自動車株式会社A工場 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 車台の型式 CD 及び EF の場合 〇〇自動車株式会社B工場 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇自動車株式会社C工場 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
備 考	

短 辺 (日本産業規格A列4番)

- 参考資料 1. 日本産業規格 D4901-1982「車両識別番号」 (別添)
2. 日本産業規格 A8313-2001「土木機械－製品識別番号」 (別添)

長
辺

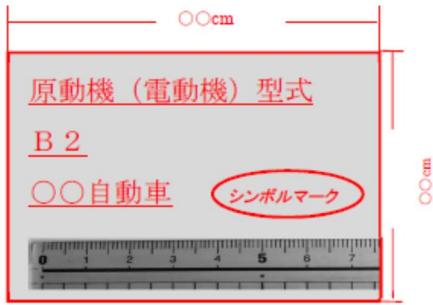
○ ○



原動機型式打刻位置
エンジン・ゼブロック左側



電動機型式打刻位置
モーターケース上面前側

	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
備考	ラベルの様式  標示位置 運転者席側B ピラー 不正防止機能 自己破壊型のセキュリティラベルを採用しており、取り外すと××の文字が転写される。
短 辺	(日本産業規格A列4番)

備考 原動機（電動機に限る。）の打刻において、ラベルを使用する場合は、備考欄に使用するラベルと同一寸法の写真又は寸法を記載した写真を貼付するとともに、ラベルの標示位置及び不正防止機能の概要を記載すること。

附則 3 自動車排出ガス規制の識別記号

自動車排出ガス基準値の相違又は電動機等の有無等によって新型式を付与する場合には、下記によること。

記

1. 平成 16 年規制以前の自動車にあっては、型式の頭部に、次表による識別記号を付与する。

自動車排出ガスの状態	識別記号	備 考	
昭和 50 年度規制に適合させたもの	A	専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車	
	H	上記以外の自動車	
昭和 51 年度規制に適合させたもの	B	1 等価慣性重量が 1 トン以下のもの（軽自動車を除く。） 2 等価慣性重量が 1 トンを 超えるもの及び 4 サイクル軽自動車であって、窒素酸化物の排出量の値が 10 モード法により運行する場合には 0.84 g / km、11 モード法により運行する場合には 8 g 以下のもの	専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車
	C	等価慣性重量が 1 トンを超えるもの、及び 4 サイクル軽自動車であって上記 2 以外のもの	
昭和 53 年度規制に適合させたもの	E	専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車	
昭和 54 年規制に適合させたもの	J	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）	
	K	軽油を燃料とする自動車	
昭和 56 年規制に適合させたもの	L	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であって車両総重量が 2.5 トン以下のもの（軽自動車及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）	
昭和 57 年規制に適合させたもの	M	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であって車両総重量が 2.5 トンを超えるもの及び 4 サイクル軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）	
	N	軽油を燃料とする自動車（直接噴射式の原動機を有するものを除く。）	
昭和 58 年規制に適合させたもの	P	軽油を燃料とする自動車（直接噴射式の原動機を有するものに限る。）	
昭和 61 年規制又は昭和 62 年規制に適合させたもの	Q	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車	
昭和 63 年規制に適合させたもの	R	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であって車両総重量が 1.7 トン以下のもの（軽自動車を除く。）	専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。
	S	軽油を燃料とする自動車であって車両総重量が 2.5（直接噴射式の原動機を有するものにあつては 3.5） トン以下のもの	
平成元年規制に適合させたもの	T	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であつて車両総重量が 1.7 トンを超えるもの	
	U	軽油を燃料とする自動車であつて車両総重量が 2.5（直接噴射式の原動機を有するものにあつては 3.5） トンを超えるもの（車両総重	

		量が 8 トンを超えるセミトレーラをけん引するけん引自動車及びクレーン作業用自動車を除く。)	
平成 2 年規制に適合させたもの	V	4 サイクル軽自動車	
	W	軽油を燃料とする自動車であって車両総重量が 8 トンを超えるセミトレーラをけん引するけん引自動車及びクレーン作業用自動車	
	X	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車であって車両重量が 1265 キログラム以下のもの	
平成 4 年規制に適合させたもの	Y	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車であって車両重量が 1265 キログラムを超えるもの	
	Z	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であって車両総重量が 2.5 トンを超えるもの	専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。
平成 5 年規制に適合させたもの	K A	軽油を燃料とする自動車であって車両総重量が 1.7 トン以下のもの	
	K B	軽油を燃料とする自動車であって車両総重量が 1.7 トンを超え 2.5 トン以下のもの	
平成 6 年規制に適合させたもの	K C	軽油を燃料とする自動車であって車両総重量が 2.5 トンを超えるもの	
	K D	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車	
	G A	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であって車両総重量が 1.7 トンを超え 2.5 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）	
平成 7 年規制に適合させたもの	G B	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であって車両総重量が 2.5 トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車の自動車を除く。）	
平成 9 年規制に適合させたもの	K E	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 1.7 トン以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車であって車両重量が 1265 キログラム以下のもの	
	H A	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 1.7 トン以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車であって車両重量が 1265 以下のもの)	
	K F	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 1.7 トンを超え 2.5 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車以外のものであって手動変速装置を備えたものに限る。）	
	H B	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 1.7 トンを超え 2.5 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車以外のものであって手動式変速装置を備えたものに限る。）	
	K G	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 2.5 トンを超え 3.5 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）	

	H C	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 2.5 トンを超え 3.5 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
平成 10 年規制に適合させたもの	K H	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両重量が 1265 キログラムを超えるもの
	H D	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両重量が 1265 キログラムを超えるもの
	K J	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 1.7 トンを超え 2.5 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車以外のものであって手動式変速装置を備えたものを除く。）
	H E	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 1.7 トンを超え 2.5 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車以外のものであって手動式変速装置を備えたものを除く。）
	K K	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 3.5 トンを超え 12 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
	H F	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 3.5 トンを超え 12 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
	G C	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量 1.7 トンを超え 2.5 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
	H G	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量 1.7 トンを超え 2.5 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
	G D	軽自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車以外のもの
	H H	軽自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車以外のもの
	G E	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 2.5 トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
	H J	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 2.5 トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
	B A	4 サイクル軽二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下同じ。）
		4 サイクル第一種原動機付自転車
	B B	2 サイクル軽二輪自動車
		2 サイクル第一種原動機付自転車

平成 10 年アイドリング規制に適合させたもの	G F	専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって昭和 53 年度規制に適合させたもの
	H K	専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって昭和 53 年度規制に適合させたもの
	G G	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 1.7 トン以下のもの（軽自動車及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
	H L	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 1.7 トン以下のもの（軽自動車及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
平成 11 年規制に適合させたもの	K L	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 12 トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
	H M	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 12 トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
	B C	4 サイクル小型二輪自動車
		4 サイクル第二種原動機付自転車
	B D	2 サイクル小型二輪自動車
		2 サイクル第二種原動機付自転車
平成 12 年規制に適合させたもの	G H	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車並びに専ら乗用の用に供する軽自動車
	G J	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 1.7 トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
	H N	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車並びに専ら乗用の用に供する軽自動車
	H P	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 1.7 トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
平成 13 年規制に適合させたもの	G K	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 1.7 トンを超え 3.5 トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
	H Q	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 1.7 トンを超え 3.5 トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
	G L	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 3.5 トンを超

		える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
	H R	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 3.5 トンを超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
平成 14 年規制に適合させたもの	G M	軽自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車以外のもの
	H S	軽自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車以外のもの
	K M	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両重量が 1265 キログラム以下のもの
	H T	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両重量が 1265 キログラム以下のもの
	K N	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両重量が 1265 キログラムを超えるもの
	H U	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両重量が 1265 キログラムを超えるもの
	K P	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 1.7 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
	H W	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 1.7 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
平成 9 年規制に適合し、かつ、平成 12 年基準排出ガス 25%低減レベルに適合させたもの	D A	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 1.7 トン以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車であって車両重量が 1265 キログラム以下のもの
	W A	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 1.7 トン以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車であって車両重量が 1265 キログラム以下のもの
	D D	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 1.7 トンを超え 2.5 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車以外のものであって手動式変速装置を
	W D	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 1.7 トンを超え 2.5 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車以外のものであって手動式変速装置を備えたものに限る。）
	D G	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 2.5 トンを超え 3.5 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
	W G	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 2.5 トンを超え 3.5 トン以下のもの

		(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。)
平成 9 年規制に適合し、かつ、平成 12 年基準排出ガス 50%低減レベルに適合させたもの	D B	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 1.7 トン以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車であって車両重量が 1265 キログラム以下のもの
	W B	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 1.7 トン以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車であって車両重量が 1265 キログラム以下のもの
	D E	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 1.7 トンを超え 2.5 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車以外のものであって手動式変速装置を備えたものに限る。）
	W E	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 1.7 トンを超え 2.5 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車以外のものであって手動式変速装置を備えたものに限る。）
	D H	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 2.5 トンを超え 3.5 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
	W H	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 2.5 トンを超え 3.5 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
平成 9 年規制に適合し、かつ、平成 12 年基準排出ガス 75%低減レベルに適合させたもの	D C	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 1.7 トン以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車であって車両重量が 1265 キログラム以下のもの
	W C	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 1.7 トン以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車であって車両重量が 1265 キログラム以下のもの
	D F	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 1.7 トンを超え 2.5 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車以外のものであって手動式変速装置を備えたものに限る。）
	W F	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 1.7 トンを超え 2.5 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車以外のものであって手動式変速装置を備えたものに限る。）
	D J	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 2.5 トンを超え 3.5 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
	W J	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 2.5 トンを超え 3.5 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）

平成 10 年規制に適合し、 かつ、平成 12 年基準排出 ガス 25%低減レベルに適合 させたもの	DK	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両重量が 1265 キログラムを超えるもの
	WK	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両重量が 1265 キログラムを超えるもの
	DN	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 1.7 トンを超え 2.5 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車以外のものであって手動式変速装置を備えたものを除く。）
	WN	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 1.7 トンを超え 2.5 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車以外のものであって手動式変速装置を備えたものを除く。）
	DR	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 3.5 トンを超え 12 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
	WR	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 3.5 トンを超え 12 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
平成 10 年規制に適合し、 かつ、平成 12 年基準排出 ガス 50%低減レベルに適合 させたもの	DL	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両重量が 1265 キログラムを超えるもの
	WL	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両重量が 1265 キログラムを超えるもの
	DP	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 1.7 トンを超え 2.5 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車以外のものであって手動式変速装置を備えたものを除く。）
	WP	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 1.7 トンを超え 2.5 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車以外のものであって手動式変速装置を備えたものを除く。）
	DS	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 3.5 トンを超え 12 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
	WS	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 3.5 トンを超え 12 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
平成 10 年規制に適合し、 かつ、平成 12 年基準排出 ガス 75%低減レベルに適合 させたもの	DM	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両重量が 1265 キログラムを超えるもの
	WM	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両重量が 1265 キログラムを超えるもの

	D Q	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 1.7 トンを超え 2.5 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車以外のものであって手動式変速装置を備えたものを除く。）
	W Q	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 1.7 トンを超え 2.5 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車以外のものであって手動式変速装置を備えたものを除く。）
	D T	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 3.5 トンを超え 12 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
	W T	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 3.5 トンを超え 12 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
平成 12 年規制に適合し、かつ、平成 12 年基準排出ガス 25%低減レベルに適合させたもの	T A	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車並びに専ら乗用の用に供する軽自動車
	T B	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 1.7 トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
	X A	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車並びに専ら乗用の用に供する軽自動車
	X B	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 1.7 トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
平成 12 年規制に適合し、かつ、平成 12 年基準排出ガス 50%低減レベルに適合させたもの	L A	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車並びに専ら乗用の用に供する軽自動車
	L B	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 1.7 トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
	Y A	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車並びに専ら乗用の用に供する軽自動車
	Y B	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 1.7 トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
平成 12 年規制に適合し、かつ、平成 12 年基準排出	U A	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって専ら乗用の用に供する乗車

ガス 75%低減レベルに適合させたもの		定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車並びに専ら乗用の用に供する軽自動車
	U B	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 1.7 トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
	Z A	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車並びに専ら乗用の用に供する軽自動車
	Z B	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 1.7 トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
平成 13 年規制に適合し、かつ、平成 12 年基準排出ガス 25%低減レベルに適合させたもの	T C	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 1.7 トンを超え 3.5 トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
	X C	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 1.7 トンを超え 3.5 トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
	T D	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 3.5 トンを超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
	X D	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 3.5 トンを超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
平成 13 年規制に適合し、かつ、平成 12 年基準排出ガス 50%低減レベルに適合させたもの	L C	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 1.7 トンを超え 3.5 トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
	Y C	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 1.7 トンを超え 3.5 トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
	L D	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 3.5 トンを超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
	Y D	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 3.5 トンを超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
平成 13 年規制に適合し、かつ、平成 12 年基準排出ガス 75%低減レベルに適合させたもの	U C	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 1.7 トンを超え 3.5 トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）

	Z C	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 1.7 トンを超え 3.5 トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
	U D	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 3.5 トンを超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
	Z D	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 3.5 トンを超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
平成 14 年規制に適合し、かつ、平成 12 年基準排出ガス 25%低減レベルに適合させたもの	T E	軽自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車以外のもの
	X E	軽自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車以外のもの
	T F	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両重量が 1265 キログラム以下のもの
	X F	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両重量が 1265 キログラム以下のもの
	T G	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両重量が 1265 キログラムを超えるもの
	X G	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両重量が 1265 キログラムを超えるもの
	T H	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 1.7 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
平成 14 年規制に適合し、かつ、平成 12 年基準排出ガス 50%低減レベルに適合させたもの	X H	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 1.7 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
	L E	軽自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車以外のもの
	Y E	軽自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車以外のもの
	L F	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両重量が 1265 キログラム以下のもの
	Y F	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両重量が 1265 キログラム以下のもの
	L G	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両重量が 1265 キログラムを超えるもの
	Y G	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両重量が 1265 キログラムを超えるもの

	L H	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 1.7 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
	Y H	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 1.7 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
平成 14 年規制に適合し、かつ、平成 12 年基準排出ガス 75%低減レベルに適合させたもの	U E	軽自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車以外のもの
	Z E	軽自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車以外のもの
	U F	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両重量が 1265 キログラム以下のもの
	Z F	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両重量が 1265 キログラム以下のもの
	U G	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両重量が 1265 キログラムを超えるもの
	Z G	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両重量が 1265 キログラムを超えるもの
	U H	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 1.7 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
	Z H	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 1.7 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
平成 12 年基準排出ガス 25 %低減レベルに適合させたもの	T N	圧縮天然ガス、液化天然ガス又はメタノールを燃料とする自動車であって専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車並びに専ら乗用の用に供する軽自動車
	T P	圧縮天然ガス、液化天然ガス又はメタノールを燃料とする自動車であって車両総重量が 1.7 トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
	T Q	圧縮天然ガス、液化天然ガス又はメタノールを燃料とする自動車であって車両総重量が 1.7 トンを超え 3.5 トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
	T R	圧縮天然ガス、液化天然ガス又はメタノールを燃料とする自動車であって車両総重量が 3.5 トンを超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
	T S	圧縮天然ガス、液化天然ガス又はメタノールを燃料とする軽自動車であって専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車以外のもの
平成 12 年基準排出ガス 50 %低減レベルに適合させたもの	L N	圧縮天然ガス、液化天然ガス又はメタノールを燃料とする自動車であって専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車並びに専ら乗用の用に供する軽自動車

	L P	圧縮天然ガス、液化天然ガス又はメタノールを燃料とする自動車であって車両総重量が 1.7 トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
	L Q	圧縮天然ガス、液化天然ガス又はメタノールを燃料とする自動車であって車両総重量が 1.7 トンを超え 3.5 トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
	L R	圧縮天然ガス、液化天然ガス又はメタノールを燃料とする自動車であって車両総重量が 3.5 トンを超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
	L S	圧縮天然ガス、液化天然ガス又はメタノールを燃料とする軽自動車であって専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車以外のもの
平成 12 年基準排出ガス 75 %低減レベルに適合させたもの	U N	圧縮天然ガス、液化天然ガス又はメタノールを燃料とする自動車であって専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車並びに専ら乗用の用に供する軽自動車
	U P	圧縮天然ガス、液化天然ガス又はメタノールを燃料とする自動車であって車両総重量が 1.7 トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
	U Q	圧縮天然ガス、液化天然ガス又はメタノールを燃料とする自動車であって車両総重量が 1.7 トンを超え 3.5 トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
	U R	圧縮天然ガス、液化天然ガス又はメタノールを燃料とする自動車であって車両総重量が 3.5 トンを超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
	U S	圧縮天然ガス、液化天然ガス又はメタノールを燃料とする軽自動車であって専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車以外のもの
平成 11 年規制に適合し、かつ、平成 12 年基準排出ガス 25%低減レベルに適合させたもの	D U	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 12 トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
	W U	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 12 トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
平成 11 年規制に適合し、かつ、平成 12 年基準排出ガス 50%低減レベルに適合させたもの	D V	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 12 トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
	W V	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 12 トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
平成 11 年規制に適合し、かつ、平成 12 年基準排出	D W	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 12 トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）

ガス 75%低減レベルに適合させたもの	W W	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 12 トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
平成 15 年規制に適合させたもの	K Q	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 1.7 トンを超え 2.5 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
	H X	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 1.7 トンを超え 2.5 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
	K R	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 2.5 トンを超え 12 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
	H Y	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 2.5 トンを超え 12 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
	S A	定格出力が 19 キロワット以上 37 キロワット未満である原動機を備えた大型特殊自動車及び小型特殊自動車
	S B	定格出力が 37 キロワット以上 75 キロワット未満である原動機を備えた大型特殊自動車及び小型特殊自動車
	S C	定格出力が 75 キロワット以上 130 キロワット未満である原動機を備えた大型特殊自動車及び小型特殊自動車
	S D	定格出力が 130 キロワット以上 560 キロワット未満である原動機を備えた大型特殊自動車及び小型特殊自動車
平成 16 年規制に適合させたもの	K S	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 12 トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
	H Z	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 12 トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
平成 15 年規制に適合し、かつ、平成 12 年基準排出ガス 25%低減レベルに適合させたもの	T J	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 1.7 トンを超え 2.5 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
	X J	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 1.7 トンを超え 2.5 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
	T K	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 2.5 トンを超え 3.5 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
	X K	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 2.5 トンを超え 3.5 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
	T L	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 3.5 トンを超え 12 トン以下のもの

		(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。)
	X L	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 3.5 トンを超え 12 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。)
平成 15 年規制に適合し、かつ、平成 12 年基準排出ガス 50%低減レベルに適合させたもの	L J	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 1.7 トンを超え 2.5 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。)
	Y J	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 1.7 トンを超え 2.5 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。)
	L K	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 2.5 トンを超え 3.5 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。)
	Y K	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 2.5 トンを超え 3.5 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。)
	L L	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 3.5 トンを超え 12 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。)
	Y L	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 3.5 トンを超え 12 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。)
平成 15 年規制に適合し、かつ、平成 12 年基準排出ガス 75%低減レベルに適合させたもの	U J	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 1.7 トンを超え 2.5 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。)
	Z J	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 1.7 トンを超え 2.5 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。)
	U K	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 2.5 トンを超え 3.5 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。)
	Z K	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 2.5 トンを超え 3.5 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。)
	U L	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 3.5 トンを超え 12 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。)

	Z L	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 3.5 トンを超え 12 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
平成 15 年規制に適合し、かつ、平成 12 年基準排出粒子状物質 75%低減レベルに適合させたもの	P A	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 3.5 トンを超え 12 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
	V A	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 3.5 トンを超え 12 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
平成 15 年規制に適合し、かつ、平成 12 年基準排出粒子状物質 85%低減レベルに適合させたもの	P B	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 3.5 トンを超え 12 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
	V B	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 3.5 トンを超え 12 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
平成 15 年規制に適合し、かつ、平成 12 年基準排出ガス 25%低減レベル及び平成 12 年基準排出粒子状物質 75%低減レベルに適合させたもの	P C	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 3.5 トンを超え 12 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
	V C	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 3.5 トンを超え 12 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
平成 15 年規制に適合し、かつ、平成 12 年基準排出ガス 25%低減レベル及び平成 12 年基準排出粒子状物質 85%低減レベルに適合させたもの	P D	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 3.5 トンを超え 12 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
	V D	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 3.5 トンを超え 12 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
平成 15 年規制に適合し、かつ、平成 12 年基準排出ガス 50%低減レベル及び平成 12 年基準排出粒子状物質 75%低減レベルに適合させたもの	P E	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 3.5 トンを超え 12 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
	V E	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 3.5 トンを超え 12 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
平成 15 年規制に適合し、かつ、平成 12 年基準排出ガス 50%低減レベル及び平成 12 年基準排出粒子状物質 85%低減レベルに適合させたもの	P F	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 3.5 トンを超え 12 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）
	V F	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 3.5 トンを超え 12 トン以下のもの

		(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。)
平成 15 年規制に適合し、かつ、平成 12 年基準排出ガス 75%低減レベル及び平成 12 年基準排出粒子状物質 75%低減レベルに適合させたもの	P G	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 3.5 トンを超え 12 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。)
	V G	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 3.5 トンを超え 12 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。)
平成 15 年規制に適合し、かつ、平成 12 年基準排出ガス 75%低減レベル及び平成 12 年基準排出粒子状物質 85%低減レベルに適合させたもの	P H	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 3.5 トンを超え 12 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。)
	V H	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 3.5 トンを超え 12 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。)
平成 16 年規制に適合し、かつ、平成 12 年基準排出ガス 25%低減レベルに適合させたもの	T M	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 12 トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。)
	X M	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 12 トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。)
平成 16 年規制に適合し、かつ、平成 12 年基準排出ガス 50%低減レベルに適合させたもの	L M	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 12 トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。)
	Y M	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 12 トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。)
平成 16 年規制に適合し、かつ、平成 12 年基準排出ガス 75%低減レベルに適合させたもの	U M	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 12 トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。)
	Z M	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 12 トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。)
平成 16 年規制に適合し、かつ、平成 12 年基準排出粒子状物質 75%低減レベルに適合させたもの	P J	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 3.5 トンを超え 12 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。)
	V J	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 3.5 トンを超え 12 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。)
平成 16 年規制に適合し、かつ、平成 12 年基準排出粒子状物質 85%低減レベルに適合させたもの	P K	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 3.5 トンを超え 12 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。)
	V K	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 3.5 トンを超え 12 トン以下のもの

		(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。)
平成 16 年規制に適合し、かつ、平成 12 年基準排出ガス 25%低減レベル及び平成 12 年基準排出粒子状物質 75%低減レベルに適合させたもの	P L	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 3.5 トンを超え 12 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。)
	V L	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 3.5 トンを超え 12 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。)
平成 16 年規制に適合し、かつ、平成 12 年基準排出ガス 25%低減レベル及び平成 12 年基準排出粒子状物質 85%低減レベルに適合させたもの	P M	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 3.5 トンを超え 12 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。)
	V M	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 3.5 トンを超え 12 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。)
平成 16 年規制に適合し、かつ、平成 12 年基準排出ガス 50%低減レベル及び平成 12 年基準排出粒子状物質 75%低減レベルに適合させたもの	P N	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 3.5 トンを超え 12 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。)
	V N	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 3.5 トンを超え 12 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。)
平成 16 年規制に適合し、かつ、平成 12 年基準排出ガス 50%低減レベル及び平成 12 年基準排出粒子状物質 85%低減レベルに適合させたもの	P P	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 3.5 トンを超え 12 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。)
	V P	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 3.5 トンを超え 12 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。)
平成 16 年規制に適合し、かつ、平成 12 年基準排出ガス 75%低減レベル及び平成 12 年基準排出粒子状物質 75%低減レベルに適合させたもの	P Q	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 3.5 トンを超え 12 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。)
	V Q	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 3.5 トンを超え 12 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。)
平成 16 年規制に適合し、かつ、平成 12 年基準排出ガス 75%低減レベル及び平成 12 年基準排出粒子状物質 85%低減レベルに適合させたもの	P R	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって車両総重量が 3.5 トンを超え 12 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。)
	V R	軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車に限る。）であって車両総重量が 3.5 トンを超え 12 トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。)

2. 平成 17 年規制以降の自動車にあっては、型式の頭部に、次表の 1 桁目から 3 桁目に掲げる識別記号を付与すること。

(1) 1 桁目

排出ガス規制年	低排出ガス認定	識別記号
平成 17 年規制	無	A
	低排出ガス 10%（窒素酸化物及び粒子状物質に限る。）低減	B
	低排出ガス 10%（窒素酸化物に限る。）低減	N
	低排出ガス 10%（粒子状物質に限る。）低減	P
	低排出ガス 50%低減	C
	低排出ガス 75%低減	D
平成 18 年規制		J
平成 19 年規制	無	E
	低排出ガス 50%低減	G
	低排出ガス 75%低減	H
平成 20 年規制	無	K
平成 21 年規制	無（軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車であって、別添 1「自動車型式指定実施要領」の自動車又は一酸化炭素等発散防止装置の指定装置等が取付けられる自動車に限る。）	L
	無（軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車であって、別添 1「自動車型式指定実施要領」の自動車又は一酸化炭素等発散防止装置の指定装置等が取付けられる自動車を除く。）	F
	低排出ガス 50%低減	M
	低排出ガス 75%低減	R
	低排出ガス 10%低減	Q
平成 22 年規制	無	S
	低排出ガス 10%低減	T
平成 23 年規制	無	U
平成 24 年規制	無	W
平成 25 年規制	無	X
平成 26 年規制	無	Y
平成 28 年規制	無	2
平成 30 年規制	無	3
平成 30 年規制	低排出ガス 25%低減	4
平成 30 年規制	低排出ガス 50%低減	5
平成 30 年規制	低排出ガス 75%低減	6
平成 32 年規制	無（二輪自動車に限る。）	8
令和 6 年規制	無（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に限る。）	9

(2) 2 桁目

燃料の別	ハイブリッド自動車の有無	識別記号
ガソリン又は LPG	有	A
	無	B
軽油	有（2015 年度重量車燃費基準未達成又は重量車燃費基準不適用）	C
	無（2015 年度重量車燃費基準未達成又は重量車燃費基準不適用）	D
	有（2015 年度重量車燃費基準達成）	J
	無（2015 年度重量車燃費基準達成）	K
	有（2015 年度重量車燃費基準 5 %向上達成）	N
	無（2015 年度重量車燃費基準 5 %向上達成）	P
	有（2015 年度重量車燃費基準 10%向上達成）	Q
	無（2015 年度重量車燃費基準 10%向上達成）	R
	有（2015 年度重量車燃費基準 15%向上達成）	S
	無（2015 年度重量車燃費基準 15%向上達成）	T
	有（2025 年度重量車燃費基準適用）	V
	無（2025 年度重量車燃費基準適用）	W
CNG 又は LNG	有	E
	無	F
メタノール	有	G
	無	H
ガソリン・電気又は LPG・電気	有	L
軽油・電気	有	M
その他	有	Y
	無	Z

備考：重量車燃費基準は、2015 年度重量車燃費基準及び 2025 年度重量車燃費基準をいう。

2015 年度重量車燃費基準とは、「乗用自動車の性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等又は「貨物自動車の性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断基準等に規定する「重量車モード燃費値」の基準エネルギー消費効率をいい、重量車燃費基準達成とは、重量車モード燃費値が基準エネルギー消費効率以上の値であることをいい、重量車燃費基準 5 %向上達成とは、重量車モード燃費値を基準エネルギー消費効率で除したものに 100 を乗じて小数点以下一位を切り捨てして得た値が 105 以上及び 110 未満であることをいい、重量車燃費基準 10%向上達成とは、重量車モード燃費値を基準エネルギー消費効率で除したものに 100 を乗じて小数点以下一位を切り捨てして得た値が 110 以上及び 115 未満であることをいい、重量車燃費基準 15%向上達成とは、重量車モード燃費値を基準エネルギー消費効率で除したものに 100 を乗じて小数点以下一位を切り捨てして得た値が 115 以上であることをいう。

2025 年度重量車燃費基準とは、「乗用自動車の性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」又は「貨物自動車の性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断基準等」に規定する「JH25 モード燃費値」の基準エネルギー消費効率をいう。

なお、軽油を燃料とする乗車定員 10 人以上の乗用自動車（車両総重量 3.5 トン超のものに限る。）又は車両総重量 3.5 トン超の貨物自動車であって、型式指定自動車又は法第 75 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車（以下「一酸化炭素等発散防止装置指定自動車」という。）であるもの以外の自動車は、重量車燃費基準不適用となる。

(3) 3 桁目

用途等	重量条件等	識別記号
-----	-------	------

乗用車	平成 17 年規制のディーゼル車以外	A
	平成 17 年規制のディーゼル車（車両重量が 1265 キログラム以下）	B
	平成 17 年規制のディーゼル車（車両重量が 1265 キログラム超）	C
貨物・乗合	軽自動車	D
	車両総重量が 1.7 トン以下	E
	車両総重量が 1.7 トン超、3.5 トン以下	F
	車両総重量が 3.5 トン超	G
二輪車	第 1 種原動機付自転車	H
	第 2 種原動機付自転車	J
	軽二輪自動車	K
	小型二輪自動車	L
特殊自動車	定格出力が 19 k W 以上 37 k W 未満	M
	定格出力が 37 k W 以上 56 k W 未満	N
	定格出力が 56 k W 以上 75 k W 未満	P
	定格出力が 75 k W 以上 130 k W 未満	R
	定格出力が 130 k W 以上 560 k W 未満	S
	定格出力が 19 k W 以上 560 k W 未満 （ガソリン・LPG に限る。）	T
施行規則第 35 条の 3 第 1 項第 29 号の 規定の自動車	貨物自動車	Y
	乗用車	Z

（識別記号の付与例）

ガソリンを燃料とする乗用自動車（ハイブリッド自動車を除く。）であって平成 17 年規制に適合し、かつ、平成 17 年基準排出ガス 50%低減レベルに適合させたもの

C B A－〇〇〇〇
① ②

①排出ガス識別記号（3 桁）
②車両型式

3. 排出ガス規制の適用を受けない自動車（内燃機関を原動機とする自動車を除く。）にあつては、型式の頭部に、次表の 1 桁目から 3 桁目に掲げる識別記号を付与すること。

(1) 1 桁目

識別記号
Z

(2) 2 桁目

種類	燃料等の別	識別記号
電気	電気	A
燃料電池	水素（圧縮水素）	B

(3) 3 桁目

用途	識別記号
乗用車	A
貨物	B
乗合	C

二輪車	原動機付自転車	D
	原動機付自転車以外	E
特殊自動車		F
施行規則第 35 条の 3 第 1 項第 29 号の 規定の自動車	貨物自動車	Y
	乗用自動車	Z

附則 4 自動車型式指定申請書等提出要領

第 1 本要領の適用

型式指定規則第 3 条の規定による指定の申請（以下「型式指定申請」という。）、型式指定規則第 6 条第 1 項第 2 号第 2 欄中括弧書に係る変更の届出、同項第 3 号の規定による変更の届出、型式指定規則第 3 条の 2 の規定による既指定自動車型式指定の申請（以下「既指定型式指定申請」という。）、この通達の別添 2 「新型自動車取扱要領」第 2 第 1 項による届出（以下「新型届出」という。）及び同取扱要領第 4 第 1 項による変更の届出（以下「新型変更届出」という。）に係る申請書又は届出書（以下「申請書等」という。）及びその添付書面についての提出方法は、この通達の別添 1 「自動車型式指定実施要領」及び別添 2 「新型自動車取扱要領」によるほか、本要領に定めるところによる。

第 2 申請書等及びその添付書面の作成

申請者及び届出者（以下「申請者等」という。）は、申請書等及びその添付書面を次に掲げる 2 分冊に区分して作成すること。ただし、型式指定規則第 6 条第 1 項第 2 号第 2 欄中括弧書に係る変更の届出、同項第 3 号の規定による届出又は新型変更届出を行う場合であって、その変更が附則 4 の 2 「軽微な変更の取扱要領」にいう軽微な変更に該当するときは、第 1 分冊のみ作成すればよい。この場合において、保安基準の規定に適合することを証する書面に係るものであるときには、当該書面を第 1 分冊に添付するものとする。ただし、当該装置の車両への取付けに関わる認定証により、保安基準適合性が明らかなものにあつては、当該装置単品の認定証の提出は省略することができる。

第 1 分冊	(1) 申請書等
	(2) 別記様式の提出書面一覧表
	(3) 別表第 1 の添付書面
第 2 分冊	(1) 申請書等の写し
	(2) 別記様式の提出書面一覧表
	(3) 別表第 2 の添付書面
	(4) 審査事務規程別表 1 に定める書面 ① 指定装置等を装着している場合であつて、協定規則に基づく認定証の写しを提出する際、当該装置の車両への取付けに関わる認定証の提出によって、当該装置単品の保安基準適合性が明らかなものにあつては、当該装置単品の認定証の提出は省略することができる。 ② 指定製作者等が申請する場合に限り、同規程別表 1 (6) に定める軽合金製ディスクホイール試験、内装材料の難燃性試験、乗用車等の窓ふき器及び洗浄液噴射装置試験、バス及びトラックの洗浄液噴射装置試験及びデフロスタ試験にあつては、試験成績書に代えて、別紙 3 に定める技術基準適合証明書とすることができる。 ③ 同規程別表 1 (3) 及び(4)に定める長距離耐久告示第 3 条第 1 号及び同条第 2 号に定める書面にあつては、細目告示第 41 条第 1 項第 3 号又は同項第 7 号の適用を受ける自動車であつて、協定規則第 154 号の認定証の写しの提出があつた場合は、提出を省略することができる。）

第 3 申請書等及びその添付書面の提出先及び提出時期

(1) 申請書等及びその添付書面の提出先

申請書等は、第 2 による第 1 分冊を国土交通省物流・自動車局審査・リコール課（以下「審査・リコール課」という。）に、第 2 分冊を独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所自動車認証審査部（以下「自動車審査部」という。）にそれぞれ提出すること。ただし、第 2 ただし書きの場合にあつては、第 1 分冊のみを審査・リコール課に提出すればよい。

また、電子申請を行った場合には、電子申請により提出した書面については自動車審査部への提出を省略することができる。

(2) 提出時期

第1分冊は申請書等の提出時に提出し、第2分冊は第1分冊の提出時期とほぼ同時期に提出すること。

ただし、第1分冊については別記様式の提出書面一覧表を除き、第2分冊の自動車審査部の審査終了前までに提出することができる。このとき、電子申請による申請である場合にあっては、諸元表（型式指定申請及び新型自動車届出の第1号様式、第2号様式の1及び第2号様式の2に限る。）以外の添付書面については、審査・リコール課個別業務システムの別送ファイルの自動引当機能を利用可能とする引当表ファイルを含めて提出すること。

第4 申請等の際の説明

型式指定申請、既指定型式指定申請、新型届出及び新型変更届出（第2ただし書きに規定する場合を除く。以下「申請等」という。）を行おうとする者は、申請書等を提出する際に、次表の左欄に掲げる部署に対し、同表の右欄に掲げる事項をそれぞれ説明すること。ただし、国土交通省物流・自動車局に対する説明は必要ないと認められる場合は省略することができる。

部 署		事 項
国土交通省 物流・自動車局	審 査・ リコール課	1 開発目的 2 主な特徴及び新機構の概要 3 安全、公害及び省エネルギーに関する完成検査等均一の確保に係る実施体制（型式指定申請及び既指定型式指定申請の場合に限る。） 4 その他必要と認められる事項
	自動車整備課	点検整備方式
自動車審査部		1 開発意図 2 構造・装置（新機構を含む。）及び性能の概要 3 社内試験の実施状況 4 その他審査の実施に当たって必要と認められる事項

別表第1（申請書等の添付書面・審査・リコール課用）（第2関係）

整理番号	添付書面の名称	提出時の注意事項等	提出の要否		
			型式指定に係る場合		新型届出に係る場合
			乗用車に係るとき	その他の自動車に係るとき	大型特殊自動車に係るとき
1	外観写真		○	○	○
2	車台番号の打刻届出書（写し）	型式指定申請又は新型届出に係る場合に限る。 なお、電子申請により打刻届出を行い、かつ、当該申請又は届出を行った場合には書面の提出を省略することができる。	○	○	○
3	原動機の型式の打刻届出書（写し）	型式指定申請又は新型届出に係る場合に限る。 なお、電子申請により打刻届出を行い、かつ、当該申請又は届出を行った場合には書面の提出を省略することができる。	○	○	○
4	構造・装置の概要説明書 (1) 主要な構造・装置の説明書	記載すべき内容は、少なくとも以下の内容のうち該当するものとする。 ただし、必要に応じて追加することは差し支えない。 ① 型式指定申請、既指定型式指定申請、新型届出又は新型変更届出の別 ② 車名、型式、原動機の型式及び総排気量（総排気量に変化するものにあつては、その範囲）並びに燃料の種類 ③ 種別、通称名、用途及び形状 ④ 適用される排出ガス規制年 ⑤ 規制適用日前に規制対応した基準 ⑥ 既指定型式指定申請等の場合は当該変更内容	○	○	○

		⑦ 新技術として採用した技術 ⑧ 旅客運送事業用自動車として適合していない項目 ⑨ 自動運行装置の機能の概要 ⑩ 協定規則第 171 号を適用する自動車にあっては、搭載される運行補助機能（当該機能が協定規則に基づき認可を受けている場合、当該規則名も記載すること）			
	(2) 改善措置説明書	輸入される自動車（以下「輸入自動車」という。）であって本邦において改善を要するものに係る場合に限る。			
5	諸元表		○	○	○
6	外観図	型式指定申請又は既指定型式指定申請については、灯火器類の取付位置に係る寸法の記載を省略することができる。	○	○	○
7	指定装置等又は指定共通構造部一覧表	指定装置等又は指定共通構造部を装着している自動車に限る。なお、この場合、別紙様式 1 による指定装置等又は指定共通構造部一覧表を添付する。	○	○	○
8	宣誓書	ただし、新規自動車型式指定若しくは既指定自動車型式指定を申請する場合又は必要に応じて型式指定規則第 6 条第 1 項第 3 号の変更届出をする場合に限る。なお、この場合、様式告示第 2 項に規定する宣誓書を添付する。	○	○	
9	品質管理システムに係る業務組織を記載した書面		○	○	
10	品質管理システムに係る実施要領を記載した書面		○	○	
11	完成検査及び装置の検査の業務組織		○	○	

12	完成検査及び装置の検査の実施要領 (1) 完成検査の項目等 (2) 装置の検査の項目等 (3) 完成検査ライン工程図 (4) 完成検査のチェックシート (5) 実施規程第7条第2項第4号の措置 (6) 共同申請の場合の業務分担 (7) 完成検査の一部委託の場合の委託先等 (7) 委託先及び委託業務の範囲 (イ) 委託先の業務実施体制 (ウ) 委託業務に関する指導監督方法 (8) 完成検査員になろうとする者に対して行う教育訓練等の内容 (9) 完成検査員に選任した者に対して行う継続的な教育訓練の内容 (10) 完成検査員の配置方針 (11) 完成検査に係る誓約書 (12) 変更管理手順		○	○	
13	自動車検査用機械器具の管理要領 (1) 自動車検査用機械器具の一覧表 (2) 保守管理体制又は保守 管理体系図		○	○	
14	完成検査終了証発行要領又は完成検査終了証発行関係体系図		○	○	
15	点検整備方式		○	○	○
16	購入等契約書 (1) 購入契約書又は販売契約書の写し	申請書等を提出する者が自動車を製作することを業とする者から自動車を購入する契約を締結している者であって当該自動車を販売することを業とするもの又は外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業	○	○	○

		とする者から当該自動車を購入する契約を締結している者であって当該自動車を本邦に輸出することを業とする者である場合に限る。			
	(2) 当該契約書の翻訳文書	(1) の書面が日本語で記載されていない場合に限る。			
17	不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面	型式指定申請において、型式指定規則第3条第2項第10号に該当する者に限る。 次に掲げる事項を記載すること。 1 不正行為の全容 2 不正行為の再発を防止するための組織体制の見直しを含めた具体的な措置	○	○	
18	不正行為に係る部品について改善措置が適切に講じられていること及び改善措置の届出に関する不正行為の再発を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面	型式指定申請又は新型届出において、改善措置の届出に関する重大な不正行為を行った自動車製作者等により申請等があった自動車のうち、当該改善措置に係る自動車の部品と同種のものが使用されている自動車の申請等の場合に限る。	○	○	○
19	能力基準適合証明書の写し	協定規則第155号の認定証の写し、同規則の規則6.に基づいて交付された有効なサイバーセキュリティ管理システム適合認定書の写し及び当該写しに係るサイバーセキュリティ管理システムの概要を記載した書面並びに協定規則第156号の認定証の写し、同規則の規則6.に基づいて交付された有効なソフトウェア更新管理システム適合認定書の写し及び当該写しに係るソフトウェア更新管理システムの概要を記載した書面をもってこれに代えることができる。 また、自動運行装置を備える自動車以外の自動	○	○	

		車であって、プログラム等を改変する機能を有しない自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車又は三輪自動車、にあつては、プログラム等の適切な管理及び確実な改変に関して特定改造等を適確に実施するに足る能力を有する者であることを証する証明書の写しの提出の必要はない。 なお、適用関係告示第14条第20項、第24項及び第39項の適用を受ける自動車を除き、同条第22項の適用を受ける自動車にあつては、サイバーセキュリティ業務管理システム適合証明書の写しでもよいこととする。			
20	内部統制システムの概要を記載した書面	型式指定申請又は既指定型式指定申請時において、内部統制評価にあつては、有効期間を満了していないものを提出すること。	○	○	
21	その他審査の実施に当たって必要と認められる書面		○	○	○

備考 「乗用車」とは、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車をいう。

別表第2（申請書等の添付書面・自動車審査部用）（第2関係）

整理番号	添付書面の名称	提出時の注意事項等	提出の要否		
			型式指定に係る場合		新型届出に係る場合
			乗用車に係るとき	その他の自動車に係るとき	大型特殊自動車に係るとき
1	外観写真		○	○	○
2	車台番号の打刻届出書（写し）	型式指定申請又は新型届出に係る場合に限る。なお、電子申請により打刻届出を行い、かつ、当該申請又は届出を行った場合には書面の提出を省略することができる。	○	○	○
3	原動機の型式の打刻届出書（写し）	型式指定申請又は新型届出に係る場合に限る。なお、電子申請により打刻届出を行い、かつ、当該申請又は届出を行った場合には書面の提出を省略することができる。	○	○	○
4	構造・装置の概要説明書 (1) 主要な構造・装置の説明書	記載すべき内容は、少なくとも以下の内容のうち該当するものとする。ただし、必要に応じて追加することは差し支えない。 ① 型式指定申請、既指定型式指定申請、新型届出又は新型変更届出の別 ② 車名、型式、原動機の型式及び総排気量並びに燃料の種類 ③ 種別、通称名、用途及び形状 ④ 適用される排出ガス規制年 ⑤ 規制適用日前に規制対応した基準 ⑥ 既指定型式指定申請等の場合は当該変更内容 ⑦ 新技術として採用した技術 ⑧ 旅客運送事業用自動車として適合していない項目 ⑨ 自動運行装置の機能の概要	○	○	○

	⑩ 協定規則第 171 号を適用する自動車にあっては、搭載される運行補助機能（当該機能が協定規則に基づき認可を受けている場合、当該規則名も記載すること）
(2) 騒音防止対策説明書	自動車に備えられた騒音対策品をすべて図示すること。騒音対策品のうち消音器については主・副の別、個数、形状、配置を図示すること。また、騒音対策品が自動車に備えられた状態が分かるように配管等を含めて平面図等で図示すること。消音器に純正品表示がある場合は表示位置を記載すること。協定規則第 51 号第 3 改訂版補足第 6 改訂版以降に対応し、複数のモード（近接排気騒音値に影響を及ぼすものとして、運転者が選択可能な自動車の設定をいう。）を備える自動車にあっては、諸元表の近接排気騒音値を測定したときのモードを記載するとともに、全てのモードへの切替え方法を記載すること。原動機の回転数を抑制する装置を備えた自動車（エンジンコントロールユニットに組み込まれたものであって当該装置を容易に解除することができないものに限る。）にあっては、当該装置が作動する回転数及び近接排気騒音の測定回転数を記載すること。ただし、原動機の回転数を加速ペダルの操作により規定の測定回転数に調整できないものについては、当該装置が作動する回転数を記載すること。
(3) 排出ガス対策説明書	自動車に備えられた一酸化炭素等発散防止装置について平面図等により図示すること。

		また、細目告示第 41 条第 2 項第 5 号ロ又はハが適用される自動車については別紙 2-1 又は別紙 2-3 により、同号イが適用される自動車については別紙 2-2 により、排出ガス低減機能を低下・停止させる制御に係る説明書を添付すること。			
	(4) 改善措置説明書	輸入自動車であって本邦において改善を要するものに係る場合に限る。			
5	諸元表		○	○	○
6	外観図	型式指定申請又は既指定型式指定申請については、灯火器類の取付位置に係る寸法の記載を省略することができる。	○	○	○
7	指定装置等又は指定共通構造部一覧表	指定装置等又は指定共通構造部を装着している自動車に限る。 なお、この場合、別紙様式 1 による指定装置等又は指定共通構造部一覧表を添付する。	○	○	○
<u>8</u>	<u>技術基準適合証明書</u>	<u>審査事務規程別表 1 (6) に定める試験成績書に代えて提出する場合に限る。</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	
<u>9</u>	宣誓書	ただし、新規自動車型式指定若しくは既指定自動車型式指定を申請する場合又は必要に応じて型式指定規則第 6 条第 1 項第 3 号の変更届出をする場合に限る。 なお、この場合、様式告示第 2 項に規定する宣誓書を添付する。	○	○	
<u>10</u>	運転者席付近配置図	装置指定通知書等、共通構造部指定通知書等又は認定証の写しの提出がある場合は、省略することができる。			○
<u>11</u>	計算書				
	(1) 車わく強度計算書 (最大積載量を有する自動車に限る。)	ストレンゲージ等による測定成績書をもってこれに代えることができる。			○
	(2) 制動能力計算書	実車による制動試験が不可能なものに限る。			○
<u>12</u>	能力基準適合証明書の写し	協定規則第 155 号の認定証の写し、同規則の規則 6.	○	○	

		に基づいて交付された有効なサイバーセキュリティ管理システム適合認定書の写し及び当該写しに係るサイバーセキュリティ管理システムの概要を記載した書面並びに協定規則第 156 号の認定証の写し、同規則の規則 6. に基づいて交付された有効なソフトウェア更新管理システム適合認定書の写し及び当該写しに係るソフトウェア更新管理システムの概要を記載した書面をもってこれに代えることができる。 また、自動運行装置を備える自動車以外の自動車であって、プログラム等を改変する機能を有しない自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車又は三輪自動車、にあつては、プログラム等の適切な管理及び確実な改変に関して特定改造等を適確に実施するに足る能力を有する者であることを証する証明書の写しの提出の必要はない。 なお、適用関係告示第 14 条第 20 項、第 24 項及び第 39 項の適用を受ける自動車を除き、同条第 22 項の適用を受ける自動車にあつては、サイバーセキュリティ業務管理システム適合証明書の写しでもよいこととする。			
13	細目告示第20条第3項で定めるガス容器及びガス容器附属品の材料を示す書面	細目告示第 20 条第 3 項で定めるガス容器及びガス容器附属品が規格材料の要件を満たすことを確認できる書面を提出すること。 なお、大型特殊自動車に係る場合にあつては提出の必要はない。	○	○	○
14	その他審査の実施に当たって必要と認められる書面		○	○	○

備考 1 「乗用車」とは、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車をいう。

別記様式（提出書面一覧表）（第2関係）

提出書面一覧表		
車名・型式		
書 面 の 名 称	提出・省略の別	備 考

（日本産業規格A列4番）

- 備考1 本様式は、第1分冊については別表第1の添付書面、第2分冊については別表第2の添付書面及び審査事務規程に定める添付書面について記載すること。
- 2 記載内容が多く、書き切れない場合には、別葉とすることができる。
- 3 書面の名称欄には、申請等の種類に応じ、提出を要するとされた添付書面の名称を記載すること。ただし、書面の名称をあらかじめ網羅して記載した提出書面一覧表を用いるときは、提出を要しない書面について提出・省略の別欄に「一」又は「／」を記載すること。
- 4 提出・省略の別欄には、書面を提出する場合には「○」を、書面の提出を省略する場合には「×」をそれぞれ記載すること。
- 5 備考欄には、書面の提出を省略する理由を具体的に記載すること。

別紙様式 1

指定装置等又は指定共通構造部一覧表

番 号	装置又は共通構造部の種類	指定番号（認定番号）等	備 考

- 備考 (1) 当該申請の型式に含まれる指定装置等又は指定共通構造部を全て記載すること。
- (2) 番号欄には装置毎に番号を振り分け、装置の仕様が複数ある場合には枝番号を加えること。
- (3) 法第 75 条の 2 第 1 項又は法第 75 条の 3 第 1 項の指定を法第 75 条第 1 項の申請等と同時に行う場合については備考欄にその旨を記載すること。
- (4) 指定番号等の欄には、装置指定通知書等、共通構造部指定通知書等及び認定証に記載された番号等を記載すること。
- なお、改訂シリーズ並びに当該共通構造部及び車両に有効な拡大番号を含めた番号とすること。また、拡大番号の取扱いについては、申請者が取得した装置のみに限ることができる。

別紙2－1：排出ガス低減機能を低下・停止させる制御に係る説明書（軽・中量車及びディーゼル以外重量車用）

【車名：型式】

〇〇〇：〇〇〇－〇〇〇〇〇〇

	排出ガス低減機能を低下・停止させる条件	制御の有無	出現時期			ディフューズデバイス
			第41条第2項第5号ロ(1) 原動機が始動するとき	第41条第2項第5号ロ(2) 原動機の損傷を防止し、安全な運行を確保するために必要なとき	第41条第2項第5号ロ(3) JC08Hモード法及びJC08Cモード法又はWLTCモード法により走行するとき	
1	原動機始動時	○	○			
2	エンジン低回転連続運転	○		○		—
3	エンジン高負荷・高回転	○		○		—
4	高冷却水温	○		○		—
5	低冷却水温	○		○		—
6	高標高（低大気圧）	○		○		—
7	高吸気温（高外気温）	○		○		—
8	低吸気温（低外気温）	○		○		—
9	高触媒温度（高排ガス温度）	○		○		—
10	低触媒温度（低排ガス温度）	○			○	
11	高吸入空気量	○		○		—
12	ノッキング発生	○		○		—
13	高油温	○		○		—
14	高過給圧	—				
15	異常発生時（MIL点灯時）	○		○		—
16	その他（上記以外）	○		○		—

（日本産業規格A列4番）

記載方法

1. 「制御の有無」欄には、当該条件による制御の有無について、該当する場合は「○」、該当しない場合は「—」を記載してください。
2. 「出現時期」欄には、当該条件による制御が第41条第2項第5号ロ(1)～(3)に規定するどの場合に起こるか、該当する欄に「○」を記載してください。
3. 「ディフューズデバイス」欄には、当該条件による制御が第41条第2項第5号ロ(2)に規定するディフューズデバイスについて、(i)～(iii)のいずれにも該当しない場合は「—」を記載してください。

別紙2－2：排出ガス低減機能を低下・停止させる制御に係る説明書（ディーゼル重量車用）

【車名：型式】

○○○：○○○－○○○○○○○

	排出ガス低減機能を低下・停止させる条件	制御の有無	出現時期				ディフイートデバイス
			細目告示 別添116 4.1.2. (a) WHDCモード法運行時又は6.1.に規定するWNTC制御領域の範囲にあるとき	細目告示 別添116 4.1.2. (b) エンジン又は車両を損傷又は事故から保護する目的であるとき	細目告示 別添116 4.1.2. (c) エンジンの始動又は暖機（始動後～冷却液温度が70℃に達するまで）中であるとき	細目告示 別添116 4.1.2. (d) オフサイクル時の規制対象排出ガスの制御を維持するために別の制御を相殺するとき	
1	原動機始動時	○			○		
2	エンジン低回転連続運転	○		○			—
3	エンジン高負荷・高回転	○		○			—
4	高冷却水温	○		○			—
5	低冷却水温	○			○		
6	高標高（低大気圧）	○		○			—
7	高吸気温（高外気温）	○		○			—
8	低吸気温（低外気温）	○		○			—
9	高触媒温度（高排ガス温度）	○		○			—
10	低触媒温度（低排ガス温度）	○	○		○		
11	高吸入空気量	○		○			—
12	ノッキング発生	○		○			—
13	高油温	○		○			—
14	高過給圧	—					
15	異常発生時（MIL点灯時）	○		○			—
16	その他（上記以外）	○		○			—

（日本産業規格A列4番）

記載方法

1. 「制御の有無」欄には、当該条件による制御の有無について、該当する場合は「○」、該当しない場合は「—」を記載してください。
2. 「出現時期」欄には、当該条件による制御が細目告示別添 116 4.1.2. (a)～(d)に規定するどの場合に起こるか、該当する欄に「○」を記載してください。
3. 「ディフイートデバイス」欄には、当該条件による制御が細目告示別添 116 4.1.2. (b)による場合であって、（i）～（iii）のいずれにも該当しない場合は「—」を記載してください。

（※）細目告示別添 116 5.に規定する適用条件を満たさない場合並びに 6.1.に規定する WNTC 制御領域外のエンジン回転数及びエンジントルクとなった場合において作動するものを除く。

別紙2－3：排出ガス低減機能を低下・停止させる制御に係る説明書（二輪自動車及び原動機付自転車用）

【車名：型式】

〇〇〇：〇〇〇－〇〇〇〇〇〇

	排出ガス低減機能を低下・停止させる条件	制御の有無	出現時期			ディフィートデバイス
			第41条第2項第5号ロ(1)又は第243条第2項第3号イ 原動機が始動するとき	第41条第2項第5号ロ(2)又は第243条第2項第3号ロ 原動機の損傷を防止し、安全な運行を確保するために必要なとき	第41条第2項第5号ロ(3)又は第243条第2項第3号ハ JC08Hモード法及びJC08Cモード法又はWLTCモード法により走行するとき	
1	原動機始動時	○	○			
2	エンジン低回転連続運転	○		○		－
3	エンジン高負荷・高回転	○		○		－
4	高冷却水温	○		○		－
5	低冷却水温	○		○		－
6	高標高（低大気圧）	○		○		－
7	高吸気温（高外気温）	○		○		－
8	低吸気温（低外気温）	○		○		－
9	高触媒温度（高排ガス温度）	○		○		－
10	低触媒温度（低排ガス温度）	○			○	
11	高吸入空気量	○		○		－
12	ノッキング発生	○		○		－
13	高油温	○		○		－
14	高過給圧	－				
15	異常発生時（MIL点灯時）	○		○		－
16	その他（上記以外）	○		○		－

（日本産業規格A列4番）

記載方法

1. 「制御の有無」欄には、当該条件による制御の有無について、該当する場合は「○」、該当しない場合は「－」を記載してください。
2. 「出現時期」欄には、当該条件による制御が第41条第2項第5号ロ(1)～(3)に規定するどの場合に起こるか、該当する欄に「○」を記載してください。
3. 「ディフィートデバイス」欄には、当該条件による制御が第41条第2項第5号ロ(2)に規定するディフィートデバイスについて、(i)～(iii)のいずれにも該当しない場合は「－」を記載してください。

別紙3 技術基準適合証明書様式例（第2関係）

令和 年 月 日 Date: Y. M. D.		
国 土 交 通 大 臣 殿 To: The Minister for Land, Infrastructure and Transport		
技術基準適合証明書 Certificate of Conformity to Technical Standards		
次の自動車は、下記に掲げる細目告示技術基準に適合していることを証明いたします。 This is to certify that the following motor vehicle has complied with the Technical Standards listed below which correspond to the following Technical Standards (Attachments of Announcement That Prescribes Details of Safety Regulations for Road Vehicles) below.		
車 名 Make	型 式 Type	通称名 Sales Name
記 Description		
細目告示技術基準 Technical Standards (Attachments of Announcement That Prescribes Details of Safety Regulations for Road Vehicles)		
軽合金製ディスクホイールの技術基準 Technical Standard for Light-Alloy Disc Wheels		
内装材料の難燃性の技術基準 Technical Standard for Flame-Resistant Interior Materials of Motor Vehicles		
乗用車等の窓ふき器及び洗浄液噴射装置の技術基準 Technical Standard for Windshield Wiping and Washing Systems for Passenger Motor Vehicles etc		
バス及びトラックの洗浄液噴射装置の技術基準 Technical Standard for Washing Systems For Bus and Truck		
デフロスタの技術基準 Technical Standard for Defrosting and Demisting Systems		
指定製作者等の名称 Name of Manufacturer:		

記載方法

- 記載については、日本語のみ、英語のみ、日英併記の何れでも結構です。
- 各技術基準の右欄については、次の何れかを記載ください。
 - 適合している技術基準又は協定規則に対応する審査事務規程別添1 試験規程に定める分類番号（例 TRIAS〇〇－〇〇）
 - 附則9に定める同等と認められる外国の試験方法

附則 4 の 2 軽微な変更の取扱要領

型式指定規則第 6 条第 1 項第 3 号第 2 欄に規定する軽微な変更とは、諸元表、外観図及び保安基準の規定に適合することを証する書面のいずれかに変更があり、保安基準に適合することが明白な場合であって、かつ、試験を行う必要性がないものとする。また、自動車製作者等が軽微な変更該当するか判断に迷う場合にあっては、審査・リコール課に適宜申し出ることとする。

以下の別表 1 については、諸元表第 3 号様式の 1 又は第 3 号様式の 2 を使用した場合の申請に係る軽微な変更該当する参考例とし、別表 2 については、諸元表第 3 号様式の 3 を使用した場合の申請に係る軽微な変更該当する参考例とする。ただし、指定装置等であって、認定証により道路運送車両の保安基準に適合することを確認する場合にあっては、以下の別表 1 又は別表 2 に記載の項目に限る。また、自動車製作者等が別表 1 又は別表 2 の指定装置等に係る項目追加希望を申し出た場合、審査・リコール課は、妥当性を検討後、追加の必要性がある場合は項目の追加をすることとする。

別表 1 諸元表第 3 号様式の 1 又は第 3 号様式の 2 を使用した場合の申請に係る軽微な変更に関する参考例

書面	項 目	条 件
諸 元 表	輪距の変更	次のいずれかを満たすもの（周辺部位等との干渉について変更を行う前の同型式の自動車（以下「変更前の同型式車」という。）に対して同一であるもの又は間隔が拡大するものに限る。）。 (1) 複数の輪距が設定されている型式の自動車に対して行う輪距の変更について、リムのオフセット違いのみを要因とするものであり、かつ、変更後の輪距が既に設定されている輪距の最大値と最小値の間に位置するもの。 (2) 最大安定傾斜角度の設計値が 40 度（規制値が 30 度の自動車にあっては 35 度）以上の自動車に対して行う輪距の変更であって輪距が小さくなるもの。
	タイヤの変更	指定装置等であって、同一サイズのタイヤでタイヤ製作者の商号又は商標及びトレッドパターンを表す記号等を変更又は追加するものに限る（WLTC モードによる燃料消費率又は一充電走行距離を記載する自動車及び JH25 モードによる燃料消費率を記載する自動車等を除く。）。
	タイヤの追加	指定装置等であって、既に届出されているタイヤと断面幅の呼び、扁平比の呼び、タイヤ構造記号及びリム径の呼びが同一であるもの（負荷能力及び速度区分記号により示される最高速度が同一である場合又は大きくなる場合に限る。）（WLTC モードによる燃料消費率又は一充電走行距離を記載する自動車及び JH25 モードによる燃料消費率を記載する自動車等を除く。）。
	通称名の変更	
	車台番号及び原動機の型式の打刻様式及び打刻位置の変更	
	燃料タンクの容量、位置又は形	次の全てを満たすもの。 (1) 基本形状、取付方法、材質並びに燃料注入口及びガス抜き口の位置に変更がないもの。 (2) タンク容量が同一であるもの又は小さくなるものであり、かつ、タンクと車わく端部との距離が同一のもの又は長くなるもの。 (3) タンク付近の基本燃料配管と周辺部位との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。
	蓄電池の変更	個数が同一であるもの（容積が同一である場合又は小さくなる場合に限る。）。
	無段変速機の後退変速比の変更	低摩擦路を後退時にタイヤ空転を検知した際、変速比が大きくなるような制御を行う場合に限る。
	消音器の型式の変更	消音器の内部構造及び容量が同一であるもの（周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したものに限る。）。

	<u>最高速度の変更</u>	<u>制御コンピュータのソフトウェアの変更により最高速度を下げるものであり、変更後の最高速度が 200km/h 以上となるもの。（手動変速機付きの車両を除く。）。</u>
外 観 図	<u>原動機（内燃機関）の排気マニホールド形状の変更又は二輪車の原動機の意匠の変更</u>	<u>周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。</u>
	<u>燃料タンクの形状の変更</u>	<u>燃料タンクの容量、位置又は形状の変更に限る。なお、LPG タンクの場合は充填バルブの位置の変更に限る。</u>
	<u>フェンダー形状の変更</u>	<u>貨物の運送の用に供する自動車の場合又は指定装置を備える場合であって、フェンダー部の最内縁から回転部分までの距離が、変更前の同型式車に対して同一であるもの又は増加するもの（基本形状の変更（扇型から角型への変更等）を除く。）。</u>
	<u>バンパ本体の外形の意匠又はバンパグリルの意匠の変更</u>	<u>貨物の運送の用に供する自動車に備える前部潜り込み防止装置及び突入防止装置に該当しない場合又は指定装置等を備える場合であって、外形に鋭い突起がないもの（寸法（全長、全幅又は高さ）を変更する場合を除く。）。</u>
	<u>車体の意匠ラインの変更又はモールの形状の変更</u>	<u>貨物の運送の用に供する自動車の場合又は指定装置等を備える場合であって、外形に鋭い突起がないもの（寸法（全長、全幅又は高さ）を変更する場合を除く。）。</u>
	<u>二輪車等の意匠部品の変更（フェアリングを除く。）</u>	<u>周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの（騒音対策部品である場合を除く。）。</u>
	<u>荷台の煽り形状の変更、意匠リブの追加若しくは廃止又は鳥居形状の変更</u>	
	<u>エアスポイラーの廃止</u>	<u>貨物の運送の用に供する自動車の場合又は指定装置等を備える場合であって、高さに変更がないもの。</u>
	<u>スペアタイヤキャリアの形状の変更</u>	<u>貨物の運送の用に供する自動車の場合又は指定装置等を備える場合であって、外形に鋭い突起がないもの（寸法（全長、全幅又は高さ）を変更する場合を除く。）。</u>
	<u>二輪車の座席形状の変更</u>	<u>乗車位置に変更がないもの。</u>
	<u>ヘッドランプバイザーの追加又は廃止</u>	<u>貨物の運送の用に供する自動車の場合又は指定装置等を備える場合であって、配光に影響を与えないものであり、鋭い突起がないもの。</u>
	<u>二輪車の速度計カバー形状の変更又は廃止</u>	<u>視認性を妨げないものであって、鋭い突起がないもの。</u>
	<u>二輪車の緩衝装置（ボトムケースの形状の変更に限る。）</u>	<u>外形に鋭い突起がないもの。</u>
	<u>燃料タンクのタンクパッド採用又は廃止</u>	<u>乗車位置に変更がないもの。</u>

	<u>二輪車のフェアリング形状の変更</u>	<u>同一車体に同一フェアリングを装備した車両間（排気量違い等による別型式に限る。）において、先に認可されたものと同様な変更を行う場合。</u>
	<u>座席間隙の変更</u>	<u>センターコンソール等の変更による場合に限る（旅客自動車運送事業用自動車として事業用の要件で「適」の判定をしたものを除く。）。</u>
保安基準の規定に適合することを証する畫面	<u>保安基準第 32 条から第 41 条の 5 までに規定する灯火装置及び反射器並びに指示装置であって、色又は性能の変更</u>	<u>取付部の構造が同一であり、かつ、指定装置等を装着する場合に限る。</u>
	<u>保安基準第 32 条から第 41 条の 5 までに規定する灯火装置及び反射器並びに指示装置であって、生産工場又は製作者の変更</u>	<u>取付部の構造が同一であり、構造及び性能が基本同一、かつ、指定装置等を装着する場合に限る。</u>
	<u>非常点滅表示灯の個数又は性能の変更</u>	<u>方向指示器と兼用している場合であり、かつ、当該方向指示器が指定装置等である場合に限る。</u>
	<u>警報音発生装置の型式又は形式の変更</u>	<u>指定装置等を装着する場合であり、かつ、警告器が指定装置である場合に限る。</u>
	<u>警告器の性能の変更</u>	<u>指定装置等を装着する場合に限る。</u>
	<u>サンバイザのバニティミラー付加機能の廃止</u>	<u>サンバイザ本体の形状及び寸法が同一であるもの。</u>
	<u>排気管の形状の変更</u>	<u>周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対策を施したもの。（排圧が変更になる場合及び排気管長さを変更する場合（車両総重量 3.5 t を超えるキャブオーバに限る。）を除く。）。</u>
	<u>車台構造を変更することなくできる排気管の曲げ形状の変更</u>	<u>周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したものに限り（排気管の出口位置を変更する場合を除く。）。</u>
	<u>触媒装置の取付位置又は取付角度の変更</u>	<u>基本取付位置（床下、マニホール直下等）が同一であるもの（周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したものに限り。）。</u>
	<u>触媒の貴金属担持量の変更</u>	<u>貴金属担持量を増加させる場合に限る。</u>
	<u>車室外後写鏡の付加機能（電動リモコン、電動格納等）の廃止</u>	<u>衝撃吸収構造及びアウターケースの形状に変更がないものに限る。</u>
	<u>二輪車の後写鏡取付方法の変更に伴う指定装置一覧表の認可番号の変更</u>	<u>取付方法がシングルナット方式からダブルナット方式に変更されるものであって、鏡面寸法や取付間隔・位置その他について変更がないものに限る。</u>
	<u>二輪自動車の後写鏡の変更又は追加</u>	<u>指定装置等を装着する場合であって、形状、寸法及び性能に変更がないもの</u>

<u>シートの付加機能（電動スライド、電動リクライニング、電動上下アジャスタ等）の廃止</u>	<u>シート調節範囲、強度部材及び着座姿勢に変更がないもの。</u>
<u>ハンドルの最大回転数</u>	<u>かじ取角度が同一である場合又は小さくなる場合に限る。</u>
<u>かじ取倍力装置の形式の変更</u>	<u>かじ取装置の歯車形式が同一である場合に限る。</u>
<u>前面ガラス以外のガラスの厚さの変更</u>	<u>ガラスが厚くなるものについては、可視光線透過率の基準が適用されない窓ガラスに限る。</u>
<u>速度計の型式の変更</u>	<u>性能が同一であるもの。</u>
<u>運行記録計の形式又は性能の変更</u>	<u>指定装置等を装着する場合に限る。</u>
<u>非常ブレーキの減速度又は制動初速度の変更</u>	
<u>電波障害防止装置（専ら音響・映像、ナビゲーション関連のみを目的としたESA装置に限る）</u>	<u>自動車の指定装置等の装置指定通知書等又は認定証に変更がなく、かつ当該自動車の指定装置等と同一改訂版で指定を受けた ESA 装置を装着する場合に限る。</u>
<u>タイヤの構造等に変更無く、協定規則第117号第 4 改訂版の法規対応を行う場合</u>	<u>指定装置等を装着する場合に限る。</u>
<u>軽合金製ディスクホイール試験、内装材料の難燃性試験、乗用車等の窓ふき器及び洗浄液噴射装置試験、バス及びトラックの洗浄液噴射装置試験及びデフロスタ試験に影響のある仕様変更又は追加</u>	<u>技術基準適合証明書により証明する場合に限る。</u>
<u>非常信号用具の追加又は仕様変更</u>	
<u>警告反射板の追加又は仕様変更</u>	<u>指定装置等を備える場合に限る。</u>
<u>停止表示器材の追加又は仕様変更</u>	<u>指定装置等を備える場合に限る。</u>
<u>装置指定規則第 5 条で定める指定を受けたものとみなす特定装置</u>	<u>提出済みの認定証において、当該指定装置等に変更無く、以下のいずれかの事由により改訂番号の更新が行われた場合に限る。</u> <u>・生産工場等の追加による場合</u> <u>・当該指定装置等には直接適用されない他の車両カテゴリ等の基準改正による場合</u> <u>・当該申請車両以外の車両（例えば他国仕向け仕様）の変更等による場合</u>

別表2 諸元表第3号様式の3を使用した場合の申請に係る軽微な変更に関する参考例

書面	項 目	条 件
諸 元 表	輪距の変更	次のいずれかを満たすもの（周辺部位等との干渉について変更を行う前の同型式の自動車（以下「変更前の同型式車」という。）に対して同一であるもの又は間隔が拡大するものに限る。）。 (1) 複数の輪距が設定されている型式の自動車に対して行う輪距の変更について、リムのオフセット違いのみを要因とするものであり、かつ、変更後の輪距が既に設定されている輪距の最大値と最小値の間に位置するもの。 (2) 最大安定傾斜角度の設計値が40度（規制値が30度の自動車にあっては35度）以上の自動車に対して行う輪距の変更であって輪距が小さくなるもの。
	タイヤの変更	指定装置等であって、同一サイズのタイヤでタイヤ製作者の商号又は商標及びトレッドパターンを表す記号等を変更又は追加するものに限る（WLTCモードによる燃料消費率又は一充電走行距離を記載する自動車及びJH25モードによる燃料消費率を記載する自動車等を除く。）。。
	タイヤの追加	指定装置等であって、既に届出されているタイヤと断面幅の呼び、扁平比の呼び、タイヤ構造記号及びリム径の呼びが同一であるもの（負荷能力及び速度区分記号により示される最高速度が同一である場合又は大きくなる場合に限る。）。（WLTCモードによる燃料消費率又は一充電走行距離を記載する自動車及びJH25モードによる燃料消費率を記載する自動車等を除く。）。。
	通称名の変更	
	車台番号及び原動機の型式の打刻様式及び打刻位置の変更	
	燃料タンクの容量、位置又は形	次の全てを満たすもの。 (1) 基本形状、取付方法、材質並びに燃料注入口及びガス抜き口の位置に変更がないもの。 (2) タンク容量が同一であるもの又は小さくなるものであり、かつ、タンクと車わく端部との距離が同一のもの又は長くなるもの。 (3) タンク付近の基本燃料配管と周辺部位との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したものの。
	蓄電池の変更	個数が同一であるもの（容積が同一である場合又は小さくなる場合に限る。）。。
	無段変速機の後退変速比の変更	低摩擦路を後退時にタイヤ空転を検知した際、変速比が大きくなるような制御を行う場合に限る。
	推進軸の寸法の変更	内径が大きくなるもの。
	減速機の歯車形式の変更	

差動機の歯車の形式、数又は差動制限装置形式の変更	
タイヤ空気圧の変更	タイヤの負荷能力が同一である場合又は大きくなる場合に限る。
かじ取角度の変更	最遠軸距が5m以下であり、かつ、かじ取角度が小さくなる場合に限る。
制動装置のライニング若しくはパッドの寸法若しくは面積又はマスタ・シリンダの内径の変更	<u>指定装置等</u> を装着する場合に限る。
制動装置のパッドの厚さの変更	二輪車を除く。
制動倍力装置の倍率の変更	<u>指定装置等</u> を装着する場合に限る。
空気圧縮機等の圧力調整器形式の変更	
空気圧縮機等のタンク位置の変更	タンクからの基本配管と周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。
制動警報装置の性能の変更	ワット数又は音量が大きくなるもの（形式を変更する場合を除く。）。
補助ブレーキ形式の変更	最大減速度が 2.2m/s^2 以下であり、かつ、制動灯が点灯する場合に限る。
主ばね又は補助ばねの寸法の変更	周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。
巻込防止装置の形式の変更	取付状態に変更がないもの。
連結装置の変更	連結器の形式に変更がないもの。
エアバッグの容量及びインフレーター出力の変更	同一型式内にサイドエアバッグの装備の有無の設定があり、かつ、サイドエアバッグの装備の無い仕様で保安基準（側面衝突試験）への適合性の判断を実施した場合のサイドエアバッグの容量及びインフレーター出力の変更に限る。
頭部後傾抑止装置の数の変更	同一型式内の後部座席において、既に設定のある仕様があり、当該装置を装備しない仕様の設定追加を行う場合に限る（旅客自動車運送事業用自動車として事業用の要件で「適」の判定をしたものを除く。）。
前面ガラス以外のガラスの着色仕様の変更	着色ガラスから着色無しガラスへ変更した場合に限る。
ガラス仕様の引き当て変更	既に型式指定を取得している別型式の自動車で使用しているものであって、形状及び試験領域が同一であるものに限る。
消音器の型式の変更	消音器の内部構造及び容量が同一であるもの（周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したものに限る。）。

	排出ガス発散防止装置の警報装置の検出部の個数又は位置の変更	
	<u>保安基準第 32 条から第 41 条の 5 までに規定する灯火装置及び反射器並びに指示装置であって、色又は性能の変更</u>	取付部の構造が同一であり、かつ、 <u>指定装置等</u> を装着する場合に限る。
	<u>保安基準第 32 条から第 41 条の 5 までに規定する灯火装置及び反射器並びに指示装置であって、生産工場又は製作者の変更</u>	<u>取付部の構造が同一であり、構造及び性能が基本同一、かつ、指定装置等を装着する場合に限る。</u>
	駐車灯等の任意装着灯火の個数、色又は性能の変更	装着を廃止するもの。
	方向指示器のフラッシャー形式の変更	
	非常点滅表示灯の個数又は性能の変更	方向指示器と兼用している場合であり、かつ、当該方向指示器が <u>指定装置等</u> である場合に限る。
	警報音発生装置の型式又は形式の変更	<u>指定装置等</u> を装着する場合であり、かつ、警音器が指定装置である場合に限る。
	警音器の性能の変更	<u>指定装置等</u> を装着する場合に限る。
	直前障害物確認鏡又は直左障害物確認鏡の寸法又は曲率半径の変更	寸法が同一であり、かつ、曲率半径が小さくなるもの又は曲率半径が同一であり、かつ、寸法が大きくなるもの。
	消火器の形式又は性能の変更	
	内圧容器の材質の変更	
	最小回転半径の変更	最遠軸距 5 m 以下であり、かつ、かじ取角度が小さくなる場合のものに限る。
	<u>前照灯照射方向調整装置の変更</u>	
	<u>最高速度の変更</u>	<u>制御コンピュータのソフトウェアの変更により最高速度を下げるものであり、変速後の最高速度が 200km/h 以上となるもの。(手動変速機付きの車両を除く。)</u>
外 観	原動機（内燃機関）の排気マニホールド形状の変更又は二輪車の原動機の意匠の変更	周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。
	燃料タンクの形状の変更	燃料タンクの容量、位置又は形状の変更に限る。なお、LPG タンクの場合は充填バルブの位置の変更に限る。
	フェンダー形状の変更	貨物の運送の用に供する自動車の場合又は <u>指定装置等</u> を備える場合であって、フェンダー部の最内縁から回転部分までの距離が、変更前の同型式車に対して同一であ

図

	るもの又は増加するもの（基本形状の変更（扇型から角型への変更等）を除く。）。
バンパ本体の外形の意匠又はバンパグリルの意匠の変更	貨物の運送の用に供する自動車に備える前部潜り込み防止装置及び突入防止装置に該当しない場合又は <u>指定装置等</u> を備える場合であって、外形に鋭い突起がないもの（寸法（全長、全幅又は高さ）を変更する場合を除く。）。
車体の意匠ラインの変更又はモールの形状の変更	貨物の運送の用に供する自動車の場合又は <u>指定装置等</u> を備える場合であって、外形に鋭い突起がないもの（寸法（全長、全幅又は高さ）を変更する場合を除く。）。
二輪車等の意匠部品の変更（フェアリングを除く。）	周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの（騒音対策部品である場合を除く。）。
荷台の煽り形状の変更、意匠リブの追加若しくは廃止又は鳥居形状の変更	
エアスポイラーの廃止	貨物の運送の用に供する自動車の場合又は <u>指定装置等</u> を備える場合であって、高さに変更がないもの。
スペアタイヤキャリアの形状の変更	貨物の運送の用に供する自動車の場合又は <u>指定装置等</u> を備える場合であって、外形に鋭い突起がないもの（寸法（全長、全幅又は高さ）を変更する場合を除く。）。
二輪車の座席形状の変更	乗車位置に変更がないもの。
ヘッドランプバイザーの追加又は廃止	貨物の運送の用に供する自動車の場合又は <u>指定装置等</u> を備える場合であって、配光に影響を与えないものであり、鋭い突起がないもの。
二輪車の速度計カバー形状の変更又は廃止	視認性を妨げないものであって、鋭い突起がないもの。
二輪車の緩衝装置（ボトムケースの形状の変更に限る。）	外形に鋭い突起がないもの。
燃料タンクのタンクパッド採用又は廃止	乗車位置に変更がないもの。
二輪車のフェアリング形状の変更	同一車体に同一フェアリングを装備した車両間（排気量違い等による別型式に限る。）において、先に認可されたものと同様な変更を行う場合。
座席間隙の変更	センターコンソール等の変更による場合に限る（旅客自動車運送事業用自動車として事業用の要件で「適」の判定をしたものを除く。）。
保安基準の規	燃料配管の経路の変更
	ガソリン又は軽油を燃料とするものであって、既に型式指定を取得している別型式の自動車と同一のものであり、配管と周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。
	燃料配管のクランプ位置の変更
	LPG を燃料とするものであって、クランプ間の距離が最長部とならないもの。
	シフトノブの形状の変更
	操縦装置として最遠装置でない場合に限る。

定
に
適
合
す
る
こ
と
を
証
す
る
書
面

空調装置（デフロスタ）の操作方式（レバー式、ボタン式、ダイヤル式等）の変更又はコントロールパネルの意匠の変更	最遠装置のハンドル中心からの距離が大きくなる場合に限る。
アクセルペダルの変更	操縦装置として最遠装置でない場合に限る。
動力伝達装置用オイルクーラーの変更又は廃止	装置及び基本配管と周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したものの。
推進軸の継手形状の変更	周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したものの（推進軸の寸法（内径の変更を除く。）を変更する場合を除く。）。
ドライブシャフトのダイナミックダンパの形状変更又は廃止	周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したものの。
かじ取装置のギヤボックス形状の変更	周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したものの（歯車形式を変更する場合を除く。）。
パワーステアリング用オイルクーラーの変更又は廃止	装置及び基本配管と周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したものの。
ブレーキ配管の変更	液圧式のものであって、既に型式指定を取得している別型式の自動車で使用しているもの（周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したものに限る。）。
プロポーショニング装置の位置の変更	周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したものの。
スタビライザ形状の変更	周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したものの。
ラテラルリンク形状の変更	周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したものの。
フレームのクロスメンバの追加又は形状の変更	側面衝突時の乗員保護基準の適用を受けない車両に対する変更であって、周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したものの。
サンバイザのバニティミラー付加機能の廃止	サンバイザ本体の形状及び寸法が同一であるもの。
原動機冷却配管のエア抜きプラグの廃止、オイルフィルタの形状の変更、オルタネータ冷却ダクトの形状の変更	周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対策を施したものの。

排気管の形状の変更	周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対策を施したもの。（排圧が変更になる場合及び排気管長さを変更する場合（車両総重量 3.5 t を超えるキャブオーバに限る。）を除く。）。
車台構造を変更することなくできる排気管の曲げ形状の変更	周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したものに限り（排気管の出口位置を変更する場合を除く。）。
触媒装置の取付位置又は取付角度の変更	基本取付位置（床下、マニホール直下等）が同一であるもの（周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したものに限り。）。
触媒の貴金属担持量の変更	貴金属担持量を増加させる場合に限る。
車室外後写鏡の付加機能（電動リモコン、電動格納等）の廃止	衝撃吸収構造及びアウターケースの形状に変更がないものに限る。
二輪車の後写鏡取付方法の変更に伴う指定装置一覧表の認可番号の変更	取付方法がシングルナット方式からダブルナット方式に変更されるものであって、鏡面寸法や取付間隔・位置その他について変更がないものに限る。
二輪自動車の後写鏡の変更又は追加	指定装置等を装着する場合であって、形状、寸法及び性能に変更がないもの
シートの付加機能（電動スライド、電動リクライニング、電動上下アジャスタ等）の廃止	シート調節範囲、強度部材及び着座姿勢に変更がないもの。
オイルパンの形状変更	周辺部位等との干渉について、変更前の同一型式に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したものであり、最低地上高に該当しない場合に限る。
シャシ全体図の変更	排気管、ブレーキ配管及び燃料配管並びに車わく・車体、走行装置、緩衝装置の強度、性能に影響しないシャシ全体図のみの変更に限る。
タイヤのリムの変更	タイヤのリムの変更周辺部位等との干渉について、同一であるもの、間隔が拡大するもの若しくは干渉に対する対応を施したものであり、既に型式指定を取得している別型式の自動車で使用しているもの（軽合金製ディスクホイールを変更する場合を除く。）。
冷却装置の変更	装置及び基本配管と周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの（冷却方式を変更する場合を除く。）。
ハンドルの最大回転数	かじ取角度が同一である場合又は小さくなる場合に限る。
かじ取倍力装置の形式の変更	かじ取装置の歯車形式が同一である場合に限る。

スタビライザ形式の変更	周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの若しくは干渉に対する対応を施したものの又は装着を廃止するもの。
前面ガラス以外のガラスの厚さの変更	ガラスが厚くなるものについては、可視光線透過率の基準が適用されない窓ガラスに限る。
速度計の型式の変更	性能が同一であるもの。
運行記録計の形式又は性能の変更	<u>指定装置等</u> を装着する場合に限る。
非常ブレーキの減速度又は制動初速度の変更	
電波障害防止装置（専ら音響・映像、ナビゲーション関連のみを目的としたESA装置に限る）	自動車の指定装置等の装置指定通知書等又は認定証に変更がなく、かつ当該自動車の指定装置等と同一改訂版で指定を受けた ESA 装置を装着する場合に限る。
<u>タイヤの構造等に変更無く、協定規則第117号第4改訂版の法規対応を行う場合</u>	<u>指定装置等を装着する場合に限る。</u>
<u>軽合金製ディスクホイール試験、内装材料の難燃性試験、乗用車等の窓ふき器及び洗浄液噴射装置試験、バス及びトラックの洗浄液噴射装置試験及びデフロスタ試験に影響のある仕様変更又は追加</u>	<u>技術基準適合証明書により証明する場合に限る。</u>
<u>非常信号用具の追加又は仕様変更</u>	
<u>警告反射板の追加又は仕様変更</u>	<u>指定装置等を備える場合に限る。</u>
<u>停止表示器材の追加又は仕様変更</u>	<u>指定装置等を備える場合に限る。</u>
<u>装置指定規則第5条で定める指定を受けたものとみなす特定装置</u>	<u>提出済みの認定証において、当該指定装置等に変更無く、以下のいずれかの事由により改訂番号の更新が行われた場合に限る。</u> ・<u>生産工場等の追加による場合</u> ・<u>当該指定装置等には直接適用されない他の車両カテゴリー等の基準改正による場合</u> ・<u>当該申請車両以外の車両（例えば他国仕向け仕様）の変更等による場合</u>

附則 5 自動車等の諸元表の記載要領

第 1 総則

1 本要領の適用

本要領は、法第 75 条第 1 項の規定による自動車の型式についての指定（以下「型式指定」という。）、施行規則第 62 条の 3 第 1 項の規定による検査対象外軽自動車等（農耕作業用の小型特殊自動車及び施行規則第 62 条の 3 第 2 項ただし書の規定による国土交通大臣の指定する小型特殊自動車を除く。）の型式についての認定（以下「型式認定」という。）及びこの通達の別添 2「新型自動車取扱要領」による届出（以下「新型届出」という。）に関して作成する諸元表の記載について適用する。

電子申請により申請又は届出を行う場合には、本記載要領による他、附則 5 の 2 の取扱いにより行うこととする。

2 車種別の様式

記載項目のうち車種により不要なものがあるときは、当該項目を削った様式により記載して差し支えない。例えばトレーラの場合には、原動機を削った様式とすることができる。

また、別途図面や表を添付することで、該当する項目の記載を省略することができる。

3 項目の記載方法

項目の記載方法は次による。

3-1 項目欄の大きさは、順序及び配列を変えない範囲で伸縮してもよい。

また、「仕様」の欄については、他の類別の欄にまたがって記載してもよい。

3-2 同一型式中に複数の類別がある場合には、諸元表に欄を追加して記載することができる。ただし、用紙の大きさは、日本産業規格（以下「JIS」という。）A 列 3 番を限度とし、同規格 A 列 4 番の大きさとなるように折りたたむか、又は同規格 A 列 4 番の大きさに縮小できる。

3-3 項目に該当するものがない場合は、「／」又は「－」を記載する。

3-4 同一型式の類別において諸元が相違する項目がある場合には、対応する類別を明らかにして相違する諸元を当該項目の欄に併記することができる。ただし、諸元表（指定番号等）にあつては「類別区分番号」及び「荷台の内側の寸法」の欄に限るほか、「荷台の内側の寸法」欄については頭部後傾抑止装置の形状若しくは荷台の内張素材の相違によるものにそれぞれ限るものとする。（なお、諸元と類別の対応については、表形式とすることができる。）

3-5 記載内容が左欄と同一の場合には、当該欄にその旨を示す「←」又は「同左」を記載してもよい。

3-6 装着されている装置に型式がない場合には、一般的に呼ばれている名称等を記載してもよい。

3-7 各装置の「形式」欄には、第 2（項目別記載要領）に示す例にならって略称を記載してもよい。

3-8 記載欄の数値をわかりやすくするため、数値に説明語句を付記してもよい。

また、項目欄に複数の記載項目があるものは、各々分けて記載してもよい。

例	差動機：歯車形式及び数
分けて記載する例	差動機：歯車形式
	差動機：数

3-9 「新型自動車番号に冠する「新」」、「自動車の種別」、「用途」、「車体の形状」及び「燃料の種類」の欄並びに「備考」の欄に記載する「旅客運送事業用自動車としての適否」は片仮名を用いて記載してもよい。

例 ジョウヨウ
シン 1 2 3 4 5

3-10 車体の形状（例キャブ・オーバ）、装置の形式（例リミテッド・スリップデフ）等の名称中の「・」についてはこれを省略してもよい。

3-11 記載値を従来単位から SI 単位への換算を行う場合の換算率は、JIS Z8202-1985 によるものとする。

- 3-12 前軸及び後軸等それぞれ記載する項目において、多軸車の場合は適宜、前前軸、前後軸、後前軸、後後軸等欄を増やして記載してもよい。

4 その他

- 4-1 諸元表の欄外の上方に第2の1-3の既指定自動車型式指定年月日又は変更届出年月日に係る文書番号を、当該年度を付して次の例により順次記載してもよい。この場合、「地審」、「自審」及び「国自審」は片仮名を用いて記載してもよい。
- また、第2の1-2の指定年月日、認定年月日又は新型届出年月日及び1-3の(1)から(3)の既指定自動車型式指定年月日又は変更届出年月日（自動車等の構造・装置の変更が第2の1-15の類別区分番号の変更を伴わない場合）に係る文書番号を記載してもよい。
- なお、3-2により JIS A 列4番の大きさとなるよう折りたたんだ又は縮小した場合には、同規格A列4番の大きさの欄外の上方に記載する。
- 例 13 国自審第 号
9 自審第 号
59 地審第 号
- 4-2 構造・装置の変更の場合には、変更箇所を明示するため、諸元表の欄外の下方に「※印は、変更箇所を示す。」と記載し、当該変更のあった事項に係る記載欄の欄内左側に※印を付してもよい。
- 4-3 様式中の単位を括る（ ）については、省略することができる。
- 4-4 様式及び記載例中の単位記号の文字「L」は、「l、ℓ、㍓」も使用することができる。
- 4-5 様式及び記載例中の単位記号の文字「rpm」は「r/min、min⁻¹」も使用することができる。

第2 項目別記載要領

- 1 自動車の構造等に係る第1号様式、第2号様式の1及び第2号様式の2の記載要領
- 1-1 指定番号、認定番号、新型自動車番号
- 型式指定規則第5条の規定により告示されたものはその指定番号を、施行規則第62条の3第4項の規定により告示されたものはその認定番号を、新型自動車取扱要領により届出されたものはその新型自動車番号をそれぞれ記載する。
- なお、新型自動車番号には、「新」を冠して記載する。
- 1-2 指定年月日、認定年月日、新型届出年月日
- 型式指定又は型式認定がなされた年月日を記載する。ただし、新型届出をした自動車にあっては、当該届出が受理された年月日を記載する。
- 1-3 既指定自動車型式指定年月日、変更届出年月日
- 自動車等の構造・装置の変更が1-13の類別区分番号の変更を伴う場合には、次の年月日を記載する。
- (1) 型式指定を受けた自動車等にあつては、型式指定規則第3条の2第1項の規定による既指定自動車型式指定がなされた年月日又は同規則第6条第1項第2号の規定による変更届（車名又は型式の変更に係るものに限る。）がなされた年月日
- (2) 型式認定を受けた検査対象外軽自動車等にあつては、この通達の別添3「検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の型式認定要領」第7第1項の規定により変更が承認された年月日
- (3) 新型届出をした自動車等にあつては、構造・装置の変更届出がなされた年月日
- 1-4 車名及び型式
- 型式指定の申請者、型式認定の申請者又は新型自動車等の届出者（以下「申請者等」という。）が呼ぶ車名及び型式を記載する。
- 1-5 車台の名称及び型式
- 申請者等が呼ぶ車台の名称及び型式を記載する。この場合において、型式は、自動車排出ガスの状態を表す識別記号を除き、車台番号の打刻様式中の型式と同一のものを記載する。ただし、車台の名称及び型式が1-4の車名及び型式と同一の場合には、記載を省略して差し支えない。
- 1-6 車体の名称

申請者等が呼ぶ車体の名称を記載する。ただし、連名で申請する場合のほかは、記載を省略して差し支えない。

1-7 製作者等の氏名又は名称

申請者等の氏名又は名称を記載する。この場合において、申請者等が自動車の製作者と購入契約を締結している者であるときは、当該製作者の氏名又は名称を()書で付記する。

1-8 自動車の種別

施行規則別表第1に規定する自動車の種別又は同規則第1条に規定する原動機付自転車の種別を次の例により記載する。

例 普通、小型、小型(2輪)、大型特殊、小型特殊、軽(4輪)、軽(2輪)、第1種原動機付自転車(3輪)

1-9 燃料の種類

メタノール、ガソリン、軽油、液化石油ガス(以下「LPG」という。)、灯油、電気、圧縮天然ガス(以下「CNG」という。)、液化天然ガス(以下「LNG」という。)、吸着天然ガス(以下「ANG」という。)、圧縮水素ガス(以下「圧縮水素」という。)等の別を記載する。

なお、切替式の場合には、それぞれの燃料の間に「 」(1字空白)でつなぎ、併用式にあつてはそれぞれの燃料を「・」でつないで記載する。

例 メタノール
ガソリン
軽油
LPG
灯油
電気
ガソリン LPG
ガソリン 灯油
CNG
LNG
ANG
圧縮水素
ガソリン・電気
LPG・電気
軽油・電気

1-10 原動機の型式

申請者等が呼ぶ型式を記載する。この場合において、記載内容は、原動機の型式の打刻様式中の型式と同一とする。

また、ハイブリッド自動車の原動機にあつては、内燃機関と電動機又は油圧モータの型式を「-」でつなぐものとする。

なお、原動機の製作者が自動車の製作者と異なるときは、原動機製作者の名称(略称でもよい。)を冠して記載する。

この場合において、原動機を複数有するものにあつては、次の例により記載する。ただし、原動機の製作者に自動車の製作者を含む場合にあつては、自動車製作者の名称(略称でもよい。)も含め記載する。

例 A社-B社-B社

1-11 総排気量又は定格出力

(1) 総排気量

原動機の種類に応じ、次の各号により記載する。なお、総排気量が変化する構造を有する原動機にあつては最大値を記載すること。

(ア) レシプロエンジン

次の計算式により求めた値を記載する。記載値は小数第3位までとし、第4位以下を切り捨てる。

$$V = \frac{\pi}{4} D^2 L N \frac{1}{10^6}$$

V：総排気量（L）
D：シリンダ内径（mm、小数第2位以下を切り捨てる。）
L：行程（mm、小数第2位以下を切り捨てる。）
N：シリンダ数
 π ：円周率（3.1416とする。）

(イ) ロータリ・エンジン

ロータリ・エンジンである旨を例により記載し、次の計算式により求めた単室容積及びロータ数を（ ）書で付記する。この場合において、単室容積の記載値は小数第3位までとし、第4位以下を切り捨てる。

$$V = K \frac{(A^2 - B^2)}{10^6}$$

V：単室容積（L）
 $K = \frac{3\sqrt{3}}{16}$ （ ≈ 0.32476 ）
A：トロコイド長軸長さ（mm、小数第2位以下を切り捨てる。）
B：トロコイド短軸長さ（mm、小数第2位以下を切り捨てる。）
b：ロータ・ハウジング幅（mm、小数第2位以下を切り捨てる。）
例 ロータリ・エンジン（0.573×2）

(2) 定格出力

1時間定格出力又は協定規則に基づいて測定した30分間最大出力を記載する。記載値は小数第1位までとし、第2位以下を切り捨てる。ただし、1kW未満のものにあっては、小数第2位までとし、第3位以下を切り捨てる。

1-12 車台番号及び原動機の型式の打刻様式及び打刻位置

(1) 車台番号の打刻様式

次の例により記載する。

例 AUT-100001

(2) 車台番号の打刻位置

次の例により記載する。

例 フレーム右側面中央

(3) 原動機の型式の打刻様式

次の例により記載する。なお、ハイブリッド自動車の原動機又は複数の駆動用電動機を有する電気自動車にあっては、内燃機関、電動機又は油圧モータの型式を「#」でつなぐものとする。

例 E10

E10#F20#G30

(4) 原動機の型式の打刻位置

次の例により記載する。なお、ハイブリッド自動車の原動機又は複数の駆動用電動機を有する電気自動車にあっては、内燃機関、電動機又は油圧モータの型式の打刻位置を「#」でつなぐものとする。

例 クランクケース右側

シリンダブロック右側#モータケース右側#モータケース左側

1-13 類別区分番号

型式指定自動車について、次の各号により記載する。また、型式指定自動車以外の自動車についても、同じ方法により類別区分番号を記載してよい。

- (1) 類別区分番号は、4桁の数字とする。また、当分の間、3桁の数字とすることができる。
- (2) 類別区分番号は、少なくとも附則1「自動車等の同一型式判定要領」で定める内容により、別のものとする。
- (3) 車名、型式又は原動機の型式の呼称を変更したときは、類別区分番号を変更する。
- (4) 類別区分番号は、同一型式内で重複して使用しないものとする。

1-14 仕様

当該類別の自動車の仕様の主な特徴を文章、略号又は符号で記載する。この場合において、自動運行装置を備えるものにあつては、その旨を冒頭に記載すること。

なお、用途及び車体の形状を2種類以上設定する場合には、仕様欄に当該類別の用途及び車体の形状を記載すること。ただし、用途及び車体の形状毎に指定番号等の項を別頁とし、用途及び車体の形状欄にそれぞれを記載した場合はこの限りではない。

例 箱型
ステーション・ワゴン
幌型
4ドア・セダン
サンルーフ
三方座席
高床三方開
ピントル・フック付
過給機
給気冷却器付過給機（221kW）
自動運行装置搭載車

1-15 通称名

通称名を記載する。

1-16 用途

乗用自動車、乗合自動車、貨物自動車、特種用途自動車、幼児専用車（細目告示第28条第1項第2号の幼児専用車をいう。以下同じ。）又は建設機械（建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に掲げる建設機械に該当する大型特殊自動車をいう。）のいずれかであるかを次の例により記載する。この場合において乗用自動車、乗合自動車、貨物自動車及び特種用途自動車の区分は、「自動車の用途等の区分について」（昭和35年9月6日自車第452号）に定めるところによる。

なお、建設機械以外の大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあつては、記載を省略して差し支えない。

用途を2種類以上設定する場合には、各々の用途を「/」でつなぐものとする。また、用途毎に別頁としそれぞれの用途を記載してもよい。

例 乗用、乗合、貨物、特種、幼児専用、建設機械、乗合/幼児専用

1-17 車体の形状

次の表の車体の形状欄の例により記載する。ただし、漢字の部分については片仮名によることができ、（ ）内に示したものについてはこれを用いることができる。

なお、特種用途自動車及び大型特殊自動車であつて二輪又は三輪であるものについてはその旨（例タンク車三輪）を、また、特種用途自動車であつてセミ・トレーラ、フル・トレーラ又はドリー付トレーラであるものについてはその旨（例タンク・セミ・トレーラ）をそれぞれ付記する。

自動車の種類	車 体 の 形 状
乗用自動車	「箱型」「幌型」「ステーションワゴン」「オートバイ」「側車付オートバイ」「三輪箱型」「三輪幌型」
乗合自動車	「ボンネット」「キャブオーバ」「リヤエンジン」「アンダーフロア」
貨物自動車	「ボンネット」「キャブオーバ」「バン」「ダンプ」「ピックアップ」「三輪トラック」「三輪ダンプ」「三輪バン」「トラクタ」「三輪トラクタ」「セミトレーラ」「フルトレーラ」「ドリー付トレーラ」「バンセミトレーラ」「バンフルトレーラ」「コンテナセミトレーラ」「コンテナフルトレーラ」「コンテナ専用車」「荷台昇降車」
特 種 用 途 自 動 車	「消防車」「警察車」「救急車」「道路作業車」「医療防疫車」「冷蔵冷凍車」「放送宣伝車」「霊柩車」「護送車」「タンク車」「散水車」「工作車」「架線修理車」「クレーン車」「郵便車」「糞尿車」「コンクリートミキサー車」「塵

	芥車」「クレーン用台車」「ボートトレーラ」「キャンピングトレーラ」「穴掘建柱車」「粉粒体運搬車」「コンクリート作業車」「採血車」
大型特殊自動車	「ショベル・ローダ」「タイヤ・ローラ」「ロード・ローラ」「グレーダ」「ロード・スタビライザ」「スクレーパ」「ロータリ除雪自動車」「アスファルト・フィニッシャ」「タイヤ・ドーザ」「モータ・スイーパー」「ダンパ」「ホイール・ハンマ」「ホイール・ブレーカ」「フォーク・リフト」「フォーク・ローダ」「ホイール・クレーン」「ストラドル・キャリヤ」「ターレット式構内運搬自動車」「ロード・ヒータ」「ライン・マーカ」「ブルドーザ」「クローラ運搬車」「雪上車」「林内作業車」「原野作業車」「ホイール・キャリヤ」「草刈作業車」「農耕トラクタ」「農業用薬剤散布車」「刈取脱穀作業車」「田植機」「ポール・トレーラ」
小型特殊自動車	「ショベル・ローダ」「タイヤ・ローラ」「ロード・ローラ」「グレーダ」「ロード・スタビライザ」「スクレーパ」「ロータリ除雪自動車」「アスファルト・フィニッシャ」「タイヤ・ドーザ」「モータ・スイーパー」「ダンパ」「ホイール・ハンマ」「ホイール・ブレーカ」「フォーク・リフト」「フォーク・ローダ」「ホイール・クレーン」「ストラドル・キャリヤ」「ターレット式構内運搬自動車」「ロード・ヒータ」「ライン・マーカ」「ブルドーザ」「クローラ運搬車」「雪上車」「林内作業車」「原野作業車」「ホイール・キャリヤ」「草刈作業車」「農耕トラクタ」「農業用薬剤散布車」「刈取脱穀作業車」「田植機」

1-18 車体の型式

申請者等が呼ぶ車体の型式を記載する。ただし、連名で申請する場合のほかは、記載を省略して差し支えない。

1-19 長さ、幅、高さ

空車状態の寸法を記載する。記載値は小数第3位までとし、末尾を0又は5に丸める（末尾を0又は5に丸める場合には、2捨3入、7捨8入による。以下同じ。）。

1-20 軸距

保安基準第1条第1項第6号に規定する空車状態（以下「空車状態」という。）における前後の車軸の中心間で車両中心線に平行な水平距離（カタピラ式にあってはカタピラの接地長さ）を記載する。ただし、セミ・トレーラにあっては連結部（第5輪）中心から後車軸中心までの水平方向の距離を軸距とし、3以上の車軸を有する自動車にあっては次の例により第1軸距と第2軸距に分けて前から順に記載し、必要な場合には、その合計を付記する。また、フル又はセミ兼用のトレーラでドリーにオフセットがある場合には、それぞれの軸距を記載する。記載値は小数第3位までとし、末尾を0又は5に丸める。

例 3軸車の場合 $4.400 + 1.300 = 5.700$

1-21 荷台の内側の寸法

次の各号により記載する。

記載値は小数第3位までとし、末尾を0又は5に丸める。また「幅」及び「高さ」については、内装仕様差等によりその値が複数得られる場合、最小値のみを記載すればよい。

(1) 長さ

(ア) 普通型貨物自動車の荷台の長さは、車両中心面付近にある前後の荷台枠の上縁付近の荷台内壁の間における大部分の床面に平行な方向の最短距離とする。

(イ) バン型貨物自動車の荷物室の長さは、車両中心面付近の荷物室前縁（隔壁、座席の後縁又は折り畳んだ座席の部分）と荷物室後縁（突起物及び局部的なくぼみ部を除く。）の間における荷物室高さの midpoint を通る大部分の床面に平行な方向の距離とする。ただし、当該平行線がガラスと交わるときの荷物室後縁は、窓の下縁材に接する鉛直線と当該平行線の交点（交点がガラス内面より外にあるときは、ガラス内面と当該平行線の交点）とする。

また、折り畳み座席又は脱着式座席（脱着して使用することを目的とした座席であり、工具等を用いることなく、容易に、かつ、確実に脱着ができる構造の座席をいう。以下同じ。）を有する貨物自動車にあっては、当該座席を折り畳み又は取り外し、物品積載設備を最大限に利用した状態の荷物室の長さを記載し、乗車設備を最大限に利用して積載量を有するものはその状態の荷物室の長さを（ ）書で付記する。

(2) 幅

(ア) バン型貨物自動車の荷物室の幅は、荷物室長さの中央部で荷物室高さの2分の1の高さにおける荷物室内壁（突起物及び局部的なくぼみ部を除く。）の間の車両中心線に直角でかつ水平な方向の距離とする。ただし、当該水平線がガラスと交わるときの荷物室内壁は、窓の下縁材に接する鉛直線と当該水平線の交点（交点がガラス内面より外にあるときは、ガラス内面と当該水平線の交点）とする。また、折り畳み座席又は脱着式座席を有する貨物自動車にあっては、当該座席を折り畳み又は取り外し、物品積載設備を最大限に利用した状態の荷物室の幅を記載し、乗車設備を最大限に利用して積載量を有するものはその状態の荷物室の幅を（ ）書で付記する。

(イ) 普通型貨物自動車の荷台の幅は、荷台長さの中央部で荷台枠の上縁付近における荷台内壁の間の車両中心線に直角でかつ水平な方向の距離とする。

(3) 高さ

(ア) バン型貨物自動車の荷物室の高さは、車両中心線付近における局部的凹凸を除く床面から天井までの間における大部分の床面に垂直な方向の最大距離とする。

なお、折り畳み座席又は脱着式座席を有する貨物自動車にあっては、当該座席を折り畳み又は取り外し、物品積載設備を最大限に利用した状態の荷物室の高さを記載し、乗車設備を最大限に利用して積載量を有するものはその状態の荷物室の高さを（ ）書で付記する。

(イ) 普通型貨物自動車の荷台の高さは、荷台長さの中央部で荷台幅の中央部床面から荷台枠（柵のあるものは柵を含む。）の上縁までの間における大部分の床面に垂直な方向の距離とする。

1-22 荷台オフセット

空車状態における後車軸の中心（後車軸が2軸のものにあっては前と後の車軸の中央。ただし、荷重支点が車軸の中央にないものにあってはその荷重中心とする。）から荷台床面の中心までの水平な方向の距離を記載する。この場合において、ミキサー、タンク車等形状が複雑なものにあっては積載物品の体積中心又は積載装置の容積中心を、けん引自動車にあっては連結部（第5輪）中心をそれぞれ荷台床面の中心とみなす。

また、折り畳み座席又は脱着式座席を有するバン型貨物自動車にあっては、当該座席を折り畳み又は取り外し、物品積載設備を最大限に利用した状態における荷台床面の中心から後車軸の中心までの距離を記載し、乗車設備を最大限に使用した場合でも積載量を有するものは、その状態における、荷台床面の中心から後車軸の中心までの距離を（ ）書で付記する。

なお、荷台床面の中心が後車軸の中心から後方にある場合には、数値の前に「-」の記号を付して記載する。記載値は小数第3位までとし、末尾を0又は5に丸める。

1-23 車両重量

空車状態（脱着式座席を有する自動車にあっては座席をすべて取り付けた状態をいう。）におけるそれぞれの軸重及びその合計を記載する。

なお、軸の数が1の場合にあっては後軸重又は後後軸重の欄に、カタピラ式にあっては前軸重又は前前軸重の欄に記載する（以下同じ。）。ただし、5軸以上の自動車にあっては第2号様式の2の諸元表にそれぞれの軸重を次の例により記載する。

また、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ等の水又は金属のバラストについては車両重量に含める。

記載値は整数位までとし、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）、一般原動機付自転車（四輪の一般原動機付自転車（一般小型原動機付自転車を除く。）を除く。）及び特定小型原動機付自転車を除き、末尾を0に丸める。（末尾を0に丸める場合には、四捨五入による。以下同じ。）

例 前3軸後3軸車の場合

車 両 重 量 kg	前前軸重	5,830
	前後軸重	5,830+5,830
	後前軸重	7,300

	後後軸重	7, 300 + 7, 300
	計	39, 390

1-24 乗車定員

保安基準第 53 条の規定による乗車定員を記載する。ただし、幼児用座席を備える幼児専用車、専ら座席の用に供する床面の協定規則第 14 号の技術的な要件に定める基準に適合する取付具に年少者用補助乗車装置を備える自動車又は協定規則第 44 号の技術的な要件に定める基準に適合する特定車両用の年少者用補助乗車装置を備える自動車（以下「幼児専用車等」という。）にあっては「大人定員＋小人定員／1.5」を記載し、乗車定員 11 人以上の乗合自動車にあっては「（座席定員＋立席定員＋乗務員）」を付記する。

なお、乗車定員 11 人以上の乗合自動車であって補助座席を有するものについては、これを折り畳んだ状態の乗車定員を記載する。ただし、次の各号に掲げる自動車であって座席定員を超えて旅客を運送しないことが明らかな構造のものについては、補助座席を使用した状態の乗車定員を記載して差し支えない。

(ア) 一般貸切旅客運送事業用自動車

(イ) 一般乗合旅客運送事業用自動車のうち、定期観光に使用するもの

(ウ) 特定旅客運送事業用自動車

また、折り畳み座席又は脱着式座席を有する自動車のうち、貨物自動車にあっては、当該座席を折り畳み又は取り外し、物品積載設備を最大限に利用した状態において定めた乗車定員を記載するとともに、乗車設備を最大限に利用した状態において定めた乗車定員を（ ）書で付記し、貨物自動車以外の自動車にあっては、乗車設備を最大限に利用した状態において定めた乗車定員を記載する。

	38
例 幼児専用車等の場合	3 + —
	1.5
乗合自動車の場合	25 (24 + 0 + 1)
折り畳み座席又は脱着式座席を有する 貨物自動車の場合	3 (6)
折り畳み座席又は脱着式座席を有する 貨物自動車以外の自動車の場合	6

1-25 最大積載量

保安基準第 53 条第 1 項の規定による最大積載量（けん引自動車にあっては、連結部（第 5 輪）にかかる最大許容荷重とする。）を 100 から 5,000 までは 50 毎、5,000 を超える場合は 100 毎（単位は kg）に記載する。

ただし、ISO 規格の国際海上コンテナを輸送するコンテナ・セミトレーラにあっては、この限りではない。

また、折り畳み座席又は脱着式座席を有するバン型貨物自動車にあっては、当該座席を折り畳み又は取り外し、物品積載設備を最大限に利用した状態において定めた最大積載量を記載し、乗車設備を最大限に利用した状態において定めた最大積載量を（ ）書で付記する。ただし、次に掲げるものにあっては、次の各号によって算出した値を記載する。

- (1) 物品積載設備としてタンク類を使用する自動車（高圧ガスを運搬するタンク自動車及び粉粒体物品を運搬するタンク自動車を除く。）にあっては、タンクの容積（タンクの容積が 1,000 リットル以下のものにあっては 10 リットル、タンクの容積が 1,000 リットルを超え 5,000 リットル以下のものにあっては 50 リットル（末尾が 50 リットル以上 100 リットル未満の場合は 50 リットルとする。）及びタンクの容積が 5,000 リットルを超えるものにあっては 100 リットル未満は切り捨てる。）に次表の左欄に掲げる積載

物品に応じ、同表の右欄に掲げる比重を乗じて得た数値（0.90 から 1.00 までの数値を乗ずることができる。）を積載物品の重量（10 kg未満は切り捨てる。）として用いるものとする。

積 載 物 品	比 重
揮 発 油	0.75
灯 油	0.80
軽 油	0.85
重 油	0.93
潤 滑 油	0.95
ア ス フ ァ ル ト 溶 液	0.90
ア ル コ ー ル	0.80
フ ォ ル マ リ ン	1.05
水 、 牛 乳 、 糞 尿	1.00
セメントと骨材の混合物	2.20
生 コ ン ク リ ー ト	2.40

- (2) 高圧ガスの運搬の用に供するタンク自動車にあっては、容器則第 22 条の液化ガスの質量の計算の方法により得た数値を積載物品の重量（10 kg未満は切り捨てる。）として用いるものとする。この場合において、タンクの容積は、高圧法第 44 条第 1 項による容器検査に合格したことを証する書面に記載された容器の内容積を用いるものとする。
- (3) 専ら土砂等の運搬の用に供するダンプ車にあっては、荷台の容積（0.1m³ 未満は切り捨てる。）に 1.5 トン/m³（小型車にあっては 1.3 トン/m³）を乗じた数値以上の値を積載物品の重量として用いるものとする。
- (4) コンクリート・ミキサー及びアジテータ・トラックにあっては、ドラムの最大混合容量に 2.4 トン/m³（ドライ方式にあってセメント及び骨材のみをドラムに積載する場合には、2.2 トン/m³）を乗じて得た数値に 0.9 から 1.0 までの数値を乗じて得た数値と水タンクを満量とした状態の重量とを加算したものを積載物品の重量（10 kg未満は切り捨てる。）として用いるものとする。ただし、ドライ方式にあっては、セメント及び骨材のみをドラムに積載する状態及び生コンクリートをドラム内で製造する状態のそれぞれについて検討するものとする。この場合において、セメント及び骨材のみをドラムに積載する状態における水タンクの水の重量は水タンクを満量とした状態とし、生コンクリートをドラム内で製造した状態における水タンクの水の重量は水タンクを満量とした状態の重量からドラムの最大混合容量に 200 kg/m³を乗じて得た重量を減じたものとする。
- (5) 専ら粉粒体物品の運搬の用に供するタンク自動車にあっては、タンクの容積（100L（タンクの容積が 1,000L 未満のものにあっては 10L）未満は切り捨てる。）に次表の左欄に掲げる積載物品に応じ、同表の右欄に掲げる見掛けの比重（積載物品の見掛けの比重が明らかな場合には、当該比重）を乗じて得た数値に 0.9 から 1.0 までの数値を乗じて得た数値を積載物品の重量（10 kg未満は切り捨てる。）として用いるものとする。

積 載 物 品	見 掛 け の 比 重
バ ラ セ メ ン ト	1.00
フ ラ イ ・ ア ッ シ ュ	0.80
飼 料	0.50
ビ ニ ー ル ・ パ ウ ダ	0.45
小 麦 粉	0.50
カーボン・ブラック	0.32

- (6) タイヤ・ローラ、ロード・ローラ等で転圧作業を行うために必要な散水タンクを備えるものにあっては、当該散水タンクを満量とした状態の水の重量を積載物品の重量（10 kg未満は切り捨てる。）として用いるものとする。

1-26 車両総重量

細目告示第 2 条第 1 項第 9 号に規定する積車状態（車両重量＋最大積載量＋乗車定員×55 kg（幼児専用車等にあっては、大人定員×55 kg＋小人定員×55 kg÷1.5 により得た重量（1 kg未満は切り捨てる。）））におけるそれぞれの軸の軸重及びその合計を 1-24 の例により記載する。また、折り畳み座席又は脱着式座席を有する自動車のうち、貨物自動車にあっては、当該座席を

折り畳み又は取り外し、物品積載設備を最大限に利用した状態の車両総重量を記載するとともに、乗車設備を最大限に利用した状態の車両総重量を（ ）書で付記し、貨物自動車以外の自動車にあっては、乗車設備を最大限に利用した状態の車両総重量を記載する。

記載値は整数位までとし、二輪車及び幼児専用車等を除き、末尾を0又は5に丸める。

例 折り畳み座席又は脱着式座席を有する貨物自動車

前前軸重	790 (815)
前後軸重	/
後前軸重	/
後後軸重	1,160 (1,150)
計	1,950 (1,965)

1-27 最大安定傾斜角度

傾斜角度測定機で測定した角度又は計算した角度を記載する。この場合において、セミ・トレーラにあっては、主としてけん引されるけん引自動車と連結した状態の値のみを次の例により記載する。ただし、けん引自動車及びフル・トレーラにあっては、連結状態の値の記載は要しない。

記載値は整数位までとし、1度未満は切り捨てるものとし、記載値とともに「以上」と記載することができる。

なお、計算値の場合には、（ ）書によりその旨を付記する。

例 ○○○型と連結時 38

1-28 車輪配列

自動車の前から順に車軸毎の車輪数を次の例により記載する。駆動輪は、車輪数の後に「駆動」又は「D」と記載するとともに、駆動選択ができる車輪については、その旨を（ ）書により付記する。また、前輪と後輪の間に「-」を入れるものとする。

なお、前輪と後輪の車輪数の前に前後の別を記載してもよい。

例 前2-後2駆動、2-2D

前2・2-後4駆動、2・2-4D

前2駆動-後4駆動・4駆動、2D-4D・4D

前2駆動（選択）-後2駆動、2D（選択又はS）-2D

1-29 旅客運送事業用自動車としての適否

旅客運送事業用の適否を下記の例に倣って記載する。

例 旅客運送事業用-適

旅客運送事業用-否（室内照明灯）

1-30 最高出力

審査事務規程別添の試験規程に基づいた全負荷運転における最高出力の値又は協定規則に基づいた最大ネット出力値を記載する。ただし、当分の間 ISO 規格又は SAE 規格の試験方法によることができる。また、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

なお、複数の駆動用電動機を有する電気自動車にあっては最も出力の高いものを記載する。

記載値は10kW未満にあっては小数第1位までとし第2位を四捨五入し、10kW以上にあっては整数位までとし小数第1位を四捨五入するものとし、最高出力時の回転速度及び試験方法（（ ）書とする。）を次の例により付記する。この場合において、原動機負荷にあっては「グロス」又は「G」と記載する。また、原動機車載出力にあっては「ネット」又は「N」の記載を省略して差し支えない。

例 147/2,800

147/2,800(グロス)又は147/2,800(G)

147/2,800(ECE)

184/3,300(ISO)

77/5,500(SAE)

1-31 最大トルク

審査事務規程別添の試験規程に基づいた全負荷運転における最大トルクの値又は協定規則に基づいた最大ネットトルク値を記載する。ただし、当分の間 ISO 規格又は SAE 規格の試験方法によることができる。また、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

なお、複数の駆動用電動機を有する電気自動車等にあつては最もトルクの高いものを記載する。

記載値は、10N・m 未満のものにあつては小数第 1 位までとし、第 2 位を四捨五入、10N・m 以上のものにあつては整数位までとし、小数第 1 位を四捨五入する。なお、最大トルク時の回転速度及び試験方法() 書とする。) を次の例により付記する。この場合において、原動機負荷にあつては「グロス」又は「G」と記載する。また、原動機車載出力にあつては「ネット」又は「N」の記載を省略して差し支えない。

例 196/2,000
196/2,000(グロス)又は 196/2,000(G)
196/2,000(ECE)
181/3,000(ISO)
162/3,000(SAE)

1-32 騒音

騒音規制区分は次の例により記載する。

例 平成 26 年騒音規制

H26 年騒音規制

また、平成 28 年騒音規制に適合する場合は、次の例により記載する。

例 H28 年騒音規制 M1A1A

(「M1A1A」は車両カテゴリを表す。)

平成 28 年騒音規制における 5 桁の記号による車両カテゴリは、次の表に掲げる記号のうち該当するものを選択し記載すること。

1 桁目から 4 桁目 (車両のカテゴリ、サブカテゴリ及びフェーズの別)

	1 桁目 及び 2 桁目	3 桁目	4 桁目		
			協定規則第 41 号又は第 51 号のフェーズ 1 の要件を適用	協定規則第 51 号のフェーズ 2 の要件を適用	協定規則第 51 号のフェーズ 3 の要件を適用
乗車定員 9 人以下の専ら乗用の用に供する自動車	M 1	A PMR ^{*1} が 120 以下のもの	1	2	3
		B PMR が 120 を超え 160 以下のもの			
		C PMR が 160 を超えるもの			
		D PMR が 200 を超え、乗車定員が 4 人以下、かつ、R ポイント ^{*2} の地上からの高さが 450mm 未満のもの			
乗車定員 9 人を超える専ら乗用の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量 ^{*3} が 5 トン以下のもの	M 2	A 技術的最大許容質量が 2.5 トン以下のもの			
		B 技術的最大許容質量が 2.5 トンを超え、3.5 トン以下のもの			
		C 技術的最大許容質量が 3.5 トンを超え、最高出力が 135kW 以下のもの			
		D 技術的最大許容質量が 3.5 トンを超え、最高出力が 135kW を超えるもの			
乗車定員 9 人を超える専ら乗用の用に供する自動車	M 3	A 最高出力が 150kW 以下のもの			
		B 最高出力が 150kW を超え 250kW 以下のもの			

あって、技術的 最大許容質量が5トンを超えるもの		C 最高出力が 250kW を超えるもの			
貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的 最大許容質量が3.5トン以下のもの	N 1	A 技術的 最大許容質量が 2.5 トン以下のもの			
		B 技術的 最大許容質量が 2.5 トンを超えるもの			
貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的 最大許容質量が3.5トンを超え、12トン以下のもの	N 2	A 最高出力が 135kW 以下のもの			
		B 最高出力が 135kW を超えるもの			
貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的 最大許容質量が12トンを超えるもの	N 3	A 最高出力が 150kW 以下のもの			
		B 最高出力が 150kW を超え 250kW 以下のもの			
		C 最高出力が 250kW を超えるもの			
二輪自動車	L 3	A PMR が 25 以下のもの			
		B PMR が 25 を超え 50 以下のもの			
		C PMR が 50 を超えるもの			

- ※ 1 協定規則第 41 号又は第 51 号の規定により車両の最高出力 (kW) を試験時重量(t)で除した値。ただし、当分の間、最高出力は審査事務規程別添の試験規程、協定規則、EEC 指令、ISO 規格、SAE 規格又は DIN 規格の試験方法によることができる。
- ※ 2 運転者席の着座位置について自動車製作者等が定め、三次元座標方式に基づいて決定する設計点
- ※ 3 安全性の確保及び公害の防止ができるものとして技術的に許容できる自動車の質量であって、自動車製作者が指定したもの

5 桁目 (特例措置の適用)

	特例措置の内容
A	特例措置なし
B	N1 カテゴリから派生した M1 カテゴリの車両 (技術的 最大許容質量が 2.5 トンを超え、かつ、R ポイントの地上からの高さが 850mm を超えるものに 限る。)
C	オフロード仕様の車両 (ただし、M1 カテゴリの車両 にあつては技術的 最大許容質量が 2 トンを超えるものに 限る。)
D	車いすを収容するために製造・変更された M1 カテゴリの車両
E	防弾性能を有した車両
F	M3 カテゴリの車両であつて、ガソリンのみを燃料 とするもの
G	技術的 最大許容質量が 2.5 トン以下の N 1 カテゴリの車 両で、排気量が 660cc 以下、最高出力を技術的 最大許容質量で除した値が 35kW/t 以下、フ ロントアクスル中心と R ポイントとの水平距離 が 1,100mm 未満のもの

H	N1 カテゴリ及びN1 カテゴリから派生したM1 カテゴリの車両であって、技術的最大許容質量が2.5トン以下、Rポイントの地上高さが800mm以上、前軸中心から原動機重心までの水平距離が300～1,500mmの間にあり、排気量が660ccを超え1,495cc未満であって後輪駆動のもの
---	--

騒音値は、細目告示技術基準「近接排気騒音の測定方法」、「定常走行騒音の測定方法」及び「加速走行騒音の測定方法」に基づいて測定した場合は測定値又は設計値を記載する。

また、協定規則第41号又は協定規則第51号に基づいて測定した場合は測定値又は設計値（近接排気騒音を除く。）を記載する。この場合、近接排気騒音の測定については複数のモード（近接排気騒音値に影響を及ぼすものとして、運転者が選択可能な自動車の設定をいう。）を備える自動車にあつては、最大となるモードで測定した値のみを記載すること。測定値は整数位までとし、小数第1位を四捨五入する。

なお、定常走行騒音は指定速度（整数値）（複数ある場合は最大速度）を（ ）書で、近接排気騒音にあつては測定時の原動機回転数を次の例により付記する。

また、平成28年騒音規制より前に協定規則第41号が適用されるものにあつては、騒音値及び定常走行騒音の指定速度を省略してもよく、平成28年騒音規制が適用されるものにあつては、近接排気騒音以外の騒音値及び定常走行騒音の指定速度を省略してもよい。

近接排気騒音欄の記載例

規制区分及び騒音値		記載例
平成28年騒音規制が適用されるもの	近接排気騒音値（測定値）を記載	96/4500
平成28年騒音規制より前に協定規則第41号が適用されるもの	近接排気騒音値（測定値又は設計値）を記載する場合	94/4500
	騒音値の記載を省略する場合	-/4500
上記以外の自動車	近接排気騒音値（測定値又は設計値）を記載	94/4500

1-33 排出ガス値

表題欄の試験モード名の行に類別毎に細目告示技術基準「重量車排出ガスの測定方法」、「軽・中量車排出ガスの測定方法」、「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」、「二輪車排出ガスの測定方法」及び「ガソリン・液化石油ガス特殊自動車排出ガスの測定方法」に基づく試験モード名を記載し、排出ガス成分欄の（ ）内に単位を記載すること。

細目告示技術基準「重量車排出ガスの測定方法」及び「軽・中量車排出ガスの測定方法」に基づき、該当する試験モードで測定した排出ガス成分の量の値を次の各号により記載する。ただし、自動車排出ガスの平均値規制の適用対象自動車については完成検査目標平均値又は検査対象外軽自動車等においては施行規則第62条の3第5項による検査目標平均値（完成検査における管理に際して目標として用いる平均値（細目告示第41条第1項第1号、第3号、第5号、第7号、第13号、第15号及び第17号並びに第243条第1項第1号並びに適用関係告示第28条第139項、第141項、第143項、第145項、第150項、第151項、第155項、第157項、第159項及び第161項並びに第63条第7項の適用を受ける自動車にあつては、完成検査における管理に際して目標として用いる長距離走行後の排出ガス平均値）をいう。）を記載するものとし、その他の自動車については設計値を記載してもよい。

また、低排出ガス車認定実施要領（平成12年運輸省告示第103号）（以下「低排出ガス車認定要領」という。）に基づく認定の対象となる自動車については、低排出ガス車認定要領第四条による耐久走行後の排出ガス値を記載することでもよい。

なお、記載値は、細目告示又は適用関係告示（自動車排出ガスの平均値規制の適用対象自動車については平均値規制）に規定するそれぞれの排出ガスに係る規制値の桁数（細目告示第41条第1項第5号に規定する自動車の窒素酸化物については、規制値の桁数の1桁下位としてもよい）までとし、その直近下位の数値を四捨五入する。ただし、低排出ガス車認定要領に基づく認定対象自動車については、同告示別表第一から別表第八までに規定するそれぞれの排出ガスに係る値の桁数（低排出ガス車認定要領に規定する排出ガス成分に限る。）までとし、その直近下位の数値を四捨五入する。

- (1) ガソリン、LPG 又は CNG を燃料とする自動車であって JC08 モード法又は WLTC モード法が適用されるものについて、一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の 1 キロメートル当たりの排出量を g の単位で表した値及び排出粒子数で表した値をそれぞれ該当する試験モードの CO、NMHC、NO_x、PM 及び PN の欄に記載する。ただし、PM 及び PN の欄については排出量の基準適用を受けないものについては記載を要しない。
- (2) ガソリン、LPG、CNG 又は LNG を燃料とする自動車であって JE05 モード試験法が適用されるものについて、一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の 1 時間の仕事量当たりの排出量を g の単位で表した値及び排出粒子数をそれぞれ該当する試験モードの CO、NMHC、NO_x、PM 及び PN の欄に記載する。ただし、PM 及び PN の欄については排出量の基準適用を受けないものについては記載を要しない。
- (3) 軽油を燃料とする自動車であって JC08 モード法又は WLTC モード法が適用されるものについて、一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行 1 キロメートル当たりの排出量を g の単位で表した値及び排出粒子数で表した値をそれぞれ該当する試験モードの CO、NMHC、NO_x、PM 及び PN の欄に記載する。
- (4) 軽油を燃料とする自動車であって WHTC モード及び WHSC モード試験法又は JE05 モード試験法が適用されるものについて、一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の 1 時間の仕事量当たりの排出量を g の単位で表した値及び排出粒子数をそれぞれ該当する試験モードの CO、NMHC、NO_x、PM 及び PN の欄に記載する。この場合において、WHTC モード及び WHSC モード試験法が適用される自動車にあつては、WHTC モードの値を記載する。
- (5) ガソリンを燃料とする自動車及び原動機付自転車であって二輪車モード試験法又は WMTC モード試験法が適用されるものについて、該当するモード試験法による一酸化炭素、非メタン炭化水素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の 1 キロメートル当たりの排出量を g の単位で表した値をそれぞれ該当する試験モードの CO、NMHC、NO_x、PM 及び PN の欄に記載する。ただし、NMHC 及び PM の欄について、排出量の基準適用を受けないものについては記載を要しない。
- (6) ガソリン又は LPG を燃料とする特殊自動車であって 7 モード試験法及び LSI-NRTC モード法が適用されるものについて、一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の 1 時間の仕事量当たりの排出量を g の単位で表した値をそれぞれ該当する試験モードの CO、THC 及び NO_x の欄に記載する。
- (7) 軽油を燃料とする特殊自動車であって 8 モード試験法が適用されるものについて、一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の 1 時間の仕事量当たりの排出量を g の単位で表した値をそれぞれ該当する試験モードの CO、HC、NO_x 及び PM の欄に記載する。
- (8) 軽油を燃料とする特殊自動車であって 8 モード及び NRTC モード試験法が適用されるものについて、一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の 1 時間の仕事量当たりの排出量を g の単位で表した値をそれぞれ該当する試験モードの CO、NMHC、NO_x 及び PM の欄に、8 モード試験法、NRTC モード試験法の順に記載する。なお、8 モード試験法による完成検査目標値と NRTC モード試験法による完成検査目標値が同一となる場合は、その値を記載するものとする。

1-34 モード燃料消費率

1-34-1 JC08 モード燃料消費率

ガソリン、LPG 又は軽油を燃料とする乗車定員 9 人以下の乗用自動車、乗車定員 10 人以上の乗用自動車（車両総重量 3.5 トン以下のものに限る。）及び車両総重量 3.5 トン以下の貨物自動車であつて、型式指定に係るものについて、細目告示技術基準「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定する JC08 モード法により保安基準第 31 条第 2 項の基準に適合した自動車にあつては、審査事務規程別添の試験規程に基づいて測定をした JC08 モード燃料消費率を該当する欄に次により記載する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

なお、ガソリン、LPG 又は軽油を燃料とするその他の自動車についても、記載して差し支えない。

(ア) 記載値は小数第 1 位までとし、第 2 位を四捨五入する。

(イ) 使用する数値は、0.1 km/L 毎とする。

例 8.0 8.1 8.2・・・10.0 10.1 10.2・・・20.0 20.1 20.2・・・(km/L)

1-34-2 WLTC モード燃料消費率

ガソリン、LPG 又は軽油を燃料とする乗車定員 9 人以下の乗用自動車、乗車定員 10 人以上の乗用自動車（車両総重量 3.5 トン以下のものに限る。）及び車両総重量 3.5 トン以下の貨物自動車であって、型式指定に係るものについて、細目告示技術基準「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定する WLTC モード法により保安基準第 31 条第 2 項の基準に適合した自動車にあっては、審査事務規程別添の試験規程又は協定規則第 154 号に基づいて測定をした WLTC モード燃料消費率を該当する欄に次により記載する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

なお、ガソリン、LPG 又は軽油を燃料とするその他の自動車についても、記載して差し支えない。

(ア) 記載値は小数第 1 位までとし、第 2 位を四捨五入する。

(イ) 使用する数値は、0.1 km/L 毎とする。

例 8.0 8.1 8.2・・・10.0 10.1 10.2・・・20.0 20.1 20.2・・・(km/L)

1-34-3 重量車モード (JH15 モード) 燃料消費率

軽油、CNG 又は LNG を燃料とする乗車定員 10 人の乗用自動車（車両総重量 3.5 トン超のものに限る。）、乗車定員 11 人以上の乗用自動車（車両総重量 3.5 トン超のものに限る。）及び車両総重量 3.5 トン超の貨物自動車であって、型式指定に係るもの又は一酸化炭素等発散防止装置指定自動車について、審査事務規程別添の試験規程に基づいて測定した値を基礎として算定した値（以下「重量車モード (JH15 モード) 燃料消費率」という。）を次により記載するものとし、1-34-5 に規定する重量車燃料消費率区分の記号を（ ）書きで付記する。

ただし、重量車モード (JH15 モード) 燃料消費率に代えて設計値を記載してもよい。

軽油、CNG 又は LNG を燃料とするその他の自動車についても、記載することができる。

単位は、軽油を燃料とする自動車の場合は km/L を、CNG を燃料とする自動車の場合は km/Nm³ を、LNG を燃料とする自動車の場合は km/kg を用いるものとする。

- (1) 既に本項の取扱いによる重量車モード (JH15 モード) 燃料消費率を有する自動車又は既に本項の取扱いによる重量車モード (JH15 モード) 燃料消費率を有する自動車と排出ガス値及び重量車燃料消費率に係る性能について変更のない自動車の場合は次による。

なお、記載値は小数第 2 位までとし、第 3 位を四捨五入する。

(イ) 及び (ウ) について、併記する場合は別添 1 「自動車型式指定実施要領」で定める第 3 号様式の 1 に記載すること。

(ア) 軽油を燃料とする自動車

(a) 2.00km/L 未満

使用する数値は、0.02km/L 毎とする

例 0.98 1.00・・・1.96 1.98 (T1)

(b) 2.00km/L 以上 5.00km/L 未満

使用する数値は、2.00km/L を基準に 0.05km/L 毎とし、これに満たない場合には、切り下げる。

例 2.00 2.05・・・4.90 4.95 (T2)

(c) 5.00km/L 以上 10.00km/L 未満

使用する数値は、5.00km/L を基準に 0.10km/L 毎とし、これに満たない場合には、切り下げる。

例 5.00 5.10・・・9.80 9.90 (T3)

(d) 10.00km/L 以上

使用する数値は、10.00km/L を基準に 0.20km/L 毎とし、これに満たない場合には、切り下げる。

例 10.00 10.20・・・19.60 19.80・・・(T4)

(イ) CNG を燃料とする自動車

(a) 2.00km/Nm³ 未満

使用する数値は、0.02km/Nm³ 毎とする

例 0.98 1.00・・・1.96 1.98 (T1)

(b) 2.00km/Nm³ 以上 5.00km/Nm³ 未満

使用する数値は、2.00km/Nm³ を基準に 0.05km/Nm³ 毎とし、これに満たない場合には、切り下げる。

例 2.00 2.05 ・ ・ ・ 4.90 4.95 (T1)

(c) 5.00km/Nm³ 以上 10.00km/Nm³ 未満

使用する数値は、5.00km/Nm³ を基準に 0.10km/Nm³ 毎とし、これに満たない場合には、切り下げる。

例 5.00 5.10 ・ ・ ・ 9.80 9.90 (T1)

(d) 10.00km/Nm³ 以上

使用する数値は、10.00km/Nm³ を基準に 0.20km/Nm³ 毎とし、これに満たない場合には、切り下げる。

例 10.00 10.20 ・ ・ ・ 19.60 19.80 ・ ・ ・ (T1)

(ウ) LNG を燃料とする自動車

(a) 2.00km/kg 未満

使用する数値は、0.02km/kg 毎とする

例 0.98 1.00 ・ ・ ・ 1.96 1.98 (T1)

(b) 2.00km/kg 以上 5.00km/kg 未満

使用する数値は、2.00km/kg を基準に 0.05km/kg 毎とし、これに満たない場合には、切り下げる。

例 2.00 2.05 ・ ・ ・ 4.90 4.95 (T1)

(c) 5.00km/kg 以上 10.00km/kg 未満

使用する数値は、5.00km/kg を基準に 0.10km/kg 毎とし、これに満たない場合には、切り下げる。

例 5.00 5.10 ・ ・ ・ 9.80 9.90 (T1)

(d) 10.00km/kg 以上

使用する数値は、10.00km/kg を基準に 0.20km/kg 毎とし、これに満たない場合には、切り下げる。

例 10.00 10.20 ・ ・ ・ 19.60 19.80 ・ ・ ・ (T1)

(2) (1)以外の自動車の場合は、次による。

なお、記載値は小数第2位までとし、第3位を四捨五入する。

(イ)及び(ウ)について、併記する場合に第3号様式の1に記載することができる。

(ア) 軽油を燃料とする自動車

使用する数値は、0.01km/L 毎とする

例 2.00 2.01 ・ ・ ・ 19.99 20.00 ・ ・ ・ (T1)

(イ) CNG を燃料とする自動車

使用する数値は、0.01 km/Nm³毎とする

例 2.00 2.01 ・ ・ ・ 19.99 20.00 ・ ・ ・ (T1)

(ウ) LNG を燃料とする自動車

使用する数値は、0.01 km/kg 毎とする

例 2.00 2.01 ・ ・ ・ 19.99 20.00 ・ ・ ・ (T1)

1-34-4 JH25 モード燃料消費率

軽油、CNG 又は LNG を燃料とする乗車定員 10 人の乗用自動車(車両総重量 3.5 トン超のものに限る。)、乗車定員 11 人以上の乗合自動車(車両総重量 3.5 トン超のものに限る。)及び車両総重量 3.5 トン超の貨物自動車であって、型式指定に係るもの又は一酸化炭素等発散防止装置指定自動車について、細目告示技術基準「重量車排出ガスの測定方法」(CNG 又は LNG を燃料とする自動車にあつては、審査事務規程別添の試験規程)に基づいて測定した値を基礎として算定した値(以下「JH25 モード燃料消費率」という。)を記載するものとし、1-34-5に規定する重量車燃料消費率区分の記号を()書きで付記する。ただし、JH25 モード燃料消費率に代えて設計値を記載してもよい。また、CNG 又は LNG を燃料とする自動車であつて、別添 1「自動車型式指定実施要領」で定める第3号様式の1に JH25 モード燃料消費率を記載した自動車にあつては、記載を省略して差し支えない。

単位は、軽油を燃料とする自動車の場合はkm/Lを、CNGを燃料とする多仕様自動車の場合はkm/Nm³を、LNGを燃料とする自動車の場合はkm/kgを用いるものとする。

記載値は小数第2位までとし、第3位を四捨五入する。

(ア) 軽油を燃料とする多仕様自動車

使用する数値は、0.01km/L 毎とする

例 2.00 2.01・・・19.99 20.00・・・ (T1)

(イ) CNG を燃料とする多仕様自動車

使用する数値は、0.01 km/Nm³ 毎とする

例 2.00 2.01・・・19.99 20.00・・・ (T1)

(ウ) LNG を燃料とする多仕様自動車

使用する数値は、0.01 km/kg 毎とする

例 2.00 2.01・・・19.99 20.00・・・ (T1)

1-34-5 重量車燃料消費率区分

重量車燃料消費率区分は次の例により記載する。

例 (T11)

重量車燃料消費率による車両区分は、次の表に掲げる記号のうち該当するものを選択し、その記号を記載すること。

車両区分		記号
車両総重量3.5トン超の貨物自動車（トラック等）	車両総重量が3.5トン超7.5トン以下 （最大積載量が1.5トン以下）のもの	T1
	車両総重量が3.5トン超7.5トン以下 （最大積載量が1.5トン超2トン以下）のもの	T2
	車両総重量が3.5トン超7.5トン以下 （最大積載量が2トン超3トン以下）のもの	T3
	車両総重量が3.5トン超7.5トン以下 （最大積載量が3トン超）のもの	T4
	車両総重量が7.5トン超8トン以下のもの	T5
	車両総重量が8トン超10トン以下のもの	T6
	車両総重量が10トン超12トン以下のもの	T7
	車両総重量が12トン超14トン以下のもの	T8
	車両総重量が14トン超16トン以下のもの	T9
	車両総重量が16トン超20トン以下のもの	T10
	車両総重量が20トン超のもの	T11
車両総重量3.5トン超の貨物自動車（トラクタ）	車両総重量が20トン以下のもの	TT1
	車両総重量が20トン超のもの	TT2
乗用自動車（路線バス）	車両総重量が6トン超8トン以下のもの	BR1
	車両総重量が8トン超10トン以下のもの	BR2
	車両総重量が10トン超12トン以下のもの	BR3
	車両総重量が12トン超14トン以下のもの	BR4
	車両総重量が14トン超のもの	BR5
乗用自動車（一般バス）	車両総重量が3.5トン超6トン以下のもの	B1
	車両総重量が6トン超8トン以下のもの	B2
	車両総重量が8トン超10トン以下のもの	B3
	車両総重量が10トン超12トン以下のもの	B4
	車両総重量が12トン超14トン以下のもの	B5
	車両総重量が14トン超16トン以下のもの	B6
	車両総重量が16トン超のもの	B7

2 自動車の構造等に係る第3号様式の1の記載要領

① 構造

各項目の記載については、日本語に加えて、英語訳を併記することができる。

1. 車両構造上の一般的特徴

1.3.2. 操舵軸数及び位置

操舵軸の位置及び数を記載する。

例 軸数：1 位置：前

1.6. 原動機の位置と配置

原動機の搭載位置及び配置を記載する。

例 取付位置：前 配置：横

1.8. 運転位置：左／右

運転者席の位置について、記載する。

2. 質量及び寸法

2.3.1. 各操舵される車軸の輪距

操舵輪の空車状態における左右タイヤ踏面の路面との接地面の中心間距離を記載する。

例 前：1565 後：1570

記載値は整数位までとし、末尾を0又は5に丸める。

2.3.2. 他の車軸の輪距

操舵輪以外の空車状態における左右タイヤ踏面の路面との接地面の中心間距離を記載する。（記載値は2.3.1.の例による）

2.8. 車両総重量の許容限度

附則5 第2 4 13－7に則り記載する。

2.9. 各車軸の許容限度

附則5 第2 4 13－7に則り記載する。

3. 動力装置

3.2. 内燃機関

3.2.1.1. 作動原理及びサイクル

内燃機関の作動原理及びサイクルを例により記載する。

例 作動原理：強制点火／圧縮点火／デュアルフェューエルなど
サイクル：4ストローク／2ストローク／ロータリーなど

3.2.1.2. シリンダの数と配置

原動機のシリンダ数及び配置を記載する。

3.2.3. 燃料タンク

3.2.3.1. 主燃料タンク

3.2.3.1.1. 主燃料タンクの数及び容量

常用使用する燃料タンクの数および容量を記載する。

容量の値は整数位までとし、小数第1位以下を四捨五入する。ただし、容量が10L未満のものにあっては小数第1位まで記載し、第2位以下を四捨五入する。

なお、気体を封入する燃料タンクにあっては、最高充填圧力をMPa単位により付記する。

記載値は小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入する。常用燃料タンクが複数ある場合は、タンク毎の容量を「+」の記号を間に入れて記載する。

例 数：2 容量：50+50 (L)

数：1 容量：150 (L) 数：1 容量：20.00 (MPa)

3.2.3.2. 副燃料タンク

3.2.3.2.1. 副燃料タンクの数及び容量

予備燃料タンクがある場合は、3.2.3.1.1.に則り記載する。

3.2.8 吸気装置

3.2.8.1. 過給機の有無

過給機の装備の有無を記載する。

3.2.8.2. インタークーラーの有無

インタークーラーの装備の有無を記載する。

3.2.9. 排気装置

3.2.9.4. 消音器の型式及び製作者

消音器の型式及び製作者を次の例に則り記載する。

例 主消音器の製作者：ABCDE

主消音器の型式：123456

副消音器の製作者：FGHIJ

副消音器の型式：789123

3.2.9.5. 排気管開口部の位置

排気管の開口部の位置を記載する。

例 右側後方

3.2.12. 排出ガス発散防止対策

3.2.12.2. 排出ガス発散防止装置

排出ガス発散防止装置の各装置について、装備の有無を記載する。

3.2.12.2.1. 触媒の有無

3.2.12.2.2.1. 酸素センサーの有無

3.2.12.2.3. 二次空気供給装置の有無

3.2.12.2.4. 排気ガス再循環装置の有無

3.2.12.2.5. 燃料蒸発ガス抑止装置の有無

3.2.12.2.6. 微粒子除去装置の有無

3.2.12.2.7. 車載式故障診断装置の有無

3.2.12.2.8. その他の装置

排出ガス発散防止装置について、3.2.12.2.1. から 3.2.12.2.7. に該当しない装置がある場合は、装置名を記載する。装置が複数ある場合は、全て記載する。

例 NO_x センサー

3.3. 電動機

3.3.1. 形式（巻線、励起）

電動機の形式を記載する。

例 交流同期電動機

3.3.1.1.1. 最高出力

製作者が定める申告値を記載する。記載値は整数位までとし、小数第1位以下を切り捨てる。1 kW 未満のものにあつては、小数第1位までとし、第2位以下を切り捨てる。

3.3.1.1.2. 定格出力

ハイブリッド自動車又は複数の駆動用電動機を有する電気自動車の電動機にあつては、1 時間定格出力又は協定規則に基づいて測定した 30 分間最大出力を記載する。記載値は小数第1位までとし、第2位以下を切り捨てる。ただし、1 kW 未満のものにあつては、小数第2位までとし、第3位以下を切り捨てる。

3.3.1.2. 作動電圧

自動車製作者の定める電動機の実作動電圧を記載する。記載値は整数位までとし、小数第1位以下を四捨五入する。

3.3.2. 充電式エネルギー貯蔵システム（REESS）

3.3.2.4. 位置

充電式エネルギー貯蔵システムの搭載位置を記載する。

例 車両後方床下右側

4. 変速機

4.2. 形式

変速機の形式について、記載する。

例 機械式／油圧式／電気式など

4.5. ギヤボックス

4.5.1. 形式

変速機の実操作形式について、次の例により記載する。

例 マニュアル／オートマチック／CVT（無段変速トランスミッション）／など

4.6. 変速比

ギヤ比を記載する。記載値は小数第3位までとし、第4位以下を四捨五入する。また、無段変速機の場合には、最大と最小の変速比の範囲を記載する。

例 無段変速機の場合：2.326～0.434

1 速 4.318

2 速 2.544

後退 3.522

4.7. 最大設計車速

最高速度の設計値を記載する。記載値は整数位までとし、小数第1位以下を切り捨てる。

5. 車軸

5.3. 形式

各車軸の形式を記載する。

例 前：独立懸架 後：独立懸架

6. 緩衝装置

6.2. 各車軸又はホイールにおける緩衝装置の形式と設計

各車軸又は各車輪毎の緩衝装置の形式を記載する。

例 前：マクファーソンストラット 後：ダブルウィッシュボーン

6.2.1. レベル調整：有／無

車高調整装置の有無について、記載する。

6.2.3. 駆動車軸用空気ばね：有／無

駆動車軸用空気ばねの有無について、記載する。

6.2.3.1. 駆動車軸用の空気ばね以外のばねの有無

駆動車軸のばねについて、空気ばね以外のばねの有無を記載する。

6.2.4. 非駆動車軸用空気ばね：有／無

非駆動車軸用空気ばねの有無について、記載する。

6.2.4.1. 非駆動車軸用の空気ばね以外のばねの有無

非駆動車軸のばねについて、空気ばね以外のばねの有無を記載する。

6.6.1. タイヤ／ホイールの組み合わせ

6.6.1.1. 車軸

6.6.1.1.1. 前軸

6.6.1.1.1.1. タイヤサイズ記号

車両の前車軸に装着するタイヤについて、附則5 第2 4 13－5に則り、断面幅の呼び、扁平比の呼び、タイヤ構造記号、リム径の呼びを記載する。

例 195/50R16

6.6.1.1.1.2. 負荷能力指数

車両の前車軸に装着するタイヤについて、附則5 第2 4 13－5に則り、負荷能力指数を記載する。

例 91

6.6.1.1.1.3. 速度区分記号

車両の前車軸に装着するタイヤについて、附則5 第2 4 13－5に則り、速度区分記号を記載する。

例 H

6.6.1.1.1.4. ホイールリムサイズ

車両の前車軸に装着するホイールのリム径及びリム幅をインチで記載する。

例 16×6 1/2J

6.6.1.1.1.5. ホイールオフセット

車両の前車軸に装着するホイールの取付面のオフセットについて、inset 又は outset 側をmm表示で記載する。

例 inset40

6.6.1.1.2. 後軸

6.6.1.1.2.1. タイヤサイズ記号

車両の後車軸に装着するタイヤについて、附則5 第2 4 13－5に則り、断面幅の呼び、扁平比の呼び、タイヤ構造記号、リム径の呼びを記載する。

6.6.1.1.2.2. 負荷能力指数

車両の後車軸に装着するタイヤについて、附則5 第2 4 13－5に則り、負荷能力指数を記載する。

6.6.1.1.2.3. 速度区分記号

車両の後車軸に装着するタイヤについて、附則5 第2 4 13－5に則り、速度区分記号を記載する。

6.6.1.1.2.4. ホイールリムサイズ

車両の後車軸に装着するホイールのリム径及びリム幅をインチで記載する。

6.6.1.1.2.5. ホイールオフセット

車両の後車軸に装着するホイールの取付面のオフセットについて、inset 又は outset 側を mm 表示で記載する。

6.6.1.2. スペアホイール

応急用タイヤを装備している場合、6.6.1.1.1. から 6.6.1.1.4. に則り記載する。

6.7. タイヤ空気圧監視システム

6.7.1. 装備：有／無

タイヤ空気圧監視システムの装着の有無を記載する。

7. かじ取装置

7.2. 伝達及び制御

7.2.1. かじ取装置の形式

かじ取装置の形式について記載する。後輪も操舵する場合は、後輪側も記載する。

例 ラック & ピニオン式

7.2.2. かじ取装置の詳細

かじ取装置からホイールまでの接続方法を記載する。

例 機械式（タイロッド～車軸）

7.2.3. 支援機能（有する場合）

補助機能の方式を記載する。

例 電気機械式

7.4. 緊急車線維持装置

7.4.1. 装備：有／無

装備の有無を記載する。

7.5. 車線逸脱警報装置

7.5.1. 装備：有／無

装備の有無を記載する。

7.6. 補正操舵機能

7.6.1. 装備：有／無

装備の有無を記載する。

8. 制動装置

8.5. ABS の装備の有無

装備の有無を記載する。

8.9. 制動装置の詳細

二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車以外の自動車にあつては、協定規則第 13 号 附属書 2 第 12 項又は協定規則第 13H 号 附属書 1 第 14 項、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車にあつては協定規則第 78 号附則 1 第 15.4. 項にそれぞれ記載されているブレーキシステムの簡単な説明などを参考に記載する。

例 主ブレーキ：油圧式（電気制御付）、駐車ブレーキ：電気式後輪制御

8.12. 衝突被害軽減制動制御装置

8.12.1. 装備：有／無

装備の有無を記載する。

9. 車体

9.3. 乗員ドア、ラッチ及びヒンジ

9.3.1. ドア形状と数

乗降扉の数を左側面、右側面及び後面に分けて記載する。

例 右 2 左 2 後 1

9.9. 視野確保装置

9.9.1. 後写鏡

9.9.1.1. 製作者名

車室外及び車室内の後写鏡について、製作者名を記載する。

例 車室外：右側 A A A 左側 B B B

車室内：C C C

9.9.1.3. バリエーション

製作者固有の呼称（品番を含む）又は型式など、当該後写鏡を特定できるものを記載する。

例 車室外：右側 A A A 左側 B B B
車室内：C C C

9.9.2. 後方等確認装置

該当する装置がある場合は、記載する。

例 クラス I CMS

9.10. 乗車装置

9.10.3. 座席

9.10.3.1.1. 位置と配置

着席位置毎の乗車定員を記載する。

例 前席：2 後席1列目：2 後席2列目：3

9.12.2. 補助拘束装置の種類及び位置

補助拘束装置（エアバッグ、シートベルトプリテンショナー、シートベルトフォースリミッターなど、乗員を安全に拘束する補助装置をいう。）の種類及び配置を記載する。シートベルトの記載にあつては、協定規則第16号に定められた追加記号を使用して記載してもよい。

例 エアバック（前、横、膝）
シートベルト前席（プリテンショナー、フォースリミッター）
後席1列目（プリテンショナー）
後席2列目（プリテンショナー OP）
シートベルト前席 Aer4mp（AIR BAG）
後席1列目 Ar4m
後席2列目 Aer

12. その他

12.8. 事故自動緊急通報装置

12.8.1. 装備：有／無

装備の有無を記載する。

12.9. 車両接近通報装置

12.9.1. 装備：有／無

装備の有無を記載する。

12.16. 事故情報計測記録装置

12.16.1. 装備：有／無

装備の有無を記載する。

17. 自動運行装置の有無

装備の有無を記載する。

② 性能

1. 制動停止距離

乗用自動車（細目告示第15条第3項に規定する自動車）又は貨物自動車（細目告示第15条第2項第2号ロの規定により同条第3項の規定を適用する自動車に限る。）にあつては「協定規則第13H号の技術的要件」、貨物自動車等（細目告示第15条第2項（同項第2号ロの規定により同条第3項の規定を適用する場合を除く。）及び第6項に規定する自動車）にあつては「協定規則第13号の技術的要件」による常温時制動試験に基づいて積載状態で測定した制動停止距離又は平均飽和減速度を記載し制動初速度を（ ）書で付記する。ただし、設計値を記載してもよい。

なお、記載値は、制動停止距離の場合には整数位までとし、小数第1位を切り上げ、平均飽和減速度の場合には小数第2位までとし、第3位以下を切り捨てる。

例 56(100)
6.70 m/s²(100)

2. 主ブレーキ

保安基準第 12 条第 2 項並びに細目告示第 15 条第 2 項、第 4 項、第 5 項及び第 6 項に規定する自動車（細目告示第 15 条第 2 項第 2 号ロの規定により同条第 3 項の規定を適用する自動車を除く。）にあつては、積車状態で減速度が 5.0m/s^2 （保安基準第 12 条第 2 項並びに細目告示第 15 条第 5 項に規定する最高速度が 80km/h 未満の自動車にあつては 4.0m/s^2 ）、細目告示第 15 条第 3 項に規定する自動車（細目告示第 15 条第 2 項第 2 号ロの規定により同条第 3 項の規定を適用する自動車を含む。）にあつては、積車状態で減速度が 6.43m/s^2 となる制動力及び当該制動力が得られる踏力（被けん引自動車にあつては作動圧）を次の例により記載する。ただし、1. 制動停止距離を記載する場合は、記載を省略することができる。

なお、計算値の場合には（ ）書によりその旨付記する。制動力、踏力の記載値は整数位までとし、 10N 未満は切り捨てる。

また、記載方法は、制動力（踏力）／減速度とする。

例 $9800(390)/5.0\text{m/s}^2$

$12740(440)/6.43\text{m/s}^2$ （計算値）

3. 駐車ブレーキ

積車状態で減速度が 1.8m/s^2 （乗用自動車（細目告示第 15 条第 3 項に規定する自動車）又は貨物自動車（細目告示第 15 条第 2 項第 2 号ロの規定により同条第 3 項の規定を適用する自動車に限る。）にあつては積車状態で 2.0m/s^2 、大型特殊自動車等（細目告示第 15 条第 5 項に規定する自動車）にあつては空車状態で 2.0m/s^2 ）となる制動力及び当該制動力が得られる操作力を次の例により記載する。

なお、計算値の場合には（ ）書によりその旨を付記する。制動力、操作力の記載値は整数位までとし、 10N 未満は切り捨てる。

また、記載方法は、制動力（操作力）／減速度とする。

例 $3130(90)/1.8\text{m/s}^2$

4. 定地燃料消費率

ガソリン、LPG 又は軽油を燃料とする自動車にあつては、審査事務規程別添の試験規程に基づいて測定した燃料消費率を記載し、試験速度 (km/h) を（ ）書で付記する。試験速度は、当該自動車について道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）第 11 条に定める最高速度（政令で定める速度に満たない自動車にあつては、その最高速度）とする。この場合におけるけん引自動車の試験状態は、セミ・トレーラをけん引するけん引自動車にあつてはセミ・トレーラと連結した状態とし、フル・トレーラ（ドリー付フル・トレーラを含む。以下同じ。）をけん引するけん引自動車にあつてはフル・トレーラと連結した状態及びけん引自動車単体の状態とする。記載値は小数第 1 位までとし、第 2 位を四捨五入する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

なお、定地燃料消費率を持たない場合にあつては、記載を省略して差し支えない。

例 $20.0(60)$

$10.5(60)$ 、〇〇〇型と連結時 $5.5(60)$

5. JH25 モード燃料消費率

CNG 又は LNG を燃料とする乗車定員 10 人の乗用自動車（車両総重量 3.5 トン超のものに限る。）、乗車定員 11 人以上の乗合自動車（車両総重量 3.5 トン超のものに限る。）及び車両総重量 3.5 トン超の貨物自動車であつて、型式指定に係るもの又は一酸化炭素等発散防止装置指定自動車について、審査事務規程別添の試験規程に基づいて測定した値を基礎として算定した値（以下「JH25 モード燃料消費率」という。）を記載するものとし、1-34-5 に規定する重量車燃料消費率区分の記号を（ ）書きで付記する。ただし、JH25 モード燃料消費率に代えて設計値を記載してもよい。また、別添 1 「自動車型式指定実施要領」で定める第 2 号様式の 1 又は第 2 号様式の 2 に JH25 モード燃料消費率を記載した自動車にあつては、記載を省略して差し支えない。

なお、記載値は附則 5 第 2 1 1-34-4 と同様に記載する。

6. 都市間走行モード燃料消費率（JH25 モード燃料消費率）

軽油、CNG 又は LNG を燃料とする乗車定員 10 人の乗用自動車（車両総重量 3.5 トン超のものに限る。）、乗車定員 11 人以上の乗合自動車（車両総重量 3.5 トン超のものに限る。）及び車両総重量 3.5 トン超の貨物自動車であつて、型式指定に係るもの又は一酸化炭素等発散防止装置指定自動車について、細目告示技術基準「重量車排出ガスの測定方法」（CNG 又は LNG を燃料と

する自動車にあつては審査事務規程別添の試験規程)に基づいて測定した値を基礎として算定した値(以下「都市間走行燃料消費率(JH25 モード)」という。)を記載することができる。ただし、都市間走行燃料消費率(JH25 モード)に代えて設計値を記載してもよい。なお、記載値は附則5 第2 1 1-34-4と同様に記載する。

7. 一充電走行距離

電池のみを動力源として走行する自動車にあつては、審査事務規程別添の試験規程又は協定規則第154号に基づいて測定した一充電走行距離を記載(特殊自動車にあつては、省略して差し支えない。)し、走行モード又は試験速度(km/h)を()書で次の例により付記する。走行距離の記載値は整数位までとし、小数第1位以下を切り捨てる。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

例 120 (WLTC モード)
150 (JC08 モード)

8. 交流電力量消費率(電気自動車)

電池のみを動力源として走行する自動車にあつては、審査事務規程別添の試験規程又は協定規則第154号に基づいて測定した交流電力量消費率を記載(特殊自動車にあつては、省略して差し支えない。)し、走行モード又は試験速度(km/h)を()書で次の例により付記する。記載値は整数位とし、小数第1位を四捨五入する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

例 150 (WLTC モード)
120 (JC08 モード)
500 (JH25 モード)

9. LMH 交流電力量消費率(電気自動車)

電池のみを動力源として走行する自動車にあつては、審査事務規程別添の試験規程又は協定規則第154号に基づいて測定した各フェーズ固有値を記載(特殊自動車にあつては、記載を省略して差し支えない。)する。記載値は整数位までとし、小数第1位を四捨五入する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

例 L: 150 M: 120 H: 100

10. ハイブリッド(CS)燃料消費率

(1) JC08 モードハイブリッド(CS)燃料消費率

ガソリン・電気、LPG・電気又は軽油・電気を燃料とする乗車定員9人以下の乗用自動車、乗車定員10人以上の乗用自動車(車両総重量3.5トン以下のものに限る。)及び車両総重量3.5トン以下の貨物自動車であつて、型式指定に係るものについて、細目告示技術基準「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するJC08モード法により保安基準第31条第2項の基準に適合した自動車にあつては、審査事務規程別添の試験規程に基づいて測定をしたJC08モードハイブリッド(CS)燃料消費率を次により記載する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

なお、ガソリン・電気、LPG・電気又は軽油・電気を燃料とするその他の自動車についても、記載して差し支えない。

(ア) 記載値は小数第1位までとし、第2位を四捨五入する。

(イ) 使用する数値は、0.1 km/L毎とする。

例 8.0 8.1 8.2・・・10.0 10.1 10.2・・・20.0 20.1 20.2・・・(km/L)

(2) WLTC モードハイブリッド(CS)燃料消費率

ガソリン・電気、LPG・電気又は軽油・電気を燃料とする乗車定員9人以下の乗用自動車、乗車定員10人以上の乗用自動車(車両総重量3.5トン以下のものに限る。)及び車両総重量3.5トン以下の貨物自動車であつて、型式指定に係るものについて、細目告示技術基準「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するWLTCモード法により保安基準第31条第2項の基準に適合した自動車にあつては、審査事務規程別添の試験規程又は協定規則第154号に基づいて測定をしたWLTCモードハイブリッド(CS)燃料消費率を次により記載する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

なお、ガソリン・電気、LPG・電気又は軽油・電気を燃料とするその他の自動車についても、記載して差し支えない。

(ア) 記載値は小数第1位までとし、第2位を四捨五入する。

(イ) 使用する数値は、0.1 km/L 毎とする。

例 8.0 8.1 8.2・・・10.0 10.1 10.2・・・20.0 20.1 20.2・・・ (km/L)

(3) JH25 モード ハイブリッド (CS) 燃料消費率

軽油・電気を燃料とする乗車定員 10 人以上の乗用自動車（車両総重量 3.5 トン超のものに限る。）又は車両総重量 3.5 トン超の貨物自動車であって、型式指定に係るものについて、細目告示技術基準「重量車排出ガスの測定方法」に規定する JH25 モード法により保安基準第 31 条第 2 項の基準に適合した自動車にあつては、当該基準に定める試験方法に基づいて測定をした JH25 モードハイブリッド (CS) 燃料消費率を次により記載する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

なお、軽油・電気を燃料とするその他の自動車についても、記載して差し支えない。

(ア) 記載値は小数第 2 位までとし、第 3 位を四捨五入する。

(イ) 使用する数値は、0.01 km/L 毎とする。

例 6.0 6.01 6.02・・・10.00 10.01 10.02・・・ (km/L)

11. LMH ハイブリッド (CS) 燃料消費率

WLTC モードハイブリッド (CS) 燃料消費率が測定された自動車にあつては、審査事務規程別添の試験規程又は協定規則第 154 号に基づいて測定をした各フェーズ固有値を次により記載する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

(ア) 記載値は小数第 1 位までとし、第 2 位を四捨五入する。

(イ) 使用する数値は、0.1 km/L 毎とする。

例 L : 20.5 M : 23.4 H : 26.8

12. プラグイン (CD) 燃料消費率

(1) JC08 モード及び WLTC プラグイン (CD) 燃料消費率

ガソリン・電気、LPG・電気又は軽油・電気を燃料とする乗車定員 9 人以下の乗用自動車、乗車定員 10 人以上の乗用自動車（車両総重量 3.5 トン以下のものに限る。）及び車両総重量 3.5 トン以下の貨物自動車であつて、型式指定に係るものについて、細目告示技術基準「軽・中量車排出ガスの測定方法」により保安基準第 31 条第 2 項の基準に適合した自動車にあつては、審査事務規程別添の試験規程又は協定規則第 154 号に基づいて測定をしたプラグイン (CD) 燃料消費率を次により記載し、走行モード又は試験速度 (km/h) を () 書で次の例により付記する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

なお、ガソリン・電気、LPG・電気又は軽油・電気を燃料とするその他の自動車についても、記載して差し支えない。

(ア) 記載値は小数第 1 位までとし、第 2 位を四捨五入する。

(イ) 使用する数値は、0.1 km/L 毎とする。

例 120.1 (WLTC モード)

150.1 (JC08 モード)

(2) JH25 モード プラグイン (CD) 燃料消費率

軽油・電気を燃料とする乗車定員 10 人以上の乗用自動車（車両総重量 3.5 トン超のものに限る。）又は車両総重量 3.5 トン超の貨物自動車であつて、型式指定に係るものについて、細目告示技術基準「重量車排出ガスの測定方法」に規定する JH25 モード法により保安基準第 31 条第 2 項の基準に適合した自動車にあつては、当該基準に定める試験方法に基づいて測定をした JH25 モード プラグイン (CD) 燃料消費率を次により記載し、走行モードを () 書で次の例により付記する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

なお、軽油・電気を燃料とするその他の自動車についても、記載して差し支えない。

(ア) 記載値は小数第 2 位までとし、第 3 位を四捨五入する。

(イ) 使用する数値は、0.01 km/L 毎とする。

例 9.22 (JH25 モード)

13. プラグイン (CD) レンジ

(1) JC08 モード及び WLTC モード プラグイン (CD) レンジ

ガソリン・電気、LPG・電気又は軽油・電気を燃料とする乗車定員 9 人以下の乗用自動車、乗車定員 10 人以上の乗用自動車（車両総重量 3.5 トン以下のものに限る。）及び車両総重量 3.5 トン以下の貨物自動車であつて、型式指定に係るものについて、細目告示技術基準「軽・中量車排出ガスの測定方法」により保安基準第 31 条第 2 項の基準に適合した自動車にあつては、審査

事務規程別添の試験規程又は協定規則第 154 号に基づいて測定したプラグイン (CD) レンジを記載(特殊自動車にあっては、省略して差し支えない。)し、走行モード又は試験速度 (km/h) を () 書で次の例により付記する。走行距離の記載値は整数位までとし、小数第 1 位以下を四捨五入する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

例 120 (WLTC モード)

150 (JC08 モード)

(2) JH25 モード プラグイン (CD) レンジ

軽油・電気を燃料とする乗車定員 10 人以上の乗用自動車(車両総重量 3.5 トン超のものに限る。)又は車両総重量 3.5 トン超の貨物自動車であって、型式指定に係るものについて、細目告示技術基準「重量車排出ガスの測定方法」に規定する JH25 モード法により保安基準第 31 条第 2 項の基準に適合した自動車にあっては、当該基準に定める試験方法に基づいて測定をした JH25 モード プラグイン (CD) レンジを次により記載し、走行モードを () 書で次の例により付記する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

走行距離の記載値は整数位までとし、小数第 1 位以下を四捨五入する。

例 30 (JH25 モード)

14. 交流電力量消費率 (プラグインハイブリッド自動車)

ガソリン・電気、LPG・電気又は軽油・電気を燃料とする乗車定員 9 人以下の乗用自動車、乗車定員 10 人以上の乗用自動車(車両総重量 3.5 トン以下のものに限る。)及び車両総重量 3.5 トン以下の貨物自動車であって、型式指定に係るものについて、細目告示技術基準「軽・中量車排出ガスの測定方法」により保安基準第 31 条第 2 項の基準に適合した自動車にあっては、審査事務規程別添の試験規程又は協定規則第 154 号に基づいて測定した交流電力量消費率 (プラグインハイブリッド自動車) を記載(特殊自動車にあっては、記載を省略して差し支えない。)し、走行モード又は試験速度 (km/h) を () 書で次の例により付記する。記載値は整数位とし、小数第 1 位を四捨五入する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

例 150 (WLTC モード)

120 (JC08 モード)

15. LMH 交流電力量消費率 (プラグインハイブリッド自動車)

ガソリン・電気、LPG・電気又は軽油・電気を燃料とする乗車定員 9 人以下の乗用自動車、乗車定員 10 人以上の乗用自動車(車両総重量 3.5 トン以下のものに限る。)及び車両総重量 3.5 トン以下の貨物自動車であって、型式指定に係るものについて、細目告示技術基準「軽・中量車排出ガスの測定方法」により保安基準第 31 条第 2 項の基準に適合した自動車にあっては、別途定める試験方法に基づいて測定をした各フェーズ固有値を記載する。記載値は整数位までとし、小数第 1 位を四捨五入する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

例 L : 150 M : 120 H : 100

16. 等価 EV レンジ

ガソリン・電気、LPG・電気又は軽油・電気を燃料とする乗車定員 9 人以下の乗用自動車、乗車定員 10 人以上の乗用自動車(車両総重量 3.5 トン以下のものに限る。)及び車両総重量 3.5 トン以下の貨物自動車であって、型式指定に係るものについて、細目告示技術基準「軽・中量車排出ガスの測定方法」により保安基準第 31 条第 2 項の基準に適合した自動車にあっては、審査事務規程別添の試験規程又は協定規則第 154 号に基づいて測定した等価 EV レンジを記載(特殊自動車にあっては、省略して差し支えない。)し、走行モード又は試験速度 (km/h) を () 書で次の例により付記する。走行距離の記載値は整数位までとし、小数第 1 位以下を四捨五入する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

例 120 (WLTC モード)

150 (JC08 モード)

17. 一充電消費電力量

(1) JC08 モード及び WLTC モード 一充電消費電力量

ガソリン・電気、LPG・電気又は軽油・電気を燃料とする乗車定員 9 人以下の乗用自動車、乗車定員 10 人以上の乗用自動車(車両総重量 3.5 トン以下のものに限る。)及び車両総重量 3.5 トン以下の貨物自動車であって、型式指定に係るものについて、細目告示技術基準「軽・中量車排出ガスの測定方法」により保安基準第 31 条第 2 項の基準に適合した自動車にあっては、審査事務規程別添の試験規程又は協定規則第 154 号に基づいて測定した一充電消費電力量を次によ

り記載(特殊自動車にあっては、省略して差し支えない。)する。走行モード又は試験速度(km/h)を()書で次の例により付記する。走行距離の記載値は小数第2位までとし、小数第3位以下を四捨五入する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

(7) 記載値は小数第2位までとし、第3位以下を四捨五入する。

(4) 使用する数値は、0.01kWh/回毎とする。

(9) 走行モード又は試験速度(km/h)を次の例により付記する。

例 2.60 (WLTC モード)

2.61 (JC08 モード)

(2) JH25 モード 一充電消費電力量

軽油・電気を燃料とする乗車定員10人以上の乗用自動車(車両総重量3.5トン超のものに限る。)又は車両総重量3.5トン超の貨物自動車であって、型式指定に係るものについて、細目告示技術基準「重量車排出ガスの測定方法」に規定するJH25モード法により保安基準第31条第2項の基準に適合した自動車にあっては、当該基準に定める試験方法に基づいて測定をした一充電消費電力量を次により記載し、走行モードを()書で次の例により付記する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

(7) 記載値は小数第2位までとし、第3位を四捨五入する。

(4) 使用する数値は、0.01kWh/回毎とする。

例 31.27 (JH25 モード)

18. CNG 自動車燃料消費率 (軽・中量車)

(1) JC08 モード CNG 燃料消費率

CNGを燃料とする乗車定員9人以下の乗用自動車、乗車定員10人以上の乗用自動車(車両総重量3.5トン以下のものに限る。)及び車両総重量3.5トン以下の貨物自動車であって、型式指定に係るものについて、細目告示技術基準「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するJC08モード法により保安基準第31条第2項の基準に適合した自動車にあっては、審査事務規程別添の試験規程に基づいて測定をしたJC08モードCNG燃料消費率を次により記載する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

なお、CNGを燃料とするその他の自動車についても、記載して差し支えない。

(7) 記載値は小数第1位までとし、第2位を四捨五入する。

(4) 使用する数値は、0.1 km/Nm³ 毎とする。

例 8.0 8.1 8.2・・・10.0 10.1 10.2・・・20.0 20.1 20.2・・・ (km/Nm³)

(2) WLTC モード CNG 燃料消費率

CNGを燃料とする乗車定員9人以下の乗用自動車、乗車定員10人以上の乗用自動車(車両総重量3.5トン以下のものに限る。)及び車両総重量3.5トン以下の貨物自動車であって、型式指定に係るものについて、細目告示技術基準「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するWLTCモード法により保安基準第31条第2項の基準に適合した自動車にあっては、審査事務規程別添の試験規程又は協定規則第154号に基いて測定をしたWLTCモードCNG燃料消費率を次により記載する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

なお、CNGを燃料とするその他の自動車についても、記載して差し支えない。

(7) 記載値は小数第1位までとし、第2位を四捨五入する。

(4) 使用する数値は、0.1 km/Nm³ 毎とする。

例 8.0 8.1 8.2・・・10.0 10.1 10.2・・・20.0 20.1 20.2・・・ (km/Nm³)

19. LMH 燃料消費率

WLTCモード燃料消費率が測定された自動車(プラグインハイブリッド自動車を除く。)にあっては、審査事務規程別添の試験規程又は協定規則第154号に基いて測定をした各フェーズ固有値を次により記載する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

(7) 記載値は小数第1位までとし、第2位を四捨五入する。

(4) 使用する数値は、0.1 km/L 毎とする。

例 L : 20.5 M : 23.4 H : 26.8

20. 燃料消費率 (燃料電池自動車)

圧縮水素ガス(水素ガスを主成分とする高圧ガスをいう。以下同じ。)を燃料とする乗車定員9人以下の乗用自動車、乗車定員10人以上の乗用自動車(車両総重量3.5トン以下のものに限る。)及び車両総重量3.5トン以下の貨物自動車であって、型式指定に係るものについて、審

査事務規程別添の試験規程又は協定規則第 154 号に基づいて測定をした燃料消費率（燃料電池自動車）を次により記載する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

なお、圧縮水素ガスを燃料とするその他の自動車についても、記載して差し支えない。

(7) 記載値は整数位までとし、第 1 位を四捨五入する。

(4) 使用する数値は、1 km/kg 毎とする。

例 8 9 10 11・・・20 21 22・・・(km/kg)

3 自動車の構造等に係る第 3 号様式の 2 の記載要領

① 構造

各項目の記載については、日本語に加えて、英語訳を併記することができる。

1. 車両構造上の一般的特徴

1.3. 車軸及び車輪の数

車軸及び車輪の数を記載する。

1.3.1. 複輪を有する車軸

複輪を有する場合、装着される軸を記載する。

例 前車軸

1.8. 動力性能

1.8.1. 最大設計車速

最高速度の設計値を記載する。記載値は整数位までとし、小数第 1 位以下を切り捨てる。

2. 質量及び寸法

2.2. 車両寸法の範囲

2.2.5. 輪距

2.2.5.1. 前部輪距

空車状態における左右タイヤ踏面の路面との接地面の中心間距離を記載する。記載値は整数位までとし、小数第 1 位を切り捨てる。なお、二輪自動車にあつては前車軸に複輪が装備されている場合に記載するものとする。

2.2.5.2. 後部輪距

空車状態における左右タイヤ踏面の路面との接地面の中心間距離を記載する。記載値は整数位までとし、小数第 1 位を切り捨てる。なお、二輪自動車にあつては後車軸に複輪が装備されている場合に記載するものとする。

3. 原動機の一般特性

3.2. 内燃機関

3.2.1.2. 作動原理

内燃機関の作動原理を例により記載する。

例 作動原理：強制点火／圧縮点火など

3.2.1.3. サイクル

内燃機関のサイクルを例により記載する。

例 サイクル：4ストローク／2ストローク／ロータリーなど

3.2.1.4. シリンダ

3.2.1.4.1. 数

原動機のシリンダ数を記載する。

3.2.1.4.2. 配置

原動機のシリンダの配置を記載する。

3.2.12. 排気システム及び制御

3.2.12.5. 排気騒音低減装置の型式、マーキング

消音器の型式又は当該消音器を特定する製作者固有の呼称を記載する。

例 主消音器の型式：123456

副消音器の型式：ABCDEF

3.2.12.8. 繊維性材料を含有する排気騒音低減装置の有無

繊維性材料を含有する消音器の装備の有無を記載する。

3.3. 純電気、ハイブリッド電気推進及び制御装置

3.3.3. 電動機

- 3.3.3.1. 電動機の数
電動機の数に記載する。
- 3.3.3.2. 方式（巻線、励磁）
電動機の形式に記載する。
例 交流同期電動機
- 3.3.4. 原動機用蓄電池
- 3.3.4.1. 主原動機用蓄電池
- 3.3.4.1.1. 電池のセル数
主原動機用蓄電池のセル数に記載する。
- 3.3.4.1.3. 容量（Ah）
主原動機用蓄電池の容量に記載する。記載は整数位までとし、小数第1位を四捨五入する。
- 3.3.4.1.4. 電圧（V）
主原動機用蓄電池の作動電圧に記載する。記載は整数位までとし、小数第1位を四捨五入する。
- 3.3.4.2. 副原動機用蓄電池
- 3.3.4.2.1. 電池のセル数
副原動機用蓄電池のセル数に記載する。
- 3.3.4.2.3. 容量（Ah）
副原動機用蓄電池の容量に記載する。記載は整数位までとし、小数第1位を四捨五入する。
- 3.3.4.2.4. 電圧（V）
副原動機用蓄電池の作動電圧に記載する。記載は整数位までとし、小数第1位を四捨五入する。
- 3.3.5. ハイブリッド電気自動車
- 3.3.5.1. エンジン又は電動機の組合せ
エンジン又は電動機の組合せについて記載する。
例 エンジン1／電動機2
- 3.3.5.2. ハイブリッド電気自動車のカテゴリー
外部充電／非外部充電の別を記載する。
- 3.5. 動力伝達装置及び制御
- 3.5.2. クラッチ
- 3.5.2.1. 方式
方式について記載例を参考に記載する。
例 機械式／液圧式／電気式など
- 3.5.3. 変速機
- 3.5.3.3. 方式
方式について記載例を参考に記載する。
例 機械式／液圧式／電気式／マニュアル／オートマチックなど
- 3.5.4. 変速比
変速比を記載する。記載値は小数第3位までとし、第4位以下を四捨五入する。また、無段変速機の場合には、最大と最小の変速比の範囲を記載する。
例 無段変速機の場合：2.326～0.434
1速 4.318
2速 2.544
後退 3.522
- 3.7. 緩衝装置及び制御
- 3.7.1. 懸架装置及びその制御システムの概要説明
各車軸の懸架装置及びその制御システムの概要を簡潔に記載する。
例 前軸：倒立フォーク／テレスコピック／ボトムリンクなど
後軸：モノサスペンション／スイングアームなど
- 3.7.6. ショック・アブソーバーの有無
各車軸のショック・アブソーバーの装備の有無を記載する。
- 4. 環境性能に関する一般情報

- 4. 1. 排出ガス発散防止装置
 - 4. 1. 2. から 4. 3. 1. の各記載項目について、排出ガス対策説明書等に記載の旨を示した場合は、記載を省略することができる。
 - 4. 1. 2. 触媒コンバータ
 - 4. 1. 2. 1. 数
触媒コンバータの数を記載する。
 - 4. 1. 2. 9. 位置
触媒コンバータの装着位置を記載する。
例 主消音器内
排出ガス対策説明書に記載
 - 4. 1. 3. 2. 酸素センサーの位置
酸素センサーの位置を記載する。
例 触媒前後
排出ガス対策説明書に記載
 - 4. 1. 4. 1. 二次空気供給装置及びその制御システムの概要説明
二次空気供給装置を装備している場合は、装置の概要を簡潔に記載する。
 - 4. 1. 5. 1. 排気ガス再循環装置及びその制御システムの概要説明
排気ガス再循環装置を装備している場合は、装置の概要を簡潔に記載する。
 - 4. 1. 6. 3. 微粒子除去装置及びその制御システムの概要説明
微粒子除去装置を装備している場合は、装置の概要を簡潔に記載する。
 - 4. 1. 8. その他の排出ガス発散防止装置
 - 4. 1. 8. 1. 作動原理
4. 1. 2. から 4. 1. 6. 3. に該当しない排出ガス発散防止装置がある場合は、その概要を記載する。
- 4. 2. ブローバイ・ガス還元装置
 - 4. 2. 1. ブローバイ・ガス還元装置の構成
ブローバイ・ガス還元装置の概要説明を記載する。排出ガス対策説明書等に記載の場合はその旨を記載することで、記載を省略できる。
- 4. 3. 燃料蒸発ガス抑止装置
 - 4. 3. 1. 燃料蒸発ガス抑止装置の有無
燃料蒸発ガス抑止装置の装備の有無を記載する。
- 6. 安全機能に関する情報
 - 6. 2. 制動装置
 - 6. 2. 2. 1. 前輪、後輪及び側車の制動装置
各車軸及び側車の制動装置について、ディスクブレーキ又はドラムブレーキの別を記載する。
例 前輪：ディスク 後輪：ドラム 側車：ドラム
 - 6. 2. 2. 2. 駐車ブレーキ
駐車ブレーキを備えている場合は、制動車輪及び制動形式を記載する。
例 後輪、ドラム
 - 6. 2. 2. 3. その他の制動装置
6. 2. 2. 1 及び 6. 2. 2. 2. 以外の制動装置を備える場合は、装置の概要を記載する。
 - 6. 2. 4. ABS／CBS
 - 6. 2. 4. 1. ABS の装備の有無
ABS の装備の有無を記載する。
 - 6. 2. 4. 2. CBS の装備の有無
CBS の装備の有無を記載する。
 - 6. 2. 4. 3. ABS 及び CBS の装備の有無
ABS 及び CBS の装備の有無を記載する。
 - 6. 12. 後方視認
 - 6. 12. 1. 後写鏡
 - 6. 12. 1. 1. 後写鏡の位置

ミラー式の後写鏡の位置を記載する。外観図に記載している場合は、記載を省略してもよい。

6.12.2. 後写鏡以外の間接視界装置

6.12.2.1. 装置の説明

ミラー式以外の間接視界装置を備えている場合は、その概要を記載する。

例 ハンドル左右に CMS を装備

6.18. タイヤ／ホイールの組み合わせ

6.18.1. タイヤ

6.18.1.1. タイヤサイズ記号

6.18.1.1.1. 前軸

車両の前車軸に装着するタイヤについて、附則 5 第 2 4 13－5 に則り、断面幅の呼び、扁平比の呼び、タイヤ構造記号、リム径の呼びを記載する。

例 150/80R16M/C

6.18.1.1.2. 後軸

車両の後車軸に装着するタイヤについて、附則 5 第 2 4 13－5 に則り、断面幅の呼び、扁平比の呼び、タイヤ構造記号、リム径の呼びを記載する。

6.18.1.1.3. 側車

車両の側車に装着するタイヤについて、附則 5 第 2 4 13－5 に則り、断面幅の呼び、扁平比の呼び、タイヤ構造記号、リム径の呼びを記載する。

6.18.1.2. 負荷能力指数

車両の各車軸及び側車に装着するタイヤについて、附則 5 第 2 4 13－5 に則り、負荷能力指数を記載する。

例 71

6.18.1.3. 速度区分記号

車両の各車軸及び側車に装着するタイヤについて、附則 5 第 2 4 13－5 に則り、速度区分記号を記載する。

例 V

6.18.2. ホイール

6.18.2.1. ホイールリムサイズ

車両の各車軸及び側車に装着するホイールのリム径及びリム幅をインチで記載する。

7. 車両構造に関する情報

7.5.1. 燃料タンク

7.5.1.1. 主燃料タンク

7.5.1.1.1. 主燃料タンクの容量

常用使用する燃料タンクの容量を記載する。

容量の値は整数位までとし、小数第 1 位以下を四捨五入する。ただし、容量が 10L 未満のものにあつては小数第 1 位まで記載し、第 2 位以下を四捨五入する。

なお、気体を封入する燃料タンクにあつては、最高充填圧力を MPa 単位により付記する。記載値は小数第 2 位まで記載し、第 3 位を四捨五入する。

例 容量：13 (L)

容量：20 (L)、最高充填圧力：15.00 (MPa)

7.5.1.2. 副燃料タンク

7.5.1.2.1. 副燃料タンクの容量

予備燃料タンクがある場合は、7.5.1.1.1. に則り記載する。

7.6. 車載式故障診断装置の機能要件

7.6.1.1. 車載式故障診断装置の有無

車載式故障診断装置の装備の有無を記載する。

②性能

制動停止距離

二輪自動車等（細目告示第 15 条第 4 項に規定する自動車及び細目告示第 242 条第 2 項に規定する原動機付自転車）にあつては、「協定規則第 78 号の技術的要件」による常温時制動試験に基づ

いて測定した制動停止距離又は平均飽和減速度を記載し、制動初速度を（ ）書で付記する。ただし、設計値を記載してもよい。

なお、記載値は、制動停止距離の場合には整数位までとし、小数第1位を切り上げ、平均飽和減速度の場合には小数第1位までとし、第2位以下を切り捨てる。

また、1個の操作装置で前輪及び後輪の制動装置を同時に作動させることができない二輪自動車等にあつては、前輪の制動装置のみを作動させた場合及び後輪の制動装置のみを作動させた場合の値を各々記載し、1個の操作装置で前輪及び後輪の制動装置を同時に作動させることができる連動式又は分配式の制動装置を備えた二輪自動車等にあつては、主たる操作装置で制動装置を作動させた場合の値及び連動式にあつては、主たる操作装置以外の操作装置で制動装置を作動させた場合の値を各々記載する。

例 前：25 (60) ， 後：41 (60)

前：3.9m/s² (60) ， 後：2.3m/s² (60)

連動：25 (60) ， 補助：41 (60)

連動：3.9m/s² (60) ， 補助：2.3m/s² (60)

分配：25 (60)

分配：3.9m/s² (60)

主ブレーキ

附則5 第2 2 ② 2. に則り記載する。

駐車ブレーキ

附則5 第2 2 ② 3. に則り記載する。

定地燃料消費率

附則5 第2 2 ② 4. に則り記載する。

一充電走行距離

附則5 第2 2 ② 7. に則り記載する。

交流電力量消費率（電気自動車）

附則5 第2 2 ② 8. に則り記載する。

4 自動車の構造等に係る第3号様式の3の記載要領

4-1 重心高

別添1「自動車型式指定実施要領」で定める第1号様式の諸元表を提出する自動車等は記載を要しない。

空車状態における重心の高さを記載する。記載値は小数第3位までとし、末尾を0又は5に丸める。なお、貨物の運送の用に供する自動車であつて最大積載量750 kg以上のもの及び乗車定員11人以上の乗合自動車（モノコック構造のものを除く。）にあつては、空車状態に相当するシャシの重心の高さを（ ）書により付記する。

例 0.745(0.685)

- (0.685)

5-1 シャシ重量

別添1「自動車型式指定実施要領」で定める第1号様式の諸元表を提出する自動車等は記載を要しない。

4-1のなお書に掲げる自動車について、空車状態に相当するシャシ状態におけるそれぞれの軸の軸重及びその合計を記載する。記載値は整数位までとし、末尾を0に丸める。

なお、キャブ付の場合は、「（キャブ付）」と付記する。

6-1 原動機（内燃機関）

6-2 取付位置

前、後、床下、座席下等の別を記載する。

6-3 種類

ガソリン、ディーゼル、LPG、CNG、CNG・ガソリン等の別及びサイクル数の別を記載する。

例 ガソリン・4サイクル

6-4 気筒配列、気筒数及び配置

直列、V型、水平対向等の別、気筒数及び横置、縦置等の別を記載する。

例 直6縦置、直4横置、V8縦置、水対4縦置

6-5 内径×行程

小数第1位まで記載し、第2位以下を切り捨てる。

なお、ロータリ・エンジンにあっては、トロコイド長軸及び短軸の長さ並びにロータ・ハウジングの幅を記載し、「(ロータリ)」と付記する。

7-1 原動機(電動機)

7-2 取付位置及び個数

前、後、床下、座席下、後車軸等の別及び電動機の数に記載する。

7-3 種類

直流電動機、交流誘導電動機、交流同期電動機等の別を記載する。

7-4 定格電圧

製作者の定める定格電圧を記載する。記載値は整数位までとし、小数第1位以下を切り捨てる。

7-5 定格出力

ハイブリッド自動車又は複数の駆動用電動機を有する電気自動車の電動機にあっては、1時間定格出力又は協定規則に基づいて測定した30分間最大出力を記載する。記載値は小数第1位までとし、第2位以下を切り捨てる。ただし、1kW未満のものにあっては、小数第2位までとし、第3位以下を切り捨てる。

なお、測定方法(()書とする。)を次の例により付記する。

例 85.0

85.0(ECE)

複数の電動機を有する場合は、それぞれ記載する。(以下7-6~7-10において同じ。)

例 AB 85.0 (ECE) BC 80.0 (ECE)

前 85.0 (ECE) 後 80.0 (ECE)

7-6 最高出力

ハイブリッド自動車又は複数の駆動用電動機を有する電気自動車の電動機にあっては、審査事務規程別添の試験規程に基づいた全負荷運転における最高出力の値又は協定規則に基づいた最大ネット出力値を記載する。ただし、当分の間ISO規格又はSAE規格の試験方法によることができる。また、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。記載値は10kW未満にあっては小数第1位までとし第2位を四捨五入し、10kW以上にあっては整数位までとし小数第1位を四捨五入する。なお、最高出力時の回転速度を付記する。

7-7 最大トルク

ハイブリッド自動車又は複数の駆動用電動機を有する電気自動車の電動機にあっては、審査事務規程別添の試験規程に基づいた全負荷運転における最大トルクの値又は協定規則に基づいた最大ネットトルク値を記載する。ただし、当分の間ISO規格又はSAE規格の試験方法によることができる。また、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。記載値は10N・m未満のものにあっては小数第1位までとし、第2位を四捨五入し、10N・m以上のものにあっては整数位までとし、小数第1位を四捨五入する。なお、最大トルク時の回転速度を付記する。

7-8 冷却方式

空冷、油冷等の冷却方式及び冷却装置の駆動装置について次の例により記載する。

例 空冷 Vベルト駆動ファン

7-9 ステータ寸法

ステータ径(エアギャップは除く。)及びステータ又はロータの軸方向長さ(小さい方)の値を記載する。記載値は整数位までとし、小数第1位以下を切り捨てる。

7-10 ステータ内容積

次の式により求めた値を記載する。記載値は整数位までとし、小数第1位以下を切り捨てる。

$$V = \frac{\pi}{4} \times D^2 \times L \times \frac{1}{10^3}$$

V : ステータ内容積 (cm³)
D : ステータ径 (mm) (エアギャップは除く)
L : ステータ又はロータの軸方向長さの小さい方の値 (mm)
π : 円周率 (3.1416 とする。)

8-1 原動機（電動機）用制御装置

8-2 主制御装置形式

トランジスタ・チョッパ式、トランジスタ・インバータ式等の別を記載する。

8-3 主制御装置制御方式

前進3段後進1段接点切替式、定周波数可変パルス幅式等の別を記載する。

8-4 作動電圧

通常の作動時又は回路開放状態においてあらゆる導電性の部分の間に発生する可能性のある最大電位差であって、製作者が定めた数値を記載する。記載値は整数位までとし、小数第1位以下を切り捨てる。

9-1 原動機（電動機）用電源装置

9-2 主電池

(1) 種類及び型式

鉛蓄電池、ニッケル・水素電池、リチウムイオン電池等の別及び製作者等が呼ぶ型式を次の例により記載する。

例 鉛蓄電池、S E R 6 3

(2) 電圧

電池単体の公称電圧を記載する。

(3) 容量

電池単体の公称容量を記載し、放電時間率を（ ）書で次の例により付記する。

例 100 (5)

(4) 数及び総電圧

電池（セル）の数とそれらの総電圧を記載する。ただし、直・並列切り替え式の場合には、最大電圧時の総電圧を次の例により記載する。

例 20、240 V

9-3 過電流保護デバイスの形式

ヒューズ式、サーキットブレーカ式等の別を記載する。

9-4 充電装置

(1) 形式

主電池用の車載充電装置を備えていないものにあつては、「別置形」と記載し、備えたものにあつては、「車載形」と記載する。主電池用の充電装置を備えており、かつ、車両外部より電力の供給を受けることができるものにあつては、「車載・別置併用形」と記載する。

なお、ポータブル形充電装置は「別置形」とする。また、接続方式が誘導式のものにあつては、「（インダクティブ）」、接触式であつて、接地された外部電源と接続されるものにあつては「（コンダクティブ・接地）」、接触式であつて、接地されていない外部電源のみと接続されるものにあつては「（コンダクティブ・非接地）」と記載する。

例 車載形

別置形（インダクティブ）

車載・別置併用形（コンダクティブ・接地）

(2) 制御方式

定電流、定電流・定電圧充電等の別を記載する。

(3) 交流入力電源

供給する電源の単相又は3相の別、電圧、電流を記載する。電流値については、必要最大電流値を整数で記載し、小数第1位以下を切り上げる。

例 単、200V、25A

(4) 直流入力電源

供給する電源の電圧で製作者が定める値及び直流充電をする場合に入力可能な最大電流値を記載する。なお、記載値は整数位までとし、小数第1位以下を切り上げる。

例 200V、25A

(5) 発電用内燃機関

車載充電装置として内燃機関を備えるものにあつては、当該内燃機関の型式、総排気量、水冷、空冷等の冷却方式の別、4サイクル、2サイクルの別を次の例により記載する。

例 ガソリン機関：C B型、0.543L、水冷、4サイクル

9-5 燃料電池

(1) 種類及び型式

固体高分子形等の別及び製作者等が呼ぶ型式を次の例により記載する。

例 固体高分子形、A A A

(2) 数及び総電圧並びに定格出力

燃料電池の数とそれらの総電圧並びに定格出力を記載する。

例 1、240V、50kW

9-6 絶縁抵抗低下モニタの形式

絶縁抵抗低下モニタによる警報方式（灯火式、音響式等の別）を記載する。

10-1 燃料装置

10-2 燃料タンク

(1) 材質

燃料タンクの材質を記載する。

なお、気体を封入する燃料タンクにあつては、次の例により記載する。

例 アルミ合金F R P繊維巻付補強

(2) 容量

タンク毎の容量を「+」の記号を間に入れて記載する。

記載値は整数位までとし、小数第1位以下を切り捨てる。ただし、容量が10L未満のものにあつては小数第1位まで記載し、第2位以下を切り捨てる。

なお、気体を封入する燃料タンクにあつては、最高充填圧力をMPa単位により付記する。記載値は小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入する。

例 50+50

150L、20.00MPa

(3) 位置

前ボンネット内、後席下、フレーム右側、座席前等の別を記載する。

10-3 気化器

(1) 型式

製作者が呼ぶ型式を記載する。

(2) 空気弁形式

空気弁（チョークバルブ）について、自動式、手動式の別及びピストン式、バタフライ式の別を記載する。

10-4 燃料噴射装置形式

ガソリンエンジンの場合には、機械式、電子式等の別を記載する。コモンレール式ディーゼルエンジンの場合には電子式（コモンレール）と記載する。）

10-5 高圧ガス装置

(1) 充填口形式

充填弁の種類を記載する。

例 クイックカップリング式

(2) 過充填防止装置形式

過充填防止弁の有無、同弁の設定値、液量計の種類等を記載する。

例 有 80% フロートゲージ式

(3) 安全弁形式

安全弁、過流防止弁、緊急遮断弁の位置、作動圧力、流量を記載する。

作動圧力は、安全弁は MPa の単位で小数第 1 位まで記載し、第 2 位を四捨五入する。

過流防止弁は kPa の単位で整数位まで記載し、末尾を 0 に丸める

なお、設定温度以上になると熔融するヒューズメタルからなる安全弁にあつては、その温度を記載する。

例 安全弁：充填バルブ 2.0～2.4MPa

過流防止弁：取出しバルブ 60kPa

緊急遮断弁：コンテナ内

安全弁：容器元弁内 105±5℃

過流防止弁：容器元弁内 980kPa

(4) 主止弁形式

位置及び種類を記載する。

例 容器上方、手動式

前後車軸間フレーム左側、電磁式

容器元弁付近、電磁式

(5) 減圧装置形式

蒸発方式、減圧段数、一次室圧力、高圧側圧力を記載する。一次室圧力又は高圧側圧力の記載値は単位は kPa を用いて整数位まで記載し、小数第 1 位以下を切り捨てる。

例 ○○型 2 段 39kPa

11-1 電気装置

11-2 点火装置

(1) 断続器形式

フル・トランジスタ式以外の場合に限り接点式、無接点式等の別を記載する。

12-1 動力伝達装置

12-2 クラッチ

(1) 倍力装置形式

油圧式クラッチに操作の倍力装置が取り付けられている場合には、その形式を記載する。

例 真空式

12-3 変速機、副変速機

(1) 形式

ギヤ式、流体変速機、ベルト式、静油圧変速機等の別を記載する。

(2) 操作方式

ハンドル・チェンジ式、フロア・チェンジ式、押ボタン式、足動式等の別及びパワー・シフト付であるときはその旨を記載する。

(3) 変速比

変速比を小数第 3 位まで記載し、第 4 位以下を切り捨てる。シンクロ機構をもつものは

「(シンクロ)」と付記する。ただし、静油圧変速機にあつては、容積効率(ポンプ吐出量とモータ吸入量の比の範囲)を記載する。

また、無段変速機の場合には 1 速の欄に、最大と最小の変速比の範囲を記載し、変速比の範囲を段階的に変更できる機構を備えた無段変速機はその旨を変速比の後に記載する。

なお、8 速以上の変速を有するものにあつては、欄を追加し記載することができる。

例 2.362～0.434：無段変速

2.326～0.434 (マニュアルモード付)：無段変速

12-4 推進軸の長さ・外径

機関から減速機までの動力の伝達される順に従って、第 1、第 2 及び第 3 推進軸のそれぞれについて、自在継手間の長さ並びに軸部断面の外径を、次の例により記載する。ただし、中間軸受を有するものにあつては、中間軸受の前後の長さを () 書で長さの後に付記する。記載値は、長さについては整数位までとし、小数第 1 位以下を切り捨てる。また、外径については小数第 1 位までとし、第 2 位以下を切り捨てる。

また、四輪駆動方式等の自動車にあつては、前後の別も明示するものとする。

例 801×65.0
 $801 (400 + 401) \times 65.0$
前 801×65.0
後 790×65.0

12-5 減速機

(1) 歯車形式

平歯車、はすばかさ歯車、ハイポイド歯車等の別を記載する。

(2) 減速比

記載値は、小数第3位までとし、第4位以下を切り捨てる。

12-6 差動機

(1) 歯車形式及び数

平歯車、かさ歯車等の歯車の種類及びその個数を記載する。

例 すぐばかさ歯車 大2・小2

(2) 差動制限装置形式

リミテッド・スリップ・デフ、インター・アクスル・デフ・ロック等の別及び取付位置（前・中央・後の別）を記載する。

なお、リミテッド・スリップ・デフにあっては、機械式、湿式多板クラッチ式、ビスカス式、摩擦式等の方式を（ ）書で付記する。

12-7 分配機

(1) 形式

常時噛合式、選択摺動式等の別及び操作方式を記載する。

なお、副変速機に組み込みの場合には、その旨を記載する。

(2) 減速比

記載値は、小数第3位までとし、第4位以下を切り捨てる。ただし、副変速機に組み込みの場合には、「1.000」とする。

12-8 変向機

(1) 形式

歯車形式、取付位置等を記載する。

(2) 減速比

記載値は、小数第3位までとし、第4位以下を切り捨てる。

13-1 走行装置

空車状態における値を記載する。なお、後輪かじ取式のものにあっては、諸元表中「前車軸」とあるのは「後車軸」と、「後車軸」とあるのは「前車軸」とする。

13-2 前車軸

(1) 形式

エリオット形、逆エリオット形、ボールジョイント式等の別を記載する。

13-3 後車軸

(1) 形式

全浮動、半浮動等の支持方式及び軸管式、スイング軸式、死軸式等の車軸の形式を記載する。

例 半浮動軸管式

13-4 輪距

空車状態における左右タイヤ踏面の路面との接触面の中心間の距離（カタピラ式にあっては、左右のカタピラの中心間の距離）を記載する。ただし、複輪にあっては、複輪の中心間の距離、タイヤ・ローラにあっては左右の最外側に備えられたタイヤの中心間の距離、ロード・ローラにあっては左右輪の中心間の距離をそれぞれ輪距とする。

記載値は小数第3位までとし、末尾を0又は5に丸める。

13-5 タイヤの呼び

(1) 専ら乗用の用に供する自動車、貨物の運送の用に供する自動車、被けん引自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては、タイヤの呼び（JATMA規格、ETRTO規格（The European Tyre and Rim Technical Organisation 欧州のタイヤ規格）又はTRA規格

(The Tire and Rim Association 米国のタイヤ規格) (以下「タイヤ規格」という。)に定められたものであって断面幅の呼び、偏平比の呼び、タイヤ構造記号、リム径の呼び、負荷能力指数、速度区分記号、用途記号等からなるものをいう。以下同じ。)、タイヤ製作者の商号又は商標及びトレッドパターンを表す記号等を次の例により記載する。

なお、装着されている装置が指定装置等にあつてはタイヤ製作者の商号又は商標及びトレッドパターンを表す記号等の代わりに「(指定装置等)」と記載する。

また、2種類以上のタイヤを選択使用するときは、タイヤの呼びを併記することができる。

例 195/60R14 86H AA BBB
195/65RF14 89S AA BBB
195/65R16 106/104L LT AA BBB
255/70R22.5 143/140J AA BBB
275/40ZR19 (105Y) EXTRA LOAD AA BBB
P245/65R17 105S AA BBB
7.50R16-10PR LT AA BBB
10.00R20-14PR AA BBB
130/70R17 62H (指定装置等)
205/65R15 94S 215/55R16 91V (指定装置等)

- (2) (1)以外の自動車にあつては、JATMA 規格に定められたタイヤの呼びを次の例により記載する。ただし、ロード・ローラにあつてはロールの外径及び幅を、カタピラを有する自動車にあつてはカタピラの幅をそれぞれ記載する。

なお、2種類以上のタイヤを選択使用するときは、タイヤの呼びを併記することができる。

例 16.00-25-24PR (OR)
12.4 R 24 119 A8 (AG)
275/85D20 152 A5 (I)

13-6 タイヤの空気圧

自動車等の製作者が定める空気圧を整数位まで記載し、末尾を0に丸めるか、又は小数第1位を四捨五入する。ただし、タイヤ規格に規定がある場合は、これに基づき記載する。

また、空車状態及び積車状態についてそれぞれ定めている場合には、積車状態について定めた空気圧を記載する。

13-7 許容限度

許容限度は、貨物を運送する自動車、乗車定員11人以上の乗合自動車及び大型特殊自動車について、当該自動車又は車台に許容できるそれぞれの軸重及び車両総重量の限度を次の各号に留意して記載する。ただし、大型特殊自動車にあつては、記載を省略して差し支えない。

記載値は整数位までとし、末尾を0に丸める。

- (1) 許容限度は、限度内で最大の諸元の自動車が製作された場合においても、当該自動車の構造・装置が細目告示第11条第2項、第13条第2項(協定規則第79号の規則5.1.4.に限る。)、第15条第2項第1号(協定規則第13号の規則5.1.1.1及び5.1.1.2に限る。)、第5項第1号、第6項第1号(協定規則第13号の規則5.1.1.1及び5.1.1.2に限る。)、第17条第2項及び第22条第1項1号(車体を除く)の規定に適合するものであること。
- (2) 許容限度は、当該自動車の車台の構造・装置に変更を加えない場合におけるものであること。この場合において、使用するタイヤの推奨荷重は考慮しないものとする。
- (3) 許容限度は、当該自動車の構造・装置を総合的に考慮のうえ、安定性及び操縦性が確保される範囲内で定められたものであること。
- (4) 車体の形状により許容限度が相違する場合には、それぞれの限度を併記し、それぞれの形状を付記すること。
- (5) 同一型式の自動車又は車台であつて、構造・装置が相違することにより許容限度が異なる場合には、限度を併記し、それぞれの構造・装置の状態を付記すること。
- (6) 複軸を有する自動車の軸重については、それぞれの軸重の許容限度の合計を記載すること。
なお、それぞれの軸に係る許容限度が相違する場合には、それぞれの許容限度を付記すること。

14-1 かじ取装置

14-2 ハンドル

(1) 位置

右、左又は中央の別を記載する。

(2) 軸及び継手形式

軸形式については調整式、普通形の別を記載し、衝撃吸収式のものについてはコラプシブル式と付記する。（保安基準第 11 条第 2 項の規定を適用する自動車に限る。）

14-3 かじ取角度

記載値は、度の整数位までとし、小数第 1 位以下を四捨五入する。

なお、前 2 軸車又は前・後輪操舵ができる自動車にあつては、それぞれ、次の例により記載する。

例 内側 前前 46° 前後 49°
外側 前前 37° 前後 38°
内側 前 36° 後 同相 5°、逆相 5°
外側 前 33° 後 同相 5°、逆相 5°

また、二輪車にあつては、左側及び右側について記載する。

15-1 盗難防止装置

15-2 施錠装置

ステアリング・ロック、ミッション・ロック、ドライブホイール・ロック等の別を記載する。

15-3 イモビライザ

イモビライザの有無を記載する。

ただし、細目告示第 14 条に適合した装置を備える場合に限る。

15-4 盗難発生警報装置

盗難発生警報装置（細目告示第 67 条に適合した装置を備える場合に限る。）について、音響式・灯火式等の別を記載する。

16-1 制動装置

16-2 主ブレーキ

(1) 形式

ブレーキの作動方式、本体の形式等を記載する。

なお、装着されている装置が指定装置等にあつては、「指定装置等」と付記することができる。

例 空気式 前 2 リーディング 後リーディング・トレーリング
油圧式 前ディスク 後リーディング・トレーリング
空気油圧複合式 前ディスク 後デュオ・サーボ
慣性機械式 2 リーディング
油圧式 前ディスク 後リーディング・トレーリング（指定装置等）

(2) 作動系統及び制動車輪

配管系統の数を記載するとともに、配管系統毎の制動輪について、全輪制動、後 2 輪制動、後前軸、後後軸 4 輪制動等の別を次の例により記載する。

例 1 - 全輪制動
2 - 前 2 輪 後 2 輪制動
2 - 前左輪・後右輪 前右輪・後左輪制動

(3) ライニング又はパッドの材質

ウーブン、レジンモールド、焼結合金等の別を記載する。

(4) ライニング又はパッドの寸法

ライニング又はパッド 1 個の長さ、幅及び厚さを記載する。記載値は小数第 1 位までとし、第 2 位以下を切り捨てる。

(5) ライニング又はパッドの面積

ライニング又はパッド 1 個の面積を記載し、各軸毎の数を併記する。記載値は整数位までとし、小数第 1 位以下を切り捨てる。

なお、この場合の面積とは、ドラム・ブレーキにあってはライニングがドラムに接触する部分の面積又はライニングの投影面積を、ディスク・ブレーキにあってはパッドがディスクに接触する部分の面積又はパットの投影面積をいう。

例 115×2枚×2輪

154×1枚  ×2輪
158×1枚 

(6) ブレーキの胴径又はディスク有効径

ドラム・ブレーキの場合にはドラムの内径を、ディスク・ブレーキの場合にはディスクの有効径をそれぞれ記載する。この場合において、ディスクの有効径は、ホイール・シリンダ中心又はディスク・パッドの当たる面の外径及び内径の平均値とする。記載値は整数位までとし、小数第1位以下を切り捨てる。

(7) マスタ・シリンダ又はブレーキ弁の形式

シングル形、タンデム形、デュアル形等の別を記載する。

(8) マスタ・シリンダ内径

シリンダの内径を記載する。記載値は小数第1位までとし、小数第2位以下を切り捨てる。

(9) サプライ・タンク形式

一体形（二系統配管用にサプライタンクの内部構造の一部を隔壁で仕切り、かつ、共用部が存在し、一つの液漏れ警報センサを設けた構造）、分離形（二系統配管用にサプライタンクが独立し、液漏れ警報センサがそれぞれにある構造）の別及び各系統別の容量(mL)を次の例により記載する。記載値は整数位までとし、小数第1位以下を切り捨てる。サプライ・タンクをマスタ・シリンダ本体から離して車体等に取り付けたものにあつては、取付場所を()書で付記する。

なお、装着されている装置が指定装置等にあつては容量の記載を要しない。

例 一体形(車体取付) 36(前輪)+36(後輪)+88(共用)

一体形(車体取付) 36(前右-後左)+36(前左-後右)+88(共用)

一体形(車体取付) (前輪)+(後輪)+(共用)

(10) ホイール・シリンダの内径又はブレーキ室膜板径

内径のほか、必要に応じてその形式を付記する。記載値は小数第1位までとし、第2位以下を切り捨てる。なお、複数ある場合は各々について径の大きい順に記載する。

例 22.2

14.0 クランプ・リング式

51.1+48.8

51.1+51.1

51.1×2

(11) 制動倍力装置

(ア) 形式

真空倍力式、空気倍力式、油圧倍力式等の別を記載する。

(イ) 倍率

倍力装置の作動時の圧力と非作動時の圧力の比を記載し、測定時の踏力(N)を()書で付記する。記載値は整数位までとし、10N未満は切り捨てる。

例 5.0 (21.0)

(12) 空気圧縮機等

別添1「自動車型式指定実施要領」で定める第1号様式の諸元表を提出する自動車等は記載を要しない。

(ア) 真空又は空気圧

調整圧力の上限及び下限を記載する。真空圧の場合には単位はkPaを用い、記載値は小数第1位までとし、第2位以下を切り捨てる。空気圧の場合には単位はMPaを用い、記載値は小数第2位までとし、第3位以下を切り捨てる。

なお、低圧警報装置の装着義務付けの無い車両については、下限の記載を省略することができる。

(イ) 真空ポンプ又は空気圧縮機形式

往復式、回転式、遠心式等の別及び水冷式、空冷式等の別を記載する。

(ウ) 圧力調整器形式

スプリング式、ダイヤフラム式等の別を記載する。

(エ) タンク

(a) 位置

取付位置を次の例により記載する。

例 前後車軸中間部右側

フレーム外側リア・オーバハング部床面下

エンジンルーム内

(b) 容量

タンク毎の容量を「+」の記号を間に入れて次の例により記載する。

なお、タンクの内部が仕切られているものは、仕切られた部分のそれぞれの容量を「+」の記号を間に入れて（ ）書で記載する。記載値は整数位までとし、小数第1位以下を切り捨てる。

例 (13+13)+20

(13) 制動力制御装置形式

アンチロックブレーキシステム（ABS）、プロポーショニング装置、ロード・センシング装置等の制動力制御装置を備えている場合には、次の例により記載する。

例 ABS

プロポーショニング（ロード・センシング）

(14) 制動警報装置形式及び性能

(ア) 検出部

液面レベル式、ストローク式、差圧式、圧力式等の別及び警報開始時の空気タンク等の圧力、ブレーキ液の残留量（細目告示第15条第2項及び第3項に規定する自動車であって、サブライタンク内に隔壁があるものを除く。）又は正常系統と故障系統との間の差圧を（保安基準第12条第2項並びに細目告示第15条第4項、第5項、第6項及び第7項に規定する自動車を除く。）記載する。ただし、性能については、設計値を記載してもよい。

なお、圧力については、真空圧の場合には単位はkPaを用い、記載値は小数第1位までとし、第2位以下を切り捨てる。空気圧の場合には単位は、MPaを用い、記載値は小数第2位までとし、第3位以下を切り捨てる。

また、残留量については単位はmLを用い、記載値は整数位までとし、小数第1位以下を切り捨てる。

(イ) 表示部

灯火式、音響式の別及びワット数又は音の大きさ（dB）を記載する。

(15) 安全装置形式

別添1「自動車型式指定実施要領」で定める第1号様式の諸元表を提出する自動車等は記載を要しない。

ブレーキ装置に備えられている安全装置を次の例により記載する。

作動圧については、単位はkPaを用い、記載値は整数位までとし、10kPa未満は切り捨てる。

例 セフティ・シリンダ（前及び後配管中）

290kPa 作動 エマージェンシ・バルブ（後輪制動）

290kPa 作動 プロテクション・バルブ（トレーラ接続配管中）

16-3 駐車ブレーキ

(1) 形式

機械式推進軸制動内部拡張形、機械式推進軸制動外締めバンド形、機械式車輪制動形、空気式車輪制動形スプリングブレーキ等の別を記載する。

なお、機械式車輪制動形にあつては、ディスク式、ドラム式等の別を（ ）書で付記する。ただし、本項(3)において、主ブレーキと共用した場合は省略することができる。

例 機械式車輪制動形（ディスク式）

(2) 制動車輪

後輪、前輪、後前軸2輪等制動する車輪を記載する。

(3) ライニング又はパッド

主ブレーキと共用するものにあつては、この項の各記載欄に「主ブレーキと共用」と記載することができる。

(7) 材質

16-2 (3)に同じ。

(イ) 寸法

16-2 (4)に同じ。

(ウ) 面積

16-2 (5)に同じ。

(4) ブレーキの胴径又はディスク有効径

16-2 (6)に同じ。なお、主ブレーキと共用するものにあつては、この項の記載欄に「主ブレーキと共用」と記載することができる。

16-4 補助ブレーキ形式

別添1「自動車型式指定実施要領」で定める第1号様式の諸元表を提出する自動車等は記載を要しない。

制動する箇所、種類等を次の例により記載する。

また、複数の補助ブレーキを有するものにあつては、個々の補助ブレーキについて記載する。

例 推進軸制動渦電流式リターダ

排気管開閉弁式排気ブレーキ

推進軸制動渦電流式リターダ及び排気管開閉弁式排気ブレーキ

16-5 非常ブレーキ形式

別添1「自動車型式指定実施要領」で定める第1号様式の諸元表を提出する自動車等は記載を要しない。

制動する箇所、種類等を次の例により記載する。駐車ブレーキと兼用のものにあつては、「駐車ブレーキと兼用」と記載する。

例 後車輪制動 スプリング・ブレーキ

16-6 分離ブレーキ形式

別添1「自動車型式指定実施要領」で定める第1号様式の諸元表を提出する自動車等は記載を要しない。

制動する箇所、種類等を次の例により記載する。他の制動装置と兼用のものにあつては、他の装置と兼用である旨を()書で付記する。

例 後輪制動リレー・エマージェンシ・バルブ式エア・ブレーキ

非常弁付中継弁式エア・ブレーキ (兼用)

後前輪2輪制動スプリング・ブレーキ

17-1 緩衝装置

17-2 前輪、後輪

(1) 懸架方式

車軸式、ウイッシュボーン式、マクファーソン式、トレーリング・アーム式、スイング・アーム式、オレオ式、ボトム・リンク式、テレスコピック式等の別を記載する。

(2) ばね形式

半楕円板ばね、コイルばね、円形ベローズ空気ばね、円形スリーブ空気ばね等の別を記載する。2以上の形式を有している場合には、それらを併記する。

(3) 主ばね寸法

次の例により記載する。記載値は整数位までとし、小数第1位以下を切り捨てる。ただし、コイルばねの有効巻数については小数第1位までとし、第2位以下を切り捨てる。

なお、左右のばね寸法等が異なるものにあつては、それぞれについて記載する。

板ばねの場合 長さ×幅×厚さ一枚数

例 1,180×70×9-7

なお、テーパ・リーフにあつては、厚さは中央部のものとし、「(テーパ)」と、また、材質が鋼以外のものにあつては、その旨を()書でそれぞれ付記する。

例 1,180×70×9-7 (テーパ)

1, $180 \times 70 \times 9 - 2$, $20 - 1$ (樹脂)
コイルばねの場合 線径×中心径－有効巻数
例 $14 \times 104 - 7.0$
 $(14 \sim 22) \times 104 - 7.0$
トーション・バーの場合 直径×有効長さ
例 21×972
空気ばねの場合 空気ベローズの有効径×山数－個数
スリーブの有効径×高さ－個数
例 $200 \times 4 - 2$
 $230 \times 230 - 2$

(4) 補助ばね寸法

17－2 (3)に同じ。

なお、ゴムの場合には、外径及び高さを次の例により記載し、「(ゴム)」と付記する。

例 80×125 (ゴム)

18－1 車わく

18－2 形式

梯子形、A形、一体構造、バックボーン、クレードル等の別を記載する。

18－3 断面形状

最大の断面を有する箇所について、コ形、I形、箱形等の別を記載する。ただし、一体構造である場合は記載を要しない。

例 コ

18－4 寸法

最大の断面寸法を高さ、幅、厚さの順に次の例により記載する。記載値は小数第1位までとし、第2位を四捨五入する。

例 $65.0 \times 42.0 \times 1.6$

$200.0 \times 50.0 \times 16.0$ (フランジ), 6.0 (ウェブ)

19－1 車体

自動車の検査時に必要な情報として検査部（軽自動車に係るものにあつては、軽自動車検査協会）に提供することにより、それぞれ該当する装置の記載を省略することができる。この場合は次の例により記載する。

例 自動車の検査時に必要な情報として提供するため省略

また、19－2及び19－3にあつては、別添1「自動車型式指定実施要領」で定める第1号様式の諸元表を提出する自動車等は記載を要しない。

19－2 前部潜り込み防止装置形式

本体中央部断面形状及び寸法、材質等を次の例により記載する。

なお、寸法については、丸形（パイプ）の場合には外径×板厚を、異形の場合には縦×横（奥行き）×板厚をmm単位により記載する。記載値は小数第1位までとし、第2位を四捨五入する。

例 [$280.0 \times 180.0 \times 1.6$ 鋼

また、前部潜り込みを防止する車体構造にあつては次の例により記載する。

例 前部潜り込みを防止する車体構造

19－3 巻込防止装置形式

本体の断面の形状、断面の寸法、材質等を次の例により記載する。

なお、寸法については、丸形（パイプ）の場合には外径×板厚を、角形の場合には縦×横×板厚をmm単位により記載する。記載値は小数第1位までとし、第2位を四捨五入する。

例 パイプ 27.2×2.8 鋼管3本

19－4 突入防止装置形式

本体の断面の形状、断面の寸法、材質等を次の例により記載する。

寸法については、丸形（パイプ）の場合には外径×板厚を、角形の場合には縦×横×板厚をmm単位により記載する。記載値は小数第1位までとし、第2位を四捨五入する。

例 コ 120.0×40.0×2.3 鋼

なお、突入を防止する車体構造にあっては次の例により記載する。

例 突入を防止する車体構造

20-1 上部構造支持台

カタピラを有する大型特殊自動車以外の自動車等は記載を要しない。

原動機が搭載される車わく（旋回式車台にあっては、旋回ベアリングに載る上部旋回体の底部。）全体の長さ及び幅を次の例により記載する。記載値は小数第3位までとし、末尾を0又は5に丸める。

なお、寸法については、機械への昇降用ステップ、ボルト・ナット等の車わくへの付加物及び突起物並びに可動部は含まない。

例 3.375×2.800

21-1 連結装置

別添1「自動車型式指定実施要領」で定める第1号様式の諸元表を提出する自動車等は記載を要しない。

21-2 連結器形式

第5輪方式、ピントル・フック式、ボール・カップリング式等の別を記載する。

なお、JIS、ISO又はJASOに規格によるものは、その規格名を（ ）書で付記する。（21-3及び21-4も同じ。）

21-3 電気配線連結器形式

7極端子、4極端子等の別を記載する。

21-4 ブレーキ・ホース連結器形式

合わせ形、さしこみ形等の別を記載する。

21-5 キング・ピンの径

第5輪方式のものは、キング・ピンの径（呼び）、ヒッチ・ボールの径を記載する。記載値は小数第1位までとし、第2位以下を切り捨てる。

22-1 乗車装置

22-2 座席形式

前席、後席等に分けて、次の例により座席の形式を記載する。

なお、脱着式座席については、その旨を（ ）書で付記する。

例 前セパレート式 後ベンチ式

前セパレート式 後ベンチ式（脱着式）

22-3 座席ベルト取付装置等

(1) 形式

前席、後席等に分けて、次の例により座席ベルト取付装置の種類（第一種、第二種、の別）及び年少者用補助乗車装置取付具（細目告示第32条に適合した取付具を備える場合に限る。）を記入する。この場合、第一種、第二種の「第」は省略して差し支えない。（21-4(1)も同じ。）また、年少者用補助乗車装置取付具については、「ISO FIX」と記載する。

例 座席ベルト取付装置 前二種 後二種・一種

年少者用補助乗車装置取付具 後 ISO FIX

(2) 数

前席、後席等に分けて、前号の記載例の順に、次の例により座席ベルト取付装置の形式毎及び年少者用補助乗車装置取付具の数を記載する。

例 座席ベルト取付装置 前2 後2・1

年少者用補助乗車装置取付具 後2

22-4 座席ベルト

(1) 形式

前席、後席等に分けて、次の例により座席ベルトの種類（第一種、第二種の別）及び座席ベルト非装着時の警報装置の種類（灯火式、音響式の別）を記載するとともに、運転者席以外の座席について協定規則第16号に適合した警報装置を備えたものは、その旨を（ ）書で付記す

る。また、巻取装置を有するものにあつては、その形式（非ロック式巻取装置（NLR）、自動ロック式巻取装置（ALR）、緊急ロック式巻取装置（ELR）の別）を記載（この場合、「NLR」、「ALR」、「ELR」の略号を用いてもよい。）する。また、ベルト・テンショナ、フォースリミッタ、ヒューズ付きのものにあつては、その旨を（ ）書で付記する。

例 前二種 ELR 後二種 ELR・一種 NLR
前二種 ELR（ベルト・テンショナ、フォースリミッタ付き） 後二種 ELR
警報装置：灯火式及び音響式
警報装置：灯火式及び音響式（協定規則第16号）

(2) 数

前席、後席等に分けて、前号の記載例の順に、次の例により座席ベルトの形式毎の数を記載する。

例 前 2 後 2・1
前 2 後 2

22-5 頭部後傾抑止装置

(1) 形式

頭部後傾抑止装置（細目告示第31条に適合した装置を備える場合に限る。）の種類について、シートバック差し込み式、シートバックまたがり式、シートバック一体式等の別を記載する外、穴あき式、穴あき梯子式等のものにあつてはその旨を記載する。

例 シートバック一体式
シートバック差し込み式・穴あき梯子式

(2) 数

頭部後傾抑止装置の数を前席、後席等に分けて記載する。

22-6 エアバッグ容量及びインフレーター出力

エアバッグ容量は、エアバッグ毎に整数位まで記載し、小数第1位以下を切り捨てる。また、インフレーター出力は、エアバッグ毎に整数位まで記載し、10kPa未滿を切り捨てる。

例 運転者席：前面： 60、160
運転者席：側面： 20、 70
助手席：前面： 140、440
助手席：側面： 20、 70

22-7 乗降扉の形式

扉の種類（引戸、折戸、開戸等）、扉数、扉のロック方式（ラック・ピニオン式、ピン・ホーク式等）及び動力式開閉装置を備えている場合にあつてはその種類を記載する。

23-1 ガラス

23-2 前面ガラス

(1) 種類

合わせガラス、部分強化ガラス、ガラスープラスチック等の別を記載し、JIS、ECE又はFMVSSの規格によるものは、その規格名を（ ）書で付記する。

なお、一部着色ガラス等（可視光線透過率が70%未滿の部分があるものに限る。）にあつてはその旨を（ ）書で付記する。

また、装着されているガラスが指定装置等であつて、車両取付においても指定装置等である場合には「指定装置等」と付記する。

例 合わせガラス（JIS）
合わせガラス（一部着色）（ECE）
ガラスープラスチック等（FMVSS）
合わせガラス（指定装置等）

23-3 前面ガラス以外のガラス

(1) 種類

側面、後面及び上面の別に合わせガラス、強化ガラス、ガラスープラスチック、有機ガラス等の別を次の例により記載し、JIS、ECE又はFMVSSの規格によるものは、その規格名を（ ）書で付記する。

なお、一部着色ガラス等（可視光線透過率が70%未満の部分があるものに限る。）にあってはその旨を（ ）書で付記する。

また、装着されているガラスが指定装置等であって、車両取付においても指定装置等である場合には「指定装置等」と付記する。

例 前席側面－強化ガラス（JIS） 後席側面－有機ガラス（JIS）、後面－強化ガラス（ECE）、ガラスプラスチック（ECE）、有機ガラス（ECE）、上面－合わせガラス（着色）（FMVSS）、ガラスプラスチック（FMVSS）、有機ガラス（FMVSS）、後面－強化ガラス（指定装置等）、ガラスプラスチック（指定装置等）

24－1 騒音防止装置

24－2 消音器

(1) 型式

製作者の呼ぶ型式を記載する。

(2) 個数

消音器の数（プリサイレンサーの数を含む。）を記載する。

例 主2 副2

協定規則第51号を適用する自動車であって、排出ガス発散防止装置が消音器の機能を兼ねるものにあつては、型式に「排出ガス発散防止装置と兼用」等を記載し、個数の記載は要しない。

25－1 排出ガス発散防止装置

25－2 ブローバイ・ガス還元装置形式

クローズド式、シールド式等の別を記載する。

25－3 燃料蒸発ガス抑止装置形式

キャニスタ方式、クランクケース・ストレージ方式等の別を記載する。

なお、細目告示第41条第4号の適用を受ける自動車にあつては、キャニスタの個数及び容量(L)を付記すること。

記載値は、小数第1位まで記載し、第2位以下を切り捨てる。ただし、容量が0.1未満となる場合にあつては、小数第2位まで記載し、第3位以下を切り捨てる。

例 キャニスタ方式 1個 0.8L

25－4 触媒

(1) 種類及び形式

種類は三元触媒、酸化触媒等の別を記載し、形式はモノリス、ペレットの別を（ ）書で付記する。

例 三元触媒（モノリス）

(2) 個数、容量及び主要成分

容量は触媒毎に小数第2位まで記載し、第3位以下を切り捨てる。

主要成分は白金(Pt)、ロジウム(Rh)、パラジウム(Pd)等の別を記載する。

なお、主要成分は元素記号のみにより記載してもよい。

例 1、1.42、パラジウム

1、1.42、Pd

1、1.42、パラジウム－ロジウム

1、1.42、Pd－Rh

25－5 その他の装置の形式

排気ガス再循環装置、二次空気供給装置、連続再生式DPF等を記載する。なお、該当する装置が複数装着される場合には、個数を付記し、ディーゼル微粒子除去装置（DPF等）については容量(L)を小数第2位を四捨五入し、小数第1位までを（ ）書で付記する。

例 二次空気供給装置2

排気ガス再循環装置、連続再生式DPF（8.0L）強制再生機構付

25－6 排気管開口部の位置

排気管の開口部の位置を記載する。

例 車体中央右側

25-7 警報装置

点火装置の断続器形式が無接点式の自動車であっても、細目告示第41条第2項第3号で規定する警報装置が装着されている場合には、警報装置欄に記載することができる。

(1) 表示部形式

触媒の温度が異常に上昇した場合に作動する警報装置の表示部について、灯火式、音響式等の別を記載する。

(2) 検出部

(ア) 形式

熱電対式、サーミスタ式、ヒューズ式等の別を記載する。

(イ) 個数

備えている個数を記載する。

(ウ) 取付位置

感熱素子等の取付位置を記載する。

26-1 灯火装置等

側方灯、室内照明灯、警光灯、黄色点滅表示灯にあっては、別添1「自動車型式指定実施要領」で定める第1号様式の諸元表を提出する自動車等は記載を要しない。

最高速度表示灯であって、前方及び後方照射を兼用する灯火のみを備えるものにあつては最高速度表示灯：前面欄に記載するものとする。

(1) 型式

アセンブリとしての型式（一般的に呼称されている型式をいう。以下同じ。）を記載する。

なお、装着されている装置が指定装置等にあつては、「指定装置等」と付記する。

また、曲線道路用配光可変型前照灯にあつては、曲線道路用配光可変型前照灯である旨を、配光可変型前照灯にあつては、配光可変型前照灯である旨及び、等級モードを括弧書きで記載する。ただし、屈曲モードがある場合には、等級モードに合わせて記載する。

例 曲線道路用配光可変型 ABC 指定装置等

配光可変型 (CT、V、E、W) 指定装置等

(2) 個数

(ア) 兼用灯火の場合には、その旨を付記する。また、「非常点滅表示灯」の欄にあつては、方向指示器と非常点滅表示灯が兼用灯火である場合は、兼用である旨記載することで個数の記載を省略することができる。

例 2、尾灯と兼用

方向指示器と兼用

(イ) 前照灯にあつては走行用、すれ違い用毎に記載する。

例 走行用：2、白色、60W すれ違い用：2、55W

(ウ) 配光可変型前照灯にあつては、灯火ユニット総数を左右ともに記載する。

例 走行用：左2右1：白色、左35W+55W、右35W

すれ違い用：左右：2、35W

(3) 色

灯火の色を記載し、色電球の場合にはその旨を付記する。

(4) 性能

(ア) ワット数（必要に応じてカンデラ数を付記してもよい。）を記載する外、細目告示第2節又は原動機付自転車にあつては細目告示第2款において照明部、指示部又は反射部の面積が定められている灯火器にあつてはその有効面積（側面方向指示器については、車両中心面への投影面積及び車両中心面と45°に交わる鉛直面（前方及び後方）への投影面積）をcm²単位で記載する。ただし、装着されている装置が指定装置等にあつては、ワット数のみの記載とすることができる。また、点滅式灯火にあつては毎分の点滅回数を付記する（ただし、「方向指示器」又は「非常点滅表示灯」であつて、「前面」、「後面」、「側面」及び「補助方向指示器」の灯火の点滅回数が同一となる構造のものにあつては、「前面」の項の記載欄に数値を付記することによって、他の項の記載欄への付記を省略することができる。）。

(イ) C P 表示の灯火については、相当するワット数を「32 C P (23W)」の例により記載してもよい。

(ウ) 発光ダイオードを用いたものにあつては、その旨及び素子数を（ ）書で付記する。

例 6 W、91cm²、(LED、76 個)

(エ) 兼用灯火（最高速度表示灯であつて前方及び後方照射を兼用する灯火を含む。）の場合には、その旨を付記する。また、「非常点滅表示灯」の欄にあつては、方向指示器と非常点滅表示灯が兼用灯火でありその性能が同一である場合は、兼用である旨記載することでワット数、有効面積及び点滅回数の記載を省略することができる。

例 25W、86cm²、尾灯と兼用

方向指示器と兼用

2、20W、10 cm²、85 回/分（後方兼用）

(オ) 減速度が 1.3m/s²以下の自動車であつて当該自動車に備える補助ブレーキを作動させた場合に制動灯が点灯するものにあつては、制動灯の「個数及び性能」の欄にその旨を付記する。

例 2、20W、110cm²（補助ブレーキ作動時点灯）

(カ) 車幅灯の機能を満たしているとみなすことができる走行用前照灯、すれ違い用前照灯及び前部霧灯の点灯時に車幅灯が消灯する構造のものにあつては、車幅灯の「個数、色及び性能」欄にその旨及び車幅灯の機能を満たしているとみなすことができる灯火器の型式を（ ）書きで付記する。

例 （すれ違い用前照灯（1234-567）の点灯時には消灯）

（前部霧灯（1234-567）の点灯時には消灯）

(キ) 連鎖式点灯により点滅する方向指示器を備えるものにあつては、方向指示器の「個数及び性能」の欄にその旨を付記する。

例 2、10W、20cm²、85 回/分（連鎖式点灯）

(5) フラッシュ形式

熱線式、コンデンサ式等の点滅発生装置の種類及びパイロット・ランプ式、音響式等の運転者席における作動確認方式を記載する。

27-1 警報装置

27-2 警報音発生装置：型式及び形式

製作者の呼ぶ型式並びに渦巻型、平型等の別、電気式、空気式等の別を記載する。

なお、装着されている装置が指定装置等にあつては、「指定装置等」と付記する。

例 A B 渦巻型 電気式

C D 平型 電気式 装置指定等

27-3 警音器：個数及び性能

警報音発生装置の個数及び「協定規則第 28 号」（細目告示技術基準「警音器の技術基準」が適用されるものにあつては当該基準）に基づいて測定した警音器の音の大きさを記載する。ただし、音の大きさについては、設計値を記載してもよい。記載値は整数位までとし、小数第 1 位を四捨五入する。

なお、装着されている装置が指定装置等にあつては、「指定装置等」と付記することができる。

例 2 105 d B 指定装置等

27-4 通報音発生装置：型式

製作者の呼ぶ型式を記載する。

なお、装着されている装置が指定装置等にあつては、「指定装置等」と付記する。

例 A B 指定装置等

27-5 車両後退通報装置：個数及び性能

通報音発生装置の個数を記載するとともに、細目告示第 67 条の 6 第 2 項第 3 号イに適合するものであつて、非自己調節式及び多連システムにあつては音の大きさをレベル毎にそれぞれ記載する。ただし、音の大きさについては、設計値を記載してもよい。記載値は整数位までとし、小数第 1 位を四捨五入する。

自己調節式及び段階的自己調節式にあつては、音の大きさに代えてその旨を記載する。

細目告示第 67 条の 6 第 2 項第 3 号ロに適合するものにあつては、音の大きさの記載を要しない。

細目告示第 67 条の 6 第 3 項の音声信号を有するものにあつては、細目告示技術基準「車両後退通報装置の通報音の測定方法」に基づいて測定した音の大きさ及び当該音声信号の内容を記載すること。

なお、装着されている装置が指定装置等にあつては「指定装置等」と付記する。

- 例 1 70 d B (通常レベル)
2 自己調節式
1 70 d B (通常レベル) 指定装置等
1 70 d B (通常レベル) 、55 d B (低レベル) 指定装置等
1 指定装置等

音声信号を有する場合

- 例 2 75 d B (通常レベル)

音声：90 d B 「バックします。ご注意ください。」

27-6 車両後退通報装置：停止機能

停止機能を有する場合、運転者への通知方法について音響式・灯火式等の別を記載する。灯火式にあつては灯色を記載すること。

- 例 音響式
灯火式 赤色

28-1 視野確保装置

28-1-1 後写鏡、直前確認鏡、直左確認鏡、直前直左右確認装置

(1) 形式

車体への取付方法（固定式、脱落式、可倒式、可撓式等）、飛散及び眩惑防止の措置等を記載する。なお、カメラ等のその他装置を備えている場合にあつては、その旨を次の例により記載する。

装着された装置が指定装置等にあつては「指定装置等」と付記することができる。

- 例 カメラ装置 指定装置等

直前直左右確認装置であつて、検知システム、確認鏡等の装置又は直接視界を用いる場合には、その旨を次の例により記載する。

- 例 検知システム 可倒式、確認鏡 直接視 カメラ装置 指定装置等

(2) 寸法及び曲率半径

鏡面の形状、有効寸法及び曲率半径を記載する。記載値は整数位までとし、小数第 1 位以下を切り捨てる。

なお、複合曲面を有するものにあつては、最大曲率半径と最小曲率半径を次の例により記載する。

- 例 角形、99×170-1,400(1,400~185)

28-1-2 後退時車両直後確認装置

(1) 形式

確認鏡、カメラ装置、検知システム等の別を次の例により記載する。なお、装着された装置が指定装置等にあつては「指定装置等」と付記することができる。

- 例 カメラ装置
カメラ装置及び確認鏡（室内）
検知システム 指定装置等

(2) 寸法及び曲率半径

確認鏡にあつては、鏡面の形状、有効寸法及び曲率半径を記載する。記載値は整数位までとし、小数第 1 位以下を切り捨てる。

なお、複合曲面を有するものにあつては、最大曲率半径と最小曲率半径を次の例により記載する。

- 例 角形、99×170-1,400(1,400~185)

(3) 取付位置

次の例により記載するものとし、装置が複数ある場合はそれぞれ記載する。

なお、協定規則第 158 号の規則 6.、15.（15.2.1.1.を除く。）、16.及び 17.に定める基準又は細目告示技術基準「後方視界看視装置の技術基準」及び「後方視界看視装置取付装置の技術基準」に適合するものとしてカメラ装置の取付位置の範囲を指定した指定装置等又はカメラ装置の取付位置の範囲を指定して型式指定を受けた自動車にあっては、構造・装置の概要説明書に取付範囲を記載すること。ただし、自動車の検査時に必要な情報として検査部（軽自動車に係るものにあつては、軽自動車検査協会）に提供する場合にあっては、記載を省略することができる。

例 車両後部バンパー内

カメラ装置 車室外後部上面

取付範囲の指定がある場合

例 構造装置の概要説明書に記載

例 自動車の検査時に必要な情報として提供するため省略

28-2 窓ふき器の個数及び性能

ブレードの個数、最大毎分拭しょく回数、前面ガラス全体の拭しょく面積（ cm^2 ）等を記載する。拭しょく面積の記載値は整数位までとし、末尾を 0 に丸める。

なお、細目告示技術基準「乗用車等の窓ふき器及び洗浄液噴射装置の技術基準」が適用されるものにあつては、ブレードの個数、最大毎分拭しょく回数、最小毎分拭しょく回数、前面ガラスの A 領域、B 領域に対する拭しょく率（%）を記載する。拭しょく率の記載値は整数位までとし、小数第 1 位以下を切り捨てる。

例 2、最大 70 最小 15 回／分、A 領域 99% B 領域 89%

28-3 洗浄液噴射装置の個数及び性能

前面の噴出口の個数及び mL 単位で表した 1 回当たり（電気式にあつては 10 秒間）の吐出量並びに L 単位で表した洗浄タンクの容量を記載する。記載値は整数位までとし、末尾を 0 に丸める。ただし、容量については小数第 1 位までとし、第 2 位以下を切り捨てる。

例 2、130 mL ／10 秒、5.2 L

2、20 mL ／回、3.5 L

28-4 デフロスタの形式

熱源の種類等を記載する。

なお、ドア・ミラーを装着している自動車であつてサイド・デフロスタを有するものについては、その旨を記載する。

29-1 消火器

完成検査を実施しない自動車等は記載を要しない。

(1) 形式

薬剤の種類、ノズルの種類等を記載する。

(2) 性能

薬剤量、放射時間、能力単位等を記載する。ただし、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 21 条の 4 の規定により型式承認を受けているものにあつては、その旨を記載することにより記載を省略して差し支えない。

30-1 内圧容器

別添 1「自動車型式指定実施要領」で定める第 1 号様式の諸元表を提出する自動車等は記載を要しない。

(1) 材質

次の例により記載する。

例 SS41P 胴板 3.5 mm 鏡板 4.5 mm

(2) 容量

タンク毎の容量を「+」の記号を間に入れて次の例により記載する。

なお、タンク内部が仕切られているものは、仕切られた部分のそれぞれの容量を「+」の記号を間に入れて（ ）書で記載する。記載値は整数位までとし、小数第 1 位以下を切り捨てる。

例 (13+13)+20

(3) 最高使用圧力

記載値は、小数第2位まで記載し、第3位以下を切り捨てる。

31-1 性能

31-2 最高速度

記載値は整数位までとし、小数第1位以下を切り捨てる。ただし、最高速度50キロメートル毎時以上の自動車（大型トラクタの速度制限装置を備えた自動車を除く。）等にあつてはその末尾を0又は5に切り捨て、最高速度が16キロメートル毎時未満の特殊自動車及び特定小型原動機付自転車にあつては小数第1位までを記載し、第2位以下を切り捨てる。

なお、計算によるときは「（推定）」と付記する。

また、保安基準第8条第4項の規定に基づく速度抑制装置を備えた自動車にあつては「（抑制装置）」と付記し、けん引自動車にあつては、主としてけん引する被けん引自動車と連結した状態の値を「○○○型と連結時80」の例により併記する。

さらに、前進よりも後進の方の最高速度が高い自動車等にあつては、「（後進20）」の例により併記する。

31-3 最小回転半径

最大かじ取角で徐行する場合（このとき二輪車は空車状態とする。）の外側タイヤの接地面中心の軌跡の最大半径を記載する。この場合において、被けん引自動車にあつては、主としてけん引されるけん引自動車と連結した状態の値を記載するものとし、車体外側の軌跡による値を例により（ ）書で付記する。記載値は小数第1位までとし、第2位を切り上げる。

なお、けん引自動車にあつては、連結状態の値は記載しなくてもよい。

例 ○○○型と連結時6.5（車体7.4）

31-4 制動停止距離

大型特殊自動車等（保安基準第12条第2項並びに細目告示第15条第5項及び第7項に規定する自動車）にあつては、審査事務規程別添の試験規程に基づいて測定した値を記載し、制動初速度を（ ）書で付記する。ただし、設計値を記載してもよい。記載値は小数第1位までとし、末尾を0又は5に切り上げる。この場合において、けん引自動車又は被けん引自動車についての測定は、それぞれ被けん引自動車又はけん引自動車と連結した状態で行う。ただし、フル・トレーラをけん引するけん引自動車にあつては、けん引自動車単体の状態についても測定する。

例 12.0 (50)

18.0 (50)、○○○型と連結時19.5(50)

4.5 (最高速度14.1 km/h)

31-5 主ブレーキ

(1) 制動力（踏力）

保安基準第12条第2項並びに細目告示第15条第2項、第4項、第5項及び第6項に規定する自動車（細目告示第15条第2項第2号ロの規定により同条第3項の規定を適用する自動車を除く。）にあつては、積車状態で減速度が 5.0m/s^2 （保安基準第12条第2項並びに細目告示第15条第5項に規定する最高速度が80km/h未満の自動車にあつては 4.0m/s^2 ）、細目告示第15条第3項に規定する自動車（細目告示第15条第2項第2号ロの規定により同条第3項の規定を適用する自動車を含む。）にあつては、積車状態で減速度が 6.43m/s^2 となる制動力及び当該制動力が得られる踏力（被けん引自動車にあつては作動圧）を次の例により記載する。ただし、31-4の制動停止距離を記載する場合は、記載を省略することができる。

なお、計算値の場合には（ ）書によりその旨付記する。制動力、踏力の記載値は整数位までとし、10N未満は切り捨てる。

また、記載方法は、制動力(踏力)/減速度とする。

例 $9800(390)/5.0\text{m/s}^2$

$12740(440)/6.43\text{m/s}^2$ (計算値)

(2) 効きおくれ時間

別添1「自動車型式指定実施要領」で定める第1号様式の諸元表を提出する自動車等は記載を要しない。

細目告示第 15 条第 2 項に規定するトラクタ及び第 6 項に規定するトレーラは、「協定規則第 13 号の技術的要件」による応答時間試験に基づいて測定した圧力が飽和値の 75%に達するまでの応答時間を記載する。ただし、設計値を記載してもよい。

なお、記載値は小数第 1 位までとし、第 2 位を四捨五入する。

31-6 駐車ブレーキ

積車状態で減速度が 1.8m/s^2 （乗用自動車（細目告示第 15 条第 3 項に規定する自動車）又は貨物自動車（細目告示第 15 条第 2 項第 2 号ロの規定により同条第 3 項の規定を適用する自動車に限る。）にあつては積車状態で 2.0m/s^2 、大型特殊自動車等（細目告示第 15 条第 5 項に規定する自動車）にあつては空車状態で 2.0m/s^2 ）となる制動力及び当該制動力が得られる操作力を次の例により記載する。

なお、計算値の場合には（ ）書によりその旨を付記する。制動力、操作力の記載値は整数位までとし、10N 未満は切り捨てる。

また、記載方法は、制動力（操作力）／減速度とする。

例 $3130(90)/1.8\text{m/s}^2$

31-7 定地燃料消費率

附則 5 第 2 2 ② 4. に則り記載する。

31-8 一充電走行距離

附則 5 第 2 2 ② 7. に則り記載する。

31-9 交流電力量消費率（電気自動車）

附則 5 第 2 2 ② 8. に則り記載する。

32-1 その他（構造、装置に係る事項）

(1) 細目告示別添 124 の適用を受けるものについては、その旨を「有」と記載すること。

(2) 余白の欄には、下記に掲げる装置であつて装着しているものを記載する。

また、装着されている装置が指定装置等にあつては、「指定装置等」と付記する。

- 例
- (1) 前照灯照射方向調節装置
 - (2) 前照灯洗浄器
 - (3) 低速走行時側方照射灯
 - (4) 緊急制動表示灯
 - (5) 後部反射器以外の反射器
 - (6) 路肩灯
 - (7) その他の灯火
 - (8) その他の反射物
 - (9) シート組込式年少者用補助乗車装置
 - (10) 車高調節装置
 - (11) 自動速度制御装置
 - (12) 車間距離制御機能付定速走行装置
 - (13) 車線逸脱警報装置
 - (14) 夜間視界補助装置
 - (15) 作業用補助制動装置
 - (16) タイヤ空気圧監視装置
 - (17) 車両接近通報装置
 - (18) 事故自動緊急通報装置
 - (19) 事故情報計測・記録装置
 - (20) 後面衝突警告表示灯

33-1 備考（仕様等に係る事項）

備考欄には、次に掲げる項目に該当する事項をそれぞれの例により記載する。

なお、当該欄に「別添参照」と記載することにより、当該欄の記載内容を別添とすることができる。

(1) 型式指定規則第 6 条による変更届（車名又は型式の変更に係るものに限る。）の内容及び変更年月日

例 平成〇〇年〇〇月〇〇日「A」から「B」に型式呼称変更

(2) 添付資料を省略したもの

例 別添資料以外は〇〇型に同じ

(3) その他必要事項

(ア) ダンプの荷台容積

単位は m^3 を用い、小数第1位まで記載し、第2位以下を切り捨てる。

(イ) クレーン車の吊上能力

(ロ) 前又は後に2以上の軸を有する自動車の重量分布の計算式

(エ) タンク車の積載液体の名称及びタンクの容積

(オ) けん引自動車のけん引重量

(カ) コンクリート・ミキサー及びアジテータ・トラックにあつては、ドラム及び水タンクの容量

(キ) タイヤ・ローラ、ロード・ローラ等で転圧作業を行うために必要な散水タンクを備えるものにあつては、散水用水タンクの容量

(ク) タイヤ・ローラ、ロード・ローラ等で転圧作業を行うために必要な水、金属等のバラストを有するものにあつては、バラストの重量

(ケ) 輸入自動車の改善措置事項

(コ) 保安基準の緩和を要する事項及び付加制限事項

(サ) タイヤの呼びに負荷能力指数及び速度区分記号の表示がないものは、当該タイヤの荷重値（タイヤ製作者又は自動車製作者が定める最大負荷能力をいう。以下同じ。）及び対応速度ただし、JATMA規格に定められているタイヤに関しては記載を要しない。

また、JATMA規格の暫定規格に記載されたタイヤにあつては、当該タイヤの荷重値及び空気圧

附則 5 の 2 電子申請を行う場合の自動車諸元表等の書面の作成要領

第 1 総則

電子申請による申請又は届出を実施する場合の諸元表等の添付書面の作成要領を定める。作成にあたっては、附則 5「自動車等の諸元表の記載要領」による他、この要領に定められている記載方法により行うこととする。

適用範囲は、法第 75 条第 1 項の規定による自動車の型式についての指定（以下「型式指定」という。）、施行規則第 62 条の 3 第 1 項の規定による検査対象外軽自動車等の型式についての認定及び施行規則第 67 条第 1 項の規定による原動機付自転車用原動機の型式についての認定（以下「型式認定」という。）、この通達の別添 2「新型自動車取扱要領」による届出（以下「新型届出」という。）及びこの通達の附則 2「自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻届出等取扱要領」に規定されている届出等（以下「打刻届出等」という。）とする。

第 2 電子申請を行う際の添付書面の様式等

- 1 電子申請を行う際の添付書面は別紙 1「電子申請を行う際の添付書面作成要領」に規定する書面毎に電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの（以下、「電磁的記録」という。）により作成する。

この場合において、添付書面の 1 ファイルあたりの容量は、5 メガバイトを超えないものとする。

- 2 PDF 形式とは、Adobe PDF (Portable Document Format) 形式をいう。作成にあたっては、原則、ワープロソフト又は表計算ソフト等を用いて作成した電磁的記録を PDF 形式で記録するものとする。また、ワープロソフト又は表計算ソフト等を用いて電磁的記録を PDF 形式に作成することができない場合にあっては、イメージスキャナー等を用いて作成し、PDF 形式で記録した電磁的記録でもよいものとする。この場合において、イメージスキャナーにより画像等を読み取る際の解像度は 200dpi 程度とする。
- 3 TXT 形式とは、カンマ区切り形式（以下、「CSV 形式」という。）の電磁的記録をいう。作成にあたっては別紙 2「CSV 形式による諸元表の記載要領」による。また、記載項目のうち、不要な項目があるときは当該項目コードを省略して差し支えない。

第 3 電子申請時の細部取扱い

- 1 電子申請を行う際の添付書面の欄には、該当する添付書面番号ごとに「1」を記載することとする。
- 2 電子申請時に添付出来ない電磁的記録については、郵送、持参又は E-mail により提出することができる。また、複数の電磁的記録を同時に提出する場合には電子申請を行った際に通知された到着番号名のフォルダを作成し、その中に電磁的記録を格納し、提出する電磁的記録の一覧表を添えて提出すること。

別紙 1

電子申請を行う際の添付書面作成要領

- 1 審査・リコール課関係の申請等に係る添付書面を下表の 1 から 56、59 から 64、66 から 70、80 及び 82 に分けて分類する。
- 2 各申請等に必要な添付書面のみ提出すること。
- 3 電子申請時に添付するファイル名は下記のとおり（半角、小文字）とする。
- 4 45 及び 55 の添付書面については、縮小は行わず原寸大のものを添付すること。
- 5 2 の添付書面については、TXT 形式で提出すること。

	添付書面名	ファイル形式	ファイル名
1	提出書面一覧表	PDF 形式	teishutsuichiran
2	諸元表 (TXT)	TXT 形式	syogen1
	諸元表 (PDF)	PDF 形式	syogen1
3	諸元表 (PDF)	PDF 形式	syogen2
4	外観図	PDF 形式	gaikanzu
5	構造・装置の概要説明書	PDF 形式	gaiyousetsumei
6	走行性能曲線図	PDF 形式	soukoukyokusen
7	原動機性能曲線図	PDF 形式	gendoukikyokusen
8	車台番号の打刻届出書（写し）	PDF 形式	shadaidakoku
9	原動機の型式の打刻届出書（写し）	PDF 形式	gendoukidakoku
10	外観写真	PDF 形式	gaikansyashin
11	保安基準に適合することを証する書面	PDF 形式	hoantekigou
12	指定装置等又は指定共通構造部一覧表	PDF 形式	souchiichiran
13	装置指定通知書等、共通構造部指定通知書等又は認定証の写し	PDF 形式	souchitsuuchisyo
14	最高速度の計算書	PDF 形式	saikousokudo
15	農耕作業用自動車等機能証明書	PDF 形式	noukousyomei
16	農耕作業用自動車等機能確認書	PDF 形式	noukoukakunin
17	騒音及び排出ガスの品質管理説明書	PDF 形式	souonsetsumei
18	構造変更経緯書	PDF 形式	henkoukeiisyo
19	完成検査及び装置の検査の業務組織を記載した書面	PDF 形式	kankensoshiki
20	完成検査及び装置の検査の実施要領－ 完成検査の項目等	PDF 形式	kankenkoumoku
21	完成検査及び装置の検査の実施要領－ 装置の検査の項目等	PDF 形式	kankensouchikoumoku
22	完成検査及び装置の検査の実施要領－ 完成検査のチェックシート	PDF 形式	kankencheck
23	完成検査及び装置の検査の実施要領－ 完成検査ライン工程図	PDF 形式	kankenkoutaizu
24	完成検査及び装置の検査の実施要領－ 品質保証体系図	PDF 形式	kankentaikeizu
25	完成検査及び装置の検査の実施要領－ 共同申請の場合の業務分担	PDF 形式	kankenkyoudoubuntan
26	完成検査及び装置の検査の実施要領－ 完成検査の一部委託の場合の委託先等－ 委託先及び委託業務の範囲	PDF 形式	kankenichibuhani
27	完成検査及び装置の検査の実施要領－ 完成検査の一部委託の場合の委託先等－ 委託先の業務実施体制	PDF 形式	kankenichibutaisei
28	完成検査及び装置の検査の実施要領－ 完成検査の一部委託の場合の委託先等－ 委託業務に関する指導監督方法	PDF 形式	kankenichibushidou
29	自動車検査用機械器具の管理要領－ 自動車検査用機械器具の一覧表	PDF 形式	kiguichiran

30	自動車検査用機械器具の管理要領ー 保守管理体制又は保守管理体制図	PDF 形式	kigutaiseizu
31	完成検査終了証の発行要領を記載した書面	PDF 形式	kankenhakkou
32	点検整備方式を記載した書面	PDF 形式	tenken
33	契約書の写し	PDF 形式	keiyakusyo
34	品質管理システムに係る業務組織及び実施要領を記載した書面	PDF 形式	hinkan
35	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲又は特定共通構造部の範囲	PDF 形式	souchihani
36	特別な表示の表示位置及び表示方式を記載した図面	PDF 形式	tokubetsuzumen
37	型式認定番号標取付図	PDF 形式	katashikitoritsukeyu
38	原動機総排気量等表示図	PDF 形式	gendoukitoritsukeyu
39	その他自動車の構造、装置及び性能に関して必要な書面	PDF 形式	shiken1
40	申請に係る構造又は装置に関し、保安基準の適用の除外を受ける事項及びその理由を記載した書面	PDF 形式	shiken2
41	申請に係る構造又は装置を有する自動車の安全性の確保及び環境対策について記載した書面	PDF 形式	shiken3
42	試験運行によるデータ収集項目を記載した書面	PDF 形式	shiken4
43	申請に係る自動車又は構造及び装置の開発状況と普及の見通しを記載した書面	PDF 形式	shiken5
44	認定を申請する者と申請に係る自動車との関係を表す書面	PDF 形式	shiken6
45	車台番号又は原動機の型式の打刻届出書（PDF 書面）	PDF 形式	dakokutodoke
46	打刻がないことの証明書	PDF 形式	dakoku1
47	補修用シリンダブロックに打刻する証明書	PDF 形式	dakoku2
48	打刻に係る証明書	PDF 形式	dakoku3
49	登記簿等業とする旨を証する書面	PDF 形式	dakoku4
50	自動車通関証明書の写し等	PDF 形式	dakoku5
51	印鑑・署名（完成検査終了証の印鑑・署名の届出書）	PDF 形式	shinseiinkan
52	申請者の経歴の概要（打刻指定申請書）	PDF 形式	shinseikeireki
53	打刻業務に関する組織（打刻指定申請書）	PDF 形式	shinseigyomu
54	取扱内規（打刻指定申請書）	PDF 形式	shinseinaiki
55	打刻様式及び打刻字体（輸入自動車等の打刻届出書）	PDF 形式	shinseijitai
56	その他書面	PDF 形式	sonota
59	完成検査及び装置の検査の実施要領ー実施規程第7条第2項第4号の措置	PDF 形式	kyogikisaiboushisochi
60	完成検査及び装置の検査の実施要領ー完成検査員になろうとする者に対して行う教育訓練等の内容	PDF 形式	kensainsenninkyouiku
61	完成検査及び装置の検査の実施要領ー完成検査員に選任した者に対して行う継続的な教育訓練の内容	PDF 形式	kensainkeizokukyouiku
62	完成検査及び装置の検査の実施要領ー完成検査員の配置方針	PDF 形式	kensainhaichihoushin
63	完成検査及び装置の検査の実施要領ー完成検査に係る誓約書	PDF 形式	kankenseiyakusho
64	第四条第一項に定める基準に適合することを証する書面	PDF 形式	4jyoulkou
66	第四条第二項の基準に適合することを証する書面	PDF 形式	4jyou2kou
67	特定改造等の実施に係る権利を有していることを証明する書面	PDF 形式	kaizoukenri
68	不正行為防止の措置が適切に講じられていることを証する書面	PDF 形式	fuseiboushi

69	申請に係る業務管理システムの概要を記載した書面	PDF 形式	systemgaiyou
70	変更管理手順	PDF 形式	henkou
80	<u>サイバーセキュリティ及びプログラム管理に係る適合証</u>	<u>PDF 形式</u>	<u>cybersecurity</u>
82	<u>内部統制システムの概要を記載した書面</u>	<u>PDF 形式</u>	<u>naibutousei</u>

注) 項番 64 及び 66 の「第四条」とは、「自動車の特定改造等の許可に関する省令」（令和 2 年国土交通省令第 66 号）第四条を示す。

備考 検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の認定に係る場合、添付書面名欄の「完成検査」を「出荷検査」に読み替える。

別紙 2

CSV 形式による諸元表の記載要領

CSV 形式により、諸元表（第 1 号様式、第 2 号様式の 1、第 2 号様式の 2、第 5 号様式及び別添 4 の第 2 号様式）を提出する場合の作成要領は、以下のとおりとする。

別表 1－1 の型式データ項目及び別表 1－2 の類別データ項目を 1. レコードの構成に従い、ファイルを作成し、2. ファイルの構成に従い、ファイル名を付けファイルを作成する。

1. レコードの構成

(1) 型式項目管理レコード

(2) 型式データレコードの見出しとなるレコードで、各型式項目に一意に付与された型式項目コードを、必要な項目数分、羅列したレコード。（型式項目コードは、別表 1－1 参照）

型式項目 コード 1	区 切 り	型式項目 コード 2	区 切 り	以下、型式項目コード、カンマ区切りの順で必要数 繰り返し
RM010	,	RM020	,	. . .

(2) 型式データレコード

(1) 型式項目管理レコードの各型式項目に対応する、実データを羅列したレコード。各実データは""（ダブルクォーテーション）で囲み設定する。

型式 データ 1	区 切 り	型式 データ 2	区 切 り	以下、型式データ、カンマ区切りの順で必要数繰り 返し
"999"	,	"A-ABC"	,	. . .

(3) 類別項目管理レコード

(4) 類別データレコードの見出しとなるレコードで、各類別項目に一意に付与された類別項目コードを、必要な項目数分、羅列したレコード。（類別項目コードは、別表 1－2 参照）

類別項目 コード 1	区 切 り	類別項目 コード 2	区 切 り	以下、類別項目コード、カンマ区切りの順で必要数 繰り返し
RV010	,	RV020	,	. . .

(4) 類別データレコード

(3) 類別項目管理レコードの各類別項目に対応する、実データを羅列したレコード。各実データは、""（ダブルクォーテーション）で囲み設定する。

類別 データ 1	区 切 り	類別 データ 2	区 切 り	以下、類別データ、カンマ区切りの順で必要数繰り 返し
"999"	,	"A-ABC"	,	. . .

2. ファイルの構成

ファイル構成については、次の(1)又は(2)のどちらか選択出来るものとする。

ファイルの拡張子は「. t x t」とし、使用するエディタについては特に規定しない。

(1) 型式データを先に、続けて類別データを記載する構成

型式項目管理レコード

型式1 データレコード
型式2 データレコード
：
類別項目管理レコード
型式1 類別1 データレコード
型式1 類別2 データレコード
：
型式2 類別1 データレコード
型式2 類別2 データレコード
：

(2) 型式データ、類別データを交互に記載する構成

型式項目管理レコード
型式1 データレコード
類別項目管理レコード
型式1 類別1 データレコード
型式1 類別2 データレコード
：
型式項目管理レコード
型式2 データレコード
類別項目管理レコード
型式2 類別1 データレコード
型式2 類別2 データレコード
：

別表 1－1

自動車諸元表 CSV 化レコード項目一覧表（型式データ項目）

項番	諸元項目名	諸元項目細分化項目名	項目コード	バイト	属性	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	内容
1	車名及び型式	車名コード	RM010	3	半角	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	・半角英数字 3 桁で設定する。 ・自動車登録検査業務電子情報処理システム（以下「MOTAS」という。）で管理している車名コードを準用して設定する。
2		型式	RM020	15	半角	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	・半角英数ハイフン 15 桁以内で設定する。
3	車体の名称	車体の名称	RM030	80	全角	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・全角文字 40 桁以内で設定する。
4	車台の名称及び型式	車台の名称	M0010	80	全角	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・全角文字 40 桁以内で設定する。
5		車台の型式	M0020	18	半角	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・半角英数ハイフン 18 桁以内で設定する。
6	車台番号の打刻様式	車台番号打刻様式	M0030	60	混在	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	・混在文字 60 バイト以内で設定する。 ・複数存在する場合は、区切り文字（半角 #）を使用して設定する。なお、「概要説明書を参照」等記載し車台番号の打刻様式を別添としてもよい。
7	車台番号の打刻位置	車台番号打刻位置	M0040	90	全角	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	・全角文字 45 桁以内で設定する。 ・複数存在する場合は、区切り文字（全角 #）を使用して設定する。
8	（車台番号ヘッダー部）	車台番号ヘッダー部	M0050	18	半角	◎	◎	◎	◎	◎	◎	×	×	×	×	×	×	・半角英数記号 18 桁以内で下記のいずれかを設定する。 *：輸入自動車の場合及び VIN 又は

[illegible]

[illegible]

																		(原動機がない場合は設定不要) ・L単位で設定する。 ・ロータリエンジンの場合のみ設定する。
23		総排気量又は定格出力	M0200	6	半角	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・半角数字6桁以内で設定する。 (原動機がない場合は設定不要) ・レシプロエンジンの場合は総排気量(立方cm単位)を設定する。 ・電気自動車及び燃料電池自動車の場合は定格出力(W単位)を設定する。 ・ロータリエンジンの場合は「単室容積×ロータ数」を立方cm単位で設定する。
24	原動機の仕様	シリンダ数	M0210	2	半角	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	・半角数字2桁以内で設定する。
25		配列	M0220	10	全角	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	・全角文字5桁以内で設定する。
26		冷却方式	M0230	10	全角	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	・全角文字5桁以内で設定する。
27		サイクル	M0240	1	半角	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	・半角数字1桁で設定する。
28	(様式種別)	様式種別	M0270	2	半角	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	・半角数字2桁で下記のいずれかを設定する。 01：型式指定車(第1号様式) 02：型式指定車(第2号様式の1) 03：型式指定車(第2号様式の2) 04：新型自動車(第1号様式) 05：新型自動車(第2号様式の1) 06：新型自動車(第2号様式の2)

別表 1-2

自動車諸元表 CSV 化レコード項目一覧表 (類別データ項目)

[illegible]

14		類別仕様説明(7)	V0110	60	混在	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
15		類別仕様説明(8)	V0120	60	混在	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
16		類別仕様説明(9)	V0130	60	混在	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
17		類別仕様説明(10)	V0140	60	混在	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
18		類別仕様説明(11)	V0150	60	混在	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
19		類別仕様説明(12)	V0160	60	混在	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
20		類別仕様説明(13)	V0170	60	混在	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
21		類別仕様説明(14)	V0180	60	混在	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
22		類別仕様説明(15)	V0190	60	混在	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
23		類別仕様説明(16)	V0200	60	混在	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
24		類別仕様説明(17)	V0210	60	混在	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
25		類別仕様説明(18)	V0220	60	混在	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
26		類別仕様説明(19)	V0230	60	混在	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
27	類別仕様説明(20)	V0240	60	混在	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
28	用途	用途（車両カテゴリー）	V0250	28	全角	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	・全角文字 14 桁以内で設定する。
29	旅客運送事業用自動車としての適否	旅客運送事業用適否	V0260	2	全角	◎	◎	◎	◎	◎	◎	×	×	×	×	×	×	×	×	・全角文字 1 桁で下記のいずれかを設定する。 適：事業用へ適合する場合 否：それ以外の場合
30		旅客運送事業用適否（詳細説明）	V0270	50	全角	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	・全角文字 25 桁以内で設定する。（乗合に限る。） ・旅客運送事業用適否が「否」の場合に設定する。
31	車体の形状	車体の形状コード	V0280	3	半角	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	・半角英数字 3 桁で設定する。 ・「別表 3 車体の形状コード一覧表」に記載さ

																			れている車体の形状コードを設定する。
32	(派生区分)	派生区分	V0290	1	半角	×	○	○	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	・半角英字（大文字）1桁で下記内容を設定する。（該当しない場合は設定不要） - J：構造A - V：構造B 1 - T：構造B 2 ※貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成十九年経済産業省・国土交通省告示第五号）に定める構造A、構造B 1及び構造B 2とする。
33	(貨物車構造)	貨物車構造	V0300	1	半角	×	○	○	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	・半角英字（大文字）1桁で下記のいずれかを設定する。（燃費の設定がない場合は設定不要） - A：構造A - B：構造B ※貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成十九年経済産業省・国土交通省告示第五号）に定める構造A及び構造Bとする。
34	(燃費仕様差)	燃費仕様差	V0310	60	全角	△	△	×	△	△	×	×	×	×	×	×	×	×	・全角文字 30 桁以内で設定する。（燃費の設定がない場合は設定不要） （例：ターボチャージャー、電動パワステ等）

35	(燃料供給装置の形式)		燃料供給装置の形式	V0320	40	全角	△	△	×	△	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	・全角文字 20 桁以内で設定する。 （燃費の設定がない場合は設定不要）
36	(変速機形式及び段数)		変速機形式及び段数	V0330	24	全角	△	△	×	△	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	・全角文字 12 桁以内で設定する。 （燃費の設定がない場合は設定不要） （例：自動４速、手動５速等）
37	(変速機区分)		変速機区分	V0340	1	半角	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	・半角英字（大文字）１桁で下記のいずれかを設定する。（燃費の設定がない場合は設定不要） A：オートマチック及び無段変速機 M：マニュアル
38	軸距又は接地長		軸距又は接地長	V0350	24	半角	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・半角文字 24 桁以内で設定する。 ・m単位で設定する。 (例 :9.999+9.999+9.999=99.999)
39	長さ		全長	V0360	6	半角	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	・半角数字 5 ～ 6 桁（××.×××又は×.×××の形式）で設定する。 ・m単位で設定する。
40	幅		全幅	V0370	5	半角	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	・半角数字 5 桁（×.×××）で設定する。 ・m単位で設定する。
41	高さ		全高（空車時）	V0380	5	半角	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	・半角数字 5 桁（×.×××）で設定する。 ・m単位で設定する。
42	荷台の長さ		荷台内側長さ	V0390	6	半角	×	○	○	×	○	○	×	○	×	○	○	○	×	×	・半角数字 5 ～ 6 桁（××.×××又は×.×××の

[illegible]

	重量		重) (前 前軸重)																	の形式) で設定 する。 ・ kg 単位で設定す る。(2 輪以外 は末尾を 0 に丸 める)
51			空車重量 (前後軸 重)	V0480	5	半 角	×	×	○	×	×	○	×	×	×	×	○	○	・ 半角数字 2 ～ 5 桁 (××××× の形式) で設定 する。 ・ kg 単位で設定す る。(2 輪以外 は末尾を 0 に丸 める)	
52		後軸重	空車重量 (後前軸 重)	V0490	5	半 角	×	×	○	×	×	○	×	×	×	×	○	○	・ 半角数字 2 ～ 5 桁 (××××× の形式) で設定 する。 ・ kg 単位で設定す る。(2 輪以外 は末尾を 0 に丸 める)	
53			空車重量 (後軸 重) (後 前軸重)	V0500	5	半 角	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・ 半角数字 2 ～ 5 桁 (××××× の形式) で設定 する。 ・ kg 単位で設定す る。(2 輪以外 は末尾を 0 に丸 める)	
54		計	空車重量 (計)	V0510	5	半 角	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・ 半角数字 2 ～ 5 桁 (××××× の形式) で設定 する。 ・ kg 単位で設定す る。(2 輪以外 は末尾を 0 に丸 める)	
55	乗車定員	乗車定員 数	V0520	2	半 角	◎	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・ 半角数字 2 桁以 内で設定する。 ・ 乗合の場合「客 席+立席+乗務 員」の計算結果 を設定する。 ・ 幼児専用車また は幼児専用以外 (幼児定員あ り) の場合 「0」を設定す る。	

56		乗車定員数（最多乗員時）	V0530	2	半角	◎	○	○	◎	○	○	×	○	×	○	○	×	・半角数字2桁以内で設定する。 ・乗車装置を最大にしたときの定員数を設定する。（定員が変わらない車の場合には最少乗員時と同様の値を設定する） ・幼児専用車または幼児専用以外（幼児定員あり）の場合「0」を設定する。
57		幼児専用車における大人定員	V0540	2	半角	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	・半角数字2桁以内で設定する。 （幼児専用車・幼児専用以外（幼児定員あり）の場合以外は設定不要）
58		乗車定員数（幼児）	V0550	2	半角	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	・半角数字2桁以内で設定する。 （幼児専用車・幼児専用以外（幼児定員あり）の場合以外は設定不要）
59		幼児専用以外(幼児定員あり)フラグ	V0555	1	半角	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	・半角数字1桁で設定する。（該当しない場合は設定不要） 1：幼児専用以外（幼児定員あり）
60		乗車定員数（客席）	V0560	2	半角	×	○	○	×	○	○	×	×	×	×	×	×	・半角数字2桁以内で設定する。 （乗合の場合以外は設定不要）
61		乗車定員数（立席）	V0570	2	半角	×	○	○	×	○	○	×	×	×	×	×	×	・半角数字2桁以内で設定する。 （乗合の場合以外は設定不要）
62		乗車定員数（乗務員）	V0580	2	半角	×	○	○	×	○	○	×	×	×	×	×	×	・半角数字2桁以内で設定する。 （乗合の場合以外は設定不要）
63	最大積載量	最大積載量	V0590	5	半角	×	○	○	×	○	○	×	○	×	○	○	○	・半角数字2～5桁（×××××

																			の形式) で設定する。 ・ kg 単位で設定する。
64			最大積載量（最多乗員時）	V0600	5	半角	×	○	○	×	○	○	×	○	×	○	○	×	・ 半角数字 2 ～ 5 桁（×××××の形式）で設定する。 ・ kg 単位で設定する。 ・ 最小乗員時と同じ場合には最少乗員時と同様の値を設定する。
65			最大積載量（保安基準緩和／海コン）	V0610	5	半角	×	○	○	×	○	○	×	○	×	○	○	×	・ 半角数字 2 ～ 5 桁（×××××の形式）で設定する。 ・ kg 単位で設定する。
66	車両総重量	（前軸重） （前前軸重）	車両総重量 FF	V0620	5	半角	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・ 半角数字 2 ～ 5 桁（×××××の形式）で設定する。 ・ kg 単位で設定する。
67			車両総重量 FF（最多乗員時）	V0630	5	半角	×	○	○	×	○	○	×	○	×	○	○	×	・ 半角数字 2 ～ 5 桁（×××××の形式）で設定する。 ・ kg 単位で設定する。
68			車両総重量 FF（保安基準緩和／海コン）	V0640	5	半角	×	○	○	×	○	○	×	○	×	○	○	×	・ 半角数字 2 ～ 5 桁（×××××の形式）で設定する。 ・ kg 単位で設定する。
69		（前後軸重）	車両総重量 FR	V0650	5	半角	×	×	○	×	×	○	×	×	×	×	○	○	・ 半角数字 2 ～ 5 桁（×××××の形式）で設定する。 ・ kg 単位で設定する。
70	車両総重量 FR（最多乗員時）		V0660	5	半角	×	×	○	×	×	○	×	×	×	×	○	×	・ 半角数字 2 ～ 5 桁（×××××の形式）で設定する。 ・ kg 単位で設定する。	

71	(後前軸重)	車両総重量 RF	V0670	5	半角	×	×	○	×	×	○	×	×	×	×	○	○	・半角数字2～5桁(×××××の形式)で設定する。 ・kg単位で設定する。
72		車両総重量 RF (最多乗員時)	V0680	5	半角	×	×	○	×	×	○	×	×	×	×	○	×	・半角数字2～5桁(×××××の形式)で設定する。 ・kg単位で設定する。
73		車両総重量 RF (保安基準緩和/海コン)	V0690	5	半角	×	×	○	×	×	○	×	×	×	×	○	×	・半角数字2～5桁(×××××の形式)で設定する。 ・kg単位で設定する。
74	(後軸重) (後後軸重)	車両総重量 RR	V0700	5	半角	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・半角数字2～5桁(×××××の形式)で設定する。 ・kg単位で設定する。
75		車両総重量 RR (最多乗員時)	V0710	5	半角	×	○	○	×	○	○	×	○	×	○	○	×	・半角数字2～5桁(×××××の形式)で設定する。 ・kg単位で設定する。
76		車両総重量 RR (保安基準緩和/海コン)	V0720	5	半角	×	○	○	×	○	○	×	○	×	○	○	×	・半角数字2～5桁(×××××の形式)で設定する。 ・kg単位で設定する。
77	計	車両総重量合計	V0730	5	半角	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・半角数字2～5桁(×××××の形式)で設定する。 ・kg単位で設定する。
78		車両総重量合計 (最多乗員時)	V0740	5	半角	×	○	○	×	○	○	×	○	×	○	○	×	・半角数字2～5桁(×××××の形式)で設定する。 ・kg単位で設定する。
79		車両総重量合計 (保安基	V0750	5	半角	×	○	○	×	○	○	×	○	×	○	○	×	・半角数字2～5桁(×××××

		結時) (オプション)																	(該当しない場合は設定不要) 1:「以上」
86	前提条件	最大安定傾斜角 (計算値／測定値)	V0800	1	半角	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・半角数字1桁で下記のいずれかを設定する。 1:計算値の場合 2:測定値の場合 ・傾斜角度が計算値なのか測定値なのかを設定する。
87		最大安定傾斜角 (連結時条件)	V0810	15	半角	×	○	○	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	・半角英数ハイフン15桁以内で設定する。 ・けん引されるけん引自動車の型式を設定する。
88		最大安定傾斜角 (連結時)(計算値／測定値)	V0820	1	半角	×	○	○	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	・半角数字1桁で下記のいずれかを設定する。 1:計算値の場合 2:測定値の場合 ・傾斜角度が計算値なのか測定値なのかを設定する。
89	(駆動方式)	駆動方式	V0830	1	半角	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	・半角英字(大文字)1桁で下記のいずれかを設定する。(原動機がない場合は設定不要) A:前輪駆動 B:後輪駆動 C:全輪駆動(パートタイム) D:全輪駆動(フルタイム)
90	車輪配列	車輪配列	V0840	28	全角	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・全角文字14桁以内で設定する。
91	最高出力 (kw/rpm)	最高出力	V0850	4	半角	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・半角数字4桁以内(××××又は×.×の形式)で設定する。 (原動機がない場合は設定不要) ・kW単位で設定する。

																			・10kW 未満は小数点第 1 位まで、10kW 以上は整数値で記載する。
92		最高出力 回転速度 (最小)	V0860	5	半角	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・半角数字 5 桁以内で設定する。 ・rpm 単位で設定する。
93		最高出力 回転速度 (最大)	V0870	5	半角	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・半角数字 5 桁以内で設定する。 ・rpm 単位で設定する。 ・範囲指定を行わない場合は設定不要とする。 (「最高出力 回転速度 (最小)」に設定)
94		最高出力 試験方法	V0880	6	全角	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・全角文字 3 桁以内で設定する。 (例：ネット、グロス、SAE、EEC、ISO)
95	最大トルク (N・m/rpm)	最大トルク	V0890	4	半角	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・半角数字 4 桁以内 (××××又は×.×の形式)で設定する。 (原動機がない場合は設定不要) ・N・m 単位で設定する。 ・10Nm 未満は小数点第 1 位まで、10Nm 以上は整数値で記載する。
96		最大トルク 回転速度 (最小)	V0900	5	半角	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・半角数字 5 桁以内で設定する。 ・rpm 単位で設定する。
97		最大トルク 回転速度 (最大)	V0910	5	半角	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・半角数字 5 桁以内で設定する。 ・rpm 単位で設定する。 ・範囲指定を行わない場合は設定不要とする。 (「最大トルク 回転速度 (最小)」に設定)

98		最大トルク 試験方法	V0920	6	全角	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・ 全角文字 3 桁以内で設定する。 (例：ネット、グロス、SAE、EEC、ISO)
99	騒音	騒音規制区分-騒音カテゴリ	V0930	9	半角	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	・ 半角英数（大文字）ハイフン 9 桁 以内（×××又は×××-×××× ×）で設定する。 (例 H14、H28-M1A1A 等) ・ 半角英数字ハイフン 9 桁以内で設定する。 (例：H28-M1A1A) ・ 騒音規制年度と騒音カテゴリを半角ハイフンで繋いで設定する。 ・ 騒音カテゴリは半角英数字 5 桁で 設定する。 M1A1A M1：カテゴリ A1：サブカテゴリ A：特例措置
100		騒音測定値－近接排気	V0940	3	半角	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	・ 半角数字 3 桁以内で設定する。 ・ dB単位で設定する。 ・ 平成28年規制以降は試験結果の値を記載する。 ・ 近接排気騒音測定不可能車両※1 の場合は「0」を設定 ※1：排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しない車両
101		原動機回転数－近接排気（過回転	V0950	11	半角	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	・ 半角数字11桁以内で設定する。 ・ rpm単位で設定する。

		防止装置 作動回転 数)																	・平成28年規制以降で過回転防止装置機能を備えるものにあつては、近接排気騒音測定回転数の後に#で区切り「過回転防止装置作動回転数」を記載する。 ・自動車型式指定申請者が指定（その回転速度でしか測定不可）する場合は、近接排気騒音測定回転数の後に*で区切り、「申請者が指定する近接排気騒音測定回転数」を記載する。 (例 3800、3800# 3500、1200* 1200等) ・半角数字ハイフン#*11桁以内で以下の通り設定する。 過回転防止機能付きの場合 ⇒「近接排気騒音測定回転数#過回転防止作動回転数」 申請者が指定する場合 ⇒「近接排気騒音測定回転数*申請者が指定する近接排気騒音測定回転数」 過回転防止機能なしの場合 ⇒「近接排気騒音測定回転数」
102		騒音諸元 値一定常	V0960	3	半 角	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	・半角数字3桁以内で設定する。 ・dB単位で設定する。

103		指定速度 一定常	V0970	3	半 角	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	・ 半角数字 3 桁以 内で設定する。 ・ km/h 単位で設定 する。
104		騒音諸元 値－加速	V0980	3	半 角	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	・ 半角数字 3 桁以 内で設定する。 ・ dB 単位で設定す る。
105	燃料消費率	モード燃 料消費率 (10・ 15)	V0990	4	半 角	○	○	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	・ 半角数字 4 桁以 内（小数点含 む）で設定す る。 （10・15 モード 燃費を設定しな い場合は設定不 要） ・ 10・15 モード燃 費値がある場 合、「0.1」～ 「99.9」を設定 する。
106		モード燃 料消費率 (JC08)	V0995	4	半 角	○	○	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	・ 半角数字 4 桁以 内（小数点含 む）で設定す る。 （JC08 モード燃 費を設定しな い場合は設定不 要） ・ JC08 モード燃費 値がある場合、 「0.1」～ 「99.9」を設定 する。
107		モード燃 料消費率 (WLTC)	V0996	4	半 角	○	○	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	・ 半角数字 4 桁以 内（小数点含 む）で設定す る。（WLTC モー ド燃費を設定し ない場合は不 要） ・ WLTC モード燃費 値がある場合、 「0.1」～ 「99.9」を設定 する。
108		モード燃 料消費率 (JH15)	V0997	5	半 角	×	○	○	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	・ 半角数字 5 桁以 内（小数点含 む）で設定する。 （JH15 モード燃

																			費を設定しない 場合は不要) ・ JH15モード燃費 値がある場合、 「0.01」～ 「99.99」を設定 する。
109		モード燃 料消費率 (JH25)	V0998	5	半 角	×	○	○	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	・ 半角数字5桁以内 (小数点含む) で設定する。 (JH25モード燃 費を設定しない 場合は不要) ・ JH25モード燃費 値がある場合、 「0.01」～ 「99.99」を設定 する。
110		重量車燃 料消費率 区分 (JH15)	V0991	5	半 角	×	○	○	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	・ 半角数字5桁以内 で設定する。 ・ (JH15又はJH25 モード燃費を設 定しない場合は 不要)
111		重量車燃 料消費率 区分 (JH25)	V0992	5	半 角	×	○	○	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	・ 半角数字5桁以内 で設定する。 ・ (JH15又はJH25 モード燃費を設 定しない場合は 不要)
112		主要燃費 向上対策	V1000	240	全 角	△	△	×	△	△	×	×	×	×	×	×	×	×	・ 全角文字 120 桁 以内で設定す る。(燃費を設 定しない場合は 設定不要) ・ 複数存在する場 合は、区切り文 字(全角#)を 使用して設定す る。
113	(主要排出 ガス対策)	主要排出 ガス対策	V1010	240	全 角	△	△	△	△	△	△	×	×	×	×	×	×	×	・ 全角文字 120 桁 以内で設定す る。 ・ 複数存在する場 合は、区切り文 字(全角#)を 使用して設定す る。
114	(排ガス装 置名称)	排ガス装 置名称	V1020	80	全 角	△	△	△	△	△	△	×	×	×	×	×	×	×	・ 全角文字 40 桁以 内で設定する。

																		(低排出ガス車認定車のみ設定する。)
115	(排ガス装置型式)	排ガス装置型式	V1030	30	半角	△	△	△	△	△	△	×	×	×	×	×	×	・半角文字 30 桁以内で設定する。 (低排出ガス車認定車のみ設定する。)
116	排出ガス試験モード	排出ガス試験モード (JC08)	V1035	1	半角	○	○	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	・半角数字 1 桁で下記のいずれかを設定する。 1 : 10・15+11 2 : 10・15+JC08C 3 : JC08H+JC08C (平成 17 年排出ガス規制の乗用車及び軽中量車並びに平成 19 年排出ガス規制の軽貨物車に限る。)
117		排出ガス試験モード (WMTC)	V1036	1	半角	○	○	×	○	○	×	○	○	○	×	×	×	・半角数字 1 桁で下記のいずれかを設定する。 1 : 二輪車モード 2 : WMTC モード (平成18年排出ガス規制及び平成19年排出ガス規制の二輪自動車及び原動機付自転車又は平成28年排ガス規制の第一種原動機付自転車に限る。)
118	排出ガス重量：モード C0 値	モード C0 値	V1040	6	半角	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・半角数字 6 桁以内（小数点含む）で設定する。 ・最大××. ×××の形式、附則 5 に定める桁数で設定する。
119		モード C0 値（低排出ガス車認定）	V1050	6	半角	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・半角数字 6 桁以内（小数点含む）で設定する。 ・最大××. ×××の形式、低排出ガス車認定の対象となり、値

																			が異なる場合に設定する。
120	排出ガス重量：モード HC 値	モード HC 値	V1060	5	半角	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・半角数字5桁以内（小数点含む）で設定する。 ・最大×. ×××の形式、附則5に定める桁数で設定する。
121		モード HC 値（低排出ガス車認定）	V1070	5	半角	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・半角数字5桁以内（小数点含む）で設定する。 ・最大×. ×××の形式、低排出ガス車認定の対象となり、値が異なる場合に設定する。
122	排出ガス重量：モード NMHC 値	モード NMHC 値	V1080	5	半角	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	・半角数字5桁以内（小数点含む）で設定する。 ・最大×. ×××の形式、附則5に定める桁数で設定する。
123		モード NMHC 値（低排出ガス車認定）	V1090	5	半角	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	・半角数字5桁以内（小数点含む）で設定する。 ・最大×. ×××の形式、低排出ガス車認定の対象となり、値が異なる場合に設定する。
124	排出ガス重量：モード NOx 値	モード NOx 値	V1100	5	半角	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・半角数字5桁以内（小数点含む）で設定する。 ・附則5に定める桁数で設定する。 ・排ガス測定モードにより下記の通りに設定する。 ① 10 モード/10・15 モードの場合

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

																		×. ×××の形式 (g/kWh 単位) で設定する。 ③G6 モード/D6 モードの場合 ×××××の形式 (ppm 単位) で設定する。 ④JE05 モードの場合 ×. ×××の形式 (g/kwh 単位) で設定する。 ⑤D8 モードの場合 ×. ×××の形式 (g/kwh 単位) で設定する。 ⑥10/15+11 モードの場合 ×. ×××の形式 (g/km単位) で 設定する。
126	排出ガス重量：モード PM 値	モード PM 値	V1120	6	半角	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・半角数字 6 桁以内 (小数点含む) で設定する。 ・最大×. ××××の形式、附則 5 に定める桁数で設定する。
127		モード PM 値 (低排出ガス車認定)	V1130	6	半角	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・半角数字 6 桁以内 (小数点含む) で設定する。 ・最大×. ××××の形式、低排出ガス車認定の対象となり、値が異なる場合に設定する。
128	排出ガス粒子数：モード PN 値	モード PN 値	V1131	5	半角	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・半角数字 5 桁以内 (小数点含む) で設定する。 ・最大「××. ××」×10 ¹¹ の形式、附則 5 に定める桁数で設定する。
129		モード PN 値 (低排	V1132	5	半角	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・半角数字 5 桁以内 (小数点含

[illegible]

[illegible]

																			・ kg 単位で設定する。
141	許容限度 (kg)	許容限度 (前軸重) (前前軸重)	V1250	5	半角	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	・ 半角数字 2～5 桁 (××××× の形式) で設定する。 ・ kg 単位で設定する。
142		許容限度 (前後軸重)	V1260	5	半角	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	・ 半角数字 2～5 桁 (××××× の形式) で設定する。 ・ kg 単位で設定する。
143		許容限度 (後前軸重)	V1270	5	半角	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	・ 半角数字 2～5 桁 (××××× の形式) で設定する。 ・ kg 単位で設定する。
144		許容限度 (後軸重) (後後軸重)	V1280	5	半角	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	・ 半角数字 2～5 桁 (××××× の形式) で設定する。 ・ kg 単位で設定する。
145		許容限度 (総重量)	V1290	5	半角	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	・ 半角数字 2～5 桁 (××××× の形式) で設定する。 ・ kg 単位で設定する。
146	原動機の型式	原動機の型式	V1300	24	半角	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・ 半角英数字ハイフン 24 桁以内で設定する。(同一型式内に複数設定する場合にのみ設定する。)
147		原動機製作者名	V1310	80	全角	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・ 全角文字 40 桁以内で設定する。 (同一型式内に複数設定する場合にのみ設定する。) ・ 原動機の製作者が自動車の製作者と異なる場合にのみ設定する。

148	自動運行装置搭載フラグ	自動運行装置搭載フラグ	V1410	1	半角	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	・半角数字1桁で設定する。(該当しない場合は設定不要) ・法第41条第1項第20号の装置の場合のみ設定する。 1：自動運行装置搭載
149	OBD 検査対象フラグ	OBD 検査対象フラグ (国産フルモ車用)	V1420	1	半角	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	・半角数字1桁で設定する。(該当しない場合は設定不要) 1：OBD 検査対象
150		OBD 検査対象フラグ (輸入フルモ車用)	V1430	1	半角	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	・半角数字1桁で設定する。(該当しない場合は設定不要) 1：OBD 検査対象
151	車いす固定装置	車いす固定装置付	V1440	2	半角	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	・半角数字2桁以内で設定する。 未設定：車いす固定装置なし 0：車いす固定装置付きだが基数不明 1～99：車いす固定装置の基数 ・車いす固定装置とは、車いすを車体に固定することができる装置を有し、かつ、車いす専用のスペースを有するものをいう。
152	<u>総排気量(L)又は定格出力(kW)</u>	<u>定格出力</u>	<u>V1450</u>	<u>6</u>	<u>半角</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	・ <u>半角数字6桁以内で設定する。(項目コードM0200を設定する場合は設定不要)</u> ・ <u>電気自動車及び燃料電池自動車の場合は定格出力(W単位)を設定する。</u> ・ <u>類別ごとに定格出力が異なる場</u>

別表 2 (削除)

別表 3

車体の形状コード一覧表

- 1 . 登録自動車等の車体の形状コード
- MOTAS において使用されている車体の形状コードを準用するものとする。
- 2 . 検査対象外軽自動車等の車体の形状コード
- MOTAS に既に車体の形状が登録され、コードがあるものにあつてはそのコードを用いることとし、車体の形状コードが MOTAS に存在しない車体の形状にあつては以下のコードを使用するものとする。

車体の形状	車体の形状コード	車体の形状	車体の形状コード
三輪オートバイ	A01	農耕トラクタ (歩行型)	B01
原付三輪	A02		
原付四輪	A03		
特定小型	A04		
一般小型原付	A05		

附則 6 自動車等の外観図の記載要領

1 本要領の適用

本要領は、次に掲げる申請を行う場合に添付する外観図の記載に適用する。

- (1) 法第 75 条第 1 項の規定による自動車の型式についての指定の申請
- (2) 施行規則第 62 条の 3 の規定による検査対象外軽自動車等の型式についての認定の申請
- (3) この通達の別添 2 「新型自動車取扱要領」による自動車等の届出

2 図面の記載方法

- (1) 自動車等の外観図は、当該自動車等の前面、後面、側面及び平面の 4 図とし、1 枚に表わした 4 面図とする。
- (2) 図面の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番又は 3 番とする。ただし、同規格 A 列 3 番を使用した場合は、折りたたんだ状態で同規格 A 列 4 番とする。
- (3) 自動車等の図は、その外観が明瞭に示されており、かつ、寸法記載部位が明確に読み取れるものとする。なお、自動車等の一部を透視図により表してもよい。
- (4) 寸法記載部位には、少なくとも別表に掲げる部位がすべて含まれているものであること。

ただし、全ての寸法を外観図寸法一覧表として添付した場合には、寸法記載を省略することができる。

また、別記様式 1 又は別記様式 2 の灯火器類取付一覧表を添付した場合には、灯火器類の寸法記載を省略することができる。

- (5) 灯火器類については、その名称を外観図に記載する。
- (6) 同一型式であって外観上一部が異なる場合は、当該部分の部分図、寸法の併記等の方法により示してもよい。
- (7) 寸法は、mm の単位により記載する。
- (8) 車軸配列（2 軸車、前 2 軸車、後 2 軸車及び 4 軸車等）の区分別に複数の型式を集合して作成することができる。
- (9) 灯火器類の取付位置に係る寸法については、審査事務規程別添の試験規程に定める「諸元測定試験」を適用する灯火器類はその旨を外観図余白又は灯火器類取付一覧表の備考欄に記載すること。

別表

区 別 項 目		対 象		備 考
		専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車	その他の自動車	
寸 法	長さ（全長）	○	○	数値の前に「（全長）」と付記すること。
	幅（全幅）	○	○	数値の前に「（全幅）」と付記すること。
	高さ（全高）	○	○	数値の前に「（全高）」と付記すること。
	軸距	○	○	数値の前に「（軸距）」と付記すること。
	後前軸中心から後 2 軸間荷重合成中心までの距離	○	○	後 2 軸を有する車両に限る
	輪距		○	数値の前に「（輪距）」と付記すること。
	フロント・オーバハング（車体）		○	
	リヤ・オーバハング（車体）		○	
	連結装置中心から車両後端までの寸法		○	セミトレーラに限る。
乗車装置	乗車位置 座席幅 座席奥行 座席間隙	○	○ ○ ○ ○	設計標準位置の場合にあっては、数値に「（標準）」と付記すること。
荷台・客室	荷台又は客室の内側の寸法（長さ、幅、高さ） 荷台オフセット		○ ○	
灯火器類	灯火器類の取付位置に係る規定のあるものについては、その寸法	○	○	
後写鏡等	後写鏡の取付高さ並びに前車軸からの距離 直前確認鏡の取付高さ 直左確認鏡の取付高さ 直後確認鏡の取付高さ（車室外後写鏡に限る。）	○ ○ ○	○ ○ ○	ただし、構造・装置の概要説明書に詳細の記載を行った場合又は、後写鏡等と兼用する場合には省略することができる。
	直前直左右確認装置の取付高さ	○	○	

	(車室外に備える確認鏡に限る。)			
トラックのキャブ幅等	トラック・キャブ幅 トラック・リヤボデー幅 バン後部開口部の寸法 (長さ、幅、高さ) (有効長さ、有効幅) 前部潜り込み防止装置、巻込防止装置及び突入防止装置の取付位置関係寸法等		○ ○ ○ ○	数値に「(開口部長さ)」、「(開口部幅)」、「(開口部高さ)」、「(有効長さ)」、「(有効幅)」と付記すること。 「前部潜り込みを防止する車体構造」及び「突入を防止する車体構造」の場合にあつては、該当する装置の取付位置関係寸法の記載を要しない。また、自動車の検査時に必要な情報として検査部(軽自動車に係るものにあつては、軽自動車検査協会)に提供することにより突入防止装置の取付位置関係寸法の記載を省略することができる。
バスの乗降口等	バス乗降口開口部高さ バス乗降口開口部幅 バス非常口寸法 バス立席に係る寸法 バスの座席ピッチ バス乗降口踏段高さ バス乗降口踏段奥行		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
連結装置等	連結装置の高さ及び後車軸からの距離 連結車両の前・後まわり半径		○ ○	

(注) 1. 項目の内容については、審査事務規程別添の試験規程に定める「諸元測定試験」を参照すること。

ただし、灯火器にあつては、試験方法の適用範囲に応じて細目告示技術基準「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」、「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」又は協定規則第53号を参照し、前記試験方法によらない灯火器にあつては審査事務規程別添の試験規程に定める「諸元測定試験」を参照すること。

2. 対象欄の○印は、寸法記載部位を有する自動車外観図の場合に記載を要する箇所を示す。

ただし、車種により不要なものがある場合は、寸法記載を省略することができる。

3. 外観図寸法一覧表の提出がある場合は、寸法記載部位の外観図への記載を省略することができる。

別記様式 1（灯火器類取付一覧表：二輪自動車以外）（第 2 項関係）（用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。）

灯火器類取付一覧表			(単位：mm)		
項 目			類 別		
すれ違い用 前照灯	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
	車両最外側からの距離				
前部雾灯	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
	車両最外側からの距離				
側方照射灯	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
	車両前端からの距離				
	車両最外側からの距離				
後退灯	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
車幅灯	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
	車両最外側からの距離				
前部上側端灯	車両最外側からの距離				
	車幅灯からの距離				
昼間走行灯	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
	内縁間隔				
前部反射器	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
	車両最外側からの距離				

側方灯 (前部)	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
	車両前端からの距離				
	隣接する後方にある側方灯等との距離				
側方灯 (中央部)	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
	隣接する前方・後方にある側方灯等との距離				
側方灯 (後部)	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
	車両後端からの距離				
	隣接する前方にある側方灯等との距離				
側方反射器 (前部)	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
	車両前端からの距離				
	隣接する後方にある側方反射器等との距離				
側方反射器 (中央部)	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
	隣接する前方・後方にある側方反射器等との距離				
側方反射器 (後部)	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
	車両後端からの距離				
	隣接する前方にある側方反射器等との距離				
尾灯	取付高さ	上 縁			

		下 縁			
	車両最外側からの距離				
後部霧灯	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
	制動灯からの距離				
駐車灯	前面	車両最外側からの距離			
	後面	車両最外側からの距離			
後部上側端灯	車両最外側からの距離				
	尾灯からの距離				
後部反射器	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
	車両最外側からの距離				
後部反射器以外の反射器	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
	車両最外側からの距離				
大型後部 反 射 器	取付高さ	上 縁			
制動灯	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
	車両最外側からの距離				
補助制動灯	取付高さ	下 縁			
	窓下端からの距離				
	車両中心面からの距離				
方向指示器・ 非常点滅表示 灯（前面）	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
	内縁間隔				

	車両最外側からの距離				
方向指示器 (側面・前部)	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
	車両前端からの距離				
方向指示器 (側面・中央部)	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
	客室等の外側後端からの距離				
方向指示器・ 非常点滅表示 灯 (後面)	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
	内縁間隔				
	車両最外側からの距離				
補助方向指示 器	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
再 帰 反 射 材 (側面)	長さ識別の反射材長さ				
	最も短い反射材長さ				
	反射材間の最大間隔				
	取付高さ	下 縁			
再 帰 反 射 材 (後面)	幅識別の反射材長さ				
	最も短い反射材長さ				
	反射材間の最大間隔				
	取付高さ	下 縁			
速度表示灯	取付高さ	中 心			
	取付間隔	中 心			
最高速度表示 灯 (前面)	取付高さ	中 心			
	前照灯中心から車両中心線に				

	直行する垂直面からの距離			
--	--------------	--	--	--

- (注) 1 適用関係告示により中心の高さに係る規定が適用される灯火器類については、「上縁」を「中心」と読み替える。
- 2 取付けのない灯火器類に係る項目及び取付位置に係る規定が適用されない項目については、記載項目から除くことができ、複数備える灯火器類については、記載項目を追加することができる。
- 3 側方灯（中央部）及び側方反射器（中央部）の前方・後方については、該当しないものを抹消する。
- 4 側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える方向指示器・非常点滅表示灯（後面）については、「内縁間隔」を「灯火中心間隔」と読み替える。

別記様式2（灯火器類取付一覧表：二輪自動車）（第2項関係）（用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。）

灯火器類取付一覧表			(単位：mm)		
項 目			類 別		
走行用前照灯	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
	照射面間距離				
	すれ違い用前照灯からの距離				
すれ違い用前照灯	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
	照射面間距離				
前部雾灯	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
	車両中心面からの距離				
側方照射灯	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
	車両前端からの距離				
	車両最外側からの距離				
後退灯	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
車幅灯	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
	車両最外側からの距離				
前部上側端灯	車両最外側からの距離				
	車幅灯からの距離				
昼間走行灯	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
	内縁間隔				
	車両中心面からの距離				
前部反射器	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
	車両最外側からの距離				
側方灯 (前部)	取付高さ	中 心			
	車両前端からの距離				
	隣接する後方にある側方灯等との距離				
側方灯 (中央部)	取付高さ	中 心			
	隣接する前方・後方にある側方灯等との距離				
側方灯	取付高さ	中 心			

(後部)		車両後端からの距離				
		隣接する前方にある側方灯等との距離				
側方反射器 (前部)	取付高さ	上 縁				
		下 縁				
	車両前端からの距離					
	隣接する後方にある側方反射器等との距離					
側方反射器 (中央部)	取付高さ	中 心				
	隣接する前方・後方にある側方反射器等との距離					
側方反射器 (後部)	取付高さ	上 縁				
		下 縁				
	車両後端からの距離					
尾灯	取付高さ	上 縁				
		下 縁				
	車両最外側からの距離					
後部霧灯	取付高さ	上 縁				
		下 縁				
	制動灯からの距離					
駐車灯	前面	車両最外側からの距離				
	後面	車両最外側からの距離				
後部上側端灯	車両最外側からの距離					
	尾灯からの距離					
後部反射器	取付高さ	上 縁				
		下 縁				
大型後部 反 射 器	取付高さ	上 縁				
制動灯	取付高さ	上 縁				
		下 縁				
	車両最外側からの距離					
補助制動灯	取付高さ	下 縁				
方向指示器・ 非常点滅表示 灯 (前面)	取付高さ	上 縁				
		下 縁				
	内縁間隔					
方向指示器・ 非常点滅表示 灯 (後面)	すれ違い用前照灯からの距離					
	取付高さ	上 縁				
		下 縁				
	内縁間隔					
補助方向指示 器	車両後端からの距離					
	取付高さ	中 心				

最高速度表示 灯 (前面)	取付高さ	中 心			
	前照灯中心から車両中心線に 直交する垂直面からの距離				

- (注) 1 適用関係告示により中心の高さに係る規定が適用される灯火器類については、「上縁」を「中心」と読み替える。
- 2 取付けのない灯火器類に係る項目及び取付位置に係る規定が適用されない項目については、記載項目から除くことができ、複数備える灯火器類については、記載項目を追加することができる。
- 3 側方灯（中央部）の前方・後方については、該当しないものを抹消する。

附則 7 長距離走行実施要領等

長距離耐久告示、この通達の別添 3（以下「認定要領」という。）及び「装置型式指定実施要領」（平成 10 年 11 月 12 日自技第 215 号・自環第 222 号・自審第 1253 号）別添 21 一酸化炭素等発散防止装置の装置型式指定基準（以下「指定基準」という。）に定める研究所に提示する自動車及び国土交通大臣に提示する検査対象外軽自動車等に係る走行の要件についての走行実施要領並びに研究所に提出する書面の様式等については、下記により取り扱うこととする。

記

1. 国土交通大臣に提示する検査対象外軽自動車等及び研究所に提示する自動車に係る走行の要件についての走行実施要領（認定要領第 3 第 2 項及び長距離耐久告示第 1 条並びに指定基準第 I 編 4. 2. 関係及び第 II 編 4. 2. 関係）

- (1) 二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下同じ。）又は原動機付自転車

- ① 認定要領第 3 第 2 項に掲げる国土交通大臣に提示する検査対象外軽自動車等に係る走行の要件に基づき、認定の申請に係る二輪の軽自動車又は原動機付自転車の走行を実施する場合には、認定要領の規定によるほか、附則 7－1 の「長距離走行（その 1）実施要領」によるものとする。

なお、認定要領第 3 第 2 項に定める走行の要件は、長距離耐久告示第 1 条及び認定要領第 3 第 2 項に定める走行キロ数に相当する推定値を求めるための係数（以下「固定劣化係数」という。）を用いることにより、これに代えることができる。

- ② 長距離耐久告示第 1 条及び指定基準第 I 編 4. 2. に定める研究所に提示する自動車であって二輪の小型自動車に係る走行の要件に基づき、指定の申請に係る自動車の走行を実施する場合には、同告示及び同指定基準の規定によるほか、附則 7－1 の「長距離走行（その 1）実施要領」によるものとする。

なお、長距離耐久告示第 1 条に定める走行の要件は、固定劣化係数を用いることにより、これに代えることができる。

- (2) ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（二輪自動車及び特殊自動車（小型特殊自動車及び大型特殊自動車をいう。以下同じ。）を除く。）

長距離耐久告示第 1 条及び指定基準第 I 編 4. 2. に定める研究所に提示する自動車であってガソリン又は液化石油ガスを燃料とするものに係る走行の要件に基づき、指定の申請に係る自動車の走行を実施する場合には、同告示及び同指定基準の規定によるほか、附則 7－3 の「長距離走行（その 2）実施要領」によるものとする。ただし、細目告示第 41 条第 1 項第 3 号の基準を適用する自動車（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 4 年国土交通省告示第 1040 号）による改正前の細目告示別添 42 の規定を適用するものは除く。）にあつては、附則 7－3 4. 2 及び 6（認定証を提出するものは除く。）並びに協定規則第 154 号の次のいずれかの改訂版（以下「協定規則第 154 号」という。） 6. 7. 及び附則 C4 によるものとする。

- (ア) 協定規則第 154 号第 2 改訂版補足改訂版（レベル 1a に関する要件は除く。）

- (イ) 協定規則第 154 号第 3 改訂版補足改訂版

なお、長距離耐久告示第 1 条に定める走行の要件は、以下の方法等を用いることにより、これに代えることができる。

- (i) 長距離耐久告示第 1 条及び指定基準第 I 編 4. 2. に定める走行キロ数の 1/3 以上の走行キロ数を実走行した結果から、長距離耐久告示第 1 条及び指定基準第 I 編 4. 2. に定める走行キロ数走行後の結果を外挿により求める方法（以下「外挿法」という。）（車両総重量 3.5 トンを超える自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下の自動車を除く。）に限る。）
- (ii) 米国 EPA 又は EEC の定める耐久走行（細目告示第 41 条第 1 項第 3 号の基準を適用する自動車（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 4 年国土交通省告示第 1040 号）による改正後の細目告示別添 42 の規定を適用するものに限る。）及び協定規則第 154 号の認定証を提出するものは除く。）

- (iii) 長距離耐久告示第1条及び指定基準第Ⅰ編4.2.に定める走行キロ数に相当する固定劣化補正值算出係数により求めた劣化補正值(以下「固定劣化補正值」という。)(細目告示第41条第1項第3号の基準を適用する自動車(協定規則第154号の認定証を提出するものは除く。))
- (3) 軽油を燃料とする自動車(二輪自動車及び特殊自動車を除く。)
- 長距離耐久告示第1条及び指定基準第Ⅰ編4.2.に定める研究所に提示する自動車であって軽油を燃料とするものに係る走行の要件に基づき、指定の申請に係る自動車の走行を実施する場合には、同告示及び同指定基準の規定によるほか、附則7-5「長距離走行(その3)実施要領」によるものとする。ただし、細目告示第41条第1項第7号の基準を適用する自動車(道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和4年国土交通省告示第1040号)による改正前の細目告示別添42の規定に適合するものは除く。)にあつては、附則7-5 4.2及び6(認定証を提出するものは除く。)並びに協定規則第154号の6.7.及び附則C4によるものとする。
- なお、長距離耐久告示第1条に定める走行の要件は、以下の方法等を用いることにより、これに代えることができる。
- (i) 外挿法(車両総重量 3.5 トンを超える自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車を除く。))に限る。)
- (ii) 米国 EPA 又は EEC の定める耐久走行(細目告示第41条第1項第7号の基準を適用する自動車(道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和4年国土交通省告示第1040号)による改正後の細目告示別添42の規定を適用するものに限る。))及び協定規則第154号の認定証を提出するものは除く。)
- (iii) 固定劣化補正值(細目告示第41条第1項第7号の基準を適用する自動車(道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和4年国土交通省告示第1040号)による改正前の細目告示別添42の規定を適用するものに限る。))及び協定規則第154号の認定証を提出するものは除く。)
- (4) ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする特殊自動車
- ① 認定要領第3第2項に掲げる国土交通大臣に提示する小型特殊自動車であってガソリン又は液化石油ガスを燃料とするものに係る走行の要件に基づき、認定の申請に係る小型特殊自動車の走行を実施する場合には、認定要領の規定によるほか、附則7-7の「長距離走行(その4)実施要領」によるものとする。
- なお、長距離耐久告示第1条に定める走行の要件は、以下の方法等を用いることにより、これに代えることができる。
- (i) 外挿法
- (ii) 米国 EPA 又は EU の定める耐久走行
- ② 長距離耐久告示第1条及び指定基準第Ⅱ編4.2.に定める研究所に提示する自動車であってガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車に係る走行の要件に基づき、指定の申請に係る自動車の走行を実施する場合には、同告示及び同指定基準の規定によるほか、附則7-7の「長距離走行(その4)実施要領」によるものとする。
- なお、長距離耐久告示第1条に定める走行の要件は、以下の方法等を用いることにより、これに代えることができる。
- (i) 外挿法
- (ii) 米国 EPA 又は EU の定める耐久走行
- (5) 軽油を燃料とする特殊自動車
- ① 認定要領第3第2項に掲げる国土交通大臣に提示する小型特殊自動車であって軽油を燃料とするものに係る走行の要件に基づき、認定の申請に係る小型特殊自動車の走行を実施する場合には、認定要領の規定によるほか、附則7-9の「長距離走行(その5)実施要領」によるものとする。
- なお、長距離耐久告示第1条に定める走行の要件は、以下の方法等を用いることにより、これに代えることができる。
- (i) 外挿法
- (ii) 米国 EPA、EEC 又は EU の定める耐久走行
- ② 長距離耐久告示第1条及び指定基準第Ⅱ編4.2.に定める研究所に提示する自動車であって軽油を燃料とする大型特殊自動車に係る走行の要件に基づき、指定の申請に係る自動車の走行を実施する場合には、同告示及び同指定基準の規定によるほか、附則7-9の「長距離走行(その5)実施要領」によるものとする。

なお、長距離耐久告示第1条に定める走行の要件は、以下の方法等を用いることにより、これに代えることができる。

- (i) 外挿法
- (ii) 米国 EPA、EEC 又は EU の定める耐久走行

2. 国土交通大臣又は研究所に提出する書面の様式等（認定要領第3第3項、長距離耐久告示第3条関係及び指定基準第I編4.3（別紙2の4.（2）より引用する場合に限る。））

(1) 二輪自動車又は原動機付自転車

- ① 認定要領第3第3項に掲げる書面であって、二輪の軽自動車又は原動機付自転車について提出する場合は、附則7-2の様式1による「申請二輪車等の走行実施済証及び基準適合証（その1）」とする。

なお、その記載要領は、附則7-2の「申請二輪車等の走行実施済証及び基準適合証（その1）の記載要領」によるものとする。この場合において、認定要領第3第3項第1号にいう「申請二輪車等の当該装置に生じさせる走行」とは、装置等を実車に取り付けた状態の負荷に相当する負荷が装置等に加えられる方法により、台上試験装置を用いて行う試験を含むものとする。

また、外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者（外国人又は外国法人に限る。）にあつては、附則7-2の様式1に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

- ② 長距離耐久告示第3条及び指定基準第I編4.3（別紙2の4.（2）より引用する場合に限る。）に掲げる書面であって二輪の小型自動車について提出する場合は、附則7-2の様式1による「申請二輪車等の走行実施済証及び基準適合証（その1）」とする。

なお、その記載要領は、附則7-2の「申請二輪車等の走行実施済証及び基準適合証（その1）の記載要領」によるものとする。この場合において、長距離耐久告示第3条第1号にいう「申請自動車の当該装置に生じさせる走行」とは、装置等を実車に取り付けた状態の負荷に相当する負荷が装置等に加えられる方法により、台上試験装置を用いて行う試験を含むものとする。

また、外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者（外国人又は外国法人に限る。）にあつては、附則7-2の様式1に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

(2) ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（二輪自動車及び特殊自動車を除く。）

長距離耐久告示第3条及び指定基準第I編4.3（別紙2の4.（2）より引用する場合に限る。）に掲げる書面であってガソリン又は液化石油ガスを燃料とするものについて提出する場合は、附則7-4の様式2による「申請自動車の走行実施済証及び基準適合証（その2）」とする。

なお、その記載要領は、附則7-4「申請自動車の走行実施済証及び基準適合証（その2）の記載要領」によるものとする。この場合において、長距離耐久告示第3条第1号にいう「申請自動車の当該装置に生じさせる走行」とは、装置等を実車に取り付けた状態の負荷に相当する負荷が装置等に加えられる方法により、台上試験装置を用いて行う試験を含むものとする。

また、外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者（外国人又は外国法人に限る。）にあつては、附則7-4様式2に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

(3) 軽油を燃料とする自動車（二輪自動車及び特殊自動車を除く。）

長距離耐久告示第3条及び指定基準第I編4.3（別紙2の4.（2）より引用する場合に限る。）に掲げる書面であって軽油を燃料とする自動車について提出する場合は、附則7-6の様式3による「申請自動車の走行実施済証及び基準適合証（その3）」とする。

なお、その記載要領は、附則7-6「申請自動車の走行実施済証及び基準適合証（その3）の記載要領」によるものとする。

この場合において、長距離耐久告示第3条第1号にいう「申請自動車の当該装置に生じさせる走行」とは、装置等を実車に取り付けた状態の負荷に相当する負荷が装置等に加えられる方法により、台上試験装置を用いて行う試験を含むものとする。

また、外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者（外国人又は外国法人に限る。）にあつては、附則7-6様式3に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

(4) ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする特殊自動車

認定要領第3第3項に掲げる書面であって、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする小型特殊自動車について提出する場合は、附則7－8の様式4による「申請自動車の走行実施済証及び基準適合証（その4）」とする。

なお、その記載要領は、附則7－8の「申請自動車の走行実施済証及び基準適合証（その4）」の記載要領によるものとする。この場合において、認定要領第3第3項第1号にいう「申請検査対象外軽自動車等の当該装置に生じさせる走行」とは、装置等を実車に取り付けた状態の負荷に相当する負荷が装置等に加えられる方法により、台上試験装置を用いて行う試験を含むものとする。

また、外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者（外国人又は外国法人に限る。）にあつては、附則7－8の様式4に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

(5) 軽油を燃料とする特殊自動車

認定要領第3第3項に掲げる書面であって、軽油を燃料とする小型特殊自動車について提出する場合は、附則7－10の様式5による「申請自動車の走行実施済証及び基準適合証（その5）」とする。

なお、その記載要領は、附則7－10の「申請自動車の走行実施済証及び基準適合証（その5）」の記載要領によるものとする。この場合において、認定要領第3第3項第1号にいう「申請検査対象外軽自動車等の当該装置に生じさせる走行」とは、装置等を実車に取り付けた状態の負荷に相当する負荷が装置等に加えられる方法により、台上試験装置を用いて行う試験を含むものとする。

また、外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者（外国人又は外国法人に限る。）にあつては、附則7－10の様式5に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

附則 7－1（記 1 関係）

長距離走行(その 1)実施要領

1. 適用範囲

長距離耐久告示第 1 条及び指定基準 4. 2. に定める自動車のうち二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）並びに認定要領第 3 第 2 項に定める検査対象外軽自動車等（以下「二輪車等」という。）の長距離走行は、それぞれ同条及び同項の規定によるほか、この実施要領によるものとする。

2. 試験二輪車等

試験の用に供する二輪車等（以下「試験二輪車等」という。）又は試験エンジン（5 の排出ガスを測定するために必要な付属装置を備えていること。以下同じ。）は、自動車型式指定申請、装置型式申請又は型式認定申請（以下「型式指定申請等」という。）に係る二輪車等又はそれに搭載されているエンジン（以下「申請二輪車等」という。）と同一の構造、装置及び性能を有するものとする。また、試験二輪車等又は試験エンジンは、走行又は運転開始前において、点検・整備要領に基づいて整備された状態であること。

ただし、世界技術規則第 23 号の規定による走行を行う場合にあっては、同規則の附則 5（規則 4. を除く。）の規定に従うものとする。

3. 走行方法等

(1) 試験二輪車等（(2) の原動機付自転車を除く。）の走行は、走行路上又はシャシダイナモメータ上において、世界技術規則第 23 号の附則 1 又は附則 2 に定める方法により行う。

ただし、側車付二輪車の荷重状態にあっては空車状態に 2 人の人員が乗車した状態とする。

(2) 試験二輪車等（最高速度が 50km/h 以下の第一種原動機付自転車に限る。）の走行は、走行路上又はシャシダイナモメータ上において、3. 1 又は 3. 2 に定める方法により行う。

なお、無段式自動変速機を備えた二輪車等であって動力駆動輪の支持軸（以下「出力軸」という。）を備えたものは、3. 3 に定める方法により行うことができる。

3. 1 走行路上の走行方法

試験二輪車等の走行は、速度条件別の走行割合がそれぞれ表 1－1 又は表 1－2 に掲げる総走行キロ数に対する走行割合となるように行い、かつ、同表の各速度条件による走行を適宜組み合わせることでこれを繰り返すことにより行うものとする。

この場合において、試験二輪車等の荷重状態については、5. の排出ガス測定に係る走行の場合を除き、二輪車等の種類に応じて表 2 に掲げる状態に設定する。ただし、必要に応じて重量を追加した状態とすることができる。

なお、走行路については任意とする。

表 1－1

速 度 条 件		総走行キロ数に対する走行割合
種 類	速 度	原動機付自転車
通 常 行	主として 15～30km/h の範囲の速度。 なお、アイドリング、加速、減速及び定速走行のすべてを含むこと。	80%以上
その他の走行	任 意	任 意

表 1－2

走行条件	
種 類	原動機付自転車
発進回数	発進回数が 1 時間に 20 回以上。
走行速度	30km/h 以上の速度（ただし、当該車両の性能上、定められた速度で走行できない車両にあっては可能な最高速度）での走行割合が総走行キロ数に対し 8 % 以上。
平均速度	平均速度が 22. 5km/h 以上。
その他	別紙 1 の参考モードによる走行よりも一酸化炭素等発散防止装置の劣化が大きくなる走行であること。また、アイドリング、加速、減速及び定常走行を適宜組み合わせる走行すること。

表 2

二 輪 車 等 の 種 類	荷 重 状 態
原動機付自転車	空車状態の二輪車等に 1 人の人員が乗車した状態

(注) 1. 空車状態とは、保安基準第 1 条の規定による空車状態をいう。

2. 人員 1 人の重量は、細目告示「別添 44 二輪車排出ガスの測定方法」による。

3.2 シャンダイナモメータ上の走行方法

シャンダイナモメータ上の走行は、5. の排出ガス測定に係る走行を除き、次の 3. 2. 1 及び 3. 2. 2 に示す方法により行う。

3. 2. 1 シャンダイナモメータの調整等は、細目告示技術基準「二輪車排出ガスの測定方法」（以下「測定方法」という。）に準拠して実施するものとする。試験方法の適用にあたって、試験二輪車等の重量は、表 2 に掲げる荷重状態の二輪車等の重量とし、シャンダイナモメータの負荷は、試験二輪車等が 30km/h で定速走行する時の走行抵抗に相当する負荷とする。

3. 2. 2 試験二輪車等の走行は、シャンダイナモメータ上において、表 1－1 又は表 1－2 に掲げる各速度条件による走行を適宜組み合わせてこれを繰り返すことにより行う。この場合における走行キロ数の記録は、車載の走行距離計又はシャンダイナモメータに備えた走行距離計によるものとする。

なお、表 1－1 の走行の例を参考モードとして別紙 1 に示す。

3.3 エンジンダイナモメータ上の運転方法

試験エンジンの運転は、エンジンダイナモメータ上において、5 の排出ガス測定に係る運転を除き、3. 1 に示す基準を満たし、次の 3. 3. 1 から 3. 3. 3 に示す方法により行う。

なお、表 1－1 の運転の例を参考モードとして別紙 2 に示す。

3. 3. 1 エンジンダイナモメータへのエンジンの設置は、次によるものとする。

(1) 試験エンジンには、吸気から排気に至るまでの一酸化炭素等発散防止装置等排出ガス対策部品を含めた全部品を、完成車状態と同等に装備する。

(2) エンジンダイナモメータへの動力伝達は、出力軸とエンジンダイナモメータ軸をチェーン又は補助ドライブ軸を用いて接続することにより行う。この場合において、接続部には増減速装置及び衝撃緩衝装置を設けることができる。

3. 3. 2 エンジンダイナモメータへの負荷設定は、吸気温度が負荷測定時の吸気温度の $\pm 5^{\circ}\text{C}$ の状態において、試験二輪車等が走行開始時に $30 \pm 2 \text{ km/h}$ で定速走行する時の走行抵抗に相当する負荷とする。

なお、試験エンジンの冷却はスパークプラグ座金温度（2 サイクルエンジン）又は潤滑油温度（4 サイクルエンジン）が負荷測定時の温度と同等になるようにし、かつ、排気管出口の排気ガス温度が負荷測定時の排気ガス温度に対して $\pm 25^{\circ}\text{C}$ となるよう冷却風等を用いることができる。冷却ファンを有するエンジンは、必ずこれを用いること。

- 3.3.3 試験エンジンの運転は、表 1－1 又は表 1－2 に掲げる各速度条件による走行に対するエンジンの運転状態を適宜組み合わせ、これを繰り返すことにより行う。

なお、試験二輪車等の走行距離の換算にあたっては、エンジンダイナモメータに備えた積算回転計によるものとする。

- 3.4 長距離耐久告示第 1 条及び指定基準 4.2. に定める走行と同等な走行方法

3.1 及び 3.2 において Code of Federal Regulations (米国連邦法規総覧) Title40 Chapter1 Part86 APPENDIX IV 及び Regulation (EU)No.168/2013 に基づく Regulation (EU)No.134/2014 AnnexVI APPENDIX I 又は II に規定する走行方法とすることができる。

4. 走行又は運転期間中の処理

- 4.1 (1) 走行又は運転期間中の試験二輪車等（(2)の原動機付自転車を除く。）の点検・整備については、世界技術規則第 23 号の附則 5 の規則 5. に従うものとする。

ただし、やむを得ずこれ以外の整備を臨時に実施する必要がある場合にあっては、整備を実施したうえその内容を記録するものとする。

- (2) 走行又は運転期間中の試験二輪車等（最高速度が 50km/h 以下の第一種原動機付自転車に限る。）又は試験エンジンの点検・整備については、走行キロ数（試験エンジンの運転の場合には、申請二輪車等の製作者等が適切である旨を説明できる方法により運転時間を走行キロ数に換算したときの値（以下「換算走行キロ数」という。））が概ね 1,000km 及びそれ以降、認定要領第 5 の点検整備方式（以下「点検整備方式」という。）に準拠して実施することができる。この場合において、点検・整備項目は、1,000km については、申請二輪車等の製作者等の定めるところによるものとし、その後は概ね 3,000km を 6 か月に換算した場合に適用される点検・整備の項目によるものとする。

ただし、やむを得ずこれ以外の整備を臨時に実施する必要がある場合にあっては、整備を実施したうえその内容を記録するものとする。

- 4.2 走行又は運転期間中は、原動機、一酸化炭素等発散防止装置等排出ガス性能に係る部品については、定期交換部品以外の部品の交換を行ってはならない。ただし、やむを得ず交換を行った場合には、当該交換部品を提示できるよう型式の指定等を受けた日から 3 年 9 ヶ月間保管しておくこと。

5. 排出ガス測定

- 5.1 (1) 試験二輪車等（(2)の原動機付自転車を除く。）の 排出ガス測定は世界技術規則第 23 号の規則 2.3.1. に規定された測定を行うものとする。

ただし、同規則の規則 1.5.1.2. に規定された方法により長距離走行を行う場合には同規則の規則 2.3.2. に規定された測定を行うものとする。

- (2) 試験二輪車等（最高速度が 50km/h 以下の第一種原動機付自転車に限る。）にあっては初期測定時（1,000km 程度）、最終測定時（規定走行キロ数を走行した後）及び走行又は運転期間中において、規定走行キロ数を概ね等間隔に分割した走行キロ数又は換算走行キロ数に達する時期ごと、並びに 4.1(2)に定める点検・整備（エンジン・オイル及びオイル・フィルタの定期交換を除く。）の前後（点検・整備後については、排出ガス性能に影響を及ぼすおそれのある点検・整備を行った場合に限る。）に測定を行うものとする。

なお、「等間隔に分割した」とは 2 分割以上とし、排出ガス測定は、分割された走行キロ数又は換算走行キロ数の±200kmの範囲で行うこととする。

- 5.2 排出ガス測定は、試験方法に準拠して行うものとする。ただし、シャシダイナモメータの負荷設定については、走行開始時の排出ガス測定において設定した負荷をその後の排出ガス測定に用いることができるものとする。

また、5.1 で定める測定の時期における測定は複数回行うことができる。この場合、各測定モードごとの全ての時期における測定回数は同一でなければならない。ただし、同時期に整備の前後に測定を実施した場合の測定回数は、整備後のみの測定回数とする。

6. 走行結果等

- 6.1 走行又は運転の記録及び結果は、付表 1 及び 2 の様式に記載する。

- 6.2 試験二輪車等又は試験エンジンの点検・整備等の状況は、付表 3 の様式に記録する。
- 6.3 申請等の際には、6.1、6.2 で記載した付表 1、付表 2 及び付表 3 を提出すること。

7. 将来的な構造・装置の変更を見込んで長距離走行を行う場合の特例

- 7.1 構造・装置の変更により車両重量の増加又は総減速比の変更が見込まれる場合に限り、増加する重量と同等の荷重を試験二輪車等に積載した状態又は総減速比を変更した状態で長距離走行を行うことができる。
- 7.2 3. の試験二輪車等の荷重状態は、7.1 の状態とする。
- 7.3 5. の排出ガス測定は、7.1 の状態で行うものとする。

付表 1

長距離走行（その 1）の結果（1）

◎試験二輪車等

車名・型式（類別）	原動機型式	最高出力	kW {PS} /rpm
車台番号又はシリアル番号	サイクル	気筒	総排気量
乗車定員	人	変速機	L
車両重量	kg	減速比	
車両総重量	kg		
排出ガス減少装置			

◎走行実施状況

走行場所

走行方法

走行路

シャシダイナモメータ（仕様）

（走行開始時の負荷設定方法及び負荷相当値）

エンジンダイナモメータ（仕様）

（運転開始時の負荷設定方法及び負荷相当値）

走行モード〔参考モード・その他のモード〕

長距離走行における等価慣性重量 kg

走行期間 年 月 日 ～ 年 月 日

総走行キロ数 km

条件別走行キロ数

走行条件		通常走行	高速走行	その他	計
表 1－1	走行キロ数	km	km	km	km
	（総走行キロ数に 対する走行割合）	(%)	(最高速度 km/h) (%)	(%)	(100.0%)
走 行 条 件		発進回数	高 速 走 行	平 均 速 度	計
表 1－2	走行キロ数	1 時間あた り	km	km	km
	（総走行キロ数に 対する走行割合）	(回)	(最高速度 km/h) (%)	(%)	(100.0%)

◎排出ガス測定

測定場所

排出ガス試験における等価慣性重量 kg

駆動車輪タイヤ空気圧（製作者指定値） kPa （実測値） kPa

使用燃料

排出ガス分析計

CVS装置

シャシダイナモメータ

シャシダイナモメータの負荷の設定方法

シャシダイナモメータの負荷に相当する値

(20km/h) (30km/h) (40km/h) (50km/h)

- (注) 1. 「走行方法」については、〔 〕内のいずれか該当するものに○印を付す。なお、「シャシダイナモメータ」又は「エンジンダイナモメータ」に○印を付した場合には、（ ）内に、その仕様及び50km/h(第一種原動機付自転車は30km/h) 走行時の負荷設定方式と負荷相当の設定値を記載する。
2. 「走行モード」については、〔 〕内のいずれか該当するものに○印を付す。なお、「その他のモード」に○印を付した場合には、その内容を添付する。
3. 最高速度が100km/hで連続して運転できない試験二輪車等にあつては、可能な最高速度を条件別走行キロ数の表中の「高速走行」欄に記載する。

4. 「シャシダイナモメータ」又は「エンジンダイナモメータ」の負荷に相当する値については、負荷設定に用いた方法及び負荷相当値を記載する。
5. 試験エンジンの運転の場合における「総走行キロ数」及び「条件別走行キロ数」については、それぞれ相当する運転時間を換算した値を記載する。走行モードとして「米国EPA耐久モード」又は「欧州標準路上サイクル」を使用した場合には、「条件別走行キロ数」を空欄とすることができる。
6. 「車台番号又はシリアル番号」については、試験自動車の車台番号又はシリアル番号を記載する。ただし、当該試験自動車が直接打刻された識別記号及び識別番号を有する場合には、識別記号及び識別番号を記載する。
7. 「駆動車輪タイヤ空気圧（製作者指定値）」については、自動車等の製作者が定めた試験二輪車等の荷重状態におけるタイヤ空気圧を記載する。

付表 2

長距離走行（その1）の結果（2）

車名・型式（類別）

車台番号又はシリアル番号

原動機の型式

年 ／ 月 ／ 日	作 業	作業開始時の 走行キロ数	排出ガス測定結果 (g/km)					備 考
			CO	HC	NMHC	NO _x	PM	

- (注) 1. 「作業欄」には、長距離走行、排出ガス測定、点検・整備及びその他の別をそれぞれ「A」、「B」、「C」及び「D」により記載する。なお、その他の作業については、備考欄に作業の具体的内容を記載する。
2. 試験エンジンの運転の場合における「作業開始時の走行キロ数」については、相当する運転時間を換算した値を記載する。
3. 「車台番号又はシリアル番号」については、試験自動車の車台番号又はシリアル番号を記載する。ただし、当該試験自動車に直接打刻された識別記号及び識別番号を有する場合には、識別記号及び識別番号を記載する。
4. NMHC 及び PM の欄について、排出量の基準適用を受けないものについては記載を要しない。

付表 3

長距離走行（その1）点検整備等記録

車名・型式（類別）

車台番号又はシリアル番号

原動機の型式

年/月/日	走行キロ数 (km)	点検・整備等の種類	点検・整備箇所	点検・整備内容、処 置

- (注) 1. 「点検・整備等の種類」欄には、定期点検整備又は臨時整備の別を記載する。
2. 「点検・整備内容、処置」欄には、実施した調整及び部品等の交換の内容を具体的に記載する。
3. 試験エンジンの運転の場合における「走行キロ数」については、相当する運転時間を換算した値を記載する。
4. 「車台番号又はシリアル番号」については、試験自動車の車台番号又はシリアル番号を記載する。ただし、当該試験自動車に直接打刻された識別記号及び識別番号を有する場合には、識別記号及び識別番号を記載する。

シャシダイナモメータ上の走行方法（参考モード）

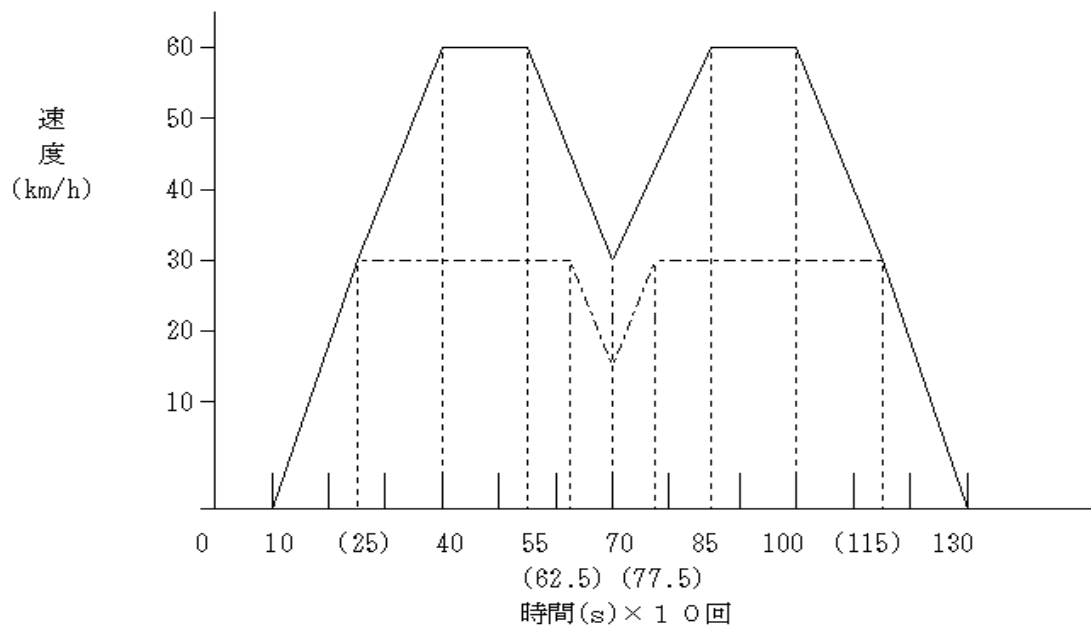
表Aに掲げる通常走行による運転を10回繰り返した後、表Bに掲げる高速走行による運転を1回行い、以下これを繰り返す。

なお、第一種原動機付自転車にあつては、表Aの（ ）内の値又は参考図A中の一点鎖線のパターンによるものとする。

表A 通常走行

運転モード	運 転 状 態 (km/h)	運転時間 (s)	累積時間 (s)	加速度又は 減速度 (m/s ²)
1	アイドリング	10	10	---
2	0 → 60(30)	30(15)	40(25)	0.59
3	60(30)	15(37.5)	55(62.5)	---
4	60(30) → 30(15)	15(7.5)	70	0.59
5	30(15) → 60(30)	15(7.5)	85(77.5)	0.59
6	60(30)	15(37.5)	100(115)	---
7	60(30) → 0	30(15)	130	0.59

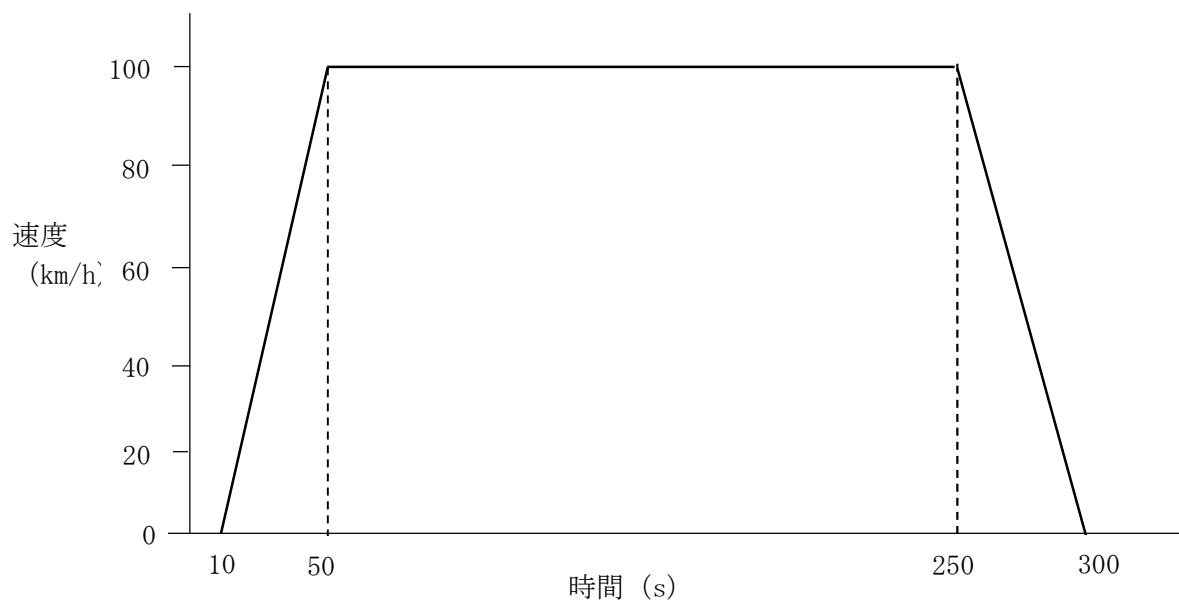
参考図A



表B 高速走行

運転モード	運 転 状 態 (km/h)	運転時間 (s)	累積時間 (s)	加速度又は 減速度 (m/s ²)
1	アイドリング	10	10	---
2	0 → 100	40	50	0.59
3	100	200	250	---
4	100 → 0	50	300	0.59

参考図B



- (注) 1. 表A及び表Bの右欄に掲げる加速度が得られない試験二輪車等にあつては、絞り弁全開による加速度とする。
2. 表Bにおいて100km/hで連続して運転できない試験二輪車等にあつては、当該二輪車等が連続して運転することができる最高速度で運転するものとする。
- なお、この場合の減速モードは、250sで減速を開始して300sで停止できるよう減速度を設定する。

エンジンダイナモメータ上の運転方法（参考モード）

無段式自動変速装置を備えた二輪車等にあつては、以下に掲げる 1～3 の手順により、別紙 1 中表 A に掲げる通常走行に対応するエンジンの運転パターン（以下「通常運転」という。）及び表 B に掲げる高速走行に対応するエンジンの運転パターン（以下「高速運転」という。）を求め、通常運転を 10 回繰り返した後、高速運転を 1 回行い、以下これを繰り返す。

また、エンジンの運転時間を走行距離に換算する際には、以下の 4 に掲げる方法によるものとする。

なお、第一種原動機付自転車にあつては別紙 1 中表 A に掲げる（ ）内の値及び参考図 A 中の一点鎖線のパターンにより、通常運転を繰り返す。

- 1 型式指定申請等に係る二輪車等を、走行路上又はシャシダイナモメータ上において、別紙 1 中表 A に掲げる通常走行及び表 B に掲げる高速走行を行い、その時の出力軸回転数及び負荷を測定する。

なお、シャシダイナモメータ上において走行させる場合のシャシダイナモメータの調整等は、長距離走行（その 1）実施要領中 3.2.1 の規定によるものとする。

- 2 1 で測定した通常走行時及び高速走行時における出力軸回転数及び負荷を用いて、下表により、別紙 1 中表 A 及び表 B の各運転モードに対応するエンジンの運転状態を求める。

走行の種類	エンジンの運転状態
定速走行	安定状態での回転数・負荷
加速走行	加速状態での最高回転数・最高負荷
減速走行	前条件から絞り弁全閉
アイドリング	アイドリング

- 3 2 で求めたエンジンの運転状態を、別紙 1 中表 A 及び表 B に掲げる運転モードと同じ順序及び同じ運転時間で組み合わせて、通常運転及び高速運転とする。
- 4 エンジンの運転時間を走行距離に換算する場合には、減速走行に対応する運転時間及び運転モード間の移行時間は含めないものとする。また、加速走行に対応するエンジンの運転時間を走行距離に換算する場合には、使用時間と平均車速を用いるものとする。

附則 7－2（記 2 関係）

申請二輪車等の走行実施済証及び基準適合証（その 1）の記載要領

申請に係る二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）及び原動機付自転車（以下「申請二輪車等」という。）の走行実施済証等（申請二輪車等の走行実施済証及び基準適合証（その 1）をいう。以下同じ。）については、次に示す要領により記載するものとする。

なお、記載欄の大きさは、順序及び配列を変えない範囲で伸縮することができる。
また、記載欄に不足が生じるときは、2 枚以上の用紙により記載することができる。

1. 様式 1 の項目別記載方法

(1) 申請二輪車等の製作者の氏名又は名称

申請二輪車等の製作者の氏名又は名称を記載する。

(2) 住所

申請二輪車等の製作者の住所を記載する。

(3) 申請二輪車等の車名・型式

申請二輪車等の車名・型式を記載する。

(4) 原動機の型式

申請二輪車等の原動機の型式を記載する。

(5) 排出ガスに係る構造・装置

ア 一酸化炭素等発散防止装置の主な構成部品

表 1 の構成部品欄に掲げる一酸化炭素等発散防止装置の構成部品について、同表の区分欄に掲げる項目等をその例により記載する。

なお、構成部品欄に掲げる装置が装着されていない場合には、その旨の記載を省略することができる。

表 1

構 成 部 品	区 分
触 媒	1. 種類（酸化触媒、還元触媒、三元触媒等）の別 2. 形式（モノリス、ペレット等）の別 3. 容量及び個数（1 L・2 個（0.5 L＋0.5 L）等）の別 4. 主要成分（白金、ロジウム、パラジウム等）の別 5. 取付位置（排気マニホールド内、膨張室内等）の別
EGR装置	装着の有無
二次空気供給装置	装着の有無
O ₂ センサー	装着の有無
その他の装置	装置の名称

イ 原動機等の主な仕様

表 2 の仕様欄に掲げる装置等について、同表の区分欄に掲げる項目等をその例により記載する。

なお、区分欄に掲げる装置が装着されていない場合には、その旨の記載を省略することができる。

表 2

仕 様	区 分
原動機の仕様	1. 燃料の別 2. 燃焼サイクル（2サイクル、4サイクル等）の別 3. 冷却方式（空冷、水冷等）の別 4. シリンダブロック形状及びシリンダ数（直4、V4等）の別 5. シリンダボアの中心間距離の別 6. 総排気量の別 7. 燃料供給方式（化器、燃料噴射等）の別 8. 燃焼室形式（ペントルーフ等）の別 9. 弁機構（OHV、OHC等）の別
変速機の仕様	自動式、手（足）動式又は半自動式の別
走行車の重量	等価慣性重量
その他の装置	装置の名称

(6) 走行の主な実施場所及び走行の実施期間

申請二輪車等に係る走行の実施場所の名称及び所在地、並びに走行の開始時期及び終了時期を年月まで記載する。

なお、固定劣化係数を用いた場合には「－」を記載する。

(7) 走行の実施結果等

ア 走行又は試験の別

実車による走行又は装置による台上試験の別を「実車走行」、「シャシダイナモメータ試験」、「装置台上試験」等の例により記載する。

なお、固定劣化係数を用いた場合には「－」を記載する。

イ 走行又は試験の条件

実車による走行の場合には、走行条件又は走行モードの名称を「悪路走行」、「高速走行」、「米国 EPA 耐久モード」、「欧州標準路上サイクル」等の例により記載する。

装置台上試験の場合には、試験条件又は試験モードの名称を記載するとともに、試験時間を（h）単位で付記する。

なお、固定劣化係数を用いた場合には「固定劣化係数の使用」と記載する。

ウ 走行距離又は換算走行距離

実車による走行の場合には、走行距離を km 単位で記載する。

装置台上試験の場合には、走行又は試験の条件欄に記載した試験時間を通常の使用形態における走行距離に換算し、その換算走行距離を km 単位で記載する。この場合において、当該換算方法は、申請二輪車等の製作者等が適切である旨を説明できるものであること。

なお、固定劣化係数を用いた場合には「－」を記載する。

エ 排出ガス試験モード

二輪車モード法又は WMTC モード法を記載する。

オ 劣化補正值

次のいずれかの方法により求めた劣化補正值（ A_A ）を記載する。記載値は、細目告示で定められた基準値の 2 桁下の位を四捨五入して基準値の 1 桁下の位まで算出した値とする。

(ア) 認定要領第 3 第 2 項の走行条件 A 又は B に掲げる走行による場合

二輪車モード法又は WMTC モード法による排出ガス値（ y_i ：単位は g/km とし、整備の前後に測定を実施した場合には、整備後の値を用いる。）及びそれぞれの測定時（測定回数を n とする。）における走行距離（ x_i ：単位は 1,000 km とする。）を用いて、 y と x の関係を示す式 $y=a+bx$ を次の式により求める。

$$a = \frac{\sum x_i^2 \sum y_i - \sum x_i \sum x_i y_i}{n \sum x_i^2 - (\sum x_i)^2} \quad b = \frac{n \sum x_i y_i - \sum x_i \sum y_i}{n \sum x_i^2 - (\sum x_i)^2}$$

次に 1,000km における排出ガス値 (y_0) 及び規定走行距離 (L : 単位は万 km とする。この際に用いる値は、最高速度が 50km/h 以下の第一種原動機付自転車にあつては 0.6、最高速度が 50km/h 以下の第二種原動機付自転車、二輪の小型自動車及び二輪の軽自動車並びに最高速度が 50km/h を超え 130km/h 未満の原動機付自転車、二輪の小型自動車及び二輪の軽自動車にあつては 2.0、最高速度が 130km/h 以上の原動機付自転車、二輪の小型自動車及び二輪の軽自動車にあつては 3.5 とする。以下同じ。) 走行後の排出ガス値 (y_E) を次の式により求める。

$$y_0 = a + b \quad y_E = a + 10 L b$$

劣化補正値を次の式により求める。ただし、劣化補正値の値が負となった場合には、 $A_A = 0$ とする。

$$A_A = y_E - y_0$$

(イ) 世界技術規則第 23 号の規定の方法による場合

(a) 世界技術規則第 23 号の走行方法 (b) による方法を使用した場合を除く。) を使用し、規定走行距離の走行を実施した場合にあつては、(ア) に掲げる方法に準じて劣化補正値を求める。ただし、長距離走行開始前の排出ガス値を考慮せず、規定走行距離の 20% 以下で測定した排出ガス値を起点として劣化補正値を求めてもよい。

(b) 世界技術規則第 23 号の規則 1.5.1.2. に規定された方法を使用した場合にあつては、WMTC モード法による排出ガス値 (y_i : 単位は g/km とする。) 及びそれぞれの測定時 (測定回数を n とする。) における走行距離 (x_i : 単位は 1,000 km とする。以下、本項における走行距離は外挿値も含め、すべて単位は 1,000 km とする。) を用いて、 y と x の関係を示す式 $y=a+bx$ を次の式により求める。

ただし、長距離走行開始前の排出ガス値を考慮せず、規定走行距離の 20% 以下で測定した排出ガス値を起点として劣化補正値を求めてもよい。

$$a = \frac{\sum x_i^2 \sum y_i - \sum x_i \sum x_i y_i}{n \sum x_i^2 - (\sum x_i)^2} \quad b = \frac{n \sum x_i y_i - \sum x_i \sum y_i}{n \sum x_i^2 - (\sum x_i)^2}$$

次に 1,000km における排出ガス値 (y_0) 及び規定走行距離 (L) 走行後の排出ガス値 (y_E) を次の式により求める。

$$y_0 = a + b \quad y_E = a + 10 L b$$

劣化補正値を次の式により求める。ただし、劣化補正値の値が負となった場合には、 $A_A = 0$ とする。

$$A_A = y_E - y_0$$

(ウ) その他の走行又は試験の方法による場合

附則 7-1 の 3.4 に規定する走行を実施した場合、(ア) に掲げる方法に準じて劣化補正値を求める。

(エ) 固定劣化係数による場合

次の表に掲げる固定劣化係数 (A_{DF}) を用い、長距離耐久告示第 1 条に定める走行キロ数 (x_E) 相当における推定値 (C) を求めることが出来る。

燃料の種類	触媒の有無	規定走行距離相当の固定劣化係数 (A_{DF})				
		CO	THC	NMHC	NO _x	PM
ガソリン	有	1.3	1.3	1.3	1.3	1.0

カ 初期値(B)

オ(ア)、(イ)又は(ウ)の方法により劣化補正値を求める場合には、1,000 kmにおける推定排出ガス値（ y_0 ）、その他の方法による場合には実測値（測定時の走行距離は、1,000 km程度とする。）を記載する。記載値は、細目告示で定める基準値の桁数までとし、その直近下位の数値を四捨五入する。

キ 規定距離走行時の推定値又は実測値

二輪車モード法又はWMTCモード法による推定値又は実測値を記載する。ただし、推定値及び実測値がある場合には、一酸化炭素、炭化水素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の値について、それぞれの大きい方の値を記載し、推定値又は実測値のいずれであるかを（ ）書で示す。

記載値は、細目告示で定める基準値の桁数までとし、その直近下位の数値を四捨五入する。

二輪車モード法又はWMTCモード法による推定値（C）は、二輪車モード法又はWMTCモード法による初期値（B）及び劣化補正値（ A_A ）又は固定劣化係数（ A_{DF} ）を用いて、次の式により求める。

$$C = B + A_A \text{ 又は } C = B \times A_{DF}$$

(8) 保安基準への適合性

規定距離走行時の推定値及び全ての実測値について、長距離耐久告示第3条第2号、認定要領第3第3項及び指定基準7. に掲げる細目告示で定める基準値に適合している場合には、「適合」と記載する。

(9) 備考

ア 故障内容等

走行又は試験中に重大と思われる故障が生じた場合には、故障箇所、故障内容等を記載する。

イ 特例を用いた旨の記載

附則7-1の7の特例を用いて試験二輪車等に重量を加えた場合又は総減速比を変更した場合には、特例を用いた旨を記載する。

2. 様式1の記載方法の特例（最高速度が50km/h以下の第一種原動機付自転車を除く。）

法第75条第1項及び法第75条の3第1項の規定による指定の申請、施行規則第62条の3の規定による認定の申請並びに型式指定規則第3条の2第1項及び認定要領第7の規定並びに装置指定規則第4条の2第1項の規定による既指定型式指定の申請において次の取扱いによることができる。

- (1) 申請二輪車等の構造・装置（排出ガスに係るものに限る。以下「排出ガスに係る構造・装置」という。）であって表1及び表2に掲げるものが既に指定もしくは認定を受けた型式の二輪車等又は指定もしくは認定を申請している他の型式の二輪車等（以下「既型式指定及び型式認定二輪車等」という。）の排出ガスに係る構造・装置と同一又は類似のものである場合には、備考欄に当該既型式指定及び型式認定二輪車等の車名、型式、決裁番号及び決裁年月日を記載することにより、当該申請二輪車等に係る走行の主な実施場所、走行の実施期間及び走行の実施結果等の記載を省略することができる。

ただし、当該既型式指定及び型式認定二輪車等について、走行の主な実施場所、走行の実施期間及び走行の実施結果等の記載が省略されている場合を除く。

- (2) 申請二輪車等の排出ガスに係る構造・装置が既型式指定及び型式認定二輪車等の一酸化炭素等発散防止装置に生じる機能の劣化の程度が同等又は明らかに少ないと認められる場合には、備考欄に当該既型式指定及び型式認定二輪車等の車名、型式、決裁番号及び決裁年月日を記載することにより、当該申請二輪車等に係る走行の主な実施場所及び走行の実施期間の記載を省略することができる。この場合において、劣化補正値（ A_A ）については当該既型式指定及び型式認定二輪車等の劣化補正値を記載し、初期値（B）については1,000km以上の慣らし運転を行った申請二輪車等の排出ガスの実測値を記載し、規定距離走行時の推定値（C）又は実測値については初期値（B）及び劣化補正値（ A_A ）による推定値若しくは申

請車両に当該既型式指定及び型式認定二輪車等で長距離走行を実施した排気システムを装着した状態で測定した排出ガスの実測値（当該既型式指定及び型式認定二輪車等が世界技術規則第 23 号の規則 1.5.1.2. に規定された方法を用いた場合は規定走行距離走行後の外挿による推定値）のいずれか大きい方を記載し、推定値、実測値又は外挿値のいずれであるかを（ ）書で示すものとする。

ただし、既型式指定及び型式認定二輪車等について、走行の主な実施場所、走行の実施期間及び走行の実施結果等の記載が省略されている場合を除く。

- (3) 附則 7－1（記 1 関係）長距離走行（その 1）実施要領の 5.1 において、世界技術規則第 23 号の規則 1.5.1.2. に規定された方法により長距離走行を実施した場合には、走行距離又は換算走行距離欄に長距離耐久告示第 1 条、指定基準 4.2. 及び認定要領第 3 第 2 項に定める走行距離及び { } 内に実際の最終走行距離を記載し、さらに備考欄に世界技術規則第 23 号の規則 1.5.1.2. に規定された方法による旨を記載するものとする。
3. 様式 1 の記載方法の特例（最高速度が 50km/h 以下の第一種原動機付自転車に限る。）

施行規則第 62 条の 3 の規定による認定の申請及び認定要領第 7 の規定による申請において次の取扱いによることができる。

申請二輪車等の排出ガスに係る構造・装置であって表 1 及び表 2 に掲げるものが既に認定を受けた型式の二輪車等又は認定を申請している他の型式の二輪車等（以下「型式認定二輪車等」という。）の排出ガスに係る構造・装置と同一又は類似のものであって一酸化炭素等発散防止装置に生じる機能の劣化の程度が同等又は明らかに少ないと認められる場合には、備考欄に当該型式認定二輪車等の車名、型式、決裁番号及び決裁年月日を記載することにより、当該申請二輪車等に係る走行の主な実施場所、走行の実施期間及び走行の実施結果等の記載を省略することができる。

ただし、型式認定二輪車等について、走行の主な実施場所、走行の実施期間及び走行の実施結果等の記載が省略されている場合を除く。

様式1 (記2関係)

申請二輪車等の走行実施済証及び基準適合証(その1)

年 月 日

申請二輪車等の製作者

の氏名又は名称

住所

申請に係る二輪の小型自動車(側車付を含む。)、二輪の軽自動車(側車付を含む。)及び原動機付自転車(以下「申請二輪車等」という。)について、次表のとおり、長距離耐久告示第1条に掲げる走行(検査対象外軽自動車及び原動機付自転車については、自動車型式認証実施要領別添3「検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の型式認定要領」(以下「認定要領」という。)第3第2項の規定による国土交通大臣に提示する検査対象外軽自動車等に係る走行の要件に掲げる走行)及び指定基準4.2.により申請二輪車等及び検査対象外軽自動車等の一酸化炭素等発散防止装置に生じる機能の劣化と同等以上の劣化を申請二輪車等の当該装置に生じさせる走行(台上試験装置を用いて行う試験を含む。)を行ったものであること及び当該走行を行った場合において長距離耐久告示第3条第2号(検査対象外軽自動車等にあつては認定要領第3第3項、装置型式指定規則第2条第18号の申請自動車にあつては、指定基準7.)に掲げる基準に適合しているものであることを証明する。

申請二輪車等の車名・型式							
原動機の型式							
排出ガスに係る 構造・装置	一酸化炭素等発散防止装置の主な構成部品						
	原動機等の主な仕様						
走行の主な実施場所							
走行の実施期間							
走行の実 施 結 果 等	走行又は試験の別						
	走行又は試験の条件						
	走行距離又は換算走行距離						
	排出ガス測定方法						
	排出ガスの成分	一酸化炭素	炭化水素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質	
	劣化補正值(A _A)	(g/km)	(g/km)	(g/km)	(g/km)	(g/km)	
	初期値(B)	(g/km)	(g/km)	(g/km)	(g/km)	(g/km)	
	規定距離走行時の推定値(C)又は実測値	(g/km)	(g/km)	(g/km)	(g/km)	(g/km)	
道路運送車両の保安基準への適合性							
備考							

(日本産業規格A列4番)

(注)「一酸化炭素等発散防止装置」とは、法第41条及び第44条の発散防止装置のうち排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質を減少させる装置をいう。ただし、粒子状物質を減少させる装置にあつてはガソリン直接噴射式の原動機を有する自動車に限る。

附則 7－3（記 1 関係）

長距離走行(その 2) 実施要領

1 適用範囲

長距離耐久告示第 1 条及び指定基準 4.2. に定める自動車であってガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）に係る長距離走行は、長距離告示第 1 条及び指定基準 4.2. の規定によるほか、この実施要領によるものとする。

ただし、細目告示第 41 条第 1 項第 3 号の基準を適用する自動車（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 4 年国土交通省告示第 1040 号）による改正前の細目告示別添 42 の規定を適用するものは除く。）であって協定規則第 154 号の認定証を提出するものは附則 7－3 を適用せず、認定証を提出しないものにあつては 4.2 及び 6 を除き附則 7－3 は適用しない。

また、試験エンジンに係る規定は、5 の排出ガス測定において、JE05 モードによる排出ガス測定を行う自動車に対してのみ適用することができる。

2 試験自動車等

試験自動車又は試験エンジン（5 の排出ガス測定を行うために必要な付属装置を備えていること。以下同じ。）は、自動車型式指定申請及び装置型式指定申請（以下、「型式指定申請等」という。）に係る自動車のエンジン及び排出ガス低減装置と同一の構造、装置及び性能を有するものとする。また、試験自動車又は試験エンジンの車台番号又はシリアル番号は、申請者の提出する書面等により、型式指定申請等に係る自動車又はそれに搭載されているエンジンと同一の構造、装置及び性能を有するものであることが確認できる場合を除き、型式指定申請等のものと同一であること。また、試験自動車又は試験エンジンは、走行又は運転開始前において、エンジン及び排出ガス低減装置が運行の用に供していないものであり、かつ、点検・整備要領に基づいて整備された状態であること。

3 走行方法等

試験自動車の走行は、走行路上又はシャシダイナモメータ上において、3.1 又は 3.2 に定める方法により行う。試験エンジンの運転は、エンジンダイナモメータ上において 3.3 に定める方法により行う。なお、燃料の種類がガソリン・電気又は LPG・電気の自動車の場合は、CS 状態（細目告示別添 42「軽・中量車排出ガスの測定方法」別表 1）で走行し、外部充電による電力を用いないで走行を行うものとする。

3.1 走行路上の走行方法

試験自動車の走行は、表 1－1 又は表 1－2 の走行条件に適合するように行うものとする。この場合において、試験自動車の荷重状態については、5 の排出ガス測定に係る走行の場合を除き、自動車の種類に応じて表 2 に掲げる状態に設定する。ただし、必要に応じて重量を追加した状態とすることができる。

なお、走行路については任意とする。

表 1－1

速 度 条 件		総走行キロ数に対する走行割合
種 類	速 度	
通常走行	主として 30～60 km/h の範囲の速度。なお、アイドリング、加速、減速及び定速走行のすべてを含むこと。	60%以上
高速走行	100± 5 km/h の速度。 ただし、当該車両の性能上定められた速度で走行できない車両にあつては、可能な最高速度とする。	20%以上
その他の走行	任 意	任 意

表 1－2

種 類	走 行 条 件
発進回数	発進回数が 1 時間に 20 回以上。
高速走行	100 km/h 以上の速度（ただし、当該車両の性能上、定められた速度で走行できない車両にあっては可能な最高速度）での総走行キロ数に対する割合が 8 % 以上であること。
平均速度	平均速度が 45km/h 以上であること。
その他	別紙 1 の参考モードによる走行よりも一酸化炭素等発散防止装置の劣化が大きくなる走行であること。また、アイドリング、加速、減速及び定常走行を適宜組み合わせて走行すること。

表 2

自 動 車 の 種 類	荷 重 状 態
(1) 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車（乗車定員10人、かつ、車両総重量が3.5トンを超えるものを除く。）	空車状態の自動車に 2 人の人員が乗車した状態
(2) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人、かつ、車両総重量が3.5トンを超えるもの及び乗車定員が10人を超えるもの	空車状態の自動車に乗車定員の 1/2 の人員が乗車した状態
(3) (1) 及び (2) 以外の自動車	空車状態の自動車に 1 人の人員が乗車し、かつ、最大積載量の 1/2 の重量を有する物品が物品積載装置に均等に積載された状態

(注) 1 空車状態とは、保安基準第 1 条の規定による空車状態をいう。

2 人員 1 人の重量は、55 kg とする。

3.2 シャンダイナモメータ上の走行方法

シャンダイナモメータ上の走行は、5 の排出ガス測定に係る走行を除き、次の 3.2.1 及び 3.2.2 に示す方法により行う

3.2.1 シャンダイナモメータの調整等は、細目告示第 41 条に規定する測定方法（以下「試験方法」という。）に準拠して実施するものとする。ただし、試験方法の適用にあたって、試験自動車の重量は、表 2 に掲げる荷重状態の自動車の重量とし、試験自動車の重量をシャンダイナモメータの等価慣性重量に設定するものとする。この場合において、WLTC モード法を適用する試験自動車の重量をシャンダイナモメータの等価慣性重量に設定できないときは、試験自動車の重量に対して－5 % から＋10 % の範囲内で等価慣性重量を設定することができる。また、シャンダイナモメータの負荷は、試験自動車が行走を開始した際に確認された走行抵抗値又は申請自動車の走行抵抗設計値とする。使用するシャンダイナモメータが一点設定式の場合、80 ± 2 km/h において相当する負荷を設定するものとする。

3.2.2 試験自動車の走行は、シャンダイナモメータ上において、表 1－1 又は表 1－2 の走行条件に適合するように行うものとする。

なお、この走行の例を参考モードとして別紙 1 に示す。

3.3 エンジンダイナモメータ上の運転方法

試験エンジンの運転は、エンジンダイナモメータ上において、5 の排出ガス測定に係る運転を除き、表 1－1 又は表 1－2 の走行条件に適合する走行に対応するエンジンの運転状態を適宜組み合わせてこれを繰り返すことにより行う。

なお、この運転の例を参考モードとして別紙 2 に示す。

3.4 長距離耐久告示第 1 条及び指定基準 4. 2. に定める走行と同等な走行方法

3.1 及び 3.2 において Code of Federal Regulations (米国連邦法規総覧) Title40 Chapter1Part86 SubpartAAPPENDIX IV、70/220/EEC (EEC 指令) AnnexVII、Regulation (EC)No. 715/2007 に基づく Regulation (EC) No. 692/2008AnnexVII又は Regulation (EU) No. 2017/1151 AnnexVII若しくは協定規則第 83 号附則 9 に規定する走行方法とすることができる。

4 走行又は運転期間中の処理

- 4.1 走行又は運転期間中の試験自動車又は試験エンジンの点検・整備については、走行キロ数（試験エンジンの運転の場合には、申請自動車の製作者等が適切である旨を説明できる方法により運転時間を走行キロ数に換算したときの値（以下「換算走行キロ数」という。））が、概ね 1,000 km、5,000 kmに達すると及び、それ以降、型式指定規則第 3 条第 2 項第 8 号の点検整備方式（以下「点検整備方式」という。）に準拠して実施することができる。この場合において、点検・整備項目は、1,000 km及び 5,000 kmについては、自動車製作者の定めるところによるものとし、その後は 10,000 kmの走行を 6 ヶ月に換算した場合に自家用自動車に適用される点検・整備項目によるものとする。ただし、やむを得ずこれ以外の整備を臨時に実施する必要がある場合にあっては、整備を実施したうえその内容を記録するものとする。
- 4.2 走行又は運転期間中は、原動機、一酸化炭素等発散防止装置等排出ガス性能に係る部品については、定期交換部品以外の部品の交換を行ってはならない。ただし、やむを得ず交換を行った場合には、当該交換部品を提示できるよう型式の指定等を受けた日（3.4 による走行方法とした場合は、3.4 による各規定による認可を取得した日とする。）から 3 年 9 ヶ月間保管しておくこと。

また、3.4 による各規定による認可を取得しており、当該交換部品が認可当局の指示による分解調査等により保管に適さない状態となった場合、当該分解調査等の記録の保管をもって当該交換部品の保管に代えることができる。

5 排出ガス測定

- 5.1 走行又は運転期間中において、専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下又は車両総重量 3.5 トン以下の普通自動車及び小型自動車並びに軽自動車（以下この附則及び附則 7-4 において「軽・中量車」という。）にあっては 5.1.1 に示す時期に、細目告示第 41 条又は適用関係告示第 28 条に定める試験方法による排出ガス測定を、車両総重量が 3.5 トンを超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下の自動車を除く。）（以下この附則及び附則 7-4 において「重量車」という。）にあっては 5.1.2 に示す時期に、JE05 モード排出ガス測定を行う。

5.1.1 軽・中量車の排出ガス測定の時期

細目告示第 41 条又は適用関係告示第 28 条に定める試験方法による排出ガス測定は、走行開始後の走行キロ数が 5,000±500km、20,000±1,000km の時点及び長距離耐久告示第 1 条及び指定基準 4.2. に定める走行キロ数以上の時点での走行後の測定を行うまで 20,000±1,000km ごとに測定を行うものとする。

なお、排出ガス測定時期に、4.1 に定める点検・整備を行う場合は点検・整備の前に排出ガス測定を行う。また、排出ガス性能に影響を及ぼすおそれのある点検・整備を行った場合は、点検・整備後にも排出ガス測定を行うものとする。

5.1.2 重量車の排出ガス測定の時期

JE05 モードによる排出ガス測定は、運転開始後の換算走行キロ数が 5,000±500 km及び 30,000±1,000 km の時点及び長距離耐久告示第 1 条及び指定基準 4.2. に定める走行キロ数以上の時点での走行後の測定を行うまで 30,000±1,000 km ごとに測定を行うものとする。ただし、外挿法により長距離走行を行う場合には、長距離耐久告示第 1 条及び指定基準 4.2. に定める走行キロ数の 1/3 以上の走行キロ数走行後に最終の排出ガス測定を行わなければならない。

なお、排出ガス測定時期に、4.1 に定める点検・整備を行う場合は点検・整備の前に排出ガス測定を行う。また、排出ガス性能に影響を及ぼすおそれのある点検・整備を行った場合は点検・整備後にも排出ガス測定を行うものとする。

- 5.2 排出ガス測定は、試験方法に準拠して行うものとする。ただし、シャシダイナモメータの負荷設定については、走行開始時の排出ガス測定において設定した負荷（試験自動車で測定した走行抵抗値又は申請自動車の走行抵抗設計値）をその後の排出ガス測定に用いることができるものとする。又、5.1.1で定める測定の時期における測定は複数回行うことができる。この場合、各測定モードごとの全ての時期における測定回数は同一でなければならない。ただし、同時期に整備の前後に測定を実施した場合の測定回数は、整備後のみの測定回数とする。

なお、外挿法により長距離走行を行う場合には、各時期に複数回数の排出ガス測定を行わなければならない。

6 走行結果等

- 6.1 走行又は運転の記録及び結果は、付表 1 及び 2 の様式に記載する。

なお、軽・中量車であって、JC08 モード法が適用されるものにあつては、JC08H モード法による値に 0.75 を乗じた値に、JC08C モード法による値に 0.25 を乗じた値をそれぞれ加算した値を重み付け排出ガス値として、付表 2 に記載すること。

- 6.2 試験自動車又は試験エンジンの点検・整備等の状況は、付表 3 の様式に記録する。

- 6.3 申請等の際には、6.1、6.2 で記載した付表 1、付表 2 及び付表 3 を提出すること。

ただし劣化補正值において 3.4 による各規定による認可を受けた劣化係数を使用する場合を除く。

付表 1

長距離走行（その 2）の結果（1）

◎試験自動車

車名・型式（類別）
車台番号又は
シリアル番号
乗車定員
車両重量
車両総重量
排出ガス減少装置

原動機型式
用途
人
kg
kg

サイクル
変速機
減速比

最高出力
気筒
総排気量
kW {PS} /rpm
L

◎走行実施状況

走行場所
走行方法
走行路
シャシダイナモメータ（仕様）
（負荷相当の吸気圧・設定走行抵抗・設定トルク（走行開始時））
エンジンダイナモメータ（仕様）

走行モード〔参考モード・その他のモード〕

長距離走行における等価慣性重量又は走行時重量 kg

走行期間 年 月 日 ～ 年 月 日

総走行キロ数 km

条件別走行キロ数

走行条件		通常走行	高速走行	その他	計
表 1－1	走行キロ数 （総走行キロ数に 対する走行割 合）	km （ % ）	km （最高速度 km/h） （ % ）	km （ % ）	km （100.0%）
走行条件		発進回数	高速走行	平均速度	計
表 1－2	走行キロ数 （総走行キロ数に 対する走行割 合）	1 時間あたり （ 回 ）	km （最高速度 km/h） （ % ）	km （ % ）	km （100.0%）

◎排出ガス測定

測定場所
排出ガス試験における等価慣性重量又は試験時重量 kg
駆動車輪タイヤ空気圧（諸元値） kPa （実測値） kPa
使用燃料
排出ガス分析計
CVS装置
希釈トンネル
精密天秤
粒子計測器
シャシダイナモメータ
エンジンダイナモメータ

- （注） 1. 「走行方法」については、〔 〕内のいずれか該当するものに○印を付す。なお、「シャシダイナモメータ」又は「エンジンダイナモメータ」に○印を付した場合には、（ ）内に、その仕様及び 80km/h 走行時の吸気圧、設定走行抵抗又は設定トルク値を記載する。
2. 「走行モード」については、〔 〕内のいずれか該当するものに○印を付す。なお、「その他のモード」に○印を付した場合には、その内容を添付する。

3. 最高速度が 100km/h で連続して運転できない試験自動車にあつては、可能な最高速度を条件別走行キロ数の表中の「高速走行」欄に記載する。
4. 試験エンジンの運転の場合における「総走行キロ数」及び「条件別走行キロ数」については、それぞれ相当する運転時間を換算した値を記載する。
5. 「車台番号又はシリアル番号」については、当該自動車の車台番号又はシリアル番号を記載する。ただし、当該試験自動車が直接打刻された識別記号及び識別番号を有する場合には識別記号及び識別番号を記載する。
6. 「条件別走行キロ数」の「その他」の欄には、長距離走行以外の走行キロ数等を記載する。また、「計」の欄には長距離走行中のすべての走行キロ数を記載する。

付表 2

長距離走行（その2）の結果（2）

車名・型式（類別）
原動機の型式

車台番号又はシリアル番号

年 ／ 月 ／ 日	作業	作業開始 時の走行 キロ数	排 出 ガ ス 測 定 結 果										備 考
			JC08H モード法又は JC08C モード 法 (g/km)					重み付け (g/km)、WLTC モーﾄゝ (g/km) 又は (#10 ¹¹ /km)、JE05 モーﾄゝ (g/kWh) 又は (#/kWh)					
			モーﾄゝ	CO	NMHC	NO _x	PM	CO	NMHC	NO _x	PM	PN	

- (注) 1 「作業欄」には、長距離走行、排出ガス測定、点検・整備及びその他の別をそれぞれ「A」、「B」、「C」及び「D」により記載する。なお、その他の作業については「備考欄」に作業の具体的内容を記載する。
- 2 「排出ガス測定結果」の「JC08H モード法又は JC08C モード法」欄中の「モード」は、JC08H モード法の場合は「c」、JC08C モード法の場合は「d」と記載する。また、重量車においては「モード」及び「JC08H モード法又は JC08C モード法 (g/km)」の値の記載は要しない。
- 3 試験エンジンの運転の場合における「作業開始時の走行キロ数」については、相当する運転時間を換算した値を記載する。
- 4 耐久走行後の推定値算出時の走行キロ数は、告示第1条に規定する走行キロ数とする。
- 5 「車台番号又はシリアル番号」の記載については、試験自動車の車台番号又はシリアル番号を記載する。ただし、当該試験自動車に直接打刻された識別記号及び識別番号を有する場合には、識別記号及び識別番号を記載する。
- 6 PM の欄についてはガソリン直接噴射式の原動機を有する自動車に限り記載する。
- 7 細目告示第41条第1項第1号及び同条第5号の適用を受けるものにあつてはPNをSPNに読み替えるものとする。
- 8 PN の欄について、排出量の基準適用を受けないものについては記載を要しない。

付表 3

長距離走行（その2）点検整備等記録

車名・型式（類別）
原動機の型式

車台番号又はシリアル番号

年／月／日	走行キロ数(km)	点検・整備等の種類	点検・整備箇所	点検・整備内容、処置

- (注) 1 「点検・整備等の種類」欄には、定期点検整備又は臨時整備の別を記載する。
- 2 「点検・整備内容、処置」欄には、実施した調整及び部品等の交換の内容を具体的に記載する。
- 3 警報装置が作動した場合には、警報装置が作動した旨を「点検・整備等の種類」欄に記載するとともに、作動時の月日及び走行キロ数をそれぞれ該当する欄に記載する。また、原因、処置については、「点検・整備内容、処置」欄に記載する。
- 4 試験エンジンの運転の場合における「走行キロ数」については、相当する運転時間を換算した値を記載する。
- 5 「車台番号又はシリアル番号」の記載については、試験自動車の車台番号又はシリアル番号を記載する。ただし、当該試験自動車に直接打刻された識別記号及び識別番号を有する場合には、識別記号及び識別番号を記載する。

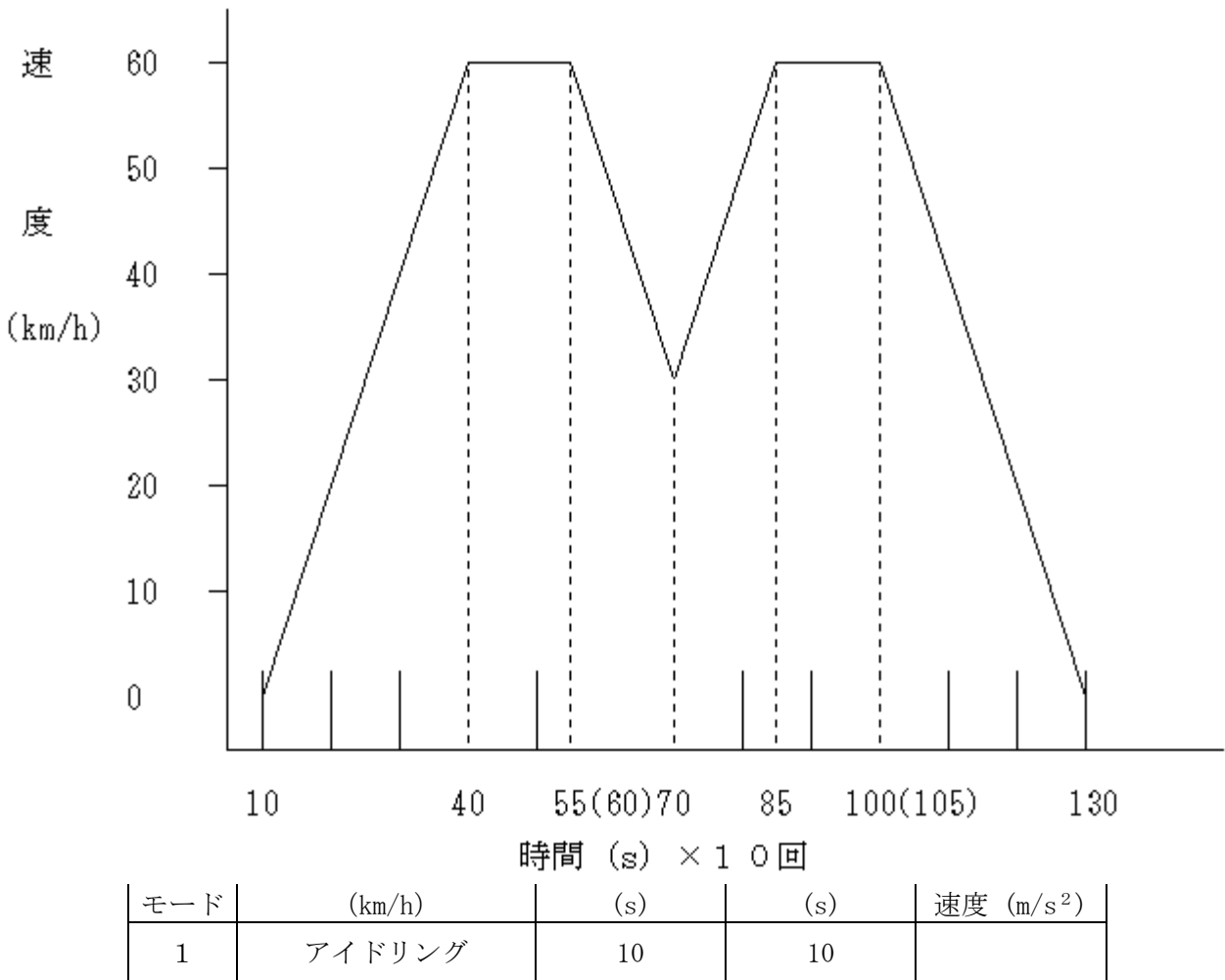
シャシダイナモメータ上の走行方法（参考モード）

表Aに掲げる通常走行による運転を 10 回繰り返した後、表Bに掲げる高速走行による運転を 1 回行い、以下これを繰り返す。
なお、軽自動車の高速走行にあっては、表B又は参考図B中の（ ）内の値及び一点鎖線のパターンによるものとする。

表A 通常走行

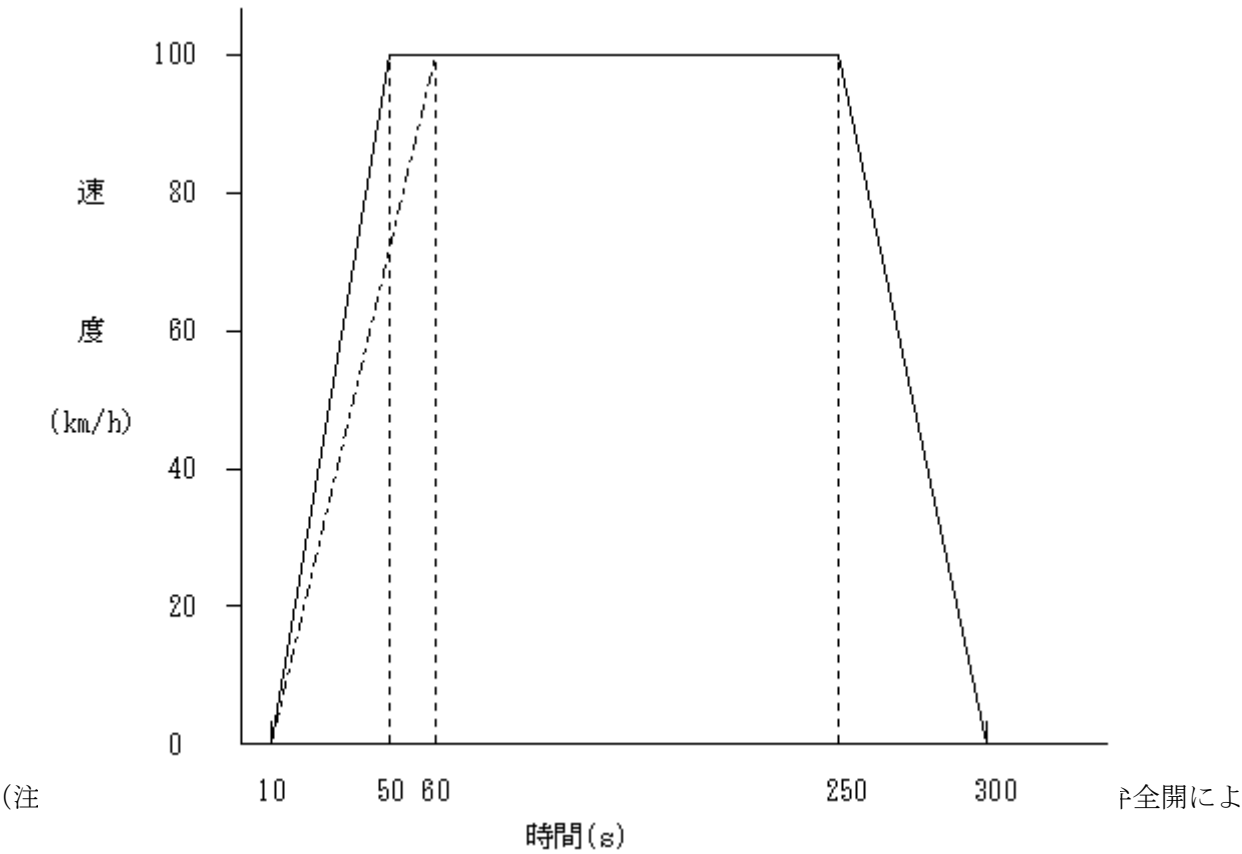
運 転 モード	運 転 状 態 (km/h)	運転時間 (s)	累積時間 (s)	加速度又は減 速度 (m/s ²)
1	アイドリング	10	10	－
2	0 → 60	30	40	0.59
3	60	15	55	－
4	60 → 30	15	70	0.59
5	30 → 60	15	85	0.59
6	60	15	100	－
7	60 → 0	30	130	0.59

参考図A



2	0 → 100	40 (50)	50 (60)	0.69 (0.59)
3	100	200 (190)	250	
4	100 → 0	50	300	0.59

参考図B



- 2 表Bにおいて 100km/h で連続して運転できない試験自動車にあっては、当該試験自動車が連続して運転することができる最高速度で運転するものとする。
- なお、この場合の減速モードは、250s で減速を開始して 300s で停止できるよう減速度を設定する。

別紙 2

エンジンダイナモメータ上の運転方法（ガソリンエンジンの参考モード）

以下に掲げる 1～3 の手順により、別紙 1 中表 A に掲げる通常走行に対応するエンジンの運転パターン（以下「通常運転」という。）及び表 B に掲げる高速走行に対応するエンジンの運転パターン（以下「高速運転」という。）を求め、通常運転を 10 回繰り返した後、高速運転を 1 回行い、以下これを繰り返す。また、エンジンの運転時間を走行距離へ換算する際には、以下の 4 に掲げる方法によるものとする。

- 1 型式指定申請に係る自動車を、走行路上又はシャシダイナモメータ上において、別紙 1 中表 A に掲げる通常走行及び表 B に掲げる高速走行を行い、その時のエンジン回転数及び負荷を測定する。なお、シャシダイナモメータ上において走行させる場合のシャシダイナモメータの調整等は、長距離走行（その 4）実施要領中 3.2.1 の規定によるものとする。
- 2 1 で測定した通常走行時及び高速走行時におけるエンジン回転数及び負荷を用いて、下表により、別紙 1 中表 A 及び表 B の各運転モードに対応するエンジンの運転状態を求める。

走行の種類	エンジンの運転状態
定速走行	安定状態での回転数・負荷
加速走行	使用する各ギア段での最高回転数・最高負荷
減速走行	前条件から絞り弁全閉
アイドリング	アイドリング

- 3 2 で求めたエンジンの運転状態を、別紙 1 中表 A 及び表 B に掲げる運転モードと同じ順序及び同じ運転時間で組み合わせて、通常運転及び高速運転とする。ただし、運転モードが加速走行である場合には、2 で求めた各ギア段における最高回転数・最高負荷を各ギア段の使用時間に応じて組み合わせるものとする。
- 4 エンジンの運転時間を走行距離に換算する場合には、電気動力計等で減速走行をエンジンダイナモメータ上で再現できる場合を除き、減速走行に対応する運転時間及び運転モード間の移行時間は含めないものとする。また、加速走行に対応するエンジンの運転時間を走行距離へ換算する場合には、各ギア段の使用時間と各ギア段での平均車速を用いるものとする。

附則 7－4（記 2 関係）

申請自動車の走行実施済証及び基準適合証（その 2）の記載要領

申請に係る自動車（以下「申請自動車」という。）の走行実施済証等（申請自動車の走行実施済証及び基準適合証（その 2）をいう。以下同じ。）については、次に示す要領により記載するものとする。

なお、記載欄の大きさは、順序及び配列を変えない範囲で伸縮することができる。また、記載欄に不足が生ずるときは、2 枚以上の用紙により記載することができる。

1. 様式 2 の項目別記載方法

- (1) 申請自動車の製作者の氏名又は名称
申請自動車の製作者の氏名又は名称を記載する。
- (2) 住所
申請自動車の製作者の住所を記載する。
- (3) 申請自動車の車名・型式
申請自動車の車名・型式を記載する。
- (4) 原動機の型式
申請自動車の原動機の型式を記載する。
- (5) 排出ガスに係る構造・装置

ア 一酸化炭素等発散防止装置の主な構成部品

表 1 の構成部品欄に掲げる一酸化炭素等発散防止装置の構成部品について、同表の区分欄に掲げる項目等をその例により記載する。

なお、構成部品欄に掲げる装置が装着されていない場合には、その旨の記載を省略することができる。

表 1

構 成 部 品	区 分
触 媒	1 種類（酸化触媒、還元触媒、三元触媒等）の別 2 形式（モノリス、ペレット等）の別 3 容量及び個数（2 L・2 個（1 L＋1 L）等）の別 4 主要成分（白金、ロジウム、パラジウム等）の別 5 担持量（白金 g、ロジウム g、パラジウム g 等）の別 6 取付け位置（排気マニホールド内、床下等）の別
EGR 装置	装着の有無
二次空気供給装置	装着の有無
O ₂ センサー	装着の有無
そ の 他 の 装 置	装置の名称

イ 原動機等の主な仕様

表 2 の仕様欄に掲げる装置等について、同表の区分欄に掲げる項目等をその例により記載する。

なお、区分欄に掲げる装置が装着されていない場合には、その旨の記載を省略することができる。

表 2

仕 様	区 分
-----	-----

原動機の仕様	1 燃料（ガソリン、LPG、軽油等）の別 2 燃焼サイクル（2サイクル、4サイクル等）の別 3 冷却方式（空冷、水冷等）の別 4 シリンダブロック形状及びシリンダ数（直6、V6等）の別 5 シリンダボアの中心間距離の別 6 総排気量の別 7 燃料供給方式（気化器、燃料噴射、噴射ポンプの形式等）の別 8 燃焼室形式（渦流室式、直接噴射式等）の別 9 弁機構（OHV、OHC等）の別 10 過給機の有無 11 給気冷却器の有無
変速機の仕様	自動式、手動式又は半自動式の別
走行車の重量	排出ガス測定時の等価慣性重量（走行時の等価慣性重量が異なる場合は{ }内に走行時の等価慣性重量を併記）又は走行時重量
その他の装置	装置の名称

(6) 走行の主な実施場所及び走行の実施期間

申請自動車に係る走行の実施場所の名称及び所在地、並びに走行の開始時期及び終了時期を年月まで記載する。

なお、固定劣化補正値を用いた場合には「－」を記載する。

(7) 走行の実施結果等

ア 走行又は試験の別

実車による走行又は装置による台上試験の別を「路上走行」、「シャシダイナモメータ走」、「エンジンダイナモメータ試験」、「装置台上試験」等の例により記載する。

なお、固定劣化補正値を用いた場合には「－」を記載する。

イ 走行又は試験の条件

試験自動車による走行の場合には、走行条件又は走行モードの名称を「悪路走行」、「高速走行」、「参考モード」、「〇〇社モード」、「米国EPA耐久モード」等の例により記載する。

エンジンダイナモメータ試験又は装置台上試験の場合には、試験条件又は試験モードの名称を記載するとともに、試験時間を(h)単位で付記する。なお、固定劣化補正値を用いた場合には「固定劣化補正値の使用」と記載する。

ウ 排出ガス測定方法

細目告示第41条又は適用関係告示第28条に規定する排出ガス測定方法を、軽・中量車の場合は「JC08Hモード法及びJC08Cモード法」又は「WLTCモード法」、重量車の場合は「JE05モード法」と記載する。

ただし、2.(1)による場合は「－」を記載する。

エ 走行距離又は換算走行距離

試験自動車による走行の場合には、走行距離をkm単位で記載する。

エンジンダイナモメータ試験又は装置台上試験の場合には、走行又は試験の条件欄に記載した試験時間を通常の使用形態における走行距離に換算し、その換算走行距離をkm単位で記載する。この場合において、当該換算方法は申請自動車の製作者等が適切である旨を説明できるものであること。

また、固定劣化補正値を用いた場合には「－」を記載する。

オ 劣化補正値

次のいずれかの方法により求めた劣化補正値(A_A)を記載欄に記載する。記載値は細目告示で定める基準値の2桁下の位を四捨五入して基準値の1桁下の位まで算出した値とする。(力)による場合を除く)

(ア) 長距離告示第1条に掲げる走行による場合

重み付け排出ガス値又は JE05 モード法による排出ガス値をもとにして、CO、NMHC 及び NO_x の各排出ガス成分ごとに劣化補正值を算出する。まず、重み付け排出ガス値(y_i:単位はそれぞれ細目告示で定めるものとし、細目告示で定める基準値の2桁下の位を切り捨て基準値の1桁下の位まで算出した値とする。整備の前後に測定を実施した場合には、整備後の値を用いる。)及びそれぞれの測定開始時における走行距離(x_i:単位は1kmとする。なお、重み付け排出ガス値を求める場合は、細目告示第41条又は適用関係告示第28条に規定する二つの排出ガス測定法のどちらから短い方の測定開始時走行距離とする。)を用いて、yとxの関係を示す式 $y = a + b \times x$ のaとbを次の式により求める。

$$a = \frac{\sum x_i^2 \sum y_i - \sum x_i \sum x_i y_i}{n \sum x_i^2 - (\sum x_i)^2} \quad b = \frac{n \sum x_i y_i - \sum x_i \sum y_i}{n \sum x_i^2 - (\sum x_i)^2}$$

次に、3,000kmにおける排出ガス値(y₀)及び長距離告示第1条又は指定基準4.2.の走行キロ数(x_E)走行後(単位km)の排出ガス値(y_E)を次の式により求める。

$$y_0 = a + 3000 \times b \quad y_E = a + x_E \times b$$

排出ガス値(y₀)及び(y_E)は、細目告示で定める基準値の2桁下の位を切り捨て基準値の1桁下までの位まで算出した値とする。

次に劣化補正值(A_A)を次式により求める。ただし、算出した劣化補正值が負となった場合には、劣化補正值を0とする。

$$A_A = y_E - y_0$$

(イ) 米国 EPA 又は EEC の定める耐久走行による場合

Code of Federal Regulations(米国連邦法規総覧) Title40 Chapter1 Part86SubpartA、70/220/EEC EEC 指令 ANNEX VII、Regulation (EC) No.715/2007 に基づく Regulation(EC) No.692/2008 AnnexVII又は Regulation(EU) No.2017/1151 AnnexVII若しくは協定規則第83号附則9に規定する方法により求めた長距離耐久告示第1条又は指定基準1.2.に定める走行キロ数に相当する各成分ごとの劣化係数(DF)を用いて、次の式により求める。

$$A_A = y_0 \times (DF - 1)$$

(ウ) 固定劣化補正值による場合

次の表に掲げる8万km相当の固定劣化補正值算出係数(A_{ADF})を用い、長距離耐久告示第1条に定める走行キロ数(x_E)相当における劣化補正值(A_A)を求める。

この場合において、PMについては触媒(PM用の後処理装置)の有無を問わずA_Aを求めることができるものとする。

固定劣化補正值算出係数

燃料の種類	触媒の有無	8万km相当の固定劣化補正值算出係数(A _{ADF})			
		CO	NMHC	NO _x	PM
ガソリン及びLPG	有	0.11	0.12	0.21	0.00

固定劣化補正值算出係数(A_{ADF})から劣化補正值(A_A)への換算は次の式による。

$$A_A = Y_S \times A_{ADF} \quad (x_E \text{が } 80000 \text{ km の場合})$$

$$A_A = Y_S \times A_{ADF} \times 57000 / 77000 \quad (x_E \text{が } 60000 \text{ km の場合})$$

ここで、 Y_s ：細目告示に定める基準値（自動車の排出ガス低減性能の評価等に関する規定（平成 11 年運輸省告示第 600 号）に基づく申請を行うにあつては、低排出ガス車認定実施要領（平成 12 年運輸省告示第 103 号）に定める認定の基準の上限値とする。）

(エ) 外挿法による場合

車両総重量 3.5 トンを超える普通自動車及び小型自動車において外挿法を適用する場合は、JE05 モード法により、CO、NMHC 及び NO_x の各排出ガス成分ごとに劣化補正値を算出する。まず、排出ガス値（ y_i ：単位はそれぞれ細目告示で定められたものを用いるものとし、細目告示で定められた基準値の 2 桁下の位を切り捨て基準値の 1 桁下の位まで算出した値とする。以下、本項における排出ガス値は外挿値も含め、すべて同様の方法で算出する。また、整備の前後に測定を実施した場合には、整備後の値を用いる。）及びそれぞれの測定時における走行距離（ x_i ：単位は km とする。以下、本項における走行距離は外挿値も含め、すべて単位は km とする。）を用いて、 y と x の関係を示す式 $y = a + b \times x$ の a と b を次の式により求める。

$$a = \frac{\sum x_i^2 \sum y_i - \sum x_i \sum x_i y_i}{n \sum x_i^2 - (\sum x_i)^2} \quad b = \frac{n \sum x_i y_i - \sum x_i \sum y_i}{n \sum x_i^2 - (\sum x_i)^2}$$

次に、3,000km における排出ガス値（ y_0 ）及び長距離耐久告示第 1 条又は指定基準 4.2 の走行キロ数（ x_E ）走行後の排出ガス値（ y_E ）を次の式により求める。

$$y_0 = a + 3000 \times b \quad y_E = a + x_E \times b$$

次に劣化補正値（ A_A ）を次式により求める。ただし、算出した劣化補正値が負となった場合には、劣化補正値を 0 とする。

$$A_A = y_E - y_0$$

(オ) その他の走行又は試験の方法による場合

(ア) に掲げる方法に準じて劣化補正値（ A_A ）を求める。

(カ) 協定規則第 154 号による場合

協定規則第 154 号の 6.7. 及び附則 C4 により求めた劣化補正値、又は同協定規則 7.6. による劣化補正値を記載し、劣化係数を使用した場合には「－」を記載する。

カ 劣化係数

細目告示第 41 条第 1 項第 3 号の基準を適用する自動車（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 4 年国土交通省告示第 1040 号）による改正前の細目告示別添 42 の規定を適用するものは除く。）にあつては、協定規則第 154 号の 6.7. 及び附則 C4 により求めた劣化係数、又は同規則 7.6. による劣化係数を記載欄に記載し、劣化係数を使用しない場合は「－」を記載する。

キ 初期値

オ(ア)の方法又は協定規則第 154 号の附則 C4 7.1 により、劣化補正値又は劣化係数を求める場合には 3,000km における推定重み付け排出ガス値（オ(ア)による場合は $y_0 = B$ 、協定規則第 154 号の附則 C4 7.1. による場合は $M_{i1} = B$ ）、その他の方法による場合には実測（測定時の走行距離は 3,000 km 以上とする。）による排出ガス値（ B ）を記載する。

記載値は、細目告示で定める基準値の 2 桁下の位を切り捨て基準値の 1 桁下までの位まで算出した値とする。

ク 長距離告示第 1 条又は指定基準 4.2. に示された走行キロ数における推定値

推定値（ C ）は、初期値（ B ）及び劣化補正値（ A_A ）又は劣化係数（ A_{DF} ）を用いて、次式により求め、記載する。

$$C = B + A_A \quad \text{又は} \quad C = B \times A_{DF}$$

記載値は、細目告示で定める基準値の桁数までとし、その直近下位の数値を四捨五入する。

なお、自動車の排出ガス低減性能の評価等に関する規程（平成 11 年運輸省告示第 600 号）に基づく申請を行うものにあつて、低排出ガス認定実施要領（平成 12 年運輸省令第 103 号）で定める基準値と細目告示の桁数が相違する場合には、低排出ガス認定実施要領で定める桁数までとする。

(8) 保安基準への適合性

長距離耐久告示第 1 条及び指定基準 4.2. に定める総走行キロ数走行時の推定値及び全ての実測値について、長距離耐久告示第 3 条第 2 号及び指定基準 7. に掲げる細目告示に規定する上限値以下の場合には、「適合」と記載する。

(9) 備考

走行又は試験中に重大と思われる故障が生じた場合には、故障箇所、故障内容等を記載する。

2. 様式 2 の記載方法の特例（細目告示第 41 条第 1 項第 3 号の基準を適用する自動車（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 4 年国土交通省告示第 1040 号）による改正前の細目告示別添 42 の規定を適用するものは除く。）を除く。）法第 75 条第 1 項及び法第 75 条の 3 第 1 項の規定による指定の申請並びに型式指定規則第 3 条の 2 第 1 項及び装置型式指定規則第 4 条の 2 第 1 項の規定による既指定型式指定の申請において次の取扱いによることができる。

- (1) 申請自動車の構造・装置（排出ガスに係るものに限る。以下「排出ガスに係る構造・装置」という。）であつて表 1 及び表 2 に掲げるものが既に指定を受けた型式の自動車又は既に装置型式指定を受けたもの並びに指定を申請している他の型式の自動車又は装置型式指定を申請しているもの（以下「既型式指定自動車等」という。）の排出ガスに係る構造・装置と同一のものであつて一酸化炭素等発散防止装置に生じる機能の劣化の程度が同等又は明らかに少ないと認められる場合には、備考欄に当該既型式指定自動車等の車名、型式、決裁番号及び決裁年月日等を記載することにより、当該申請自動車に係る走行の主な実施場所、走行の実施期間及び走行の実施結果等の記載を省略することができる。ただし、当該既型式指定自動車等について、走行の主な実施場所、走行の実施期間及び走行の実施結果等の記載が省略されている場合を除く。
- (2) 申請自動車の排出ガスに係る構造・装置であつて表 1 及び表 2 に掲げるもの（原動機の総排気量、触媒の容量、担持量、変速機の仕様及び等価慣性重量を除く。）が既型式指定自動車等の排出ガスに係る構造・装置と同一のものであつて表 3 の項目欄に掲げる装置の仕様等が同表の区分欄に掲げる範囲内にある場合には、備考欄に当該既型式指定自動車等の車名、型式、決裁番号及び決裁年月日等を記載することにより、当該申請自動車に係る劣化補正值欄に当該既型式指定自動車等に係る「申請自動車の走行実施済証及び基準適合証（その 4）」に記載された劣化補正值又は「申請自動車の走行実施済証及び基準適合証（その 2）」に記載された各モードの劣化補正值より算出した値を記載することができ、長距離耐久告示第 1 条及び指定基準 4.2. に示された走行キロ数走行時の推定値欄に当該申請自動車の初期値（この場合の初期値とは、 y_0 ではなく、3,000km 以上走行した車両の測定値とする。）と当該劣化補正值により算出した値を記載することができる。この場合、当該申請自動車に係る走行の主な実施場所、走行の実施期間、走行又は試験の別、走行又は試験の条件及び走行距離又は換算走行距離の記載を省略することができる。ただし、当該既型式指定自動車等について、走行の主な実施場所、走行の実施期間及び走行の実施結果等の記載が省略されている場合を除く。
- (3) 試験自動車等の排出ガスに係る構造・装置であつて表 1 及び表 2 に掲げるもの（原動機の総排気量、触媒の容量、担持量、変速機の仕様及び等価慣性重量を除く。）が当該申請自動車の排出ガスに係る構造・装置と同一のものであつて表 3 の項目欄に掲げる装置の仕様等差が同表の区分欄に掲げる範囲内にある場合には、備考欄にその相違内容を記載することにより、当該試験自動車等による走行又は運転により求めた劣化補正值を当該申請自動車に係る劣化補正值欄に記載することができ、長距離耐久告示第 1 条及び指定基準 4.2. に定められた走行キロ数走行時の推定値欄に当該申請自動車の初期値（この場合の初期値とは、 y_0 ではなく、3,000km 以上走行した車両の測定値とする。）と当該劣化補正值により算出した値を記載することができる。
- (4) 附則 7-7（記 1 関係）長距離走行（その 4）実施要領の 5.1.2 において外挿法により長距離走行を実施した場合には、走行距離又は換算走行距離欄に長距離耐久告示第 1 条及び指定基準 4.2. に定める走行キロ数及び { } 内に実際の最終走行キロ数を記載し、さらに備考欄に外挿法による旨を記載するものとする。

表 3

項	目	区	分
原	動	機	総排気量差が 820 cc 以内又は 15% 以内
触	媒		容量差が－15% 以内
			担持量差が－15% 以内
等	価	慣	性
		重	量
			重量差が＋ 250 kg 以内

3. 様式 2 の記載方法の特例（細目告示第 41 条第 1 項第 3 号の基準を適用する自動車（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等 の一部を改正する告示（令和 4 年国土交通省告示第 1040 号）による改正前の細目告示別添 42 の規定を適用するものは除く。）に限る。）

協定規則第 154 号 7.6. による劣化補正值又は劣化係数を使用する場合には、備考欄に当該既型式指定自動車等の車名、型式、決裁番号及び決裁年月日等を記載することにより、当該申請自動車に係る走行の主な実施場所、走行の実施期間、走行又は試験の別、走行又は試験の条件及び走行距離又は換算走行距離の記載を省略することができる。ただし、当該既型式指定自動車等について、走行の主な実施場所、走行の実施期間及び走行の実施結果等の記載が省略されている場合を除く。

様式 2（記 2 関係）

申請自動車の走行実施済証及び基準適合証（その 2）

年 月 日

申請自動車の製作者
の氏名又は名称
住 所

申請に係る自動車（以下「申請自動車」という。）について、次表のとおり、長距離耐久告示第 1 条に掲げる走行（装置型式指定規則第 2 条第 18 号の申請自動車にあつては、指定基準 4. 2.）により自動車の一酸化炭素等発散防止装置に生じる機能の劣化と同等以上の劣化を申請自動車の当該装置に生じさせる走行（台上試験装置を用いて行う試験を含む。）を行ったものであること及び当該走行を行った場合において長距離耐久告示第 3 条第 2 号（装置型式指定規則第 2 条第 18 号の申請自動車にあつては、指定基準 7.）に掲げる基準に適合しているものであることを証明する。

申請自動車の車名・型式							
原動機の型式							
排出 ガス に係 る構 造・ 装置	一酸化炭素等発散防 止装置の主な構成部 品						
	原動機等の主な仕様						
走行の主な実施場所							
走行の実施期間							
走 行 の 実 施 結 果 等	走行又は試験の別						
	走行又は試験の条件						
	排出ガス測定方法						
	走行距離又は換算走 行距離						
	排出ガスの成分	一酸化炭素	非メタン炭 化水素	窒素酸化物	粒子状物質		
	劣化補正值 (A _A)	(g/ km 又は g/kWh)	(g/ km 又は g/kWh)	(g/ km 又は g/kWh)	(g/ km 又は g/kWh)	(#10 ¹¹ /km 又 は#10 ¹¹ /kWh)	
	劣化係数 (A _{DF})						
	初期値 (B)	(g/ km 又は g/kWh)	(g/ km 又は g/kWh)	(g/ km 又は g/kWh)	(g/ km 又は g/kWh)	(#10 ¹¹ /km 又 は#10 ¹¹ /kWh)	
	走行後推定値 (C)	(g/ km 又は g/kWh)	(g/ km 又は g/kWh)	(g/ km 又は g/kWh)	(g/ km 又は g/kWh)	(#10 ¹¹ /km 又 は#10 ¹¹ /kWh)	
道路運送車両の保安基準への 適合性							
備考							

（日本産業規格 A 列 4 番）

- （注） 1. 「一酸化炭素等発散防止装置」とは、法第 41 条第 1 項の発散防止装置のうち排気管から大
気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状
物質を減少させる装置をいう。ただし、粒子状物質を減少させる装置にあつてはガソリン直
接噴射式の原動機を有する自動車に限る。
2. 粒子状物質欄の劣化補正值、劣化係数、初期値及び走行後推定値欄中、左欄は粒子状物質
の排出量を右欄は粒子状物質の粒子数を示す。

附則 7－5（記 1 関係）

長距離走行（その 3）実施要領

1 適用範囲

長距離耐久告示第 1 条及び指定基準 4.2. に定める自動車であって軽油を燃料とするものに係る長距離走行は、長距離耐久告示第 1 条及び指定基準 4.2. の規定によるほか、この実施要領によるものとする。

ただし、細目告示第 41 条第 1 項第 7 号の基準を適用する自動車（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 4 年国土交通省告示第 1040 号）による改正前の細目告示別添 42 の規定を適用するものは除く。）であって協定規則第 154 号の認定証を提出するものは附則 7－5 を適用せず、認定証を提出しないものにあつては 4.2 及び 6 を除き附則 7－5 は適用しない。

2 試験自動車等

試験自動車又は試験エンジン（5 の排出ガス測定を行うために必要な付属装置を備えていること。以下同じ。）は、自動車型式指定申請及び装置型式指定申請（以下「型式指定申請等」という。）に係る自動車のエンジン及び排出ガス低減装置と同一の構造、装置及び性能を有するものとする。また、試験自動車又は試験エンジンの車台番号又はシリアル番号は、申請者の提出する書面等により、型式指定申請等に係る自動車又はそれに搭載されているエンジンと同一の構造、装置及び性能を有するものであることが確認できる場合を除き、型式指定申請等のものと同一であること。また、試験自動車又は試験エンジンは、走行又は運転開始前において、エンジン及び排出ガス低減装置が運行の用に供していないものであり、かつ、点検・整備要領に基づいて整備された状態であること。

3 走行方法等

試験自動車の走行は、走行路又はシャシダイナモメータ上において、3.1 又は 3.2 に定める方法により行う。試験エンジンの運転は、エンジンダイナモメータ上において 3.3 に定める方法により行う。なお、燃料の種類が軽油・電気の自動車の場合は、CS 状態（細目告示別添 42 「軽・中量車排出ガスの測定方法」別表 1）で走行し、外部充電による電力を用いないで走行を行うものとする。

3.1 走行路上の走行方法

試験自動車の走行は、表 1－1 又は表 1－2 の走行条件に適合するように行うものとする。

この場合において、試験自動車の荷重状態については、5 の排出ガス測定に係る走行の場合を除き、自動車の種類に応じて表 2 に掲げる状態に設定する。ただし、必要に応じて重量を追加した状態とすることができる。

なお、走行路については任意とする。

表 1－1

速 度 条 件		総走行キロ数に対する 走行割合
種 類	速 度	
通常走行	主として 30～60 km/h の範囲の速度。なおアイドリング、加速、減速及び定速走行のすべてを含むこと。	60%以上
高速走行	100± 5 km/h の速度。ただし、当該車両の性能上定められた速度で走行できない車両にあつては、可能な最高速度とする。	20%以上
その他の走行	任 意	任 意

表 1－2

種 類	走 行 条 件
-----	---------

発進回数	発進回数が 1 時間に 20 回以上
高速走行	100 km/h 以上の速度（ただし、当該車両の性能上、定められた速度で走行できない車両にあっては可能な最高速度）での総走行距離キロ数に対する割合が 8 %以上であること。
平均速度	平均速度が 45 km/h 以上であること。
そ の 他	別紙 1 の参考モードによる走行よりも一酸化炭素等発散防止装置の劣化が大きくなる走行であること。また、アイドリング、加速、減速及び定常走行を適宜組み合わせて走行すること。

表 2

自 動 車 の 種 類	荷 重 状 態
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車	空車状態の自動車に 2 人の人員が乗車した状態
専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員が 10 人を超えるもの	空車状態の自動車に乗車定員 1/2 の人員が乗車した状態
専ら乗用の用に供する自動車以外の自動車	空車状態の自動車に 1 人の人員が乗車し、かつ、最大積載量の 1/2 の重量を有する物品が物品積載装置に均等に積載された状態

(注) 1 空車状態とは、保安基準第 1 条の規定による空車状態をいう。

2 人員 1 人の重量は、55kg とする。

3.2 シャンダイナモメータ上の走行方法

シャンダイナモメータ上の走行は、5 の排出ガス測定に係る走行を除き、次の 3.2.1 及び 3.2.2 に示す方法により行う。

- 3.2.1 シャンダイナモメータの調整等は、細目告示第 41 条に規定する測定方法（以下「試験方法」という。）に準拠して実施するものとする。ただし、試験方法の適用にあたって、試験自動車の重量は、表 2 に掲げる荷重状態の自動車の重量とし、試験自動車の重量をシャンダイナモメータの等価慣性重量に設定するものとする。この場合において、WLTC モード法を適用する試験自動車の重量をシャンダイナモメータの等価慣性重量に設定できないときは、試験自動車の重量に対して－5 %から＋10%の範囲内で等価慣性重量を設定することができる。また、シャンダイナモメータの負荷は、試験自動車が走行を開始した際に確認された走行抵抗値又は申請自動車の走行抵抗設計値とする。使用するシャンダイナモメータが一点設定式の場合、80±2 km/h において相当する負荷を設定するものとする。

- 3.2.2 試験自動車の走行は、シャンダイナモメータ上において、表 1－1 又は表 1－2 の走行条件に適合するように行うものとする。

なお、この走行の例を参考モードとして別紙 1 に示す。

3.3 エンジンダイナモメータ上の運転方法

試験エンジンの運転は、エンジンダイナモメータ上において、5 の排出ガス測定に係る運転を除き、表 1－1 又は表 1－2 の走行条件に適合する走行に対応するエンジンの運転状態を適宜組み合わせてこれを繰り返すことにより行う。

なお、この運転の例を参考モードとして別紙 2 に示す。

3.4 長距離耐久告示第 1 条及び指定基準 4.2. に定める走行と同等な走行方法

3.1及び3.2においてCode of Federal Regulations（米国連邦法規総覧）Title40 Chapter1Part86 SubpartAAPPENDIX IV、70/220/EEC（EEC指令）AnnexVII、Regulation（EC）No. 715/2007 に基づくRegulation（EC）No. 692/2008AnnexVII又はRegulation（EU）

No. 2017/1151 AnnexVII若しくは協定規則第83号附則9に規定する走行方法とすることができる。

4 走行又は運転期間中の処理

4.1 走行又は運転期間中の試験自動車又は試験エンジンの点検・整備については、走行キロ数（試験エンジンの運転の場合には、申請自動車の製作者等が適切である旨を説明できる方法により運転時間を走行キロ数に換算した時の値（以下「換算走行キロ数」という。））が、概ね1,000km、5,000kmに達すると、及びそれ以降、型式指定規則第3条第2項第8号の点検整備方式（以下「点検整備方式」という。）に準拠して実施することができる。この場合において、点検・整備項目は、1,000km及び5,000kmについては、自動車製作者の定めるところによるものとし、その後は10,000kmの走行を6か月に換算した場合に自家用自動車に適用される点検・整備項目によるものとする。ただし、やむを得ずこれ以外の整備を臨時に実施する必要性が生じた場合にあっては、整備を実施したうえその内容を記録するものとする。

4.2 走行又は運転期間中は、原動機、一酸化炭素等発散防止装置等排出ガス性能に係る部品については、定期交換部品以外の部品の交換を行ってはならない。ただし、やむを得ず交換を行った場合には、当該交換部品を提示できるよう型式の指定等を受けた日（3.4による走行方法とした場合は、3.4による各規定による認可を取得した日とする。）から3年9ヶ月間保管しておくこと。

また、3.4による各規定による認可を取得しており、当該交換部品が認可当局の指示による分解調査等により保管に適さない状態となった場合、当該分解調査等の記録の保管をもって当該交換部品の保管に代えることができる。

5 排出ガス測定

5.1 走行又は運転期間中において、専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下又は車両総重量3.5トン以下の普通自動車及び小型自動車（以下この附則及び附則7-6において「軽・中量車」という。）にあっては5.1.1に示す時期に細目告示第41条又は適用関係告示第28条に定める試験方法による排出ガス測定を、車両総重量3.5トンを超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車を除く。）（以下この附則及び附則7-6において「重量車」という。）にあっては5.1.2に示す時期にWHTCモード及びWHSCモード又はJE05モード排出ガス測定をそれぞれ行う。

5.1.1 軽・中量車の排出ガス測定の時期

細目告示第41条又は適用関係告示第28条に定める試験方法による排ガス測定は、走行開始後の走行キロ数が5,000±500km、20,000±1,000kmの時点及び長距離耐久告示第1条及び指定基準4.2.に定める走行キロ数以上の時点での走行後の測定を行うまで20,000±1,000kmごとに測定を行うものとする。

なお、排出ガス測定時期に、4.1に定める点検・整備を行う場合は点検・整備の前に排出ガス測定を行う。また、排出ガス性能に影響を及ぼすおそれのある点検・整備を行った場合は点検・整備後にも排出ガス測定を行うものとする。

5.1.2 重量車の排出ガス測定の時期

WHTC(ホットスタート)モード及びWHSCモード又はJE05モードによる排出ガス測定の時期は表3の第1欄に示す各車種区分ごとに運転開始後の換算走行キロ数が5,000±500km、40,000±4,000kmの時点及び表3の第2欄に定める走行距離以上の時点での走行後の測定を行うまで40,000±4,000kmごとに測定を行うものとする。

ただし、最終回での排出ガス測定は表3の第2欄に定める走行距離に一致するよう調整することができる。

なお、外挿法により長距離走行を行う場合には、表3の第1欄に示す各車種区分ごとに運転開始後の換算走行キロ数が5,000±500km、40,000±4,000kmの時点及び表3の第3欄に定める外挿法適用時の走行距離以上の時点での走行後の測定を行うまで40,000±4,000kmごとに測定を行うものとする。ただし、最終回での排出ガス測定は表3の第3欄に定める走行距離に一致するよう調整することができる。また、一酸化炭素等発散防止装置（後処理装置に限る。以下この項において同じ。）が定期交換部品である場合には、最終回の排出ガス測定後に当該一酸化

炭素等発散防止装置を交換し、交換後の排出ガス測定を行うものとする。ただし、この場合、交換後とは交換直後から 3,000km 走行した時点とする。

なお、排出ガス測定時期に、4.1 に定める点検・整備を行う場合には、点検・整備の前に排出ガス測定を行い、排出ガス性能に影響を及ぼすおそれのある点検・整備を行った場合は、点検・整備後にも排出ガス測定を行うものとする。

表 3

車種区分	走行距離	外挿法適用時の走行距離	排出ガス測定の時期
車両総重量 3.5 トンを 超え 8 トン以下	25 万 km	8.4 万 km	40,000 ± 4000 km
車両総重量 8 トンを 超え 12 トン以下	45 万 km	15 万 km	40,000 ± 4000 km
車両総重量 12 トン超え	65 万 km	21.7 万 km	40,000 ± 4000 km

- 5.2 排出ガス測定は、試験方法に準拠して行うものとする。ただし、シャシダイナモメータの負荷設定については、走行開始時の排出ガス測定において設定した負荷（試験自動車で設定した走行抵抗値又は申請自動車の走行抵抗設計値）をその後の排出ガス測定に用いることができるものとする。

また、5.1.1 で定める測定の時期における測定は複数回行うことができる。この場合、各測定モードごとの全ての時期における測定回数は同一でなければならない。ただし、同時期に整備の前後に測定を実施した場合の測定回数は、整備後のみの測定回数とする。

なお、外挿法により長距離走行を行う場合には、各時期に複数回数の排出ガス測定を行わなければならない。

6 走行結果等

- 6.1 走行又は運転の記録及び結果は、付表 1、付表 2－1 又は付表 2－2 の様式に記載する。なお、軽・中量車であって、JC08 モード法が適用されるものにあつては、JC08H モード法による値に 0.75 を乗じた値に、JC08C モード法による値に 0.25 を乗じた値をそれぞれ加算した値を重み付け排出ガス値として、付表 2－1 に記載すること。
- 6.2 試験自動車又は試験エンジンの点検・整備等の状況は、付表 3 の様式に記載する。
- 6.3 申請等の際には、6.1、6.2 で記載した付表 1、付表 2－1 又は付表 2－2 及び付表 3 を提出すること。ただし、劣化補正值において 3.4 による各規定による認可を受けた劣化係数を使用する場合を除く。

付表 1

長距離走行（その 3）の結果（1）

◎試験自動車

車名・型式（類別）	原動機型式	最高出力	kW {PS} /rpm	
車台番号又は シリアル番号	用途	サイクル	気筒	総排気量
乗車定員	人	変速機		L
車両重量	kg	減速比		
車両総重量	kg			
排出ガス減少装置				

◎走行実施状況

走行場所

走行方法 走行路

シャシダイナモメータ（仕様）

（負荷相当の吸気圧・設定走行抵抗・設定トルク（走行開始時））

エンジンダイナモメータ（仕様）

走行モード〔参考モード・その他のモード〕

長距離走行における等価慣性重量又は走行時重量 kg

外挿法〔適用・適用せず〕

走行期間 年 月 日 ～ 年 月 日

総走行キロ数 km（外挿法適用時の実総走行距離 km

条件別走行キロ数

走 行 条 件		通常走行	高速走行	その他	計
表 1-1	走行キロ数	km	km	km	km
	（総走行キロ数に 対する走行割合）	（ %）	（最高速度 km/h） （ %）	（ %）	（100.0%）
走 行 条 件		発進回数	高速走行	平均速度	計
表 1-2	走行キロ数	1 時間当たり	km	km	km
	（総走行キロ数に 対する走行割合）	（ 回）	（最高速度 km/h） （ %）	（ %）	（100.0%）

◎排出ガス測定

測定場所

排出ガス試験における等価慣性重量又は走行時重量 kg

駆動車輪タイヤ空気圧（諸元値） kPa（実測値） kPa

使用燃料

排出ガス分析計

CVS 装置

希釈トンネル

精密天秤

粒子数計測器

シャシダイナモメータ

エンジンダイナモメータ

- （注） 1 「走行方法」については、〔 〕内のいずれか該当するものに○印を付す。なお、「シャシダイナモメータ」又は「エンジンダイナモメータ」に○印を付した場合には、（ ）内に、その仕様及び 80km/h 走行時の吸気圧、設定走行抵抗又は設定トルク値を記載する。
- 2 「走行モード」については、〔 〕内のいずれか該当する方に○印を付す。なお、「その他のモード」に○印を付した場合には、その内容を添付する。

- 3 「外挿法」については、〔 〕内のいずれか該当する方に○印を付す。
- 4 最高速度が 100km/h で連続して運転できない試験自動車にあっては、可能な最高速度を条件別走行キロ数の表中の「高速走行欄」に記載する。
- 5 試験エンジンの運転の場合における「総走行キロ数」及び「条件別走行キロ数」については、それぞれ相当する運転時間を換算した値を記載する。
- 6 「車台番号又はシリアル番号」については、当該自動車の車台番号又はシリアル番号を記載する。ただし、当該試験自動車が直接打刻された識別記号及び識別番号を有する場合には、識別記号及び識別番号を記載する。
- 7 「条件別走行キロ数」の「その他」の欄には、長距離走行以外の走行キロ数等を記載する。また、「計」の欄には長距離走行中のすべての走行キロ数を記載する。ただし、外挿法を適用する場合は、「計」の欄には「外挿法適用時の実総走行キロ数」を、「走行割合」は外挿法適用時の実総走行キロ数に対する走行割合を記載する。

長距離走行（その 3）の結果（2 - 1）

車名・型式（類別）
原動機の型式

車台番号又はシリアル番号

年 ／ 月 ／ 日	作業	作業開始 時の走行 キロ数	排 出 ガ ス 測 定 結 果										備 考
			JC08H モード法又は JC08C モード法 (g/km)					重み付け (g/km) 又は WLTC モード (g/km 又は#10 ¹¹ /km)					
			モード	CO	NMHC	NO _x	PM	CO	NMHC	NO _x	PM	PN	

- (注) 1 「作業欄」には、長距離走行、排出ガス測定、点検・整備及びその他の別をそれぞれ「A」、「B」、「C」及び「D」により記載する。なお、その他の作業については「備考欄」に作業の具体的内容を記載する。
- 2 「排出ガス測定結果」の「JC08H モード法又は JC08C モード法」欄中の「モード」は、JC08H モード法の場合は「c」、JC08C モード法の場合は「d」と記載する。また、重量車においては「モード」及び「JC08H モード法又は JC08C モード法 (g/km)」の値の記載は要しない。
- 3 試験エンジンの運転の場合における「作業開始時の走行キロ数」については、相当する運転時間を換算した値を記載する。
- 4 耐久走行後の推定値算出時の走行キロ数は、告示第 1 条に規定する走行キロ数とする。
- 5 「車台番号又はシリアル番号」の記載については、試験自動車の車台番号又はシリアル番号を記載する。ただし、当該試験自動車に直接打刻された識別記号及び識別番号を有する場合は、識別記号及び識別番号を記載する。
- 6 PN の欄について、排出量の基準適用を受けないものについては記載を要しない。

付表 2 - 2

長距離走行（その 3）の結果（2 - 2）

車名・型式（類別）
原動機の型式

車台番号又はシリアル番号

年 ／ 月 ／ 日	作業	作業開始 時の走行 キロ数	排 出 ガ ス 測 定 結 果										備 考
			WHTC モード法 (g/kWh 又は #10 ¹¹ /kWh))					WHSC モード法 (g/kWh 又は #10 ¹¹ /kWh))					
			CO	NMHC	NO _x	PM	SPN	CO	NMHC	NO _x	PM	SPN	

- (注) 1 「作業欄」には、長距離走行、排出ガス測定、点検・整備及びその他の別をそれぞれ「A」、「B」、「C」及び「D」により記載する。なお、その他の作業については「備考欄」に作業の具体的内容を記載する。
- 2 試験エンジンの運転の場合における「作業開始時の走行キロ数」については、相当する運転時間を換算した値を記載する。
- 3 耐久走行後の推定値算出時の走行キロ数は、告示第 1 条に規定する走行キロ数とする。
- 4 「車台番号又はシリアル番号」の記載については、試験自動車の車台番号又はシリアル番号を記載する。ただし、当該試験自動車に直接打刻された識別記号及び識別番号を有する場合は、識別記号及び識別番号を記載する。

付表 3

長距離走行（その3）点検整備等記録

車名・型式（類別）
原動機の型式

車台番号又はシリアル番号

年/月/日	走行キロ数(km)	点検・整備等の種類	点検・整備箇所	点検・整備内容、処理

- （注） 1 「点検・整備等の種類」欄には、定期点検整備又は臨時整備の別を記載する。
- 2 「点検・整備内容、処置」欄には、実施した調整及び部品等の交換の内容を具体的に記載する。
- 3 警報装置が作動した場合には、警報装置が作動した旨を「点検・整備等の種類」欄に記載するとともに、作動時の月日及び走行キロ数をそれぞれ該当する欄に記載する。また、原因、処置については、「点検・整備内容、処置」欄に記載する。
- 4 試験エンジンの運転の場合における「走行キロ数」については、相当する運転時間を換算した値を記載する。
- 5 「車台番号又はシリアル番号」の記載については、試験自動車の車台番号又はシリアル番号を記載する。ただし、当該試験自動車に直接打刻された識別記号及び識別番号を有する場合には、識別記号及び識別番号を記載する。

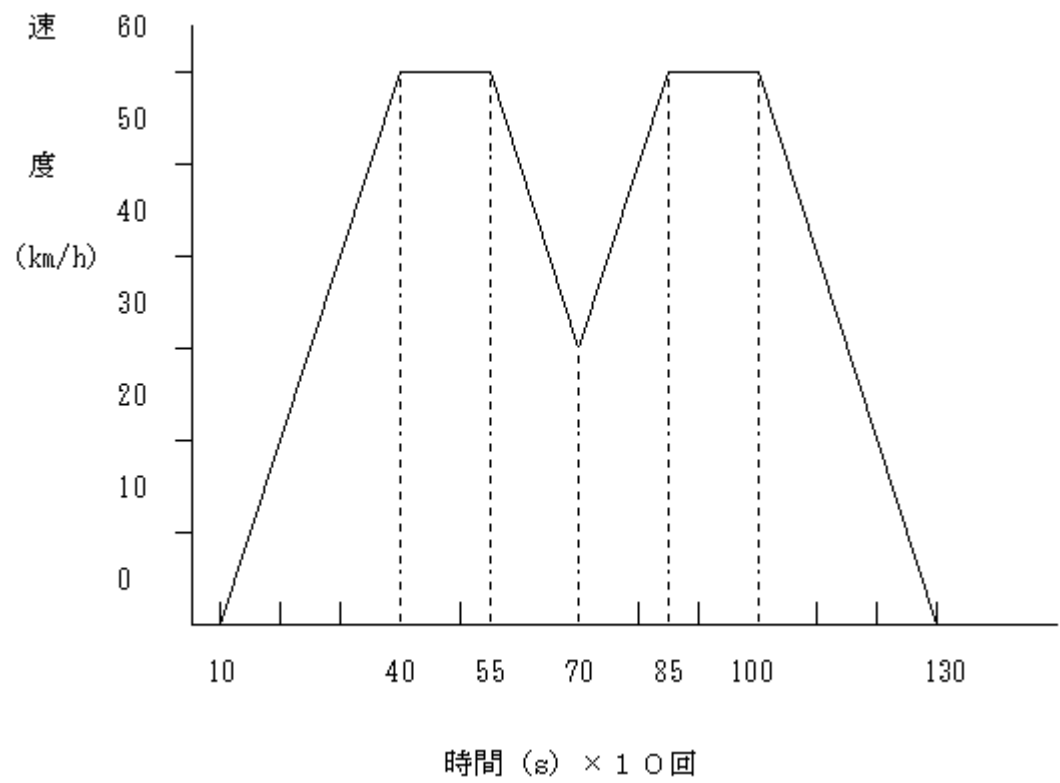
別紙1（附則7－5関係）
シャシダイナモメータ上の走行方法（参考モード）

表Aに掲げる通常走行による運転を10回繰り返した後、表Bに掲げる高速走行による運転を1回行い、その後、これを繰り返す。

表A 通常走行

運 転 モード	運 転 状 態 (km/h)	運転時間 (s)	累積時間 (s)	加速度又は減速度 (m/s ²)
1	アイドリング	10	10	—
2	0 → 60	30	40	0.59
3	60	15	55	—
4	60 → 30	15	70	0.59
5	30 → 60	15	85	0.59
6	60	15	100	—
7	60 → 0	30	130	0.59

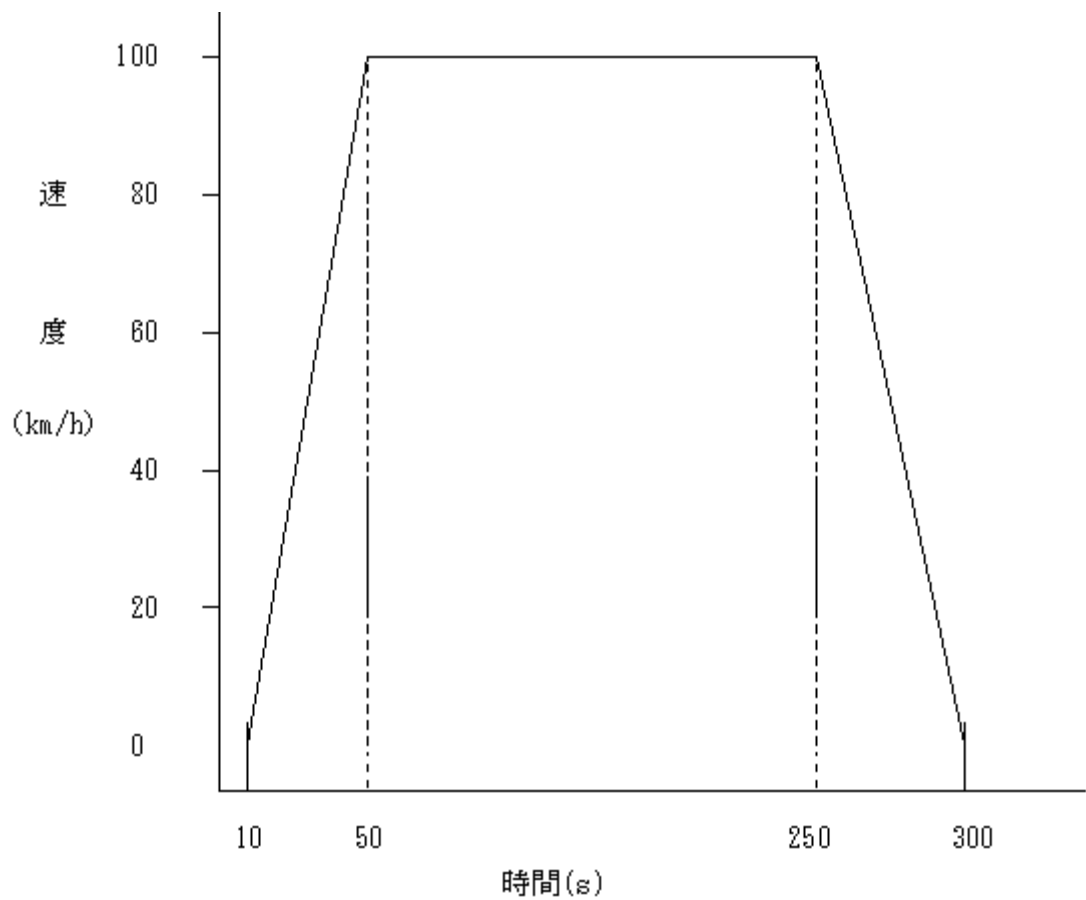
参考図A



表B 高速走行

運 転 モード	運 転 状 態 (km/h)	運転時間 (s)	累積時間 (s)	加速度又は減速度 (m/s ²)
1	アイドリング	10	10	—
2	0 → 100	40	50	0.69
3	100	200	250	—
4	100 → 0	50	300	0.59

参考図B



(注)

による加速度とする。

- 表Bにおいて 100km/h で連続して運転できない試験自動車にあっては、当該試験自動車が連続して運転することができる最高速度で運転するものとする。
 なお、この場合の減速モードは、250s で減速を開始して 300s で停止できるよう減速度を設定する。

別紙2（附則7－5関係）

エンジンダイナモメータ上の運転方法（ディーゼルエンジンの参考モード）

エンジンダイナモメータ上で耐久走行を行う場合には、次のいずれかの方法により行うこと。

1 運転方法A

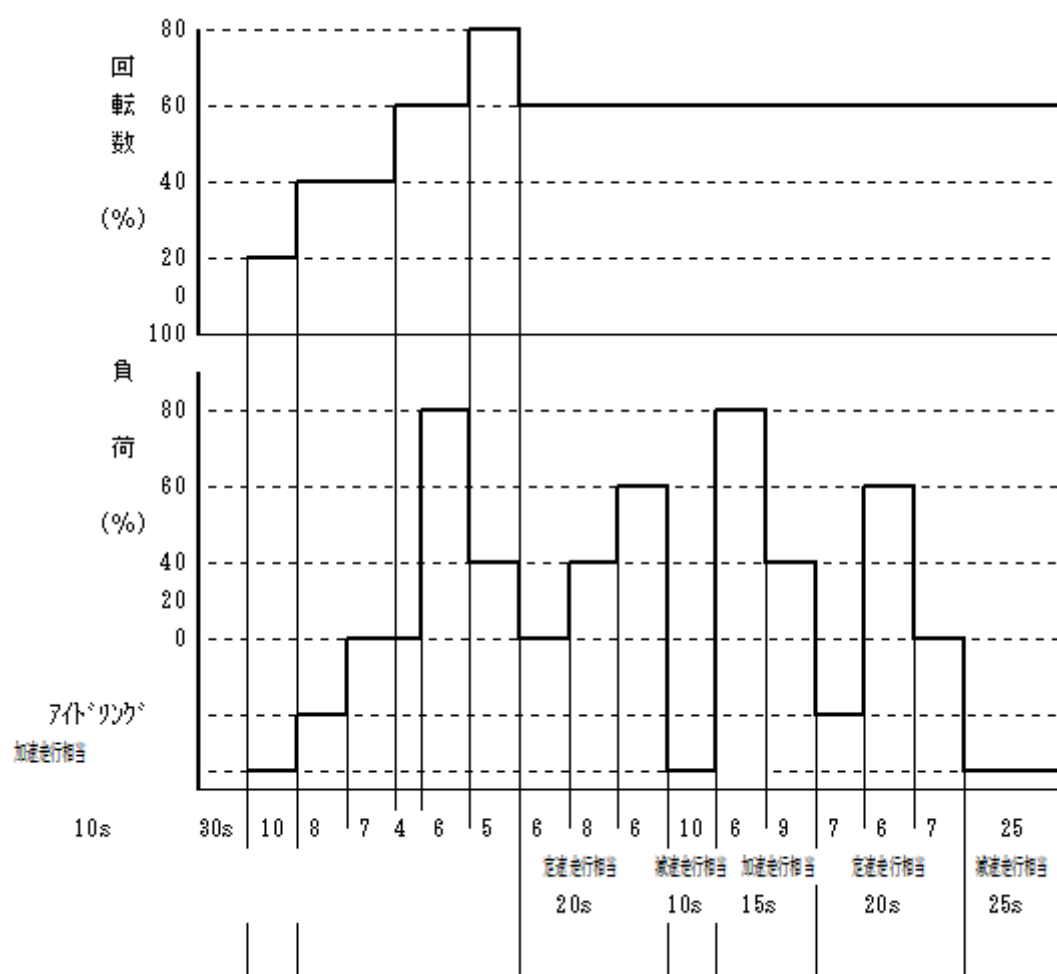
表Aに掲げる通常走行に対応するエンジンの運転パターン（以下「通常運転」という。）を10回繰り返した後、表Bに掲げる高速走行に対応するエンジンの運転パターン（以下「高速運転」という。）を1回行い、その後、これを表Cの中欄に定める各車種区分ごとの走行距離以上に到達するまで繰り返し運転する。

なお、外挿法を適用して運転する場合には、通常運転を10回繰り返した後、高速運転を1回行い、その後、表Cの右欄に定める外挿法適用時の走行距離以上に到達するまで繰り返し運転する。

表A 通常走行相当運転

運転モード	運 転 状 態		運 転 時 間 (s)	走行モード別運転時間 (s)	相当走行モード
	エンジン回転数 (%)	エンジン負荷率 (%)			
1	アイドリング	無負荷	10	10	アイドル
2	40	20	8	30	加速走行相当
3	40	40	7		
4	60	40	4		
5	60	95	6		
6	80	60	5		
7	60	40	6	20	定速走行相当
8	60	60	8		
9	60	80	6		
10	60	5	10	10	減速走行相当
11	60	95	6	15	加速走行相当
12	60	60	9		
13	60	20	7	20	定速走行相当
14	60	80	6		
15	60	40	7		
16	60	5	25	25	減速走行相当
通常走行相当運転時間				130s	

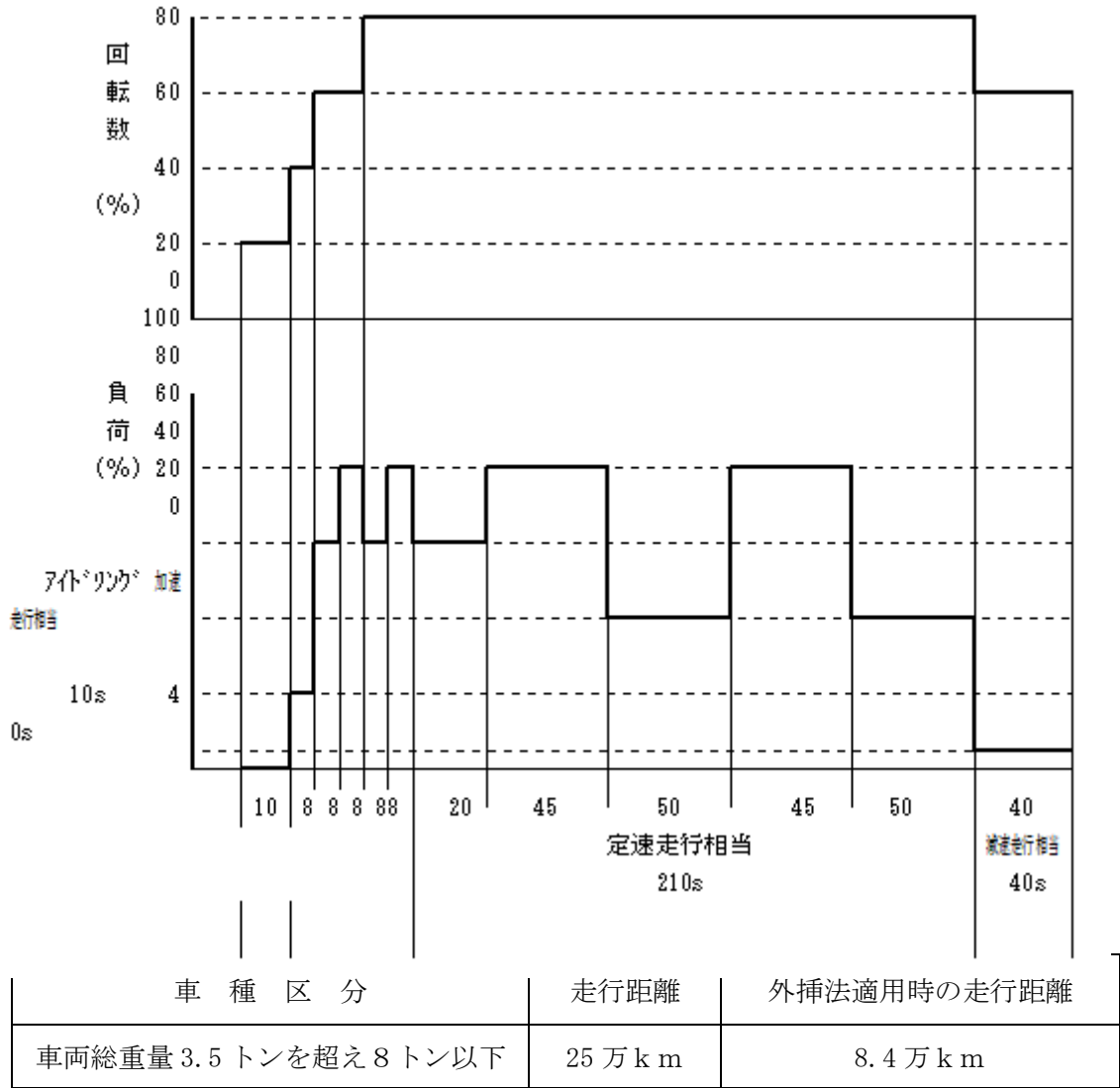
参考図A



表B 高速走行相当運転

運転 モード	運 転 状 態		運 転 時 間 (s)	走行モード 別運転時間 (s)	相当走行モード
	エンジン回転 (%)	エンジン負荷 (%)			
1	アイドリング	無 負 荷	10	10	アイドル
2	40	20	8	40	加速走行相当
3	60	60	8		
4	60	80	8		
5	80	60	8		
6	80	80	8		
7	80	60	20	210	定速走行相当
8	80	80	45		
9	80	40	50		
10	80	80	45		
11	80	40	50		
12	60	5	40	40	減速走行相当
高速走行相当運転時間				300s	

参考図 B



車両総重量 8 トンを超え 12 トン以下	45 万 k m	15.0 万 k m
車両総重量 12 トン超え	65 万 k m	21.7 万 k m

2 運転方法 B

表 D に掲げるエンジンの運転パターンを、表 E の中欄に掲げる車種区分ごとの走行距離以上に到達するまで繰り返し運転する。

なお、外挿法を適用して運転する場合には、表 D に掲げるエンジンの運転パターンを、表 E の右欄に定める外挿法適用時の走行距離以上に到達するまで繰り返し運転する。

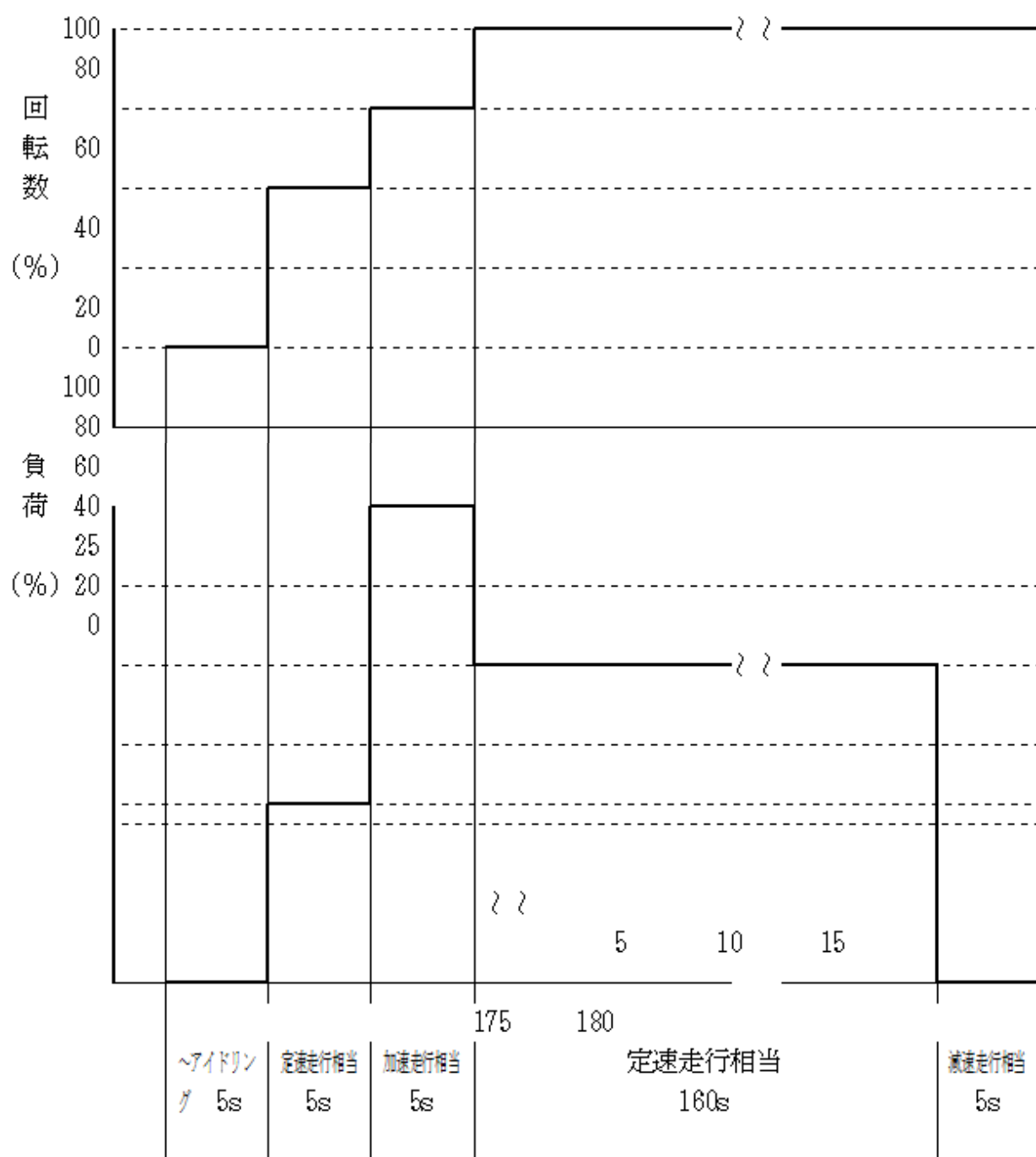
表 D

運 転 モード	運 転 状 態		運転時間 (s)	相当走行モード
	エンジン回転数 (%)	エンジン負荷率 (%)		
1	アイドル	0	5	アイドル
2	60	25	5	定速走行相当
3	80	100	5	加速走行相当
4	100	60	160	定速走行相当
5	100	0	5	減速走行相当

表 E

車 種 区 分	走行距離	外挿法適用時の走行距離
車両総重量 3.5 トンを超え 8 トン以下	25 万 km	8.4 万 k m
車両総重量 8 トンを超え 12 トン以下	45 万 km	15.0 万 k m
車両総重量 12 トン超え	65 万 km	21.7 万 k m

参考図C



附則 7－6（記 2 関係）

申請自動車の走行実施済証及び基準適合証（その 3）の記載要領

申請に係る自動車（以下「申請自動車」と言う。）の走行実施済証等（申請自動車の走行実施済証及び基準適合証（その 3）を言う。以下同じ。）については、以下に示す要領により記載するものとする。

なお、記載欄の大きさは、順序及び配列を変えない範囲で伸縮することができる。また、記載欄に不足が生ずる時は、2 枚以上の用紙により記載することができる。

1. 様式 3 の項目別記載方法

- (1) 申請自動車の製作者の氏名又は名称
申請自動車の製作者の氏名又は名称を記載する。

- (2) 住所
申請自動車の製作者の住所を記載する。

- (3) 申請自動車の車名・型式
申請自動車の車名・型式を記載する。

- (4) 原動機の型式
申請自動車の原動機の型式を記載する。

- (5) 排出ガスに係る構造・装置

ア 一酸化炭素等発散防止装置の主な構成部品

表 1 の構成部品欄に掲げる一酸化炭素等発散防止装置の構成部品について、同表の区分欄に掲げる項目等をその例により記載する。

なお、構成部品欄に掲げる装置が装着されていない場合には、その旨の記載を省略することができる。

表 1

構 成 部 品	区 分
触 媒	1 種類（酸化触媒、還元触媒、三元触媒等）の別
	2 型式（モノリス、ペレット等）の別
	3 容量及び個数（2 L・2 個（1 L＋1 L）等）の別
	4 主要成分（白金、ロジウム、パラジウム等）の別
	5 担持量（白金 g、ロジウム g、パラジウム g 等）の別
	6 取付位置（排気マニホールド内、床下、DPF 一体型等）の別
DPF	1 種類（連続再生式、交互再生式等）の別
	2 容量及び個数（2 L・2 個（1 L＋1 L）等）の別
	3 取付位置（排気マニホールド直下、床下等）の別
EGR 装置	装着の有無
二次空気供給装置	装着の有無
O ₂ センサー	装着の有無
その他の装置	装置の名称

イ 原動機等の主な仕様

表 2 の仕様欄に掲げる装置等について、同表の区分欄に掲げる項目等をその例により記載する。

なお、区分欄に掲げる装置が装着されていない場合には、その旨の記載を省略することができる。

表 2

仕 様	区 分
原動機の仕様	1 燃料の種類
	2 燃焼サイクル（2 サイクル、4 サイクル等）の別
	3 冷却方式（空冷、水冷等）の別

	4 シリンダブロック形状及びシリンダ数（直 6、V 6 等）の別
	5 シリンダボアの中心間距離の別
	6 総排気量の別
	7 燃料供給方式（噴射ポンプの形式等）の別
	8 燃焼室形状（副室式、直接噴射式等）の別
	9 弁機構（OHV、OHC 等）の別
	10 過給機の有無
	11 給気冷却器の有無
変速機の仕様	自動式、手動式又は半自動式の別
走行車の重量	排出ガス測定時の等価慣性重量（走行時の等価慣性重量が異なる場合は { } 内に走行時の等価慣性重量を併記）又は走行時重量
その他の装置	装置の名称

(6) 走行の主な実施場所及び走行の実施期間

申請自動車に係る走行の実施場所の名称及び所在地、並びに走行の開始時期及び終了時期を年月まで記載する。

なお、固定劣化補正值を用いた場合には「－」を記載する。

(7) 走行の実施結果等

ア 走行又は試験の別

実車による走行又は装置による台上試験の別を「路上走行」、「シャシダイナモメータ走行」、「エンジンダイナモメータ試験」、「装置台上試験」等の例により記載する。

なお、固定劣化補正值を用いた場合には「－」を記載する。

イ 走行又は試験の条件

試験自動車による走行の場合には、走行条件又は走行モードの名称を「悪路走行」、「高速走行」、「参考モード」、「〇〇社モード」、「米国 EPA ード」等の例により記載する。エンジンダイナモメータ試験又は装置台上試験の場合には、試験条件又は試験モードの名称を記載するとともに、試験時間を（h）単位で付記する。

なお、固定劣化補正值を用いた場合には「固定劣化補正值の使用」と記載する。

ウ 排出ガス測定方法

細目告示第 41 条又は適用関係告示第 28 条に規定する排出ガス測定方法を、軽・中量車の場合は「JC08H モード法及び JC08C モード法」又は「WLTC モード法」、重量車の場合は「WHTC モード法及び WHSC モード法」又は「JE05 モード法」と記載する。ただし、2. (1) 場合は「－」を記載する。

エ 走行距離又は換算走行距離

試験自動車による走行の場合には、走行距離を km 単位で記載する。エンジンダイナモメータ試験又は装置台上試験の場合には、走行又は試験の条件欄に記載した試験時間を通常の使用形態における走行距離に換算し、その換算走行距離を km 単位で記載する。この場合において、当該換算方法は申請自動車の製作者等が適切である旨を説明できるものであること。

なお、附則 7－5 の 5.1.2 で定める外挿法による場合には、2 (4) 記載する。

また、固定劣化補正值を用いた場合には「－」を記載する。

オ 劣化補正值

次のいずれかの方法により求めた劣化補正值（ A_A ）を記載欄に記載する。記載値は細目告示で定める基準値の 2 桁下の位を四捨五入して基準値の 1 桁下の位まで算出した値とする。（（オ）による場合を除く）

(ア) 長距離耐久告示第 1 条に掲げる走行による場合

重み付け排出ガス値、WHTC モード法及び WHSC モード法による排出ガス値又は JE05 モード法による排出ガス値をもとにして、CO、NMHC、NO_x、PM 及び SPN の各排出ガス成分ごとに劣化補正值を算出する。まず、排出ガス値（ y_i ：単位はそれぞれ細目告示で定められたものを用い、細目告示で定められた基準値の 2 桁下の位を切り捨て基準値の 1 桁下の位まで算出した値とする。以下、本項における排出ガス値はすべて同様の方法で算出する。また、整備の前後に

測定を実施した場合には、整備後の値を用いる。)及びそれぞれの測定開始時における走行距離 (x_i : 単位は km とする。以下、本項における走行距離の単位はすべて km とする。なお、重み付け排出ガス値を求める場合は、細目告示第 41 条又は適用関係告示第 28 条に規定する二つの排出ガス測定法のどちらか短い方の走行開始時走行距離とする。)を用いて、 y と x の関係を示す式 $y = a + b \times x$ の a と b を次の式により求める。

$$a = \frac{\sum x_i^2 \sum y_i - \sum x_i \sum x_i y_i}{n \sum x_i^2 - (\sum x_i)^2} \quad b = \frac{n \sum x_i y_i - \sum x_i \sum y_i}{n \sum x_i^2 - (\sum x_i)^2}$$

次に、3,000km における排出ガス値 (y_0) 及び長距離耐久告示第 1 条又は指定基準 4.2. の走行キロ数 (x_E) 走行後の排出ガス値 (y_E) を次の式により求める。

$$y_0 = a + 3000 \times b \quad y_E = a + x_E \times b$$

次に劣化補正值 (A_A) を次式により求める。ただし、算出した劣化補正值が負となった場合には、劣化補正值を 0 とする。

$$A_A = y_E - y_0$$

(イ) 米国 EPA 又は EEC の定める耐久走行による場合

Code of Federal Regulations(米国連邦法規総覧) Title 40 Chapter1 Part86 Subpart A、70/220/EEC EEC 指令ANNEX VII、Regulation (EC) No. 715/2007 に基づくRegulation(EC) No. 692/2008 AnnexVII又はRegulation(EU) No. 2017/1151 AnnexVII若しくは協定規則第83号附則 9に規定する方法により求めた長距離耐久告示第 1 条又は指定基準2.2.に掲げる走行キロ数に相当する各成分ごとの劣化係数 (DF) を用いて、次の式により求める。

$$A_A = y_0 \times (DF - 1)$$

(ウ) 外挿法による場合

車両総重量 3.5 トンを超える普通自動車及び小型自動車において外挿法を適用する場合は、WHTC モード及び WHSC モード法又は JE05 モード法により、CO、NMHC、NO_x、PM 及び SPN の各排出ガス成分ごとに劣化補正值を算出する。まず、排出ガス値 (y_i : 単位はそれぞれ細目告示で定められたものを用い、細目告示で定められた基準値の 2 桁下の位を切り捨て基準値の 1 桁下の位まで算出した値とする。以下、本項における排出ガス値は外挿値も含め、すべて同様の方法で算出する。また、整備の前後に測定を実施した場合には、整備後の値を用いる。)及びそれぞれの測定時における走行距離 (x_i : 単位は km とする。以下、本項における走行距離は外挿値も含め、すべて単位は km とする。)を用いて、 y と x の関係を示す式 $y = a + b \times x$ の a と b を次の式により求める。

$$a = \frac{\sum x_i^2 \sum y_i - \sum x_i \sum x_i y_i}{n \sum x_i^2 - (\sum x_i)^2} \quad b = \frac{n \sum x_i y_i - \sum x_i \sum y_i}{n \sum x_i^2 - (\sum x_i)^2}$$

次に、3,000km における排出ガス値 (y_0) 及び長距離耐久告示第 1 条又は指定基準 4.2. の走行キロ数 (x_E) 走行後の排出ガス値 (y_E) を次の式により求める。

$$y_0 = a + 3000 \times b \quad y_E = a + x_E \times b$$

次に劣化補正值 (A_A) を次式により求める。ただし、算出した劣化補正值が負となった場合には、劣化補正值を 0 とする。

$$A_A = y_E - y_0$$

なお、一酸化炭素等発散防止装置の構成部品（後処理装置に限る。）を定期交換部品とした場合についても同様に WHTC モード及び WHSC モード又は JE05 モード法により、CO、NMHC、NO_x、PM 及び SPN の各排出ガス成分ごとに劣化補正値を算出する。

まず、外挿法適用時の走行距離までの排出ガス値（ y_i ：整備の前後に測定を実施した場合には、整備後の値を用いる。ただし、後処理装置の交換後の測定値は用いない。）及びそれぞれの測定時における走行距離（ x_i ）を用いて、 y と x の関係を示す式 $y = a + b \times x$ の a と b を次の式により求める。

$$a = \frac{\sum x_i^2 \sum y_i - \sum x_i \sum x_i y_i}{n \sum x_i^2 - (\sum x_i)^2} \quad b = \frac{n \sum x_i y_i - \sum x_i \sum y_i}{n \sum x_i^2 - (\sum x_i)^2}$$

次に、初回の定期交換距離（ x_{R1} ）における交換直前の排出ガス外挿値（ y_{R1} ）を次の式により求める。

$$y_{R1} = a + x_{R1} \times b$$

次に、 y と x の関係式 $y = a + b \times x$ より、 $x=0$ で $y=a$ の関係を用いて、これと、外挿法適用時の走行距離を $x_{1/3}$ として、走行距離（ $x_{1/3}+3,000$ ）における後処理装置の交換後の測定値（ $y_{1/3}$ ）を用いて、初回の定期交換距離（ x_{R1} ）における交換直後の排出ガス外挿値（ y_{01} ）及び長距離耐久告示第 1 条又は指定基準 4.2. の走行キロ数（ x_E ）における排出ガス外挿値（ y_{0E} ）を次の式により求める。

ただし、 $y_{1/3} < a$ の場合には、 $y_{1/3} = a$ とする。

$$y_{01} = a + (y_{1/3} - a) / (x_{1/3} + 3,000) \times x_{R1}$$

$$y_{0E} = a + (y_{1/3} - a) / (x_{1/3} + 3,000) \times x_E$$

次に、3,000km における排出ガス値（ y_0 ）を次の式により求める。

$$y_0 = a + 3000 \times b$$

次に劣化補正値（ A_A ）を次式により求める。ただし、算出した劣化補正値が負となった場合には、劣化補正値を 0 とする。

$$A_A = (y_{R1} - y_{01}) + y_{0E} - y_0$$

(エ) その他の走行又は試験の方法による場合

(ア)に掲げる方法に準じて劣化補正値（ A_A ）を求める。

(オ) 協定規則第 154 号による場合

協定規則第 154 号の 6.7. 及び附則 C4 により求めた劣化補正値、又は同協定規則 7.6. による劣化補正値を記載し、劣化係数を使用した場合には「－」を記載する。

(カ) 固定劣化補正値による場合

細目告示第 41 条第 1 項第 7 号の基準を適用する自動車（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 4 年国土交通省告示第 1040 号）による改正前の細目告示別添 42 の規定を適用するものは除く。）にあっては、次の表に掲げる 8 万 km 相当の固定劣化補正値算出係数（ A_{ADF} ）を用い、長距離耐久告示第 1 条に定める走行キロ数（ x_E ）相当における劣化補正値（ A_A ）を求める。

固定劣化補正値算出係数

燃料の種類	触媒の有無	8万km相当の固定劣化補正值算出係数（ A_{ADF} ）				
		CO	NMHC	NO _x	PM	PN
軽油	有	0.12	0.13	0.07	0.00	0.00

固定劣化補正值算出係数（ A_{ADF} ）から劣化補正值（ A_A ）への換算は次の式による。

$$A_A = Y_S \times A_{ADF} \quad (x_E \text{ が } 80000 \text{ km の場合})$$

$$A_A = Y_S \times A_{ADF} \times 57000 / 77000 \quad (x_E \text{ が } 60000 \text{ km の場合})$$

ここで、 Y_S ：細目告示に定める基準値（自動車の排出ガス低減性能の評価等に関する規定（平成11年運輸省告示第600号）に基づく申請を行うにあつては、低排出ガス車認定実施要領（平成12年運輸省告示第103号）に定める認定の基準の上限値とする。）

カ 劣化係数

細目告示第41条第1項第7号の基準を適用する自動車（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和4年国土交通省告示第1040号）による改正前の細目告示別添42の規定を適用するものは除く。）にあつては、協定規則第154号の6.7.及び附則C4により求めた劣化係数、又は同規則7.6.による劣化係数を記載欄に記載し、劣化係数を使用しない場合は「－」を記載する。

キ 初期値

オ(ア)及びオ(ウ)の方法又は協定規則第154号の附則C4 7.1.により、劣化補正值又は劣化係数を求める場合には3,000 kmにおける推定排出ガス値（オ(ア)又はオ(エ)による場合は $y_o = B$ 、協定規則第154号の附則C4 7.1.による場合は $M_{i1} = B$ ）、その他の方法による場合には実測（測定時の走行距離は3,000 km以上とする。）による重み付け排出ガス値（B）を記載する。記載値は、細目告示で定める基準値の2桁下の位を切り捨て基準値の1桁下の位まで算出した値とする。

ク 長距離耐久告示第1条又は指定基準4. 2. に示された走行キロ数における推定値

推定値（C）は、初期値（B）及び劣化補正值（ A_A ）又は劣化係数（ A_{DF} ）を用いて、次の式により求め記載する。

$$C = B + A_A \text{ 又は } C = B \times A_{DF}$$

記載値は、細目告示で定める基準値の桁数までとし、その直近下位の数値を四捨五入する。

なお、自動車の排出ガス低減性能の評価等に関する規程（平成11年運輸省告示第600号）に基づく申請を行うものにあつて、低排出ガス認定実施要領（平成12年運輸省令告示第103号）で定める基準値の桁数と相違する場合には、低排出ガス認定実施要領で定める桁数までとする。

(8) 保安基準への適合性

長距離耐久告示第1条及び指定基準4. 2. に掲げる総走行キロ数走行時の推定値及び全ての実測値について、長距離耐久告示第3条第2号及び指定基準7. に掲げる細目告示に規定する上限値以下の場合には、「適合」と記載する。

(9) 備考

走行又は試験中に重大と思われる故障が生じた場合には、故障箇所、故障内容等を記載する。

2. 様式3の記載方法の特例（細目告示第41条第1項第7号の基準を適用する自動車（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和4年国土交通省告示第1040号）による改正前の細目告示別添42の規定を適用するものは除く。）を除く。）

法第75条第1項及び法第75条の3第1項の規定による指定の申請並びに型式指定規則第3条の2第1項及び装置型式指定規則第4条の2第1項の規程による指定の申請において、次の取扱いによることができる。

(1) 申請自動車の構造・装置（排出ガスに係るものに限る。以下「排出ガスに係る構造・装置」という。）であつて表1及び表2に掲げるものが既に指定を受けた型式の自動車又は既に装置型式指定

を受けたもの並びに指定を申請している他の型式の自動車又は装置型式指定を申請しているもの（以下「既型式指定自動車等」という。）の排出ガスに係る構造・装置と同一のものであって一酸化炭素等発散防止装置に生じる機能の劣化の程度が同等又は明らかに少ないと認められる場合には、備考欄に当該既型式指定自動車等の車名、型式、決裁番号及び決裁年月日等を記載することにより、当該申請自動車に係る走行の主な実施場所、走行の実施期間及び走行の実施結果等の記載を省略することができる（ただし、当該既型式指定自動車等について、走行の主な実施場所、走行の実施期間及び走行の実施結果等の記載が省略されている場合を除く。）。

(2) 申請自動車の排出ガスに係る構造・装置であって表 1 及び表 2 に掲げるもの（原動機の総排気量、触媒の容量、担持量、変速機の仕様及び等価慣性重量を除く。）が既型式指定自動車等の排出ガスに係る構造・装置と同一のものであって表 3 の項目欄に掲げる装置の仕様等が同表の区分欄に掲げる範囲内にある場合には、備考欄に当該既型式指定自動車等の車名、型式、決裁番号及び決裁年月日等を記載することにより、当該申請自動車に係る劣化補正值欄に当該既型式指定自動車等に係る「申請自動車の走行実施済証及び基準適合証（その 3）」に記載された劣化補正值を記載することができ、長距離耐久告示第 1 条及び指定基準 4. 2. に示された走行キロ数走行時の推定値欄に当該申請自動車の初期値（この場合の初期値とは、 y_0 ではなく、3,000km 以上走行した車両の測定値とする。）と当該劣化補正值により算出した値を記載することができる。この場合、当該申請自動車に係る走行の主な実施場所、走行の実施期間、走行又は試験の別、走行又は試験の条件及び走行距離又は換算走行距離の記載を省略することができる（当該既型式指定自動車等について、走行の主な実施場所、走行の実施期間及び走行の実施結果等の記載が省略されている場合を除く。）。

(3) 試験自動車等の排出ガスに係る構造・装置であって表 1 及び表 2 に掲げるもの（原動機の総排気量、触媒の容量、担持量、変速機の仕様及び等価慣性重量を除く。）が当該申請自動車の排出ガスに係る構造・装置と同一のものであって表 3 の項目欄に掲げる装置の仕様等差が同表の区分欄に掲げる範囲内にある場合には、備考欄にその相違内容を記載することにより、当該試験自動車等による走行又は運転により求めた劣化補正值を当該申請自動車に係る劣化補正值欄に記載することができ、長距離耐久告示第 1 条及び指定基準 4. 2. に定められた走行キロ数走行時の推定値欄に当該申請自動車の初期値（この場合の初期値とは、 y_0 ではなく、3,000km 以上走行した車両の測定値とする。）と当該劣化補正值により算出した値を記載することができる。

(4) 附則 7－5 の 5. 1. 2 で定める外挿法による場合は、備考欄に「外挿法適用」と「実総走行距離」（外挿法適用時の走行キロ数）を、「走行距離又は換算走行距離」は長距離耐久告示第 1 条に掲げる総走行キロ数を記載する。

3. 様式 3 の記載方法の特例（細目告示第 41 条第 1 項第 7 号の基準を適用する自動車（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 4 年国土交通省告示第 1040 号）による改正前の細目告示別添 42 の規定を適用するものは除く。）に限る。）

協定規則第 154 号 7. 6. による劣化補正值又は劣化係数を使用する場合には、備考欄に当該既型式指定自動車等の車名、型式、決裁番号及び決裁年月日等を記載することにより、当該申請自動車に係る走行の主な実施場所、走行の実施期間、走行又は試験の別、走行又は試験の条件及び走行距離又は換算走行距離の記載を省略することができる。ただし、当該既型式指定自動車等について、走行の主な実施場所、走行の実施期間及び走行の実施結果等の記載が省略されている場合を除く。

表 3

項 目	区 分
原 動 機	排気量差が 820cc 以内又は 15%以内
触 媒	容量差が－15%以内
	担持量差が－15%以内
等価慣性重量	重量差が＋250kg 以内

様式 3（記 2 関係）

申請自動車の走行実施済証及び基準適合証（その 3）

年 月 日

申請自動車の製作者

の氏名又は名称

住 所

申請に係る自動車（以下「申請自動車」という。）について、次表のとおり、長距離耐久告示第 1 条に掲げる走行（装置型式指定規則第 2 条第 18 号の申請自動車にあつては、指定基準 4. 2.）により自動車の一酸化炭素等発散防止装置に生じる機能の劣化と同等以上の劣化を申請自動車の当該装置に生じさせる走行（台上試験装置を用いて行う試験を含む。）を行ったものであること及び当該走行を行った場合において長距離耐久告示第 3 条第 2 号（装置型式指定規則第 2 条第 18 号の申請自動車にあつては、指定基準 7.）に掲げる基準に適合しているものであることを証明する。

申請自動車の車名・型式						
原動機の型式						
排出ガスに係る構造・装置	一酸化炭素等発散防止装置の主な構成部品					
	原動機等の主な仕様					
走行の主な実施場所						
走行の実施期間						
走行の実施結果等	走行又は試験の別					
	走行又は試験の条件					
	排出ガス測定方法					
	走行距離又は換算走行距離					
	排出ガスの成分	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質	
	劣化補正值（A _A ）	(g/km 又は g/kWh)	(g/km 又は g/kWh)	(g/km 又は g/kWh)	(g/km 又は g/kWh)	(#10 ¹¹ /km 又は #10 ¹¹ /kWh)
	劣化係数(A _{DF})					
	初期値（B）	(g/km 又は g/kWh)	(g/km 又は g/kWh)	(g/km 又は g/kWh)	(g/km 又は g/kWh)	(#10 ¹¹ /km 又は #10 ¹¹ /kWh)
	走行後推定値（C）	(g/km 又は g/kWh)	(g/km 又は g/kWh)	(g/km 又は g/kWh)	(g/km 又は g/kWh)	(#10 ¹¹ /km 又は #10 ¹¹ /kWh)
道路運送車両の保安基準への適合性						
備考						

（日本産業規格 A 列 4 番）

- （注） 1. 「一酸化炭素等発散防止装置」とは、法第 41 条第 1 項の発散防止装置のうち排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質を減少させる装置をいう。
2. WHTC モード及び WHSC モード法による場合は、両モードそれぞれの値を記載すること。
3. 粒子状物質欄の劣化補正值、劣化係数、初期値及び走行後推定値欄中、左欄は粒子状物質の排出量を右欄は粒子状物質の粒子数を示す。

附則 7－7（記 1 関係）

長距離走行（その 4）実施要領

1. 適用範囲

長距離耐久告示第 1 条及び指定基準Ⅱ編 4.2. に定める大型特殊自動車及び認定要領第 3 第 2 項に定める小型特殊自動車であって、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするものに係る長距離走行は、それぞれ同条及び同項の規定によるほか、この実施要領によるものとする。

2. 試験自動車等

試験自動車又は試験エンジン（5 の排出ガス測定を行うために必要な付属装置を備えていること。以下同じ。）は、自動車型式指定申請、装置型式指定申請又は型式認定申請（以下「型式指定申請等」という。）に係る自動車のエンジン及び排出ガス低減装置と同一の構造、装置及び性能を有するものとする。また、試験自動車又は試験エンジンの車台番号又はシリアル番号は、申請者の提出する書面等により、型式指定申請等に係る自動車又はそれに搭載されているエンジンと同一の構造、装置及び性能を有するものであることが確認できる場合を除き、型式指定申請等のものと同一であること。また、試験自動車又は試験エンジンは、走行又は運転開始前において、エンジン及び排出ガス低減装置が運行の用に供していないものであり、かつ、点検・整備要領に基づいて整備された状態であること。

3. 走行方法等

試験エンジンの運転は、エンジンダイナモメータ上において 3.1 に定める方法により行う。試験自動車の走行は、走行路上において、3.2 に定める方法により行う。

3.1 エンジンダイナモメータ上の運転方法

試験エンジンの運転は、エンジンダイナモメータ上において、5 の排出ガス測定に係る運転を除き、表 1－1 又は表 1－2 のいずれかの走行条件に適合する走行に対応するエンジンの運転状態を適宜組み合わせてこれを繰り返すことにより行う。この場合における「平均負荷率」は、別紙（附則 7－7 関係）より求めること。

なお、この運転の例を参考モードとして別紙（附則 7－7 関係）に示す。

表 1－1

走行条件		
回転速度条件		負荷率条件
回転速度	時間比率	
定格回転速度の 90%以上の回転速度	6%以上	
定格回転速度の 60%以上の回転速度	80%以上	
その他の回転速度	任意	平均負荷率 30%以上
その他：耐久運転モードは、1 サイクル 120 分以内とすること		

表 1－2

走行条件		
回転速度条件		負荷率条件
回転速度	時間比率	
定格回転速度の 90%以上の回転速度	15%以上	
定格回転速度の 60%以上の回転速度	85%以上	
その他の回転速度	任意	全体で平均負荷率 50%以上、かつ、定格回転速度の 60%以上で負荷率 75%以上の頻度が 15%以上
その他：耐久運転モードは、1 サイクル 120 分以内とすること		

3.2 走行路上の走行方法

試験自動車の走行は、表 1－1 又は表 1－2 の走行条件に適合するように行うものとする。
この場合において、試験自動車の荷重状態については、表 2 に掲げる状態に設定する。
ただし、必要に応じて重量を追加した状態とすることができる。
なお、走行路については任意とする。

表 2

自動車の種類	荷重状態
大型特殊自動車及び小型特殊自動車	空車状態の自動車に 1 人の人員が乗車した状態

(注) 1 空車状態とは、保安基準第 1 条の規定による空車状態をいう。

2 人員 1 人の重量は、55 kg とする。

3.3 長距離耐久告示第 1 条及び指定基準第Ⅱ編 4.2.並びに認定要領第 3 第 2 項に定める走行と同等な走行方法

3.1 及び 3.2 において Code of Federal Regulations (米国連邦法規総覧) Title 40Chapter1 Part1048 又は Regulation (EU) 2016/1628 及びその関連規則で Stage V 規制に規定する走行方法とすることができる。

4. 走行又は運転期間中の処理

- 4.1 走行又は運転期間中の試験自動車又は試験エンジンの点検・整備については、初回及びそれ以降、型式指定自動車にあっては型式指定規則第 3 条第 2 項第 8 号の点検整備方式、その他の自動車にあっては自動車又は原動機製作者の定める点検整備方式に準拠して実施することができる。この場合において、点検・整備項目は、自動車又は原動機製作者の定めるところによるものとする。ただし、やむを得ずこれ以外の整備を臨時に実施する必要がある場合にあっては、整備を実施したうえその内容を記録するものとする。
- 4.2 走行又は運転期間中は、原動機、一酸化炭素等発散防止装置等排出ガス性能に係る部品については、定期交換部品以外の部品の交換を行ってはならない。ただし、やむを得ず交換を行った場合には、当該交換部品を提示できるよう型式の指定等を受けた日（3.3 による走行方法とした場合は、3.3 による各規定による認可を取得した日とする。）から 3 年 9 ヶ月間保管しておくこと。
また、3.3 による各規定による認可を取得しており、当該交換部品が認可当局の指示による分解調査等により保管に適さない状態となった場合、当該分解調査等の記録の保管をもって当該交換部品の保管に代えることができる。

5. 排出ガス測定

- 5.1 ガソリン・液化石油ガス特殊自動車 7 モード測定方法（以下「7 モード法」という。）及び LSI-NRTC モード測定方法（以下「LSI-NRTC モード法」という。）による排出ガスの測定は、運転開始後の走行時間数が 250 h 以下の時点及び長距離耐久告示第 1 条、指定基準第Ⅱ編 4.2. 及び認定要領第 3 第 2 項に定める走行時間数以上の時点での走行後の測定を行うまで、走行又は運転期間中において、規定走行時間数を概ね等間隔に分割した走行時間数に達する時期ごとに測定を行うものとする。なお、「等間隔に分割した」とは 3 分割以上とし、排出ガス測定は分割された走行時間数の±10%の時間の範囲で行うこととする。
ただし、外挿法により長距離走行を行う場合には、長距離耐久告示第 1 条、指定基準第Ⅱ編 4.2. 及び認定要領第 3 第 2 項に定める走行時間の 1/3 以上の走行時間数走行後に最終の排出ガス測定を行わなければならない。
なお、排出ガス測定時期に、4.1 に定める点検・整備を行う場合は点検・整備の前に排出ガス測定を行う。また、排出ガス性能に影響を及ぼすおそれのある点検・整備を行った場合は点検・整備後にも排出ガス測定を行うものとする。
- 5.2 排出ガス測定は、試験方法に準拠して行うものとする。また、5.1 で定める測定の時期における測定は複数回行うことができる。この場合、各測定モードごとの全ての時期における測定回数は同一でなければならない。ただし、同時期に整備の前後に測定を実施した場合の測定回数は、整備後のみの測定回数とする。

なお、外挿法により長距離走行を行う場合には、各時期に複数回数の排出ガス測定を行わなければならない。

6. 走行結果等

- 6.1 3.1、3.2 の走行又は運転の記録及び結果は、付表 1 及び 2 の様式に記載する。
- 6.2 3.1、3.2 の試験自動車又は試験エンジンの点検・整備等の状況は、付表 3 の様式に記載する。
- 6.3 申請等の際には、6.1、6.2 で記載した付表 1、付表 2 及び付表 3 を提出すること。ただし、劣化補正值において 3.3 による各規定による認可を受けた劣化係数を使用する場合を除く。

長距離走行（その4）の結果（1）

◎ 試験自動車

車名・型式（類別）	原動機型式	定格出力	kW {PS} /rpm	
車台番号又は シリアル番号	サイクル	気筒	総排気量	L
乗車定員	人 変速機			
車両重量	kg 減速比			
車両総重量	kg			
排出ガス減少装置				

◎ 走行実施状況

走行場所

走行方法 [走行路
エンジンダイナモメータ

走行モード〔参考モード（ 運転方法A・運転方法B ） 、その他のモード（ ） 〕

外挿法〔適用・適用せず〕

走行期間 年 月 日 ～ 年 月 日

総走行時間数 h (外挿法適用時の実走行時間 h)

条件別走行時間数

走行条件			時間
回転速度条件		負荷率条件	
回転速度	時間比率		
定格回転速度の 90%以上の 回転速度	(%)	平均負荷率(%) ※1 定格回転速度の 60% 以上の負荷率	h
定格回転速度の 60%以上の 回転速度	(%)	(%)	h
その他の回転速度	(%)	時間比率 (%)	h
計			h

(注) ※1：参考モードの表1－2を選択した場合に記載する。

◎ 排出ガス測定

測定場所

使用燃料

排出ガス分析計

CVS 裝置

エンジンダイナモメータ

(注) 1. 「走行方法」については、〔 〕内のいずれか該当するものに○印を付す。

2. 「走行モード」については、〔 〕内のいずれか該当する方に○印を付す。なお、「その他のモード」に○印を付した場合には、その内容を（ ）内に記載する。

3. 「外挿法」については、〔 〕内のいずれか該当するものに○印を付す。

4. 「車台番号又はシリアル番号」については、当該自動車の車台番号又はシリアル番号を記載する。ただし、当該試験自動車に直接打刻された識別記号及び識別番号を有する場合には、識別記号及び識別番号を記載する。

また、試験エンジンの運転の場合においては、当該原動機のシリアル番号を記載する。

5. 「条件別走行時間数」の「その他の回転速度」の欄には、長距離走行以外の走行時間数等を記載する。また、「計」の欄には長距離走行中のすべての走行時間数を記載する。

付表 2

長距離走行（その4）の結果（2）

車名・型式（類別）
原動機の型式

車台番号又はシリアル番号

年 ／ 月 ／ 日	作 業	作業開始時の走行時間数	排出ガス測定結果						備 考
			7 モード法 (g/kWh)			LSI-NRTC モード法 (g/kWh)			
			CO	THC	NO _x	CO	THC	NO _x	

- （注） 1. 「作業欄」には、長距離走行、排出ガス測定、点検・整備及びその他の別をそれぞれ「A」、「B」、「C」及び「D」により記載する。なお、その他の作業については「備考欄」に作業の具体的内容を記載する。
2. 「作業開始時の走行時間数」については、相当する走行時間を換算した値を記載する。
3. 耐久走行後の推定値算出時の走行時間数は、長距離耐久告示第1条、指定基準第Ⅱ編4.2.又は認定要領第3第2項に規定する走行時間数とする。
4. 「車台番号又はシリアル番号」の記載については、試験自動車の車台番号又はシリアル番号を記載する。ただし、当該試験自動車に直接打刻された識別記号及び識別番号を有する場合には、識別記号及び識別番号を記載する。
- また、試験エンジンの運転の場合においては、当該原動機のシリアル番号を記載する。

付表 3

長距離走行（その4）点検整備等記録

車名・型式（類別）
原動機の型式

車台番号又はシリアル番号

年／月／日	走行時間数（h）	点検・整備等の種類	点検・整備箇所	点検・整備内容、処置

- (注) 1. 「点検・整備等の種類」欄には、定期点検整備又は臨時整備の別を記載する。
2. 「点検・整備内容、処置」欄には、実施した調整及び部品等の交換の内容を具体的に記載する。
3. 警報装置が作動した場合には、警報装置が作動した旨を「点検・整備等の種類」欄に記載するとともに、作動時の月日及び走行時間数をそれぞれ該当する欄に記載する。また、原因、処置については、「点検・整備内容、処置」欄に記載する。
4. 「車台番号又はシリアル番号」の記載については、試験自動車の車台番号又はシリアル番号を記載する。ただし、当該試験自動車に直接打刻された識別記号及び識別番号を有する場合には、識別記号及び識別番号を記載する。
- また、試験エンジンの運転の場合においては、当該原動機のシリアル番号を記載する。

エンジンダイナモメータ上の運転方法（参考モード）

エンジンダイナモメータ上で長距離走行を行う場合には、次のいずれかの方法により行うこと。

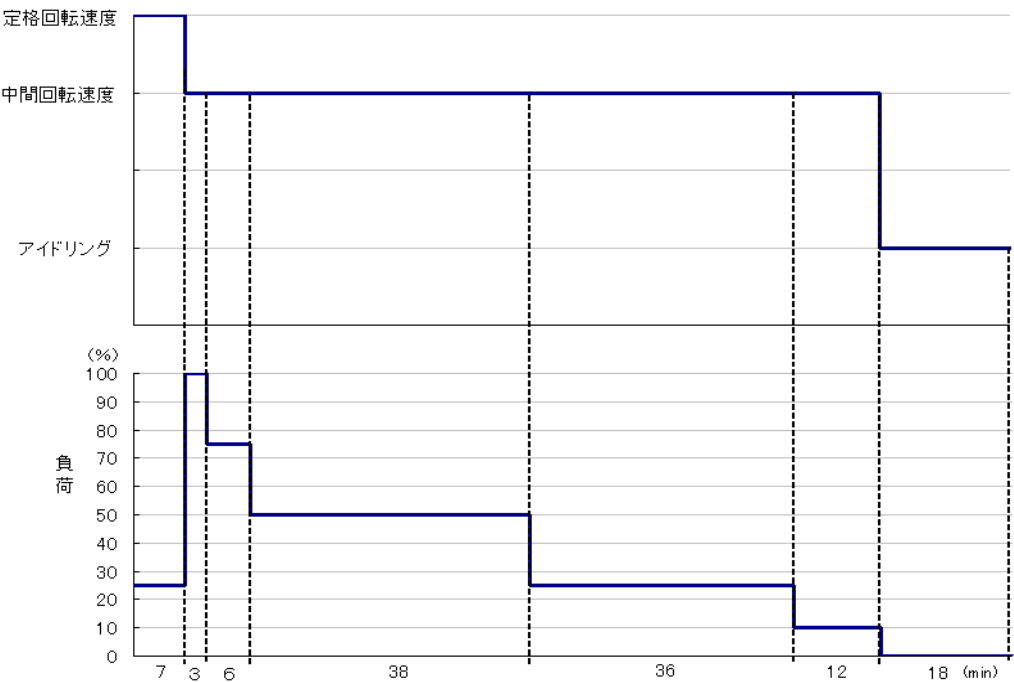
1. 運転方法 A

表 A に掲げるエンジンの運転パターンを表 B の中欄に定める走行時間以上に達するまで繰り返し運転する。なお、外挿法を適用して運転する場合には、表 B の右欄に定める外挿法適用時の走行時間以上に達するまで繰り返し運転する。

表 A

運 転 モード	運転状態		運転時間 (min)	累積時間 (min)
	エンジン回転速度	エンジン負荷率 (%)		
1	定格回転速度※	25	7	7
2	中間回転速度※	100	3	10
3		75	6	16
4		50	38	54
5		25	36	90
6		10	12	102
7	アイドリング	0	18	120

（注）※中間回転速度及び定格回転速度とは、細目告示別添 103「ガソリン・液化石油ガス特殊自動車排出ガスの測定方法」又は「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示」（令和 6 年国土交通省告示第 2 号）による改正前の細目告示別添 103「ガソリン・液化石油ガス特殊自動車 7 モード排出ガスの測定方法」に規定する中間回転速度をいう。



（1 サイクル 120min 以内とする）

表 B

車種区分	走行時間	外挿法適用時の走行時間
大型特殊自動車及び小型特殊自動車	5, 000 h	1, 670 h

2 運転方法 B

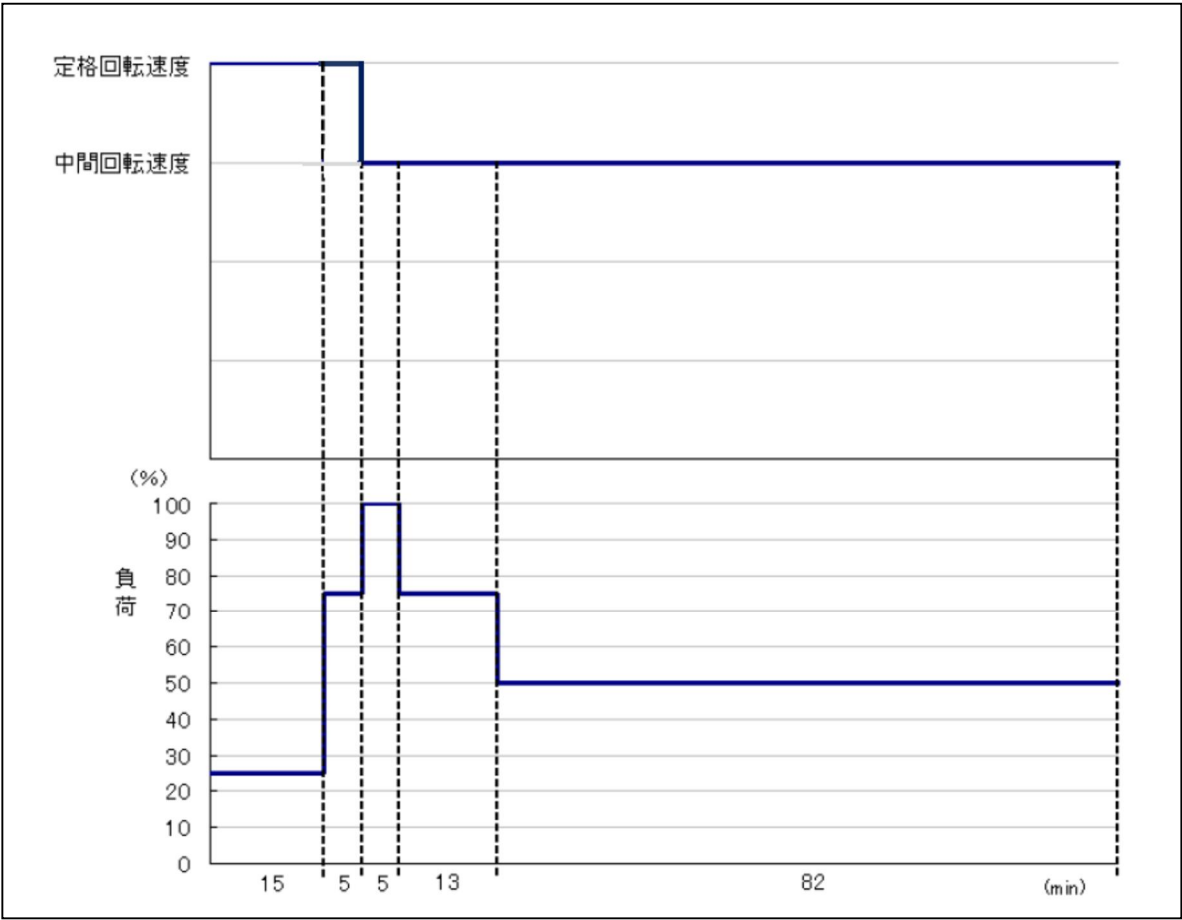
表Cに掲げるエンジンの運転パターンを表Dの中欄に定める走行時間以上に達するまで繰り返し運転する。

なお、外挿法を適用して運転する場合には、表Dの右欄に定める外挿法適用時の走行時間以上に達するまで繰り返し運転する。

表C

運 転 モード	運転状態		運転時間 (min)	累積時間 (min)
	エンジン回転速度	エンジン負荷率 (%)		
1	定格回転速度	25	15	15
2		75	5	20
3	中間回転速度	100	5	25
4		75	13	38
5		50	82	120

参考図C



(1 サイクル 120min 以内とする)

表D

車種区分	走行時間	外挿法適用時の走行時間
大型特殊自動車及び小型特殊自動車	2,500 h	850 h

運転パターンの平均負荷率は次式により求めること。

$$E = \Sigma (E_n(i) \times WF(i))$$

ただし、

$$WF(i) = \frac{t_m(i)}{\Sigma t_m(i)}$$

E : 平均負荷率 (%)

E_n(i) : 各運転モードにおけるエンジン負荷率 (%)

WF(i) : 各運転モードにおける運転時間の全モード合計時間に対する比率

t_m(i) : 各運転モードの時間 (min)

附則 7－8（記 2 関係）

申請自動車の走行実施済証及び基準適合証（その 4）の記載要領

申請に係る自動車（以下「申請自動車」という。）の走行実施済証等（申請自動車の走行実施済証及び基準適合証（その 4）をいう。以下同じ。）については、次に示す要領により記載するものとする。

なお、記載欄の大きさは、順序及び配列を変えない範囲で伸縮することができる。また、記載欄に不足が生ずるときは、2 枚以上の用紙により記載することができる。

1. 様式 4 の項目別記載方法

(1) 申請自動車の製作者の氏名又は名称

申請自動車の製作者の氏名又は名称を記載する。

(2) 住所

申請自動車の製作者の住所を記載する。

(3) 申請自動車の車名・型式

申請自動車の車名・型式を記載する。

(4) 原動機の型式

申請自動車の原動機の型式を記載する。

(5) 排出ガスに係る構造・装置

ア 一酸化炭素等発散防止装置の主な構成部品

表 1 の構成部品欄に掲げる一酸化炭素等発散防止装置の構成部品について、同表の区分欄に掲げる項目等をその例により記載する。

なお、構成部品欄に掲げる装置が装着されていない場合には、その旨の記載を省略することができる。

表 1

構成部品	区 分
触 媒	1 種類（酸化触媒、還元触媒、三元触媒等）の別 2 形式（モノリス、ペレット等）の別 3 容量及び個数（2 L・2 個（1 L＋1 L）等）の別 4 主要成分（白金、ロジウム、パラジウム等）の別 5 担持量（白金 g、ロジウム g、パラジウム g 等）の別 6 取付け位置（排気マニホールド内、床下等）の別
E G R 装置	装着の有無
二次空気供給装置	装着の有無
O ₂ センサー	装着の有無
その他の装置	装置の名称

イ 原動機等の主な仕様

表 2 の仕様欄に掲げる装置等について、同表の区分欄に掲げる項目等をその例により記載する。

なお、区分欄に掲げる装置が装着されていない場合には、その旨の記載を省略することができる。

表 2

仕 様	区 分
原動機の仕様	1 燃料（ガソリン、LPG 等）の別 2 燃焼サイクル（2 サイクル、4 サイクル等）の別 3 冷却方式（空冷、水冷等）の別 4 シリンダブロック形状及びシリンダ数（直 6、V 6 等）の別 5 シリンダボアの中心間距離の別 6 総排気量の別 7 燃料供給方式（化器、燃料噴射等）の別

	8 燃焼室形式（ペントループ等）の別 9 弁機構（OHV、OHC 等）の別 10 過給機の有無 11 給気冷却器の有無
その他の装置	装置の名称

(6) 走行の主な実施場所及び走行の実施期間

申請自動車に係る走行の実施場所の名称及び所在地、並びに走行の開始時期及び終了時期を年月まで記載する。

(7) 走行の実施結果等

ア 走行又は試験の別

実車による走行又は装置による台上試験の別を「路上走行」、「エンジンダイナモメータ試験」、「装置台上試験」等の例により記載する。

イ 走行又は試験の条件

試験条件又は試験モードの名称を「参考モード」、「〇〇社モード」等の例により記載する。

ウ 走行時間

走行時間を（h）単位で記載する。

なお、運転方法 B による場合には、換算後の試験時間を（h）単位で併記する。

エ 劣化補正值

次のいずれかの方法により求めた劣化補正值（A_A）を記載欄に記載する。記載値は細目告示で定める基準値の 2 桁下の位を四捨五入して基準値の 1 桁下の位まで算出した値とする。

(ア) 認定要領第 3 第 2 項に掲げる走行による場合

7 モード法及び LSI-NRTC モード法（適用関係告示第 28 条第 207 項の規定の適用を受ける自動車にあつては、7 モード法。以下附則 7－8 において同じ。）により CO、THC 及び NO_x の各排出ガス成分ごとに劣化補正值を算出する。まず、排出ガス値（y_i：単位はそれぞれ細目告示で定めるものとし、細目告示で定める基準値の 2 桁下の位を切り捨て、基準値の 1 桁下の位まで算出した値とする。整備の前後に測定を実施した場合には、整備後の値を用いる。）及びそれぞれの測定時における走行時間（x_i：単位は h とする。）を用いて、y と x の関係を示す式 $y = a + b \times x$ の a と b を次の式により求める。

$$a = \frac{\sum x_i^2 \sum y_i - \sum x_i \sum x_i y_i}{n \sum x_i^2 - (\sum x_i)^2} \quad b = \frac{n \sum x_i y_i - \sum x_i \sum y_i}{n \sum x_i^2 - (\sum x_i)^2}$$

次に、100 h における排出ガス値（y₀）及び認定要領第 3 第 2 項の走行時間（x_E）走行後（単位 h）の排出ガス値（y_E）を次の式により求める。

$$y_0 = a + 100 h \times b \quad y_E = a + x_E \times b$$

排出ガス値（y₀）及び（y_E）は、適用関係告示で定める基準値の 2 桁下の値を切り捨て、基準値の 1 桁下の位まで算出した値とする。

次に劣化補正值（A_A）を次式により求める。ただし、算出した劣化補正值が負となった場合には劣化補正值を 0 とする。

$$A_A = y_E - y_0$$

(イ) 米国 EPA 又は EU の定める耐久走行による場合

Code of Federal Regulations（米国連邦法規総覧）Title 40 Chapter 1 Part 1048 又は Regulation（EU）2016/1628 及びその関連規則で Stage V 規制に規定する方法により求めた長距離耐久告示第 1 条、指定基準第 II 編 4.2. 又は認定要領第 3 第 2 項に定める走行時間数に相当する各成分ごとの劣化係数（DF）を用いて、次の式により求める。

$$A_A = y_0 \times (DF - 1) \quad (DF \text{ が劣化係数の場合})$$

$$A_A = DF \quad (DF \text{ が劣化補正值の場合})$$

(ウ) 外挿法による場合

外挿法を適用する場合は、7モード法及びLSI-NRTCモード法によりCO、THC及びNO_xの各排出ガス成分ごとに劣化補正值を算出する。まず、排出ガス値（ y_i ：単位はそれぞれ細目告示で定められたものを用いるものとし、細目告示で定められた基準値の2桁下の位を切り捨て、基準値の1桁下の位まで算出した値とする。以下、本項における排出ガス値は外挿値も含め、すべて同様の方法で算出する。また、整備の前後に測定を実施した場合には、整備後の値を用いる。）及びそれぞれの測定時における走行時間（ x_i ：単位はhとする。以下、本項における走行時間は外挿値も含め、すべて単位はhとする。）を用いて、 y と x の関係を示す式 $y = a + b \times x$ の a と b を次の式により求める。

$$a = \frac{\sum x_i^2 \sum y_i - \sum x_i \sum x_i y_i}{n \sum x_i^2 - (\sum x_i)^2} \quad b = \frac{n \sum x_i y_i - \sum x_i \sum y_i}{n \sum x_i^2 - (\sum x_i)^2}$$

次に、100hにおける排出ガス値（ y_o ）及び認定要領第3第2項の走行時間数（ x_E ）走行後の排出ガス値（ y_E ）を次の式により求める。

$$y_o = a + 100 \times b \quad y_E = a + x_E \times b$$

次に劣化補正值（ A_A ）を次式により求める。ただし、算出した劣化補正值が負となった場合には、劣化補正值を0とする。

$$A_A = y_E - y_o$$

(エ) その他の走行又は試験の方法による場合

(ア) に掲げる方法に準じて劣化補正值（ A_A ）を求める。

オ 初期値

エ(ア)及び(ウ)の方法により劣化補正值を求める場合には100hにおける推定排出ガス値（ $y_o = B$ ）、その他の方法による場合には実測（測定時の走行時間は100h以上とする。）による排出ガス値（ B ）を記載する。

記載値は、細目告示で定める基準値の2桁下の位を四捨五入して基準値の1桁下の位まで算出した値とする。

カ 認定要領第3第2項に示された走行時間数における推定値

7モード法及びLSI-NRTCモード法による推定値（ C ）を記載する。記載値は、細目告示で定める基準値の桁数までとし、その直近下位の数値を四捨五入する。

推定値（ C ）は、初期値（ B ）及び劣化補正值（ A_A ）を用いて、次式により求める。

$$C = B + A_A$$

(8) 保安基準への適合性

認定要領第3第2項に定める総走行時間数走行時の推定値及び全ての実測値について、認定要領第3第3項に掲げる細目告示に規定する基準値以下の場合には、「適合」と記載する。

(9) 備考

走行又は試験中に重大と思われる故障が生じた場合には、故障箇所、故障内容等を記載する。

2. 様式4の記載方法の特例

施行規則第62条の3の規定による認定の申請及び認定要領第7の変更等の承認申請において、次の取扱いによることができる。

- (1) 申請自動車の構造・装置（排出ガスに係るものに限る。以下「排出ガスに係る構造・装置」という。）であって表1及び表2に掲げるものが既に法第75条第1項による指定又は施行規則第62条の3の規定による認定を受けた型式の自動車若しくは既に法第75条の3第1項による装置型式指定を受けたもの並びに指定又は認定を申請している他の型式の自動車若しくは装置型式指定を申請しているもの（以下「既型式認定自動車等」という。）の排出ガスに係る構造・装置と同一のものであって一酸化炭素等発散防止装置に生じる機能の劣化の程度が同等又は明らかに少ないと認められる場合には、備考欄に当該既型式認定自動車等の車名、型式、決裁番号及び決裁年月日等を記載することにより、当該申請自動車に係る走行の主な実施場所、走行の実施期間及び走行の実施結果等の記載を省略することができる。ただし、当該既型式認定自動車等について、走行の主な実施場所、走行の実施期間及び走行の実施結果等の記載が省略されている場合を除く。
- (2) 申請自動車の排出ガスに係る構造・装置であって表1及び表2に掲げるもの（原動機の総排気量並びに触媒の容量及び担持量を除く。）が既型式認定自動車等の排出ガスに係る構造・装置と同一のものであって表3の項目欄に掲げる装置の仕様等が同表の区分欄に掲げる範囲内にある場合には、備考

欄に当該既型式認定自動車等の車名、型式、決裁番号及び決裁年月日等を記載することにより、当該申請自動車に係る劣化補正值欄に当該既型式認定自動車に係る「申請自動車の走行実施済証及び基準適合証（その４）」に記載された劣化補正值を記載することができ、認定要領第３第２項に示された走行時間走行時の推定値欄に当該申請自動車の初期値（この場合の初期値とは、 y_0 ではなく、100 h以上走行した車両の測定値とする。）と当該劣化補正值により算出した値を記載することができる。この場合、当該申請自動車に係る走行の主な実施場所、走行の実施期間、走行又は試験の別、走行又は試験の条件及び走行時間の記載を省略することができる。ただし、当該既型式認定自動車について、走行の主な実施場所、走行の実施期間及び走行の実施結果等の記載が省略されている場合を除く。

- (3) 試験自動車等の排出ガスに係る構造・装置であって表１及び表２に掲げるもの（原動機の総排気量、触媒の容量、担持量を除く。）が当該申請自動車の排出ガスに係る構造・装置と同一のものであって表３の項目欄に掲げる装置の仕様等差が同表の区分欄に掲げる範囲内にある場合には、備考欄にその相違内容を記載することにより、当該試験自動車等による走行又は運転により求めた劣化補正值を当該申請自動車に係る劣化補正值欄に記載することができ、認定要領第３第２項に定められた走行時間走行時の推定値欄に当該申請自動車の初期値（この場合の初期値とは、 y_0 ではなく、100 h以上走行した車両の測定値とする。）と当該劣化補正值により算出した値を記載することができる。

表 3

項 目	区 分
原動機	総排気量差が 820 cc 以内又は 15% 以内
触 媒	容量差が－15% 以内
	担持量差が－15% 以内

- (4) 附則 7－7（記 1 関係）長距離走行（その４）実施要領の 5.1 で定める外挿法による場合、備考欄に「外挿法適用」と「実総走行時間」（外挿法適用時の走行時間）を、「走行時間」は認定要領第３第２項に掲げる総運転時間を記載する。

- (5) 申請自動車の排出ガスに係る構造・装置であって表１及び表２に掲げるもの（原動機の総排気量、触媒の容量、担持量を除く。）が既に Code of Federal Regulations（米国連邦法規総覧）Title 40 Chapter 1 Part 1048 又は Regulation（EU）2016/1628 及びその関連規則で Stage V 規制の認証を受けたエンジンと同一のものであって表３の項目欄に掲げる装置の仕様等が同表の区分欄に掲げる範囲内にある場合には、備考欄に当該認証の規制名、エンジンファミリー名等を記載することにより、当該申請自動車に係る劣化補正值欄に 1. (7)エ(イ)により求めた A_A を記載することができる。

なお、認定要領第３第２項に示された走行時間走行時の推定値欄に当該申請自動車の初期値（この場合の初期値とは、 y_0 ではなく、100 h 以上走行した車両の測定値とする。）と当該劣化補正值により算出した値を記載することができる。この場合、当該申請自動車に係る走行の主な実施場所、走行の実施期間、走行又は試験の別、走行又は試験の条件及び走行時間の実施結果等の記載を省略することができる。

- (6) 同一エンジンにおいて、使用する燃料にガソリンと液化石油ガスがある場合は、どちらか厳しい方で代表し実施できるものとする。

様式4 (記2関係)

申請自動車の走行実施済証及び基準適合証 (その4)

年 月 日

申請自動車の製作者

の氏名又は名称

住所

申請に係る自動車 (以下「申請自動車」という。) について、次表のとおり、自動車型式認証実施要領別添3「検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の型式認定要領」 (以下「認定要領」という。) 第3第2項の規定による国土交通大臣に提示する小型特殊自動車に係る走行の要件に掲げる走行及び小型特殊自動車の一酸化炭素等発散防止装置に生じる機能の劣化と同等以上の劣化を申請自動車の当該装置に生じさせる走行 (台上試験装置を用いて行う試験を含む。) を行ったものであること及び当該走行を行った場合において認定要領第3第2項に掲げる基準に適合しているものであることを証明する。

申請自動車の車名・型式					
原動機の型式					
排出ガスに係る構造・装置	一酸化炭素等発散防止装置の主な構成部品				
	原動機等の主な仕様				
走行の主な実施場所					
走行の実施期間					
走行の実施結果等	走行又は試験の別				
	走行又は試験の条件				
	走行時間				
	排出ガスの成分		一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
	劣化補正值 (g/kWh)	劣化補正值(AA) 7モード法、LSI-NRTCモード法による値			
	初期値 (g/kWh)	(B) 7モード法、LSI-NRTCモード法による値			
	走行後推定値 (g/kWh)	(C) 認定要領第3第2項に掲げる総走行時間数走行時の推定値 (7モード法、LSI-NRTCモード法による値)			
道路運送車両の保安基準への適合性					
備考					

(日本産業規格A列4番)

- (注) 1. 「一酸化炭素等発散防止装置」とは、法第41条の発散防止装置のうち排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物を減少させる装置をいう。
2. 「劣化補正值」、「初期値」及び「走行後推定値」欄の記載については、上段に7モード法による値を記載し、下段にLSI-NRTCモード法による値を記載する。

附則 7－9 （記 1 関係）

長距離走行（その 5）実施要領

1 適用範囲

長距離耐久告示第 1 条、指定基準第Ⅱ編 4.2. に定める自動車のうち大型特殊自動車並びに認定要領第 3 第 2 項に定める小型特殊自動車であって、軽油を燃料とするものに係る長距離走行は、それぞれ同条及び同項の規定によるほか、この実施要領によるものとする。

2 試験自動車等

試験自動車又は試験エンジン（5 の排出ガス測定を行うために必要な付属装置を備えていること。以下同じ。）は、自動車型式指定申請、装置型式指定申請又は型式認定申請（以下「型式指定申請等」という。）に係る自動車のエンジン及び排出ガス低減装置と同一の構造、装置及び性能を有するものとする。また、試験自動車又は試験エンジンの車台番号又はシリアル番号は、申請者の提出する書面等により、型式指定申請等に係る自動車又はそれに搭載されているエンジンと同一の構造、装置及び性能を有するものであることが確認できる場合を除き、型式指定申請等のものと同じであること。また、試験自動車又は試験エンジンは、走行又は運転開始前において、エンジン及び排出ガス低減装置が運行の用に供していないものであり、かつ、点検・整備要領に基づいて整備された状態であること。

3 走行方法等

試験エンジンの運転は、エンジンダイナモメータ上において 3.1 に定める方法により行う。試験自動車の走行は、走行路上において、3.2 に定める方法により行う。

3.1 エンジンダイナモメータ上の運転方法

試験エンジンの運転は、エンジンダイナモメータ上において、5 の排出ガス測定に係る運転を除き、表 1 の走行条件に適合する走行に対応するエンジンの運転状態を適宜組み合わせこれを繰り返すことにより行う。この場合における「平均負荷率」は、別紙（附則 7－9 関係）により求めること。

なお、この運転の例を参考モードとして別紙（附則 7－9 関係）に示す。

表 1

走行条件		
回転速度条件		負荷率条件
回転速度	時間比率	
定格回転速度の 90%以上の回転速度	20%以上	
定格回転速度の 60%以上の回転速度	70%以上	
その他の回転速度	任意	
その他：耐久運転モードは、1 サイクル 120 分以内とすること		

3.2 走行路上の走行方法

試験自動車の走行は、表 1 の走行条件に適合するように行うものとする。

この場合において、試験自動車の荷重状態については、自動車の種類に応じて表 2 に掲げる状態を設定する。ただし、必要に応じて重量を追加した状態とすることができる。

なお、走行路については任意とする。

表 2

自動車の種類	荷重状態
大型特殊自動車及び小型特殊自動車	空車状態の自動車に 1 人の人員が乗車した状態

（注） 1 空車状態とは、保安基準第 1 条の規定による空車状態をいう。

2 人員 1 人の重量は、55kg とする。

3.3 長距離耐久告示第 1 条、指定基準第Ⅱ編 4.2. 並びに認定要領第 3 第 2 項に定める走行と同等な走行方法

3.1 及び 3.2 において、次に掲げるいずれかの走行方法とすることが出来る。

- (1) Code of Federal Regulations (米国連邦法規総覧) Title 40 Chapter 1 Part 89 又は Part 1039
- (2) 97/68/EC 及びその改訂指令で Stage III 以降の規制 (EC 指令)
- (3) Regulation (EU) 2016/1628 及びその関連規則で Stage V 規制

4 走行又は運転期間中の処理

- 4.1 走行又は運転期間中の試験自動車又は試験エンジンの点検・整備については、初回及びそれ以降、型式指定自動車にあっては型式指定規則第3条第2項第8号の点検整備方式、その他の自動車にあっては自動車又は原動機製作者の定める点検整備方式に準拠して実施することができる。この場合において、点検・整備項目は、自動車又は原動機製作者の定めるところによるものとする。ただし、やむを得ずこれ以外の整備を臨時に実施する必要がある場合にあっては、整備を実施したうえその内容を記録するものとする。
- 4.2 走行又は運転期間中は、原動機、一酸化炭素等発散防止装置等排出ガス性能に係る部品については、定期交換部品以外の部品の交換を行ってはならない。ただし、やむを得ず交換を行った場合には、当該交換部品を提示できるよう型式の指定等を受けた日 (3.3 による走行方法とした場合は、3.3 による各規定による認可を取得した日とする。) から3年9ヶ月間保管しておくこと。
また、3.3 による各規定による認可を取得しており、当該交換部品が認可当局の指示による分解調査等により保管に適さない状態となった場合、当該分解調査等の記録の保管をもって当該交換部品の保管に代えることができる。

5 排出ガス測定

- 5.1 ディーゼル特殊自動車8モード測定方法 (以下「8モード法」という。)、NRTC モード測定方法 (以下「NRTC モード法」という。) による排出ガスの測定は、運転開始後の走行時間数が125 h 以下の時点及び長距離耐久告示第1条、指定基準第Ⅱ編 4.2. 及び認定要領第3第2項に定める走行時間数以上の時点での走行後の測定を行うまで、走行又は運転期間中において、規定走行時間数を概ね等間隔に分割した走行時間数に達する時期ごとに測定を行うものとする。なお、「等間隔に分割した」とは3分割以上とし、排出ガス測定は分割された運転時間数の±10%の時間の範囲で行うこととする。
ただし、外挿法により長距離走行を行う場合には、表3の第1欄に示す各定格出力区分ごとに運転開始後の走行時間数が125 h 以下の時点及び表3の第3欄に定める外挿法適用時の走行時間以上の時点での走行後の測定を行うまで、その走行時間数を概ね等間隔に分割した走行時間数に達する時期ごとに測定を行うものとする。
また、一酸化炭素等発散防止装置 (後処理装置に限る。以下この項において同じ。) が定期交換部品である場合には、最終回の排出ガス測定後に当該一酸化炭素等発散防止装置を交換し、交換後の排出ガス測定を行うものとする。ただし、この場合、交換後とは交換直後から100 h 走行した時点とする。
なお、排出ガス測定時期に、4.1 に定める点検・整備を行う場合は点検・整備の前に排出ガス測定を行い、排出ガス性能に影響を及ぼすおそれのある点検・整備を行った場合には、点検・整備後にも排出ガス測定を行うものとする。

表 3

定格出力区分	走行時間	外挿法適用時の走行時間
19kW 以上 37kW 未満	5,000 h	1,670 h
37kW 以上 560kW 未満	8,000 h	2,670 h

- 5.2 排出ガス測定は、試験方法に準拠して行うものとする。
なお、外挿法により長距離走行又は運転を行う場合には、各時期に複数回数の排出ガス測定を行わなければならない。

6 走行又は運転結果等

- 6.1 3.1、3.2 の走行又は運転の記録及び結果は、付表1及び2の様式に記載する。
- 6.2 3.1、3.2 の試験自動車又は試験エンジンの点検・整備等の状況は、付表3の様式に記載する。

- 6.3 申請等の際には、6.1、6.2 で記載した附表 1、附表 2 及び附表 3 を提出すること。ただし、劣化補正值において 3.3 による各規定による認可を受けた劣化係数を使用する場合は除く。

付表 1

長距離走行（その 5）の結果（1）

◎試験自動車

車名・型式（類別）	原動機型式	定格出力	kW {PS} /rpm	
車台番号又は シリアル番号	用途	サイクル	気筒	総排気量
乗車定員	人	変速機		L
車両重量	kg	減速比		
車両総重量	kg			
排出ガス減少装置				
定期交換部品（後処理装置）	定期交換時期			

◎走行実施状況

走行場所

走行方法 走行路

 エンジンダイナモメータ

走行モード〔参考モード（ 運転方法 A・運転方法 B ） 、その他のモード（ ） 〕

外挿法 〔 適用・適用せず 〕

走行期間 年 月 日 ～ 年 月 日

総走行時間数 h （外挿法適用時の実走行時間 h ）

条件別走行時間数

走行条件			時 間
回転速度条件		負荷率条件	
回転速度	時間比率		
定格回転速度の 90%以上の回転速度	(%)	平均負荷率	h
定格回転速度の 60%以上の回転速度	(%)	(%)	h
その他の回転速度	(%)		h
計			h

◎排出ガス測定

測定場所

使用燃料

排出ガス分析計

CVS 装置

希釈トンネル

精密天秤

エンジンダイナモメータ

- (注) 1. 「走行方法」については、〔 〕内のいずれか該当するものに○印を付す。
2. 「走行モード」については、〔 〕内のいずれか該当する方に○印を付す。なお、「その他のモード」に○印を付した場合には、その内容を（ ）内に記載する。
3. 「外挿法」については、〔 〕内のいずれか該当する方に○印を付す。
4. 「総走行時間」については、相当する走行時間を換算した値を記載する。
5. 「車台番号又はシリアル番号」については、当該自動車の車台番号又はシリアル番号を記載する。ただし、当該試験自動車が直接打刻された識別記号及び識別番号を有する場合には、識別記号及び識別番号を記載する。
- また、試験エンジンの運転の場合においては、当該原動機のシリアル番号を記載する。

付表 2

長距離走行（その 5）の結果（2）

車名・型式（類別）	車台番号又はシリアル番号
原動機の型式	

年 ／ 月 ／ 日	作 業	作業開始時の 走行時間数	排出ガス測定結果								備 考
			8モード法 (g/kWh)				N R T Cモード法 (g/kWh)				
			CO	HC 又は NMHC	NOx	PM	CO	NMHC	NOx	PM	

- (注) 1. 「作業欄」には、長距離走行、排出ガス測定、点検・整備及びその他の別をそれぞれ「A」、「B」、「C」及び「D」により記載する。なお、その他の作業については「備考欄」に作業の具体的内容を記載する。
2. 「作業開始時の走行時間数」については、相当する走行時間を換算した値を記載する。
3. 耐久走行後の推定値算出時の走行時間数は、長距離耐久告示第1条、指定基準第Ⅱ編4.2.又は認定要領第3第2項に規定する走行時間とする。
4. 「車台番号又はシリアル番号」の記載については、試験自動車の車台番号又はシリアル番号を記載する。ただし、当該試験自動車に直接打刻された識別記号及び識別番号を有する場合は、識別記号及び識別番号を記載する。
- また、試験エンジンの場合においては、当該原動機のシリアル番号を記載する。

付表 3

長距離走行（その5）点検整備等記録

車名・型式（類別）

車台番号又はシリアル番号

原動機の型式

年/月/日	走行時間数（h）	点検・整備等の種類	点検・整備箇所	点検・整備内容、処置

- （注） 1. 「点検・整備等の種類」欄には、定期点検整備又は臨時整備の別を記載する。
2. 「点検・整備内容、処置」欄には、実施した調整及び部品等の交換の内容を具体的に記載する。
3. 警報装置が作動した場合には、警報装置が作動した旨を「点検・整備等の種類」欄に記載するとともに、作動時の月日及び走行時間をそれぞれ該当する欄に記載する。
また、原因、処置については、「点検・整備内容、処置」欄に記載する。
4. 「走行時間」については、相当する走行時間を換算した値を記載する。
5. 「車台番号又はシリアル番号」の記載については、試験自動車の車台番号又はシリアル番号を記載する。ただし、当該試験自動車に直接打刻された識別記号及び識別番号を有する場合には、識別記号及び識別番号を記載する。
また、試験エンジンの場合においては、当該原動機のシリアル番号を記載する。

別紙（附則 7－9 関係）

エンジンダイナモメータ上の運転方法（参考モード）

エンジンダイナモメータ上で長距離走行を行う場合には、次のいずれかの方法により行うこと。

1 運転方法 A

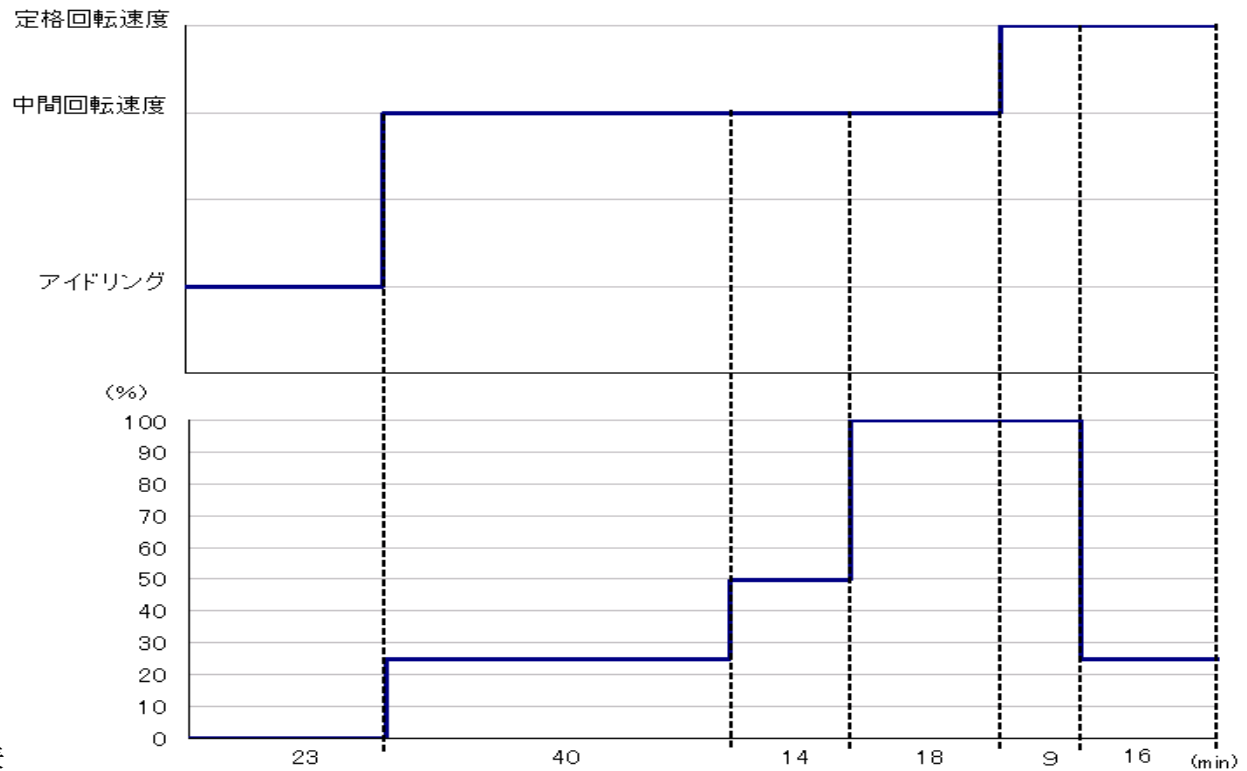
表 A に掲げるエンジンの運転パターンを、表 B の中欄に定める定格出力区分ごとの走行時間以上に到達するまで繰り返し運転する。なお、外挿法を適用して運転する場合には、表 A に掲げるエンジンの運転パターンを、走行時間が表 B の右欄に定める外挿法適用時の走行時間以上に到達するまで繰り返し運転する。

表 A

運転モード	運転状態		運転時間 (min)	累積時間 (min)
	エンジン回転速度	エンジン負荷率(%)		
1	アイドリング	0	23	23
2	中間回転速度※	25	40	63
3	中間回転速度※	50	14	77
4	中間回転速度※	100	18	95
5	定格回転速度※	100	9	104
6	定格回転速度※	25	16	120

（注）※中間回転速度及び定格回転速度とは、細目告示別添 43 ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法又は「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示」（平成 22 年国土交通省告示第 197 号）による改正前の細目告示別添 43 ディーゼル特殊自動車 8 モード排出ガスの測定方法に規定するものをいう。

参考図A



表

定格出力区分	走行時間	外挿法適用時の走行時間
19kW 以上 37kW 未満	5, 000h	1, 670h
37kW 以上 560kW 未満	8, 000h	2, 670h

2 運転方法B

表Aに掲げるエンジンの運転パターンよりも高い平均負荷率の運転パターンを繰り返し運転する。この時の運転時間は、表Aに掲げるエンジンの運転パターンを表Bの中欄に定める定格出力区分ごとの運転時間運転した場合の総仕事量（以下「W_x」という。）と同等以上となる総仕事量に到達するまでとする。W_x到達時点の運転時間を表Bの中欄に定める定格出力区分ごとの運転時間とみなすことができる。外挿法適用時の運転時間は、表Aに掲げるエンジンの運転パターンを表Bの右欄に定める定格出力区分ごとの外挿法適用時の運転時間運転した場合の総仕事量（以下「W_y」という。）と同等以上となる総仕事量に到達するまでとする。W_y到達時点の運転時間を表Bの右欄に定める定格出力区分ごとの外挿法適用時の運転時間とみなすことができる。

運転時間をみなす場合、途中の運転時間も同様の比率で換算し、これを運転時間とみなす。

なお、運転パターンは、任意とするが、運転状態が負荷率 100%でない領域を含むものとする。

運転パターンの平均負荷率は次の式により求める。

$$E = \Sigma (E_n(i) \times WF(i))$$

運転パターンを運転した場合の仕事量は次の式により求める。

$$W = \Sigma (L_{MAX}(i) \times E_n(i) \times t_m(i) \times WF(i) \times 1/100)$$

$$\text{ただし、} WF(i) = \frac{WF(i)}{\sum t_m(i)}$$

E : 平均負荷率 (%)

W : 一定時間 (t 時間) 運転した場合の仕事量 (kWh)

L_{MAX}(i) : 各運転モードにおけるエンジン回転速度に対応する最大出力 (kW)

E_n(i) : 各運転モードにおけるエンジン負荷率 (%)

WF(i) : 各運転モードにおける運転時間の全モード合計時間に対する比率

t_m(i) : 各運転モードの時間 (min)

$$t_A = \frac{\sum_{i=1}^n (L_{MA}(i) \times E_{MA}(i) \times WF(i)) \times \frac{1}{100}}{\left(\frac{25}{120} \times L_1 + \frac{13}{120} \times L_R \right)} \times t_B$$

t_A : 換算後の運転時間 (h)
 t_B : 運転方法Bでの運転時間 (h)
 L_1 : 中間回転速度に対応する最大出力 (kW)
 L_R : 定格回転速度に対応する最大出力 (kW)

運転方法Bの運転時間の換算は次式により求めること。なお、この換算後の運転時間を運転時間とすることができる。

附則 7－10（記 2 関係）

申請自動車の走行実施済証及び基準適合証（その 5）の記載要領

申請に係る自動車（以下「申請自動車」という。）の走行又は試験実施済証等（申請自動車の走行実施済証及び基準適合証（その 5）をいう。以下同じ。）については、以下に示す要領により記載するものとする。

なお、記載欄の大きさは、順序及び配列を変えない範囲で伸縮することができる。また、記載欄に不足が生ずる時は、2 枚以上の用紙により記載することができる。

1. 様式 5 の項目別記載方法

(1) 申請自動車の製作者の氏名又は名称

申請自動車の製作者の氏名又は名称を記載する。

(2) 住所

申請自動車の製作者の住所を記載する。

(3) 申請自動車の車名・型式

申請自動車の車名・型式を記載する。

(4) 原動機の型式

申請自動車の原動機の型式を記載する。

(5) 排出ガスに係る構造・装置

ア 一酸化炭素等発散防止装置の主な構成部品

表 1 の構成部品欄に掲げる一酸化炭素等発散防止装置の構成部品について、同表の区分欄に掲げる項目等をその例により記載する。

なお、構成部品欄に掲げる装置が装着されていない場合には、その旨の記載を省略することができる。

表 1

構成部品	区 分
触 媒	1 種類（酸化触媒、還元触媒、三元触媒等）の別 2 形式（モノリス、ペレット等）の別 3 容量及び個数（2 L・2 個（1 L＋1 L）等）の別 4 主要成分（白金、ロジウム、パラジウム等）の別 5 担持量（白金 g、ロジウム g、パラジウム g 等）の別 6 取付け位置（排気マニホールド内、床下、DPF 一体型等）の別
DPF	1 種類（連続再生式、交互再生式等）の別 2 容量及び個数（2 L・2 個（1 L＋1 L）等）の別 3 取付位置（排気マニホールド直下、床下等）の別
EGR 装置	装着の有無
二次空気供給装置	装着の有無
O ₂ センサー	装着の有無
その他の装置	装置の名称

イ 原動機等の主な仕様

表 2 の仕様欄に掲げる装置等について、同表の区分欄に掲げる項目等をその例により記載する。

なお、区分欄に掲げる装置が装着されていない場合には、その旨の記載を省略することができる。

表 2

仕 様	区 分
原動機の仕様	1 燃料の種類 2 燃焼サイクル（2 サイクル、4 サイクル等）の別 3 冷却方式（空冷、水冷等）の別 4 シリンダブロック形状及びシリンダ数（直 6、V 6 等）の別

	(シリンダ数は触媒、DPF 装置等の後処理装置付に限る。)
	5 シリンダボアの中心間距離の別
	6 総排気量の別
	7 燃料供給方式（噴射ポンプの型式等）の別
	8 燃焼室形式（副室式、直接噴射式等）の別
	9 弁機構（OHV、OHC 等）の別
	10 過給機の有無
	11 給気冷却器の有無
その他の装置	装置の名称

(6) 走行の主な実施場所及び走行の実施期間

申請自動車に係る走行の実施場所の名称及び所在地、並びに走行の開始時期及び終了時期を年月まで記載する。

(7) 走行の実施結果等

ア 走行又は試験の別

実車による走行又は装置による台上試験の別を「路上走行」、「エンジンダイナモメータ試験」、「装置台上試験」等の例により記載する。

イ 走行又は試験の条件

試験条件又は試験モードの名称を「参考モード」、「〇〇社モード」等の例により記載する。

ウ 走行時間

走行時間を（h）単位で記載する。

なお、別紙（附則 7－13 関係） 2. 運転方法 B による場合には、走行又は試験の条件欄に記載した試験時間を同項で定める換算後の試験時間を（h）単位で記載する。

エ 劣化補正值

次のいずれかの方法により求めた劣化補正值（A_A）を記載欄に記載する。記載値は細目告示で定められた基準値の 2 桁下の位を四捨五入して基準値の 1 桁下の位まで算出した値とする。

(ア) 認定要領第 3 第 2 項に掲げる走行による場合

8 モード法及び NRTC モード法（適用関係告示第 28 条第 137 項、第 139 項、第 141 項、第 143 項及び第 145 項の規定の適用を受ける自動車にあつては、8 モード法。以下、附則 7－10 において同じ。）により、CO、NMHC（適用関係告示第 28 条第 137 項、第 139 項、第 141 項、第 143 項及び第 145 項の規定の適用を受ける自動車にあつては、HC。以下、附則 7－10 において同じ。）、NO_x 及び PM の各排出ガス成分ごとに劣化補正值を算出する。まず、排出ガス値（y_i：単位はそれぞれ細目告示で定める基準値の 2 桁下の位を切り捨て、基準値の 1 桁下の位まで算出した値とする。整備の前後に測定を実施した場合には、整備後の値を用いる。）及びそれぞれの測定時における走行時間（x_i：単位は h とする。以下 同 じ。）を用いて、y と x の関係を示す式 $y = a + b \times x$ の a と b を次の式により求める。

$$a = \frac{\sum x_i^2 \sum y_i - \sum x_i \sum x_i y_i}{n \sum x_i^2 - (\sum x_i)^2} \quad b = \frac{n \sum x_i y_i - \sum x_i \sum y_i}{n \sum x_i^2 - (\sum x_i)^2}$$

次に、100 h における排出ガス値（y₀）及び認定要領第 3 第 2 項の走行時間（x_E）走行後の排出ガス値（y_E）を次の式により求める。

$$y_0 = a + 100 \times b \quad y_E = a + x_E \times b$$

次に劣化補正值（A_A）を次式により求める。ただし、算出した劣化補正值が負となった場合には、劣化補正值を 0 とする。

$$A_A = y_E - y_0$$

(イ) 米国 EPA、EEC 又は EU の定める耐久走行による場合

次に掲げるいずれかの方法により求めた長距離耐久告示第1条、指定基準第Ⅱ編4.2.又は認定要領第3第2項に定める走行時間数に相当する各成分ごとの劣化係数又は劣化補正係数(DF)を用いて、次の式により求める。

(1) Code of Federal Regulations (米国連邦法規総覧) Title 40 Chapter 1 Part 89 又は Part 1039

(2) 97/68/EC 及びその改訂指令で Stage III 以降の規制 (EC 指令)

(3) Regulation (EU) 2016/1628 及びその関連規則で Stage V 規制

$$A_A = y_0 \times (DF - 1) \quad (DF \text{ が劣化係数の場合})$$

$$A_A = DF \quad (DF \text{ が劣化補正值の場合})$$

(ウ) 外挿法による場合

外挿法を適用する場合は、8モード法及びNRTCモード法により、CO、NMHC、NO_x 及びPMの各排出ガス成分ごとに劣化補正值を算出する。まず、排出ガス値 (y_i : 単位はそれぞれ細目告示で定められたものを用いるものとし、細目告示で定められた基準値の2桁下の位を切り捨て、基準値の1桁下の位まで算出した値とする。以下、本項における排出ガス値は外挿値も含め、すべて同様の方法で算出する。また、整備の前後に測定を実施した場合には、整備後の値を用いる。) 及びそれぞれの測定時における走行時間 (x_i : 単位はhとする。以下、本項における走行時間は外挿値も含め、すべて単位はhとする。) を用いて、 y と x の関係を示す式 $y = a + b \times x$ の a と b を次の式により求める。

$$a = \frac{\sum x_i^2 \sum y_i - \sum x_i \sum x_i y_i}{n \sum x_i^2 - (\sum x_i)^2} \quad b = \frac{n \sum x_i y_i - \sum x_i \sum y_i}{n \sum x_i^2 - (\sum x_i)^2}$$

次に、100hにおける排出ガス値 (y_0) 及び認定要領第3第2項の走行時間 (x_E) 走行後の排出ガス値 (y_E) を次の式により求める。

$$y_0 = a + 100 \times b \quad y_E = a + x_E \times b$$

次に、劣化補正值 (A_A) を次式により求める。ただし、算出した劣化補正值が負となった場合には、劣化補正值を0とする。

$$A_A = y_E - y_0$$

なお、一酸化炭素等発散防止装置の構成部品(後処理装置に限る。)を定期交換部品とした場合についても同様に8モード法及びNRTCモード法により、CO、NMHC、NO_x 及びPMの各排出ガス成分ごとに劣化補正值を算出する。

まず、外挿法適用時の走行時間までの排出ガス値 (y_i : 整備の前後に測定を実施した場合には、整備後の値を用いる。ただし、後処理装置の交換後の測定値は用いない。) 及びそれぞれの測定時における走行時間 (x_i) を用いて、 y と x の関係を示す式 $y = a + b \times x$ の a と b を次の式により求める。

$$a = \frac{\sum x_i^2 \sum y_i - \sum x_i \sum x_i y_i}{n \sum x_i^2 - (\sum x_i)^2} \quad b = \frac{n \sum x_i y_i - \sum x_i \sum y_i}{n \sum x_i^2 - (\sum x_i)^2}$$

次に、初回の定期交換時間 (x_{R1}) における交換直前の排出ガス外挿値 (y_{R1}) を次の式により求める。

$$y_{R1} = a + x_{R1} \times b$$

次に、 y と x の関係式 $y = a + b \times x$ より、 $x = 0$ で $y = a$ の関係を用いて、これと、外挿法適用時の走行時間を $x_{1/3}$ として、走行時間 ($x_{1/3} + 100$) における後処理装置の交換後の

測定値（ $y_{1/3}$ ）を用いて、初回の定期交換時間（ x_{R1} ）における交換直後の排出ガス外挿値（ y_{01} ）及び認定要領第3第2項の走行時間（ x_E ）における排出ガス外挿値（ y_{0E} ）を次の式により求める。ただし、 $y_{1/3} < a$ の場合には、 $y_{1/3} = a$ とする。

$$y_{01} = a + ((y_{1/3} - a) / (x_{1/3} + 100)) \times x_{R1}$$
$$y_{0E} = a + ((y_{1/3} - a) / (x_{1/3} + 100)) \times x_E$$

次に、100 hにおける排出ガス値（ y_0 ）を次の式により求める。

$$y_0 = a + 100 \times b$$

次に、劣化補正值（ A_A ）を次式により求める。ただし、算出した劣化補正值が負となった場合には、劣化補正值を0とする。

$$A_A = (y_{R1} - y_{01}) + y_{0E} - y_0$$

(エ) その他の走行又は試験の方法による場合

(ア)に掲げる方法に準じて劣化補正值（ A_A ）を求める。

オ 初期値

エ(ア)及び(ウ)の方法により劣化補正值を求める場合には100 hにおける推定排出ガス値（ $y_0 = B$ ）、その他の方法による場合には実測（測定時の走行時間は100 h以上とする。）による排出ガス値（ B ）を記載する。

記載値は、細目告示で定める基準値の2桁下の位を四捨五入して基準値の1桁下の位まで算出した値とする。

カ 認定要領第3第2項に示された走行時間数における推定値

8モード法及びNRTCモード法による推定値（ C ）を記載する。記載値は、細目告示で定める基準値の桁数までとし、その直近下位の数値を四捨五入する。

推定値（ C ）は、初期値（ B ）及び劣化補正值（ A_A ）を用いて、次式により求める。

$$C = B + A_A$$

(8) 保安基準への適合性

認定要領第3第2項に掲げる走行時間走行時の推定値及び全ての実測値について、認定要領第3第3項に掲げる細目告示に規定する基準値以下の場合には、「適合」と記載する。

(9) 備考

走行又は試験中に重大と思われる故障が生じた場合には、故障箇所、故障内容等を記載する。

2. 様式5の記載方法の特例

施行規則第62条の3の規定による認定の申請及び認定要領第7の変更等の承認申請において、次の取扱いによることができる。

- (1) 申請自動車の構造・装置（排出ガスに係るものに限る。以下「排出ガスに係る構造・装置」という。）であって表1及び表2に掲げるものが既に法第75条第1項による指定又は施行規則第62条の3の規定による認定を受けた型式の自動車若しくは既に法第75条の2第1項による装置型式指定を受けたもの並びに指定又は認定を申請している他の型式の自動車若しくは装置型式指定を申請しているもの（以下「既型式認定自動車等」という。）の排出ガスに係る構造・装置と同一のものであって一酸化炭素等発散防止装置に生じる機能の劣化の程度が同等又は明らかに少ないと認められる場合には、備考欄に当該既型式認定自動車等の車名、型式、決裁番号及び決裁年月日等を記載することにより、当該申請自動車に係る走行の主な実施場所、走行の実施期間及び走行の実施結果等の記載を省略することができる（ただし、当該既型式認定自動車等について、走行の主な実施場所、走行の実施期間及び走行の実施結果等の記載が省略されている場合を除く。）。
- (2) 申請自動車の排出ガスに係る構造・装置であって表1及び表2に掲げるもの（原動機の総排気量並びに触媒の容量及び担持量を除く。）が既型式認定自動車等の排出ガスに係る構造・装置と同一のも

のであって表3の項目欄に掲げる装置の仕様等が同表の区分欄に掲げる範囲内にある場合には、備考欄に当該既型式認定自動車等の車名、型式、決裁番号及び決裁年月日等を記載することにより、当該申請自動車に係る劣化補正值欄に当該既型式認定自動車に係る「申請自動車の走行実施済証及び基準適合証（その5）」に記載された劣化補正值を記載することができ、認定要領第3第2項に示された走行時間走行時の推定値欄に当該申請自動車の初期値（この場合の初期値とは、 y_0 ではなく、100h以上走行した車両の測定値とする。）と当該劣化補正值により算出した値を記載することができる。この場合、当該申請自動車に係る走行の主な実施場所、走行の実施期間、走行又は試験の別、走行又は試験の条件及び走行時間の記載を省略することができる。ただし、当該既型式認定自動車について、走行の主な実施場所、走行の実施期間及び走行の実施結果等の記載が省略されている場合を除く。

- (3) 試験自動車等の排出ガスに係る構造・装置であって表1及び表2に掲げるもの（原動機の総排気量並びに触媒の容量及び担持量を除く。）が当該申請自動車の排出ガスに係る構造・装置と同一のものであって表3の項目欄に掲げる装置の仕様等が同表の区分欄に掲げる範囲内にある場合には、備考欄にその相違内容を記載することにより、当該試験自動車等による走行又は運転により求めた劣化補正值を当該申請自動車に係る劣化補正值欄に記載することができ、認定要領第3第2項に定められた走行時間走行時の推定値欄に当該申請自動車の初期値（この場合の初期値とは、 y_0 ではなく、100h以上走行した車両の測定値とする。）と当該劣化補正值により算出した値を記載することができる。
- (4) 附則7-9（記1関係）長距離走行（その5）実施要領の5.1で定める外挿法による場合は、備考欄に「外挿法適用」と「実総走行時間」（外挿法適用時の走行時間）を、「走行時間」は認定要領第3第2項に掲げる総運転時間を記載する。
- (5) 申請自動車の排出ガスに係る構造・装置であって表1及び表2に掲げるもの（原動機の総排気量並びに触媒の容量及び担持量を除く。）が既に1.(7)エ（イ）に掲げる基準の認証を受けたエンジンと同一のものであって表3の項目欄に掲げる装置の仕様等が同表の区分欄に掲げる範囲内にある場合には、備考欄に当該認証の規制名、エンジンファミリー名等を記載することにより、当該申請自動車に係る劣化補正值欄に1.(7)エ（イ）により求めた A_A を記載することができる。

なお、認定要領第3第2項に示された走行時間走行時の推定値欄に当該申請自動車の初期値（この場合の初期値とは、 y_0 ではなく、100h以上走行した車両の測定値とする。）と当該劣化補正值により算出した値を記載することができる。この場合、当該申請自動車に係る走行の主な実施場所、走行の実施期間、走行又は試験の別、走行又は試験の条件及び走行時間の記載を省略することができる。

- (6) 定格出力区分が19kW以上37kW未満である原動機を備えた申請自動車の排出ガスに係る構造・装置であって表1及び表2に掲げるもの（原動機の総排気量並びに触媒の容量及び担持量を除く。）が定格出力区分が37kW以上560kW未満である原動機を備えた既型式認定自動車の排出ガスに係る構造・装置と同一のものであって表3の項目欄に掲げる装置の仕様等が同表の区分欄に掲げる範囲内にある場合には、備考欄に当該既型式認定自動車等の車名、型式、決裁番号及び決裁年月日等を記載することにより、当該申請自動車に係る劣化補正值欄に当該既型式認定自動車等に係る「申請自動車の走行実施済証及び基準適合証（その5）」に記載された劣化補正值を5000/8000倍することにより記載することができ、認定要領第3第2項に示された走行時間走行時の推定値欄に当該申請自動車の初期値（この場合の初期値とは、 y_0 ではなく、100h以上走行した車両の測定値とする。）と当該劣化補正值により算出した値を記載することができる。この場合、当該申請自動車に係る走行の主な実施場所、走行の実施期間、走行又は試験の別、走行又は試験の条件及び走行時間の記載を省略することができる。

表3

項 目	区 分	
原動機	8モード法による場合	排気量差が820cc以内又は15%以内
	8モード法及びNRTCモード法による場合	1気筒当たりの排気量が750cc以上の場合、総排気量差が15%以内
		1気筒当たりの排気量が750cc未満の場合、総排気量差が30%以内
触 媒	容量差が-15%以内	
	担持量差が-15%以内	

様式5 (記2関係)

申請自動車の走行実施済証及び基準適合証(その5)

年 月 日
 申請自動車の製作者
 の氏名又は名称
 住所

申請に係る自動車(以下「申請自動車」という。)について、次表のとおり、自動車型式認証実施要領別添3「検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の型式認定要領」(以下「認定要領」という。)第3第2項の規定による国土交通大臣に提示する小型特殊自動車に係る走行の要件に掲げる走行及び小型特殊自動車の一酸化炭素等発散防止装置に生じる機能の劣化と同等以上の劣化を申請自動車の当該装置に生じさせる走行(台上試験装置を用いて行う試験を含む。)を行ったものであること及び当該走行を行った場合において認定要領第3第2項に掲げる基準に適合しているものであることを証明する。

申請自動車の車名・型式					
原動機の型式					
排出ガスに係る構造・装置	一酸化炭素等発散防止装置の主な構成部品				
	原動機等の主な仕様				
走行の主な実施場所					
走行の実施期間					
走行の実施結果等	走行又は試験の別				
	走行又は試験の条件				
	走行時間				
	排出ガスの成分 認定要領第3第2項に掲げる総走行時間走行時の推定値(ディーゼル特殊自動車8モード法、NRTCモード法による値)	一酸化炭素	炭化水素又は非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
	劣化補正值(g/kWh)	劣化補正值(AA)ディーゼル特殊自動車8モード法、NRTCモード法による値			
	初期値(g/kWh)	(B)ディーゼル特殊自動車8モード法、NRTCモード法による値			
走行後推定値(g/kWh)	(C)認定要領第3第2項に掲げる総走行時間走行時の推定値(ディーゼル特殊自動車8モード法、NRTCモード法による値)				
道路運送車両の保安基準への適合性					
備考					

(日本産業規格A列4番)

- (注) 1. 「一酸化炭素等発散防止装置」とは、法第41条の発散防止装置のうち排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素又は非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質を減少させる装置をいう。
2. 「劣化補正值」、「初期値」及び「走行後推定値」欄の記載については、上段に8モード法による値を記載し、下段にNRTCモード法による値を記載する。

附則 7 の 2 長距離走行車排出ガス値取扱要領

1. 適用範囲

法第 75 条第 1 項の型式指定自動車及び法第 75 条の 3 第 1 項の規定による装置型式指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車及び施行規則第 62 条の 3 第 1 項の規定による型式認定を受けた検査対象外軽自動車等に適用する。

ただし、細目告示第 41 条第 1 項第 1 号、第 3 号、第 5 号、第 7 号、第 13 号、第 15 号及び第 17 号並びに第 243 条第 1 項第 1 号並びに適用関係告示第 28 条第 164 項、第 166 項、第 169 項、第 170 項、第 172 項、第 174 項、第 176 項、第 180 項及び第 181 項並びに第 63 条第 6 項、第 9 項及び第 12 項の適用を受ける自動車に限る。

2. 排出ガスの値の管理

法第 75 条第 4 項の完成検査又は施行規則第 62 条の 3 第 5 項の検査若しくは第 62 条の 5 の検査の際、長距離耐久告示第 1 条、装置型式指定実施要領について（依命通達）（平成 10 年 11 月 12 日付）自技第 215 号・自審第 1253 号・自環第 222 号）別添 21 一酸化炭素等発散防止装置の装置型式指定基準（以下「指定基準」という。）第 I 編 4. 2. 及び第 II 編 4. 2. 又はこの通達の別添 3 検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の型式認定要領（以下「認定要領」という。）第 3 第 2 項に定める走行キロ数（特殊自動車にあっては走行時間数）走行後における排出ガス推定値の平均が、長距離耐久告示第 3 条第 2 号、指定基準 7. 又は認定要領第 3 第 3 項に掲げる細目告示又は適用関係告示に規定する基準値以下であること。

なお、排出ガス量の推定値は、細目告示又は適用関係告示に定める基準値の 2 桁下の位を切り捨てた測定値に、この通達の附則 7 長距離走行実施要領等（以下「長距離走行実施要領」という。）に基づく劣化補正值を考慮し算出するものとする。

3. 新型自動車の審査、指定基準の試験及び検査対象外軽自動車等の審査における排出ガス値の取扱い

新型自動車の審査、指定基準の試験及び検査対象外軽自動車等の審査においては、次式により求めた排出ガス値（ y_E ）が細目告示第 41 条第 1 項第 1 号、第 3 号、第 5 号、第 7 号、第 13 号、第 15 号及び第 17 号並びに第 243 条第 1 項第 1 号並びに適用関係告示第 28 条第 164 項、第 166 項、第 169 項、第 170 項、第 172 項、第 174 項、第 176 項、第 180 項及び第 181 項並びに第 63 条第 6 項、第 9 項及び第 12 項に掲げる値を超えないこと。

$$y_E = y_0 + A_A \text{ 又は } y_E = y_0 \times A_{DF}$$

y_E ：長距離耐久告示第 1 条及び指定基準 4. 2. 並びに認定要領第 3 第 2 項に定める走行キロ数走行後の排出ガス値（細目告示又は適用関係告示で定める基準値の 1 桁下の位を四捨五入した値とする。ただし、自動車の排出ガス低減性能の評価等に関する規定（平成 11 年運輸省告示第 600 号）に基づく申請を行うものにあつては、低排出ガス認定実施要領（平成 12 年運輸省告示第 103 号）で定める基準値と細目告示又は適用関係告示の桁数が相違する場合には、低排出ガス認定実施要領で定める基準値の桁数の値とする。）

y_0 ：試験自動車及び試験エンジンにあっては、3000km（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）並びに認定要領第 3 第 2 項に定める二輪の軽自動車及び原動機付自転車にあっては 1000km、特殊自動車にあっては 100 時間）以上の慣らし運転を行ったもので細目告示別添技術基準及び指定基準 6. に基づいて測定した排出ガス値

A_A ：長距離走行実施要領の規定に基づく当該車両の劣化補正值

A_{DF} ：長距離走行実施要領の規定に基づく当該車両の劣化係数又は二輪自動車及び原動機付自転車における長距離走行実施要領の規定に基づく当該車両の固定劣化係数

附則 9 輸入自動車の試験成績書を提出する場合に認められる外国の試験方法

輸入自動車の試験成績書を提出する場合に認められる外国の試験方法は別表のとおりとする。

別表

保安基準、 細目告示及び適用 整理告示条項	技 術 基 準	同等と認められる 外国の試験方法	最終確認年月日
細目告示 第 11 条 第 3 項第 1 号	乗用車用空気入タイヤの技術基準	ECE 30	平成 18 年 1 月 4 日
細目告示 第 11 条 第 3 項第 2 号	トラック、バス及びトレーラ用空気入タイヤの技術基準	ECE 54	平成 16 年 4 月 20 日
細目告示 第 11 条 第 3 項第 3 号	二輪車用空気入タイヤの技術基準	ECE 75	平成 16 年 4 月 20 日
適用関係告示 第 7 条第 3 項	衝撃吸収式かじ取装置の技術基準 ※	FMVSS 203/93 ECE 12/Add. 24/Rev. 3	平成 15 年 7 月 7 日 〃
細目告示 第 13 条第 2 項	衝撃吸収式かじ取装置の技術基準	ECE 12	平成 17 年 12 月 21 日
細目告示 第 14 条第 1 項	二輪車の施錠装置の技術基準	ECE 62	平成 15 年 7 月 7 日
細目告示 第 14 条第 1 項	四輪自動車等の施錠装置の技術基準	ECE 18 ECE 116	平成 17 年 4 月 6 日 〃
細目告示 第 14 条第 2 項	イモビライザの技術基準	ECE 97 ECE 116	平成 17 年 4 月 6 日 〃
適用関係告示 第 9 条第 2 項	乗用車の制動装置の技術基準 ※	FMVSS 135 (駐車制動装置の動的性能試験に係る部分を除く) 1997. 9. 5 ECE 13-H (E/ECE/324・E/ECE/TRANS/505/Rev. 2/Add. 12 H) 1997. 7. 15	平成 10 年 8 月 11 日 平成 10 年 8 月 11 日
細目告示 第 15 条第 3 項	乗用車の制動装置の技術基準	ECE 13H	平成 14 年 9 月 1 日
細目告示 第 15 条 第 2 項及び第 5 項	トラック及びバスの制動装置の技術基準	ECE 13-07 E/ECE/324・E/ECE/TRANS/505-	平成 14 年 9 月 1 日

		Rev. 1/Add. 12/Rev. 3/Amend. 1 (Annex 13 を除く。) 1990. 11. 20 EEC 71/320/EEC (ANNEX X を除く。) 1971. 7. 26	
保安基準 第 12 条第 2 項 細目告示 第 15 条第 6 項 及び第 7 項 並びに第 16 条	トレーラの制動装置の技術基準	ECE 13 E/ECE/324・ E/ECE/TRANS/505- Rev. 1/Add. 12/Rev. 3/Amend. 1 (5. 2. 2. 1 項、5. 2. 2. 2 項、5. 2. 2. 8. 1 項及び Annex 13 を除く) 1990. 11. 20 EEC 71/320/EEC (ANNEX を除く。) 1971. 7. 26	平成 14 年 9 月 1 日
細目告示 第 15 条第 4 項	二輪車の制動装置の技術基準	EEC 78 E/ECE/324・ E/ECE/TRANS/505- Rev. 1/Add. 77/Amend. 2 1995. 3. 20	平成 14 年 9 月 1 日
細目告示 第 15 条第 2 項 第 5 号及び 第 16 条第 7 項	アンチロックブレーキシステムの技術基準	ECE 13 Annex 13 並びに EEC 85/647/ANNEX X 及び EEC 88/194/ANNEX X	平成 14 年 9 月 1 日
細目告示 第 18 条第 1 項	乗用車用プラスチック製燃料タンクの技術基準	ECE 34/Rev. 1/Add. 33/Amend. 1	平成 15 年 7 月 7 日
細目告示 第 18 条第 2 項	衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準（圧縮水素ガスを燃料とする自動車を除く。）	FMVSS 301 ECE 34 （前面衝突の方法に係る部分に限る。）	平成 29 年 12 月 28 日 平成 15 年 7 月 7 日
細目告示第 21 条第 4 項第 4 号	電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗員保護試験	FMVSS 305（後面衝突の方法に係る部分に限る。）	令和 2 年 4 月 1 日
細目告示 第 22 条 第 2 項第 1 号	外装の技術基準	ECE 26	平成 13 年 6 月 30 日
細目告示 第 22 条 第 2 項第 1 号	外装の手荷物積載用部品の技術基準	ECE 26	平成 13 年 6 月 30 日
細目告示 第 22 条 第 2 項第 1 号	外装の電波送受信アンテナの技術基準	ECE 26	平成 13 年 6 月 30 日

細目告示 第 22 条 第 8 項	前面衝突時の乗員保護の技術基準	FMVSS 208 (S5.1 の衝突時の乗員保護要件 (試験法は、試験自動車の衝突 方向に対し垂直なバリアに衝突 させるものに限る。)に係る部分 であって、座席ベルトを装着し た場合に限る。)	平成 29 年 12 月 28 日
細目告示 第 22 条第 10 項	側面衝突時の乗員保護装置 の技術基準	ECE 95	平成 15 年 7 月 7 日
適用関係告示 第 17 条 第 1 項第 2 号	突入防止装置の技術基準 ※	ECE 58 EEC 79/490、EEC 81/333 により 改正された EEC 70/221 (荷重負荷試験の方法に係る部 分に限る。)	平成 3 年 11 月 18 日 〃
細目告示 第 24 条第 1 項	突入防止装置の技術基準	ECE 58	平成 16 年 4 月 20 日
細目告示 第 24 条第 1 項	突入防止装置取付装置等の 技術基準	ECE 58	平成 16 年 4 月 20 日
細目告示 第 24 条の 2 第 1 項	前部潜り込み防止 装置及び前部潜り込み防止 装置取付装置等の試験	ECE 93	平成 19 年 1 月 30 日
細目告示 第 26 条第 2 項	内装材料の難燃性の技術基 準	FMVSS 302 EEC 95/28	平成 15 年 7 月 7 日 〃
細目告示 第 26 条第 3 項	インストルメントパネルの 衝撃吸収の技術基準	FMVSS 201 ECE 21	平成 15 年 7 月 7 日 〃
適用関係告示 第 19 条 第 1 項第 6 号	座席及び座席取付装置の技 術基準 ※	FMVSS 207 ECE 17	昭和 50 年 10 月 6 日 〃
細目告示 第 28 条第 6 項	座席及び座席取付装置の技 術基準	ECE 17	平成 14 年 7 月 15 日
適用関係告示 第 19 条 第 1 項第 7 号	シートバック後面の衝撃吸 収の技術基準 ※	FMVSS 201/91 ECE 17/Rev. 1/Add. 16/Rev. 3/Amend. 1 ECE 21/Rev. 1/Add. 20/Rev. 2 ECE 25/Rev. 1/Add. 24/Rev. 2/Amend. 1 (衝撃方向が頭部後傾抑止装置 の上方又は後面上方からのもの に限る。)	平成 6 年 9 月 30 日 〃 〃 〃

細目告示 第 30 条第 2 項	座席ベルト取付装置の技術基準	FMVSS 210 ECE 14	平成 15 年 7 月 7 日 〃
細目告示 第 30 条第 3 項	座席ベルトの技術基準	FMVSS 209/91 (プリテンショナ装置に係る部分を除く。) ECE 16/Rev. 1/Add. 15/Rev. 3	平成 15 年 7 月 7 日 〃
細目告示 第 30 条第 4 項	運転者席の座席ベルトの非装着時警報装置の技術基準	FMVSS 208 (S7.3 の警報装置に係る部分に限る。)	平成 29 年 12 月 28 日
適用関係告示 第 21 条第 1 項	頭部後傾抑止装置の技術基準 ※	ECE 25 ECE 17 (頭部後傾抑止装置を装着した場合に限る。)	昭和 58 年 10 月 1 日 平成 4 年 11 月 24 日
細目告示 第 31 条	頭部後傾抑止装置の技術基準	ECE 25 ECE 17 (頭部後傾抑止装置を装着した場合に限る。)	平成 14 年 7 月 15 日 〃
細目告示 第 32 条	年少者用補助乗車装置の技術基準	FMVSS 213/88 ECE 44/Rev. 1/Add. 43Corr. 1	平成 15 年 7 月 7 日 〃
適用関係告示 第 24 条 第 1 項第 4 号	とびらの開放防止の技術基準 ※	FMVSS 206 ECE 11	平成 15 年 7 月 7 日 〃
細目告示 第 35 条第 2 項	とびらの開放防止の技術基準	ECE 11	平成 16 年 4 月 20 日
細目告示 第 39 条第 1 項、 第 2 項及び第 3 項	窓ガラスの技術基準	FMVSS 205/92 ECE 43/Rev. 1/Add. 42/Rev. 1 (「Toughened glass windsscreens」、 「Uniformly-toughened glass panes」及び 「Laminated-glass panes other than windcreens」に係る基準にあつては、 前面ガラス以外のガラス及び大型特殊自動車に備える 前面ガラスに係る技術基準に限る。)	平成 15 年 10 月 1 日 〃
細目告示 第 41 条 第 2 項第 4 号	自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準 (J-OB D I)	CALIFORNIA CODE OF REGULATION, Title 13, Division 3, Chapter 1, Article 2, § 1968. (1985 年 11 月 15 日改訂)	平成 15 年 10 月 1 日

細目告示 第 41 条 第 2 項第 4 号	自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置（J-OBDⅡ）の技術基準	CALIFORNIA CODE OF REGULATION, Title 13, Division 3, Chapter 1, Article 2, § 1968. 1 (1997 年 9 月 25 日改訂)	〃
		CFR, Chapter 1, Title 40, Part 86, Subpart A (1998 年 12 月 22 日改訂)	〃
		70/220/EEC Annex XI (1998 年 12 月 28 日改訂) 又は Regulation (EC) No. 715/2007 に基づく Regulation (EC) No. 692/2008 Annex XI	〃 平成 21 年 8 月 1 日
		Regulation (EU) 2017/1151 Annex XI	平成 30 年 3 月 1 日
		協定規則第 83 号附則 11	平成 30 年 3 月 1 日
		CALIFORNIA CODE OF REGULATION, Title 13, Division 3, Chapter 1, Article 2, § 1968. 1 (1999 年 10 月 28 日改訂)	平成 18 年 11 月 1 日
		CALIFORNIA CODE OF REGULATION, Title 13, Division 3, Chapter 1, Article 2, § 1968. 2 (2003 年 4 月 21 日改訂)	〃
		CFR Title 40, Part 86, Subpart S (2005 年 12 月 20 日改訂)	〃
		70/220/EEC Annex XI (2003 年 8 月 11 日改訂) 又は Regulation (EC) No. 715/2007 に基づく Regulation (EC) No. 692/2008 Annex I の 2. 2. 3. 及び X I	〃 平成 21 年 8 月 1 日
		Regulation (EU) 2017/1151 Annex I の 2. 2. 2. 及び Annex XI	平成 30 年 3 月 1 日
細目告示第 41 条 第 2 項第 4 号	自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置（ディーゼル重量車 J-OBDⅡ）の技術基準	協定規則第 83 号の規則 5. 1. 4. 及び附則 11	平成 30 年 3 月 1 日
		ECE 49/Rev. 6 582/2011/EC	平成 27 年 7 月 1 日

細目告示第 41 条 第 2 項第 4 号	二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置(二輪車 J-OBD I)の技術基準	134/2014/EC	平成 27 年 9 月 9 日
細目告示第41条第 2 項第 4 号	二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置(二輪車J-OBD II)の技術基準	134/2014/EC	令和 2 年12月 1 日
細目告示第 41 条 第 2 項第 5 号	オフサイクル時のディーゼル重量車排出ガスの制御に関する技術基準	ECE 49/Rev. 6 582/2011/EC	平成 27 年 7 月 1 日
細目告示 第 41 条第 4 項	燃料蒸発ガスの測定方法	CFR Title 40, Chapter 1, part 86 Subpart B (平成 7 年 8 月 23 日発効分)	平成 15 年 10 月 1 日
		California Evaporative Emission Standards and Test Procedures for 1978 and Subsequent Model Motor Vehicles (平成 8 年 4 月 24 日発効分)	平成 15 年 10 月 1 日
		70/220/EEC AnnexVI (平成 10 年 12 月 28 日発効分)	平成 15 年 10 月 1 日
		又は Regulation (EC) No. 715/2007 に基づく Regulation (EC) No. 692/2008 ANNEX VI	平成 21 年 8 月 1 日
		Regulation (EU) 2017/1151 AnnexVI	平成30年 3 月 1 日
		協定規則第 83 号の規則 5. 3. 4. 及び附則 7	平成30年 3 月 1 日
		Regulation (EU)2018/1832 Annex IV	平成30年11月 5 日
細目告示第 41 条 第 4 項	二輪車の燃料蒸発ガスの測定方法	134/2014/EC Califoruia Evaporative Emission Standards and Test Procedures for 2001 and	平成 27 年 9 月 9 日

		Subsequent Model Motor Vehicle (平成 22 年 9 月 27 日発行分)	
細目告示 第 42 条第 8 項	前照灯洗浄器の技術基準	ECE 45	平成 15 年 6 月 13 日
細目告示 第 42 条第 9 項	前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置の技術基準	ECE 45	平成 15 年 6 月 13 日
細目告示 第 43 条	前部霧灯の技術基準	ECE 19	平成 14 年 9 月 1 日
細目告示 第 44 条	側方照射灯の灯光の色、明るさ等に関する技術基準	ECE 119	平成 17 年 4 月 6 日
細目告示 第 45 条	車幅灯の技術基準	ECE 7	平成 14 年 9 月 1 日
細目告示 第 46 条	前部上側端灯の技術基準	ECE 7	平成 14 年 9 月 1 日
細目告示 第 47 条	前部反射器の技術基準	ECE 3	平成 14 年 9 月 1 日
細目告示 第 48 条第 1 項	側方灯の技術基準	ECE 91	平成 15 年 6 月 13 日
細目告示 第 48 条第 3 項	側方反射器の技術基準	ECE 3	平成 14 年 9 月 1 日
細目告示 第 49 条	番号灯の技術基準	FMVSS 108 (番号灯試験に限る。)	平成 14 年 9 月 1 日
細目告示 第 50 条	尾灯の技術基準	ECE 7	平成 14 年 9 月 1 日
細目告示 第 51 条	後部霧灯の技術基準	ECE 38	平成 14 年 9 月 1 日
細目告示 第 52 条	駐車灯の技術基準	ECE 77	平成 15 年 6 月 13 日
細目告示 第 53 条	後部上側端灯の技術基準	ECE 7	平成 14 年 9 月 1 日
細目告示 第 54 条	後部反射器の技術基準	ECE 3	平成 14 年 9 月 1 日
細目告示 第 55 条の 2	再帰反射材の技術基準	ECE 104	平成 17 年 12 月 21 日

細目告示 第 56 条	制動灯の技術基準	ECE 7	平成 14 年 9 月 1 日
細目告示 第 57 条	補助制動灯の技術基準	ECE 7	平成 14 年 9 月 1 日
細目告示 第 58 条	後退灯の技術基準	ECE 23	平成 14 年 9 月 1 日
細目告示 第 59 条	方向指示器の技術基準	ECE 6	平成 14 年 9 月 1 日
細目告示 第 42 条第 3 項、 第 6 項及び第 7 項 第 43 条第 2 項、 第 44 条第 2 項、 第 45 条第 2 項、 第 46 条第 2 項、 第 47 条第 2 項、 第 48 条第 2 項 及び第 4 項、 第 49 条第 2 項、 第 50 条第 2 項、 第 51 条第 2 項、 第 52 条第 2 項、 第 53 条第 2 項、 第 54 条第 2 項、 第 55 条第 2 項、 第 56 条第 2 項、 第 57 条第 2 項、 第 58 条第 2 項、 第 59 条第 3 項、 第 60 条第 2 項、 第 61 条第 2 項	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準	ECE 48	平成 16 年 12 月 2 日
細目告示 第 63 条第 1 項	警音器の警報音発生装置の技術基準	ECE 28	平成 15 年 7 月 7 日
細目告示 第 63 条第 2 項	警音器の技術基準	ECE 28	平成 15 年 7 月 7 日
細目告示 第 66 条	停止表示器材の技術基準	ECE 27	平成 15 年 7 月 7 日
細目告示 第 67 条	盗難発生警報装置の技術基準	ECE 97 ECE 116	平成 17 年 4 月 6 日 〃
細目告示 第 68 条	衝撃緩和式後写鏡の技術基準	EEC 71/127	平成 15 年 7 月 7 日

第1項第2号			
細目告示 第68条 第1項第3号	車室内後写鏡の衝撃緩和の 技術基準	FMVSS 111 EEC 71/127	平成15年7月7日 〃
細目告示 第68条第3項	二輪自動車等の後写鏡の技 術基準	ECE 81	平成15年7月7日
細目告示 第68条第4項	二輪自動車等の後写鏡及び 後写鏡取付装置の技術基準	ECE 81	平成15年7月7日
細目告示 第69条 第2項第3号	バス及びトラックの洗浄液 噴射装置の技術基準	FMVSS 104/71	平成15年10月1日
細目告示 第69条第1項 第1号及び第2項 第1号	乗用車等の窓ふき器及び洗 浄液噴射装置の技術基準	FMVSS 104 EEC /78/318 EEC 1008/2010 EEC 2021/535 Annex IV	平成15年10月1日 〃 平成30年6月1日 令和4年7月7日
細目告示 第69条 第2項第2号	デフロスタの技術基準	FMVSS 103 EEC 78/317 EEC 672/2010 EEC 2021/535 Annex VI	平成15年10月1日 〃 平成30年6月1日 令和4年7月7日
細目告示 第69条 第2項第2号	サンバイザの衝撃吸収の技 術基準	FMVSS 201 ECE 21	平成15年10月1日 〃
細目告示 第70条	速度計の技術基準	ECE 39	平成15年7月7日

- 備考 1 「FMVSS」とは、米国連邦自動車安全基準をいう。
- 2 「ECE」とは、国際連合欧州経済委員会統一規則を示す。
- 3 「EEC」とは、欧州経済共同体指令を示す。
「EEC 85/647 ANNEX X」とは、EEC 74/132、EEC 75/524、EEC 79/489 及び EEC 85/647
により改正された EEC 71/320 の ANNEX X を示し、「EEC 88/194 ANNEX X」とは、EEC
74/132、EEC 75/524、EEC 79/489、EEC 85/647 及び EEC 88/194 により改正された EEC
71/320 ANNEX X を示す。
- 4 「CFR」とは、米国連邦法規総覧をいう。
- 5 「※」印が技術基準名の後に付く技術基準は旧技術基準を示す。

附則 13 圧縮水素、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車の取扱要領

圧縮水素、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車に係る燃料装置について、容器等の製造等（高圧法第 49 条の 5 に定める容器等製造業者の登録を受けている者にあつては、この限りでない。）又は完成検査及び装置の検査を行う場合にあっては、次のとおり取扱うこととする。

「圧縮水素、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車の取扱要領」

目次

第 1 適用範囲

第 2 自動車製作者等において容器等の製造等を行う場合の体制

第 3 圧縮水素、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置に係る完成検査等

第 1 適用範囲

法第 75 条第 1 項の指定を受けた圧縮水素、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。以下同じ。）に適用する。

第 2 自動車製作者等において容器等の製造等を行う場合の体制

圧縮水素、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置として容器等の製造等を行う場合は、適切に実施する能力を有するものとして、以下に定める技術的要件を満足していること。

（容器等製造設備）

- 1 製造設備（金型、治具等の附属製造設備を含む。以下同じ。）として容器等の種類に応じて必要なものを保有し、それらの設備について適切な管理方法（点検、保守、校正等の実施の箇所・項目・周期・方法・判定基準、設備台帳による管理等をいう。）についての文書化された手順を確立し、これに基づき管理すること。
- 2 製造設備のうち、容器等の種類に応じて、別表 1 で定める能力を有する必要な容器等製造設備を自社又は外注業者において保有し、かつ、当該設備を同表で定める管理方法に基づき管理しなければならない。この場合において、外注業者において保有されている製造設備については自社内に保有しなくてもよいものとする。

なお、別表 1 に定める要件に限らず、容器則又は国際相互承認則に照らして適当と認められるものであってもよい。

（容器等試験設備）

- 3 試験設備として容器等の種類に応じて必要なものを保有し、当該設備について適切な管理方法（点検、保守、校正等の実施の箇所・項目・周期・方法・判定基準・環境条件、実施後不適合があった場合の処置、設備台帳による管理等をいう。）についての文書化された手順を確立し、これに基づいて適切に実施すること。
- 4 試験設備のうち、容器等の種類に応じて、別表 2 で定める能力を有する必要な容器等試験設備を自社又は外注業者において保有し、かつ、当該設備を同表で定める管理方法に基づき管理しなければならない。この場合において、外注業者において保有されている試験設備については自社内に保有しなくてもよいものとする。

なお、別表 2 に定める要件に限らず、容器則又は国際相互承認則に照らして適当と認められるものであってもよい。

（外注管理）

- 5 2 又は 4 に基づき、容器等の製造及び試験に影響するプロセスを外注する場合、外注するプロセスを確実に管理し、かつ、製造プロセス及び容器等試験設備に係る試験プロセスにあつては、以下に定める要求事項を満たしていること。
 - ア 外注先の選定、評価及び再評価並びに外注先に対する要求事項又は外注先が実施する試験を確実にするための文書化された手順を確立し、かつ、これに基づき適切に実施していること。
 - イ 外注先が実施した試験の結果を自社において承認するための文書化された手順を確立し、かつ、これに基づき適切に実施していること。

（刻印又は標章）

- 6 細目告示別添 131、132 又は 133 の各技術基準に基づき製作者等が指定する者が刻印又は標章の掲示を実施した場合にあっては、刻印又は標章にかかる品質について申請者が管理、監督するものとする。
- 7 前項の刻印又は標章と紛らわしい刻印等をしてはならない。
(容器等試験を実施する者)
- 8 容器等の試験を実施するために必要な知識経験を有する者が容器等の試験を実施すること。
この場合において、次の各号のいずれかに掲げる者であり、2 名以上業務に携わっている場合は、この要件を満たす例とする。
 - ア 高压法の甲種機械責任者免状、乙種機械責任者免状若しくは甲種化学責任者免状の交付を受け、又は学校教育法による大学若しくは高等専門学校若しくは従前の規定による大学若しくは専門学校において理学若しくは工学に関する課程を修めて卒業し(当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)、かつ、容器又は附属品の試験に 1 年以上従事した経験を有する者。
 - イ 学校教育法による高等学校又は従前の規定による工業学校において工学に関する課程を修めて卒業し、かつ、容器又は附属品の試験に 2 年以上従事した経験を有する者。
 - ウ 容器又は附属品の試験に 5 年以上従事した経験を有する者。

第 3 圧縮水素、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置に係る完成検査等 (容器等再試験)

完成検査において、それぞれの燃料装置ごとに以下に定める容器等再試験を行うこと。

この場合において、容器等再試験を行う設備は、以下それぞれの後段に定める要件を満足していること。

- ア 圧縮水素ガスを燃料とする自動車
細目告示別添 131 「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」3. 3. 及び 4. 3.
同別添別紙 11 ガス容器再試験及びガス容器附属品再試験に係る設備要件
- イ 圧縮天然ガスを燃料とする自動車
細目告示別添 132 「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」3. 2. 及び 4. 2.
同別添別紙 5 ガス容器再試験及びガス容器附属品再試験に係る設備要件
- ウ 液化天然ガスを燃料とする自動車
細目告示別添 133 「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」3. 2. 及び 4. 2.
同別添別紙 1 ガス容器再試験及びガス容器附属品に係る設備要件

別表 1 容器等製造設備の要件 (第 2 2. 関係)

区分	製造設備名	能力	管理方法
金属ライナー製容器	素材切断設備	素材切断設備は、当該設備の最大切断寸法が、容器試験を行う容器の使用材料に応じた最大寸法以上であること。	①製造設備は、容器等の品質特性を確保するために必要な性能及び精度を有していること。 ②製造設備に必要な性能及び精度を保持するために必要な点検、修理、校正等についての文書化された手順を定め、当該手順

穿孔及び搾伸設備	穿孔及び搾伸設備は、次の各号に掲げる事項について、容器試験を行う容器のうち最大径の容器の使用材料をプレスする能力を有していること。 (1) 加圧力 (2) 加圧ストローク
絞り成形設備	絞り成形設備は、容器試験を行う容器の製造方法に応じて次の各号に掲げる能力を有していること。 (1) 頭部又は底部の絞り成形設備のチャック径が、容器試験を行う容器の径に応じていること。 (2) その他成形設備の金型又はチャック径が、容器試験を行う容器の径に応じていること。
熱処理設備	熱処理設備は、次の各号に掲げる事項について、容器試験を行う容器の製造方法に応じて当該容器の熱処理に必要な能力を有していること。 (1) 熱処理設備の最高加熱温度、炉長及び送り速度 (2) 温度測定装置 イ 熱電対の仕様及びその数 ロ 温度測定記録装置の仕様
フィラメントワインディング成形設備	フィラメントワインディング成形設備は、次の各号に掲げる事項について、容器試験を行う容器のフィラメントワインディング成形に必要な能力を有していること。 (1) 容器の回転速度 (2) 送り速度
機械加工設備	機械加工設備は、容器試験を行う容器の使用材料のうち最大寸法の材料を加工する能力を有していること。
熱硬化設備	熱硬化設備は、次の各号に掲げる事項について、容器試験を行う容器の製造方法に応じて当該容器の熱処理に必要な能力を有していること。 (1) 熱硬化設備の最高加熱温度及び処理室内寸法 (2) 温度測定装置の仕様
ネックリング取付設備	ネックリング取付設備は、当該設備のチャック径が容器試験を行う容器の径に応じていること。
自緊処理設備	自緊処理設備は、次の各号に掲げる機器について、それぞれ当該各号に掲げる能力を有していること。 (1) 昇圧装置 自緊処理圧力に対して十分な昇圧能力を有し、圧力制御可能であること。

に基づき、設備を管理していること。

	(2) 圧力計 最高測定値が自緊処理圧力の 1.5 倍以上であって 3 倍以下のものであること。
洗浄設備	洗浄設備は、次の各号に掲げる設備(それぞれ当該各号に掲げる能力を有するものに限る。)のいずれかを保有していること。 (1) 容器回転式洗浄機、ショットブラスト又はサンドブラスト 当該設備の最大処理径が容器試験を行う容器の径に応じていること。 (2) 酸又はその他の薬剤等を用いる洗浄設備 当該設備のうち洗浄槽及び乾燥設備の寸法並びに洗浄及び乾燥温度が容器試験を行う容器に応じたものであること。 (3) ワイヤー等を用いる回転式洗浄機 当該設備のうち回転軸の最大長さが容器試験を行う容器の長さに応じていること。
はかり	はかりは、容器試験を行う容器の質量に適した秤量で、当該容器の質量の 1/200 又は 0.1kg まで計測する能力を有していること。
保護塗装設備	保護塗装設備は、次の各号に掲げる事項(自然乾燥を行う場合にあっては、第 3 号に掲げるものを除く。)について、それぞれ当該各号に掲げるものであること。 (1) 塗装方式 次に掲げるいずれかの方式であること。 - イ エアスプレー方式 - ロ エアレススプレー方式 - ハ 静電塗装方式 - ニ 浸漬方式 - ホ 電着塗装方式 - ヘ 粉体塗装方式 (2) 前処理設備 次に掲げるいずれかの設備であること。 - イ 脱脂設備 - ロ ショットブラスト等 - ハ 酸洗い設備 - ニ 被膜化成処理設備 - ホ 水洗い設備 - ヘ 水切り乾燥設備 (3) 乾燥設備 次に掲げるいずれかの設備であること。 - イ 直接加熱炉 - ロ 間接加熱炉

プラスチックライナー製容器	機械加工設備	機械加工設備は、容器試験を行う容器の製造方法に応じて次の各号に掲げる能力を有していること。 (1) 容器試験を行う容器のうち最大寸法の材料を加工する能力を有していること。 (2) 機械加工設備のうちボス成形のための鍛造設備は、当該設備のうち次に掲げる機器について、それぞれ次に掲げる能力を有していること。 イ 素材切断機 当該機器の最大切断寸法が容器試験を行う容器の使用材料に応じた最大寸法以上であること。 ロ 加熱装置 容器試験を行う容器の製造に適した加熱力を有していること。 ハ 温度制御装置 温度管理を行う能力を有していること。 ニ プレス機 容器試験を行う容器の使用材料をプレスする能力を有していること。
	ライナー成形設備	ライナー成形設備は、次の各号に掲げる能力を有していること（溶接を行わない場合にあつては、第2号を除く。）。 (1) ライナー成形設備のうち次に掲げる機器は、容器試験を行う容器の製造方法に応じてそれぞれ次に掲げる能力を有していること。 イ 回転成形機 金型の寸法及び温度管理が容器試験を行う容器に応じたものであること。 ロ ブロー成形機 金型の寸法及び押出機の温度管理が容器試験を行う容器に応じたものであること。 ハ 射出成形機 金型の寸法及び射出圧力が容器試験を行う容器に応じたものであること。 ニ 押出成形機 金型の寸法及び温度管理が容器試験を行う容器に応じたものであること。 (2) ライナー成形設備のうち溶接機にあつては、次に掲げる事項について、容器試験を行う容器を溶接する能力を有していること。 イ 加圧力 ロ 温度管理
	熱処理設備	熱処理設備は、次の各号に掲げる事項について、容器試験を行う容器の熱処理を行う能力を有していること。 (1) 熱処理設備の最高加熱温度及び処理室内寸法

		(2) 温度測定装置の仕様
	フィラメントワインディング成形設備	フィラメントワインディング成形設備は、次の各号に掲げる事項について、容器試験を行う容器に対するフィラメントワインディング成形に必要な能力を有していること。 (1) 容器の回転速度 (2) 送り速度
	熱硬化設備	熱硬化設備は、次の各号に掲げる事項について、容器試験を行う容器の熱処理を行う能力を有していること。 (1) 熱硬化設備の最高加熱温度及び処理室内寸法 (2) 温度測定装置の仕様
	電食防止措置設備	電食防止措置設備は、容器試験を行う容器に電食防止措置を施すのに適切な方式であること。
	保護層組付設備	保護層組付設備は、容器試験を行う容器のうち最大寸法の保護層を組み付ける能力を有していること。
附属品	鍛造設備	鍛造設備は、当該設備のうち次の各号に掲げる機器について、それぞれ次の各号に掲げる能力を有していること。 (1) 素材切断機 最大切断寸法が容器試験を行う附属品の使用材料に応じた最大寸法以上であること。 (2) 加熱装置 容器試験を行う附属品の製造に適した加熱力を有していること。 (3) 温度制御装置 温度管理を行う能力を有していること。 (4) プレス機 容器試験を行う附属品の使用材料をプレスする能力を有していること。
	鑄造設備	鑄造設備は、当該設備のうち次の各号に掲げる機器等について、それぞれ次の各号に掲げる能力を有していること。 (1) 造型機 鑄型の製造に適した加圧力を有していること。 (2) 溶解炉 溶解に十分な加熱力及び温度管理能力を有していること。 (3) 熱処理設備 最大処理能力及び温度測定装置が熱処理を行う能力を有していること。
	附属品加工設備	附属品加工設備は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ次の各号に掲げる能力を有していること。 (1) 多軸加工設備 当該設備の仕様が加工対象に適していること。 (2) 多軸加工設備以外 旋盤及びボール盤等のチャック径が容器試験を行う附属品の径に応じていること。

洗淨設備	洗淨設備は、次の各号に掲げる設備(それぞれ当該各号に掲げる能力を有するものに限る。)のいずれかを保有していること。 (1) ショットブラスト又はサンドブラスト 当該設備の処理室の容積が容器試験を行う附属品の処理に適したものであること。 (2) 酸又はその他の薬剤等を用いる洗淨設備 当該設備のうち洗淨槽及び乾燥設備の寸法並びに洗淨及び乾燥温度等が容器試験を行う附属品に応じたものであること。
附属品組立設備	附属品組立設備は、次の各号に掲げる容器試験を行う附属品の組立方法に係る区分に応じて、それぞれ次に掲げる能力を有していること。 (1) 組立方法が自動化されたもの 次に掲げる事項について、それぞれ次に掲げる能力を有していること。 イ 最大生産能力 容器試験を行う附属品の最大生産能力に応じていること。 ロ チャック径 容器試験を行う附属品の径に応じていること。 ハ トルク範囲 容器試験を行う附属品の締め付けトルクに適合していること。 (2) 組立方法が自動化されていないもの トルクレンチの使用できるトルク範囲が容器試験を行う附属品の締め付けトルクに適合していること。

別表2 容器等試験設備の要件（第2 4. 関係）

区分	検査設備名	能力	管理方法
金属ライナー製容器	寸法測定器具	寸法測定器具(ねじゲージを含む。以下同じ。)は、次の各号に掲げる能力を有していること。 (1) 寸法測定器具のうち次に掲げるものは、それぞれ次に掲げる JIS 又はこれらと同等以上の規格に適合していること。 イ ノギス JIS B7507(2016) マイクロメータ JIS B7502(2016) ハ 厚さ測定器 JIS Z2355-1(2016)非破壊試験—超音波厚さ測定—第1部：測定方法 (2) 容器試験を行う容器の最小及び最大の寸法、厚さを測定するにあたって必要な測定可能範囲を有していること。 (3) ねじゲージ及びテーパゲージは、容器試験を行う容器に応じた形状、寸法を有していること	① 検査設備は、容器等の品質特性を確保するために必要な性能及び精度を有していること。 ② 検査設備に必要な性能及び精度を保持するために必要な点検、修理、校正等についての文書化された手順を定め、当該手順に基づき、設備を管理していること。 なお、外注する場合であって、著しく使用頻度が低い検査設備は、当該設備の使用時に申請者が必要な性能及び精度を有していることを記録等で確認することにより、検査設備の管理とすることができる。
	引張試験機	引張試験機は、次の各号に掲げる能力を有していること。 (1) 容器試験を行う容器の検査方法に応じて、次に掲げる規格のいずれか又はこれらと同等以上の規格に適合していること。 イ JIS B7721(2009)引張試験機・圧縮試験機—力計測系の校正方法及び検証方法の1級 ロ ASTM E4(2016)試験機の荷重校正標準方法 ハ ISO 7500-1(2015)金属材料—静的単軸試験機の検定—第1部：引張試験機の1級 (2) 次に掲げる事項について、それぞれ引張試験の実施にあたって必要とされる能力を有していること。 イ 引張試験機の最大荷重 ロ 試験用のジグ寸法	
	金属顕微鏡	金属顕微鏡は、当該金属顕微鏡の検鏡倍率が50倍以上であること。	
	金属用硬さ試験機	金属用硬さ試験機は、次の各号に掲げる能力を有していること。 (1) JIS B7724(1999)ブリネル硬さ試験—試験機の検証、JIS B7725(2010)ビッカース硬さ試験—試験機の検証及び校正又は JIS B7726(2010)ロックウェル硬さ試験—試験機の検証及び校正又はこれらと同等以上の規格に適合していること。	

		(2) 荷重が容器試験を行う容器の硬さに適合していること。	
	はかり	はかりは、容器試験を行う容器の質量に適した秤量で、当該容器の質量の 1/200 又は 0.1kg まで計測する能力を有していること。	
	内視鏡及び照明器具	内視鏡及び照明器具は、容器内面の目視検査を行うことができる構造を有していること。	
	ねじ顕微鏡、拡大投影機又は形状測定機	ねじ顕微鏡、拡大投影機又は形状測定機は、対物レンズ、接眼レンズ(テレビモニター等を含む。)及びテーブルで構成されたものであること。	
	保証圧力試験設備	保証圧力試験設備は、当該設備のうち次の各号に掲げる機器について、それぞれ次の能力を有していること。 (1) 昇圧装置 昇圧能力が耐圧試験圧力以上であること。 (2) 圧力計 最高測定値が試験圧力の 1.5 倍以上であって 3 倍以下であること。	
	破裂試験設備	破裂試験設備は、当該設備のうち次の各号に掲げる機器について、それぞれ次に掲げる能力を有していること。 (1) 昇圧装置 破裂試験圧力に対して十分な昇圧能力を有していること。 (2) 圧力計 破裂圧力に対して適切な測定範囲を有していること。	
	圧力サイクル試験設備	圧力サイクル試験設備は、当該設備のうち次の各号に掲げる機器について、それぞれ次に掲げる能力を有していること。 (1) サイクル試験装置 昇圧、サイクル及び加圧回数の能力が、容器試験を行う容器の検査方法に準じていること。 (2) 記録装置 サイクル試験の実施にあたって十分な記録能力を有していること。 (3) 圧力計 最高測定値が最高試験圧力の 1.5 倍以上であって 3 倍以下であること。	
	非破壊検査設備	非破壊検査設備は、次の各号に掲げるいずれかに適合していること。 (1) 非破壊検査設備のうち超音波探傷試験設備が、次に掲げる能力を有していること。 イ 超音波探傷試験設備のうち次に掲げる機器について、JIS G0582(2015) 鋼管の超音波探傷検査方法、JIS G0587(2007) 炭素鋼及び低合金鋼鍛鋼品の超音波探傷試験方法、JIS Z3060(2015) 鋼溶接部の超音波探傷試	

		験又はこれらと同等以上の規格に規定する能力を有していること。 ① 探傷器 ② 探触子 ロ 対比試験片が容器試験を行う容器の検査の方法に依拠していること。 (2) 非破壊検査設備のうち渦流探傷試験設備が、当該設備のうち次に掲げる機器等については、JISG0568(2006)鋼の貫通コイル法による渦流探傷試験方法又はこれと同等以上の規格に規定する能力を有していること。 イ 探傷器 ロ 試験周波数 ハ 試験コイル ニ 記録装置 ホ 送り装置 ヘ 磁気飽和装置 (3) 前二号に掲げる設備以外の設備が、容器試験を行う容器の検査方法に適した設備であること。	
	圧力計校正基準器	圧力計校正基準器は、測定範囲が圧力計の測定範囲に適合していること。	
	寸法測定器具校正基準器	寸法測定器具校正基準器は、JIS B7506(2004)ブロックゲージの1級又はこれと同等以上の規格に適合していること。	
	基準分銅	基準分銅は、当該分銅の質量がはかりの測定範囲に適合していること。	
プラスチックライナー製容器	寸法測定器具	寸法測定器具は、次の各号に掲げる能力を有していること。 (1) 寸法測定器具のうち次に掲げるものは、それぞれ次に掲げる JIS 又はこれらと同等以上の規格に適合していること。 イ ノギス JIS B7507(2016)ノギス ロ マイクロメータ JIS B7502(2016)マイクロメータ ハ 厚さ測定器 JIS Z2355-1(2016)非破壊試験—超音波厚さ測定—第1部：測定方法 (2) 容器試験を行う容器の最小及び最大の寸法、厚さを測定するにあたって必要な測定可能範囲を有していること。 (3) ねじゲージ及びテーパゲージは、容器試験を行う容器に応じた形状、寸法を有していること。	

引張試験機	引張試験機は、次の各号に掲げる能力を有していること。 (1) 容器試験を行う容器の検査方法に応じて、次に掲げる規格のいずれか又はこれらと同等以上の規格に適合していること。 イ JIS B7721(2009)引張試験機・圧縮試験機—力計測系の校正方法及び検証方法の1級 ロ ASTM E4(2016)試験機の荷重校正標準方法 ハ ISO7500-1(2015)金属材料—静的単軸試験機の検定—第1部:引張試験機の1級 (2) 次に掲げる事項について、それぞれ引張試験の実施にあたって必要とされる能力を有していること。 イ 引張試験機の最大荷重 ロ 試験用のジグ寸法
はかり	はかりは、容器試験を行う容器の質量に適した秤量で、当該容器の質量の 1/200 又は 0.1kg まで計測する能力を有していること。
内視鏡及び照明器具	内視鏡及び照明器具は、容器内面の目視検査を行うことができる構造を有していること。
ねじ顕微鏡、拡大投影機又は形状測定機	ねじ顕微鏡、拡大投影機又は形状測定機は、対物レンズ、接眼レンズ(テレビモニター等を含む。)及びテーブルで構成されたものであること。
保証圧力試験設備	保証圧力試験設備は、当該設備のうち次の各号に掲げる機器について、それぞれ次に掲げる能力を有していること。 (1) 昇圧装置 昇圧能力が耐圧試験圧力以上であること。 (2) 圧力計 最高測定値が試験圧力の 1.5 倍以上であって 3 倍以下であること。
破裂試験設備	破裂試験設備は、当該設備のうち次の各号に掲げる機器について、それぞれ次に掲げる能力を有していること。 (1) 昇圧装置 破裂試験圧力に対して十分な昇圧能力を有していること。 (2) 圧力計 破裂圧力に対して適切な測定範囲を有していること。

	圧力サイクル試験設備	圧力サイクル試験設備は、当該設備のうち次の各号に掲げる機器について、それぞれ次の能力を有していること。 (1) サイクル試験装置 昇圧、サイクル及び加圧回数の能力が容器試験を行う容器の検査の方法に依拠していること。 (2) 記録装置 サイクル試験の実施にあたって十分な記録能力を有していること。 (3) 圧力計 最高測定値が最高試験圧力の1.5倍以上であって3倍以下であること。
	気密試験設備	気密試験設備は、当該設備のうち次の各号に掲げる機器について、それぞれ次の能力を有していること。 (1) 昇圧装置 昇圧能力が気密試験圧力以上であること。 (2) 圧力計 最高測定値が試験圧力の1.5倍以上であって3倍以下であること。
	圧力計校正基準器	圧力計校正基準器は、測定範囲が圧力計の測定範囲に適合していること。
	寸法測定器具校正基準器	寸法測定器具校正基準器は、JIS B7506(2004)ブロックゲージの1級又はこれと同等以上の規格に適合していること。
	基準分銅	基準分銅は、当該分銅の質量がはかりの測定範囲に適合していること。
安全弁	寸法測定器具	寸法測定器具は、次の各号に掲げる能力を有していること。 (1) 寸法測定器具のうち次に掲げるものは、それぞれ次に掲げる JIS 又はこれらと同等以上の規格に適合していること。 イ ノギス JIS B7507(2016)ノギス ロ マイクロメータ JIS B7502(2016)マイクロメータ ハ 厚さ測定器 JIS Z2355-1(2016)非破壊試験—超音波厚さ測定—第1部：測定方法 (2) 容器試験を行う安全弁の最小及び最大の寸法、厚さを測定するにあたって必要な測定可能範囲を有していること。 (3) ねじゲージ及びテーパゲージは、容器試験を行う安全弁に応じた形状、寸法を有していること。
	はかり	はかりは、容器試験を行う安全弁の質量に適した秤量で、当該安全弁の質量の1/100又は0.1kgまで計測できるものであること。

ゴム用硬さ試験機	ゴム用硬さ試験機は、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ次に掲げる能力を有していること。 (1) スプリング式 目盛りの 0 から 100 までの間が等間隔に分割されていること。 (2) オルゼン式 次に掲げる能力を有していること。 イ 加圧面の荷重が 22.24 ± 0.21 N であること。 ロ 負荷装置が 13.35 ± 0.07 N の荷重がかかるものであること。 (3) プセイ・ジョーンズ式 次に掲げる能力を有していること。 イ 重錘が 1000 ± 1 g であること。 ロ ダイヤルゲージの最小測定単位が 0.01 mm であること。
金属用硬さ試験機	金属用硬さ試験機は、次の各号に掲げる能力を有していること。 (1) JIS B7724(1999) ブリネル硬さ試験—試験機の検証、JIS B7725(2010) ビッカース硬さ試験—試験機の検証及び校正、JIS B7726(2010) ロックウェル硬さ試験—試験機の検証及び校正又はこれらと同等以上の規格に適合していること。 (2) 荷重が容器試験を行う安全弁の硬さに適合していること。
ばね試験機	ばね試験機は、当該設備の測定範囲が容器試験を行う安全弁のばね荷重に適合していること。
ねじ顕微鏡、拡大投影機又は形状測定機	ねじ顕微鏡、拡大投影機又は形状測定機は、対物レンズ、接眼レンズ(テレビモニター等を含む。)及びテーブルで構成されたものであること。
圧力計校正基準器	圧力計校正基準器は、当該設備の測定範囲が圧力計の測定範囲に適合していること。
寸法測定器具校正用基準器	寸法測定器具校正用基準器は、JIS B7506(2004)ブロックゲージの 1 級又はこれと同等以上の規格に適合していること。
基準分銅	基準分銅は、当該分銅の質量がはかりの測定範囲に適合していること。

	引張試験機	引張試験機は、次の各号に掲げる能力を有していること。 (1) JIS B7721(2009)引張試験機・圧縮試験機—力計測系の校正方法及び検証方法の1級に適合していること。 (2) 次に掲げる事項について、それぞれ引張試験の実施にあたって必要とされる能力を有していること。 イ 引張試験機の最大荷重 ロ 試験用のジグ寸法	
	安全弁気密試験設備	安全弁気密試験設備は、当該設備のうち次の各号に掲げる機器について、気密試験圧力に応じてそれぞれ次に掲げる能力を有していること。 (1) 昇圧装置 昇圧能力が気密試験圧力以上であること。 (2) 圧力計 最高測定値が試験圧力の1.5倍以上であって3倍以下であること。	
	安全弁作動試験設備	安全弁作動試験設備は、当該設備のうち次の各号に掲げる機器について、それぞれ次に掲げる能力(安全弁の方式がばね式の場合にあつては、第3号及び第4号で掲げるものを除く。)を有していること。 (1) 昇圧装置 昇圧能力が安全弁作動試験圧力以上であること。 (2) 圧力計 最高測定値が試験圧力の1.5倍以上であって3倍以下であること。 (3) 昇温及び温度維持装置 安全弁の作動温度又は65℃まで昇温・維持する能力を有していること。 (4) 温度計 測定範囲が試験温度に対して十分な範囲であること。	
バルブ及び逆止弁	寸法測定器具	寸法測定器具は、次の各号に掲げる能力を有していること。 (1) 寸法測定器具のうち次に掲げるものは、それぞれ次に掲げる JIS 又はこれらと同等以上の規格に適合していること。 イ ノギス JIS B7507(2016)ノギス ロ マイクロメータ JIS B7502(2016)マイクロメータ ハ 厚さ測定器 JIS Z2355-1(2016)非破壊試験—超音波厚さ測定—第1部：測定方法 (2) 容器試験を行うバルブ及び逆止弁の最小及び最大の寸法並びに厚さを測定するにあたって、必要な測定可能範囲を有していること。 (3) ねじゲージ及びテーパゲージは、容器試験を行うバルブ及び逆止弁に応じた形状、寸法を有していること。	

はかり	はかりは、容器試験を行うバルブ及び逆止弁の質量に適した秤量で、当該バルブ及び逆止弁の質量の 1/100 又は 0.1kg まで計測できるものであること。
ゴム用硬さ試験機	ゴム用硬さ試験機は、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ次に掲げる能力を有していること。 (1) スプリング式 目盛りの 0 から 100 までの間が等間隔に分割されていること。 (2) オルゼン式 次に掲げる能力を有していること。 イ 加圧面の荷重が 22.24 ± 0.21 N であること。 ロ 負荷装置が 13.35 ± 0.07 N の荷重がかかるものであること。 (3) プセイ・ジョーンズ式 次に掲げる能力を有していること。 イ 重錘が 1000 ± 1g であること。 ロ ダイヤルゲージの最小測定単位が 0.01 mm であること。
金属用硬さ試験機	金属用硬さ試験機は、次の各号に掲げる能力を有していること。 (1) JIS B7724(1999) ブリネル硬さ試験—試験機の検証、JIS B7725(2010) ビッカース硬さ試験—試験機の検証及び校正、JIS B7726(2010) ロックウェル硬さ試験—試験機の検証及び校正又はこれらと同等以上の規格に適合していること。 (2) 荷重が容器試験を行うバルブ及び逆止弁の硬さに適合していること。
ばね試験機	ばね試験機は、当該設備の測定範囲が容器試験を行うバルブ及び逆止弁のばね荷重に適合していること。
ねじ顕微鏡、拡大投影機又は形状測定機	ねじ顕微鏡、拡大投影機又は形状測定機は、対物レンズ、接眼レンズ(テレビモニター等を含む。)及びテーブルで構成されたものであること。
圧力計校正基準器	圧力計校正基準器は、測定範囲が圧力計の測定範囲に適合していること。
寸法測定器具校正用基準器	寸法測定器具校正用基準器は、JIS B7506(2004)ブロックゲージの 1 級又はこれと同等以上の規格に適合していること。
基準分銅	基準分銅は、当該分銅の質量がはかりの測定範囲に適合していること。

引張試験機	引張試験機は、次の各号に掲げる能力を有していること。 (1) JIS B7721(2009)引張試験機・圧縮試験機—力計測系の校正方法及び検証方法の1級に適合していること。 (2) 次に掲げる事項について、それぞれ引張試験の実施にあたって必要とされる能力を有していること。 イ 引張試験機の最大荷重 ロ 試験用のジグ寸法
バルブ及び逆止弁 耐圧試験設備	バルブ及び逆止弁耐圧試験設備は、当該設備のうち次の各号に掲げる機器について、耐圧試験圧力に応じてそれぞれ次に掲げる能力を有していること。 (1) 昇圧装置 昇圧能力が耐圧試験圧力以上であること。 (2) 圧力計 最高測定値が試験圧力の1.5倍以上であって3倍以下であること。
バルブ及び逆止弁 気密試験設備	バルブ及び逆止弁気密試験設備は、当該設備のうち次の各号に掲げる機器について、気密試験圧力に応じてそれぞれ次に掲げる能力を有していること。 (1) 昇圧装置 昇圧能力が気密試験圧力以上であること。 (2) 圧力計 最高測定値が試験圧力の1.5倍以上であって3倍以下であること。

附則 15 騒音防止装置及び一酸化炭素等発散防止装置に係る自動車の取扱要領

騒音防止装置及び一酸化炭素等発散防止装置については、法第 75 条の 3 第 1 項に基づき装置の型式指定が行われることとなった。これに伴い施行規則第 62 条の 4 又は施行規則第 62 条の 5 により、騒音防止装置又は一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車を譲渡する際の検査等について定めたところであるが、その細目については、次の「騒音防止装置に係る自動車の取扱要領」、又は「一酸化炭素等発散防止装置の取扱要領」によることとする。ただし、協定規則による場合を除く。

「騒音防止装置に係る自動車の取扱要領」

目次

- 第1 適用範囲
- 第2 騒音防止装置に係る完成検査等
- 第3 型式指定番号標
- 第4 雑則

第1 適用範囲

法第75条の3第1項の指定を受けた騒音防止装置を備えた自動車（法第75条第1項の型式指定を受けた自動車を除く。以下同じ。）に適用する。

第2 騒音防止装置に係る完成検査等

- 1 法第75条の3第1項の指定を受けた騒音防止装置の製作者等（以下「騒音防止装置製作者等」という。）は、装置型式指定を受けた騒音防止装置を備えた自動車を譲渡しようとするときは、当該自動車が指定を受けた型式としての構造及び性能を有しているかどうかについて、施行規則第62条の4の検査（以下「騒音に係る完成検査」という。）を実施すること。
- 2 統計的手法を用いる騒音に係る完成検査を実施する場合にあっては、その方式が明確にされていること。
- 3 騒音防止装置製作者等は、装置型式指定を受けた騒音防止装置を備えた自動車について騒音に係る完成検査を行ったときは、当該検査の成績を記録し、これを2年9月間（車両総重量8トン以上の貨物の運送の用に供する自動車（軽自動車を除く。）及び乗車定員11人以上の自動車に係るものにあっては1年9月間、乗車定員10人以下の人の運送の用に供する自動車であって4輪以上を有するもの（広告宣伝用自動車その他特種の用途に供する自家用普通自動車、小型自動車及び軽自動車並びに大型特殊自動車を除く。）及び2輪の小型自動車に係るものにあっては3年9月間）保存すること。

第3 型式指定番号標

装置型式指定を受けた騒音防止装置を備えた自動車には、型式指定番号標を当該自動車の原動機室内等の見やすい箇所に確実に取り付けること。

第4 雑則

旧施行規則第62条の3の2の規定により認定を受けた騒音防止装置については、この要領を準用する。この場合にあっては、「法第75条の3第1項」を「旧施行規則第62条の3の2第1項」と、「指定を」を「認定を」と、「型式指定番号標」を「旧施行規則第18号様式の2による型式認定番号標」と読み替えるものとする。

「一酸化炭素等発散防止装置の取扱要領」

目次

- 第1 適用範囲
- 第2 排出ガス検査等
- 第3 雑則

第1 適用範囲

自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置であって、法第75条の3第1項の指定を受けたもの（法第75条第1項の型式指定を受けた自動車を除く。以下同じ。）に適用する。

第2 排出ガス検査等

- 1 法第75条の3第1項の指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置の製作者等（以下「一酸化炭素等発散防止装置製作者等」という。）は、装置型式指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車を譲渡しようとするときは、当該一酸化炭素等発散防止装置が指定を受けた型式としての構造及び性能を有しているかどうかについて、施行規則第62条の5の検査（以下「排出ガス検査」という。）を実施すること。
- 2 統計的手法を用いる排出ガス検査を実施する場合にあっては、その方式が明確にされていること。
- 3 一酸化炭素等発散防止装置製作者等は、装置型式指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車について排出ガス検査を行ったときは、当該検査の成績を記録し、これを2年9月間（車両総重量8トン以上の貨物の運送の用に供する自動車（軽自動車を除く。）及び乗車定員11人以上の自動車に係るものにあつては1年9月間、乗車定員10人以下の人の運送の用に供する自動車であつて4輪以上を有するもの（乗車定員10人、かつ、車両総重量3.5トン超のもの、広告宣伝用自動車その他特種の用途に供する自家用普通自動車、小型自動車及び軽自動車並びに大型特殊自動車を除く。）及び2輪の小型自動車に係るものにあつては3年9月間）保存すること。
- 4 施行規則第62条の5の規定による排出ガス検査終了証の様式は、第1号様式によること。なお、排出ガス検査終了証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供する場合には、当該登録情報処理機関が定める要領に基づき作成すること。
- 5 型式指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置（触媒反応方式による一酸化炭素等発散防止装置であつて触媒の交換を必要とするものに限る。）を備えた自動車には、第2号様式によるラベルを当該自動車の原動機室内の見易い箇所にはり付けること。
- 6 大型特殊自動車の製作者と当該大型特殊自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置の製作者が異なる場合は、排出ガス検査に係る業務及び排出ガス検査終了証の管理の責任範囲が明確にされた契約が締結されている場合に限り、大型特殊自動車の製作者が排出ガス検査終了証に車名及び型式、車台番号及び排出ガス検査終了日を記載することができる。

第3 雑則

旧施行規則第62条の4の規定により認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置については、この要領を準用する。この場合にあっては、「道路運送車両法第75条の3第1項」を「旧施行規則第62条の4第1項」と、「指定を」を「認定を」と読み替えるものとする。

第 1 号様式（排出ガス検査終了証）（第 2 関係）

証明番号 年 月 日 排 出 ガ ス 検 査 終 了 証 製作者等の氏名又は名称 住 所			
型式指定番号		一酸化炭素等発散 防止装置の型式	
車名及び型式			
原動機の型式		窒素酸化物	
		粒子状物質	
車台番号			
備考			

（日本産業規格 A 列 5 番）

- 備考 1 窒素酸化物の欄には、諸元表に記載されている窒素酸化物の値及びその単位を記載すること。
ただし、当分の間、諸元表に記載されている窒素酸化物の値の末尾にゼロを付記し記載することができる。また、軽油以外を燃料とする自動車であって専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車並びに軽自動車及び大型特殊自動車にあつては、記載を要しない。
- 2 粒子状物質の欄には諸元表に記載されている粒子状物質の値及びその単位を記載すること。
ただし、当分の間、諸元表に記載されている粒子状物質の値の末尾にゼロを付記し記載することができる。また、軽油以外を燃料とする自動車及び大型特殊自動車にあつては、記載を要しない。
- 3 型式指定番号欄において指定記号㊦及び旧認定記号「自公」の記載は省略することができる。
- 4 旧施行規則第 62 条の 4 第 1 項の認定を受けている装置及び同項の認定を申請中の装置にあつては、型式指定番号欄に型式認定番号を記載するものとする。
また、旧施行規則第 62 条の 4 第 1 項の認定を受けている装置及び同項の認定を申請中の装置にあつては、当面の間、「型式指定番号」を「型式認定番号」と記載した様式を使用してよい。
- 5 備考欄は必要に応じて省略することができる。

第2号様式（触媒反応方式であって触媒の交換を必要とするものを備えた自動車の表示ラベル）
（第2関係）

この自動車に使用されている排出ガス対策用の触媒は、 月毎に交換して下さい。		自動車製作者名
触媒の交換記録表		
次回交換時期	交換年月日	50 以上

← 90 以上 →

備考 寸法の単位は、ミリメートルとする。

附則 16 検査対象外軽自動車型式認定申請書等提出要領

第 1 本要領の適用

施行規則第 62 条の 3 第 1 項の規定又は施行規則第 67 条第 1 項の規定による認定の申請（以下「型式認定申請」という。）、この通達の別添 3「検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の型式認定要領」第 7 第 1 項による変更の承認の申請（以下「型式認定変更承認申請」という。）及び第 7 第 5 項による変更の届出（以下「型式認定変更届出」という。）に係る申請書又は届出書（以下「申請書等」という。）及びその添付書面についての提出方法は、別添 3 によるほか、本要領の定めるところによる。

第 2 申請書等及びその添付書面の作成

申請者及び届出者（以下「申請者等」という。）は、申請書等及びその添付書面を次に掲げる 2 分冊に区分して作成すること。ただし、軽微な変更に該当する場合、農耕作業用自動車等（施行規則第 62 条の 3 第 2 項ただし書に規定されている小型特殊自動車をいう。以下同じ。）及び原動機付自転車用原動機に係る申請書等及びその添付書面にあっては、第 1 分冊のみ作成すればよい。この場合において、当該軽微な変更が同附則別表左欄中保安基準の規定に適合することを証する書面に係るものであるときには、当該書面を第 1 分冊に添付するものとする。

第 1 分冊	(1) 申請書等
	(2) 別記様式の提出書面一覧表
	(3) 別表第 1 の添付書面
第 2 分冊	(1) 申請書等の写し
	(2) 別記様式の提出書面一覧表
	(3) 別表第 2 の添付書面 ① 附則 17 別表第 1 の試験項目のうち、審査事務規程別表 1 に定める試験項目にあっては、指定装置等を装着している場合であって、協定規則に基づく認定証の写しを提出する際、当該装置の車両への取付けに関わる認定証の提出によって、当該装置単品の保安基準適合性が明らかなものにあっては、当該装置単品の認定証の提出は省略することができる。 ② 指定製作者等が申請する場合に限り、附則 17 別表第 1 に定める軽合金製ディスクホイール試験にあっては、試験成績書に代えて、附則 4 第 2 に定める技術基準適合証明書とすることができる。

第 3 申請書等及びその添付書面の提出先等

- 1 申請者等は、第 2 による第 1 分冊及び第 2 分冊を管轄の地方運輸局自動車技術安全部技術課（沖縄総合事務局にあっては運輸部車両安全課）に提出すること。
ただし、農耕作業用自動車等及び原動機付自転車用原動機に係る場合には、第 2 による第 1 分冊を物流・自動車局審査・リコール課（以下「審査・リコール課」という。）に提出すること。
- 2 地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）は、第 1 分冊を審査・リコール課に送付すること。
- 3 電子申請を行った場合には、電子申請により提出した書面については第 2 分冊の提出を省略することができる。

第 4 申請等の際の説明

- 1 型式認定申請、型式認定変更承認申請及び型式認定変更届出（第 2 ただし書きに規定する軽微な変更に該当する場合を除く。以下「申請等」という。）を行おうとする者は、申請書等を提出する際に、次表の左欄に掲げる地方運輸局の部署（農耕作業用自動車等及び原動機付自転車用原動機に係る場合には、審査・リコール課）に対し、同表の右欄に掲げる事項をそれぞれ説明すること。
電子申請により申請又は届出を行う場合には、地方運輸局の部署（農耕作業用自動車等及び原動機付自転車用原動機に係る場合には、審査・リコール課）に対する説明を必要に応じて省略することができる。

地方運輸局の部署	事 項
技術課	1 開発意図 2 構造・装置（新機構を含む。）及び性能の概要 3 出荷検査等均一性の確保に係る実施体制（型式認定申請及び型式認定変更承認申請の場合に限る。） 4 社内試験の実施状況 5 その他審査に当たって必要と認められる事項
整備課	点検整備方法
保安・環境課	技術課及び整備課に係る事項として掲げるもののうち、公害の防止に係るもの

- 備考 1 点検整備方式についての説明は、特に必要があると認められる場合に限る。
- 2 保安・環境課が設置されていない地方運輸局については、「保安・環境課」を「保安環境調整官」と読み替える。
- 3 整備課が設置されていない地方運輸局については、「整備課」を「整備・保安課」と読み替える。
- 4 沖縄総合事務局については、「技術課」、「整備課」及び「保安・環境課」を「車両安全課」と読み替える。

別記様式（提出書面一覧表）（第2関係）

提出書面一覧表		
車名・型式		
書面の名称	提出・省略の別	備考

（日本産業規格A列4番）

- 備考1
- 記載内容が多く、書き切れない場合には、別葉とすることができる。
- 2
- 書面の名称欄には、申請等の種類に応じ、提出を要するとされた添付書面の名称を記載すること。ただし、書面の名称をあらかじめ網羅して記載した提出書面一覧表を用いるときは、提出を要しない書面について提出・省略の別欄に「―」又は「／」を記載すること。
- 3
- 提出・省略の別欄には、書面を提出する場合には「○」を、書面の提出を省略する場合には「×」をそれぞれ記載すること。
- 4
- 備考欄には、書面の提出を省略する理由等を具体的に記載すること。

別表第1（申請書等の添付書面・審査・リコール課用）（第2関係）

整理 番号	添 付 書 面 の 名 称	提出時の注意事項	提 出 の 要 否				
			検査対象外 軽自動車に 係る場合	原動機付 自転車に 係る場合	小型特殊自動 車に係る場合	農耕作 業用自 動車等 に係る とき	その他 の自動 車に係 るとき
1	外観写真		○	○	○	○	○
2	車台番号の打刻届出書（写し）	型式認定申請に係る場合に限る。 なお、電子申請により打刻届出を行い、かつ、当該申請を電子申請で行った場合には提出を省略することができる。	○		○	○	
3	原動機の型式の打刻届出書（写し）	型式認定申請に係る場合に限る。 なお、電子申請により打刻届出を行い、かつ、当該申請を電子申請で行った場合には提出を省略することができる。	○		○	○	
4	構造・装置の概要説明書						
	(1) 主要な構造・装置の説明書	記載すべき内容は、少なくとも以下の内容のうち該当するものとする。ただし、必要に応じて追加することは差し支えない。 ①型式認定申請又は型式認定変更承認申請の別 ②車名、型式、原動機の型式及び総排気量（出力制限第一種一般原動機付自転車については、総排気量及び最高出力）並びに燃料の種類（原動機付自転車用原動機に係る場合	○	○	○	○	○

	にあつては、原動機の名称及び型式、総排気量（出力制限第一種一般原動機付自転車に係る場合にあつては、総排気量及び最高出力）又は定格出力並びに燃料の種類） ③種別（第一種原動機付自転車にあつては一般又は特定小型の別を括弧書きで併記）、通称名、用途及び形状（原動機付自転車用原動機に係る場合にあつては、種別） ④適用される排出ガス規制年 ⑤規制適用前に規制対応した基準 ⑥新技術として採用した技術 ⑦変更承認申請の場合は当該変更内容					
(2) 騒音防止対策説明書	自動車に備えられた騒音対策品をすべて図示すること。騒音対策品のうち消音器については主・副の別、個数、形状、配置を図示すること。また、騒音対策品が自動車に備えられた状態が分かるように配管等を含めて平面図等で図示すること。消音器に純正品表示がある場合は表示位置を記載すること。	○	○			
(3) 排出ガス対策説明書		○	○	○	○	

	(4) 高電圧からの乗員保護 対策説明書		○				
	(5) 出力抑制改造防止対策 説明書	出力制限第一種 一般原動機付自転車 に係る原動機に 備えられたすべての 出力抑制改造防止 対策品を平面図 等で図示すること。					○
	(6) かじ取装置の横滑り量 の特例（対象車両のホイ ールアライメント値がそ の車両の製作者の設計値 の範囲内にある場合に、 その横滑り量が同製作者 の推奨する横滑り量の範 囲内にあることを確認す ること、かじ取り装置 を確実に操作できること を確認することをいう。 以下同じ。）を受ける原 動機付三・四輪自転車の 説明書	原動機付三・四 輪自転車（3以上 の車輪を有する一 般原動機付自転車 （輪距が0.50メ ートル以下であ り、車室を有しな い三輪以上のもの 又は車室を有して もその側面が開放 された三輪のもの を除く。）をいう。 以下同じ。）に 限る。		○			
5	諸元表		○	○	○	○	○
6	外観図		○	○	○	○	○
7	走行性能曲線図	けん引自動車及 び付随車をけん引 する原動機付自転 車に係る場合に限 る。	○	○			
8	原動機性能曲線図						○
9	装置指定通知書等又は認定証 の写し並びに指定装置等一覧 表	検査対象外軽自 動車及び原動機付 自転車を申請する 場合は、装置指定 通知書等又は認定 証を省略しても差 し支えない。な お、提出する当該 書面は写しとし、 指定装置等を装着 している検査対象 外軽自動車等は、 別紙様式による指 定装置等一覧表を 添付すること。	○	○	○	○	
10	最高速度の計算書				○		
11	農耕作業用自動車等機能証明 書	型式認定申請又 は型式認定変更承			○		

		認申請の場合に限る。					
12	農耕作業用自動車等機能確認書	型式認定申請又は型式認定変更承認申請の場合に限る。			○		
13	保安基準適合検討書	保安基準に掲げる各規定に適合しているかどうかを検討した結果を記載したものであること。			○		
14	長距離走行の結果及び記録	12 の書面と重複する場合には、提出を省略して差し支えない。			○		
15	出荷検査及び装置の検査の業務組織	IS09001 の規格又はこれと同等以上の規格を取得している事実を証する書面を提出した場合には、省略して差し支えない。	○	○	○	○	○
16	出荷検及び装置の検査の実施要領 (1) 出荷検査の項目等 (2) 装置の検査の項目等 (3) 出荷検査チェックシート (4) 出荷検査ライン工程図 (5) 品質保証体系図 (6) 出荷検査の一部委託の場合の委託先等 (7) 委託先及び委託業務の範囲 (イ) 委託先の業務実施体制 (ウ) 委託業務に関する指導監督方法	IS09001 の規格又はこれと同等以上の規格を取得している事実を証する書面を提出した場合には、省略して差し支えない。また、原動機付自転車用原動機に係る場合にあっては、(2)を除く。	○	○	○	○	○
17	自動車検査用機械器具の管理要領 (1) 自動車検査用機械器具一覧表 (2) 保守管理体制又は保守管理体系図	IS09001 の規格又はこれと同等以上の規格を取得している事実を証する書面を提出した場合には、省略して差し支えない。	○	○	○	○	○
18	点検整備方式		○	○	○	○	
19	型式認定番号標取付図	構造・装置の概要説明書に型式認定番号標の取付位置等を記載した場合には、提出を省	○	○	○	○	○

		略して差し支えない。					
20	原動機総排気量等表示図 (電動機にあっては、電動機 定格出力表示図と読み替える。)	構造・装置の概要説明書に原動機 総排気量(出力制限第一種一般原動 機付自転車に係る 場合にあつては、 総排気量及び最高 出力、電動機にあ つては、電動機定 格出力)の表示位 置等を記載した場 合には、提出を省 略して差し支えない。	○	○	○	○	○
21	その他審査の実施に当たって 必要と認められる書面	原動機付自転車 用原動機に係る場 合にあつては、電 動機については 「原動機付自転車 用電動機の定格出 力の試験方法につ いて」(平成5年 11月1日付自審第 1328号)に基づく 試験、出力制限第 一種一般原動機付 自転車に係る原動 機については、審 査事務規程に基づ く原動機車載出力 試験を実施した試 験結果を記載した 試験成績書を添付 すること。	○	○	○	○	○

備考1 指定製作者等が申請する場合にあつては、整理番号 4(4)、7及び8に掲げる書面について
は、提出を要しない。

2 指定製作者等が申請する場合にあつては、整理番号 13の書面にあつては、宣誓書に代えるこ
とができる。その場合、様式告示第2項に規定する宣誓書を添付する。

3 指定製作者等が申請する場合にあつては、整理番号 6に掲げる書面について、灯火器類の取
付位置に係る寸法の記載を省略することができる。

別表第2（申請書等の添付書面・地方運輸局用）（第2関係）

整理 番号	添 付 書 面 の 名 称	提出時の注意事項	提 出 の 要 否				
			検査対象外 軽自動車に 係る場合		原動機付自 転車に係る 場合		小型特 殊自動 車に係 る場合 （農耕 作業用 自動車 等を除 く。）
			二輪 の自 動車 に係 ると き	その 他の 自動 車に 係る とき	二輪 の自 転車 に係 ると き	その 他の 自転 車に 係る とき	
1	外観写真		○	○	○	○	○
2	車台番号の打刻届出書（写し）	型式認定申請に係る場合に限る。なお、電子申請により打刻届出を行い、かつ、当該申請を電子申請で行った場合には提出を省略することができる。	○	○			○
3	原動機の型式の打刻届出書（写し）	型式認定申請に係る場合に限る。なお、電子申請により打刻届出を行い、かつ、当該申請を電子申請で行った場合には提出を省略することができる。	○	○			○
4	構造・装置の概要説明書 (1) 主要な構造・装置の説明書	記載すべき内容は、少なくとも以下の内容のうち該当するものとする。ただし、必要に応じて追加することは差し支えない。 ①型式認定申請又は型式認定変更承認申請の別 ②車名、型式、原動機の型式及び総排気量並びに燃料の種類 ③種別、（第一種原動機付自転車にあっては一般又は特定小型の別を括弧書きで併記）通称名、用途及び形状 ④適用される排出ガス規制年 ⑤規制適用前に規制対応した基準 ⑥新技術として採用した技術 ⑦変更承認申請の場合は当該変更内容	○	○	○	○	○

	(2) 騒音防止対策説明書	自動車に備えられた騒音対策品をすべて図示すること。騒音対策品のうち消音器については主・副の別、個数、形状、配置を図示すること。また、騒音対策品が自動車に備えられた状態が分かるように配管等を含めて平面図等で図示すること。消音器に純正品表示がある場合は表示位置を記載すること。	○	○	○	○	
	(3) 排出ガス対策説明書	自動車に備えられた一酸化炭素等発散防止装置について平面図等により図示すること。また、細目告示第41条第2項第5号ロ又はハが適用される検査対象外軽自動車及び細目告示243条第2項第3号が適用される原動機付自転車については別紙2-3により、排出ガス低減機能を低下・停止させる制御にかかる説明書を添付すること。	○	○	○	○	○
	(4) 車載式故障診断装置説明書	当該書面の記載内容を(3)の説明書に含めて提出する場合にあっては、提出を要しない。	○		○	○	
	(5) 高電圧からの乗員保護対策説明書		○				
	(6) 出力抑制改造防止対策説明書	出力制限第一種一般原動機付自転車に備えられたすべての出力抑制改造防止対策品を平面図等で図示すること。			○		
	(7) かじ取装置の横滑り量の特例を受ける原動機付三・四輪自転車の説明書	原動機付三・四輪自転車に限る。				○	
5	諸元表		○	○	○	○	○
6	外観図		○	○	○	○	○
7	走行性能曲線図	けん引自動車及び付随車をけん引する原動機付自転車に係る場合に限る。	○	○	○		
8	装置指定通知書等又は認定証の写し並びに指定装置等一覧表	装置指定通知書等又は認定証の写しとし、指定装置等を装着している検査対象外軽自動車等に限	○	○	○	○	○

		る。なお、この場合、別紙様式による指定装置等一覧表を添付する。					
9	技術基準適合証明書	審査事務規程別表1(6)に定める試験成績書に代えて提出する場合に限る。	○	○	○	○	
10	運転者席付近配置図	装置指定通知書等又は認定証の写しの提出がある場合は、省略することができる。	○	○	○	○	○
11	計算書						
	(1) 車わく強度計算書	ストレンゲージ等による測定成績書をもってこれに代えることができる。		○		○	○
	(2) 制動能力計算書	カタピラ及びそりを有する軽自動車、小型特殊自動車その他特殊な構造を有する自動車等（原動機付自転車を含む。）であって、実車による制動試験が不可能なものに限る。		○		○	○
	(3) 最高速度の計算書						○
12	装置等の図面	指定装置等を装着している自動車等であって、提出を要する装置等の図面が指定装置等の外観図（装置指定規則第4条第2項第2号の特定装置の外観図をいう。）と同一の場合にあつては、該当する装置等の図面の提出を省略することができる。					
	(1) シヤシ全体図 (2) 燃料装置図 (3) 動力伝達装置図 (4) 走行装置図 (5) かじ取装置図 (6) 制動装置図 (7) 緩衝装置図 (8) 灯火装置図	(1)から(7)までの書面については、平面及び側面透視図又は鳥かん透視図若しくは装置等の外観写真をもって装置等の図面（LPG、CNG又はLNGを燃料とする自動車及び圧縮水素ガスを燃料とする自動車に係る燃料装置の図面を除く。）の全部に代えることができる。 なお、二輪の自動車及び二輪の自転車に係る場合にあつては、(1)から(7)までの書面に係る装	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	

		置等が明示された図面であれば、項目毎に別葉とする必要はない。					
13	保安基準適合検討書	指定装置等を装着している自動車にあっては、指定装置等に係る検討結果（装置そのものの性能要件に係るものに限る。）の記載を省略することができる。	○	○	○	○	○
14	「原動機付三・四輪自転車の構造及び装置に係る技術基準について」（令和7年6月17日国自基第48号）適合検討書	原動機付三・四輪自転車であって型式認定申請又は型式認定変更承認申請に係る場合に限る。				○	
15	指導基準適合検討書						
	(1) 附則18「第一種一般原動機付自転車の速度性能の抑制等に関する措置」 1. 速度性能の抑制等	第一種一般原動機付自転車（原動機の総排気量が0.020リットル又は定格出力が0.25キロワットを超える原動機付三・四輪自転車を除く。）に係る場合に限る。			○	○	
	(2) 指導基準適合検討結果一覧						
	(ア)「自動車の型式指定申請等におけるタイヤ安全性の確認について」（平成6年5月9日自審第581号）	(ア)又は(イ)のいずれかによるものとする。			○	○	
	(イ)協定規則第75号の適合性				○	○	
16	社内試験対象自動車等選定事由書	申請者等が18の書面を作成するに当たって一部の類別、装置等のみについて試験を実施した場合に限る。	○	○	○	○	○
17	長距離走行の結果及び記録	型式認定申請又は型式認定変更承認申請に係る場合に限る。また、自動車型式認証実施要領別添3第3第3項の規定による書面をもってこれに代えることができる。 附則7-1の7の特例を活用する場合は、当該型式の二輪車等について同則7.1の特例を用いた申請の際に提出した附則7-2の様式1の書面の写しを提出すること。	○		○	○	○

<u>18</u>	社内試験成績書	提示された検査対象外軽自動車等により地方運輸局が試験を行うもの及び指定装置等を装着している自動車における当該指定装置に係るもの（装置そのものの性能要件に係るものに限る。）について、提出を省略して差し支えない。なお、必要があると認められる場合には、当該書面の提示を求めることができる。 また、提示された検査対象外軽自動車等により地方運輸局が試験を行うもの以外のものについては、附則 17 に定める実施要領により試験を実施し、提出するものとする。なお、審査事務規程に定める様式に準拠したものを提出することができる。	○	○	○	○	○
<u>19</u>	出荷検査及び装置の検査の業務組織	IS09001 の規格又はこれと同等以上の規格を取得している事実を証する書面を提出した場合には、省略して差し支えない。	○	○	○	○	○
<u>20</u>	出荷検査及び装置の検査の実施要領 (1) 出荷検査の項目等 (2) 装置の検査の項目等 (3) 出荷検査チェックシート (4) 出荷検査ライン工程図 (5) 品質保証体系図 (6) 出荷検査の一部委託の場合の委託先等 (ア) 委託先及び委託業務の範囲 (イ) 委託先の業務実施体制 (ウ) 委託業務に関する指導監督方法	IS09001 の規格又はこれと同等以上の規格を取得している事実を証する書面を提出した場合には、省略して差し支えない。	○	○	○	○	○
<u>21</u>	自動車検査用機械器具の管理要領 (1) 自動車検査用機械器具一覧表 (2) 保守管理体制又は保守管理体系図	IS09001 の規格又はこれと同等以上の規格を取得している事実を証する書面を提出した場合には、省略して差し支えない。	○	○	○	○	○
<u>22</u>	点検整備方式		○	○	○	○	○

23	型式認定番号標取付図	構造・装置の概要説明書に記載した場合には、提出を省略して差し支えない。	○	○	○	○	○
24	原動機総排気量等表示図 (電動機にあっては、電動機定格出力表示図と読み替える。)	構造・装置の概要説明書に原動機総排気量(出力制限第一種一般原動機付自転車に係る場合にあっては、総排気量及び最高出力、電動機にあっては、電動機定格出力)の表示位置等を記載した場合には、提出を省略して差し支えない。	○	○	○	○	○
25	その他審査の実施に当たって必要と認められる書面		○	○	○	○	○

備考1 「二輪の自動車」とは、二輪の検査対象外軽自動車(細目告示第2条の2を適用するもの(以下「二輪基準適用車」という。))及び側車付を含む。))をいい、「二輪の自転車」とは、二輪の第一種原動機付自転車(二輪基準適用車及び側車付を含む。))、二輪の第二種原動機付自転車(二輪基準適用車を含む。))及び内燃機関を原動機とする場合は、総排気量0.050リットル以下(その他の原動機にあっては定格出力が0.60kW以下)であって、かつ輪距が0.50メートル以下であり、車室を有しない三輪以上の原動機付自転車又は車室を有してもその側面が開放された三輪の原動機付自転車をいう。「その他の自動車」とは、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車である軽自動車(検査対象外軽二輪自動車又は小型特殊自動車により牽引されるものに限る。))をいい、「その他の自転車」とは、前述以外の原動機付三・四輪自転車(以下「原動機付三・四輪自転車」という。))をいう。

- 2 指定製作者等が申請する場合にあっては、整理番号 4(4)、(5)、7、[10](#)、[11\(1\)](#)及び[12](#)に掲げる書面については、提出を要しない。
- 3 指定製作者等が申請する場合にあっては、整理番号 [13](#)の書面にあっては、宣誓書に代えることができる。その場合、様式告示第2項に規定する宣誓書を添付することとし、検査対象外軽自動車又は原動機付自転車の申請に係る場合にあっては、宣誓書中「自動車」とあるのは、「検査対象外軽自動車」又は「原動機付自転車」と読み替えるものとする。
- 4 指定製作者等が申請する場合にあっては、整理番号6に掲げる書面について、灯火器類の取付位置に係る寸法の記載を省略することができる。

別紙

指定装置等一覧表

番 号	装 置 名	指定番号（認定番号）	備 考

備考 （1） 指定番号欄には、装置指定通知書等及び認定証に記載された番号等を記載すること。
なお、改訂シリーズを含めた番号とすること。

別紙 2－3：排出ガス低減機能を低下・停止させる制御に係る説明書（二輪自動車及び原動機付自転車用）

【車名：型式】○○○：○○○－○○○○○○○

	排出ガス低減機能を低下・停止させる条件	制御の有無	出現時期			デフォルトデバイス
			第41条第2項第5号ロ(1)又は第243条第2項第3号イ 原動機が始動するとき	第41条第2項第5号ロ(2)又は第243条第2項第3号ロ 原動機の損傷を防止し、安全な運行を確保するために必要なとき	第41条第2項第5号ロ(3)又は第243条第2項第3号ハ JC08Hモード法及びJC08Cモード法又はWLTCモード法により走行するとき	
1	原動機始動時	○	○			
2	エンジン低回転連続運転	○		○		—
3	エンジン高負荷・高回転	○		○		—
4	高冷却水温	○		○		—
5	低冷却水温	○		○		—
6	高標高（低大気圧）	○		○		—
7	高吸気温（高外気温）	○		○		—
8	低吸気温（低外気温）	○		○		—
9	高触媒温度（高排ガス温度）	○		○		—
10	低触媒温度（低排ガス温度）	○			○	
11	高吸入空気量	○		○		—
12	ノッキング発生	○		○		—
13	高油温	○		○		—
14	高過給圧	—				
15	異常発生時（MIL点灯時）	○		○		—
16	その他（上記以外）	○		○		—

（日本産業規格A列4番）

記載方法

1. 「制御の有無」欄には、当該条件による制御の有無について、該当する場合は「○」、該当しない場合は「—」を記載してください。
2. 「出現時期」欄には、当該条件による制御が第41条第2項第5号ロ（1）～（3）に規定するどの場合に起こるか、該当する欄に「○」を記載してください。
3. 「デフォルトデバイス」欄には、当該条件による制御が第41条第2項第5号ロ（2）に規定するデフォルトデバイスについて、（i）～（iii）のいずれにも該当しない場合は「—」を記載してください。

附則 17 検査対象外軽自動車等審査実施要領

本通達の別添 3「検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の型式認定要領」に基づき、地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）が行うこととされている検査対象外軽自動車等が保安基準及び技術基準の規定に適合しているかどうかについての審査は、下記により実施する。

記

1. 試験項目及び試験方法

- (1) 試験項目は、原則として、別表第 1 に掲げる試験項目について行うこと。
- (2) 試験方法は、審査事務規程及び細目告示技術基準により試験方法が規定された試験に係るものにあつては、当該試験方法（別表第 2 により読み替えることとされたものにあつては、読み替えた当該試験方法）によること。

2. 試験結果

地方運輸局長は、第 1 項の試験の結果を別記様式による試験結果総括表に記載し、型式認定申請書又は型式認定変更承認申請書に添付して、国土交通大臣に進達すること。

なお、申請者から提出された社内試験結果（別表第 1 の整理番号 9 及び 10 の試験を除く。）を活用した場合は、試験結果総括表に試験結果及び社内試験を活用したことを記載すること。

別表第1（試験項目）（第1項関係）

整理 番号	試 験 項 目 の 名 称	審査時の注意事項	試 験 の 要 否		
			検査対象外軽自動車 及び原動機付自転車 に係る場合		小型特 殊自動 車（農 耕作業 用自動 車等を 除く。） に係る 場合
			二輪の自 動車及び 二輪の自 転車に係 るとき	その他の 自動車及 び自転車 に係ると き	
1	諸元測定試験 (1) 寸法測定 (2) 重量測定		○	○	○
2	最大安定傾斜角度試験	最大安定傾斜角度の設計値が40度（規制値が30度の検査対象外軽自動車等にあつては35度）以上の検査対象外軽自動車等に係る場合には、実施を省略して差し支えない。		○	○
3	最小回転半径試験	カタピラ及びそりを有する軽自動車等走行装置が特殊な構造を有する検査対象外軽自動車等以外のものに係る場合、又は最遠軸距が5メートル以下の場合にあつては、実施を省略して差し支えない。		○	
4	軽合金製ディスクホイール試験	原動機付自転車にあつては、実施を省略して差し支えない。	○		
5	空気入タイヤ試験 (1) 乗用車用 (2) トラック、バス及びビトレラ用 (3) 二輪車用	原動機付自転車の場合を除く。また、カタピラ及びそりを有する軽自動車に係る場合には、実施を省略して差し支えない。	○	○	
6	前輪整列試験	原動機付三・四輪自転車であつて、型式認定申請又は型式認定変更承認申請に係る場合に限る。		○	
7	操作装置及び表示装置試験	二輪の検査対象外軽自動車、二輪の第一種原動機付自転車、二輪の第二種原動機付自転車であつて協定規則第60号を適用するものに限る。	○		

8	二輪自動車等の施錠装置試験	その他のものに係るときは、ハンドルバー方式のかじ取装置を備え車室を有しないものに限る。また、カタピラ及びそりを有する軽自動車に係る場合並びに原動機付自転車にあっては、実施を省略して差し支えない。	○	○	
9	制動試験				
	(1) 急制動試験	(2) 制動能力試験(ウ)、(エ)を実施する場合にあっては、実施を省略して差し支えない。		○	○
	(2) 制動能力試験	カタピラ及びそりを有する軽自動車、小型特殊自動車その他特殊な構造を有する自動車等（原動機付自転車を含む）であって附則 16 別表第 2 整理番号 11(2)制動能力計算書を提出した場合にあっては、実施を省略して差し支えない。			
	(ア) 主制動装置	(ウ)、(エ)を実施する場合にあっては、実施を省略して差し支えない。		○	○
	(イ) 駐車制動装置	(ウ)、(エ)を実施する場合にあっては、実施を省略して差し支えない。		○	○
	(ウ) 二輪車等の制動装置	二輪の検査対象外軽自動車（側車付を含む。）、二輪の第一種原動機付自転車（側車付を含む。）、二輪の第二種原動機付自転車及び三輪の原動機付自転車であって協定規則第 78 号を適用するものに限る。	○	○	
	(エ) 原動機付自転車の制動装置	四輪若しくは最高速度 25km/h 未満の一般原動機付自転車又は特定小型原動機付自転車であって細目告示技術基準「原動機付自転車の制動装置の技術基準」を適用するものに限る。	○	○	
10	圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験			○	○
11	圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車の燃料装置試験	協定規則第146号を適用するものに限る。ま	○		

		た、原動機付自転車にあつては、実施を省略して差し支えない。			
12	燃料電池自動車の高電圧からの乗員保護試験			○	○
13	電気二輪自動車等の高電圧からの乗員保護試験	協定規則第 136 号を適用するもの又は特定小型原動機付自転車に限る。なお、一般原動機付自転車にあつては細目告示第 253 条の 3 第 2 項及び第 3 項、特定小型原動機付自転車にあつては細目告示第 298 条に定める基準とする。	○	○	
14	電磁両立性試験	協定規則第 10 号を適用するものに限る。	○	○	
15	座席ベルト試験	一般原動機付自転車（最高速度20km/h 未満のもの、二輪のもの及び付随車を除く。）に限る。ただし、座席がまたがり式であるものにあつては、この限りではない。	○	○	
16	頭部後傾抑止装置試験	一般原動機付自転車（最高速度20km/h 未満のもの、二輪のもの及び付随車を除く。）に限る。ただし、座席がまたがり式であるものにあつては、この限りではない。	○	○	
17	騒音試験 (1) 定常走行 (2) 加速走行 (3) 近接排気		○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○
	(4) 加速走行(協定規則) (5) 近接排気(協定規則)	備考 1 に限らず、二輪の自転車であつて協定規則第 41 号を適用するものに限る。	○ ○		
18	排出ガス試験	(イ) から(オ)の試験については、定格出力 19kw 以上 560kw 以下の小型特殊自動車の場合に限る。また、小型特殊自動車に、装置型式指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を搭載する場合は省略することができる。			

	(ア)二輪車モード又は WMTC モード (イ)ガソリン・LPG 特殊自動車アイドリング及び7モード (ウ)ガソリン・LPG 特殊自動車アイドリング、7モード及び LSI-NRTC モード (エ)ディーゼル特殊自動車8モード (オ)ディーゼル特殊自動車8モード及び NRTC モード (カ)ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置試験 (キ)燃料蒸発ガスの測定試験	別添3第3による走行を行った際の燃料蒸発ガス制御弁、ケーブル及びリレーを使用すること。	○	○	○
19	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置試験	カタピラ及びそりを有する軽自動車に係る場合には、実施を省略して差し支えない。		○	○
20	二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取り付け装置試験		○	○	
21	灯火装置試験	(5)、(6)、(8)、(12)及び(13)の試験については、カタピラ及びそりを有する軽自動車に係る場合には、実施を省略して差し支えない。			
	(1) 前照灯	最高速度が20キロメートル毎時未満の自動車及び原動機付自転車のうち前照灯の最高光度が1万カンデラ未満のものにあつては、最高照度及び主光軸の測定を省略して差し支えない。	○	○	○
	(2) 前部霧灯		○※	○	○
	(3) 昼間走行灯		○※		
	(4) 番号灯		○	○	
	(5) 車幅灯		○※	○	○
	(6) 尾灯		○	○	○
	(7) 後部霧灯		○※		
	(8) 制動灯		○	○	○
	(9) 前部反射器			○	
	(10) 側方反射器		○※		
	(11) 後部反射器		○	○	○
	(12) 後退灯	最高光度が300カンデラ以下の後退灯を備える自動車にあつては、最高照度位置、最高照度及び主光軸到達距離の測定を省略して差し支えない。		○	○
	(13) 方向指示器		○	○	○

	(14) 最高速度表示灯	特定小型原動機付自転車に限る。	○	○	
22	警音器の警報音発生装置試験		○	○	○
23	警音器音圧試験		○	○	○
24	後写鏡等試験	ハンドルバー方式のかじ取装置を備え車室を有しないものを除く。	○	○	
25	後写鏡等及び後写鏡等取付装置試験	ハンドルバー方式のかじ取装置を備え車室を有しないものを除く。	○	○	
26	二輪自動車等の後写鏡試験	その他のものに係るときは、ハンドルバー方式のかじ取装置を備え車室を有しないものに限る。また、カタピラ及びそりを有する軽自動車に係る場合には、実施を省略して差し支えない。	○	○	
27	二輪自動車等の後写鏡及び後写鏡取付装置試験	その他のものに係るときは、ハンドルバー方式のかじ取装置を備え車室を有しないものに限る。また、カタピラ及びそりを有する軽自動車に係る場合には、実施を省略して差し支えない。	○	○	
28	後写鏡等の視界試験	ハンドルバー方式のかじ取装置を備え、車室を有しないものにあつては実施を省略して差し支えない。	○	○	○
29	速度計試験		○	○	
30	速度警報装置試験	第一種一般原動機付自転車（原動機付三・四輪自転車（原動機の総排気量が0.020リットル又は定格出力が0.25キロワットを超えるものに限る。）を除く。）に係る場合に限る。	○	○	
31	構造・装置機能確認	この通達の別添3「検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の型式認定要領」第3第3項の規定による書面が提出された場合には、同型式認定要領第3第1項の規定による二輪の軽自動車又は原動機付自転車の走行車に係る試験に代	○	○	○

		えて当該書面を審査すること。			
32	最高速度試験	最高速度が 50 キロメートル毎時を超える原動機付三・四輪自転車及び最高速度が 80 キロメートル毎時を超える検査対象外軽自動車等に係る場合、又は最高速度が 13 キロメートル毎時以下の小型特殊自動車であって附則 16 別表第 2 整理番号 11(3) 最高速度計算書を提出した場合にあっては、実施を省略して差し支えない。	○	○	○
33	発進加速試験	原動機付三・四輪自転車以外のものに係る場合には、実施を省略して差し支えない。		○	
34	燃料消費率試験	申請書等に添付する諸元表に燃料消費率が記載された場合に限る。	○	○	
35	一充電走行距離及び交流電力量消費率試験（定速走行（二輪））	外部電源から充電する車載電池のみを動力源とする二輪の自動車及び原動機付自転車であって、申請書等に添付する諸元表に一充電走行距離及び交流電力量消費率が記載された場合に限る。	○	○	
36	原動機車載出力試験	17 の試験を実施するため特に必要と認められる場合出力制限第一種一般原動機付自転車に係る場合及び小型特殊自動車に限る。	○	○	○
37	電動機定格出力試験		○	○	
38	走行安定性試験	一般小型原動機付自転車及び特定小型原動機付自転車に限る。	○	○	
39	速度抑制装置試験	特定小型原動機付自転車に限る。	○	○	
40	その他審査の実施に当たって必要と認められる書面		○	○	○

備考 1 「二輪の自動車」とは、二輪の検査対象外軽自動車（二輪基準適用車及び側車付を含む。）をいい、「二輪の自転車」とは、二輪の第一種原動機付自転車（二輪基準適用車及び側車付を含む。）、二輪の第二種原動機付自転車（二輪基準適用車を含む。）及び内燃機関を原動機とす

る場合は、総排気量 0.050 リットル以下（その他の原動機にあつては定格出力が 0.60kW 以下）であつて、かつ輪距が 0.50 メートル以下であり、車室を有しない三輪以上の原動機付自転車又は車室を有してもその側面が開放された三輪の原動機付自転車をいう。

「その他の自動車」とは、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車である軽自動車（検査対象外軽二輪自動車又は小型特殊自動車により牽引されるものに限る。）をいい、「その他の自転車」とは、前述以外の原動機付三・四輪自転車（以下「原動機付三・四輪自転車」という。）をいう。

- 2 農耕作業用自動車等とは、施行規則第 62 条の 3 第 2 項ただし書に規定されている小型特殊自動車をいう。
- 3 表中※については、備える場合に限る。
- 4 「発進加速試験」の試験方法については別紙のとおりとする。

別紙

発進加速試験

1. 総則
発進加速試験の実施にあたっては、本規定によるものとする。
2. 試験条件
 - 2.1 試験自動車は積車状態とする。試験路は平坦かつ水平な直線乾燥舗装路とし、測定は風速が 5 m/s 以下のときに原則として往復実施してその平均値をとる。
 - 2.2 試験自動車の速度計は、試験前に速度計目盛調べを行なって、その誤差を調べておくことを必要とする。
3. 試験方法
 - 3.1 試験路には、0m、10m、30m に標点を設け測定区間とする。
 - 3.2 試験方法は発進加速試験による。
 - 3.3 発進加速試験は自動車を停止の状態から、変速機と加速装置を自由に使用して急に加速し、10m 及び 30m の標点に達するのに要した時間を測定する。
4. 試験記録及び成績
試験記録及び成績は、別記様式 3 に記載する。
 - 4.1 当該試験時において該当しない箇所には斜線を引くこと。
 - 4.2 記載欄は、順序配列を変えない範囲で伸縮することができ、必要に応じて追加してもよい。
 - 4.3 測定値の単位は秒とし、小数第 1 位又は第 2 位まで測定する。
 - 4.4 試験成績の平均値は小数第 1 位までとし、第 2 位は四捨五入する。

別表第2（試験方法の読み替え）（第1項関係）

試験方法の 規定及び条 項	読み替えられる字句等	読み替える字句等	読み替えの対象となる自動車等															
			検査対象 外軽自動 車	第一種一般原動機 付自転車		第二種 原動機 付自転 車												
				原動機付 三・四輪 自転車	その他 のもの													
番号灯試験	<table><tr><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>均斉度</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.	6	7	8	均斉度					<table><tr><td>6</td><td>均斉度</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table> 1. 2. 3. 4. 5. 6.	6	均斉度				○ ○ ○	○ ○ ○	
6	7	8	均斉度															
6	均斉度																	

備考1 読み替えの対象となる自動車等欄中○印は、読み替えを行う自動車等を示す。

2 番号灯試験付表1（1）の読み替えの対象となるものの場合にあっては、細目告示技術基準の「番号灯の技術基準」の該当規定を次のように読み替えて行った試験結果を記載する。

技術基準 の規定	読み替えられる字句等	読み替える字句等														
3.	高照度点 2 箇所の照度の平均 均斉度＝ 低照度点 2 箇所の照度の平均	最高照度点の照度 均斉度＝ 最低照度点の照度														
図 （注） 3.	<table><tr><td>小形番号標 用番号灯</td><td>62.5</td><td>115</td><td>35</td><td>90</td><td>25</td><td>1.5</td></tr></table>	小形番号標 用番号灯	62.5	115	35	90	25	1.5	<table><tr><td>原動機付自転 車の番号灯</td><td>50</td><td>100</td><td>25</td><td>60</td><td>0</td><td>1.5</td></tr></table>	原動機付自転 車の番号灯	50	100	25	60	0	1.5
小形番号標 用番号灯	62.5	115	35	90	25	1.5										
原動機付自転 車の番号灯	50	100	25	60	0	1.5										

別記様式（試験結果総括表） （第2項関係）

検査対象外軽自動車等試験結果総括表				
車名・型式		試験実施年月日 年 月 日		
試験結果				
番 号	試 験 項 目	提出の有無	判定	注 記
1	諸元測定試験		適・否	別添外観図等記載のとおり
2	最大安定傾斜角度試験		適・否	
3	最小回転半径試験		適・否	
4	軽合金製ディスクホイール試験		適・否	
5	空気入タイヤ試験			
(1)	乗用車用		適・否	
(2)	トラック、バス及びトレーラ用		適・否	
(3)	二輪車用		適・否	
6	前輪整列試験		適・否	
7	操作装置及び表示装置試験		適・否	
8	二輪自動車等の施錠装置試験		適・否	
9	制動試験			試験成績書を添付すること
(1)	急制動試験		適・否	
(2)	制動能力試験			
(ア)	主制動装置		適・否	
(イ)	駐車制動装置		適・否	
(ウ)	二輪車等の制動装置		適・否	
(エ)	原動機付自転車の制動装置		適・否	
10	圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験		適・否	
11	圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車の燃料装置試験の燃料装置		適・否	
12	燃料電池自動車の高電圧からの乗員保護試験		適・否	
13	電気二輪自動車等の高電圧からの乗員保護試験		適・否	
14	電磁両立性試験		適・否	
15	座席ベルト試験		適・否	
16	頭部後傾抑止装置試験		適・否	
17	騒音試験			試験成績書を添付すること
(1)	定常走行		適・否	
(2)	加速走行		適・否	

	(3)	近接排気		適・否	
18		排出ガス試験			試験成績書を添付すること
	(ア)	二輪車モード又は WMTC モード			
	(イ)	ガソリン・LPG 特殊自動車アイドリング及び 7 モード		適・否	
	(ウ)	ガソリン・LPG 特殊自動車アイドリング、7 モード及び LSI-NRTC モード		適・否	
	(エ)	ディーゼル特殊自動車 8 モード		適・否	
	(オ)	ディーゼル特殊自動車 8 モード及び NRTC モード		適・否	
	(カ)	ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置試験		適・否	
	(キ)	燃料蒸発ガスの測定試験		適・否	
19		灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置試験		適・否	
20		二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置試験		適・否	
21		灯火装置試験			
	(1)	前照灯		適・否	
	(2)	前部霧灯		適・否	
	(3)	昼間走行灯		適・否	
	(4)	番号灯		適・否	
	(5)	車幅灯		適・否	
	(6)	尾灯		適・否	
	(7)	後部霧灯		適・否	
	(8)	制動灯		適・否	
	(9)	前部反射器		適・否	
	(10)	側方反射器		適・否	
	(11)	後部反射器		適・否	
	(12)	後退灯		適・否	
	(13)	方向指示器		適・否	
	(14)	最高速度表示灯		適・否	
22		警音器の警報音発生装置試験		適・否	
23		警音器音圧試験		適・否	
24		後写鏡等試験		適・否	
25		後写鏡等及び後写鏡等取付装置試験		適・否	
26		二輪自動車等の後写鏡試験		適・否	
27		二輪自動車等の後写鏡及び後写鏡取付装置試験		適・否	
28		後写鏡等の視界試験		適・否	
29		速度計試験		適・否	
30		速度警報装置試験		適・否	

31	構造・装置機能確認		適・否	
32	最高速度試験		適・否	
33	発進加速試験		適・否	
34	燃料消費率試験		適・否	
35	一充電走行距離及び交流電 力量消費率試験（定速走行 （二輪））		適・否	
36	原動機車載出力試験		適・否	
37	電動機定格出力試験		適・否	
38	走行安定性試験		適・否	
39	速度抑制装置試験		適・否	
40	その他審査の実施に当たっ て必要と認められる試験		適・否	試験成績書を添付すること

注)

1. 提出の有無欄には、研究所又は運輸局が実施した試験は○、社内試験は△、試験省略は×、対象外は－を記載する。
2. 試験成績書の添付を求めている試験には、研究所又は運輸局が実施した試験成績書の（写）を添付すること。
3. 「速度警報装置」の試験を実施した場合の試験成績書は、別記様式2「速度警報装置試験」の様式に記載して添付すること。
4. 「その他の審査の実施に当たって必要と認められる試験」の試験成績書は、提出された様式の（写）を添付すること。
5. 試験成績書の様式は、審査事務規程に定める様式に準拠したものを添付すること。

別記様式 2

速度警報装置試験

警告作動速度 (km/h)		誤 差
速度計指度	終了指度 (参考)	30km/h に対して

別記様式 3

発進加速の試験記録及び成績						
車名・型式（類別）		試験期日		年	月	日
試験時車両総重量		試験場所		.		
使用変速歯車	第	速～第	速	路面の状況		.
使用燃料		天 候		.		
		風 向		風速	m/s	
		試験担当者		者		
試験回数	走行向き	所要時間（s）				備考
		10m	平均	30m	平均	
備考						
.						
.						
.						

附則 18 第一種一般原動機付自転車の速度性能の抑制等に関する措置

1. 速度性能の抑制等

一般原動機付自転車（原動機の総排気量が 0.020 リットル又は定格出力が 0.25 キロワットを超える 3 以上の車輪を有する原動機付自転車（輪距が 0.50 メートル以内であって車室を有しないものを除く。）を除く。以下本項において同じ。）について次の措置を講ずること。ただし、輸入原動機付自転車にあつては、当面の間、1 (1) 及び (2) は任意適用とする。

(1) 速度性能の抑制

通常の坂路を走行するときにおいても一般原動機付自転車に係る法定最高速度が維持できる範囲内に速度性能を抑制することとし、このため最高速度については 60 km/h 以下を目途に設計すること。

(2) 速度警報装置の装着

一般原動機付自転車の速度が 30 km/h を超えている場合にこの旨を運転者に警報する燈光式（点滅方式）の速度警報装置を装着すること。

2. 正しい使用方法等の周知徹底

販売等の機会をとらえて、原動機付自転車の利用者に対して当該原動機付自転車の適正な維持管理、正しい運転操作方法等について啓発すること。

附則 19 第一種一般原動機付自転車の速度性能の抑制等に関する措置に係る事務取扱要領

第一種一般原動機付自転車の速度性能の抑制等については、この通達の附則 18「第一種一般原動機付自転車の速度性能の抑制等に関する措置」により規定しているが、事務取扱いについては、本取扱要領によること。

1. 目的

この要領は、この通達の附則 18「第一種一般原動機付自転車の速度性能の抑制等に関する措置」の適正かつ円滑な実施に資するために型式認定等事務の取扱いについて定める。

2. 用語

この要領中、次の用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「設計最高速度」とは、走行性能曲線図上において、勾配 0 % の走行抵抗曲線と駆動力曲線が均衡する速度のうち最大のものをいう。
- (2)「公称最高速度」とは、当該型式の諸元表の最高速度欄に記載されている速度の最大のものをいう。
- (3)「変更届」とは、この通達の別添 3「検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の型式認定要領」第 7 第 1 項に基づく変更をいう。

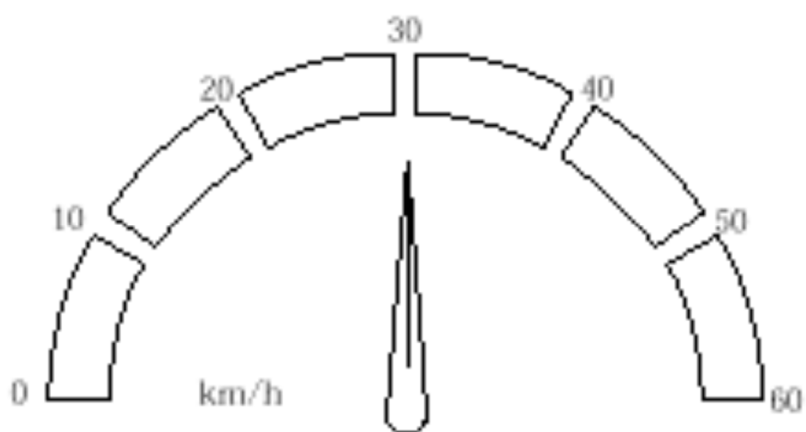
3. 適用の細目

- (1) 附則 18 1. (1) 中「最高速度については、60 km/h 以下を目途に設計すること。」については、設計最高速度が 60 km/h 以下であることをいう。
なお、設計最高速度を実測する場合の試験方法等は次によるものとする。
 - ① 試験方法：独立行政法人自動車技術総合機構 審査事務規程（平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号）別添試験規程 最高速度試験（TRIAS99-002-01）に準じた方法とする。
 - ② 測定許容誤差：設計最高速度の± 5 % 以下とする。
- (2) 附則 18 1. (2) に基づき装着する速度警報装置の構造要件は、別添「一般原動機付自転車の速度警報装置の構造要件」に定めるところによるものとする。

4. その他、型式認定等審査の留意事項

- (1) 変更届の取扱
公称最高速度の変更を伴うもので、変更後の速度が現行の当該速度を超える変更届はこれを受理しないものとする。
但し、変更後の当該速度が 60 km/h を超えないものにあつてはこの限りでない。
なお、設計最高速度の変更を伴わない変更届であつても通達の趣旨、目的等に違背することがないよう指導するものとする。
- (2) 設計最高速度を 60 km/h 以下に抑制するための機構は、使用過程において最高速度が 60 km/h を超えるように容易に改造されるおそれのないものであること。
例えば、いわゆるリミッター方式のものであつて、制御回路の一部を断線若しくは短絡させること等により、容易に、当該機構の機能をそう失わせることができるものは、望ましくないものとする。
- (3) 速度計の速度目盛りの表示（文字）は、最大 60 km/h までとする。

「例示（指示針式）」



km

(30
/h の

表示は、中央付近が望ましい。)

- (4) 附則 18 2. に係る事項については、別途、本省において一般社団法人日本自動車工業会と協議のうえ取扱うこととする。

別添

一般原動機付自転車の速度警報装置の構造要件

項 目	要 件
1. 方 式	灯光式（点滅方式）であること。
2. 灯光の色	赤色であること。
3. 性 能	(1) 日中容易に運転者が点灯を確認できる明るさであること。（光源が 3 W相当以上であること。）
	(2) 速度計の指度が 30 km/h を超えている場合に点滅して警報するものであること。
4. 取付位置	灯光は、運転者が通常の運転姿勢で容易に確認できる位置にあること。

附則 20 原動機付三・四輪自転車の型式認定申請等に係る現車提示

施行規則第 62 条の 3 第 1 項の規定に基づく原動機付三・四輪自転車（3 以上の車輪を有する原動機付自転車（輪距が 50cm 以内であって車室を有しないものを除く。）をいう。以下同じ。）の型式認定申請及び型式認定変更承認申請に当たって、地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）に対して行う原動機付三・四輪自転車の提示は、当分の間、地方運輸局長からの指示により研究所に対して行うこととする。

附則 21 第一種一般原動機付自転車の出力性能の抑制等に関する措置

出力制限第一種一般原動機付自転車及び出力制限第一種一般原動機付自転車に係る原動機付自転車用原動機の最高出力抑制装置は、原動機の最高出力が4.0キロワットを超えないよう保安基準第66条の4の3及び細目告示第254条の4の3に定める基準に適合するものであること。

この場合において、JIS、ISO、ANSI（米国規格協会）の規格に定義される締結部品の脱着に用いるものの以外の工具は、細目告示第254条の4の3第1項第2号及び第3号に規定する「容易に入手できる工具」に該当しない例とする。

附 則

平成 13 年 9 月 20 日改正

本改正規定は、平成 13 年 9 月 20 日から適用する。

ただし、附則 7－6 中の固定劣化補正值に係る改正規定については、平成 13 年 12 月 31 日までに申請する自動車及び装置については、なお従前の例によることができる。

また、改正前の附則 7－6 中の固定劣化係数を用いて型式指定又は装置指定となっている自動車又は装置であって、当該排出ガスに係る構造・装置に変更を伴う変更承認申請を行う場合には、平成 14 年 1 月 1 日以降の最初の申請の際に、本改正規定に基づく長距離走行後の基準適合証を提出するものとする。

平成 13 年 11 月 20 日改正

1. 本改正規定は、平成 13 年 11 月 20 日から施行する。ただし、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車に係る改正規定にあつては道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（平成 10 年運輸省令第 65 号）の施行の日、軽油を燃料とする自動車に係る改正規定にあつては道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（平成 12 年運輸省令第 31 号）の施行の日からそれぞれ適用する。
2. 道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（平成 10 年運輸省令第 65 号）による改正前の道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）の適用を受けるガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車にあつては、改正後の附則 7 及び附則 7 の 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
3. 道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（平成 12 年運輸省令第 31 号）による道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（平成 12 年運輸省令第 31 号）による改正前の保安基準の適用を受ける軽油を燃料とする自動車にあつては、改正後の別添 1、附則 4、附則 5、附則 7 及び附則 7 の 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

平成 14 年 3 月 27 日改正

1. 本改正規定は平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
2. 別添 1 中完成検査終了証の記載に係る改正規定については、平成 14 年 7 月 31 日まではなお従前の例によることができる。
3. 附則 15 中排出ガス検査終了証の備考に係る改正規定については平成 14 年 7 月 31 日まで、様式に係る改正規定については平成 14 年 12 月 31 日まではなお従前の例によることができる。ただし、平成 14 年 8 月 1 日以降改正前の様式を用いる場合にあっては排出ガス検査終了証の余白部に粒子状物質の値及びその単位を記載するものとする。

平成 14 年 7 月 31 日改正

本改正規定は平成 14 年 8 月 1 日から施行する。

平成 16 年 4 月 20 日改正

本改正規定は平成 16 年 4 月 20 日から施行する。

ただし、諸元表の様式については、電子申請による申請又は届出を行う場合を除き、平成 16 年 10 月 1 日までは従前の例により行うことができる。

附則 5 11－6 タイヤの呼びの記載については、平成 16 年 12 月 31 日までは従前の例により行うことができる。

平成 16 年 10 月 29 日改正

本改正規定は平成 16 年 10 月 29 日から施行する。

ただし、附則 4 の 2 の改正は、平成 17 年 1 月 1 日からとする。

平成 17 年 8 月 29 日改正

（適用時期）

1. 本規定は「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」の一部を改正する告示（平成 17 年国土交通省告示第 909 号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2. 適用関係告示を改正する告示（平成 17 年国土交通省告示第 910 号）による改正後の適用関係告示第 28 条第 85 項及び第 86 項並びに第 63 条第 3 項及び第 4 項の規定の適用を受ける二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）について型式指定又は型式認定を受ける場合にあっては、改正後の別添 3、附則 7 及び附則 7 の 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

平成 17 年 12 月 2 日改正

（適用時期）

1. 本改正規定は、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成 17 年国土交通省告示第 1400 号）」の施行の日から施行する。

（経過措置）

2. 「道路運送車両の保安基準第 2 章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成 17 年国土交通省告示第 1401 号）」による改正後の適用関係告示第 28 条第 1 項の表第 9 号並びに第 90 項、第 92 項、第 94 項、第 96 項及び第 98 項の規定の適用を受けるものについては、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

平成 18 年 3 月 17 日改正

（適用時期）

1. 本改正規定は、「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部を改正する政令」（平成 18 年政令第 44 号）の公布の日から施行する。

（経過措置）

2. 本改正規定は、「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部を改正する政令」（平成 18 年政令第 44 号）の施行の日前に指定の申請を行った型式指定自動車又は一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車については平成 19 年 9 月 1 日から適用する。

平成 18 年 3 月 27 日改正

（適用時期）

本改正規定は、公布の日から施行する。ただし、平成 18 年 12 月 31 日以前に申請するものについては改正後の附則 6 の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

平成 18 年 11 月 1 日改正

（適用時期）

1. 本改正規定は、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」の一部を改正する告示（平成 18 年国土交通省告示第 1268 号）の施行の日から施行する。

平成 19 年 4 月 1 日改正

（適用時期）

1. 本改正規定は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
2. 本改正規定は平成 19 年 4 月 1 日以降申請されるものに適用する。ただし、附則 6. 2 「図面の記載方法」(10)については、本改正施行後 3 ヶ月以内に適用させるものとする。

平成 19 年 7 月 2 日改正

本改正規定は、平成 19 年 7 月 2 日から施行する。ただし、施行日前に指定の申請を行ったガソリン又は軽油を燃料とする乗車定員 11 以上の乗用自動車（車両総重量 3.5 トン以下のものに限る。）及び車両総重量 2.5 トン超 3.5 トン以下の貨物自動車については、平成 20 年 7 月 1 日から適用する。

平成 19 年 8 月 31 日改正

（適用時期）

1. 本改正規定は平成 19 年 9 月 1 日より施行する。ただし、別添 1 別紙 1（第 6 関係） 2.（6）の改正規定及び附則 4 別表第 2（第 2 関係） 18（4）の改正規定は、細目告示第 41 条第 1 項第 5 号若しくは第 7 号の自動車であって平成 19 年 8 月 31 日（輸入された自動車にあっては、平成 20 年 7 月

31 日) 以前に法第 75 条第 1 項の指定の申請を行った型式指定自動車については、又は、軽油を燃料とする自動車であって細目告示第 41 条第 1 項第 5 号若しくは第 7 号に掲げる以外のものについては、なお従前の例によることができるものとする。

平成 20 年 2 月 1 日改正

(適用時期)

1. 本改正規定は平成 20 年 2 月 3 日より施行する。

(経過措置)

2. (1) 附則 4 別表第 2 (第 2 関係) 18 (1) の改正規定は、専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人未満のものうち、平成 20 年 12 月 31 日以前に製作されたものについては、なお従前の例によることができるものとする。
- (2) 附則 4 別表第 2 (第 2 関係) 18 (2) 及び附則 5 第 2 31 の改正規定は、専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のものうち、平成 21 年 9 月 9 日以前に型式指定の申請をした自動車又は新型届出をした自動車については、なお従前の例によることができるものとする。
- (3) 別添 1 第 3 号様式、附則 4 別表第 1 (第 2 関係) 5 (4)、附則 4 別表第 2 (第 2 関係) 5 及び 18 (3) 並びに附則 5 第 2 6 及び 7 の改正規定は、平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車については、なお従前の例によることができるものとする。

平成 20 年 6 月 12 日改正

(適用時期)

1. 本改正規定は、自動車型式指定規則(昭和 26 年運輸省令第 85 号)の一部を改正する省令の交付の日(平成 20 年 6 月 12 日)から施行する。

(経過措置)

2. 改正後の附則 4 別表第 2、附則 7 及び附則 7 の 2 の規定は、平成 19 年排出ガス規制以前の規制が適用される自動車については、なお従前の例によることができる。
3. 平成 14 年排出ガス規制が適用される軽自動車(乗用車を除く。)については、平成 20 年 8 月 31 日までの間は、なお従前の例によることができる。

平成 20 年 10 月 24 日改正

(適用時期)

1. 本改正規定は、交付の日より施行する。

(経過措置)

2. 附則別表第 2 (第 2 関係) 18 (2)、附則別表第 2 (第 2 関係) 17 (4)、附則 17 別表第 1 (第 1 項関係) 3 及び同附則別記様式(第 2 項関係) 3 に係る改正規定については、道路運送車両の保安基準第 2 章及び第 3 章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示第 9 条第 9 項に基づき、改正前の規定を適用する二輪自動車等にあつては、なお従前の例によることができるものとする。
3. 附則 5 第 2 31-6 (イ) の改正規定については、道路運送車両の保安基準第 2 章及び第 3 章に規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示に基づき、細目告示「別添 10 トラック及びバスの制動装置の技術基準」又は細目告示「別添 12 乗用車の制動装置の技術基準」を適用する二輪自動車等(三輪自動車に限る。)にあつては、附則 5 第 2 31-6 (ア) の例によること。

平成 21 年 3 月 31 日改正

(適用時期)

1. 本改正規定は、交付の日より施行する。

平成 21 年 7 月 30 日改正

(適用時期)

1. 本改正規定は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。
2. なお、別添 1、附則 4 及び附則 5 については、施行日以降に変更承認申請又は変更届出を行う場合に限り、改正項目に該当する記載内容の変更がない場合にあつては、この限りではない。

平成 21 年 10 月 23 日改正

(適用時期)

1. 本改正規定は、平成 22 年 10 月 24 日から施行する。

平成 22 年 1 月 28 日改正

(適用時期)

1. 本改正規定は、平成 22 年 1 月 28 日から施行する。ただし、別添 3 第 11 の改正規定は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

平成 22 年 3 月 18 日改正

(適用時期)

本改正規定は、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示」（平成 22 年国土交通省告示第 197 号）の公布の日（平成 22 年 3 月 18 日）から施行する。

平成 22 年 10 月 18 日改正

(適用時期)

1. 本改正規定は、平成 22 年 10 月 28 日から施行する。

平成 23 年 6 月 29 改正

(適用時期)

1. 本改正規定は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。
2. ただし、平成 23 年 12 月 31 日以前に申請する場合における附則 4、附則 16 に定める提出書類及び附則 17 別記様式に定める試験結果総括表については、改正後の規定にかかわらず、従前の例によることができる。

平成 24 年 2 月 8 日改正

(適用時期)

1. 本改正規定は、平成 24 年 2 月 8 日から施行する。
2. ただし、平成 24 年 3 月 31 日以前に申請するものについては、改正後の別添 1、別添 3、附則 4、附則 4 の 2、附則 5 及び附則 16 に定める規定にかかわらず、従前の例によることができる。

平成 24 年 2 月 16 日改正

(適用時期)

1. 本改正規定は、「低排出ガス車認定実施要領」の一部を改正する告示（平成 24 年国土交通省告示第 173 号）の施行の日から施行する。

平成 24 年 6 月 28 日改正

(適用時期)

1. 本改正規定は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。
2. ただし、平成 24 年 12 月 31 日以前に申請するものについては、改正後の附則 5 第 2 1-34 (2) 及び 31-18 に定める規定にかかわらず、従前の例によることができる。

平成 25 年 1 月 25 日改正

(適用時期)

1. 本改正規定は、平成 25 年 1 月 27 日から施行する。
2. ただし、平成 25 年 3 月 31 日以前に申請するものについては、改正後の別添 1、附則 4 及び附則 5 に定める規定にかかわらず、従前の例によることができる。

平成 25 年 5 月 10 日改正

(適用時期)

1. 本改正規定は、平成 25 年 5 月 10 日から施行する。

2. ただし、LPG 又は CNG を燃料とする自動車の燃料消費率の記載について、平成 27 年 3 月 31 日以前に申請するもの及び平成 27 年 4 月 1 日以降に変更承認申請又は変更届出を行うもの（改正項目に該当する記載内容の変更がない場合に限る。）は、改正後の別添 1 及び附則 5 に定める規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

平成 25 年 8 月 30 日改正

（適用時期）

1. 本改正規定は、平成 25 年 8 月 30 日から施行する。

（経過措置）

2. 道路運送車両の保安基準第 2 章及び第 3 章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示に基づき、細目告示「別添 10 トラック及びバスの制動装置の技術基準」又は細目告示「別添 15 トレーラの制動装置の技術基準」を適用する自動車にあっては、なお従前の例によることができる。

平成 25 年 10 月 29 日改正

（適用時期）

1. 本改正規定は、平成 25 年 10 月 29 日改正から施行する。

平成 26 年 1 月 20 日改正

（適用時期）

1. 本改正規定は、平成 26 年 1 月 20 日改正から施行する。

平成 26 年 2 月 12 日改正

（適用時期）

1. 本改正規定は、平成 26 年 2 月 12 日から施行する。

平成 26 年 3 月 24 日改正

（適用時期）

1. 本改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
2. 附則 5 については、平成 26 年 9 月 30 日までは、なお従前の例によることができる。

平成 26 年 6 月 10 日改正

（適用時期）

1. 本改正規定は、平成 26 年 6 月 10 日から施行する。
2. 第 3 号様式（諸元表）及び附則 4 については、平成 26 年 9 月 30 日までは、なお従前の例によることができる。

平成 27 年 2 月 20 日改正

（適用時期）

1. 本改正規定は、平成 27 年 2 月 20 日から施行する。
2. 別添 1 第 3 号様式、別添 4 第 3 号様式、附則 5、附則 6 に係る改正規定については、平成 27 年 8 月 20 日まで、従前の例によることができる。

平成 27 年 4 月 27 日改正

（適用時期）

1. 本改正規定は、平成 27 年 4 月 27 日から施行する。
2. 附則 5 第 2 1-26 及び 1-28 に係る改正規定について、型式指定申請又は新型届出は平成 28 年 3 月 31 日まで、変更承認申請又は変更届出は平成 30 年 8 月 31 日まで、なお従前の例によることができる。

平成 27 年 10 月 19 日改正

（適用時期）

１．本改正規定は、平成 27 年 10 月 19 日から施行する。

平成 28 年 5 月 12 日改正
(適用時期)

１．本改正規定は、平成 28 年 5 月 12 日から施行する。

平成 28 年 6 月 17 日改正
(適用時期)

１．本改正規定は、平成 28 年 6 月 18 日から施行する。

平成 28 年 8 月 31 日改正 (国自審第 893 号)
(適用時期)

１．本改正規定は、平成 28 年 8 月 31 日から施行する。

平成 28 年 10 月 7 日改正 (国自審第 1084 号、国自技第 144 号、国自環第 137 号)
(適用時期)

１．本改正規定は、平成 28 年 10 月 8 日から施行する。

平成 28 年 10 月 31 日改正 (国自審第 1188 号)
(適用時期)

１．本改正規定は、平成 28 年 10 月 31 日から施行する。

平成 29 年 2 月 9 日改正 (国自審第 1725 号、国自技第 236 号、国自環第 227 号)
(適用時期)

１．本改正規定は、平成 29 年 2 月 9 日から施行する。

平成 29 年 3 月 24 日改正 (国自審第 2007 号)
(施行期日)

１．本改正規定は、平成 29 年 3 月 24 日から施行する

平成 29 年 4 月 5 日改正 (国自審第 2089 号、国自環第 274 号)
(適用時期)

１．本改正規定は、平成 29 年 4 月 5 日から施行する。

平成 29 年 7 月 3 日改正 (国自審第 525 号、国自技第 57 号、国自環第 59 号)
(適用時期)

１．本改正規定は、平成 29 年 7 月 3 日から施行する。

平成 29 年 11 月 8 日改正 (国自審第 1357 号)
(適用時期)

１．本改正規定は、平成 29 年 11 月 8 日から施行する。

平成 30 年 1 月 12 日改正 (国自審第 1770 号)
(適用時期)

１．本改正規定は、平成 30 年 1 月 12 日から施行する。

平成 30 年 2 月 9 日改正 (国自審第 1815 号、国自技第 192 号)
(適用時期)

１．本改正規定は、平成 30 年 2 月 9 日から施行する。

平成 30 年 3 月 30 日改正 (国自審第 2288 号)
(適用時期)

1. 本改正規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

平成 30 年 6 月 29 日改正（国自審第 585 号、国自環第 45 号）
（適用時期）

1. 本改正規定は、平成 30 年 6 月 29 日より施行する。

（経過措置）

2. 平成 30 年 9 月 30 日以前に申請又は届出するもの及び平成 30 年 9 月 30 日以前の申請又は届出に係る既指定自動車型式指定申請又は変更届出を平成 30 年 10 月 1 日以降に行うものは、改正後の附則 4 に定める規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

平成 30 年 7 月 19 日改正（国自審第 692 号）
（適用時期）

1. 本改正規定は、平成 30 年 7 月 19 日より施行する。

平成 30 年 12 月 28 日改正（国自審第 1586 号、国自技第 182 号）
（適用時期）

1. 本改正規定は、平成30年12月29日より施行する。ただし附則17に係る改正規定は、平成31年1月2日より施行する。

平成 31 年 3 月 28 日改正（国自審第 2106 号、国自技第 276 号、国自環第 204 号）
（適用時期）

1. 本改正規定は、平成31年4月15日より施行する。

平成 31 年 3 月 29 日（国自審第 2105 号、国自環第 205 号）
（適用時期）

1. 本改正規定は、平成 31 年 3 月 29 日より施行する。

（経過措置）

2. 平成 31 年 8 月 31 日以前に型式指定申請、新型届出又は型式認定申請を行うもの及び平成 31 年 8 月 31 日以前の型式指定申請に係る既指定申請、新型届出に係る変更届出又は型式認定変更承認申請を平成 31 年 9 月 1 日以降に行うものであって、細目告示第 41 条第 2 項第 5 号ロ又はハが適用される自動車のうち二輪自動車に係るもの及び細目告示 243 条第 2 項第 3 号が適用される原動機付自転車にかかるものは、改正後の附則 4 又は附則 16 に定める規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

平成 31 年 4 月 1 日改正（国自審第 1981 号）
（適用時期）

1. 本改正規定は、平成31年6月30日より施行する。

令和元年 6 月 25 日改正（国自審第 352 号）
（適用時期）

1. 本改正規定は、令和元年 7 月 1 日より施行する。

令和元年 11 月 20 日改正（国自審第 1342 号）
（適用時期）

1. 本改正規定は、令和元年 11 月 20 日より施行する。

令和 2 年 1 月 30 日改正
（適用時期）

1. 本改正規定は、令和 2 年 1 月 31 日より施行する。

（経過措置）

2. 令和2年8月31日以前に申請又は届出するもの及び令和2年8月31日以前の申請又は届出に係る既指定自動車型式指定申請又は変更届出を令和3年8月31日以前に行うものは、附則5第2 29-12-2、29-16-1又は29-16-2の規定にかかわらず、従前の例によることができる。

令和2年2月27日改正（国自審第1969号）

（適用時期）

1. 本改正規定は、令和3年4月1日より施行する。

令和2年3月31日改正（国自審第2163号、国自技第261号、国自環第166号）

（適用時期）

1. 本改正規定は、令和2年4月1日より施行する。

（経過措置）

2. 令和2年3月31日以前に申請又は届出をしたものは、別添1第3、別添2第2、別添3第2及び別添4第2の規定にかかわらず、記載要領等の第1項は適用しない。
3. 令和2年8月31日以前に申請又は届出するもの及び令和2年8月31日以前の申請又は届出に係る既指定自動車型式指定申請又は変更届出を令和3年8月31日以前に行うものは、附則5第2 29-21の規定にかかわらず、従前の例によることができる。

令和2年5月29日改正

（適用時期）

1. 本改正規定は、令和2年5月29日より施行する。

令和2年8月5日改正

（適用時期）

1. 本改正規定は、道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（令和2年11月23日）より施行する。

令和2年9月1日改正

（適用時期）

1. 本改正規定は、令和2年9月1日より施行する。

令和2年9月25日改正

（適用時期）

1. 本改正規定は、令和2年9月25日より施行する。

令和2年10月30日改正

（適用時期）

1. 本改正規定は、令和3年4月1日より施行する。

令和2年12月23日改正

本改正規定は、押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係政令の一部を改正する政令の施行の日（令和3年1月1日）から施行する。

令和2年12月25日改正

（適用時期）

1. 本改正規定は、令和3年1月22日より施行する。

令和3年4月9日改正（国自審第35号）

（適用時期）

1. 本改正規定は、令和3年4月9日より施行する。

令和3年6月9日改正（国自審第516号）

(適用時期)

1. 本改正規定は、令和 3 年 6 月 9 日より施行する。

令和 3 年 9 月 30 日改正（国自審第 1196 号）

(適用時期)

1. 本改正規定は、令和 3 年 9 月 30 日より施行する。

令和 3 年 11 月 30 日改正（国自審第 1515 号）

(適用時期)

1. 本改正規定は、令和 3 年 11 月 30 日より施行する。

令和 4 年 1 月 7 日改正（国自審第 1699 号国自整第 225 号）

(適用時期)

1. 本改正規定は、令和 4 年 1 月 7 日より施行する。

令和 4 年 3 月 31 日改正（国自審第 2330 号）

(適用時期)

1. 本改正規定は、令和 4 年 3 月 31 日より施行する。

(経過措置)

2. 本改正規定中、附則 7 及び附則 7 の 2 に係る改正規定については、当分の間、なお従前の例によることができる。

令和 4 年 6 月 22 日改正（国自審第 622 号）

(適用時期)

1. 本改正規定は、令和 4 年 6 月 22 日より施行する。

令和 4 年 10 月 7 日改正（国自審第 1512 号）

(適用時期)

1. 本改正規定は、令和 4 年 10 月 7 日より施行する。

令和 4 年 12 月 23 日改正（国自審第 2168 号）

(適用時期)

1. 本改正規定は、令和 4 年 12 月 23 日より施行する。
2. 本改正規定中、附則 7－5 付表 2－2 及び附則 7－6 の 1. (7) オについては令和 5 年 1 月 4 日、別添 1 第 3 号様式の警報装置欄及び附則 5 の 25－3 から 25－5 については令和 5 年 1 月 19 日より適用する。
3. 本改正規定中、別添 1 第 3 号様式中の灯火装置、附則 5 第 1 なお書き、同附則第 2 24 ((4)(ア)を除く。)、附則 6 別記様式 1、同附則別記様式 2、附則 17 別表第 1 21(13) 及び同附則別記様式 21(13) の最高速度表示灯については道路交通法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 32 号）附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日から適用する。

(経過措置)

4. 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 4 年国土交通省告示第 1040 号）による改正前の細目告示別添 42 に適合する自動車は、本改正規定による改正前の附則 7 の規定を適用する。

(準備行為)

5. 道路交通法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 32 号）附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日前においても、最高速度表示灯の保安基準（道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（令和 4 年国土交通省令第 91 号）による改正後の道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 66 条の 17 に定める基準をいう。）に適合する最高速度表示灯を備える特定小型原動機付自転車は、別添 1 第 3 号様式中の灯火装置、附則 5 第 1 なお書き、同附則第 2 24 ((4)(ア)を除く。)、附則 6 別記様式 1、同附則別記様式 2、附則 17 別表第 1 21(13) 及び同附則別記様式 21(13) を適用することができる。

令和 5 年 5 月 30 日改正（国自審第 265 号）

（適用時期）

1. 本改正規定は、令和 5 年 6 月 30 日より施行する。ただし、別添 1 第 3 号様式の視野確保装置、附則 5 第 2 26 及び附則 6 の改正規定については、令和 5 年 6 月 8 日より施行する。

令和 5 年 6 月 30 日改正（国自審第 391 号）

（施行期日）

1. 本改正規定は、令和 5 年 7 月 1 日より施行する。

令和 5 年 9 月 25 日改正（国自審第 1019 号）

（適用時期）

1. 本改正規定は、令和 5 年 9 月 25 日より施行する。

令和 5 年 9 月 25 日改正（国自総第 193 号）

（施行期日）

1. 本改正規定は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2. 本改正規定の施行の際現にある本改正規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

令和 5 年 12 月 21 日改正（国自審第 1797 号）

（適用時期）

1. 本改正規定は、令和 5 年 12 月 21 日より施行する。

令和 6 年 1 月 5 日改正（国自審第 1824 号）

（適用時期）

1. 本改正規定は、令和 6 年 1 月 5 日より施行する。

令和 6 年 6 月 14 日改正（国自審第 539 号）

（適用時期）

1. 本改正規定は、令和 6 年 6 月 15 日より施行する。

令和 6 年 9 月 20 日改正（国自審第 1291 号）

（適用時期）

令和 6 年 11 月 13 日改正改正（国自審第 1701 号）

（適用時期）

1. 本改正規定は、令和 6 年 11 月 13 日より施行する。

令和 6 年 12 月 25 日改正改正（国自審第 2170 号）

（適用時期）

1. 本改正規定は、令和 7 年 1 月 10 日より施行する。

令和 7 年 2 月 28 日改正改正（国自審第 2692 号）

（適用時期）

1. 本改正規定は、令和 7 年 2 月 28 日より施行する。

令和 7 年 3 月 31 日改正改正（国自審第 2867 号）

（適用時期）

1. 本改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。ただし、別添 1 別表 16 及び附則 4 別表第 1 整理番号 20 に定める規定については、令和 8 年 4 月 1 日より施行する。

2. 令和8年3月31日以前に型式指定申請を行うものは、改正後の別添1 第3号様式の1及び附則4 別表第1 整理番号4 構造・装置の概要説明書に定める規定に関わらず、従前の例によることができる。
3. 令和7年4月1日以降に既指定自動車型式指定申請を行うものは、改正後の別添1 第3号様式の1及び附則4 別表第1 整理番号4 構造・装置の概要説明書に定める規定に関わらず、当分の間、従前の例によることができる。

令和7年6月17日改正（国自審第516号）

（適用時期）

1. 本改正規定は、令和7年6月17日より施行する。
2. ただし、改正後の別添1 第6及び附則4 別表第1 整理番号12の規定については、令和8年1月1日から施行する。
3. 令和8年3月31日以前に型式指定申請を行うものは、改正後の別添1 第3号様式の2に定める規定に関わらず、従前の例によることができる。
4. 令和7年6月17日以降に既指定自動車型式指定申請を行うものは、改正後の別添1 第3号様式の2に定める規定に関わらず、当分の間、従前の例によることができる。
5. 令和7年6月16日以前に申請したものについては、改正後の附則16、附則17に定める規定にかかわらず、従前の例によることができる。

令和7年9月26日改正（国自審第1305号）

（適用時期）

1. 本改正規定は、令和7年9月26日より施行する。
2. ただし、改正後の別添1 第6の規定については、令和8年1月1日から施行する。
3. 令和8年3月31日以前に型式認定申請を行うものは、改正後の別添3 別表 備考1に定める規定に関わらず、従前の例によることができる。
4. 令和7年9月26日以降に型式認定変更承認申請を行うものは、改正後の別添3 別表 備考1に定める規定に関わらず、当分の間、従前の例によることができる。

令和8年1月9日改正（国自審第2150号）

（適用時期）

1. 本改正規定は、令和8年1月11日より施行する。ただし、附則5の2 別紙1及び別表1－2に定める規定については、令和8年4月1日より施行する。